

ドイツ決算監査制度の特質とその基盤構造の研究-1998年KonTraGに基づく制度改革によせて-

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2015-08-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小松, 義明 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/17468 |

明治大学大学院商学研究科
2014年
博士学位請求論文

ドイツ決算監査制度の特質とその基盤構造の研究
—1998年 KonTraG に基づく制度改革によせて—

A Study on the Characteristics and
the Fundamentals of Auditing in Germany:
Focused on Institutional Reforms by KonTraG in 1998

学位請求者

小 松 義 明

ドイツ決算監査制度の特質とその基盤構造の研究
—1998年 KonTraG に基づく制度改革によせて—

—目次—

ページ

| | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|----|
| 序章 | ドイツ決算監査制度の特質と基盤構造へのアプローチ | 1 |
| 第1節 | ドイツの決算監査制度の特質—研究の目的と対象 | 1 |
| 第2節 | ドイツの決算監査制度分析の前提—研究方法とアプローチ | 2 |
| 第3節 | 決算監査人の監査役会支援機能 | 3 |
| 第4節 | 論文構成 | 7 |
| | | |
| 第I部 KonTraG の意義付けと決算監査制度の形式構造 | | |
| | | |
| 第1章 | 会計報告の国際化と KonTraG の成立 | 13 |
| 第1節 | ドイツにおける会計報告の国際化 (KonTraG の成立まで) | 13 |
| 第2節 | ドイツにおける企業スキャンダル (1990年代) | 17 |
| 第3節 | KonTraG の改正内容 | 19 |
| 第4節 | 小括 | 27 |
| | | |
| 第2章 | KonTraG 後の改革—エンフォースメントの展開— | 29 |
| 第1節 | ドイツにおける会計報告の国際化 (KonTraG の成立後) | 29 |
| 第2節 | ドイツの会計報告—エンフォースメントの展開 | 35 |
| 第3節 | エンフォースメントの仕組み | 38 |
| 第4節 | 小括 | 42 |
| | | |
| 第3章 | KonTraG による重要な改正点の意義とその評価 | 45 |
| 第1節 | 理由書による KonTraG の重要条文の意義 | 45 |
| 第2節 | KonTraG の評価 | 54 |
| 第3節 | 小括 | 66 |
| | | |
| 第4章 | ドイツにおける決算監査制度—監査基準にみる決算監査の目標と一般原則— | 71 |
| 第1節 | ドイツ監査基準の動向 | 72 |
| 第2節 | IDW PS 200 「決算監査の目標と一般原則」 | 76 |
| 第3節 | 決算監査の実施原則 | 83 |
| 第4節 | 小括—ドイツ監査基準の特質 | 87 |
| 第5節 | ドイツ監査基準の展望 | 89 |

第Ⅱ部 ドイツ監査基準にみる監視システムの展開

| | | |
|-----|-----------------------------|-----|
| 第5章 | 監視システムの経営経済的概念—Lückの所論によせて— | 97 |
| 第1節 | 問題設定—監視システムの導出 | 97 |
| 第2節 | リスク・マネジメント・システム設置の必要性 | 99 |
| 第3節 | 内部監視システム | 103 |
| 第4節 | コントローリング | 105 |
| 第5節 | 早期警告システム | 109 |
| 第6節 | 小括—監視システムと決算監査 | 113 |
| 第6章 | ドイツ監査基準にみる内部統制システムの概念 | 115 |
| 第1節 | 内部監視システムの導出 | 115 |
| 第2節 | 内部統制システムの概念 | 116 |
| 第3節 | 小括—ドイツにおける内部統制の特質— | 121 |
| 第7章 | ドイツにおけるリスク・マネジメントの監査 | |
| | —監査基準360号にみるリスク早期認識システムの概念— | 123 |
| 第1節 | 監査対象としてのリスク・マネジメント | 123 |
| 第2節 | 監査対象としてのリスク早期認識システム | 127 |
| 第3節 | リスク早期認識システムと内部統制システム | 129 |
| 第4節 | リスク早期認識システムの監査 | 132 |
| 第5節 | 監査報告 | 134 |
| 第6節 | リスク早期認識システムの問題性 | 136 |
| 第7節 | 小括 | 137 |

第Ⅲ部 ドイツ監査報告制度の変革

| | | |
|-----|--|-----|
| 第8章 | 監査報告書および監査証明「確認の付記」の変革動向 | 141 |
| 第1節 | 問題設定 | 141 |
| 第2節 | 決算監査人による「存続リスク」と「将来の発展のリスク」発見の必要性 | 143 |
| 第3節 | 企業の存続の安定性に関する貸借対照表信頼性格付け | 146 |
| 第4節 | 監査報告書および確認の付記におけるリスクの記述 | 152 |
| 第5節 | 小括 | 157 |
| 第9章 | ドイツにおける監査証明「確認の付記」の変革—IDW監査基準400号を中心として— | 159 |
| 第1節 | 確認の付記の位置付けと構成要素 | 160 |
| 第2節 | 決算監査人の判断 | 163 |
| 第3節 | 国際監査基準と確認の付記 | 168 |

| | | |
|-----|------------------|-----|
| 第4節 | 法規定と監査基準の改正状況 | 171 |
| 第5節 | 小括—法規定と監査実務の相互作用 | 173 |

第IV部 ドイツ決算監査制度の基盤構造

第10章 ドイツ決算監査制度研究のアプローチ

—Hackethal/Schmidtの「金融システムと補完性」によせて— 185

| | | |
|-----|-----------------------|-----|
| 第1節 | 問題設定 | 185 |
| 第2節 | 基本概念 | 187 |
| 第3節 | 現実の金融システムの特徴としての補完性 | 190 |
| 第4節 | 補完的な要素のシステムとしての金融システム | 205 |
| 第5節 | 小括 | 210 |

第11章 ドイツにおける金融システムの特質 211

| | | |
|-----|--------------------------|-----|
| 第1節 | ドイツの金融システム | 212 |
| 第2節 | ドイツ金融システムの特徴(1)—制度的アプローチ | 215 |
| 第3節 | ドイツ金融システムの特徴(2)—機能的アプローチ | 218 |
| 第4節 | 小括—ドイツ金融システムの特質 | 223 |

第12章 金融システムにおける会計の役割 229

| | | |
|-----|----------------------------|-----|
| 第1節 | 問題設定 | 229 |
| 第2節 | 金融システムの制度的フレームワーク | 231 |
| 第3節 | ドイツ会計へのインプリケーション | 234 |
| 第4節 | 制度的分析(1)—会計規制の目的 | 235 |
| 第5節 | 制度的分析(2)—外部投資家が利用可能な情報システム | 239 |
| 第6節 | 制度的分析(3)—私的情報システム | 241 |
| 第7節 | 実証的分析 | 243 |
| 第8節 | 小括 | 245 |

第13章 ドイツのコーポレート・ガバナンスの特質 247

| | | |
|-----|----------------------------|-----|
| 第1節 | ドイツのコーポレート・ガバナンスの特質 | 247 |
| 第2節 | ドイツ金融システムとコーポレート・ガバナンスとの関係 | 255 |
| 第3節 | 小括 | 257 |

第V部 決算監査人の支援機能の進化—問題指向的監査報告書の展開—

| | | |
|-----------|---|-----|
| 第14章 | 2001年TransPuGによる改正商法典第321条の規定内容 | 263 |
| 第1節 | TransPuG 理由書の各論による商法典第321条の概要 | 263 |
| 第2節 | Baumbach/Hoptのコメントールによる商法典第321条の概説 | 266 |
| 第3節 | 小括 | 271 |
| 第15章 | 監査基準にみる監査報告書の実務状況—IDW PS 450による記載事項の分析— | 273 |
| 第1節 | IDW PS 450にみる決算監査人の支援機能 | 273 |
| 第2節 | 監査報告書の作成に関する一般原則 | 274 |
| 第3節 | 監査報告書の記載事項 | 276 |
| 第4節 | 小括—問題指向的監査報告 | 289 |
| 第16章 | 問題指向的監査報告書の展開—Gross /Möllerの所説を中心として— | 293 |
| 第1節 | 説明報告義務（商法典第321条第1項第3文） | 293 |
| 第2節 | 会計報告の正規性に関する報告（商法典第321条第2項第1文および第2文） | 296 |
| 第3節 | 総合的言明のための報告（商法典第321条第2項第3文から第5文） | 296 |
| 第4節 | 小括 | 302 |
| 終章 | ドイツ決算監査制度の特質とその基盤構造 | 305 |
| 第1節 | KonTraGによる決算監査制度改革 | 305 |
| 第2節 | ドイツ決算監査制度の基盤構造 | 307 |
| 第3節 | 決算監査人の支援機能の進化 | 309 |
| 第4節 | 支援機能の質的变化の意義 | 310 |
| 資料1 | 翻訳：IDW PS 340号 | |
| | ・商法典第317条第4項に従ったリスク早期認識システムの監査 | 319 |
| 資料2 | 翻訳：IDW PS 450号 | |
| | ・決算監査における正規の報告の諸原則 | 327 |
| 資料3 | 日本におけるドイツ監査研究文献（論文） | 351 |
| 引用・参考文献一覧 | | 363 |

〔略語表〕

| | | |
|---------|---|----------------------|
| AICPA | American Institute of Certified Public Accountants | 米国公認会計士協会 |
| APAK | Abschlussprüferaufsichtskommission | 決算監査人監督委員会 |
| BaFin | Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht | 連邦金融監督庁 |
| BilMoG | Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz | 貸借対照表法現代化法 |
| BilReG | Bilanzrechtsreformgesetz | 貸借対照表法改革法 |
| BiRiLiG | Bilanzrichtliniengesetz | 貸借対照表指令法 |
| BörsG | Börsengesetz | 取引所法 |
| DCGK | Deutscher Corporate Governance Kodex | ドイツ・コーポレート・ガバナンス規準 |
| DRS | Deutscher Rechnungslegungs Standard | ドイツ会計基準 |
| DRSC | Deutsches Rechnungslegung Standards Committee e.V. | ドイツ会計基準委員会 |
| GoA | Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung | 正規の決算監査の諸原則 |
| GoB | Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung | 正規の簿記の諸原則 |
| HGB | Handelsgesetzbuch | 商法典 |
| IAASB | International Auditing and Assurance Standards Board | 国際監査・保証基準審議会 |
| IAS | International Accounting Standard | 国際会計基準 |
| IASB | International Accounting Standards Board | 国際会計基準理事会 |
| IFAC | International Federation of Accountants | 国際会計士連盟 |
| IDW | Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V. | ドイツ経済監査士協会 |
| IDW PH | IDW Prüfungshinweis | IDW 監査指針 |
| IDW PS | IDW Prüfungsstandard | IDW 監査基準 |
| IDW RH | IDW Rechnungslegungshinweis | IDW 会計報告指針 |
| IDW RS | IDW Stellungnahme zur Rechnungslegung | IDW 会計専門意見書 |
| IFRS | International Financial Reporting Standard | 国際財務報告基準 |
| ISA | International Standard on Auditing | 国際監査基準 |
| KonTraG | Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich | 企業領域における統制と透明性に関する法律 |
| US GAAP | United States-Generally Accepted Accounting Principles | 米国の一般に認められた会計原則 |
| US GAAS | United States-Generally Accepted Auditing Standards | 米国の一般に認められた監査基準 |
| WpHG | Wertpapierhandelsgesetz | 有価証券取引法 |
| WPK | Wirtschaftsprüferkammer | 経済監査士会議所 |
| WPO | Wirtschaftsprüferordnung | 経済監査士法 |

序章

ドイツ決算監査制度の特質と基盤構造へのアプローチ

第1節 ドイツの決算監査制度の特質—研究の目的と対象

ドイツ連邦共和国（以下、ドイツと略称する。）における経済監査士（Wirtschaftsprüfer）による決算監査（Abschlussprüfung）制度の特質はなにか。その特質は、いかなる構造を基盤としているか。また、かかる基盤構造はいかなる要素が中心を形成し、他の諸要素と相互作用を伴い成立しているか。以上の点を解明するのが本研究の目的である。

この目的を達成するための研究対象は1998年の「企業領域における統制と透明性に関する法律」（以下、KonTraGと略称する。）により開始された決算監査制度の改革である。ドイツ企業が国際的な資本市場においてより一層の資金調達を行うようになったことを背景にして、経営者は市場参加者と企業政策および企業発展を始めとする全ての領域において、より多くの透明性および公開性について十分にコミュニケーションを図ることが必要となる。企業の外部に対して、リスク指向および将来指向の情報に基づく会計報告およびその結果に伴って生じる決算監査人による判断と監査証明の付与は、国際的な資本市場における投資家にその意思決定を容易にするよう手助けし、公衆の情報欲求を満たすことに貢献する。KonTraGによる新规定は、かかる観点からの改革を目的とするものである。その一方で更に注目すべきことは、企業内部のコントロール・システムに関する新规定が設けられたことである。ドイツにおける会社機構の二元的システムを維持しながら、企業内部のコントロール・システムの強化が図られたのである。その一環として、監査役会と決算監査人との協力関係が改めて注目され、決算監査人による監査役会に対する企業内部の報告が著しく強化された。

以上のように、同時に進行する企業外部および内部の改革において極めて重要な役割を担うのが決算監査人である。1998年のKonTraGを起点とする決算監査制度の改革を取り上げる理由はこの点にある。その際、KonTraGについて直接の考察対象として、学説および監査基準（実務）で展開された「監視システム」、「リスク早期認識システム」、「内部統制システム」といった概念および決算監査人による監査手続および監査報告の伝達内容とその方法を取り上げる。

また、本研究での研究対象の時期設定を1990年代後半から2000年代前半までとする。KonTraGの施行に合わせた時期設定は、この改革によってドイツ決算監査制度の特質が顕著に現れていると認識するからに他ならない。

ところで、監査制度のような社会的制度について、それを単独で分析しても、その特質を十分に解明することはできない。そこには存立の基盤となる構造があるはずである。つまり、基盤構造の解明なしには、ドイツの決算監査制度の特質を明らかにすることはできないのである。いうまでもなく、

会計および監査制度に影響を与えるのは経済現象である。本書では特にそれを金融システムとして捉え、考察対象に据える。また、それと密接に関係を有し影響を与える企業の資金調達、会計制度およびコーポレート・ガバナンスも考察の対象とする。

それでは、ドイツの決算監査制度の特質はなにか。本研究では、「決算監査人の監査役会支援機能」として捉える。この機能は、ドイツの監査基準による監査制度の形式構造に見出すことができる。本研究は、金融システムを決算監査制度の基盤であると位置付ける。決算監査人の監査役会支援機能は金融システムの要請から生じるのである。金融システムはそのサブシステムたる企業の資金調達、会計制度およびコーポレート・ガバナンスから構成される。これらのサブシステムが良好な適合関係にあり継続していれば、金融システムに一貫性が生まれる。金融システムから発現された特質は決算監査制度に影響を与える。すなわち、決算監査人（Abschlussprüfer）の監査報告書（Prüfungsbericht）による監査役会の支援機能となり具体化され、決算監査制度の特質として発現されるのである。次章以下の分析はすべて、かかる認識の具体的な内容を提示することに向けられている。決算監査人の支援機能は本章の第3節で導出する。

第2節 ドイツの決算監査制度分析の前提—研究方法とアプローチ

(1) 決算監査制度改革の背景の概略

ドイツにおける年度決算書（Jahresabschluss）は貸借対照表、損益計算書および附属説明書であり、年度決算監査は会計帳簿を含む年度決算書および状況報告書（Lagebericht）をその対象とする。法定の決算監査において、決算監査人により「監査報告書」および「確認の付記（Bestätigungsvermerk）」の提出が義務付けられている。監査報告書は監査役会に対して提出される。この監査報告書は、決算監査人により決算監査の詳細な結果が記述されることになるため、企業内部用の情報手段と位置づけることができる。他方、確認の付記は年度決算書と共に企業外部の不特定多数の受け手に対して公表されるように規定されているのであり、外部公表用の情報手段として監査報告書よりも簡潔な情報が伝達されることになる。

以上を前提として、KonTraGをつうじた商法典（HGB）および株式法（AktG）の改正による諸規制は、企業に対して組織的にリスクを把握しかつ報告する義務を課している。すなわち、株式会社（Aktiengesellschaft）の取締役は、状況報告書において「将来の発展のリスク」を明確に報告しなければならないのである。これに関連して公的に株式を上場している企業において、取締役はリスク・マネジメント・システムと監視システムを設置し、将来の発展のリスクを突き止めるよう求められたのである。企業に求められる新たな義務に対応するため、年度決算監査における監査の対象と範囲、監査報告書および確認の付記の諸規制も改正されたのである。

(2) 研究方法

決算監査制度の改革を考察するにあたり、まずドイツの商法典、株式法等の条文から制度の状況を提示する。また、ドイツ経済監査士協会（IDW）の公表する監査基準（PS）（以下、IDW PSと略称する。）から監査実務の状況を観察する。同時に専門的な書籍および雑誌に掲載された学説も分析の対

象とする。

本研究では、「コーポレート・ガバナンス」を中心として、「企業の資金調達」および「会計制度」をドイツ監査制度の基盤と捉える。これらの社会的な制度の諸要素を分析するにあたり、「システム」という用語を限定して用いている。すなわち、システムとは、単に諸要素の集合とその関係というだけでなく、主たる要素間に補完性があり、かつ一貫性があるものという意味で用いている。その場合、補完性は、あるシステムの要素の間の関係を示す。一方、一貫性は、補完的な諸要素が所与の目的を最大化することによって特定の価値を獲得する、システム全体の特質を示している。

(3) 条文・規定番号および用語の表記

周知のように、2004年「貸借対照表法改革法」(BilReGと略称される。)、2009年「貸借対照表法現代化法」(BilMoGと略称される。)など、ドイツにおいて会計および監査制度の改革は急速に進展している。したがって、新たな改革による関連規定の改正が進んでいる。本書の本文および注の記述においては、根拠となる法律の条文、会計および監査基準の各規定番号を明示する際に、考察の対象とした文献の記述とその論理にしたがうため、関連規定の改正に対応した修正を施していない場合がある。なお、考察を進めるにあたり重要な変更に関しては必要に応じて言及している。

また、本稿では、決算監査制度を説明する際に、決算書、コンツェルン決算書、決算監査という用語を用いている。それぞれ、財務諸表、連結財務諸表、財務諸表監査という用語との対応関係がある。しかし、本書においては、これらの用語以外にも、これまでの先行研究と原語を尊重した用語を用いている。

第3節 決算監査人の監査役会支援機能

ここで、決算監査人の監査役会支援機能を定義付けよう。本研究は、既述のようにこの機能を考察の中心に位置付けているためである。

(1) 監査役会の役割

株式会社に於いてドイツのコーポレート・ガバナンス・システムは、業務執行と監督とを明確に分ける、いわゆる二元的システム (two-tier system) ⁽¹⁾として特徴付けられる。図表序章-1にみられるように、株主総会によって監査役が選任され(株式法第101条第1項)、当該監査役が構成する監査役会 (Aufsichtsrat) によって取締役 (Vorstand) を選任するという関係にある(株式法第84条第1項) ⁽²⁾。取締役は、株式会社の業務執行および代表のための機関である(株式法第76条第1項、第78条第1項) ⁽³⁾。監査役会は業務執行を監督する機関である(株式法第111条第1項) ⁽⁴⁾。

ここでは、共同決定法 (Mitbestimmungsgesetz) の適用会社、つまり従業員数が2,000人以上であつ

⁽¹⁾ Köhler et al. (2008), p.114.

⁽²⁾ 松井 (2012), 25-26 頁。

監査役会の重要な権限の一つとして、取締役を選解任する権限が挙げられる (高橋 (2012), 167 頁)。また株主総会の法定決議事項に、取締役および監査役会構成員の責任解除の決議がある (株式法第 119 条第 1 項第 3 号) (高橋 (2012), 201 頁)。

⁽³⁾ 高橋 (2012), 143 頁。

⁽⁴⁾ 高橋 (2012), 163 頁。

て、監査役会に株主代表監査役と労働者代表監査役が同数存在する株式会社を想定しよう⁽⁵⁾。株主代表監査役は、株主総会において選任され（株式法第101条第1項）⁽⁶⁾、労働者代表監査役は、対象企業の労働者から選ばれる監査役と労働組合から選ばれる監査役の2つがある（共同決定法第7条第2項）⁽⁷⁾。監査役会は、親会社および従業員や労働組合のようなさまざまな利害関係者によって有効な監視が保証されていると考えられる⁽⁸⁾。たとえば、少なくとも、2,000人を超える従業員のいる株式会社においては監査役構成員20人となるが、その半数が労働者の代表となる（共同決定法第7条第1項第3号）⁽⁹⁾。

また取締役の業務執行権限を監査役会に委ねることはできないが、定款の記載または監査役会の決定により、一定の取引について監査役会の承認を得た場合にのみ行うことができる（株式法第111条第4項）⁽¹⁰⁾。

加えて、監査役会は、取締役が責任を負う年度決算書類を監査し、株主総会に報告する義務を負う（株式法第170条以下）⁽¹¹⁾。監査役の監査は後述のように、決算監査人の決算書類の監査結果を基に行われる⁽¹²⁾。

(2) 監査役会支援機能の意義

決算監査人は、株主総会により選任される（商法典第318条第1項）。決算監査人の選任の直後、監査役会は会社を代表して決算監査人と監査の委任を含む監査契約を締結する⁽¹³⁾。決算監査人の監査結果は監査証明たる確認の付記として外部に公表される（商法典第322条）。また、既述のように監査結果が長文式の監査報告書として監査役会に提出される（商法典第321条）（以下、単に監査報告書と表現する）。このことから、決算監査人は外部利害関係者の観点から決算書の信頼性に貢献するだけではない。決算監査人は、監査報告書をつうじて監査役会の監督機能を強化する役割があるのである⁽¹⁴⁾。このことを以下Hommelhoff /Mattheusの所説によってみていこう。

決算監査人は、会計報告の適法性 (Rechtmäßigkeit) および正規性 (Ordnungsmäßigkeit) の監査ならびに監査報告書による監査役会への詳細な報告によって、監督機関を支援する専門家として機能し、それによって内部（株式法上の）企業規制の中に積極的な機能の担い手として組み入れられている⁽¹⁵⁾。かかるシステムにおいて、決算監査人は監査役会を、とりわけその会計報告の監督 (Überwachung)（株式法第171条第1項）に際して、支援し情報提供することによって支持するのである。監査報告書における監査結果の詳細な報告は、監査役会員に彼等自身の監督任務を果たすことができるように

⁽⁵⁾ 松井によれば、共同決定法（ないし3分の1共同決定法）の適用される企業により、監査役会はその様相が相当に異なるためである（松井（2012），30頁）。

⁽⁶⁾ 松井（2012），30頁。

⁽⁷⁾ 松井（2012），30頁。

⁽⁸⁾ Köhler et al. (2008), p.114.

⁽⁹⁾ 高橋（2012），168頁。

⁽¹⁰⁾ 松井（2012），31頁，高橋（2012），164頁。

⁽¹¹⁾ 高橋（2012），164頁。なお、年度決算書は、原則として監査役会の承認により確定する（株式法第172条）。

⁽¹²⁾ Köhler et al. (2008), p.115.

⁽¹³⁾ 高橋（2012），285頁。

⁽¹⁴⁾ Köhler et al. (2008), p.115.

⁽¹⁵⁾ Hommelhoff/Mattheus (2009), S. 645.

するのである⁽¹⁶⁾。ここではこのような機能を決算監査人の支援機能 (Unterstützungsfunktion)⁽¹⁷⁾と定義する。

ところで監査役会には以前より企業経営の全般にわたる監督義務が課されている (株式法第111条第1項)。つまり会計報告の監査は中心であるとはいえ、監査役会に課された監督義務の一要素にすぎない。さらに、株式法第171条第1項による監査役会による会計報告の監査は、年次計算書の法遵守性、定款遵守性および正規性だけでなく、年次計算書の目的遵守性 (Zweckmäßigkeit) もまた含んでいる⁽¹⁸⁾。その場合、貸借対照表作成上の裁量余地 (Bilanzierungsspielräumen) を行使する場合の適切性、つまり貸借対照表政策 (Bilanzpolitik)、あるいは企業の発展にそのつど少なからず反対の作用を持ち得る利益分配および年度剰余の積み立てがとりわけ重要である。したがって、確かに決算監査人の任務が内容上監査役会の任務と重なっているとはいえ、監査役会は、決算監査が存在しその結果として監査報告書が提出されているにもかかわらず、企業経営の年次報告書を自立して自己の責任の下に監査し判断を形成しなければならないことを意味する⁽¹⁹⁾。したがって、決算監査人の支援機能は、決算監査の結果である監査報告書により、監査役が自立して形成すべき判断⁽²⁰⁾について、監査役を支援するという点に意義がある。またこの機能は、監査役会の会計会議 (Bilanzsitzung) またはその監査委員会 (Prüfungsausschuss) において (株式法第171条第1項第1文)、決算監査人が参加し報告する義務まで続くのである。決算監査人の監査報告書による報告義務を規定している商法典第321条は広範囲の情報機能、すなわち監査役会への支援機能を顧慮したものである⁽²¹⁾。

図表1にみられるように、監査契約の締結および特別の監査領域における追加の監査事項の決定は監査役会の責任の下にある。また、監査報告書の受取人は、取締役ではなく監査役会である⁽²²⁾。以上のことから決算監査人に監査役会支援が期待されているのである。

⁽¹⁶⁾ Ebd., S. 645.

⁽¹⁷⁾ Ebd., S. 645. なお Hommelhoff/Mattheus は、決算監査人の支援機能を内部コーポレート・ガバナンス (Interne Corporate Governance) と位置づけている。

⁽¹⁸⁾ Ebd., S. 645-646.

⁽¹⁹⁾ Ebd., S. 646. Hommelhoff/Mattheus は、これを「独立の監査および判断形成の原則」 (Prinzip selbständiger Prüfung und Urteilsbildung) と表現している。

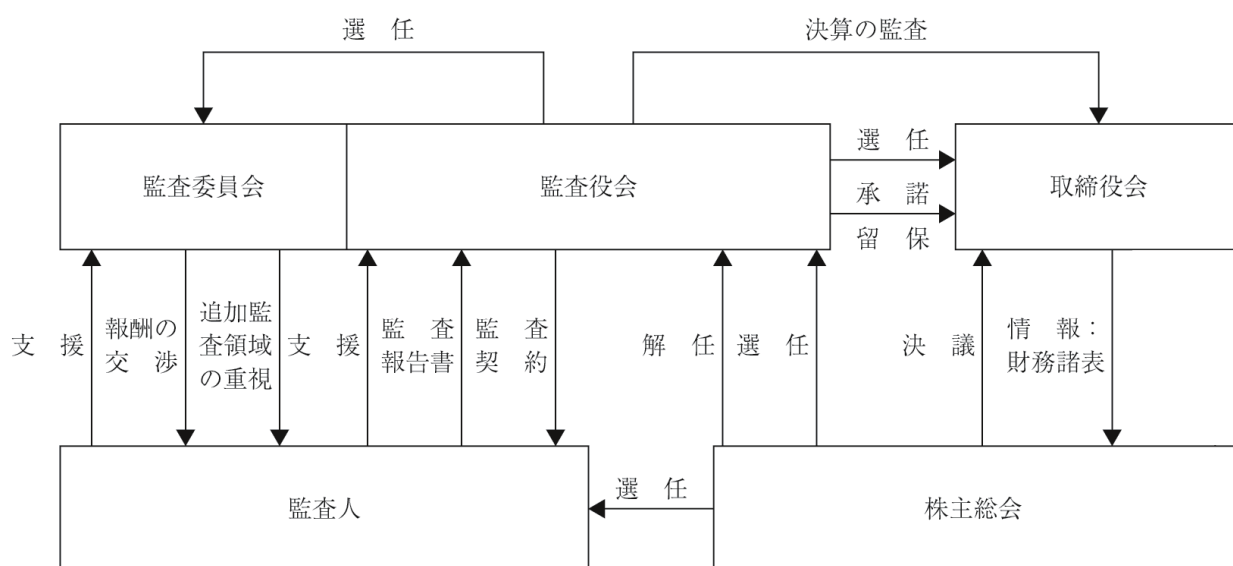
⁽²⁰⁾ Hommelhoff/Mattheus は、会計報告に関する法遵守性 (Gesetzmäßigkeit) の判断であることを示している (Ebd., S. 646.)。

⁽²¹⁾ Ebd., S. 646.

⁽²²⁾ Köhler et al. (2008), p.115. また商法典第321条第5項の規定より、IDW PS 450の第117項は次のように規定している。

「署名された監査報告書は、法定代表者に提出される (商法典第321条第5項第1文)。監査役会が監査契約を締結している場合 (株式法第2項第3文)、商法典第321条第5項第2文により監査報告書は監査役会に提出されなければならない。ただし、その前に取締役にあらかじめ意見を表明する機会が与えられている。決算監査人は、監査役会議長に監査報告書を引き渡すことによって提出義務を果たす。かかる監査報告書はさらに他の監査役会構成員に渡される。監査役会議長との調整のうえで、監査報告書の最終的なものが取締役会に渡されることが勧告される」。

図表序章-1 ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス体制



(出所) Köhler et al. (2008), p.114. なお筆者により一部修正がある。

なお、上場株式会社に対しては、2002年に発行されたコーポレート・ガバナンス原則 (Deutscher Corporate Governance Kodex, 以下DCGKと略称する。)の定める準則が適用となる⁽²³⁾。DCGKにおける勧告によって、多くのドイツの上場企業は、監査役会の委員会 (Aufsichtsgremien) を設立したが⁽²⁴⁾、図表1にみられるようにその職務の中には、決算監査の重点の設定と決算監査人の報酬に関する事項⁽²⁵⁾があることは注目される。

図表1は、決算監査人が監査役会および監査委員会に支援をすることを明示している。この支援機能は、IDW監査基準第450号「決算監査における正規の報告の諸原則」⁽²⁶⁾ (以下、IDW PS 450と略称する。)においてもその第1項において、序文として明記されている。すなわち、

「監査報告書において、決算監査人は、とりわけ監督に責任がある企業の機関のために、監査の対象、方法および範囲ならびに監査における発見事項および結果について要約する。その場合、監査報告書は、重要な監査上の確認事項および結果の文書化を通して、企業の監視を支援する任務がある。」

⁽²³⁾ この原則は上場会社に対して直接に法的拘束力を有するものではない。ただし、当該原則に従わない場合、その理由を説明するよう求められている (株式法第161条第1項) (松井 (2012), 26頁)。

⁽²⁴⁾ ドイツの監査委員会は、一元的 (one-tier) コーポレート・ガバナンス体制とは際立った違いをみせている。Köhler et al. によれば、決定事項を単一の監査役会構成員または委員会に委任することは一般に禁じられている (株式法第107条第3項)。したがって、ドイツの監査委員会は、監査役会の決定の前の予備的業務または監査報酬といった伝達業務を引き受けるにすぎない。その点で米国における監査委員会の業務の範囲は、ドイツのそれよりも広いことを意味している。また、米国と異なり、ドイツの監査委員会は、コーポレート・ガバナンスにおける監督機関を構成するのではなく、むしろ、監査役会内の資源を束ねかつ分業を促進することによって、効率的な監督を強化するための役割がある (Köhler et al (2008), p.115)。

⁽²⁵⁾ 高橋 (2012), 186-187頁。監査役会は、その中に、各種の委員会を設置することができる (株式法第107条第3項第1文)。かかる委員会として監査委員会がある (高橋 (2012), 187頁)。

⁽²⁶⁾ Grundsätze ordnungsmäßiger Berichterstattung bei Abschlussprüfungen (IDW PS 450)。

ここでは、IDWの中央専門委員会 (HFA) により改正され2003年9月29日に成立した基準を前提としている。

本序文において職業団体の見解として、監査報告書の目的が、決算監査人の監査役会支援機能であることが表明されていることは改めて注目される。

以下の各章において、決算監査人の監査役会への支援機能の具体的な内容を提示しその特質を析出する。

第4節 論文構成

(1) 論文の全体構造

本論文は、以下の5部から構成されている。

第Ⅰ部 KonTraGの意義付けと決算監査制度の形式構造

第Ⅱ部 ドイツ監査基準にみる監視システムの展開

第Ⅲ部 ドイツ監査報告制度の変革

第Ⅳ部 ドイツ決算監査制度の基盤構造

第Ⅴ部 決算監査人の支援機能の進化—問題指向的監査報告書の展開—

まず、第Ⅰ部は、最初にドイツにおける1990年代から2010年代に至る会計報告の国際化の現状を示す。ここには資本市場の要請によるエンフォースメントも含まれる。その一方で、KonTraGによる株式法および商法典の改正の中から、企業内部のガバナンスに関する規定を取り上げ、本研究において重要となる規定の内容を示し、ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスにおける決算監査の改革とその意義付けを行う。

それを踏まえて、第Ⅱ部では、KonTraGによって規定され、監査対象となった監視システムについて、監査基準を分析対象として、内部統制の概念との関係を踏まえて、その特質を明らかにしその監査まで及ぶ。

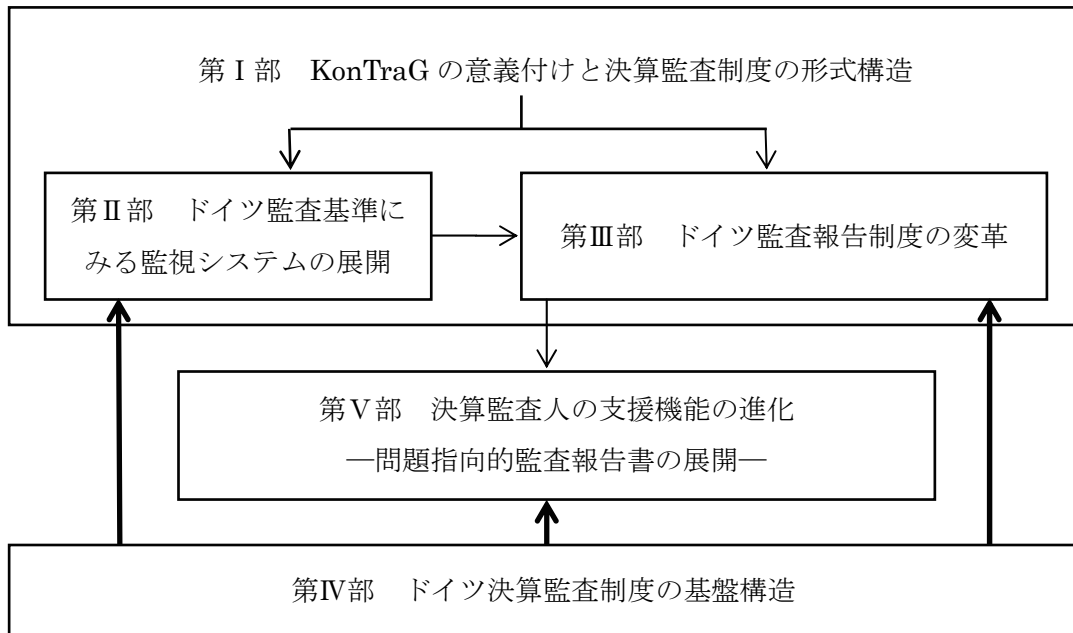
また、第Ⅲ部はKonTraGにより改正された決算監査に関する規定の中でも、リスクの早期把握に関する監査報告書の変革について考察する。KonTraGによる決算監査人による監査報告書をつうじた監査役会支援機能を具体化する。一方、確認の付記に関する改定状況をみることによって、決算監査制度の国際化を明らかにする。

次に第Ⅳ部は、ドイツ決算監査制度研究のフレームワークを提示する。そのうえで、ドイツ決算監査制度の基盤を成す構造である金融システムと部分システムたる企業の資金調達、会計制度およびコーポレート・ガバナンスの特質の解明を目的としている。

最後に第Ⅴ部は、監査報告書の更なる展開について考察する。すなわち、KonTraGによって明確にされた決算監査人の監査報告書による監査役会支援機能は2001年のTransPuGによりさらに進化しているのである。決算監査人の支援機能の進化、すなわち、問題指向的監査報告書の展開について考察している。

以上の内容を図にすると、次のように示すことができる。

図表序章-2 本論文の全体構造



(2) 各章の内容

ここでは、(1)で述べた、全体構造を前提にして、各章の概要を述べる。

① 第I部 KonTraGの意義付けと決算監査制度の形式構造

まず第1章では、最初にドイツにおける1998年のKonTraGの成立までにおける会計報告の国際化について概観する。同時に1990年代ドイツにおける会計不正事件によって、決算監査の改革の必要性が導かれたことを示す。最後にKonTraGの改正内容の全体像を示す。

第2章は、KonTraG成立から2009年に至るまでの会計報告の国際化について考察する。とりわけ、引き続き発生した会計不正事件を背景にして資本市場の信頼を回復するため2005年に導入されたエンフォースメントの仕組みとその展開を概観する。

第3章では、KonTraGの株式法および商法典の改正の中から、企業内部のガバナンスに関する重要条文を取り上げ、理由書によりその意義付けをおこなう。さらに、研究者、銀行実務家および経済監査士の見解から、KonTraGの評価を行う。ドイツにおける二元的コーポレート・ガバナンス・システムにおける決算監査人の重要性を導く。

第4章は、KonTraGによって整備された法規定を受けて、職業団体であるドイツ経済監査士協会の監査基準を取り上げ、決算監査の目標と一般原則の全体像を提示することによってドイツ決算監査制度の形式的な構成を示す。

② 第II部 ドイツ監査基準にみる監視システムの展開

第5章では、KonTraGによる監査制度の改革により設置が義務づけられた監視システムについて、その経営経済的観点から意義づけを行う。とくに、リュックの所説によせてリスク・マネジメント・システム設置の必要性、内部監視システム、コントローリングおよび早期警告システム概念を検討する。最後に監視システムと決算監査との関係について考察する。

第6章は、監視システムについて、関連する監査基準を取り上げ、米国との比較の上でドイツにおける内部統制システムの特質を明らかにする。そのため、内部監視システムおよび内部統制システムの概念の整理を行い、ドイツにおける内部統制の特質を析出する。

第7章は、監視システムとそれに関係する内部統制システムについて、監査の視点から考察する。その際、IDW PS 360号を考察の対象とし監査対象としてのリスクマネジメント、リスク早期認識システムおよび内部統制システムの概念整理をおこない、その関係性を明らかにする。最後に決算監査人による監査報告書をつうじた監査役会支援機能を導く。

③ 第Ⅲ部 ドイツ監査報告制度の変革

第8章は、リスクの早期把握に関する監査報告の変革動向を中心に、決算監査人による説明報告義務について考察する。まず、決算監査人による「存続リスク」と「将来の発展のリスク」発見の必要性について述べ、企業の存続の安定性に関する貸借対照表信頼性格付けを手掛かりとして、監査報告書および確認の付記におけるリスクの記述について考察する。本章は、決算監査人の監査報告書による監査役会支援機能をより具体的に把握することを目的とする。

一方、第9章はドイツにおける監査証明たる確認の付記に関する法規定と監査基準の改定状況を見ることによって、決算監査制度の国際化を明らかにする。その際、IDW PS 400号を考察の対象とし、確認の付記の位置付けと構成要素および決算監査人の判断を中心に検討を行う。また、国際監査基準と確認の付記の関係についても考慮する。最後に、法規定と監査基準の改正状況から、両者の相互作用を明らかにする。

④ 第Ⅳ部 ドイツ監査制度の基盤構造

第10章は、Hackethal/Schmidtの「金融システムと補完性」論に依拠して、ドイツ監査制度研究のフレームワークを提示する。まず、問題設定として「金融システム」なる概念を導出し、かかるシステムは、企業の資金調達、コーポレート・ガバナンスおよび戦略といった部分システムから成ることを示す。次に「補完性」および「一貫性」概念を定義づける。そのうえで、これらの部分システムの関係性を考察する。本章は、ドイツの決算監査制度の特質を解明するための研究フレームワークとして位置付ける。

ドイツ決算監査制度研究のフレームワークを前提にして、第11章ではドイツにおける金融システムについて考察する。まず、金融システムの特質を、銀行を中心とする金融機関の役割と企業の資金調達パターンに関する観点から導出する。ドイツ金融システムの特質を明らかにすることを目的とする。

次に第12章は、金融システムとの関連から、会計制度の役割を分析する。ドイツにおける会計規制の目的を概観したうえで、いわゆる内部者システムといわれるドイツの会計制度の特質を明らかにする。制度的分析によって、とりわけ長文による監査報告書が内部者システムにおける私的情報の伝達手段として重要な特質であることを明らかにする。ドイツのコーポレート・ガバナンスにおいて、決算監査人の監査報告書による監査役会支援機能が重要となる背景を解明する。

第13章は、ドイツのコーポレート・ガバナンスは、ステークホルダー指向を基礎に置く内部者コントロールシステムを特質としており、補完性と一貫性の観点から、金融システムの一般的な特質

にも一致していることを示す。

⑤ 第V部 決算監査人の支援機能の進化—問題指向的監査報告書の展開—

KonTraGによって明確にされた決算監査人の監査報告書による監査役会支援機能は2001年のTransPuGによりさらに進化している。第14章は、改正商法典第321条の規定内容を理由書の各論により明らかにする。さらに、コメンタールを用いて条文の解釈を行い、改正商法典第321条の意義付けを行う。

第15章は、TransPuGによる改正商法典第321条を受けて、経済監査士の職業団体たるIDWによる監査基準によって、実務状況を観察する。その際IDW PS 450号を分析対象として、監査報告書の作成に関する一般原則および監査報告書の記載事項を提示し、監査報告書がより問題指向的に発展していることを明らかにする。

かかる問題指向的監査報告書について、第16章において法と実務状況（監査基準）を踏まえた学説によってその特質を解明する。すなわち、KonTraGから進化した決算監査人の説明報告義務、会計報告の正規性に関する報告および総合的言明のための報告に関する諸規定とTransPuGによる改正により付加された規定により監査報告書の問題指向性の発展を明らかにする。

第 I 部

KonTraG の意義付けと決算監査制度の形式構造

第1章

会計報告の国際化とKonTraGの成立

ドイツにおいて会計報告の国際化の急速な進展と同時に進行したドイツ企業のコーポレート・ガバナンスの改革の必要性とその概要を提示するのが本章の目的である。そのため、まずドイツにおける1998年のKonTraGの成立までにおける会計報告の国際化について概観する。欧州調和化段階からコンツェルン会計報告のIFRSまたはUS-GAAPの適用までの段階である。次に会計報告の国際化の進行に合わせて、1990年代においてドイツで起きた会計不正事件を示し、各段階でコントロール・システムが機能しなかったことを例示する。その結果、決算監査を含めたコーポレート・ガバナンスの改革の必要性が導かれたことを示す。KonTraGの改正内容の全体像を提示した後、特に取締役、監査役会および決算監査人の観点からKonTraGの諸規定の概要を示す。

第1節 ドイツにおける会計報告の国際化（KonTraGの成立まで）

まず会計報告の国際化に着目して1998年のKonTraGの成立までをみてみよう。ここでの考察はPellens et al. (2011) を中心にしている。

1 EU調和化 (EU-Harmonisierung)

ドイツの会計報告は伝統的に商法および会社法 (Handels-und Gesellschaftsrecht) の中に体系的にまとめられている。税法ほどではないが、ドイツの会計報告はこれらの法律の領域において、基本的な改革は行われてきた。すなわち、とりわけ1937年および1965年の株式法の改正を挙げなければならない。ドイツの会計報告の国際化への第1歩は1957年に創設された欧州経済共同体 (Europäische Wirtschaftsgemeinschaft (EWG)) を根底においている。そのためローマ条約 (Römische Verträgen) において加盟国に、とりわけ各国の会社法および資本市場法を調和化するよう義務付けている。それに対応してヨーロッパの会計法を調和化する指令 (第4, 第7および第8欧州共同体指令 (EG-Richtlinie)) が成立した。欧州経済共同体の加盟国はこの指令を国内法に転換する義務を負い、ドイツにおいては1985年に貸借対照表指令法 (Bilanzrichtlinien-Gesetz (BiRiLiG)) によって行われた。この初めてのヨーロッパの調和化の波により、1985年に多くの者がドイツの会計は新たに10年程は変更なく続くはずだ、と期待した。会計指令法は結局のところかなりの数の詳細な問題を新たに解決し、その際EU調和化の特徴の中にある他の会計報告システムの要素も取り入れたのである⁽¹⁾。

しかし、商法典 (HGB) は計上および評価問題 (Ansatz-und Bewertungsfragen) になお伝統的に影響を与え続けている。ドイツの立法者は次のことから逸脱していないのである。すなわち、配当金支

⁽¹⁾ Pellens et al.(2011),S.47-48.

払いおよび税金支払いのための利益算定の優位性であり、またとりわけその背後に存在する慎重な決算書作成による債権者および「企業自体 (Unternehmen an sich)」の防衛を図るための期待である⁽²⁾。

2 ニューヨーク証券取引所への上場

企業活動の国際化はドイツにおいて2・3年後に激しい変化をもたらした。それは、まず会計報告実務にはっきり現れ、またその後に会計報告規制にも表れた。そのため、ドイツ企業による国際的な会計報告が1990年代の初頭より強く求められた。このことに関して際立った例であり、同時に新たな時代のスタートポイントは、ダイムラー・ベンツ株式会社の1993年のニューヨーク証券取引所への新規株式公開であった。自己の株式にニューヨーク証券取引所において相場を付すためには、ダイムラーの経営陣はとりわけ米国におけるFASBによる米国流の会計報告規制に従うつもりであった。ダイムラー・ベンツのコンツェルン決算書は、2つのポジション（自己資本 (Eigenkapital) および年度利益額) が解決できないため、商法典からUS-GAAPへの調整(reconciliation)が行われた。ダイムラー・ベンツ以外のドイツ企業もこれに従ったのである。1996年だけでも例えば、Deutsche Telekom AG, Fresenius Medical Care AG, Pfeiffer Vacuum Technology AGおよびSGL Carbon AGである⁽³⁾。

(1) 「並行的 (パラレル) 」会計報告 (“Paralle Rechnungslegung”)

これらの企業の会計報告は、部分的な調整計算から完全な「並行的」会計報告へという特質を有していた。その後も商法上の会計報告は義務として行われなければならなかったため、かかる企業はアメリカ合衆国の会計報告規制を追加的に満たさなければならなかったのである。これは株式上場のみが関係するコンツェルン決算書に限定される。コンツェルン決算書は—ほとんど並行して—商法典および米国GAAPに従い作成され、公表されなければならなかったのである。これに対して商法による個別決算書は手がつけられないままになっていた⁽⁴⁾。

(2) 「二重 (デュアル) 」会計報告 (“Duale Rechnungslegung”)

他の企業、たとえば1994年のBayer AG, Schering AGおよびHeidelberger Zement AGは、国際的な投資家の要求に応じるため、他の方法を選択したのである。このような企業にとっては、米国の株式市場の動向は少なくとも問題にならないため、US-GAAPに従うのではなく、むしろ国際会計基準委員会 (IASC, IASBの前身となる機関) の規定に従ったのである。しかし、既存の商法上の会計報告の観点から、これらの企業は規則に従い、「並行的」会計報告ではなく、むしろ「二重」会計報告を選択したのである。これは一つのコンツェルン決算書に二つの規定の所産、すなわち商法典および当時の国際会計基準 (IAS) に同時に従うという試みを基礎においていたのである。とりわけ、これは二つのシステムの中に多くの会計上の選択権があり、それを一致させて行使することをつうじて可能となったのである⁽⁵⁾。

⁽²⁾ Ebd., S.48.

⁽³⁾ Ebd., S.48.

⁽⁴⁾ Ebd., S.48.

⁽⁵⁾ Ebd., S.49.

(3) 証券取引所の要求

ドイツにおける規制状況の最初の順応は1997年に観察することができた。ドイツ株式取引株式会社 (Deutsche Börse AG) は、若いハイテク企業のための「ノイア・マルクト (Neuer Markt)」という市場セグメントを創設した。そこにおけるリスクに富んだ経営者の行動が資本市場の参加者に可能な限り最善な形で伝達されるべきだったのである。「国際的な」会計報告システムであるIASおよびUS-GAAPの焦点は情報提供機能に合わせられているので—ドイツ証券取引株式会社の場合においても一次のようなイメージが支配的であった。すなわち、かかるシステムは、債権者保護と慎重性原則によって特徴付けられる商法会計よりも、投資家のためにより効率的に使われるのである。そのため、ノイア・マルクトにおける証券の発行者は、とりわけIASまたはUS-GAAPに従ったコンツェルン決算書を提示するよう規定されたのである⁽⁶⁾。

ノイア・マルクトのモデルに、2001年、SMAXは従った。これは中小規模企業のための市場セグメントである。ここでの証券発行者は国際的な会計報告を義務付けられたのである。2003年の株式取引所のセグメント化の構造改革により、これまで単にノイア・マルクトとSMAXにのみ適用されたこの私法上の規定は、義務として適用されるべき規則として、プライム・スタンダードを含む公法上の株式取引所法 (Börsenordnung) の中に引き継がれたのである。ここで、公式な市場の「最上級」のセグメントであるプライム・スタンダードで有価証券の発行が認められている発行者に、法的に最小限の基準を超える要求が課されたのである。これは四半期報告義務 (フランクフルト証券取引所の株式取引所法第66条) またはその他の公開要求 (第65条から第67条) だけでなく、とりわけIFRSまたはUS-GAAPに従ったコンツェルン決算書を作成し、公表する義務 (第62条第1項, 旧版) もまたその一部とみなされるのである⁽⁷⁾。

3 1998年 資本調達容易化法

ドイツの立法者は1998年になってようやくこの展開に反応したのである。「並行的」または「二重」会計報告を行う企業のロビイストによる強い影響によって、「資本調達容易化法 (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz) (KapAEG)」が成立した。この法律は商法典において2004年までの免責条項 (Öffnungsklausel) を設けたのである。この条項は最初に上場している親企業のみ適用であったが、その後、全ての資本市場指向の親企業に適用された (旧商法典第292a条による免責されたコンツェルン決算書)。企業は定められた条件で商法上の規定 (商法典第290条以下) に従うかまたは「国際的に認知された会計報告の諸原則」に従ってコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を作成しなければならないのである。主としてそれらはIASおよびUS-GAAPを包含するものである。旧商法典第292a条により、立法者はドイツの会計報告に関する法律を最終的に規制緩和したのである。企業は少なくともコンツェルン決算書において、特定の会計報告システムの中から選

⁽⁶⁾ Ebd., S.49.

⁽⁷⁾ Ebd., S.49.

択する機会が認められたからである⁽⁸⁾。

(1) 1998年KonTraGおよび2002年TransPuG

ドイツ会計報告の国際化は1998年に更なる法律によって一層促進された。「企業領域における統制と透明性に関する法律(KonTraG)」により、とりわけ上場企業のコンツェルン決算書はその範囲において国際的な会計報告の水準に近づいたのである(商法典第297条第1項)。また、2002年の「透明化および開示法(TransPuG)」による新たな適応により、資本市場指向の商法典によるコンツェルン決算書は構成要素においてIFRSまたはUS-GAAPの決算書に一致したのである(すなわち、コンツェルン決算書はコンツェルン貸借対照表、コンツェルン損益計算書、およびセグメント報告書、キャッシュフロー計算書、自己資本明細表を含む附属説明書から成る)。目下のところ、2004年会計法改革法(BilReG)によるさらなる調整により、かかる構成要素は、いずれの商法典によるコンツェルン決算書についても定められているのである⁽⁹⁾。

(2) DRSC, DSRおよびDRS

しかし、ドイツの会計報告の伝統の観点からすると、KonTraGによる他の改正点はきわめて大きい影響をもたらした。IASBとFASBを手本として、商法典第342条において民間のドイツ会計委員会を認可する法的前提が作られたのである。そのほんの数ヵ月後に、かかる法的基础を根拠として「社団法人ドイツ会計基準委員会(DRSC)」がベルリンに創設された。その中の「ドイツ基準設定審議会(Deutsche Standardisierungsrat:DSR)」が、専門的業務を行う。これによって民間機関は初めて立法者と並んで第一歩を踏み出したのであり、これらは等しくドイツの会計報告規制に影響をもつよう求められたのである⁽¹⁰⁾。

DRSCは1998年以来、法的任務である、コンツェルン会計報告に関する諸原則(ドイツ会計基準, DRS)を開発しなければならない。その上さらにドイツの立法者に会計報告に関する新たな規制の際に助言し、またIASBのような国際的な会計審議会においてドイツを代表するのである。2009年の貸借対照表法現代化法(BilMoG)の成立以来、DRSCの任務の範囲は、国際的な会計基準の解釈の作成に拡大されているのである⁽¹¹⁾。

DSRの基準により、ドイツのコンツェルン会計報告はできる限り2004年までに国際的な会計報告に近づけるよう求められた。とりわけ、商法典に規定されていないが、またはきわめて不完全に規定されているにすぎないコンツェルン会計報告の領域は、かかる基準に基づいて規定されたのである⁽¹²⁾。

⁽⁸⁾ Ebd.,S.49-50.

⁽⁹⁾ Ebd.,S.50.

⁽¹⁰⁾ Ebd.,S.50.

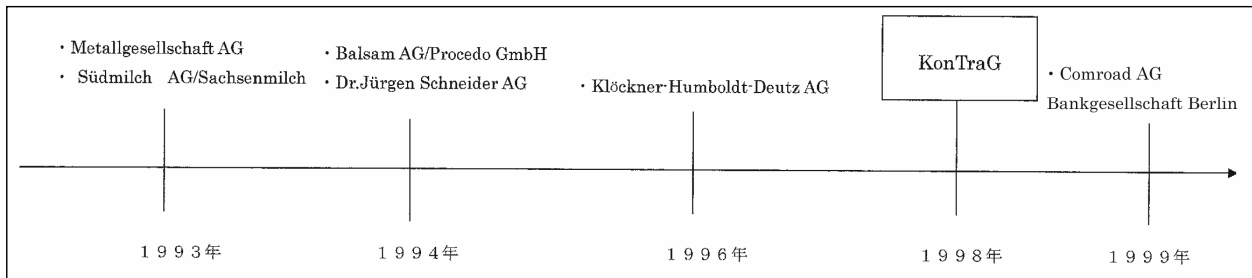
⁽¹¹⁾ Ebd.,S.50.

⁽¹²⁾ Ebd.,S.51.

第2節 ドイツにおける企業スキャンダル（1990年代）

前節で考察した会計報告の国際化の進展と同時に生じたのが企業スキャンダル、とりわけ会計不正事件である。ここでは、1990年代におけるドイツにおける会計不正事件を特に1998年のKonTraGの成立に至るまでをみてみよう。田村（2005）は、当該期間に生じた会計不正事件について、KonTraGの成立までにおいて、5つのケースを挙げている。それを時系列で示したものが図表1-1である⁽¹³⁾。

図表 1-1 ドイツ企業の会計不正事件（1990年代）



出所：本図表は田村（2005）の記述を参照して筆者が作成したものである。

以下では田村（2005）に依拠しながら、会計不正事件を概説し、問題点を明らかにしよう。

・Metallgesellschaft株式会社（1993年）

Metallgesellschaft社はドイツにおける伝統的な鉄鋼会社である。1992年から1993年営業年度にかけて20億マルクの損失を出す。その結果、93年12月には倒産の危機に瀕したのである。田村によれば、監査役会に批判が集中し、その理由は会社における企業統治が機能しなかったためである。つまり、「取締役から監査役会へ報告される情報が操作されていたため、早期の適切な措置がとれなかったのである。急成長した会社において財政事情がよくないにもかかわらず取締役会の危険な情報を鵜呑みにした監査役会議長のお粗末な舵取りなどにより生じたものであった」⁽¹⁴⁾。

・Südmilch 株式会社およびSachsenmilch株式会社（1993年）

この事件は、「監査役会が経営に明るくなかったことから、20年間も元社長に経営を任せきりにした結果であったが、元社長を取締役退任後に監査役会長に就任させるという体たらくぶりであった」。これも企業統治は機能していなかったケースである⁽¹⁵⁾。

・Balsam 株式会社およびProcedo有限会社（1994年）

この事件においては、Balsam社の損失額は会社の規模に釣り合わないほど多額であり、Procedo社はBalsam社とともに3億7千万マルクの虚構の売上げを折半して粉飾した。田村によれば以下の点が注目される。「事件の異常性は、倒産に至るまでの時間が長かったこと」であり、また「Procedo社の業務執行者の個人的な繋がりのある決算監査士がBalsam社の年次決算をしていた一方、監査体制も機

(13) なお、1999年の2件については筆者が付加している。

(14) 田村（2005）、263頁、Schäfer(2001),S. 22-25.

(15) 田村（2005）、264頁、Schäfer(2001),S. 25-27.

能しておらず、関連していたドイツの大手銀行の監督機能も働いていなかった」ことである⁽¹⁶⁾。

• **Dr. Jürgen Schneider 株式会社 (1994年)**

Schneider社は、古い不動産を改装して利益を上げていたが、債務超過になった。田村によれば「書類や領収書が偽造され粉飾されるようになり、金融機関はそれを精査することなく大銀行は信用を供与していた」。このケースでは批判の対象は銀行であり、「銀行の企業統治の制度、ひいては監督機能に及んだ」ことは注目される⁽¹⁷⁾。

• **Klöckner-Humboldt-Deutz AG (Köln, 1996)**

Metallgesellschaft社と同様に収益性の乏しい伝統的企業であり、「原油先物取引で5億マルクの損失を出したのをはじめ、損失を計算書類の粉飾によって覆い隠した」のである⁽¹⁸⁾。この場合、次の点は注目される。まず「競争相手からのダンピングの批判に過剰に反応していたにもかかわらず、決算監査人も監査役会も関与していなかった」ことである。また、「ドイツ銀行が損失につき競争会社から詳しく情報をえていたならば、状況は異なっていたかもしれないが、何らの措置もとらなかった」ことである⁽¹⁹⁾。

以上のケースから、次のことが判明する。田村は次のように述べる。すなわち、「93年から97年の間の事例につき明らかとなったのは、ほとんどが上層部の従業員や取締役会による損害を生じさせる行為が故意になされたことにより引き起こされたことであった」。

さらに田村は以上の事件について3つの観点で分析している。

「まず、第一になされるべきでない行為が取締役によってなされたためコントロールが困難になっており、内規にも反して、ひいては刑事事件にまで発展してしまったことである。これらの行為は、直接個人的に私腹を肥やす目的であったものは少なく、むしろ企業の存続を図らんとしたものであったこと、第二に、内部コントロールと外部からの監督による複数のシステムが何度も作動しなくなり、それが長期化してしまったのである。決算監査人と取締役会が自ら距離をおいて危機の徴候を無視するようになるのである。第三には、前記のスキャンダル事例において、大銀行が何ら特別に効果的なコントロールをしていたとはみられないことから、ドイツ金融システムのスキャンダルであると称されるのである」⁽²⁰⁾。

さらに続けて「このように危機的兆候の察知が遅れたことが問題であったが、危機的兆候を第三者が早期に察知していたにもかかわらず、長期にわたりその兆候にたいする対処がなされなかったことが目立つのである」⁽²¹⁾。

このような90年代の企業スキャンダルに起因し、企業統治の議論が立法論となり、KonTraGやTransPuGなどの一連の法改正へと発展したのである⁽²²⁾。次節では、まずKonTraGの改正内容をみていこう。

(16) 田村 (2005), 264-265 頁, Schäfer(2001),S.27-29.

(17) 田村 (2005), 265-266 頁, Schäfer(2001),S.29-31.

(18) 田村 (2005), 266 頁, Schäfer(2001),S.31-32.

(19) 田村 (2005), 266-267 頁, Schäfer(2001),S.31-32.

(20) 田村 (2005), 266-267 頁, Schäfer(2001),S.34-35.

(21) 田村 (2005), 267 頁, Schäfer(2001),S.35.

(22) 田村 (2005), 267 頁。

第3節 KonTraG の改正内容

1 KonTraGの一般理由書

KonTraGの一般理由書を、企業の監視の諸段階、KonTraG成立の背景事情、総論による注目すべき観点、他の法規との関連および超過コストの発生の点からみていこう。

(1) 企業の監視の諸段階

KonTraGの一般理由書（以下、総論という。）は、まず企業の監視の諸段階について述べている。すなわち、ドイツの株式法は多くの段階のコントロールを有し、監視がいくつかの段階で行われることである。総論は、4つの段階に分けている。まず第1に取締役による企業内部のコントロールの設置である（内部監査、コントローリング）。第2の監視段階は監査役会による。この監視段階は決算監査人によって支援されると述べられていることは注目される。第3に株主総会である。その法定に明示された権限の範囲で経営活動のコントロールを果たすのである。ここでは個人による総会への出席のほかに、とりわけ寄託議決権（Vollmachtsstimmrecht）の果たす機能（信用機関、株主連合）が重要である。総論は、最後に株式が売買されている会社の場合には、更にその重要性の高まりに伴って資本市場によるコントロールが付け加わることを指摘する。資本市場は極めて敏感に、また徹底的に反応するのであり、市場での不利な評価は企業の名声を傷つけ、資金調達の可能性の悪化を持続させるのである⁽²³⁾。

(2) KonTraG成立の背景事情

総論は、このようなシステムは調和がとれており、また全体として適切であることが実証されてきたとする。ただし、1965年の株式法の改正および1974年の共同決定（Mitbestimmung）の立法以来当該システムにおける弱点および行動方式の誤ったコントロール（Verhaltensfehlsteuerung）が現れたことを指摘する。ドイツのコントロール・システムは全体としては問題視されないといえども、目標を定めた修正が必要とされ、今回の改正の背景を示しているという⁽²⁴⁾。

さらにドイツの会社法、とりわけ株式市場の相場が付された会社の領域において変化が生じたという事情がある。ドイツの資本市場はもはや孤立できない。ドイツの公開会社はますます国際的な資本市場において資金調達を行うようになってきている。外国の投資家の重要性と彼等の期待は著しく高まっている。ドイツの証券発行者はリスク資本需要者と全世界にわたって直接的に競争している。その結果、ドイツ企業の企業戦略は投資家に適応する。これは結果として、株主価値の長期的な上昇をより強く志向するようになるのである。さらに、経営者は市場参加者と企業政策および企業発展ならびに全ての領域におけるより多くの透明性および公開性について徹底的にコミュニケーションすることが必要である。資本市場へのかかる開放と新たな適応は不可避であり、ドイツ企業にとってチャンスと理解されるべきである。それらはドイツ企業の収益能力を強化させ、必要な適応プロセスを進め、

⁽²³⁾KonTraG(1998), S.11. 加藤・遠藤（1999）, 139-140頁。

⁽²⁴⁾Ebd.,S.11. 加藤・遠藤（1999）, 140頁。

それによって企業の競争力の強化に貢献し、その結果雇用の維持・発展に寄与するのである⁽²⁵⁾。

このような背景事情の下に、連合議員団と連邦政府のメンバーから成る「企業領域／銀行における統制と透明性」の作業グループが任命された。この作業グループはKonTraGの草案の基礎となる提案を作成した⁽²⁶⁾。

(3) 総論による注目すべき観点

作業グループの議論は一部の重要な観点のみに集中したのではない。さらに次の点に及ぶことを総論が強調していることは注意しなければならない。

まず透明性の向上、信用機関の寄託議決権を明確に保持し、持続的に発展させることを前提に株主総会によるコントロールを強化することである。かかる制度の保持は改めて注目に値する。

次に決算監査人の品質の改善および監査役会と決算監査人の協力の改善ならびに信用機関の持ち分所有 (Beteiligungsbesitze) の批判的監査である⁽²⁷⁾。総論が決算監査人の品質の改善に言及していることは注目されなければならない。すなわち、決算監査人の品質の改善に対する提案された諸規制は、とりわけ「監査範囲と監査報告」に関する諸要求である。監査は今後より強くリスク指向的に実施されなければならない。監査役会には、とりわけ企業に関して現存するリスクまたは差し迫ったリスクを考慮して、追加の情報が与えられ、またそれによってコントロールの改善の機会が与えられるよう求められているのである。またこの諸規制ならびに確認の付記に対する新たな規定によって、経営者、投資家および債権者の利害が考慮され、いわゆる期待ギャップが縮小するよう求められているのである⁽²⁸⁾。

さらに二元的組織の維持である。すなわち、連合作業グループとその草案は、ドイツの企業法の更なる調整 (Regulierung) は最大限に避けるよう求められたことである。企業の一元的組織 (selbstorganisation) は、法的に強制的に禁止されており、また既存の監視レベルによるコントロールに優位性が与えられなければならない⁽²⁹⁾。

最後に関係する企業のさまざまな必要と現状は考慮されなければならないことである。とりわけ、資本市場指向の会社と株式市場からは離れた会社の間での区別がなされているかについて調べなければならないのである⁽³⁰⁾。そのうえで、ドイツの公開会社が国際的な金融市場の必要と期待に適合することが法的に積極的に付け加わるよう求められているのである。

(4) 他の法規との関連

法案は既に決定され、またなお更に計画されている企業法および資本市場法の改革と内部的な関連がある。すなわち次の点との関連である。有価証券取引法、つまり額面金額の引き下げ並びに小規模企業および株式法の規制緩和に関する法律、コンツェルン決算書 (Konzernbilanzen) に関する国際的な会計報告基準の許容 (資本調達容易化法)、有価証券サービス指令 (Wertpapierdienstleistungs-

⁽²⁵⁾ Ebd.,S.11. 加藤・遠藤 (1999), 140 頁。

⁽²⁶⁾ Ebd.,S.11. 加藤・遠藤 (1999), 140-141 頁。

⁽²⁷⁾ Ebd.,S.11. 加藤・遠藤 (1999), 141 頁。

⁽²⁸⁾ Ebd.,S.11. 加藤・遠藤 (1999), 141 頁。

⁽²⁹⁾ Ebd.,S.11.

⁽³⁰⁾ Ebd.,S.11.

richtlinie) の転換, および第3次金融市場振興法である⁽³¹⁾。

(5) 超過コストの発生

総論は, KonTraGにより高められた透明性, 監査役会の内部監視, 報告および活動の強化のコスト, 決算監査に対する法的規定の変更および監査人の損害賠償責任の引き上げを理由として, 法定の決算監査に関係がある諸規定は経済企業に超過のコストを発生させるという⁽³²⁾。これは, たとえば株式市場の相場が付された会社の監査役会の頻度が少なくとも年に4回に増えることを通じて生じる。これに加えて, 取締役は明らかにこれまで以上に企業の計画について監査役会に報告する義務があり, また適切な内部監視システムに配慮しなければならない。これらの規定はいずれの場合にも必要であり, 根本的な企業組織の当然の義務として規定されたのである。総論によれば, かかる義務は良好に経営され, コントロールされている企業では既に今日果たされているのである⁽³³⁾。

とりわけ信用機関の分野においては, 透明性および利害に公平な議決権行使についての要求が高められたことにより, 組織運営上の超過コストが生じる。一部は, 寄託議決権の行使の領域において, 場合によっては必要とされる内部組織の変更における一度限りのコストとして発生する。他のコストは反復して発生する。たとえば利害対立を引き起こすかもしれない状況において, 寄託者に追加の助言義務が発生する⁽³⁴⁾。

この新規制は株式の相場が付された株式会社に向けられているため, このようなコストはそれ以外の中小企業には全く関係していない。総論はかかるコストは, 取るに足らないものであり, 正当化される, という。当該コストと重要な利益が企業の中で相対峙しているからである。この利益は透明性およびコントロールに関するものであり, また法定の決算監査の規定の改正の枠組みの中にあるものである。総論は最後に, 当該利益がとりわけ持ち分所有者および最終的には消費者と従業員のためにある, と述べていることは注目される⁽³⁵⁾。

2 改正内容の概要

さて, KonTraGは, 1998年4月27日, 長い準備作業の後に可決され, 段階的ではあるが, 主に1998年5月1日に発効し, 1998年12月31日後の営業年度から有効になった。このKonTraGは, 立法者の意図にしたがって多様な方法により企業領域の統制と透明性を強化しなければならない⁽³⁶⁾。

まずHommelhoff et. al (1999) はその内容を6つに分けて述べている⁽³⁷⁾。それに従って改正内容の全体をみていこう。

第1に株式会社の取締役の義務の拡大である。株式会社の取締役は, とりわけ存在を脅かす危険の

⁽³¹⁾ Ebd.,S.11.

⁽³²⁾ Ebd.,S.12.

⁽³³⁾ Ebd.,S.12.

⁽³⁴⁾ Ebd.,S.12.

⁽³⁵⁾ Ebd.,S.12.

⁽³⁶⁾ 決算監査人のローテーションについては2001年12月31日になって初めて有効になった (Hommelhoff (1999) et al.,S.437.)。

⁽³⁷⁾ Hommelhoff (1999) et al.,S.437-438.

早期認識のためのリスク・マネジメント・システムを創設し、当該システムの有効性を絶えず保障するように義務づけられた。株式に公式に相場が付されている株式会社においては、決算監査人は、かかる任務が適切な形で履行されているか、また設置すべき監視システムがその任務を果たしているかを監査しなければならない。監査報告書において、決算監査人はその監査の結果および場合によっては改善の条件を指摘しなければならない⁽³⁸⁾。

第2に自己株式の取得とストック・オプション制度の整備である。ドイツという金融の場のため、株主が繁栄するための取引の手段のため、外国を手本にして、自己株式の取得を容易にした。マネジメントにより強く当該取引への動機を与えることができるようにするため、KonTraGは、従業員および管理職のメンバーにストック・オプションの付与に対して、制限された資本の高さを決定するための法律を作り出したのである⁽³⁹⁾。

第3に監査役会の職務の強化である。それは次の方法による。取締役は監査役会により多くの情報提供を行わなければならない。また、議長の議席による二重のカウント（Doppelzählung）をつうじて許容される監査役会の議席数は制限される。また監査役会と決算監査人協働である。これに関して、次のことは注目に値する。監査契約は監査役会によって締結され、監査役会に監査報告書が提出される。監査報告書の各監査役会構成員への付与に関する法律（株式法第170条第3項）は新たに表現され、また決算監査人は年度決算に関する監査役会または委員会の会議への参加が義務付けられたのである⁽⁴⁰⁾。

第4に株主の立場の保護である。株主の立場は次のことによって保護される。すなわち、株主総会の招集または特別監査人の裁判所による任命に関する新たな法律、また金融機関の寄託議決権を株主の利益に結び付け、金融機関にその影響の可能性を公表するよう義務づけること等である⁽⁴¹⁾。

第5に決算監査の諸規定が変更されたことである。これまでとは異なる監査人の経営（Verwaltung）機関との結びつきおよびリスク・マネジメント・システムの監査に加えて、決算監査の諸規定が変更された。監査任務は、とりわけ経済的状態の監査が一段と厳格化された。監査報告書はより明瞭であり、より情報提供的であり、またより厳格になった。定型文言形式の確認の付記は、確認の報告書といったものにとって代わった。内部での監査人の交替が規定され、責任額の範囲は200万ドイツ・マルク、上場している株式会社の場合には、800万ドイツ・マルクに上昇したのである⁽⁴²⁾。

第6に決算の透明性の強化である。それは次のことによる。まず、附属説明書の報告の拡大によってである。すなわち、公表すべき機関の給与（Organbezüge）にストック・オプションを取り込むこと、監査役会員に関する情報を拡大すること、また上場している資本会社は、大規模資本会社への5パーセントを超える全ての出資を報告することである。次に状況報告書において将来の発展動向に関するリスクを扱うことによる。さらに上場している親企業は、コンツェルン附属説明書において資本変動計算書（Kapitalflußrechnung）ならびにセグメント報告を公表する義務があることによる。ま

⁽³⁸⁾ Ebd.,S.437.

⁽³⁹⁾ Ebd.,S.437.

⁽⁴⁰⁾ Ebd.,S.437.

⁽⁴¹⁾ Ebd.,S.437.

⁽⁴²⁾ Ebd.,S.437.

た、KonTraGは新たに挿入された商法典第342条において、ドイツの「民間の会計報告委員会」を承認するための基礎を作り上げたのである。かかる委員会は国際的な調和化の傾向に関連して、またとりわけIASCの基準化の努力に関連している⁽⁴³⁾。この点については、本章の第1節の3(1)および(2)で取り扱っている。

3 改正内容の概説

Schäfer(2001)は上記の改正の中でも、とりわけ取締役、監査役会、決算監査人および株主総会の4つの観点から、改正の内容と関係する法律を示した一覧表を示している⁽⁴⁴⁾。

図表1-2 KonTraGによる重要な改正の一覧表

| 機関 | 新規制 | 法規 |
|----------|--|----------------------------|
| 1. 取締役 | ・報告義務の拡大 | 株式法第90条第1項第1号 |
| | ・監視システムの導入 | 株式法第91条第2項 |
| | ・状況報告書における将来の発展動向の言明 | 商法典第289条第1項 商法典第315条第1項 |
| | ・コンツェルン決算書の内容 | 商法典第297条第1項第2文 |
| 2. 監査役会 | ・監査役会の議席の数が10に制限された場合における議長のダブルカウント | 株式法第100条第2項第2文 |
| | ・1年に開催されるべき会議の最小限の回数を4に引き上げ | 株式法第110条第3項 |
| | ・監査役(会)と決算監査人との協力関係の強化 | 株式法第111条第2項第3文 |
| | ・監査役の監査対象の拡大 | 株式法第171条第1項第1文 |
| | ・監査委員会の設置 | 株式法第171条第2項第2文 |
| | ・決算監査人の委任を付与する義務 | 商法典第318条第1項第4文 |
| | ・監査報告書の付与 | 商法典第318条第7項第4文 および第5文 |
| 3. 決算監査人 | ・監査役会の会計会議または会計委員会(Bilanzausschuß)への参加 | 株式法第171条第1項第2文 |
| | ・監査の範囲の説明 | 商法典第317条 |
| | ・監査報告書の内容の精密な規定 | 商法典第321条 |
| | ・包括的な確認の付記の表明 | 商法典第322条 |
| | ・賠償金額の引上げ | 商法典第323条第2項 |
| 4. 株主総会 | ・業務規程を株主総会に与える権利 | 株式法第129条第1項第1文 |
| | ・重要な持分参加の場合の議決権行使の部分的制限 | 株式法第135条第1項 |

出所：Schäfer(2001), S. 45.

以下では図表1-2にしたがって主要な改正点をみておこう。なお、KonTraGの改正内容については多くの先行研究があり、詳細な検討がおこなわれている。そのため、以下の記述は鈴木(2000)および加藤・遠藤(1999)の論考に依拠している。また、KonTraGの理由書の各論も参照している。なお本研究の中心となる法文とその検討は、後の第3章に譲っている。

⁽⁴³⁾ Ebd., S. 438.

⁽⁴⁴⁾ 本図はSchäfer(2001), S. 45を基に筆者による加筆・修正の上作成されている。

(1) 取締役

- ・報告義務の拡大（株式法第90条第1項第1号）

本条文の改正により、取締役の監査役会への報告義務が拡大された。これによって、企業の将来計画について、取締役の監査役会への報告義務が強化されることになった⁽⁴⁵⁾。

- ・監視システムの導入（株式法第91条第2項）

本条文の追加によって、株式会社の取締役は企業内において適切な「リスク・マネジメント」と「内部監査」を実施することが義務づけられるようになった⁽⁴⁶⁾。

- ・状況報告書における将来の発展動向の言明（商法典第289条第1項）

本条文に「将来の発展のリスクについても立ち入らなければならない。」という文章が付け加えられ、状況報告書の内容の拡充がなされた⁽⁴⁷⁾。コンツェルン状況報告書においても、商法典第315条第1項に、「将来の発展のリスクについても立ち入らなければならない。」という文章が付け加えられ、内容の拡充が図られた⁽⁴⁸⁾。

- ・コンツェルン決算書の内容（商法典第297条第1項第2文）

上場されている親企業の法定代表者は、コンツェルン附属説明書を、資本変動計算書およびセグメント報告書だけ拡大しなければならない⁽⁴⁹⁾。

(2) 監査役会

- ・監査役会の議席の数が10に制限された場合における議長のダブルカウント（株式法第100条第2項第2文）

株式法第100条第2項の変更により、法律上監査役会設置の義務を負う他の商事会社10社において、既に監査役員である者は、監査役会の構成員になることはできなくなった⁽⁵⁰⁾。また、監査役員の兼任会社数の上限（10社プラス5のコンツェルンの監査役員⁽⁵¹⁾）の計算に際して、監査役会議長は2社として計算しなければならない⁽⁵²⁾。加藤・遠藤（1999）によれば、この規定は多数の会社の監査役員を兼任して、1社毎に十分な監査が実施できずに、特に議長の機能低下を生じさせないためになされたものである⁽⁵³⁾。

- ・1年に開催されるべき会議の最小限の回数を4に引き上げ（株式法第110条第3項）

監査役会の開催頻度が上場会社では、年2回から4回と倍増する⁽⁵⁴⁾。

- ・監査役会と決算監査人との協力関係の強化（株式法第111条第2項第3文）

この改正により、監査役会が、商法典第290条による年度決算書およびコンツェルン決算書に関する

(45) 鈴木（2000），57頁。

(46) 鈴木（2000），57頁。

(47) 鈴木（2000），139頁。

(48) 鈴木（2000），139頁。

(49) 鈴木（2000），139頁。

(50) 加藤・遠藤（1999），88-89頁。高橋（2012），171頁。

(51) 加藤・遠藤（1999），88-89頁。この規定については高橋（2012），171頁も参照されたい。

(52) 加藤・遠藤（1999），89頁。

(53) 加藤・遠藤（1999），89頁。

(54) 鈴木（2000），57頁。加藤・遠藤（1999），89頁。

る監査委任書を決算監査人に交付することになった⁽⁵⁵⁾。

本改正については加藤・遠藤（1999）は次のように述べている。

「決算監査人は、株主総会で選出されるが、従来は取締役会と監査契約を締結していた。しかし、それでは、決算監査人に対して取締役会は影響力を行使することができ、ともすれば決算監査人の独立性が脅かされる危険がある。また決算監査人が監査役会の監督機能を補佐する機能が十分に発揮されない恐れが生じることから、今回のような改正となった。」⁽⁵⁶⁾

後述するように、決算監査人による監査役会支援機能がこの規定により強化されているのである。

・監査役の監査対象の拡大（株式法第171条第1項第1文）

同条によれば、監査役は、年度決算書、状況報告書および利益の処分案を監査しなければならないが、商法典第290条にいう親企業にあつては、コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書も監査しなければならない⁽⁵⁷⁾。

・監査委員会の設置（株式法第171条第2項第2文）

同条によれば、監査役会は、その報告書において、事業年度中の会社の業務執行に対する監査方法および監査範囲について報告するとともに、上場会社にあつては、どのような委員会を構成したのか、さらにその員数および出席者について特に報告しなければならない⁽⁵⁸⁾。鈴木（1999）によれば、これによって、監査委員会ともいべきものの設置と口頭による報告義務が規定されたのである⁽⁵⁹⁾。

・決算監査人の委任を付与する義務（商法典第318条第1項第4文）

同条によれば、法定代表者は、監査役会の権限において決算監査人の選出後、遅滞なく監査契約を締結しなければならない⁽⁶⁰⁾。すなわち、監査役会は会社を代表して決算監査人と監査の委任を含む監査契約を締結するのである⁽⁶¹⁾。

・監査報告書の付与（商法典第318条第7項第4文および第5文）

同条によれば、監査報告書は、さらにすべての監査役員または委員会の構成員に対して交付されなければならないことになった⁽⁶²⁾。したがって、加藤・遠藤（1999）によれば、監査役会によって監査契約が締結された場合、法定代表者は監査報告書を含めて提示書類を監査役会に提示する義務を負う⁽⁶³⁾。

(3) 決算監査人

・監査役会の会計会議または会計委員会への参加（株式法第171条第1項第2文）

同条によれば、年度決算書が決算監査人によって監査されなければならないときには、決算監査人は当該書類の原本に関する監査役会または委員会での審議に参加し、これらの重要な結果について報

⁽⁵⁵⁾ 鈴木（2000），57頁。

⁽⁵⁶⁾ 加藤・遠藤（1999），89頁。

⁽⁵⁷⁾ 鈴木（2000），138頁。

⁽⁵⁸⁾ 鈴木（2000），138頁。加藤・遠藤（1999），91-92頁。

⁽⁵⁹⁾ 鈴木（2000），138頁。

⁽⁶⁰⁾ 加藤・遠藤（1999），95頁。

⁽⁶¹⁾ 高橋（2012），285頁。

⁽⁶²⁾ 加藤・遠藤（1999），95頁。株式法第170条第3項の変更により、決算監査人の監査報告書が各監査役およびこの会計委員会の各委員にも手渡されることが義務付けられた（鈴木（2000），58頁）。

⁽⁶³⁾ 加藤・遠藤（1999），96頁。

告しなければならない⁽⁶⁴⁾。

鈴木（2000）は、本規定と上記(2)の「決算監査人の委任を付与する義務」および「監査報告書の付与」により、「決算監査人は、経営管理者にたいしてこれまで以上に距離を置き独立性を維持することができるようになる」と述べている⁽⁶⁵⁾。決算監査人の支援機能の変化を考えるうえでわけて注目される。

- ・監査の範囲の説明（商法典第317条）

この新しい規定により、監査の対象と範囲が著しく拡大されることになる。すなわち、将来の発展のリスクに関する監査、さらには、取締役の設置する監視システムについてまで、監査の対象とされるのである⁽⁶⁶⁾。なお、本規定の詳細については、第3章において、条文および理由書を提示して考察する。

- ・監査報告書の内容の精密な規定（商法典第321条）

監査報告書に関する規定が全面改正された。すなわち、第317条に対応して、監査報告書が問題指向的に、しかも専門知識をもっていない監査役にもその内容が理解しうるように表現されていなければならないことが定められている⁽⁶⁷⁾。なお、本規定は本研究の考察の中心であるため、第Ⅲ部 第9章および第Ⅴ部において詳細に検討する。

- ・包括的な確認の付記の表明（商法典第322条）

確認の付記に関する規定が全面改正され、意味・内容が変化した。すなわち鈴木（1999）によれば、これまでの「一定の形式を備えた証明書（Formeltestat）」ではなくなり、内容的には「確認報告書（Bestätigungsbericht）」ともいふべき性質をもつものに変化しているのである⁽⁶⁸⁾。なお、本規定についても、第3章において条文および理由書を提示し、さらに第Ⅲ部第10章において詳細に検討する。

(4) 株主総会

- ・業務規程を株主総会に与える権利（株式法第129条第1項第1文）

同条は、株主総会の準備と実施に関する規則を有する業務規定を定めることができるようになった⁽⁶⁹⁾。これによって、株主総会の緊張と活性化を取り戻すことが可能になることが期待されている⁽⁷⁰⁾。

- ・重要な持分参加の場合の議決権行使の部分的制限（株式法第135条第1項）

信用機関は、企業に対して5%以上の自己資本参加をしている場合、それによって生じる議決権を行使する場合には、株主総会において代理議決権に基づく議決権を行使することができない。なお、株主から議決権行使に関する指図を受けている場合には引き続き認められる⁽⁷¹⁾。加藤・遠藤（1998）によれば、「これらの規制は、資本参加持分と代理議決権から生ずる信用機関の及ぼす影響累積の限

(64) 鈴木（2000）、58頁。加藤・遠藤（1999）、91頁。

(65) 鈴木（2000）、58頁。

(66) 鈴木（2000）、141頁。

(67) 鈴木（2000）、141-143頁。

(68) 鈴木（2000）、143-145頁。

(69) 詳細は鈴木（2000）、59頁以下および高橋（2012）、215頁以下を参照されたい。

(70) 鈴木（2000）、59頁。

(71) 加藤・遠藤（1998）、138頁。高橋（2012）、215頁および232-233頁。

界点を定めている」のである⁽⁷²⁾。

第4節 小括

本章は、最初にドイツにおける1998年のKonTraGの成立までにおける会計報告の国際化について概観した。ここでは、全5段階の内、第3段階までを考察した。会計報告における最初の欧州調和化段階はローマ条約から出発している。これは第4、第7および第8欧州指令により具体化され、1985年に貸借対照表指令法により、ドイツ商法典に転換された。続いて第2の国際化の推進力は1993年から1998年までの段階をつくり出した。それは主として会計報告実務である。商法典による会計報告義務は引き続き存在するため、企業は「並行的」または「二重」会計報告の枠内でしか国際的な会計報告に従うことはできなかったのである。1998年から2004年までの第3段階は規制緩和の期間である。商法第292a条を基礎にして、商法典、IFRSまたはIASおよびUS-GAAP間の選択を資本市場指向企業に少なくともコンツェルン決算書において自由にしたのである。かかる第3段階において、ドイツのDAXおよびMDAX企業の大多数は、コンツェルン会計報告をIFRSまたはUS-GAAPに切り替えたのである。

会計報告の国際化と並行して、1990年代にドイツにおいては、多くの会計不正事件が生じた。会計報告の国際化と、ドイツ国内の会計不正の発生は、時期的に重なり合っているのである。1993年から1997年の間の事例につき明らかとなったのは、ほとんどが上層部の従業員や取締役会による行為により損害が引き起こされたことであった。また、内部コントロールと外部からの監督による複数のシステムが作動しなくなり、それが長期化してしまったのである。さらには、大銀行が何ら特別に効果的なコントロールをしていたとはみられないことである。このような危機的兆候を第三者が早期に察知していたにもかかわらず、長期にわたりその兆候にたいする対処がなされなかったことが目立つという特徴があった。このような90年代の企業スキャンダルが引き金となり、その結果として、KonTraGの法改正による改革の必要性が導かれたことを示した。

最後に6つの観点からKonTraGによる改正内容の全体像を提示した。すなわち、株式会社の取締役の義務の拡大、自己株式の取得とストック・オプション制度の整備、監査役会の職務の強化、株主の立場の保護、決算監査の諸規定の変更および決算の透明性の強化である。とりわけ、本研究において関係するのは、これまでとは異なる監査人の監査役会との結びつきおよびリスク・マネジメント・システムの監査に関する諸規定である。

⁽⁷²⁾ 加藤・遠藤（1998）、138頁。なお、その他の株主総会の改革として株主訴訟の容易化（株式法第147条第3項および商法典315条第2文）がある。この規定により株主訴訟は、株主による賠償請求および特別監査請求の条件が引き下げられたことにより明らかに容易化された（鈴木、138頁および加藤・遠藤（1998）、136頁を参照）。

第2章

KonTraG後の改革—エンフォースメントの展開—

本章はKonTraGの成立後の会計報告の国際化と2005年に施行されたエンフォースメントの展開を概観する。まずドイツにおける会計報告の1998年から2004年までの期間（第3段階）から2005年以降の、EU全域にわたるIFRSによる（連結）会計報告に関するEUの決定（第4段階）、さらに会計報告の国際化における中小規模の企業の状況（第5段階）までをみていく。次に、2000年前後に生じた多くの会計スキャンダルを契機とする監査制度改革の動向を概観する。すなわち、2005年に施行された貸借対照表統制法（BilKoG）によるエンフォースメント手続きおよび2005年に施行された決算監査人監督法（APAG）による決算監査人たる経済監査士の業務の監督である。

以上によって本章は、ドイツにおける会計報告の更なる国際化および投資家保護と資本市場における信頼性が強化される方向性を示す。

第1節 ドイツにおける会計報告の国際化（KonTraGの成立後）

会計報告の国際化に関して、2010年までの状況をみていこう。ここでもPellens et al. (2011) を中心に考察する。

1 IFRSへのEU命令

既に第1章で述べたようにDSRの基準により、ドイツのコンツェルン会計報告はできる限り2004年までに国際的な会計報告に近づけるよう求められた。とりわけ、商法典に規定されていないが、またはきわめて不完全に規定されているにすぎないコンツェルン会計報告の領域は、かかる基準に基づいて規定された。こうした問題を解決するためにDSRは出発し、わずかな年数の内に、会計上の計上、評価およびコンツェルンといったさまざまな問題に対して20を超えるドイツ会計基準を公表したのである⁽¹⁾。もっとも、とりわけ計上および評価が規制される際に、DRSに強制的に従うことは、DRSの法的性質と同様に、今日までなおさまざまな議論を呼んでいるのである。しかし、かかる基準に準拠して作成された決算書が、連結会計に対応する正規の簿記の諸原則に合致するという推測は、連邦法務省（BMJ）（の官報）により公表されたDRSにあてはまる⁽²⁾。

ベルギーやオーストリアのような他のEU加盟国は、自国の会計報告の自由化（Öffnung）および国際化に関して、ドイツのモデルに倣ったため、第4および第7欧州共同体指令に基づく、ヨーロッパの会計報告の意図された自主的な調和化は、最終的には失敗したのである。調和化された自国の会計報告システムの代わりに、いくつかのEU加盟国はIFRSやUS-GAAPの適用を認めたのである。しかし他方

⁽¹⁾ Pellens et al.(2011),S.51.

⁽²⁾ Ebd., S.51.

では、かかる自由化は同様に調和化の特徴を有していた。多くの企業がこの2つの会計報告システムに合わせることにより、今や欧州共同体会計指令から少し距離を置いた、市場による解決 (Markt-lösung) が広く受け入れられたのである⁽³⁾。

2 IFRSへのEU命令

このような背景の下に、欧州委員会 (EU-Kommission) は、EU会計報告の (第二の) 調和化のために再度力を尽くしたのである。かかる努力の結果として、直接に適用されるEU命令 (EU-Verordnung), すなわち、「国際的な会計基準の適用に関する1606/2002号」⁽⁴⁾を導入したのである。それにより資本市場指向の親企業は2005年よりIFRSによるコンツェルン会計報告を行うことが義務付けられた (第4条)。この場合、その有価証券 (自己資本証券や他人資本証券) が各貸借対照表日に任意のEU加盟国において規制された市場での取引を許可された全企業は資本市場指向であると見なされる。とりわけ、米国の証券取引所への上場のためにUS-GAAPに従っていたヨーロッパの企業に2007年までの移行期間が認められた。同じことは、もっぱら他人資本証券のみの発行によってEU命令の適用範囲に該当する企業にもあてはまる (第9条)⁽⁴⁾。

また、通常「IAS命令 (IAS-Verordnung)」と呼ばれるこのEU命令は、そのうえ、IFRSの適用領域を拡大するための法律を加盟国に認めたのである。そのため加盟国は、資本市場指向でない企業のコンツェルン決算書において、ならびに資本市場指向および資本市場指向ではない企業の個別決算書において、IFRSの適用を選択的に認めるか、あるいは全く規定しないかの決定を任せられたのである (第5条)⁽⁵⁾。

以上のようなEUの動向に対して、次にドイツと米国の対応をみていこう。

(1) 会計法改革法 (BilReG)

ドイツの立法者は、その後2004年の終わりに会計法改革法 (BilReG) の成立によりこれに反応した。BilReGは、とりわけ商法典第315a条を補完した。同条は最初にEU命令に該当する企業に商法典によるコンツェルン会計報告規範の適用を大幅に免除するものである。さらにすすんで、商法典第315a条第3項には次のような選択権が含まれている。すなわち、資本市場指向ではない親企業が免除されているIFRSによるコンツェルン決算書の作成を認めるものである。ドイツの立法者は、IAS命令の加盟国選択権を連結会計の義務を負う企業に拡大したのである⁽⁶⁾。

商法典第290条 (コンツェルン決算書の作成義務に関する規定) は、基本的に親企業が資本会社として組織されていることを根底においているが、特定の人的企業および商人は、商法典第264a条または開示法 (Publizitätsgesetz ; PublG) 第11条に従い、親企業としてコンツェルン会計報告の義務を負う限り、上記の選択権を行使できる。同様のことは、商法典第291条以下 (コンツェルン決算書の作成免除に関する規定) が適用される特定の経済部門にもあてはまる。たとえば、金融機関がその例

⁽³⁾ Ebd., S.51.

⁽⁴⁾ Ebd., S.51.

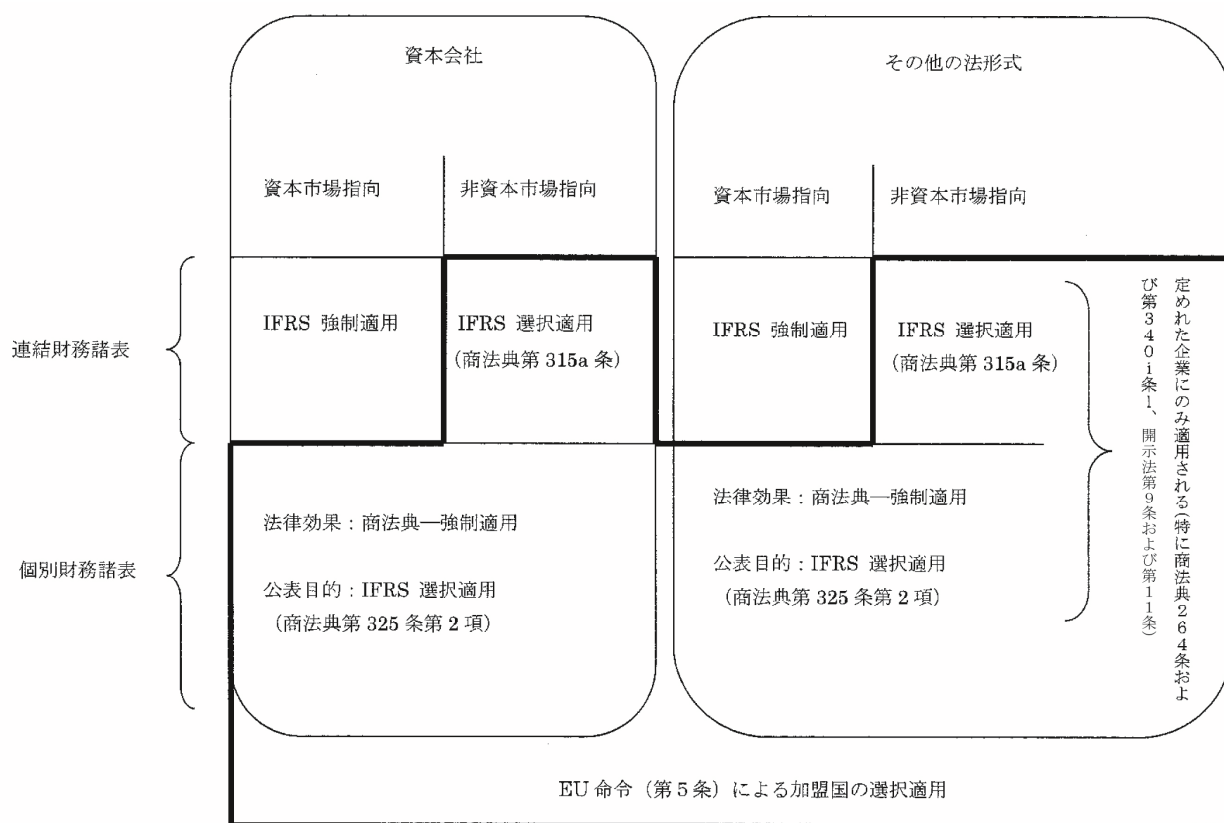
⁽⁵⁾ Ebd., S.51-52.

⁽⁶⁾ Ebd., S.52.

であり、その規模および法形式には関係ない（商法典第340i条）⁽⁷⁾。

これに加えて商法典第325条には更なる二つの項が付け加えられたのである。商法典第325条第2a項によれば企業は、商法上の個別決算書の代わりに、第2b項に記載されている前提条件に該当する限り、IFRSによる個別決算書を公表することが許可されるのである。しかし、許可されたことによる効果は公表（Offenlegung）のみに限定されているのであり、その作成には及ばないのである。このことは事実上、ドイツ企業は商法典による個別決算書に追加して、公表目的のためにIFRSによる個別決算書を作成してもよいことを意味する。これは個別決算書を公表しなければならない全ての企業に関係する。資本金会社と並んで、とりわけ商法典第264a条、第340 1 条または開示法第9条が適用される非資本金会社にもあてはまる（図表2-1を参照）⁽⁸⁾。

図表 2-1 EU 命令および BilReG によるドイツにおける IFRS の適用範囲



出所：Pellens et al. (2011), S. 52.

⁽⁷⁾ Ebd., S.52.

⁽⁸⁾ Ebd., S.52-53.

(2) SECによるIFRSの認知

EUの外においてもIFRSは、資本市場指向の企業にとって世界的に重要な会計報告システムに成長した。いわゆるクロスボーダー上場の過程でIOSCOIFRSの承認に関して関係する勧告を出した後、アメリカ合衆国の証券取引所監督官庁である証券取引委員会（SEC）は2007年11月において、外国の有価証券発行者のIFRSによる決算書を承認すると表明した（SEC Release No. 33-8879）。これによりかかる機関は何年もの間拒絶してきたIFRSに対するその姿勢をやめ、その発行する有価証券が米国の証券取引所に上場している企業に相当な軽減をもたらしたのである。その結果、ドイツ企業にも同様な影響がもたらされた。2007年の事業年度よりこれらの発行者にとっては、IFRSによる年度利益および自己資本からUS-GAAPの金額への調整計算はもはや必要なくなった。米国外におけるIFRS適用数が更に増大することを予期し、IFRSおよびUS-GAAPの会計報告のコンバージェンスを考慮して、米国企業のIFRS適用の可能性を予告したのである（SEC Release No. 33-8831/33-8982）。2008年11月において、SECはIFRSの決算書に対するさまざまな要求を明確に規定した「ロードマップ（Roadmap）」なるものを公表した。これが満たされれば、SECは、場合によっては、2014年より米国企業についてもIFRSによる決算書を承認するのである⁽⁹⁾。

3 貸借対照表法現代化法（BilMoG）

既にBilReGの理由書において、貸借対照表法の過程において、商法典を国際的な展開に適合させることが予告されていた。2009年5月に施行された貸借対照表法現代化法（BilMoG）の核心は、中小企業の商法上の帳簿記帳義務および決算書作成義務の軽減にある。また、とりわけ商法典の言明能力（Aussagekraft）の改善にある。この法律の目標は、商法典を、IFRSおよび2009年にIASBによって成立した「中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs）」に対する「十分に価値があり、しかもコストも有利でありかつ簡単な代替物」に改造することである。現在の会計上のコストを維持あるいは削減を前提にしながら、国際的な会計基準に確実に接近することが達成されるよう求められているのである。これは、計上、評価、開示および連結の領域において多くの規定の改正をもたらした。ただし、その内容は、一部では選択権を制限し、また一部ではすでに推し進められている会計報告実務および連結実務を描写しているにすぎない。また、一般にこれまでの商法典の立場も疑問視されたのである。これは、たとえば、自己創設の投資財産である無形資産（開発費）の借方側計上禁止の廃止、信用機関および金融サービス機関により取得された売買目的の金融商品に対する公正価値評価、評価単位（Bewertungseinheiten）の形成による新たなヘッジ会計（Sicherungsbilanzierung）、引当金の割引計算または年金債務の算定の場合の傾向の考慮（Trendberücksichtigung）などの改正点から明らかである⁽¹⁰⁾。

また逆基準性の原則（Umkehrmaßgeblichkeit）は廃止された。その結果、基準性の原則は引き続き存在するにもかかわらず、商法上および税務上の「統一貸借対照表（Einheitsbilanz）」は実現され

⁽⁹⁾ Ebd.,S.53.

⁽¹⁰⁾ Ebd.,S.53-54.

ない。しかも、立法者はこのことを必ずしも明確に意図していたのではないが、BilMoGの新規定は、たとえば実現原則、慎重性原則または個別評価の原則（Einzelbewertungsgrundsatz）といった正規の簿記の諸原則（GoB）の新たな解釈および新たな評価という可能性が生じている⁽¹¹⁾。

以下、中小企業向けのIFRSの観点からみていこう。

(1) 中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs）

このような方法で改正された商法典は、国際会計基準審議会（IASB）の試みと競争関係にある。IASBの試みは、資本市場指向の企業グループを超えた会計報告の更なる調和化のため、小規模および中規模企業（SME）のために既存のIFRSの会計報告規定の簡素化をつうじて、IFRSをより魅力的に形成するものである。この努力の成果が2009年7月に公表された特有な基準、いわゆる中小企業向け国際財務報告基準（IFRS-SME）である。この基準は内容および要求事項の観点から独特な会計報告システムを含んでいる。その開発に際しては、コスト—便益の観点をより強く顧慮し、中小企業の決算書の受領者のニーズに焦点を合わせた意思決定に有用な情報を提供するという意図が中心を成すのである。資本市場指向ではないすべての企業をSMEとみなすために、一般にはなかなか具体化できない「中規模（Mittelstand）」をSMEsの概念に包含するのである⁽¹²⁾。

(2) 「完全版」IFRSおよび商法典との比較の上での中小企業向けIFRS

ところで、230頁の本文、付録のためのチェックリストならびに補足的な適用指針から成る中小企業向けIFRSは、きわめて広範囲にわたる調整項目を含んでいる。しかし、この基準は「完全版」IFRSに比較して、明らかに簡素化を見せている。これは全ての決算書作成のレベルにみられる。すなわち計上（たとえば、自己創設の投資財産である無形資産の借方側計上の無条件の禁止）、評価（たとえばのれんの当初以後測定（Goodwill-Folgebewertung）の際の減損のみアプローチの放棄）、連結（関連会社およびジェイント・ベンチャーについてコンツェルン決算書において歴史的原価を採用することができる）および開示である。しかし、IFRSによる決算書作成をこれまで行ってこなかった商法典の会計担当者の観点からすれば、中小企業向けIFRSは、かかる軽減を相対化し、それどころか一転して明らかに複雑さが増大したものになるのである。中小企業向けIFRSの開示項目のチェックリストだけでも40頁あることが例としてあげられるのである⁽¹³⁾。

(3) 中小企業向けIFRSへの転換

確かに中小企業向けIFRSはすでに2009年にIASBによって成立した。ただし欧州レベルの転換はなされておらず、ましてやドイツのレベルに至ってはなおさらである。これまで二つのレベルにおいて未解決なのである。すなわち、かかるシステムは導入されるのか、どの企業、どの会計単位（個別決算書対コンツェルン決算書）が必要とされ関係するのか、またこの規制はどの程度拘束力をもつのかである。その際、中小企業向けIFRSはEUにおいては完全に対立した議論がなされ、またとりわけドイツからは激しく批判されているのである。内容上の評価を除けば、中小企業向けIFRSが概念的に目指す方向付け、また中規模企業（Mittelstand）の会計報告規制を成立させたことに対するIASBの制度的

(11) Ebd.,S.54.

(12) Ebd.,S.54.

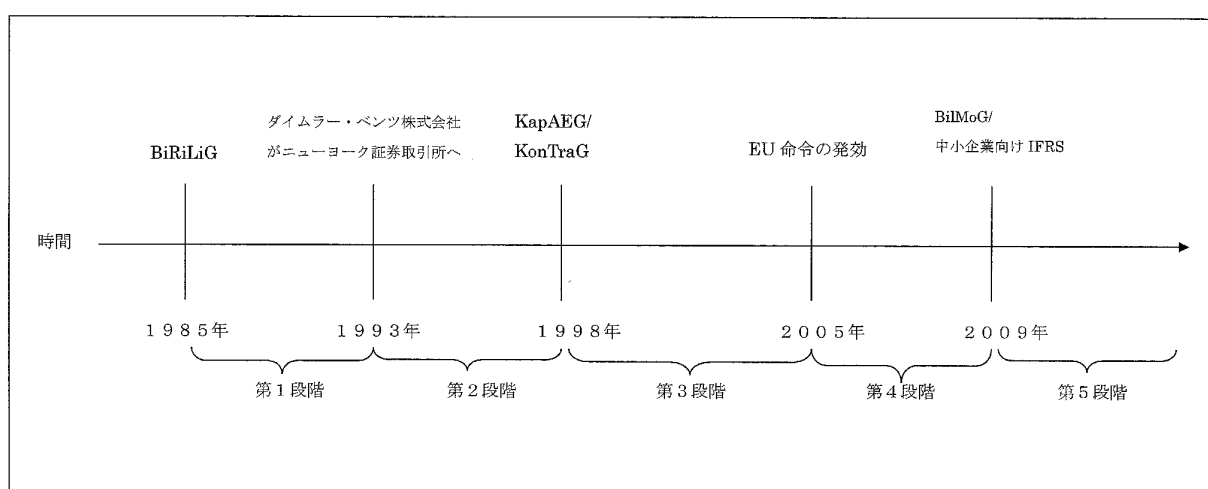
(13) Ebd.,S.54-55.

な能力にも批判があるのである。他方では、中小企業向けIFRSは少なくとも世界のいくつかの地域において適用されるであろうことが予測される⁽¹⁴⁾。

4 要約—ドイツにおける会計報告の国際化

最後に、ドイツにおける会計報告は近年明らかに変化してきていることが確認されなければならない。企業活動の国際化の傾向を前提にすれば、とりわけIFRSは、ドイツの会計報告実務およびドイツならびにヨーロッパの会計法のある一定の要素になった。図表2-2はかかる国際化のプロセスをもう一度5つの段階で要約したものである。

図表 2-2 ドイツにおける会計報告の国際化の段階



出所：Pellens et al. (2011), S. 55.

第1章と第2章で考察したドイツ会計報告の国際化をここでまとめると次のように要約することができる⁽¹⁵⁾。

- ・ 会計報告における最初の欧州調和化段階はローマ条約から出発しており、これは第4、第7および第8欧州指令により具体化され、1985年に貸借対照表指令法 (BiLiRiG) により、ドイツ商法典に転換されたのである。
- ・ 第2の国際化の推進力は1993年から1998年までの段階をつくり出した。それは主として会計報告実務である。商法典による会計報告義務は引き続き存在するため、企業は「並行的」または「二重」会計報告の枠内でしか国際的な会計報告に従うことはできなかったのである。
- ・ 1998年から2004年までの第3段階は規制緩和の期間である。商法典第292a条を基礎にして、商法典、IFRSまたはIASおよびUS-GAAP間の選択を資本市場指向企業に少なくともコンツェルン決算書において自由にしたのである。かかる第3段階において、ドイツのDAXおよびMDAX企業の大多数は、コンツェルン会計報告をIFRSまたはUS-GAAPに切り替えたのである。

⁽¹⁴⁾ Ebd., S. 55.

⁽¹⁵⁾ Ebd., S. 55-56.

- ・2005年以降の第4段階は、EU全域にわたるIFRSによる（連結）会計報告に関するEUの決定によって特徴づけられる。加盟国の補完的な法律と関連して、ドイツとヨーロッパ企業の大多数にとってIFRSは強制となり、他の企業にとっては任意適用となったのである。
- ・会計報告のさらなる国際化は—すくなくともドイツにおいては—BilMoGによって特徴づけられる。商法典のIFRSへの順応は第5段階の始まりを際立たせているのである。この段階は会計報告の国際化における中小規模の企業も該当する。中小企業向けIFRSの成立はこの段階に分類される。この基準によって、資本市場指向ではない企業に代替的な会計報告システムが提供されたのである。けれども、Pellens et al.によれば、いかなる拘束力およびいかなる意義（Stellenwert）が最終的に全世界、ヨーロッパおよびドイツにおいて獲得されるのか、まだ待たなければならない。

この第5段階の後のさらなる展開は、判断するのは困難である。すでにこれまで確認したように、市場のますますの国際化に伴って現れる企業活動のさらなる国際化を観察することができる。これは、製品市場および資本市場に同様にあてはまり、そのときどきの市場のルールを国際的な統一化という結果に至るのである。会計報告は資本市場のルールの一つの基本的な構成要素を形成することから、その国際的な調和化は、論理的な帰結である。多くの国の立法者およびEUもこのような展開を対応する規制によって跡づけてきたのである。それに反して、かかるプロセスがどの程度期待できるか、そして、その結果資本市場指向ではない企業とそれに関連して中小企業にとって、IFRSと中小企業向けIFRSはどの程度実行されるかは、不確かなままであり、目下のところ予測できない。それにもかかわらず、IFRSとFASBの会計基準のコンバージェンスはさらに促進されているのである。その結果、G20の共同体は金融問題を経済問題に加えて、ついに2010年11月にソウルにおいて、IASBとFASBに、2011年の終わりまでにコンバージェンスの努力を終えるよう要請したのである⁽¹⁶⁾。

第2節 ドイツの会計報告—エンフォースメントの展開

本節では、エンフォースメントの必要性から手続きまでをZülch et al. (2012) の考察を中心にみていこう。

1 会計報告のエンフォースメントの必要性

金融市場および資本市場のグローバル化に伴って、投資家の観点は明らかに変化した。あらゆる投資クラスへの国際的な投資はより早く制度化され、今日では小口投資家が自由に使えるようになっている。このような複雑性の高まりの傾向の中で、企業の財務報告の質は重要性を増している⁽¹⁷⁾。

財産状態、財務状態および収益状態に関する情報は投資決定の基礎を形成する。それだけに企業により公表された財務情報に誤りが無いことはよりいっそう重要である。その理由は、そうしておかないと投資家がリスクを適切に見積ることができないからである。結局、リスクの見積りは資本市場が

⁽¹⁶⁾ Ebd.,S.56-57.

⁽¹⁷⁾ Zülch et al.(2012),S. 1.

機能する能力に行き着くのである⁽¹⁸⁾。

個々の資本市場参加者は、業務構造および企業プロセスの増大する複雑性を背景として、存在する情報を事実即ち公正に評価することがますます困難になっている。通常、とりわけ小口投資家は、会計報告の虚偽を判断するために必要となる専門的知識と技能を自由に使うことはできない。さらに、このような判断はしばしば企業内部の資料に基づいてしか可能にならない。企業と投資家との間のこの情報のギャップを終結させ、有効な投資家保護を保証するためには、典型的に（独立した）決算監査人が必要となるのである⁽¹⁹⁾。

エンロンとワールドコムのような米国の巨大コンツェルン、一方ではフローテックス、バンクゲゼルシャフト・ベルリンおよびコムロードのようなドイツ企業による会計スキャンダルは、資本市場参加者の信用を後々まで損なった。そのため、年度決算書はこれらのケースにおいて、既に決算監査人によって証明されていたが、投資した資本市場参加者に数十億ユーロの損害をもたらす程の虚偽であったことが判明した⁽²⁰⁾。

ここでその一例を示そう。コムロード（Comroad）は、交通テレマティックス（telematics）システムの供給業者であり、1999年から2002年まで、売上高と利益の極端な増加を報告しており、常に予想をはるかに超えていた。売上高の大部分は、香港にある子会社によってアジアにおいて生み出されたものであり、後にそれは架空であることが判明したのである。コムロードの売上高の数字とその主要な顧客であるスカイネットの対応する数字に食い違いがあったにもかかわらず、コムロードは、法定監査人であるKPMGから無限定意見を受けていたのである。コムロードの売上数字の正確さを問題として取り上げた報告発生の後、2002年2月にKPMGは辞任した。後任の監査人であるRodl&Partnerは後に、売上高について、1998年に63%、1999年に86%、そして2000年には97%の跡をたどることができなかった。KPMGの監査手続きが不十分であったと推測することができるのである⁽²¹⁾。

かかるスキャンダルとその結末の印象によって、ドイツにおいても、資本市場指向の会計報告について追加的な監視を要求する政治的な意見も増えたのである。同様に企業はかかる考えに対して必ずしも断固として反対だったわけではない。個々の企業の虚偽（Verfehlungen）は、資本市場全体に不利な影響を及ぼしたからである。加えて、会計報告の再度の（完全に独立した）監査は、全体として信用を形成し、また場合によっては資本コストを低下させる効果をもつからである⁽²²⁾。

2 エンフォースメントの概念的な整理

エンフォースメントの正確な字句内容は、次のように「エンフォースメント」の貫徹（„Enforcement“ Durchsetzung）を意味する⁽²³⁾。「エンフォースメント」の専門的意義は、義務と理解される。かかる義務は、存在する規範を成就するために、特定の規則を遵守することである。会計報告に関して、企

(18) Ebd.,S.1.

(19) Ebd.,S.1.

(20) Ebd.,S.1-2.

(21) Köhler et al.(2008),pp. 112-113 .

(22) Zülch et al.(2012),S. 2.

(23) Ebd.,S.2.

業の決算書の（決算監査人からも）独立した（unabhängige）場所を通じた外部からの監視を，上記の概念に包含するのである。

Zülch et al.によれば有効なエンフォースメントは基本的に次の機能を満たすよう求められている。

- ・促進機能および予報機能（Anreiz-und Präventivfunktion）

会計報告に関する責任は，決算書の作成の際にはまず正規の会計報告を行うよう促されなければならない⁽²⁴⁾。

- ・コントロール機能および修正機能（Kontroll-und Korrektivfunktion）

広く行われている会計報告に対する重大な違反はできるだけ早く摘発され，会計を行っている企業によって報告されなければならない⁽²⁵⁾。

- ・異議申し立て機能および調査機能（Beschwerde-und Untersuchungsfunktion）

決算書の受取人は，会計上の誤りについてもっともな疑いがある場合について，企業の会計報告を再検査させる可能性が与えられるよう求められている⁽²⁶⁾。

- ・制裁機能（Sanktionsfunktion）

制裁機能は先行する3つの機能を貫徹するために必要である。その場合，制裁は国のしかるべき場所により（たとえば訴訟または罰金という手段で）行われる。あるいは私的な機関により（たとえば会計報告の誤りの公表という手段で）行われる。とりわけ会計報告の誤りは，資本市場，通例は株価の下落による制裁を伴って現れる⁽²⁷⁾。

3 ドイツのエンフォースメント—手続きの発展

ドイツにおいては最初から会計上の誤り（Bilanzierungsfehler）の暴露とその早期の回避に議論の中心が置かれていた。KonTraGが1998年に成立し，また—米国におけるサーベンス・オックスレイ法（SOX）の印象の基に—2002年に「透明性および公開に関する株式法および貸借対照表法の更なる改革の法律（TransPuG）」が成立することにより，ドイツの立法者は，決算監査の信頼性および真実性の改善の第一歩を踏み出したのである。しかしながら，Zülch et al.によればこれらの諸規制は，上述の例が示しているように，会計スキャンダルの回避にはなお不十分であった⁽²⁸⁾。

ドイツの資本市場の失われた信頼を回復するために，ドイツの立法者の側から，貸借対照表法改革法（BilReG）および貸借対照表改革法（Bilanzkontrollgesetz, BilKoGと略称される。）が提案された。2004年のBilKoGの成立により—欧州証券監督者委員会（Committees of European Securities Regulators（CESR））の拘束力のない基準第1号を基礎にして—初めて会計報告に対するエンフォースメント手続きが実行されたのである⁽²⁹⁾。

⁽²⁴⁾ Ebd.,S.2.

⁽²⁵⁾ Ebd.,S.2.

⁽²⁶⁾ Ebd.,S.2.

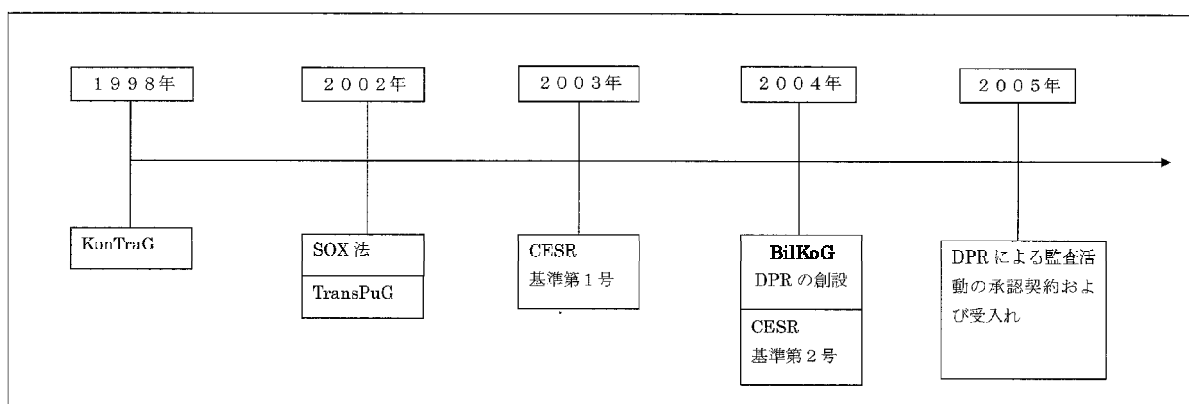
⁽²⁷⁾ Ebd.,S.2-3.

⁽²⁸⁾ Ebd.,S.3.

⁽²⁹⁾ Ebd.,S.3. なお，CESR はその後，欧州証券および市場機関（European Securities and Market Authority（ESMA））と交替した（Zülch et al.(2012),S. 3.）。

監査証明が付された年度決算書の再監査に関しかかる手続きによって作り出された大枠の条件は、とりわけ資本市場参加者の保護と信頼の強化を意図していた。企業による財務報告の透明性と自己コントロールはかかる手続きの中心にあるよう求められたのである。このような背景事情に直面して、私法上組織された機関の組み入れが討議された。ドイツ経済は、自ら積極的にかつ協調してエンフォースメント・プロセスに関与し、またまずは自己規制の方法により誤りのない会計報告を確実なものにするというチャンスを受けるよう求められた⁽³⁰⁾。この方法の動向の中で、後述する会計報告に関する検査会(DPR)が設立され、2005年にエンフォースメント機関として認定された。図表2-3は、ドイツのエンフォースメント・システムの法律上の発展段階に関する概観を示している⁽³¹⁾。Zülch et al.はこの図表をKonTraGから出発させていることは注目すべきである。

図表 2-3 ドイツにおけるエンフォースメント手続の発展の歩み



出所：Zülch et al. (2012), S. 4.

第3節 エンフォースメントの仕組み

それでは実際のエンフォースメントの仕組みをみていこう。2005年に施行されたBilKoGによって、導入されたエンフォースメントの仕組みは、2つの段階から構成される。第1段階を担うのが「登記社団ドイツ会計報告検査会 DPR (Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung e. V., 以下、検査会と略称する。)」の機関による検査であり、第2段階が「連邦金融監督庁 BaFin (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht)」による検査である(図表2-4の右側を参照)。エンフォースメントに関する法律規定は、BilKoGを通じて制定された商法典第342b条に規定されている。それによると、民間の財務報告調査機関である検査会の設立を認め、連邦財務省 (Bundesministerium der Finanzen, BMF) と連邦司法省 (Bundesministerium der Justiz, BMJ) により公認される⁽³²⁾。具体的には、上述の検査会という組織が設立され、その内部に検査を行う機関 (Prüfstelle) が設けられるが⁽³³⁾、以下では検査会と表現する。また、以下の記述は石川 (2006) に依拠している。また商法典の条文は千葉

⁽³⁰⁾ Ebd., S. 3.

⁽³¹⁾ Ebd., S. 4.

⁽³²⁾ 商法典第 342b 条第 1 項, 石川 (2006), 192 頁。

⁽³³⁾ 石川 (2006), 192 頁。

(2006a) に従っている。

1 検査会の任務

検査会の任務は、会計報告に関し、それが正規の簿記の諸原則を含む法律規定または法律によって許可されたその他の会計報告基準に合致しているかについて、検査を行うことである⁽³³⁾。商法典第342b条によれば、このような検査は次の3つの場合に行われる。第1に会計報告規定違反の具体的手掛かりが認められた場合、第2に連邦金融監督庁からの要請があった場合、第3に特別の理由のない抜取り検査の場合である⁽³⁴⁾。この第1および第2のケースに関しては「対処的な」検査と呼ばれ、第3のケースに関しては「先制的な」検査と呼ばれる⁽³⁵⁾。石川によれば、前者は「会計報告規定違反に関する修正等の事後的な対処を目的としたもの」であるに対して、後者は「会計報告違反の予防を目的としたもの」である⁽³⁵⁾。この任務を果たすためには、企業からの情報提供および資料提供が不可欠となる。検査会は民間調査機関として組織されたものであるため、商法典第342b条第4項によれば、被検査企業の協力がある場合にのみ、検査の実施が可能となる⁽³⁶⁾。このため、当該企業から協力が拒否されるというケースが想定される。その場合には、その旨が連邦金融監督庁に報告され、検査の動機となる⁽³⁷⁾。検査の結果は、企業に報告されるが、検査会の任務は、会計報告規定違反を犯したと考えられる企業に制裁を加えるのではなく、それに向けた告発に任務は限定される⁽³⁸⁾。同時に、職業義務違反を犯したと考えられる決算監査人に関して、その事実を後述の経済監査士会議所に伝達するよう規定されている⁽³⁹⁾。

以上の検査会の活動を石川に従い要約しよう。検査会は、まず従来の監査が行われた後、会計報告規定違反の有無に関して、企業の協力の下に検査することを任務としている。その結果は企業に報告され、連邦金融監督庁にも必要事項が伝達される。さらに、検査会の活動は、決算監査人に対する職業義務違反に関して、職業団体である経済監査士会議所への伝達にまで及ぶ。このようにして、会計報告規定の遵守を確保しようとしているのである⁽⁴⁰⁾。

2 連邦金融監督庁の役割

第2段階として、次の場合に、連邦金融監督庁は問題となったケースを引き継ぐのである。すなわち、①企業が検査会の検査への協力を拒否した場合、②企業が検査会の検査結果を了承しなかった場合、および③検査会の検査の実施・検査結果に疑念がある場合である⁽⁴¹⁾。連邦金融監督庁は検査会の

⁽³⁴⁾ 商法典第342b条第2項、石川(2006)、192頁。

⁽³⁵⁾ 石川(2006)、192頁。

⁽³⁶⁾ 商法典第342b条第4項、石川(2006)、193頁。

⁽³⁷⁾ 石川(2006)、192頁および197頁。

⁽³⁸⁾ 商法典第342b条第8項、石川(2006)、194頁。

⁽³⁹⁾ 商法典第342b条第8項、石川(2006)、194頁。

⁽⁴⁰⁾ 石川(2006)、195頁。

⁽⁴¹⁾ 証券取引法第37p条第1項第2文。石川(2006)、195頁。なお、証券取引法については石川(2006)を参照している。

検査が行われた後、必要に応じて自ら検査を行うのであり、会計報告上の誤りをも正すよう要求できるのである。また調査の結果は、連邦金融監督庁により公告される⁽⁴²⁾。石川によれば、検査結果として会計報告違反があったことを社会的に示すことになるため、資本市場による強力な経済的制裁を受けることになる⁽⁴³⁾。さらに、検査会と同様に、刑事訴追に関わる当局、ならびに会議所に対して、それぞれ必要な事実を伝達する⁽⁴⁴⁾。

以上のように、エンフォースメントという仕組みを、石川によりまとめれば、まずエンフォースメントは、決算監査の後さらに会計報告に関する適法性の検査・監視を二段階で行う仕組みである。その目的は、会計報告に関するチェックの体制を監査と二段階の検査に重層化することで、会計報告規定の遵守を確保することにある。さらに、その検査の結果、必要と認められた場合には、企業に対して、また、決算監査人たる経済監査士に対して制裁を加えるため、それを関係当局に対して報告がなされるのである⁽⁴⁵⁾。

3 経済監査士監督の仕組み

米国において、2002年の企業改革法によって成立した監視機関である公開会社会計監視審議会（以下、PCAOBと略称する。）は、SECの管理下に設置された。PCAOBには、会計事務所の登録、定期検査や問題の調査と懲戒、監査業務、品質管理、倫理および独立性などの監査に関する諸基準の設定と承認権が与えられている。これから述べるドイツにおける決算監査人監督審議会は、米国のこの例に続く新たな機関と位置付けることができる⁽⁴⁶⁾。以下ではその概要をみていこう。

ドイツにおいて専門職業人の団体として組織されているのは、「経済監査士会議所 WPK (Wirtschaftsprüferkammer, 以下、会議所と略称する。）」であり、全ての経済監査士が所属する。まず会議所の役割からみていこう。

会議所は経済監査士法 (Wirtschaftsprüferordnung, WPO) 第4条第1項に従って形成された公法上の団体であり、ベルリンを本拠地とし、連邦レベルで活動している。経済監査士法第61a条によれば会議所は、法定の決算書の監査を実施する経済監査士の業務を監督する責任を負う。職業義務違反を犯した経済監査士に対して、制裁手続きをとる権利を有する⁽⁴⁷⁾。その場合、前述の検査会および連邦金融監督庁からの通知が考慮されるのであり、ここにエンフォースメントの仕組みとの関係を見ることができる⁽⁴⁸⁾

2005年に施行された決算監査人監督法 (Abschlussprüferaufsichtsgesetz, APAG) によって、経済監査士法が改正された。この法律の新たな規制によって、「決算監査人監督審議会 APAK (Abschlussprüferaufsichtskommission, 以下、監督審議会と略称する。）」が設立された。監督審

(42) 証券取引法第 37q 条。

(43) 石川 (2006), 195 頁。

(44) 証券取引法第 37r 条。石川 (2006), 198 頁。

(45) 石川 (2006), 209 頁。

(46) Köhler et al.(2000), p.129.

(47) 石川 (2006), 200 頁。

(48) 石川 (2006), 201 頁。

議会は経済監査士法第66a条第1項によれば会議所の活動の監督を行う（図表2-4の左側を参照）。そのため、監督審議会は会議所より上位に位置する機関である。監督審議会は最低で6名、最大で10名のメンバーによって構成される。当該機関のメンバーは、会議所からの独立性が要求される。つまり、これは経済監査士という専門職業人ではないことを意味している。構成員は主に、会計、金融、産業、学術および司法の領域の出身である。構成員は、連邦経済労働省（Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, BMWi）により任命され、任期は4年であり、任命の前5年間は、会議所の会員であってはならない⁽⁴⁹⁾。監督審議会の構成員の選解任権は、連邦経済労働省にあるため、監督審議会は連邦経済労働省より下位に位置する⁽⁵⁰⁾。

監督審議会による監督は、会議所がその任務を果たしているかについてなされる。監督審議会は、会議所が下した決定を再度レビューするよう命令することができ、その決定を取り消すことができる。この職務を実効可能にするためには、監督審議会は会議所に関して情報調査権および立入調査権を有し、同時に助言的立場で会議に参加する権利を有する⁽⁵¹⁾。監督審議会の設立は、専門職業人ではない者から構成される審議会にこのような最終決定権が与えられているため、専門職業人の自己管理をかなり制限するものである⁽⁵²⁾。

最後に連邦経済労働省は、監督審議会より高位の権威を有し、その結果、ドイツにおける専門職業の監督に関する最も高度な機関である。同省は、監督審議会の構成員の任命と、場合によっては早期の更迭に責任を有する。また、会議所が監督審議会の決定が非合法であるとみなした場合には、監督審議会の決定をレビューする責任がある⁽⁵³⁾。

以上のように、経済監査士監督という仕組みは、決算監査人たる経済監査士の業務の監督を経済監査士会議所が行い、次に経済監査士会議所の監督を決算監査人監督審議会が行うものであり、かかる二段階の監督を特徴としているのである。その目的は、石川によれば、経済監査士の業務監督の強化によって、決算監査に対する信頼性を高めることにある⁽⁵⁴⁾。かかる業務の監督には、経済監査士に対して制裁を科すことも含まれており、「その制裁の発動に際しては、上記のエンフォースメントを担う機関からの報告が考慮される」⁽⁵⁵⁾ことは注目すべきである。

(49) 経済監査士法第 66a 条第 2 項，石川（2006），200-201 頁。

(50) 石川（2006），203 頁。

(51) 経済監査士法第 66a 条第 3 項，石川（2006），203 頁。

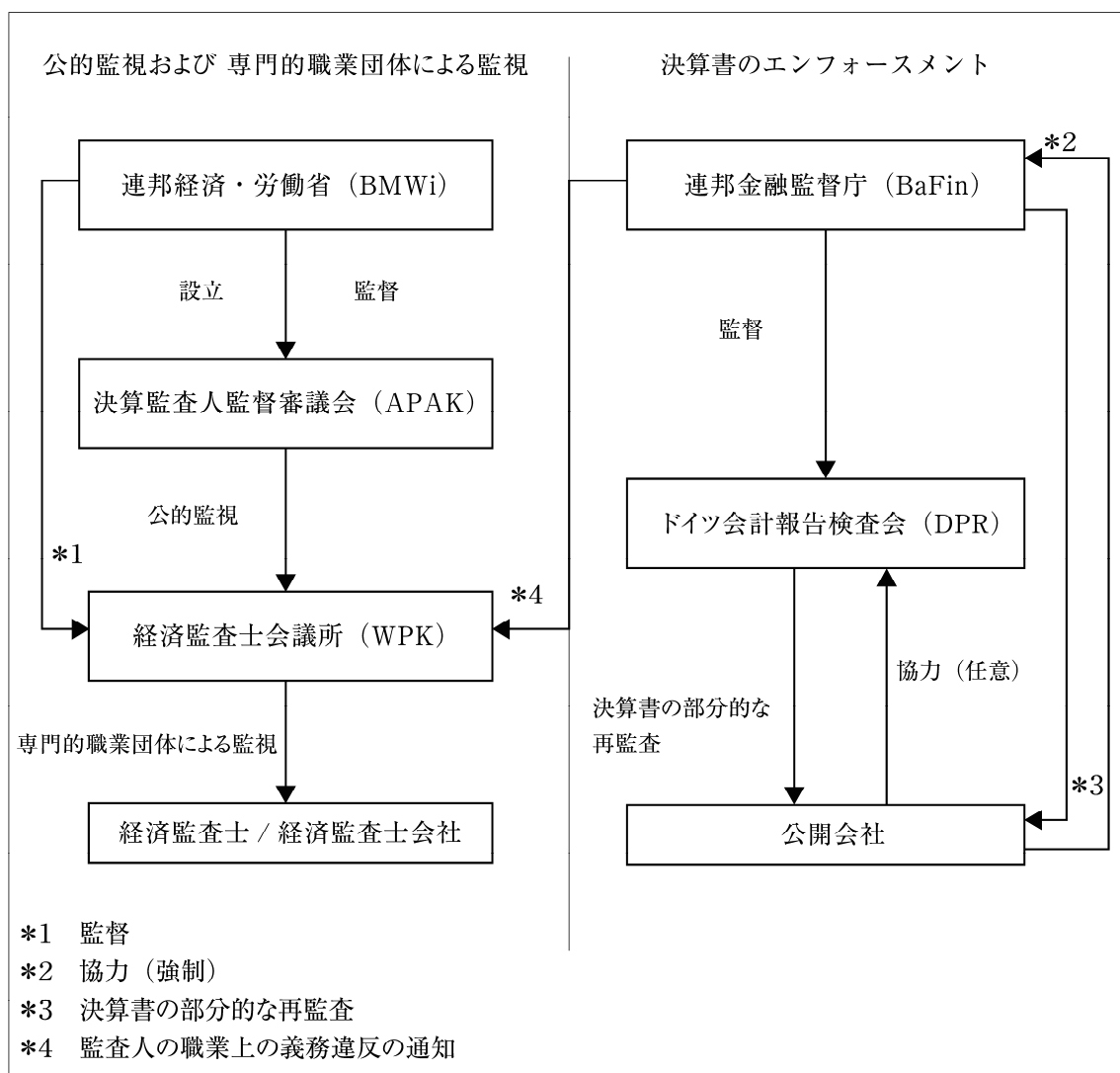
(52) Köhler et al.(2008), p.130.

(53) Köhler et al.(2008), p.130.

(54) 石川（2006），204 頁。

(55) 石川（2006），204 頁。

図表 2-4 エンフォースメントと経済監査士監督の仕組み



出所：Köhler et al. (2008), p. 132.

第 4 節 小括

本章はKonTraGの成立後の会計報告の国際化と2005年に施行されたエンフォースメントの展開を概観した。まず前章で述べたようにドイツにおける会計報告の1998年から2004年までの段階は規制緩和の期間であった。商法典、IFRSまたはIASおよびUS-GAAP間の選択を資本市場指向企業に少なくともコンツェルン決算書において自由にしたのである。かかる段階において、ドイツのDAXおよびMDAX企業の大多数は、コンツェルン会計報告をIFRSまたはUS-GAAPに切り替えたのである。また、2005年以降の段階は、EU全域にわたるIFRSによる(連結)会計報告に関するEUの決定によって特徴づけられる。加盟国の補完的な法律と関連して、ドイツとヨーロッパ企業の大多数にとってIFRSは強制となり、他の企業にとっては任意適用となったのである。

会計報告のさらなる国際化は、すくなくともドイツにおいてはBilMoGによって特徴づけられる。商

法典のIFRSへの順応はこの段階の始まりを際立たせているのである。この段階は会計報告の国際化における中小規模の企業も該当する。中小企業向けIFRSの成立はこの段階に分類される。この基準によって、資本市場指向ではない企業に代替的な会計報告システムが提供されたのである。けれども、いかなる拘束力およびいかなる意義が最終的に全世界、ヨーロッパおよびドイツにおいて獲得されるのか、まだ待たなければならない。

ところで、エンロンの事例に端を発する2000年前後に生じた多くの会計スキャンダルは、決算監査に対する信用を失墜させた。その結果、決算監査人からは独立した会計コントロールの必要性を明らかにした⁽⁵⁶⁾。野上によれば、必要とされる制度改革は、「適用される会計基準が何であるかということよりもむしろ、会計基準は適切に適用されているか、その会計基準に従って作成される決算書は信頼できるものであるか、信頼できるものであるならば、それをいかにして担保するのかに焦点が合わせられている」⁽⁵⁷⁾。こうした状況により、監査制度の在り方が問われることになり、米国におけるサーベンス・オクスリー法のように、監査制度改革に着手する動向が見られるに至ったのである⁽⁵⁸⁾。このような監査制度改革は二つの方法がある。すなわち、会計報告のエンフォースメントと経済監査士の監督である。

これまで述べたように、ドイツにおいては2005年に施行されたBilKoGがエンフォースメント手続きの法的基礎を形成している。有効なエンフォースメントは4つの機能を満たすよう求められている。すなわち、「促進機能および予防機能」、「コントロール機能および修正機能」、「異議申し立て機能および調査機能」ならびに「制裁機能」である。ドイツのエンフォースメント手続きの主たる目標は、会計上の誤りを今現在摘発することであり、また将来の会計上の誤りに予防措置を講ずることにある。それにもかかわらず、会計上の誤りが発生する限りは、即時の摘発を考慮することである⁽⁵⁹⁾。

また経済監査士監督という仕組みは、経済監査士法と2005年に施行されたAPAGが基礎となっている。決算監査人たる経済監査士の業務の監督を二段階でおこなうことを特徴としているのである。石川によれば、エンフォースメントと経済監査士監督という仕組みは、「経済監査士に対する制裁の発動を通じて結びついている。エンフォースメントの目的たる会計報告規定の遵守を確保するためには、企業外部の第三者として会計報告をはじめにチェックする決算監査の有効性と信頼性を高めておく必要があるのである。両者の間には必然的にこのような関係が存在するのである」⁽⁶⁰⁾。

以上のように企業の会計報告は資本市場参加者にとって重要な意思決定の基礎を形成するが、このような仕組みによって、投資家保護と資本市場における信頼性が強化されるのである。

⁽⁵⁶⁾ Zülch et al.(2012),S. 1.

⁽⁵⁷⁾ 野上 (2006), 55 頁。

⁽⁵⁸⁾ 野上 (2006), 55 頁。

⁽⁵⁹⁾ Zülch et al.(2012),S. 1.

⁽⁶⁰⁾ 石川 (2006), 209 頁。

第3章

KonTraGによる重要な改正点の意義とその評価

本章は、既に第1章で提示したKonTraGによる改正の中から、決算監査に関係する注目すべき改正事項を抽出する。特に株式法第91条第2項、商法典第289条第1項、商法典第317条、商法典第321条および商法典第322条について条文、理由書、学説を順に示しその意義を明らかにする。

次に3つの観点、すなわち「取締役による監視システムの設置と決算監査人による監査」、「コーポレート・ガバナンスの改善（主に監査役会規定および監査役会と決算監査人の協働）」および「決算監査の質の改善」の観点から、ドイツの研究者、銀行家および経済監査士による見解を示し、KonTraGの評価を行う。

第1節 理由書によるKonTraGの重要条文の意義

既に第1章で提示したKonTraGによる改正の中から、とりわけ決算監査に関係する注目すべき改正事項を抽出すると次の表のように示すことができる。

図表3-1 本章で検討する KonTraG による重要な改正

| 機関 | 新規制 | 法規 |
|-------|----------------------|-------------|
| 取締役 | ・監視システムの導入 | 株式法第91条第2項 |
| | ・状況報告書における将来の発展動向の言明 | 商法典第289条第1項 |
| 決算監査人 | ・監査の範囲の説明 | 商法典第317条 |
| | ・監査報告書の内容の精密な規定 | 商法典第321条 |
| | ・包括的な確認の付記の表明 | 商法典第322条 |

出所：本図表は Schäfer (2001), S. 45 の表から一部を抜き出し作成したものである。

まずその概要を示そう。株式法第91条第2項の追加によって、特に株式会社の取締役は企業内において適切な「リスク・マネジメント」と「内部監査」を実施することが義務づけられるようになった。また、商法典第289条第1項に「将来の発展のリスクについても立ち入らなければならない。」という文が付け加えられ、状況報告書の内容の拡充がなされた。コンツェルン状況報告書においても、商法典第315条第1項に、「将来の発展のリスクについても立ち入らなければならない。」という文が付け加えられ、内容の拡充が図られた。

上記の取締役の義務の拡大に伴い、商法典第317条の新しい規定により、監査の対象と範囲が著しく拡大された。すなわち、将来の発展のリスクに関する監査、さらには、取締役の設置する監視システムについてまで、監査の対象とされるのである。監査報告書に関する規定も全面改正された。すなわち、第317条に対応して、監査報告書が問題指向的に、しかも専門知識をもっていない監査役にもその内容が理解しうるように表現されていなければならないことが定められている。なお、本規定は

本研究の考察の中核に位置付けられるため、第Ⅲ部 第8章および第Ⅴ部においてさらに詳細に検討する。また、確認の付記に関する規定が全面改正され、記載事項の内容が変化した。なお、本規定についても、第9章においてさらに詳細に検討する。

以下では上記の表に従って決算監査人に関する改正点の内容を検討する。その際、各規定の趣旨を明らかにすることを目的とするため、KonTraGの理由書の各論を忠実に追う方法をとる。

1 株式法第91条第2項⁽¹⁾

「取締役は、会社の存続を危うくする発展動向が早期に認識されるように、適切な措置を講じなければならない。とりわけ、監視システムを設置しなければならない。」

各論の「第7—株式法第91条第2項について」（以下では各論の第7と略称する。）によれば、本規定は、適切なりスク・マネジメントと適切な内部監査に配慮するための取締役の義務が明確にされるよう求められている。ここでは、株式法第76条に従って取締役の一般的な経営上の任務が法的に強調されているのである。各論の第7によれば、この義務の具体的な形式はそのときどきの企業の規模、分野、構造、資本市場への接近等々に依存するのであり、法律において何ら言及される必要はない⁽²⁾。

ところで、会社またはコンツェルンの財産状態、財務状態および収益状態に重大な影響を与える、とりわけリスクのある取引および会計報告の虚偽および法律規定への違反は、会社の存立を危うくする発展動向の一部である。これについて、各論の第7は、「内部監視措置は、かかる発展動向を早期に、つまりまだ会社の存立を確保するための措置を講ずることができる時点において認識されるように整えることが求められる」⁽³⁾と述べている⁽⁴⁾。

そのうえ、取締役の義務の枠組みのこの法的な明確化は、対応する監査の拡大の根拠として使われる⁽⁵⁾。決算監査人は、公式に相場が付された株式を発行している株式会社の場合、かかる措置を判断し、これについて監査役会に報告する義務を負うよう求められている。たとえば存続を脅かすかもしれないデリバティブを伴う取引の場合には様々な企業リスクに対して、法定代表者による適切な措置およびかかる措置の監視をつうじて防衛せざるを得ない。その場合、決算監査人は商法典第317条第4項により自己に義務付けられた任務の枠内で、取締役により設置された監視システムがその任務を果たしているかについても判断しなければならない⁽⁶⁾。

なお、有限会社法には、対応する規定は取り入れられるよう求められていない⁽⁷⁾。

(1) 本章で取り上げた KonTraG により改正された条文の日本語訳は、鈴木（2000）136-147 頁を参照している。

(2) KonTraG(1998),S.16.

(3) Ebd.,S.16.

(4) なお、各論の第7によれば、商法典第290条の意味における親企業の場合、会社の存立を危うくする発展動向が子企業によるものであるといえる限り、監視義務および組織上の義務は、現行の会社法上の機会の枠組において、コンツェルン規模で理解されなければならない（Ebd.,S.16.）。

(5) 商法典第317条第4項を参照。

(6) Ebd.,S.16.

(7) Ebd.,S.16. 各論の第7によれば、それは次の考えによるものである。すなわち、有限会社には、他に定めがなければ、企業の規模、企業の組織の複雑性等に応じて対応する規定が適用されるのであり、また新規定は、他の会社形式の義務執行者の責任の枠組みに影響力を有する（Ebd.,S.16.）。

2 商法典第289条第1項

商法典第289条第1項に以下が付け加えられた。

「将来の発展動向のリスクについても立ち入らなければならない。」

各論「第3—商法典第289条第1項について」によれば、いかなるリスクが将来の発展動向を損なうかについての言明が状況報告書に含められたことは重要であり、また不可欠であるとみなされる。このような方法でそ従来第1文に対応する資本会社の状況の記述が可能となるのである。かかる記述は実際に実質的諸関係に合致する写像も伝達することになる⁽⁸⁾。

状況報告書の内容の拡大は、第317条第2項で定められている決算監査人の義務に対応している。決算監査人の義務はこれらのリスクが的確に記述されているかを監査するものである⁽⁹⁾。

3 商法典第317条

各論の「第5—商法典第317条について」（以下では各論の第5と略称する。）によれば、第317条の新たな表現形式により、法的な監査範囲は新たに書き改められた。そのためとりわけ、国際的な諸原則を手本にして、より強力な監査の問題指向性（Problemorientierung）が実現されなければならないのである。また監査は実態に即して拡大される。つまり監査は監査役会員に取締役の活動をよりよく評価できるようにするのである⁽¹⁰⁾。本条文は長文であるため、ここでは各論を個々の条文に対応させて示すことにする。

（1）¹年度決算書の監査には、帳簿記帳が含められなければならない。²年度決算書およびKonzern決算書の監査は、法律規定およびこれを補完する会社約款または定款の定めが遵守されたかにつき、これを監査の対象に含めなければならない。

第1項において、第1文および第2文は、現在においても有効な法律に対応している。商人は商法典第242条に従い正規の簿記の諸原則に従い年度決算書を作成する義務を負うため、当該原則もまた監査に含めなければならないが、それについて明確に言及する必要はない⁽¹¹⁾。

（1）³監査は、第264条第2項により生じる、企業の財産状態、財務状態および収益状態の写像の記述に重大な影響を及ぼす、第2文に掲げる規定に対する違反および虚偽の記述が、良心的な職務の遂行により認識されるように構成されていなければならない。

⁽⁸⁾ Ebd.,S.26. 商法典第289条第1項は、「状況報告書においては、実質的諸関係に合致する写像を伝達するために、少なくとも資本会社の営業経過および状況が記述されなければならない」ことを定めている。なお、本条文は、フレーリックス・宮上（1992）、122頁を参照した。

⁽⁹⁾ Ebd.,S.26.

⁽¹⁰⁾ Ebd.,S.26-27.

⁽¹¹⁾ Ebd.,S. 27.

第1項の新たな第3文により、監査は虚偽および違反についての認識に方向づけられなければならないという原則が法的に規定された。各論の第5によれば、国際的な基準に合致するこの原則は、これまですでに監査人および監査会社により多くのケースにおいて相当数考慮されてきたのである。このような実務が今後は法的基準となるよう求められているのであり、その目的はこれまですでに達成された監査の質を守ることにあり、必要であれば改善することにある⁽¹²⁾。

(2) ¹状況報告書が年度決算書と一致しているか、そしてコンツェルン状況報告書がコンツェルン決算書と一致しているか、さらにまた、それらが決算監査人の監査に際して獲得された認識と一致しているかにつき、そして、状況報告書が全体として企業の状況について適切な観念を伝達し、また、コンツェルン状況報告書が全体としてコンツェルンの状況について適切な観念を伝達しているかにつき、状況報告書およびコンツェルン状況報告書が監査されなければならない。²その際、将来の発展のリスクが適切に記述されているかについても、監査されなければならない。

第2項において状況報告書あるいはコンツェルン状況報告書の監査は、より強く公衆の期待に適合するよう求められている。つまり、決算監査人は、状況報告書またはコンツェルンの状況に関する適切な観念を伝達しているかについて、これまで以上に進んで監査するように求められているのである。各論の第5によれば、決算監査人はかかる監査を状況報告書がより言明豊富 (aussagekräftig) になる場合にのみ行うことができるのである。すなわち、この規定は、既述のように第289条第1項の改正により、法定代表者が企業の将来の発展動向とそれに結びついているリスクに関して状況報告書において取り上げる義務を負うことが前提となっている⁽¹³⁾。第289条第1項および第317条第2項の規制は、監査役会に企業の状況と起こり得る危機の状況についてより包括的に知らせるために使われる。これは、会計を行う会社の業務執行者はもっぱら企業の状況の記述に責任があり、監査人は当該記述の正確性と完全性について監査するにすぎないという原則に対応しているのである⁽¹⁴⁾。

とりわけ将来の発展動向ならびにかかる発展動向のリスクの記述は将来の経過を見通した判断が問題となる。業務執行者は、義務による判断に従い行われなければならない。決算監査人は、基本的な仮定が現実的であり、それ自体が矛盾のなく、自由に使うことができる全ての情報が利用され、予測方法が適切に処理されたことについて十分な確信を得ればよいのである。そのためこの監査は十分にあり得べき関係の監査 (Plausibilitätsprüfung) であることを意味する⁽¹⁵⁾。

(3) ¹コンツェルン決算書の決算監査人は、第1項を準用して、コンツェルン決算書に結合された年度決算書、とくに、連結上必要とされた適合修正についても、監査しなければならない。²これは、本節による法律規定に基づき監査されているか、もしくは、法律上の義務を伴わずに本節の諸原則にしたがって監査されている決算書には適用されない。³第2文は、コンツェルン決算書に組入れられた外国に住所を有する子企業にたいして準用されなければ

(12) Ebd., S. 27.

(13) Ebd., S. 27.

(14) Ebd., S. 27.

(15) Ebd., S. 27.

ばならない。

⁴ただし、当該年度決算書が欧州経済共同体指令84/253EWGに合致して認可された決算監査人により監査されなかったときは、この決算監査人が当該指令の要件と等価の資格を有しており、かつ、年度決算書が本節の要件に合致する方法で監査された場合に限り、これが適用される。

第3項はこれまでの第2項を引き継いでいるが、次の変更を伴っている。すなわち、第1文の中で第1項の規制を指摘し、連結上必要となる適合修正 (Anpassungen) が言及される。連結上の適合修正は連結の措置だけでなく、コンツェルン決算書における貸借対照表上計上および評価の統一性のために第二商事貸借対照表 (Handelsbilanz II) において行われる変更でもある⁽¹⁶⁾。

(4) 正式に上場されている株式を発行した株式会社にあつては、さらに、取締役が株式法第91条第2項によりこの者に義務づけられている措置を適切な形で講じたかにつき、かつまた、それにより設置されるべき監視システムがその任務を果たしうるかにつき、監査の枠内において判断されなければならない。

新第4項は、決算監査人は公式に相場が付された株式を発行している株式会社の監査に際して、株式法第91条第2項の新表現形式に基づいて、適切なリスク・マネジメントおよび適切な内部監査に配慮する義務を負う法定代表者が、当該義務を履行したかについて判断しなければならないことを求めている。すなわち、株式法第91条第2項および第4項の規制は、可能な限り早期にリスクおよび誤った発展動向を認識するのに使われ、その目的は企業の存立の危機を回避することにある。各論の第5が、「株式法第91条第2項の措置を評価するという決算監査人の義務により、監査役会への情報伝達が改善されることが明らかになる」と述べていることは注目すべきである⁽¹⁷⁾。

ただし、決算監査人は、法定代表者により必要な措置が講じられ、当該措置が目的適合的であり、効果的に実行されたか、また監視システムが監査されるべき全期間において存在していたかについて、判断に至れば足りるとされているのである⁽¹⁸⁾。

4 商法典第321条

各論の第8によれば、これまで現行の法律状況に従った監査報告書は基本的に有効であると実証されてきた。しかし各論の第8は、監査報告書がこれまで有効に機能したとはいえない理由として、次の点をあげている⁽¹⁹⁾。

- ・実務において監査報告書は、年度決算書およびコンツェルン決算書の項目の細分と説明 (Aufgliederung und Erläuterung) にしばしば限定されてきたこと。
- ・監査報告書は、それが専門知識のある者のみによって理解されるように表現上作成されるのが通常であったこと。

そのため監査報告書は、取締役の監督の際に監査役会を支援するという任務を必ずしも十分な範囲

⁽¹⁶⁾ Ebd.,S. 27.

⁽¹⁷⁾ Ebd.,S. 27.

⁽¹⁸⁾ Ebd.,S. 27.

⁽¹⁹⁾ KonTraG(1998),S.28.

で満たすことはできなかつたのである。このような理由により第321条は完全に新しく表現された。

この新表現により、監査報告書は、第317条に採り入れられた改正に対応して、監査報告書は問題指向的な記述 (problemorientierte Darstellung) を与えることが、重要な改革として達成されなければならないのである。以下、条文を通してその具体化をみていこう。

(1) ¹決算監査人は、監査の方法および範囲につき、ならびに、監査の結果につき、書面によりかつ要求された明瞭性をもって報告しなければならない。²この報告書において、企業またはコンツェルンの状態の判断に先立って、法定代表者による意見の表明がなされなければならない、その際とくに、状況報告書を考慮したうえで、また、コンツェルンの親企業のコンツェルン決算書の監査に際しては、コンツェルン状況報告書を考慮したうえで、企業の存続と将来の発展の判断にまで立ち入らなければならない。ただし、監査される書類および状況報告書またはコンツェルン状況報告書がそのような判断を可能にする場合に限る。

第1項第1文により次のように明確にされた。すなわち、監査報告書は専門知識を持たない監査役会構成員により理解されるよう表現上作成されるのである⁽²⁰⁾。

また第1項第2文により監査報告書の問題指向的な視点 (problemorientierte Sicht) が規準として定められた。

この観点について、まず企業の存続および将来の発展動向の評価を取り上げる。確かにこれは、第一に取締役の問題である。つまり、法定代表者の対応する責任は第289条第1項に採り上げられるものである。ただし、監査役会が監督機能を広範囲に利用するのであれば、監査役会にとって、決算監査人による自立した判断はとりわけ重要となる⁽²¹⁾。以上から、第1項第2文は次のように決定された。すなわち、監査人は監査報告書の冒頭部分 (Eingangsteil) で、状況報告書あるいはコンツェルンの状況の判断、とりわけそれらの存続と将来の発展動向について意見を表明しなければならないのである⁽²²⁾。

(1) ³さらに、監査の実施に際して虚偽または法律規定にたいする違反、ならびに、監査される企業またはコンツェルンの存在を危うくするかもしくはその発展を著しく阻害しうるか、あるいは、法定代表者または被用者による法律、会社約款または定款にたいする重大な違反となる事実が確認されたかにつき、記述されなければならない。第1項第3文は本質的には従来の第321条第2項を引き継いでいるため、内容上の変更はない。ただし、「監査の実際に際して」という新たな表現が注目される。各論の第5によればこの表現は、監査は問題指向的に設計しなければならないが、法律により規制される監査の際に明らかになる知識のみを活用しなければならないことを表現しているのである。つまり、特別な監査が決算監査人によって独断

⁽²⁰⁾ Ebd.,S. 28.

⁽²¹⁾ Ebd.,S. 28.

⁽²²⁾ Ebd.,S. 28. また各論の第5によれば、このような決算監査人の義務は、監査された資料および状況報告書またはコンツェルン状況報告書がかかる判断を可能にする場合にのみ課されるのである。それゆえ、監査人は取締役の判断のみを再検査 (überprüfen) するよう求められていることが明確にされる。それに対して、監査人は自己の予測決定 (Prognoseentscheidung) を取締役の予測決定に代わりに据えるべきではないとされる。一方、監査人はそれに至る動機がある場合、取締役の予測決定を評価し、疑問符を打たねばならないのである (Ebd.,S. 28.)。

的に実施されてはならないのである⁽²³⁾。

(2) ¹帳簿記帳, その他の監査済書類, 年度決算書, 状況報告書, コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が, 法律規定およびこれを補完する会社約款または定款の定め合致しているかにつき, および, 法定代表者が要求されている説明および証明を提供したかにつき, 監査報告書の主部において, 記述されなければならない。²さらにまた, 決算書が, 全体として, 正規の簿記の諸原則を遵守したうえで, 資本会社の財産状態, 財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかにつき, 立ち入らなければならない。

第2項から第4項までは, 個々に監査報告書の構成および内容が規制された。これらの項においては, 他の諸規定の新しい表現形式の範囲の中で重要な改正が導入されたという事情が考慮されている⁽²⁴⁾。

まず第2項第1文はこれまでの第1項第2文に取って代わった。その新たな表現形式においては, 新たな第317条第1項第1文に合わせられているのである⁽²⁵⁾。

(2) ³年度決算書およびコンツェルン決算書の項目は, 分類されかつ十分に説明されなければならない。ただし, そのことにより, 財産状態, 財務状態および収益状態の記述が著しく改善されかつ当該記載が附属説明書に含まれていない場合に限る。

第2項第3文は年度決算書またはコンツェルン決算書の項目の分類(細分)を規制しているのである。これまでの第321条第1項の規定とは対照的に, 細分と説明はわずかに, それを通じて財産状態, 財務状態および収益状態の表現がはるかに改善され, かかる記載事項が既に附属説明書に含まれていない場合にだけ必要とされるのである⁽²⁶⁾。

(3) 監査報告書の特別の段落において, 監査の対象, 方法および範囲が説明されなければならない。

第3項により監査報告書の特別な段落において, 監査の対象, 種類および範囲に関する概観が与えられなければならない。その目的は, 決算監査人の業務をより良く判断できるようにするためである⁽²⁷⁾。

(4) ¹監査の枠内において, 第317条第4項による判断が述べられているときは, その結果が監査報告書の特別の部分において記述されなければならない。

²内部監視システムを改善するための措置が必要であるかにつき, 立ち入らなければならない。

第4項は第317条第4項との関連でとらえられなければならない。つまり, 法定代表者が適切なリスク・マネジメントと適切な内部監査を設置したかについて, 決算監査人により第317条第4項に従い監査された場合, 監査報告書の特別な部分において判断の結果が記述されなければならない。その場合,

⁽²³⁾ Ebd., S. 28. しかし, 各論の第5によれば, 取締役および監査役会が特別な監査を指示する場合には, 当該監査を実施する動機となる。また法律規定は正規の簿記の諸原則に属しているため, それは何ら特別な言及を必要としない(Ebd., S. 28.)。

⁽²⁴⁾ Ebd., S. 28-29.

⁽²⁵⁾ Ebd., S. 29.

⁽²⁶⁾ Ebd., S. 29.

⁽²⁷⁾ Ebd., S. 29.

設置された監視システムがその任務を果たしているかについても意見を表明しなければならない。必要であれば欠陥を指摘し、内部監視システムの改善が可能となる措置を挙げなければならない。その結果、監査役会は、企業組織における虚偽の源泉（Fehlerquellen）または弱点について全体として重要な情報と知識が与えられるのである⁽²⁸⁾。

（5）¹決算監査人はこの報告書に署名しかつこれを法定代表者に提出しなければならない。

²監査役会が委任書を交付したときは、そこに報告書が提出されなければならない。

新たな第5項は、これまでの第3項に対応している⁽²⁹⁾。

5 商法典第322条

各論の第9によれば、1985年に導入された第322条の規制は有効であることが実証されなかったという。各論の第9にしたがってその理由をみていこう。

まず、旧第322条は第1項にいわゆる定型文言証明書を含んでいる⁽³⁰⁾。かかる証明書は確かに第2項によって補足されなければならないが⁽³¹⁾、さもなければ監査の範囲および確認の付記の影響範囲について誤った印象が生じる可能性がある。しかし、かかる補足に関する義務は実務においてほとんど考慮されなかったのである。これにより確認の付記の定型文言によって証明書が過大評価される危険がさらに強まったのである⁽³²⁾。

次に、監査が実施されたというような記述を欠いていることである。また、法定代表者によって作成された年度決算書またはコンツェルン決算書は、彼らが責任を負わなければならないことが読み手にとってはほとんど明白となっていないのである⁽³³⁾。

第322条の新しい表現はこのような視点を顧慮しているのである。

(28) Ebd.,S. 29.

(29) Ebd.,S. 29. なお、第5項第2文は新规定であるが、各論の第5では言及されていない。

(30) Ebd.,S. 29. 1985年改正商法典第322条第1項によれば、「決算監査人は、年度決算書およびコンツェルン決算書に次のように付記をして、これを確認しなければならない。」として、以下の定型文言が示されている。「私／我々の義務に基づく監査によれば、この帳簿記帳および年度決算書／コンツェルン決算書は、法律規定に合致している。この年度決算書／コンツェルン決算書は、正規の簿記の諸原則を遵守したうえで、資本会社／コンツェルンの財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達している。状況報告書／コンツェルン状況報告書は、年度決算書／コンツェルン決算書と合致している。」

（出所：フレーリックス・宮上（1992）220頁。）

1985年改正商法典第322条第2項によれば、監査の内容および確認の付記の有効範囲についての虚偽の印象を避けるために、補足的な註記が必要と考えられる場合には、確認の付記は、適切な方法によりこれを補足しなければならない。

(31) Ebd.,S. 29.

(32) Ebd.,S. 29. 続けて各論の第9は次のように述べる。「正規の簿記の諸原則および法的規制を遵守することは、言明能力（Aussagekraft）の制約を結果として生み出す。当該制約を読み手は公表された証明書に基づいて推定することはない。これまでの有効な法的規則に従えば、年度決算書またはコンツェルン決算書の性質から明らかになる言明能力の制約は、必ずしも十分に明らかにはならない。」このことが当然指摘されるという（Ebd.,S. 29.）。

(33) Ebd.,S. 29.

(1) ¹決算監査人は監査の結果を年度決算書およびコンツェルン決算書にたいする確認の付記に含めなければならない。²確認の付記は監査の対象、方法および範囲の記述の他に、監査結果の判断も含めなければならない。³決算監査人による異議の申立がなされていないときは、この者は、その確認の付記において、第317条にしたがってこの者によって実施された監査がなんらの異議にもつながらず、かつ、会社の法定代表者により作成された年度決算書またはコンツェルン決算書が、監査に際して決算監査人が得た認識に基づき、その判断により、正規の簿記の諸原則を遵守したうえで、企業またはコンツェルンの財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達していることを言明しなければならない。

新表現は、確認の付記に関して、旧規定より明らかに控え目な中核文言を規定している（第1項第3文）。各論の第9によれば、法律規定への合致は誤解を避けるためにもはや確認されない。しかし同時に、それを越えて決算監査人は自己の活動を述べるのであり、また証明書に監査結果の判断（Prüfungsergebnisse）を採り入れることが必要とされるのである（第1項第2文）。つまり、確認の付記の表現が中核文言に限定されないのであり、限定の代わりに、決算監査人が取り上げなければならない重要なデータが述べられるのである。またその結果、専門知識を持たない読み手に対して、法律規定は言明能力の相当な制約を含み得るのであり、または少なくともそれが可能となることがはっきりと述べられるのである。すなわち、決算監査の制限的な可能性はこのような方法で明確に述べられるのである⁽³⁴⁾。

(2) ¹監査結果の判断は、法定代表者が決算書の責任を負わなければならないという状況を考慮したうえで、一般に理解しうるように、かつ、問題指向的に行われるべきである。²企業の存続を危うくするリスクについては、別個に立ち入らなければならない。

第1項第2文によって求められている監査の結果の判断は第2項において詳細に規定されている。判断は誰にも理解でき、また問題指向的であるよう求められているのである。その際、法定代表者は決算書に責任を負わなければならないことが明確にされなければならない。企業の存立を危うくし得ると認識されるリスクは取り上げられなければならない⁽³⁵⁾。

各論の第9によれば、この改正は決算監査人に期待ギャップの終結を可能にするものである。それは、まず決算監査人が監査の限界と業務執行の責任を明らかにすることにより行われる。次に決算監査人が認識可能となった業務執行において報告されなければならないリスクを指摘することによって行われる⁽³⁶⁾。

(3) 確認の付記においては、状況報告書およびコンツェルン状況報告書が、全体として、決算監査人の判断によれば、企業またはコンツェルンの状況についての適切な観念を伝達しているかについても、立ち入らなければならない。その際、将来の発展のリスクが適切に記述されているかについても、立ち入らなければならない。

(4) ¹異議が申立てられなければならないときは、決算監査人は第1項第3文によるその言明を限定するかもしく

⁽³⁴⁾ Ebd.,S. 29.

⁽³⁵⁾ Ebd.,S. 29.

⁽³⁶⁾ Ebd.,S. 29.

は拒絶しなければならない。²拒絶は、もはや確認の付記とは呼ぶことができない、付記に収容されなければならない。³限定と拒絶は理由づけられなければならない。⁴限定は、それが及ぶ範囲が認識しうるように、記述されなければならない。

(5) ¹決算監査人は、場所および日付を記載したうえで、確認の付記またはその拒絶に関する付記に署名しなければならない。²確認の付記またはその拒絶に関する付記は、監査報告書にも収容されなければならない。

第4項および(新)第5項は、内容上は旧第3項および第4項に対応している⁽³⁷⁾。

第2節 KonTraGの評価

以上は、KonTraGの中でも監査制度の改革の点で重要と思われる条文を提示し、理由書によりその意義付けをおこなってきた。このような法律規定に関して、BFuP (Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis) 1994年4月号は「KonTraG—多くの統制と透明性があるか?」と題した特集を組み、各界から意見を徴している。意見を述べているのは以下の者である⁽³⁸⁾。

- Peter HommelhoffおよびDaniela Mattheus (ハイデルベルク大学) (以下、Hommelhoff/Mattheusと表記する。)
- Jürgen Krumnow (ドイツ銀行株式会社の取締役) (以下、Krumnowと表記する。)
- Hansrudi Lenz (ヴァルツブルク大学) (以下、Lenzと表記する。)
- Wienand Schruuff (KPMGドイツ信託会社株式会社の取締役, 経済監査士) (以下、Schruuffと表記する。)

ここでは3つの質問を提示し、それに対する回答から上記の評価者の見解をみていこう。それに基づいてKonTraGの評価を行うことが目的である。

1 KonTraGによる監視システムの設置と監査および有限会社への影響

BFuPは最初に、監視システムの設置と監査および有限会社への影響について質問している。具体的には次のとおりである⁽³⁹⁾。

⁽³⁷⁾ Ebd.,S. 29. なお各論の第5は、新規定の第3項についての言及はない。

⁽³⁸⁾ Hommelhoff /Mattheus /Krumnow /Lenz /Schruuff(1999),S.438.

Peter Hommelhoff はハイデルベルク大学のドイツおよびヨーロッパ企業法および経済法研究所, 教授・博士であり, Daniela Mattheus は同大学の試補見習である。

Jürgen Krumnow はフランクフルト・アム・マインのドイツ銀行株式会社の取締役会員, 博士である。

Hansrudi Lenz はヴァルツブルク大学の経営経済, 経済監査, および助言活動 (Beratungswesen) 講座の教授, 博士である。

Wienand Schruuff はベルリンの KPMG ドイツ信託会社株式会社の取締役会員, 経済監査士, 教授, 博士である (Ebd.,S.438.)。

⁽³⁹⁾ Ebd.,S.438.

【質問1】

過去の経験は、企業のリスク、とりわけ存在を脅かすリスクを把握し、また管理するシステムが欠けていたという結果を証明した。その限りでは KonTraG は確かに痛いところに手を置いているのである。もっとも、かかるシステムを設置し、また決算監査人によりそれを監査し、判断するといった困難な義務が、法律の規制を使って、効果的に、どの程度まで成し遂げられるのか。株式会社に定められたこの諸規則は他の法形式、とりわけ有限会社に影響を及ぼすか。

(1) Hommelhoff/ Mattheusの見解

彼らは本質問に関して全般的な解答を与えているが、まず監視システムの設置と監査および有限会社への影響についてみていこう。

第一に、株式法第91条第2項によるリスク・マネジメント・システムと内部統制システムの設置に関する取締役の法的義務である。この義務は、KonTraGにより努力の上獲得された未来志向の監視システムの構想 (Zukunftsorientierte Überwachungskonzept) の一部である⁽⁴⁰⁾。しかしその構想は新しいものではなく、むしろすでにずっと以前から株式法第76条第1項により取締役の一般的な監督任務に属するのである。過去におけるいくつかの企業危機の観点から立法者は、他の監督任務に比べてこの取締役の義務を特に強調し、また基準としてははっきりと定めなければならないと考えたのである⁽⁴¹⁾。

Hommelhoff/ Mattheusによれば、確かに「コントローリング・システム (Controlling-System)」⁽⁴²⁾は企業の規模、経済部門、構造および資本市場への接近方法に応じて詳細は企業独自に整えられなければならない。立法者は、「取締役によるコントローリング (Vorstands-Controlling)」の設置を一般的な規則に意識的に限定し、より広範で特別な介入をすることができない。経営機関 (Leitungsorgane) についての経営者の自由を尊重するためである⁽⁴³⁾。株式法第91条第2項の主旨の有効性は、経営経済上の学問と実務を通じて、全般的に具体化されることが必要である。それは取締役とその専門的な助言者により個々のケースに転換することが極めて重要となる⁽⁴⁴⁾。

その点では、Hommelhoff/ Mattheusによれば、とりわけ決算監査人の「取締役のコントローリング」に関する新たな監査および報告義務 (商法典第317条第4項、第321条第4項) は抜きん出て重要性をもつ。つまり、かかる義務はその規定内容を越えて、間接的にも監査役会の監督活動 (株式法第111条第1項) に影響を与えるからである。かかる監督機関はとりわけこの「コントローリング」とその効果的な作用に着目しなければならない。Hommelhoff/ Mattheusは、株式法第91条第2項/商法典第317条第4項、第321条第4項/株式法第111条第1項を、「規制の三角形 (Regelungsdreieck)」とよび、当該規制は企業におけるマイナスの発展動向を早期に認識し、それに対処することができることから一つの良いチャンスであると認識している⁽⁴⁵⁾。

⁽⁴⁰⁾ Ebd.,S.438.

⁽⁴¹⁾ Ebd.,S.438.

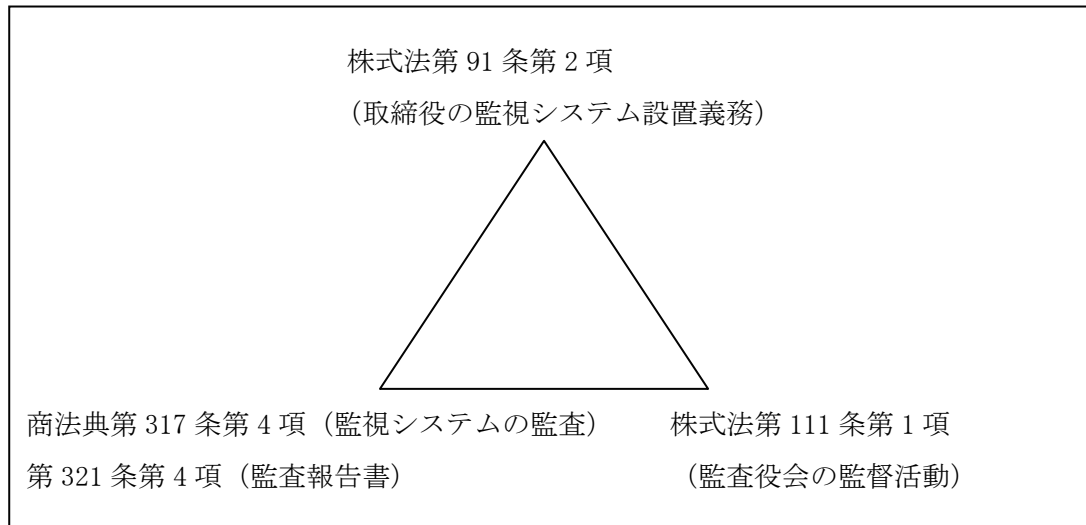
⁽⁴²⁾ コントローリングについては、第5章第4節で考察されている。

⁽⁴³⁾ Ebd.,S.438.

⁽⁴⁴⁾ Ebd.,S.438-439.

⁽⁴⁵⁾ Ebd.,S.439.

図表 3-2 規制の三角形



出所：Hommelhoff et al. (1999)における Hommelhoff /Mattheus の発言 (S. 438.) に基づき筆者が作成した。

第二に、Hommelhoff/ Mattheusは、株式会社法第91条第2項は規模による区別を断念し、株式会社についてのみ「コントローリング・システム」の設置義務を基準化したにすぎないという。そのため、それは、まず大幅に社員（株主総会）から独立し、切り離された経営機能（Geschäftsleitung）（取締役会）を備え、株主のために企業を監督する任務をもつ監査役会が存在する法形式に結びついているのである。立法者は、機関の担い手に関して、一定のイメージに拘束されたのである⁽⁴⁶⁾。そのため Hommelhoff/ Mattheusによれば、かかる法的な考え方を他の会社の形式に適用するのは不可能であり、企業においてこのような組織構造（経営機関と監督機関の分離）が実際に存在する場合に適用が問題になる。つまり、株式会社法第91条第2項は有限会社に転用できるか、できるとすればどの程度かという点は重大な観点である。彼らによれば、2千人を超える従業員（共同決定法第1条第1項）を有する監査役会が存在する有限会社の場合には、経営者の義務の範囲（Pflichtenkatalog）が拡大されると考えられるのである⁽³⁹⁾。しかし、このような有限会社以外では有限会社の現実の構造が問題となるのである⁽⁴⁷⁾。

また商法典第317条第4項による決算監査人の「コントローリング・監査（Controlling-Prüfung）」である。本規定は、公式に相場が付された株式会社に適用が制限されているため、他の会社に転用することを必然的に不可能にする。Hommelhoff/ Mattheusは、とりわけ経済監査士の実務において、決算監査人のこの特別な任務が、決算監査の一般的な義務に移行すべきではないと述べている⁽⁴⁸⁾。

(2) Krumnowの見解

次にKrumnowの見解をみていこう。彼は銀行のリスク・マネジメントの発展過程を踏まえて述べている。

⁽⁴⁶⁾ Ebd.,S.439.

⁽⁴⁷⁾ Ebd.,S.439.

⁽⁴⁸⁾ Ebd.,S.439.

まずこれまで多くの銀行は、高い利回り期待が高リスクと結合した新たな業務分野を開発した。中進国での証券売買取引、ハイ・イールド商品、レバレッジド・ファイナンスおよび劣後のいわゆるメザニン資金調達 (Mezzanine Finanzierungen) を挙げることができる。最近の金融市場における危機を通じて⁽⁴⁹⁾、あらかじめ控えめに意識して経営者により受け入れられたリスクのみが有効に制御できることが明確になったのである。Krumnowは、金融仲介として銀行はリスク・マネジメントを、顧客に対してもまた自己の業務活動に対してもその中心的な管轄領域にまで成長させたという。度を越えたリスク意欲 (Risikoappetit) によっては企業価値を高めることは難しい。むしろリスクに関して責任と結果の意識を持つことこそが、株主価値志向の企業政策の前提となるのである⁽⁵⁰⁾。

Krumnowによれば、ちょうど銀行については、KonTraGの規制に関して新たな要求は何も問題とならないという。むしろ金融機関は、リスク・マネジメントの分野において伝統的に先導的役割を担ってきたのであり、数年来、国の銀行監督法上の諸規定および国際的な取り決め、たとえばリスクの測定、透明性およびコミュニケーションに取り組んでいるバーゼル委員会も存在するのである⁽⁵¹⁾。

以上のように、Krumnowによれば、KonTraGの諸規制の貫徹可能性はこのような背景のもとではほとんど問題がないのであり、他の分野および法形式に対する影響作用も、銀行のリスク・マネジメントの典型的な特色であるために、むしろ好意的に受け入れることができると述べている⁽⁵²⁾。

(3) Lenzの見解

Lenzは株式会社第91条第2項を中心に述べている。

まず同条の成立の歴史および立法理由書は、株式会社の取締役の正規かつ誠実な業務執行に関する注意義務の具体化が行われたことを裏付けているという。これを彼は次のように説明する。すなわち、より良い資本市場および労働市場において効果的な競争は何ら関連する規制を必要としない。株式会社第91条第2項の措置は、所有者の自らの利益およびまた業務執行者の自己の利益となるからである。業務執行者は専門的な人的資本投資を自己が経営する企業に行う。かかる措置がなければ当該投資は、存在を危うくする発展動向により無価値になる。つまり、法律の命令によって経営経済上自明であることが指示されなければならない場合は、企業監視のシステムは既に著しく事実上の機能不全 (Funktionsdefizite) が確かに認められなければならないのである⁽⁵³⁾。

ただし、Lenzは区別なく全ての株式会社を、期待される「影響」の下に規模および株式の相場が付されていることに関係なく他の会社形式についても規制に従わせることは評価できないという。所有

⁽⁴⁹⁾ Krumnowによれば、アジア危機、ロシアにおける支払猶予 (Moratorium) と他の新興市場 (Emerging Markets) への影響は、リスク・マネジメントの重要性を新たに鮮明に表したという。(Ebd.,S.439.)

⁽⁵⁰⁾ Ebd.,S.438-439.

⁽⁵¹⁾ Ebd.,S.440. これに関連して、Krumnowによれば、「例えば自己資本要求の実現という目的について、銀行監督官庁により金融機関 (Kreditwesen) に関する市場リスクの評価のための内部モデル (interne Modelle) が承認されたことは、当行にとってきわめて大きい成功であると言われなければならない」と述べている (Ebd.,S.440.)。

⁽⁵²⁾ Ebd.,S.440. また Krumnow は市場リスクモデルと経済監査との関係を次のように述べている。「市場リスクモデル (Marktrisikomodelle) は、広範囲なマネジメント・インフォメーション・システムの不可欠の構成要素であるが、経済監査との密接な協力によって生み出される。市場リスクモデルは、既にきわめて早い段階で内部モデルの開発に含められていた。企業と経済監査との間の協働が高く証明されたのである」 (Ebd.,S.440.)。

⁽⁵³⁾ Ebd.,S.440-441.

者によりコントロールされ、株式の相場が付されていない会社に、Lenzは何ら規制の必要性を見出さないのである。状況に順応した措置および監視システムを実現することに、出資者の利益があつてよいとの見解を示している⁽⁵⁴⁾。

公式に相場が付された株式会社に関する決算監査人による措置の評価について、Lenzは、すでに旧法により、効果のある監査の場合には、企業のリスク・マネジメント・システムは考慮されていたという。つまり、立法者は決算監査人によるリスク・マネジメント・システムの評価により、改善された監査役会の報告を期待しているのである。Lenzによれば、監査役会は旧法によつても常にこの問題に関して、決算監査人の監査契約の拡大のための機会を有していた。それゆえ、明らかに立法上の介入によつて、いまや監査役会の機能不全（Aufsichtsratsversagen）を補うよう求められているのである⁽⁵⁵⁾。Lenzは、規制の実際の影響作用は、実務においては基本的に、監査役会と決算監査人にかかっているという。彼は、「より良いリスク・マネジメント・システムを有する企業が、中期的に報いられる市場の力に全幅の信頼を置くことにより意義があると思われる」と述べている⁽⁵⁶⁾。

(4) Schruuffの見解

最後にSchruuffの見解をみておこう。彼はリスク・マネジメントの観点から述べている。

Schruuffによれば、リスクは、結局はどの経営者の決定にも内在するものであるから、リスク・マネジメントは実務において既にはるか以前から広く普及していることが確認されなければならない。これまでの経験は、存続を危うくするリスクの組織的な把握、評価および制御に関する完全化、透明性、システムの信頼性および文書化についての行動の必要性が見られることを教えている。またSchruuffはリスク・マネジメント・システムは、企業リスクを阻止するための万能薬として理解されてはならないという。報道において、繰り返し引用される企業リスクの場合、経営陣は意識的にリスクを甘受してきたか、あるいは、従業員や顧客が意識的に欺かれてきたのである⁽⁵⁷⁾。

KonTraGおよびとりわけリスク・マネジメント・システムの設置のための議論は、取締役および監査役会において、このテーマ設定に関する感度を明らかに高めてきたのである。また株式法第91条第2項の規定は既に存在する組織の責任の一部を明らかにするよう求められたにすぎない。リスク・マネジメント・システムの実行または改善は、とりわけ監査役会がかかるシステムにいかなる意義を認め、また監査役会はどのようにそれを自己の監督任務のために利用するかに依存するのである⁽⁵⁸⁾。

Schruuffによれば、管理任務および監督任務の法的具体化ならびに公式な相場が付された株式会社に関するリスク・マネジメントの監査義務は、このシステムの有効性を部分的に保証できるにすぎない。決定的なことは、企業経営はリスク・マネジメントを、負担の多い「義務」としてではなく、積極的に取り入れられた制御手段であり、また企業の競争力の改善のための効果の著しい措置であると理解することである。すなわち、リスク意識およびリスクについてのオープンなコミュニケーション

⁽⁵⁴⁾ Ebd.,S.441.

⁽⁵⁵⁾ Ebd.,S.441.

⁽⁵⁶⁾ Ebd.,S.441.

⁽⁵⁷⁾ Ebd.,S.441.

⁽⁵⁸⁾ Ebd.,S.441.

は、全ての共働する者の正式な任務と理解される企業文化を必要とすることである⁽⁵⁹⁾。

立法者は何ら対応する規制を有限会社法に採り入れていない。Schruuffによれば、それにもかかわらず立法者は、有限会社において他に定められていなければ、その規模、業種、構造の複雑性等々に応じて本規制を適用するのであり、改革は他の会社形式の業務執行者の義務の範囲に影響力を持つことを前提に置いているのである。実務においては、上で述べた事実上の責任の激化を考慮して、監査役会を有する全ての企業に対する影響作用が期待されなければならない⁽⁶⁰⁾。

2 コーポレート・ガバナンスの改善

BFuPは次にKonTraGによる監査役会と決算監査人による協働から期待されるコーポレート・ガバナンスの改善について質問している。具体的には次のとおりである⁽⁶¹⁾。

【質問2】

KonTraGはとりわけ、監査役会に関する規定の修正、また監査役会の決算監査人との協働に関する規定の修正によりコーポレート・ガバナンスを改善することに向けられている、KonTraGは私たちにこの目標を現実的にはっきりと理解させるだろうか。またそのために、あなたの見解によれば、まず第一にどの規定が詳細に責任を負っているか。

(1) Hommelhoff/ Mattheusの見解

Hommelhoff/ Mattheusの注目すべき見解からみていこう。彼らは関連する規定を提示しながら監査役会と決算監査人の協働を中心にして、そこからKonTraGによる決算監査人の重要な役割の変化とその理由を析出しているのである。

まず彼らはKonTraGは、伝承されてきたドイツの株式法および商法を根底に置いて、有効な企業の制御およびコンツェルンの制御のために、現存の法的機関に助けを求めたという。とりわけ、株式法上の監視システムにおける支柱として、監査役会の監督任務および決算監査人の協力者としての機能(Gehilfenfunktion)⁽⁶²⁾に助けを求めたのである。

Hommelhoff/ Mattheusによれば、とりわけ監査役会の監督活動により、今後その品質の改善が期待されるのには理由がある。第一に、監査役会に関係する多数の「刺激的な規範(Anregungsnormen)」(たとえば株式法第171条第2項第2文)のために、その任務は、問題の集合と起こりうる規制方法に関して会議メンバーを敏感にし、それゆえ基本的な組織上の変更なしに監査役会機関の業務を最適化し、また専門化することにある⁽⁶³⁾。

しかしHommelhoff/ Mattheusは、「監査役会による監督が、KonTraGにおける決算監査の改革を通

⁽⁵⁹⁾ Ebd.,S.441-442.

⁽⁶⁰⁾ Ebd.,S.442.

⁽⁶¹⁾ Ebd.,S.442.

⁽⁶²⁾ Ebd.,S.442.

⁽⁶³⁾ Ebd.,S.442.

じてその本来の効果が推進される」⁽⁶⁴⁾と述べていることに注意しなければならない。彼らは、企業経営の監督に際して、監査役会の協力者としての決算監査人の歴史的な役割の中で、決算監査人を置き換えることによって、立法者はこれまで注意を払われなかったドイツのコーポレート・ガバナンスに特有な部分を見て取り、明快に強調し、また拡充したという。確かにKonTraGの重大な貢献は、監査役会の監督任務とその効果的な遂行を、明白にされた欠点に視線を向けながら徹底的に改善するため、決算監査人の支援機能（Unterstützungsfunktion）⁽⁶⁵⁾にある。この法律は、株式法上の経営システムの安定化と強化のために経済監査士の専門的知識を実り多いものにするのである。つまり、それによって、監査役会の協力者としての決算監査人は、二元的企業体制モデル（dualistische Unternehmensverfassungs-Modell）が国際的な受容を得て、かかるモデルがボード・システムおよび比較可能な一元的システム（Board-und vergleichbare Einheitssysteme）と並んで機関システム（Organisationssysteme）の全世界にわたる競争の中で地歩を固めるチャンスを与えるために、重要な支えになるのである。Hommelhoff/ Mattheusは、ここにドイツの経済監査士の特別で全世界でも比類のない責任が存在すると見ているのである⁽⁶⁶⁾。

Hommelhoff/ Mattheusによれば、決算監査人が新たな法律に従い、監督活動の支援に高められた質的貢献をするとすれば、それはとりわけ、監査役会の特別な情報のニーズに合致する改正された監査および報告義務にあるとする。とりわけ会計上のリスク（Bilanzrisiken）（商法典第317条第1項第3文）のみならず全ての種類のリスクもまた組織的に追求することが説明報告義務（Redepflicht）となる。その結果、これらのリスクは監査役会への監査報告書の義務的な対象となるのである⁽⁶⁷⁾。決算監査人は業務リスクの組織的な監査（商法典第317条第2項から第4項）に従い、商法典第321条第4項による監視システムの監査結果の報告⁽⁶⁸⁾および同条第1項第2文によって行われる取締役の状況報告書における報告に対して行われる報告⁽⁶⁹⁾、とりわけ将来の発展のリスクに関する記述を綿密に言葉で表す。それにより従来の会計報告に関して伝承されてきた支援概念は、取締役の企業経営への水準へと拡大されたのである⁽⁷⁰⁾。

Hommelhoff/ Mattheusによれば、このような質的に強化された決算監査人と監査役会との協力をさらなる諸規定が補助し支援するのである。かかる諸規定は、決算監査人が監査役会の会計会議（Bilanzsitzung des Aufsichtsrats）に出席し、口頭で報告する新たな義務であり（株式法第171条第1項第2文）、また監査結果について必要な明瞭さをもって文書によって報告するものである（商法典第321条第1項第1文）。その点では株式法第111条第2項（監査役会による監査委任書の交付）および商法典第321条第5項第2文（監査報告書の監査役会への提出）は、変化した支援概念を十分な効果

⁽⁶⁴⁾ Ebd.,S.442.

⁽⁶⁵⁾ Ebd.,S.443.

⁽⁶⁶⁾ Ebd.,S.442-443.

⁽⁶⁷⁾ Ebd.,S.443.

⁽⁶⁸⁾ Hommelhoff/ Mattheusはこの報告を「コントローリング機能報告（Controlling-Funktionsreport）」と呼ぶ（Ebd.,S.443.）。

⁽⁶⁹⁾ 決算監査人によって監査報告書の冒頭で行われるこの報告を Hommelhoff/ Mattheus は「監査人の状態コメントール（Prüfer-Lagekommentar）」と呼んでいる（Ebd.,S.443.）。

⁽⁷⁰⁾ Ebd.,S.443.

で満たすためには、的確に決算監査人を監査役会に合わせ、取締役からは合理的に距離を置くことを企図しているのである⁽⁷¹⁾。

(2) Krumnowの見解

次にKrumnowの見解をみていこう。

ドイツは外国からたびたびその不十分な規制のために、企業の監督およびコントロールの領域で批判されてきた。いわゆるコーポレート・ガバナンスの改善のために、立法者はKonTraGにより、一連の措置を通じて監査役会と決算監査人との協力を改善するよう試みてきたのである。とりわけこれに関係して決算監査人の義務としての監査役会の会計会議への出席は、当該会議における監査人の口頭による報告義務と言わなければならない。かかる規制の編さんは、疑いなく決算監査人の監査役会のための支援機能を再度確認することに貢献する。かかる支援機能はドイツにおいてほぼ70年間の歴史を振り返ることができる⁽⁷²⁾。

Krumnowによれば、コーポレート・ガバナンスの領域における重要な進歩はKonTraGによってではなく、ドイツの法律における資本調達容易化法 (KapAEG) によってもたらされたと述べていることは注目される。KapAEGをつうじて、ドイツの会計報告を国際的な基準に合わせるといふ、グローバルに活動している企業の要求が顧慮されたのである⁽⁷³⁾。Krumnowは国際的な規制に従い作成された年度決算書は、年度決算書の受け手の情報の状況を全体としてかなり改善するという。その場合、監査役会の目標グループを超えて企業に関心を寄せる全てのグループ、とりわけ投資家を受け手としてみなさなければならない。それに貢献するものとして、これまでドイツの法律に従い任意に選択された情報手段だけでなく、資本変動報告書 (Kapitalflußrechnung) およびセグメント報告書がある⁽⁷⁴⁾。Krumnowは、むしろこれだけではなく、情報の明瞭なプレゼンテーションおよび、たとえばデリバティブの分野において、詳細な公表を挙げなければならないとする。これは、監査役会の会計委員会 (Bilanzausschuß) または会計会議において決算監査人の説明をつうじてかかる情報が伝えられるという利点がある。監査行為の中で獲得された監査人の知識が企業のコントロールのために、明瞭にかつわかりやすく監査役会に伝えられることは、高い専門的知識に基づいた監査人の主たる任務である⁽⁷⁵⁾。

(3) Lenzの見解

Lenzは監査役会の決算監査人との改善された協力関係に注目している。この協力関係は、とりわけ今後は年度決算書およびコンツェルン決算書に関する監査契約は監査役会により締結されるのであり (株式法第111条第2項第3文)、また監査報告書は直接監査役会に提出される (商法典第321条第5項) ことをつうじて達成される。さらに決算監査人は監査役会のいわゆる「会計会議」に出席するよう義務付けられているのである (株式法第171条第1項第2文)。つまり決算監査人は自己の監査の重要な結果を報告しなければならないのである。さらに、法定代表者による企業の状況判断に対する決算監査人の意見はとりわけ重要である。この意見は監査報告書の「議論的になっている場所

⁽⁷¹⁾ Ebd.,S.443.

⁽⁷²⁾ Ebd.,S.443.

⁽⁷³⁾ Ebd.,S.443.

⁽⁷⁴⁾ Ebd.,S.444.

⁽⁷⁵⁾ Ebd.,S.444.

(exponierte Stelle)」で行われる(商法典第321条第1項第2文)。立法者はこれをつうじて監査役会の改善された報告を期待するのである⁽⁷⁶⁾。

Lenzは、すでに述べた諸規定は基本的に有意義であり、また正当だと認められるという。それにもかかわらずLenzは、かかる諸規定がドイツにおける監督システムを本質的に改善するかについて疑念をもっている。監査の委任の付与の権限を取締役から監査役会へ移すことはマネジメントのコントロールのための必要条件でも十分条件でもない。Lenzは、旧法によっても監査役会は決算監査人ときわめて密接な関係を築く可能性を意のままにできるため、かかる諸規定は必要ではないという。このようにこれまでもすでに決算監査人の最初の任命の前または委任の付与の後に、監査計画および監査の重点について監査役会と決算監査人の対話は行うことはできたはずである。彼によれば、かかる機会はこれまで適切な範囲で利用されたのではないため、法の改正によって監査役会の行動が基本的に変化するかに関して懐疑的である⁽⁷⁷⁾。

(4) Schruuffの見解

最後にSchruuffの見解をみておこう。

立法者はKonTraGによりドイツの株式法のコントロールシステムにおける弱点と行動の誤った制御を取り除くことを意図していた。これは監査役会とその任務の範囲に少なからず関係する。それは監査役会の監督任務を具体的にし、より透明性を高め、また資本市場参加者の情報欲求をより強く考慮することが重要だからである⁽⁷⁸⁾。

KonTraGの諸規定は、監査役会の監督義務および決算監査人の監査義務はこれまで以上に強く業務リスクに合わされているという結果をもたらす。ここでそのための例として、株式法第91条第2項の取締役の義務の明確化、状況報告書におけるリスクに関する取締役の報告義務および商法典第315条第1項であり、それらに対応して株式法第171条第1項による監査役会の監査義務および商法典第317条第1項および第4項ならびに第321条による決算監査人の監査義務が直面しているのである。けれどもこれらの諸規定は、関係者がかかる義務を競争において企業を手助けできるチャンスであると解した場合においてこそ、ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスを改善する結果となるのである。Schruuffによれば、広範囲の経済の当事者の中で、立法手続きと並行して現れた議論は、既にリスクに対する感度を著しく高める結果となり、その結果多くの企業においてコーポレート・ガバナンスの改善はすでにはっきりとしてきたのである⁽⁷⁹⁾。

Schruuffによれば、すでにKonTraGの前においても、決算監査人が監査役会の会計会議に出席するのは通例であった。株式法第171条第1項第2文の新たな義務は、その限りでは何ら変化をもたらさないものである。ただし決算監査人は今後文書による監査報告を超えて監査役会(または会計委員会)の会議において業務上のリスクの判断を下し、また取締役による状況判断に対して意見を表明しなければならないのである。Schruuffは、このことから今後確かな意見交換が生じるとみている。監査役会は、

⁽⁷⁶⁾ Ebd.,S.444.

⁽⁷⁷⁾ Ebd.,S.444-445.

⁽⁷⁸⁾ Ebd.,S.445.

⁽⁷⁹⁾ Ebd.,S.445.

場合によっては補足的な監査の重点を定めることができるため、決算監査人は、監査役会より委任を受けることができるのである⁽⁸⁰⁾。

3 決算監査の品質の改善

BFuPは最後に、KonTraGによる決算監査の品質の改善について質問している。具体的には次のとおりである⁽⁶⁵⁾。

【質問3】

法律の理由書に従うとKonTraGの他の中心的な目標設定は、「決算監査の品質の改善」に関係している。あなたの考えでは、いかなる観点で最も容易に、このような改善が証明されたと言ってよいだろうか—たとえば、次の点である。すなわち、

- ・ 公衆の期待への監査の性質の接近
- ・ 年度決算監査の性質の解明
- ・ 義務に対する監査人の行為の抑制
- ・ 監査報告の改善

KonTraGは決算監査の危機の終えんを際立たせているか。

(1) Hommelhoff/ Mattheusの見解

まず、KonTraGは、確かに監査役会に対する企業内部の報告を著しく改善し、また強化したのである。これはまた、とりわけ将来指向およびリスク指向の監督の領域において有効なのである⁽⁸¹⁾。

また、企業の外部的にもリスク指向および将来指向の情報に基づく会計報告（商法典第289条第1項第2文）およびその結果それに伴って生じる決算監査人による判断と証明書の付与は、国際的な資本市場における投資家にその意思決定を容易にするよう手助けし、公衆の情報欲求を満たすことに貢献するのである。Hommelhoff/ Mattheusによれば、改正された会計報告とその監査は、一般の受け手の期待ギャップを完全には終結させないにせよ、なお少なくとも減少させることを重大視し、企図されているのである⁽⁸²⁾。

またHommelhoff/ Mattheusによれば、KonTraGは正規性の監査（Ordnungsmäßigkeitsprüfung）としての決算監査の法的性質を変えていない。かかる観点は、彼らの考えでは、変化した支援概念における決算監査人と監査役会による「取締役によるコントローリング」の監視の場合に明らかになる。新たな法律によれば決算監査人は、正規性の検査が、ここでは「コントローリング・システム」の機能能力（Funktionsfähigkeit）のそれに限定されているのである。しかるに、経営者による管理措置（Leitungsmaßnahmen）の合目的性、つまり「取締役によるコントローリング」の合目的性を判断す

⁽⁸⁰⁾ Ebd.,S.445-446. Schruoffによれば、そのためにも今後は、監査役会議長と責任ある経済監査士が1年を超えて会わなかったという状況はあってはならないと述べている（S.446.）。

⁽⁸¹⁾ Ebd.,S.446.

⁽⁸²⁾ Ebd.,S.446.

ることは監査役会に残されているのである。この例は、決算監査の新たな法律において拡大された監査義務は本来の特質に触れていないことを明確にしている。すなわち、その限りでは法的な解明といったものは必要とされていないのである⁽⁸³⁾。

Hommelhoff/ Mattheusによれば、KonTraGの新しい諸規定により、立法者は監査役会との改善された協力関係および公衆における期待ギャップの低下のための適切な枠組条件を作り出したのである⁽⁸⁴⁾。

(2) Krumnowの見解

Krumnowによれば、KonTraGの重要な目標設定は、年度決算書に関する一般の期待と監査の現実との間の期待ギャップを終結させることにあった。監査役会と決算監査人の改善された協力、監査の質の向上、監査人の依頼者からの独立性の強化そして最後に確認の付記の変革は、適切な措置とみなされるのである⁽⁸⁵⁾。

またKrumnowは、もっぱら個々の項目の監査に、年度決算監査の重点を置くことはとうていできないという。むしろ、増大する国際的な業務活動の複雑性は、単に決算監査人の専門的資格に関してだけでなく、高い要求を伴うのである。すなわち、戦略、経済環境および業務プロセスの情報はますます重要な監査証拠となる。これに伴って決算監査人にとって、グローバルな思考ならびに市場の傾向を予見できる能力がますます重要となるのである⁽⁸⁶⁾。

またKrumnowによれば、「財務監査 (Financial Audit)」から「ビジネス監査 (Business Audit)」への展開に関して、立法者は重点の強化を直接年度決算監査に係る諸規定ではなく、会計報告に関する要求に置いたという。状況報告書の枠組みにおいて、将来の発展動向のリスクに立ち入るべき義務が新たに採り入れられた⁽⁸⁷⁾。彼によれば、ドイツの大規模銀行の1998年に関する業務報告の公表は、将来の発展動向のリスクに関するモデルとなる報告という点では、いくつかの点で正当で良い例を作り出している。ドイツ銀行のリスク報告は、例えばジャーナリズムやアナリストによって積極的に採り入れられてきた。リスク報告をつうじて、将来指向で非財務データを考慮し、ダイナミックでプロセスを指向した監査の要求が高まるのである。さらにKrumnowは、経営者の視点により強く合わせることも、また業務プロセスと業務リスクを分析することが必要であると述べている⁽⁸⁸⁾。

しかし彼によれば、会計報告および監査報告書の受け手のための改善された透明性のために、新たな期待ギャップの危険が存在すると述べている。すなわち、彼等が職業上の義務を入念に執行する際ですら、決算監査人は何ら正当な注意 (Due Diligence) を果たさず、企業評価を行わないことが可能である。むしろ相変わらず年度決算監査によって伝達される企業の状態の写像の監査が決算監査人の中心にあるのである⁽⁸⁹⁾。

⁽⁸³⁾ Ebd.,S.446.

⁽⁸⁴⁾ Ebd.,S.446.

⁽⁸⁵⁾ Ebd.,S.447.

⁽⁸⁶⁾ Ebd.,S.447.

⁽⁸⁷⁾ Ebd.,S.447.

⁽⁸⁸⁾ Ebd.,S.447.

⁽⁸⁹⁾ Ebd.,S.447.

(3) Lenzの見解

「決算監査の質の改善」は、Lenzの見解では、明確な法的規制によるところは少なく、むしろKonTraGによって（一部は国際的な監査基準と協力して）、帰納的に推論されたIDWの新たな監査基準により達成された。HFA専門意見「決算監査の枠組における不正の発見」（1997年7月）およびIDW監査基準「状況報告書の監査」がその例である。たとえば商法典第317条第1項第3文の規制は、監査実務のために、1997年7月の専門意見において具体化された⁽⁹⁰⁾。この専門意見書は決算監査人に、「決算にとって重要な誤りや詐欺に基づく虚偽の報告を発見した」という「十分な信頼性」を得ることができる監査行為を実施するよう求めている。しかしLenzは、かかる専門意見によってドイツの職業団体はとくにおこるはずの有意義な国際的な基準への適応を取り戻したにすぎないという。決算監査人は、「独立した「公的な番人（Public Watchdog）」として、これまで以上に断固として、資本提供者のコントロールへの関心（Kontrollinteresse）に気づかなければならないのである⁽⁹¹⁾。

また、Lenzによれば決算監査人の責任は、まったく十分に規制されないままになっている⁽⁹²⁾。委任者に対する責任に関して、責任の限定規制（Haftungsbegrenzungsregelung）は取り決められているか、あるとすればどれ程かについて、契約の当事者に委ねる状態になっている。かかる取り決めは、株式の相場が付された株式会社の場合には、株主に公表される。そのとき綿密な（sorgfältig）決算監査人は平均以上に、より高い責任リスクを取り上げることができるであろうし、またこれは対応する責任の取り決めによって市場に信頼して信号として知らせることができる。Lenzは責任金額の高さは簡単に観察可能な品質指標になると述べている⁽⁹³⁾。

またLenzによれば、ドイツにおいて、第三者責任の形式をほとんど除外していることは次の結果をもたらしているという。すなわち、監査費用および予期される第三者への損害額のための金額を最小限に減らし、監査の社会全体の最適な品質水準は少なくともすむという結果である。Lenzは、基本的に経済的観点から少なくとも決算監査人の第三者に対する無制限の過失責任が望ましいと述べている⁽⁹⁴⁾。

最後に彼は、決算監査人の「責任」および「独立性」の規制が不十分なことにより（たとえば、商法典第319条第2項第8i号、同条第2項第2号）、KonTraGは確かに決算監査の危機の終わりではなく、むしろ、決算監査の品質確保の立法上および市場に関するメカニズムについての議論の始まりを際立たせていると結論付けている⁽⁹⁵⁾。

(4) Schruff

Schruffによれば、KonTraGの立法者によって言及された「決算監査の改善」の目標設定は、一般公衆の利益と監査の法的使命との間のいわゆる期待ギャップの終結に関係している。実際にこれに関し

⁽⁹⁰⁾ Ebd.,S.447-448.

⁽⁹¹⁾ Ebd.,S.448.

⁽⁹²⁾ Ebd.,S.448.

⁽⁹³⁾ Ebd.,S.448.

⁽⁹⁴⁾ Ebd.,S.448.

⁽⁹⁵⁾ Ebd.,S.448.

て、次の積極的なアプローチを含んでいる⁽⁹⁶⁾。

まず、報告に関する要求の強化と明瞭性である。かかる報告は取締役による、たとえば状況報告書およびセグメント報告ならびに資本変動報告書によるものである。法律が取締役に透明性を求めるとき、決算監査人は当該情報の内容を保証するのである⁽⁹⁷⁾。

次に、法律が強調する業務リスクの監査（商法典第317条第4項）と監査報告（商法典第321条および第322条）の方向性は、公衆の利益を顧慮したものである。

しかしSchruuffは、決算監査は企業の存在にかかわるリスクの生起を阻止することができないのであり、システム監査および正規性の監査であり、それにとどまることを見落としてはならないと述べている⁽⁹⁸⁾。

ところで、Schruuffによれば、監査規定（商法典第317条）の新しい表現形式は、まさに新たな期待ギャップの危機をはらんでいるという。かかる危機は、アングロサクソンの模範に倣った、監査の性質に詳細に立ち入った確認の付記（商法典第322条）をつうじて対処することはほとんどできないという⁽⁹⁹⁾。

もっともSchruuffは、次の点は評価している。すなわち、監査は法律で定められた形式において、そのときどきの受け手に対して、リスクに関する情報伝達をこれまでよりも一層よく保証することができる。その例として次の事項を掲げている⁽¹⁰⁰⁾。

- 取締役のリスク早期認識システム（株式法第91条第2項，商法典第317条第4項）
- 監査役会への監査報告書（商法典第321条第1項）
- 公衆への状況報告書と確認の付記（商法典第315条第1項，第289条第1項，第322条第3項）

第3節 小括

本章は、まずKonTraGによる改正の中から、とりわけ決算監査に関係する注目すべき改正事項を抽出し、各条文の理由書の各論に基づいて条文および理由書を示しその意義を明らかにした。また本章は、KonTraGによる取締役による監視システムの設置と決算監査人による監査、コーポレート・ガバナンスの改善（主に監査役会規定および監査役会と決算監査人の協働）および決算監査の質の改善の観点から、研究者、銀行家および経済監査士によるKonTraGについての見解を基に、その評価をおこなった。要点を提示すると次のとおりである。

⁽⁹⁶⁾ Ebd.,S.448.

⁽⁹⁷⁾ Ebd.,S.449.

⁽⁹⁸⁾ Ebd.,S.449.

⁽⁹⁹⁾ Ebd.,S.449.

⁽¹⁰⁰⁾ 鈴木は、商法典第317条の規定に関して、「この新しい規定により、監査の対象と範囲が著しく拡大されることになる。すなわち、将来の発展のリスク（市場の動向や生産方法の変更から生じるリスク、あるいは、新技術から生じるリスク等）に関する監査、さらには、取締役の設置する監視システムについてまで、監査の対象とされるのである。こうしたことを監査対象とする監査は、これまでにないまったく新しい監査といえる」と述べている（鈴木（2000），141頁）。

(1) 決算監査に関係する主要な改正事項

- ① 株式会社法第91条第2項により、適切なリスク・マネジメントと適切な内部監査に配慮するための取締役の義務が明確にされるよう求められている。この取締役の義務の枠組みのこの法的な明確化は、対応する監査の拡大の根拠として使われる。決算監査人は、商法典第317条第4項により取締役により設置された監視システムがその任務を果たしているかについても判断しなければならない。
- ② 商法典第289条第1項により、法定代表者が記載すべき状況報告書の内容が拡大された。本規定は第317条第2項で定められている決算監査人の義務に対応している。決算監査人の義務は、これらのリスクが的確に記述されているかを監査するものである。
- ③ 商法典第317条により、より強力な監査の問題指向性が実現される。監査は監査役会員に取締役の活動をよりよく評価できるようにするのである。とりわけ、第2項において状況報告書あるいはコンツェルン状況報告書の監査は、より強く公衆の期待に適合するよう求められている。この規定は、既述のように第289条第1項の改正により、法定代表者が企業の将来の発展動向とそれに結びついていいるリスクに関して状況報告書において取り上げる義務を負うことが前提となっている。上記の第289条第1項および本条第2項の規制は、監査役会に企業の状況と起こり得る危機の状況についてより包括的に知らせるために使われるのである。また、株式会社法第91条第2項の措置を評価するという決算監査人の義務により、監査役会への情報伝達が改善されることが明らかになる。
- ④ 商法典第321条による監査報告書は、これまで取締役の監督の際に監査役会を支援するという任務を必ずしも十分な範囲で満たすことはできなかった。今回の完全な新表現により、監査報告書は第317条に採り入れられた改正に対応して、監査報告書は問題指向的な記述を与えることが重要な改革として達成された。まず企業の存続および将来の発展動向の評価を取り上げる。これは、法定代表者の対応する責任として第289条第1項に採り上げられるものである。ただし監査役会にとっては、決算監査人による自立した判断はとりわけ重要となる。また、法定代表者が適切なリスク・マネジメントと適切な内部監査を設置したかについて、決算監査人により第317条第4項に従い監査され、設置された監視システムがその任務を果たしているかについても意見が表明される。必要であれば欠陥を指摘し、内部監視システムの改善が可能となる措置を挙げなければならない。その結果、監査役会は、企業組織における虚偽の源泉または弱点について全体として重要な情報と知識が与えられるのである。
- ⑤ 商法典第322条の改正は、決算監査人に期待ギャップの終結を可能にするものである。それは、まず決算監査人が監査の限界と業務執行の責任を明らかにすることにより行われる。次に決算監査人が業務執行において報告されなければならないリスクを指摘することによって行われる。また旧法による中核文言に左右されない決算監査人による表現が可能となった。

(2) KonTraGの評価

ここでも要点を再掲示しよう。なお、文末の括弧内は発言者である。

- ① 取締役による監視システムの設置と決算監査人による監査
 - ・ 決算監査人の「取締役のコントローリング」に関する新たな監査および報告義務（商法典第317条第4項、第321条第4項）は抜きん出て重要性をもつ。かかる義務はその規定内容を越えて、間

接的にも監査役会の監督活動（株式法第111条第1項）に影響を与えるからである（Hommelhoff/Mattheus）。

- ・金融機関は、リスク・マネジメントの分野において伝統的に先導的役割を担ってきたのであり、数年来、国の銀行監督法上の諸規定および国際的な取り決め、たとえばリスクの測定、透明性およびコミュニケーションにとりくんでいるバーゼル委員会も存在する。KonTraGの諸規制の貫徹可能性はこのような背景の許では銀行にとって、好意的に受け入れることができる（Krumnow）。
- ・立法者は決算監査人によるリスク・マネジメント・システムの評価により、改善された監査役会の報告を期待しているのである（Lenz）。
- ・リスク・マネジメント・システムの実行または改善は、とりわけ監査役会がかかるシステムにかなる意義を認め、また監査役会はどのようにそれを自己の監督任務のために利用するかに依存するのである（Schruuff）。

②コーポレート・ガバナンスの改善（主に監査役会規定および監査役会と決算監査人の協働）

- ・監査役会による監督が、KonTraGにおける決算監査の改革を通じてその本来の効果が推進される。KonTraGの重大な貢献は、決算監査人の支援機能にある。それによって、監査役会の協力者としての決算監査人は、二元的企業体制モデルが国際的な受容を得て、かかるモデルがボード・システムおよび比較可能な一元的システムと並んで機関システムの全世界にわたる競争の中で地歩を固めるチャンスを与えるために、重要な支えになる。ここにドイツの経済監査士の特別で全世界でも比類のない責任が存在する（Hommelhoff/Mattheus）。
- ・監査役会の監督活動への決算監査人による質的貢献は、監査役会の特別な情報のニーズに合致する監査および報告義務にある。業務リスクの組織的な監査（商法典第317条第2項から第4項）に従い、「コントローリング機能報告」（商法典第321条第4項）および取締役の状況報告書に対する「監査人の状態コメント」（商法典第321条第1項第2文）である。とりわけ将来の発展のリスクに関する記述を綿密にことばで表現することである。それにより従来の会計報告の報告に関する伝承された支援概念は取締役の企業経営への水準へと拡大されたのである（Hommelhoff/Mattheus）。
- ・質的に強化された決算監査人と監査役会との協力をさらなる諸規定が補助し支援する。かかる諸規定は、決算監査人が監査役会の会計会議に出席し、口頭で報告する新たな義務であり（株式法第171条第1項第2文）、また監査結果について必要な明瞭さをもって文書によって報告するものである（第321条第1項第1文）。その点では株式法第111条第2項および商法典第321条第5項第2文は、変化した支援概念を十分な効果で満たすためには、的確に決算監査人を監査役会に合わせ、取締役からは合理的に距離を置くことを企図している（Hommelhoff/Mattheus）。
- ・コーポレート・ガバナンスの改善のために、立法者はKonTraGにより、一連の措置を通じて監査役会と決算監査人との協力を改善するよう試みてきたのである。とりわけこれに関係して決算監査人の義務としての監査役会の会計会議への出席は、監査人の口頭による報告義務である。かかる規制は、疑いなく決算監査人の監査役会のための支援機能を再度確認することに貢献する。この支援機能はドイツにおいてほぼ70年間の歴史を振り返ることができる（Krumnow）。

- ・コーポレート・ガバナンスの領域における重要な進歩は、KapAEGによってもたらされた。KapAEGをつうじて、ドイツの会計報告を国際的な基準に合わせるという、グローバルに活動している企業の要求が顧慮されたのである。監査役会の会計委員会または会計会議において決算監査人の説明をつうじてかかる情報が伝えられるのである。監査行為の中で獲得された監査人の知識が企業のコントロールのために、明瞭にかつわかりやすく監査役会に伝えられることは、高い専門的知識に基づいた監査人の主たる任務である（Krumnow）。
- ・監査役会の決算監査人との改善された協力関係が注目される。この協力関係は、年度決算書およびコンツェルン決算書に関する監査契約は監査役会により締結されるのであり、また監査報告書は直接監査役会に提出されることをつうじて達成される。さらに決算監査人は監査役会のいわゆる「会計会議」に出席するよう義務付けられているのである。さらに、法定代表者による企業の状況判断に対する決算監査人の意見はとりわけ重要である。立法者はこれをつうじて監査役会の改善された報告を期待するのである（Lenz）。
- ・KonTraGの諸規定は、監査役会の監督義務および決算監査人の監査義務はこれまで以上に強く業務リスクに合わされているという結果をもたらす。その例として、取締役の義務の明確化（株式法第91条第2項）、状況報告書におけるリスクに関する取締役の報告義務であり、それらに対応して監査役会の監査義務（株式法第171条第1項）および決算監査人の監査義務（商法典第317条第1項および第4項ならびに第321条）がある（Schruuff）。
- ・決算監査人は今後文書による監査報告を超えて監査役会（または会計委員会）の会議において業務上のリスクの判断を下し、また取締役による状況判断に対して意見を表明しなければならないのである。このことから監査役会と決算監査人の確かな意見交換が生じる（Schruuff）。

③決算監査の質の改善

- ・新諸規定により、立法者は監査役会との改善された協力関係および公衆における期待ギャップの低下のための適切な枠組条件を作り出したのである。まず、監査役会に対する企業内部の報告を著しく改善し、また強化した。これは、とりわけ将来指向およびリスク指向の監督の領域において有効なのである。次に、企業の外部的にもリスク指向および将来指向の情報に基づく会計報告およびその結果それに伴って生じる決算監査人による判断と証明書の付与は、国際的な資本市場における投資家にその意思決定を容易にするよう手助けし、公衆の情報欲求を満たすことに貢献するのである。改正された会計報告とその監査は、一般の受け手の期待ギャップを完全には終結させないにせよ、少なくとも減少させることを重大視し、企図されている（Hommelhoff/Mattheus）。
- ・KonTraGの重要な目標設定は、年度決算書に関する一般の期待と監査の現実との間の期待ギャップを終結させることにある。監査役会と決算監査人の改善された協力、監査の質の向上、監査人の依頼者からの独立性の強化そして最後に確認の付記の変革は、適切な措置とみなされるのである（Krumnow）。
- ・増大する国際的な業務活動の複雑性は、単に決算監査人の専門的資格に関してだけでなく、高い要求を伴うのである。すなわち、戦略、経済環境および業務プロセスの情報はますます重要な監査証拠となる。これに伴って決算監査人にとって、グローバルな思考ならびに市場の傾向を予

見できる能力がますます重要となる (Krumnow)。

- 会計報告および監査報告書の受け手のための改善された透明性のために、新たな期待ギャップの危険が存在する。相変わらず年度決算監査によって伝達される企業の状態の写像の監査が決算監査人の中心にあるのである (Krumnow)。
- 決算監査の質の改善は明確な法的規制によるところは少なく、むしろKonTraGによって（一部は国際的な監査基準と協力して）、帰納的に推論されたIDWの新たな監査基準により達成された (Lenz)。
- KonTraGは決算監査の危機の終わりではなく、むしろ決算監査の品質確保の立法上および市場に関するメカニズムについての議論の始まりを際立たせていると結論付けている (Lenz)。
- KonTraGの立法者によって言及された「決算監査の改善」の目標設定は、一般公衆の利益と監査の法的使命との間のいわゆる期待ギャップの終結に関係している。特に取締役の報告に関する要求の強化と明瞭性および業務リスクの監査の方向性に関して積極的なアプローチを含んでいる。しかし、監査規定（商法典第317条）の新形式は新たな期待ギャップの危機をはらんでいる (Schruff)。
- 監査は法律で定められた形式においてリスクに関する情報伝達をこれまでよりも一層よく保証することができる (Schruff)。

第4章

ドイツにおける決算監査制度

—監査基準にみる決算監査の目標と一般原則—

本章は決算監査に関してドイツの職業団体が設定した監査基準を取り上げ、その視点からドイツにおける決算監査制度の描出を試みるものである。

周知のようにドイツでは、会計および監査に関する規定は、商法典をはじめとする法律規定として規制されている。法典に編まれた監査基準は存在せず、特に商法典の監査規定に関しては、経済監査士の職業団体による登記社団ドイツ経済監査士協会（以下、IDWと略称する。）⁽¹⁾が、監査基準を公表している。国際会計士連盟（IFAC）の会員組織であるIDWは、1998年に施行されたKonTraGを通じた決算監査の新しい諸規則の導入により、これまでのIDWの基準設定システムを再編し、国際監査基準（以下、ISAと略称する。）に適合できる基準化の体制を整備した。特に監査に関するIDWの表明であるIDW Prüfungsstandard（監査基準）（以下、IDW PSと略称する。）の開発が進められてきている。図表4-1に示すように、IDW PSは、規定内容によって次のように分類されている（なお、本章の章末に参考資料としてIDW PSをより詳細に一覧表にして示している）。

図表 4-1 IDW PS の分類

| IDW PS 番号 | 規定内容 |
|-----------|------------------|
| 100 | 基準の要約 |
| 120-199 | 品質保証 |
| 200-249 | 監査対象および監査任務 |
| 250-299 | 監査アプローチ |
| 300-399 | 監査実施 |
| 400-499 | 監査報告書、確認の付記および証明 |
| 500-799 | 特定業種の決算監査 |
| 800-999 | レビュー及びその他の報告任務 |

出所：Marten et al. (2003), S. 84-87.

⁽¹⁾ IDW は、経済監査士および宣誓帳簿監査士（Vereidigter Buchprüfer）の専門組織であり、登記社団として私法上組織されている。会員たる地位の取得は、経済監査士会議所（WPK）が義務であるのに対して任意である。その機関は、経済監査士会（WP-Tag），評議会および理事会である。IDW は、「経済監査士の専門領域を支援し、経済監査士の利害を擁護する」（IDW 規約第 2 条第 1 項）という任務を遂行する。同条第 2 項によれば、IDW は、とりわけ経済監査士の専門的知識の促進および後継者の育成、ならびに「誠実な職業の遂行に関する統一的な諸原則を支援し、かつ会員によるその遵守を確実にする」。IDW の専門委員会において遂行されている専門的業務は、経済監査士の活動領域から生じる原則的な問題を含み、たとえば IDW PS および IDW 会計専門意見書を通じて行われる。そのため、中央専門委員会がとりわけ重要であり、原則的に重要な専門的諸問題を取り扱っている。IDW は、WPK と共に IFAC のドイツ代表を務めている（Marten et al. (2006), S. 397.）。

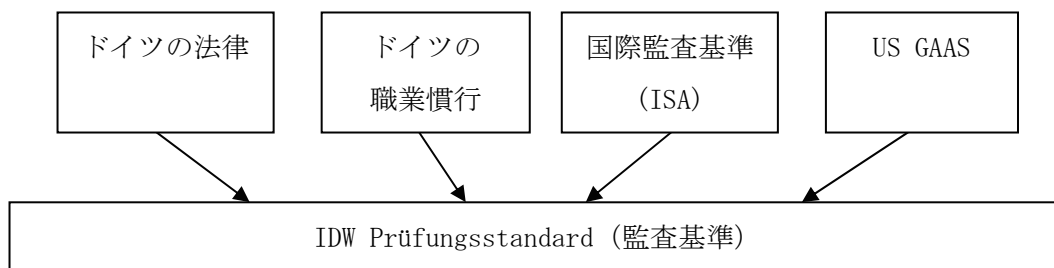
本章は、最初に2001年段階で表明された監査基準設定の方針に着目し、ISAの国内基準への転換として開始されたIDW PSの形成プロセスを示すことによって、ドイツ監査基準の特質を明らかにする。それを踏まえて、IDWが公表したIDW PS 200「決算監査の目標と一般原則」⁽²⁾を取り上げる。また、IDW PS 201「決算監査に関する会計および監査の諸原則」⁽³⁾も補足的に取り上げる。これらの基準は、ドイツの職業団体の観点から決算監査全般にわたる目標と原則を記述するものであり、図表4-1にもみられるように「IDW PS 200-249（監査対象および監査任務）」の先頭に置かれることから、決算監査の起点をなすと考えられるからである。同時に、ISAを基礎にドイツの決算監査の特徴点が集約された基準と考えられるからである。最後に、2006年から2009年に至る監査基準の動向を概観することによってむすびとする。先述のように、監査基準を取り上げ、いわば監査実務の視点から決算監査制度の形式構造を明らかにすることを最終目的としている

第1節 ドイツ監査基準の動向

1 ISAのドイツ監査基準への転換

2001年当時、IDWの中央専門委員会（Hauptfachausschuss）の委員長であったHans-Joachim Jacobはその論考「国際監査基準のドイツ正規の決算監査の諸原則への転換」⁽⁴⁾の中で、ISAのドイツ監査基準への転換の方針を示している。以下ではJacobの所説にしたがって基本的な考え方を提示しよう。まず、図表4-2はその概要を示すものである。

図表 4-2 IDW PS 転換の構成要素(1)



出所：Jacob(2001)，S. 241.

この図にみられるように、ISAのドイツの監査基準への転換に際して、ドイツの法律、ドイツの職業慣行、ISAおよび米国の一般に認められた監査基準（以下US GAASと略称する。）という4つの構成要素が並列的に示され、それらの影響の下にIDW PSが形成されることが示されている。

⁽²⁾ Ziele und allgemeine Grundsätze der Durchführung von Abschlussprüfungen (IDW PS 200) (Stand: 28.06.2000) .

⁽³⁾ Rechnungslegungs- und Prüfungsgrundsätze für die Abschlussprüfung (IDW PS 201) (Stand: 22. 08. 2008) .

⁽⁴⁾ Jacob, Hans-Joachim, Die Transformation der International Standards on Auditing in deutsche Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung, in Die Wirtschaftsprüfung (WPg) , 54. Jg. (2001) , S. 237-244.

まずJacobは、ドイツの監査基準はドイツの法律に基づいていると述べている。すなわち、監査基準は商法典第316条以下の監査に関する諸条項より導き出されなければならないのである。その結果、彼はドイツ国内の原則を国際的な原則に結合するのは、それほど簡単ではないことを指摘している。その例として、監査報告書および確認の付記の記載事項に関する法律規定、企業の状況およびリスクに関する報告義務ならびにそれに関係する監査義務などを挙げている。例えば、ドイツの法律規定から導き出された監査基準としてIDW PS 340「商法典第317条第4項に従うリスク早期認識システムの監査」⁽⁵⁾がある⁽⁶⁾。

また、Jacobによれば、ISAのドイツの監査基準への転換は、ドイツにおける約70年間の職業慣行が突如として陳腐化することを意味するのではなく、新たな監査基準のいずれにおいても、従来の「専門意見書」⁽⁷⁾から引き継ぐに値するものが取り入れられることが表明されている⁽⁸⁾。

ISAに関しては、Jacobは「ISAのIDW PSへの転換の目標は、可能であれば常にISAをドイツの監査基準に取り入れることにある」との基本姿勢を明示している。ただし、IDWはいずれの監査基準においても、ISAからの逸脱が存在する限り、それをIDW PSに取り入れているという締めくくりの段落を付加している。すなわち、IDW監査基準の使用によって、ISAによる監査の実施が可能となるのである⁽⁹⁾。

最後に、US GAASに関しては、「ISAの転換に際して、我々はUS GAASに関する全ての重要な関係事項を取り込むよう努力している」と述べ、それは全ての監査基準に及ぶのであり、その結果「(基準設定の)目標は、アメリカ合衆国の観点から支持できる監査を定めることにもある」との見解が示されている。それを意識した代表的な基準として、IDW PS 260「決算監査の枠組みにおける内部統制システム」⁽¹⁰⁾がある⁽¹¹⁾。

2 概念の形成

以上のように、IDW PSの形成プロセスはISAの単なる転換ではないことが主張されているのである。それは同時にIDW PSが完結したシステム (geschlossenes System) であることが要求されるのであり、そのためには、統一のとれた概念の形成と使用が必要となるのである⁽¹²⁾。Jacobはその例として、監査基準設定のために必要とされる「監査意見」、「会計報告の言明」および「監査証拠入手のための監査行為の概念」を示している。

⁽⁵⁾ Die Prüfung des Risikofrüherkennungssystems nach §317 Abs.4 HGB (IDW PS 340) (Stand: 11. 09. 2000) . 詳細は小松 (2007b) を参照されたい。

⁽⁶⁾ Jacob, Hans-Joachim, a. a. O., S. 237-238.

⁽⁷⁾ 原語は„Fachgutachten und Stellungnahmen“ある。

⁽⁸⁾ Jacob, Hans-Joachim, a. a. O., S. 240.

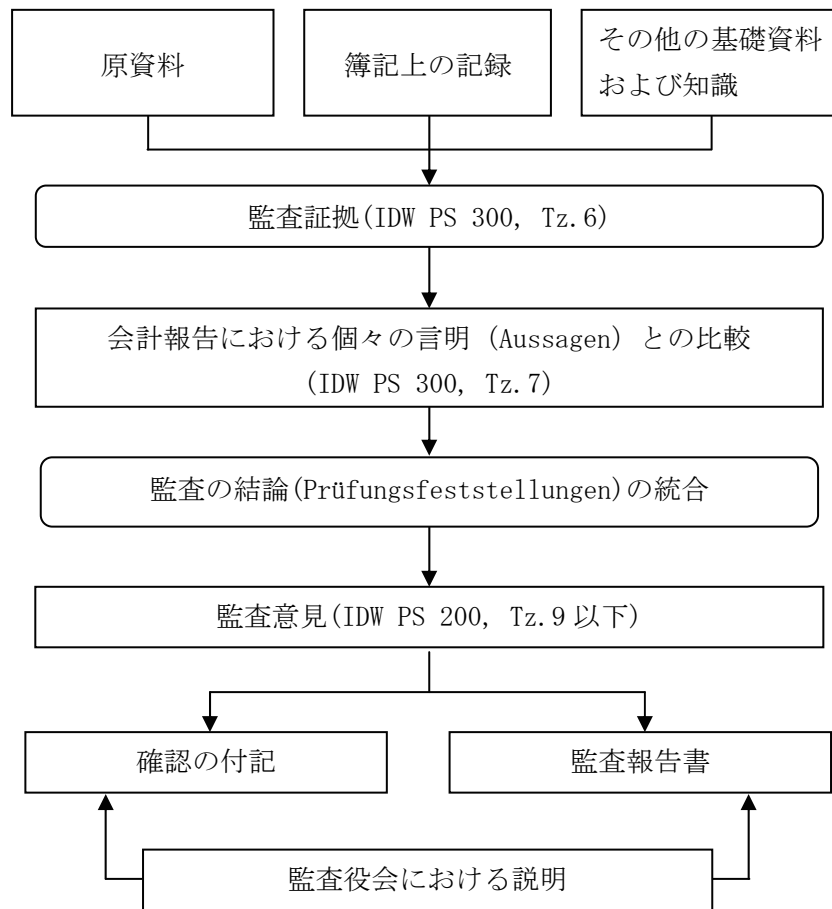
⁽⁹⁾ Ebd., S.241.

⁽¹⁰⁾ Das interne Kontrollsystem im Rahmen der Abschlussprüfung (IDW PS 260) (Stand: 02. 07. 2001) . 詳細は小松 (2006b), 同 (2007a) を参照されたい。なお、IDW PS 260 は改編され、IDW PS 261 となっている。

⁽¹¹⁾ Jacob, Hans-Joachim, a. a. O., S. 241-242.

⁽¹²⁾ Ebd., S.243.

図表 4-3 基礎的な概念



出所：Jacob(2001)，S. 243.

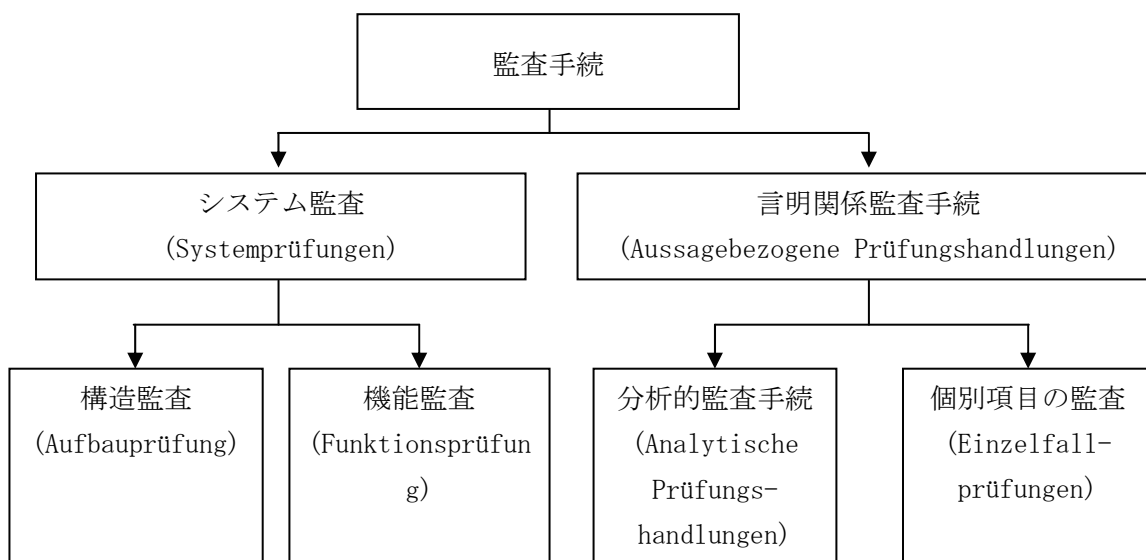
図表4-3は監査意見に関する概念の形成を示したものである。それによれば、決算監査人の最終目標を監査役会での説明とし、確認の付記および監査報告書における監査意見の基礎となる監査の結果を得るためのプロセスが示されている。かかる監査の結論は原資料、簿記上の記録およびその他の基礎資料および知識から得られる監査証拠を会計報告における個々の言明との比較することによって得られることが示されている。「基礎的な諸概念」として示されているように、監査基準設定のための重要な概念として位置づけられるのである。

ここで、図表4-3にもみられるように会計報告の言明について、言明となるべきものをJacobは次のように示している⁽¹³⁾。

- ・ 財産対象物（資産）および負債の実在性（Vorhandensein），その評価および経済的帰属
- ・ 監査されるべき事業年度における事象の発生
- ・ 表示された財産対象物，負債および取引の網羅性（Vollständigkeit）
- ・ 正確な金額の把握と分類
- ・ 適用すべき会計報告の諸原則にしたがった表示および開示

⁽¹³⁾ Ebd., S.243.

図表4-4 監査証拠入手のための監査行為



出所：Jacob(2001), S. 24.

次にJacobは、監査証拠入手のための監査行為の概念図を示している。この図表4-4は有効で経済的な監査のため、特にリスク指向の監査アプローチの観点を示すために利用されるのである。監査行為は内部統制に関する構造監査と機能監査から成るシステム監査、および分析的監査行為と個別監査から成る言明関係監査行為から構成される。監査行為の名称に会計報告の言明の概念が用いられているのは注目される。Jacobによれば、リスク指向の監査アプローチの観点からは、システム監査と分析的監査行為が最大限実施されるべきであり、言明関係監査行為は必要な場合に限り実施されるべきであるとしている⁽¹⁴⁾。

以上の諸概念は、IDW PS 300「決算監査における監査証拠」⁽¹⁵⁾を中心に基準化され、他の監査基準設定の際に常に参照されるのである。

3 監査基準の翻訳

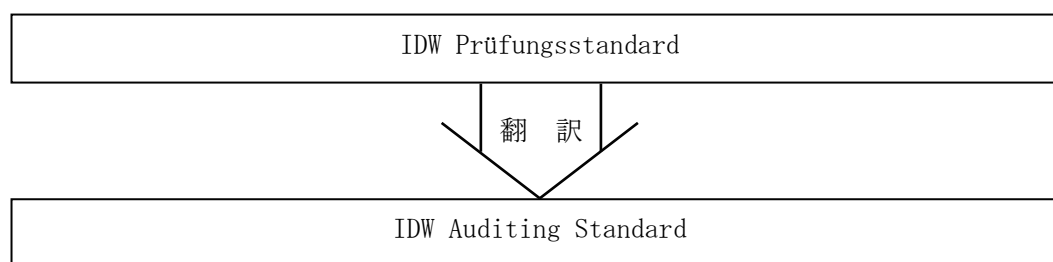
さて、Jacobは、図表4-2に下に示す図表4-5を加えて、IDW PS転換の構成要素の完成図を示している。すなわち、IDW PSは英訳されIDW Auditing Standardとなることによって完成するのである。IDW (2004)によれば、これによって、ドイツにおいて適用されIDWによって確定される監査基準は、国際的な要求を満たすことが証明できるのである⁽¹⁶⁾。ここに、ドイツにおける監査基準の国際化が意識されているとみることができる。

⁽¹⁴⁾ Ebd., S.243. なお、IDW PSの英訳では、システム監査は統制テスト (test of control) に、また言明関係監査行為は、実証性監査手続 (substantive audit procedures) に対応している (IDW (2004), S.377.)。

⁽¹⁵⁾ Prüfungsnachweise im Rahmen der Abschlussprüfung (IDW PS 300) (Stand: 02. 07. 2001). なお、本基準は2006年9月に改正されている。会計報告の言明および監査証拠入手のための監査手続がより詳細に規定されている。

⁽¹⁶⁾ IDW (2004), S. Vorwort, X.

図表 4-5 IDW PS 転換の構成要素(2)



出所：Jacob(2001), S. 243.

第2節 IDW PS 200「決算監査の目標と一般原則」

ここでは上記の形成過程の下で作成されたIDW PSの中で、IDW PS 200「決算監査の目標と一般原則」を採り上げ、各規定を分析することによって、ドイツにおける決算監査の目標と一般原則を明らかにする。本監査基準は、他の多くの基準が法改正に伴い改訂を繰り返している中で、2000年6月に発行され、改訂されることなく現在に至っている⁽¹⁷⁾。本基準の構成内容は、次のように示されている。

1. 序文
2. 決算監査の目的と対象
3. 決算監査の実施に関する諸原則
4. 監査手続の種類と範囲
5. 監査意見の保証
6. 決算監査人、監査役会および法定代表者の責任
7. ISAとの合致

なお、以下で示す括弧内の番号は、原則としてIDW PS 200のそれを指すこととする。以下、その内容を構成内容にしたがってみていこう。

まず序文における冒頭で、経済監査士法(WPO)第2条より、企業の年度決算の監査の実施とその結果に関する監査証明たる確認の付記の付与が、経済監査士の職業上の任務の1つであることが示される(1項)。その場合、決算監査の対象と範囲は商法典に含まれる法律条項から導出される。ただし、監査に関する諸規制は原則的なアプローチを定めているが、監査の実施に関する具体的な規定を含んでいるわけではない。そのため、決算監査に従事する監査人たる決算監査人が、義務として誠実に監査を行う場合、遵守されるべき判断基準は職業上の見解から生じるものであるとの見解が示される(2項)。そこでIDWは、本基準を公表することによって、経済監査士が決算監査の際に遵守すべき目標と一般原則を明らかにし、同時に公衆に対してかかる監査の内容と限界を明らかにする必要性が導出される(3項)。すなわち、ドイツの決算監査制度に関して、商法典の法規定が第1次ルールであれば、監査基準は法規定から導かれるルールであることが改めて確認される。

⁽¹⁷⁾ たとえば、IDW PS 201「決算監査に関する会計および監査の諸原則」は、2000年11月に発行されたが、2006年6月に施行された「貸借対照表法改革法(BilReG)」により大幅な改訂が行われた。さらに2009年5月に施行された「貸借対照表法現代化法(BilMoG)」により関係する改訂が行われている。

次に本基準が、IDW PS 201「決算監査に関する会計および監査の諸原則」と共に、ISA 200⁽¹⁸⁾に合致することが表明されている（4項）。

最後に、本基準が対象とする決算監査の範囲について以下の3つを示している（5項）。

- ・ 決算監査は商法典第316条以下にしたがった法定の監査であること
- ・ 監査対象が追加の法律条項により拡大された（たとえば協同組合および病院の場合の）法定の監査であること
- ・ 上記監査に種類および範囲が一致する任意決算監査であること

なお、本基準はコンツェルン決算監査にも適用される。さらに本基準でいう決算監査は、中間決算にも関係する。

1 決算監査の目標と対象

IDW PS 200の第8項から第19項は、決算監査の目標を示し、監査報告書と確認の付記の記載事項を規定した上で、決算監査の対象を明確にし、さらに準拠すべき会計原則の具体的な内容を明示している。

ここでは、各規定にしたがって、これらの内容を検討する。

(1) 決算監査の目標

決算監査の目標は、年度決算書および状況報告書に含まれる情報の信頼性が確認され、かつとりわけその信憑性を高めることにあると表明されている。情報の信頼性には、情報の受け手が情報を解釈する場合において共に考慮されるべきものとして、その正規性も含まれるとしている。このことによって、確認の付記ならびに監査報告書によって伝達される監査結果に関する情報は、受け手、特に被監査企業の監督機関がその意思決定の際に、決算監査の結果を考慮に入れることが可能となるとの考えが示されている。ただし、その際基準は、年度決算書および状況報告書の言明能力ならびに決算監査の発見能力に関する限界を認識すべきことに言及している（8項）。

かかる制約を前提としながら、経済監査士は経済性の原則（Grundsatz der Wirtschaftlichkeit）を遵守し、後述の十分な信頼性をもって監査意見に至ることを目標として決算監査を実施する。決算監査人の監査意見は監査報告書および確認の付記において行われ、監査役会が存在する限りその会議において説明されるよう規定されている（9項）。

(18) 現在のISA 200は、クラリティ・プロジェクトによる新基準となっている。詳細はIFAC（2009）, pp.77-106, および内藤他（2010）, 52-86頁を参照されたい。なお、ここでのISA 200は、それ以前の基準であり、日本公認会計士協会（2003）によれば、その構成は次のとおりである。

1. 監査の目的
2. 監査の一般原則
3. 監査の範囲
4. 合理的な保証
5. 監査リスクと重要性
6. 財務諸表に対する責任

2 監査報告書における記載事項

本基準第10項において、決算監査人が監査報告書において表明すべき監査意見として次の6点が規定されている。

- ① 法定代表者による企業またはコンツェルンの状況の判断に関する意見(19)。
- ② 誤謬または法律規定違反ならびに以下の事実が監査の過程で発見されたかに関する説明。すなわち、被監査企業の存続を危うくするかまたはその発展を著しく阻害しうるような事実、または法定代表者または従業員による法律、会社約款または定款に対する重大な違反という事実⁽²⁰⁾。
- ③ 帳簿記帳、年度決算書、状況報告書、コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が、法律規定および会社約款または定款の補足的規定に合致しているかに関する説明⁽²¹⁾。
なお、ここには状況報告書もしくはコンツェルン状況報告書に関して次の説明が含まれる。
 - ・これらが年度決算書もしくはコンツェルン決算書ならびに決算監査人が監査の際に獲得した認識に合致しているか
 - ・これらが全体として企業もしくはコンツェルンの状況に関する適切な観念を伝達しているか
 - ・これらにおいて将来の発展のリスクが適切に記述されているか
- ④ 法定代表者は、請求された説明および証憑書類を提供したかに関する説明⁽²²⁾。
- ⑤ 決算書は全体として、正規の簿記の諸原則を遵守したうえで、資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像⁽²³⁾を伝達しているかに関する意見。適用すべき会計規定にかかる意見が見込まれない場合、あるいは任意に適用された会計規定の適用においてもそれが見込まれない場合、決算監査人は、決算書が全体として会計報告に適用される法規定に合致するかに関する意見を限定することが規定されている⁽²⁴⁾。
- ⑥ 財産状態、財務状態および収益状態が著しく訂正され、かつそれが附属説明書の記載事項に含まれていない限り、年度決算書の諸項目の分類と十分な説明⁽²⁵⁾。

なお、PS 201 第36項によれば、「決算監査人は、確認の付記の付与の他に監査報告書において、法で定められた確認を行わなければならない。そのことから、決算監査人によって保証されるべき意見の信頼性は、全体としての年度決算書に限定されない。」と述べている。監査報告書の記載内容に関する本規定はISA 200の規定内容を超えていることを示している。

(19) 商法典第 321 条第 1 項第 2 文による。なお、以下の注で示す IDW PS 200 に関する法律規定は、本稿の趣旨から同基準の規定中に示された条文を示すにとどめており、BilReG および BilMoG による商法典等の改正をここでは反映していない。

(20) 同第 321 条第 1 項第 3 文による。

(21) 同第 321 条第 2 項第 1 文による。

(22) 同第 321 条第 2 項第 1 文による。

(23) 原語は„ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild“であり、この表現について英訳では“a true and fair view”という表現が用いられている (IDW (2004), S. 8-9.)。

(24) 商法典第 321 条第 2 項第 2 文による。

(25) 同第 321 条第 2 項第 3 文による。

3 確認の付記における記載事項

本基準第11項において、決算監査人が確認の付記において表明すべき監査意見として、次の4点が規定されている。

- ① 一般に理解可能であり問題指向的判断を含む監査結果の要約⁽²⁶⁾。
- ② 監査は異議に至ったかについての表明、および監査の際に獲得された認識に基づいた決算監査人の判断にしたがい、年度決算書またはコンツェルン決算書が正規の簿記の諸原則に合致し、企業またはコンツェルンの財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかに関する表明⁽²⁷⁾。
- ③ 存続を危うくするリスクに関する指摘⁽²⁸⁾。
- ④ 状況報告書もしくはコンツェルン状況報告書が全体として企業もしくはコンツェルンの状況に関する適切な観念を伝達しているか、および将来の発展のリスクが適切に記述されているかに関する意見⁽²⁹⁾。

なお、PS 201 第36項によれば、「確認の付記における監査意見は、年度決算全体に関する真実かつ公正な写像の要請の遵守に限定されるのではない。その上に会計に対する個々の法律、会社約款および定款に合致した条項の遵守が監査されなければならないのである。」と規定され、監査報告書と同様に本規定はISA 200の規定内容を超えていることを示している。

4 決算監査の対象

本基準の第12項において年度決算監査の対象が規定されている。それによれば、貸借対照表、損益計算書および附属説明書から成る年度決算書を監査対象とすることが示される。さらに、年度決算書作成の基礎となった帳簿記帳、場合によっては状況報告書が監査の対象であると規定している。

これらは、正規の簿記の諸原則を含む会計報告に適用される法規定が遵守されているかについて判断される（ここには法規定を補足する会社約款または定款の規定も含まれる）。

法規定の遵守については、とりわけ次の3点が求められている。

- ・帳簿記帳が跡付け可能であり、変更されることなく完全かつ正確であり、時宜に適しておりかつ秩序正しく行われること
- ・年度決算書は明瞭に、整然とかつ完全に指定された記載事項を指定の様式で作成されていること
- ・全ての項目が適切に表示され、かつ資産および負債が全て正しく評価されていること

特に、資本会社およびそれと同等に扱われる会社の場合には、年度決算書が正規の簿記の諸原則を遵守した上で、資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達しているかが判断されるよう求めている。

⁽²⁶⁾ 同第 322 条第 1 項第 1 文による。

⁽²⁷⁾ 同第 322 条第 1 項第 3 文による。

⁽²⁸⁾ 同第 322 条第 2 項第 2 文による。

⁽²⁹⁾ 同第 322 条第 3 項による。

状況報告書に関しては、それが年度決算書ならびに監査の過程で得られた決算監査人の認識に一致し、全体として企業の状況に関する適切な観念を伝達しているかについても監査人の判断であることが示されている。ここには将来の発展に関するリスクが適切に記述されているかに関する判断も含まれる。

なお、コンツェルン決算書の監査について本項と同様の規定が第13項で定められている。

5 準拠すべき会計原則

第14項において、会計原則の遵守に関する監査において対象となる会計原則が規定されている。本規定が定める会計原則とは、ドイツ国内の原則ないし国際的に認められた原則、または他国の会計報告の原則であることが示されている。その詳細は本基準ではなく、IDW PS 201の第5項以下に規定されている。ここではPS 201にしたがい、項目のみを提示する。

PS 201 第5項は、会計報告に関する全ての現行規定はドイツの会計原則に属するとし、ここには正規の簿記の諸原則、および場合によっては定款または会社約款の関連する規範が含まれると規定した上で、まずドイツの会計原則を以下のように示している。

- ・ 決算監査の中でその遵守が確認されなければならない法律規定 (PS 201第6項) ⁽³⁰⁾
- ・ 正規の簿記の諸原則 (同第7項) ⁽³¹⁾
- ・ 最高裁判所の商法上の判決、財政裁判所による最高位の商法上の判決 (同第8項) ⁽³²⁾
- ・ ドイツ会計基準 (DRS) (同第9項) ⁽³³⁾
- ・ IDW会計専門意見書 (RS) およびIDW会計報告指針 (RH) (同第14項) ⁽³⁴⁾

⁽³⁰⁾ PS 201第6項によれば、決算監査の中でその遵守が確認されなければならない法律規定は、次のとおりである。

- ・ 帳簿記帳および財産目録 (商法典第238条から第241条)
 - ・ 計上、評価および年度決算書の内訳の項目分類 (商法典第242条から第283条)
 - ・ 附属説明書における記載事項 (商法典第290条から第315条)
 - ・ コンツェルン会計報告に関する補足的な法律規定 (商法典第290条から第315条)
 - ・ 経済部門特有の規定 (例えば商法典第340条以下および第341条以下)
- 法律形式に関する規定 (例えば株式法第150条から161条) および共同出資者に関する規定 (例えば有限会社法第42条第3項)

⁽³¹⁾ PS 201 第 7 項は、正規の簿記の諸原則 (以下 GoB と略称) について、次のように規定している。すなわち、「法典化された GoB は法典化されていない GoB によって補完される。GoB は帳簿記帳に関して商法典第 238 条、年度決算書に関して商法典第 243 条第 1 項および商法典第 264 条第 2 項ならびにコンツェルン決算書に関して商法典第 297 条第 2 項において指示されることによって、法律規定たる地位を有する」のであり、それゆえ決算監査は、GoB の遵守にも及ぶことが確認される。さらに、「GoB は固定的なものではなく、むしろ変化し続けるものであり」、そのため、監査人の対応として「GoB が存在するか疑わしい場合においては、決算監査人はそれを明らかにするよう適切な措置を取らなければならない」ことが言及されている。

⁽³²⁾ PS 201 第 8 項は、「ドイツ連邦共和国または欧州連合の最高裁による商法上の判決は、個々のケースを超えて重要性を有する限り、会計報告規範の解釈の際に考慮されなければならない。同様のことは、商法上の問題に対して判決が下される限り、財政裁判所による最高位の判決にも適用される。」と規定している。

⁽³³⁾ PS 201 第 12 項は、「ドイツ会計基準委員会 (DRSC) によって成立したコンツェルン会計報告に関する諸原則の使用に関する勧告に関して、かかる勧告が法務省によって公表される場合、コンツェルン会計報告に関する GoB であることが法律上推定される。」と規定している。それゆえ決算監査は、当該会計基準の遵守にも及ぶことが理解される。

⁽³⁴⁾ IDW RS は、会計上の諸問題に対する職業上の見解を詳述する。IDW RH は、そのときどきの問題に取り組んだ IDW の会計報告の諸問題に対する見解を記述する。

次に決算監査に際して考慮されるべき国際的な会計原則は、国際会計基準理事会（IASB）によって成立された国際財務報告基準（IFRS）であることが示されている（同第16, 17項）⁽³⁵⁾。最後に、会計報告に関するEU指令について言及されている（同第18項）⁽³⁶⁾。以上をGraumann（2009）にしたがって、まとめると図表4-6のように示すことができる。

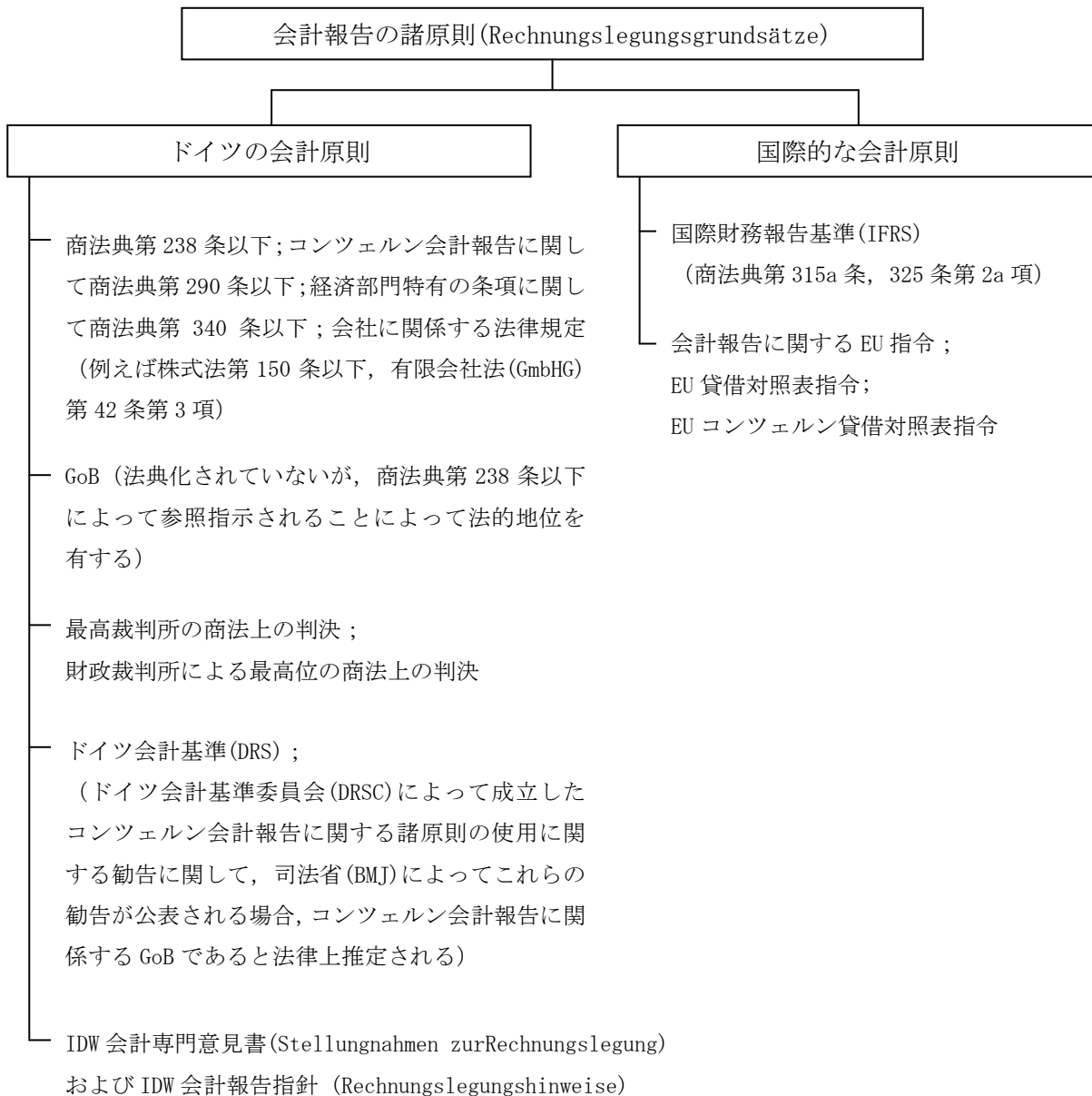
⁽³⁵⁾ IFRSに関してIDW PS 201 第16項は、次のように規定している。

- 「・商法典第290条から293条にしたがい、コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の作成が義務付けられ、かつその有価証券がEUにおける規制された市場で認可されている親企業は、商法典第315a条第1項にしたがい、EU法に取り入れられた国際財務報告基準（IFRS）を適用しなければならない。
- ・商法典第315a条第2項は、各決算日に至るまでに、国内において有価証券取引法（WpHG）の意味における組織化された市場において、自己または他人資本項目の取引の許可を申請した親企業について、同様に、コンツェルン決算に関するIFRSの強制的適用を定めている。
- ・商法典第315条第3項は、商法典第315a条第1項ならびに同条第2項に該当しない親企業に、自発的にIFRSによるコンツェルン決算書を作成し、かつこれによってHGBに基づくコンツェルン会計報告の義務が免除されるという可能性を開いている。ドイツの立法者は、公表目的のために、IFRSの使用を、個別決算書においてもまた認めたにすぎない（商法典第325条第2項a）。このことは、法定代表者に商法上の年度決算書の作成の義務を免除するわけではない。」

⁽³⁶⁾ IDW PS 201 第18項によれば、次のように規定されている。

「国際的な会計報告基準に関係する、たとえば、2002年7月19日の欧州議会および理事会の規則（施行法）1606/2002番のようなEU命令（Verordnung）は、国内の立法者による変換を必要とせず、直接的に有効でありかつ全ての加盟国に法的拘束力がある。これに対して、会計報告に関するEU指令（Richtlinien）は、加盟国に向けられ、その国々によって国内法に転換されねばならない。かかる転換は、たとえばEU貸借対照表指令（Bilanzrichtlinie）およびEUコンツェルン貸借対照表指令（Konzernbilanzrichtlinie）が、貸借対照表指令法（Bilanzrichtlinien-Gesetz）をつうじてなされるのであり、この法律によってHGBの諸規定は改定された。これらのドイツの諸規定の解釈に対して、対応する指令規定（Richtlinienregelung）の理解にも依ることができる。」なお、貸借対照表指令法とは、「会社法の調和化に対するヨーロッパ共同体の理事会の第4, 第7および第8指令の実施に関する法律（BiRiLiG），連邦官報 I 1986年 2355頁以下」である。

図表 4-6 決算監査における会計報告の諸原則



出所 : Graumann(2009), S. 145.

第3節 決算監査の実施原則

IDW PS 200は、決算監査の実施に関する諸原則は、職業上の地位に関する原則と専門的な手続きに関する原則から構成されるとしている（16項）。しかし、IDW PS 200は、基本的な考えを示すにとどまっている。ここでは、最初に17項における決算監査の実施における批判的な基本姿勢について述べ、次にIDW PS 201の規定も踏まえた上で、決算監査の実施原則を検討する。

1 批判的な基本姿勢（職業的懐疑心）⁽³⁷⁾

本基準第17項は、「決算監査は、批判的な基本姿勢で計画し実施されなければならない」と述べ、基準上は明示されていないが、監査実施に関する一般原則を明確にしている。かかる規定は、さらに次のように具体的に規定されている。すなわち、

「得られた監査証拠は、批判的に判断されなければならない。その際、決算監査人は、年度決算書および状況報告書が重要な虚偽の言明を含む（誤謬、詐欺、財産の損害またはその他の法律違反といった）状況が存在し得るか、常に明確にしなければならないのである。したがって、決算監査人は軽々しく経営者が信用するに値することをあてにしてはならないのである。たとえば、経営者が提供する情報の正確さに依拠することはできないのであり、むしろそれらは証明されなければならないのであり、かつその証拠の説得力が判断されなければならない。さらに法定代表者または従業員による違反の根拠に関しては、決算監査人は追加の監査手続を実施し、かつ疑念を考慮して的確に監査証拠を評価しなければならないのである。」と。

さらに、「かかる批判的な基本姿勢を超える不信感は年度決算監査においては必要とされない」ことが強調されている。

2 監査の実施原則

IDW PS 201第20項は、まず決算監査の実施がドイツの監査原則に従ってなされなければならないことを表明している。このことは監査の基礎を成す決算書が、ドイツの会計報告原則に従わず作成されている場合も同様であるとされる。次に同第22項は、ドイツの監査原則は、まず監査に直接のおよび間接的に関係する現行の法律規定であるとし、さらにその他の監査原則としてIDW PSおよびIDW監査指針（以下、PHと略称する）を示している。

前述のように、決算監査の実施に関する諸原則は、職業上の地位に関する原則および専門的な手続きに関する原則から構成される。前者は、経済監査士法（以下、WPOと略称する。）の関係する規定および経済監査士会議所（以下、WPKと略称する。）の職業規約において規制された職業原則から成り、かつ商法典の関連する諸規定から構成される。ここには、独立性、誠実性、守秘義務および自己責任等の諸原則が含まれる（IDW PS 201第25項参照）。後者は、とりわけ決算監査の際に遵守される

⁽³⁷⁾ 原語は„kritische Grundhaltung“であるが、これについて英語版では“professional skepticism”の語が当てられているため「職業的懐疑心」と併記した（IDW（2004a）, S. 14-15.）。

べき原則として商法典の関連規定があり（同27項），IDW PSを含むその他の原則が第28項から32 a 項において記述されている。

以上のことを各規定にしたがって示したものが図表4-7である。

3 IDW 監査基準

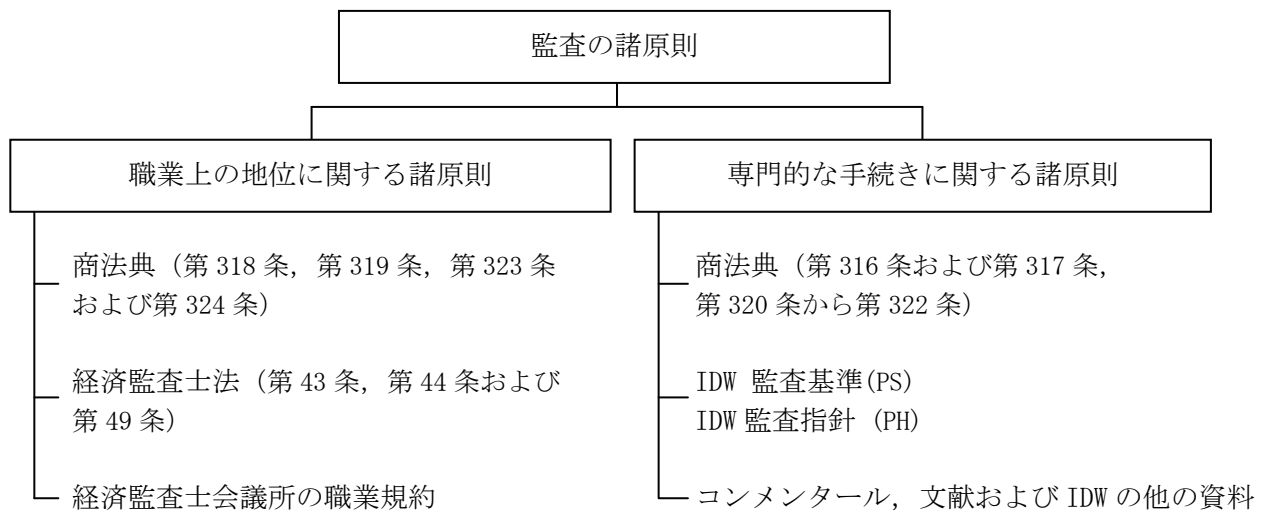
ここでは図表4-4の中でも特にIDW PSに注目し，規定内容から意義その位置付けおよびそこから逸脱について検討することによって，ドイツ監査制度におけるIDW監査基準の意義を明らかにする。

まずIDW PS 201第28項において，「IDW PSは，IDWによって確定された正規の決算監査の諸原則（GoAと略称される）を含む」ことが述べられている⁽³⁸⁾。かかるIDW PSは，「決算監査の実施ならびに実施されるべき監査行為⁽³⁹⁾の確定に対する諸原則」であるとの位置付けが行われる。同時に同基準は，「国際監査基準（ISA）に合致した上で，監査の専門的な諸問題に対する決算監査人の職業上の見解を詳述しかつ監査の発展に寄与する」との目的がある。

同基準は，職業メンバーおよび関心のある公衆に，草案の刊行物を通じて周知され，最終の審議においてその提案が言及されるための機会が与えられるという手続きを経て，IDWの中央専門委員会により成立する（PS 201第28項）。

同第29項は「IDW PSには特別な意義が認められるべきである」とし，その意義に関して次のように指摘している。第1に，IDWの専門委員会および作業チームの基準作成方法と採択の手続きにある。作業チーム構成メンバーおよび作業の進め方は，決算監査人の職業身分を代表するものとして実施されるからである。

図表 4-7 決算監査の枠組みにおける監査の諸原則



出所：Graumann(2009)，S. 145.

⁽³⁸⁾ 換言すれば，IDW PS は「正規の決算監査の諸原則を定式化する際の重要な源泉となる」（Marten et al. (2006), S. 383-384.）。

⁽³⁹⁾ 原語は„Prüfungshandlungen“であり，これについて英語版では“audit procedures”（監査手続）の語が当てられているが，ここでは原語にしたがい「監査行為」とした（IDW (2004a), S. 14-15.）。

第2に、決算監査人のIDW PSからの逸脱である。かかる逸脱は決算監査人の自己責任の範囲で正当な理由がある場合にのみ行われるが、そのことは監査報告書において強調されかつ詳細に理由が述べられなければならないと規定される。それは確認の付記においても記述部分において示されなければならない。決算監査人によってIDW PSが重大な理由なく遵守されなかった場合、損害賠償請求、職業上の監督の手続きまたは刑事訴訟手続きによって決算監査人に不利益をもたらすものと解釈される。

なおIDW PSを補足するものとして、IDW PHがある。IDW PHは、IDW会員に個々の監査問題に関する方向付けを与えるための専門委員会の見解である。IDW PHは上記の第28項で示された正式な手続きを経て採択されるのではないため、IDW PSと同等の拘束力を持たないが、それでもなおその使用が勧告される。

4 監査行為と監査意見

IDW PS 200は第18項から第23項において、決算監査人の監査行為に関する具体的な規定を示し、次に十分な保証（いわゆる合理的な保証）を導出し、監査の意見の保証までを規定している。ここでは各規定にしたがい、それらの内容を検討する。

(1) 監査行為の種類と範囲

本基準第18項において、決算監査人は自己の職業上の責任の範囲で、職業上の判断によって必要となる監査行為の種類と範囲を決定しなければならないと規定するとともに、同第19項において監査行為を試査によって実施するよう求めている。

その際、監査行為は通常、以下の事項を基礎に種類と範囲が決定される（20項）。

- ・ 決算監査人の企業の業務活動ならびに経済的および法律的环境に関する認識
- ・ 発生する可能性のある誤謬に対する予測
- ・ 会計報告に関する内部統制システムの有効性の判断および帳簿記帳
- ・ 年度決算書および状況報告書の記載事項に関する証拠書類

その場合、重要性の原則が強調され、それに基づいて監査意見の表明が行えるように、決算監査人によって注意深く必要な範囲が決定されなければならない（21項）。また、違反または誤謬が発見された場合で、それまでの発見事項では最終的な判断が下せない場合には、監査行為を拡大するよう規定されている（22項）。

(2) 十分な保証（合理的な保証）⁽⁴⁰⁾

本基準は、監査意見の保証について第24項から第28項にかけて規定しているが、その意義と限界に分けて整理して示されている。

まず、「決算監査は十分な保証をもって監査意見を表明するように方向づけられなければならない」と規定した上で、十分な保証は「監査意見に求められる監査証拠によって獲得されることに関係し、

⁽⁴⁰⁾ 原語は„hinreichende Sicherheit“である。Jacobによれば、経済監査士の意見の信頼性の程度に関して、決算監査に際しては「高レベルの保証」(high level of assurance)が必要とされる。それをIDWは、「十分な保証」„hinreichende Sicherheit“と定めたのである(Jacob, Hans-Joachim, a. a. O., S. 242.)。英語版では“reasonable assurance”の語が当てられているため「合理的な保証」と併記した(IDW (2004), S. 18-19.)。

したがって監査全体に関係する概念である」ことが示されている（24項）。

かかる十分な保証は、「決算監査が達成することができない絶対的な保証を意味するのではない」ことを示し、その理由は「いずれの決算監査にも内在する認識力および確認力の限界によって、適切に監査が計画され実施されたとしても、決算監査人は重要な虚偽の言明を発見できないという不可避のリスクが存在する」ことにある。したがって「誤謬が事後的に発見されたとしても、そのことが必然的に決算監査人の職業上の逸脱行為とは推論されない」との考え方を示している（25項）。

上記の決算監査に内在する認識能力の限界の要因が、第26項において次のように例示されている。

- ・ 試査による監査の実施
- ・ 会計報告システムを含む内部統制システムに内在する限界
- ・ たとえば共謀によって監査証拠が事実を反映しない状況の存在
- ・ 監査証拠は確定的ではなく説得的であるのが通常であり、決定的な証明なしに推論から結論が導かれること

また、監査意見の表明に係る十分な保証は、決算監査人の業務が職業上の判断によって決定されかつ評価されることを含んでいることに影響を受けるとの考えが示されている。それはとりわけ次の場合である。

- ・ 監査行為の種類、時期および範囲の決定に際して、監査証拠を得る場合
- ・ 年度決算書および状況報告書の作成において法定代表者によって行われた見積りの適切性の評価に関して、獲得された監査証拠に基づき結論を導く場合（27項）

(3) 決算監査人および法定代表者の責任

IDW PS 200は第29項から第31項において、決算監査人および法定代表者の責任を規定している。

まず第29項によると、決算監査人の責任は次の点が指摘される。

- ・ 監査報告書および確認の付記における監査意見
- ・ 決算監査人が監査役会の会計会議（Bilanzsitzung）において行った全ての意見

特に決算監査、とりわけ監査報告書によって企業の監督に任命された組織の機能が支援されることが指摘されている（30項）。

次に第31項によって、法定代表者の責任が説明される。まず決算監査の実施によって、企業の全体の会計報告に関する法定代表者の責任が限定されることはない。彼等は、正規の帳簿記帳ならびにそこから導き出される年度決算書および状況報告書の正規の作成に責任を負う。そのためかかる責任は、会計報告に関係する内部統制システムの設置および保持に及ぶことが規定されている。

第4節 小括—ドイツ監査基準の特質

本章は、IDWによる監査基準の各規定の検討をとおして、ドイツの決算監査の目標と一般原則の全体像を提示することを目的とし、関連する監査基準の各規定の検討をおこなった。ここまでの分析結果を示すと次のとおりである。

第1節では、ISAの国内基準への転換として開始されたIDW PSの形成過程をみた。IDW PSの形成は、単なるISAの国内基準への転換ではないことが意図されていたことを指摘した。すなわち、ドイツの法律、職業慣行、ISAおよびUS GAASの重要部分を結合する目的指向的な転換プロセスである⁽⁴¹⁾。その目標は、IDWによって確定される正規の決算監査の諸原則が、国際的な要求を満たすことを証明することにある。

第2節からIDW PS 200の具体的な規定の分析を行い、最初に決算監査の対象と範囲は商法典に含まれる法律条項から導出されるのであり、職業上の見解から生じる性格を有する監査基準は、法規定から導かれるルールであることを指摘した。

第3節では、決算監査の目標、監査報告書および確認の付記の記載事項、決算監査の対象、準拠すべき会計原則について検討を加えた。決算監査の目標は、年度決算書および状況報告書による情報の信頼性を確認し、とりわけその信憑性を高めることにある。同時に信頼性には、情報を解釈する場合に考慮されるべきものとして正規性も含まれることを指摘した。これらが決算監査の目標とされ、監査報告書および確認の付記において経済監査士が表明すべき意見が具体的な目標として設定される。その場合の目標設定を再度、監査報告書および確認の付記を区別することなく、要約して示すと次のとおりである⁽⁴²⁾。

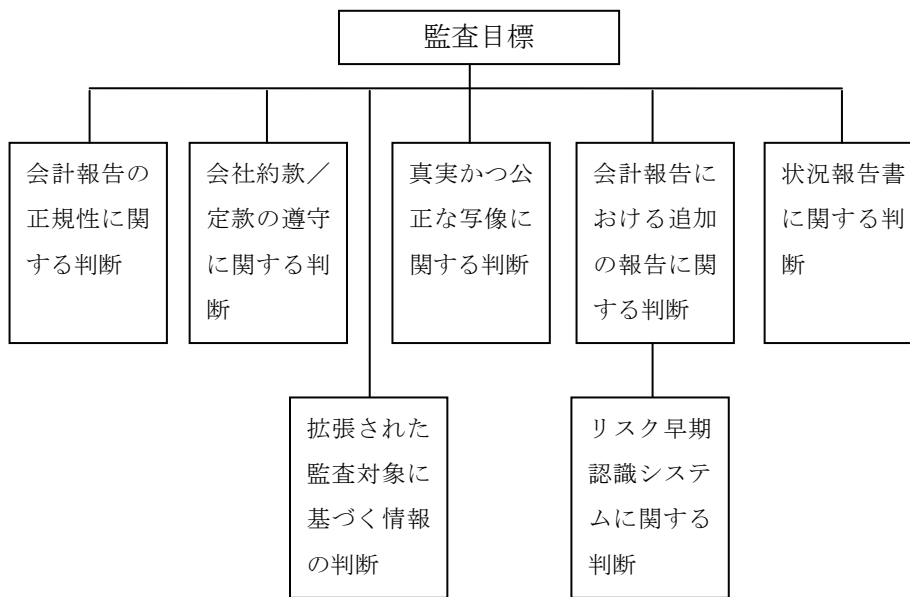
- ・ 正規の簿記の諸原則を含む会計報告に適用される法規定の遵守に関する判断
- ・ 法規定を補足する会社約款または定款の遵守に関する判断
- ・ 年度決算書が、資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達しているかに関する判断
- ・ 状況報告書が企業の状況に関する適切な観念を伝達しているかに関する判断
- ・ 将来の発展に関するリスクが適切に記述されているかに関する判断

以上のようにドイツにおいては、外部公表用の監査証明たる確認の付記により、年度決算書またはコンツェルン決算書が、会社またはコンツェルンの状態の真実かつ公正な写像を伝達していることが表明されるだけでなく、商法典によりこれ以上の監査意見を定めているのである。すなわち、監査意見 (Prüfungsaussagen) という用語で、IDW PSは、決算監査人が確認の付記または監査報告書において表明する意見を上記のように規定しているのである。このことをJacobは、アングロサクソン地域における目標設定とは対照的なドイツにおける決算監査の複合的な目標設定であると述べ、さらに概略を図で示している (図表4-8)。ここに、監査役会の監督機能を中核に置くドイツのコーポレート・ガバナンスの構造に影響を受けた、ドイツの監査報告制度の特質をみることができる。

⁽⁴¹⁾ Ebd., S.244.

⁽⁴²⁾ Jacob, Hans-Joachim, a. a. O., S. 238.

図表 4-8 複合的監査目標



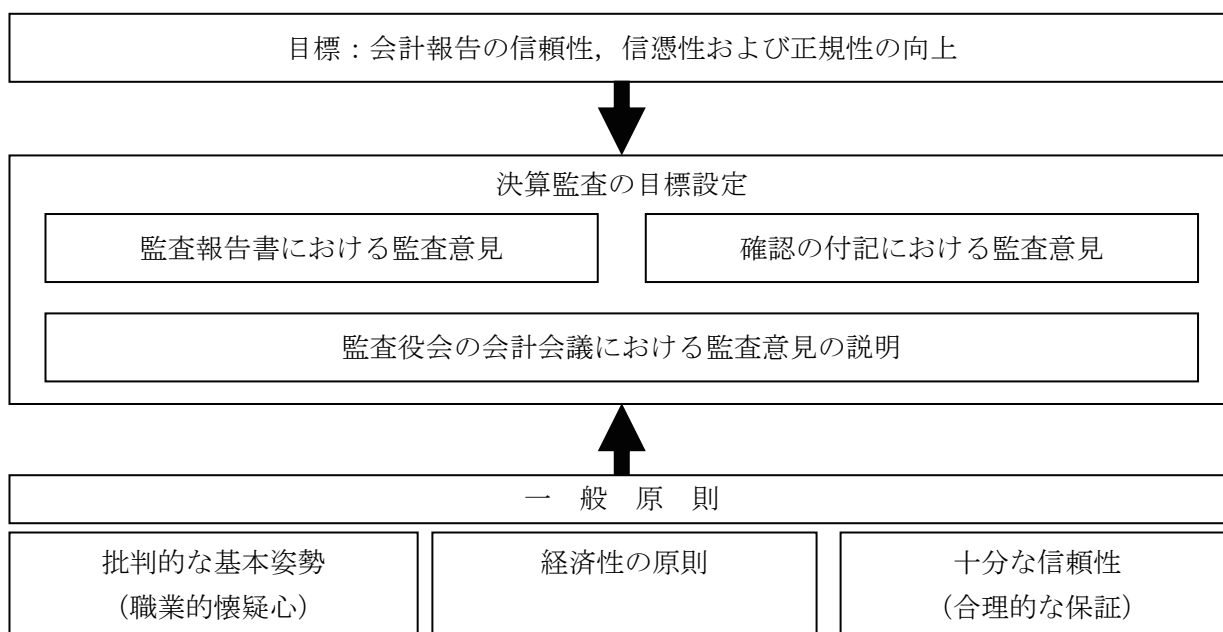
出所：Jacob(2001)，S. 238.

第4節では、批判的な基本姿勢（職業的懐疑心）、監査の実施原則および IDW PS について検討し、第5節は、監査行為の種類と範囲および十分な保証（合理的な保証）概念について検討した。監査実施に関して、批判的な基本姿勢および十分な保証概念が、基準上強調されていることを示した。これらは、基準上は明示されていないが、監査実施の中心となる一般原則と考えられる。

第6節では、決算監査人および法定代表者の責任について指摘した。特に決算監査人の責任としては、監査報告書および確認の付記における監査意見と決算監査人が監査役会の会計会議において行う意見表明がある。後者は監査報告書によって企業の監督に任命された組織の機能が支援されることが指摘されていることから、前述の決算監査の目標設定の一つと考えられる。いわば、決算監査人の監査報告書による監督機関、すなわち監査役会への支援機能とよいだらう。

ここで、本基準の規定内容に関して、決算監査の目標と一般原則をLink (2005) によって要約表示すると、図表4-9のように示すことができる。図表の上段に示された決算監査の目標を達成するために、下段に示された一般原則にしたがい決算監査が実施される。決算監査の目標が、中央に確認の付記および監査報告書上で表明されかつ監査役会で説明される監査意見として具体化され、設定されることは注目される。

図表 4-9 決算監査の目標と一般原則



出所：Link(2005), S. 94.

第5節 ドイツ監査基準の展望

最後に、その後のIDW PSを巡る状況を示した見解を提示し、本章のむすびとしたい。

EUが法定監査の信頼性を強化することを目的として、特に2006年6月に発効した「EUにおける法定監査に関する指令」⁽⁴³⁾（以下、法定監査指令と略称する。）がある。その第26条第1項は、法定監査がISAに準拠して実施されるよう規定している。Köller *et al.* (2008)によれば、このことを契機として、「ISAはもはやIDW PSに転換されるのではなく、むしろ翻訳され、特定のドイツの規定を扱う追加のパラグラフによって補完されるという方法により設定される」⁽⁴⁴⁾との見解を示している。ここにおいては、Jacobの示した構成要素から成るIDW PSの形成プロセスは強調されていないと考えられる。つまり、もはやIDW PSは完結したシステムである必要はないのである。

ただしKöller *et al.*は、ドイツにおいて法定監査指令発効後も依然として有効であり、ISAの転換には関係ないドイツ特有な基準として次の3つとその根拠を示している。

- ・ IDW PS 450 「決算監査における正規の報告の原則」⁽⁴⁵⁾：監査報告書は特に監査役会に対する内部報告として極めて重要であり、商法典第321条より導き出される監査基準である⁽⁴⁶⁾。なお、IDW PS 450は巻末の資料に収録されている。
- ・ IDW PS 340 「商法典第317条第4項に従うリスク早期認識システムの監査」：リスク早期認識シ

⁽⁴³⁾ Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council of 17 May 2006 on the statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, amending Council Directives 78/660/EEC and repealing Council Directive 84/253/EEC, OJ L 157/87 9. 6. 2006.

⁽⁴⁴⁾ Köhler *et al.* (2008), S. 122.

⁽⁴⁵⁾ Grundsätze ordnungsmäßiger Berichterstattung bei Abschlussprüfung (Stand: 09. 09. 2009) .

⁽⁴⁶⁾ Köhler *et al.* (2008), S. 123.

テムに関する監査基準であり、「リスク報告は利害関係者の意思決定に関係しており、公衆の信頼を確立するもの」⁽⁴⁷⁾として重要である。IDW PS 340は、第4章で考察の対象とする。また全訳を資料1に収録している。

- ・IDW PS 345「ドイツ・コーポレート・ガバナンス規準が決算監査に及ぼす影響」⁽⁴⁸⁾：ドイツ・コーポレート・ガバナンス規準（以下、DCGKと略）は、コーポレート・ガバナンス・システムを透明でわかり易いものとし、利害関係者のマネジメントに対する信頼を促進し、上場会社を監視することを目的としている⁽⁴⁹⁾。かかるDCGKに関する監査基準である。

いずれもIFACによるISAにはこれらに相当する基準が存在しないため、より進んだドイツの規制であるとの積極的な見解を示している。つまり、監査役会に対する内部報告手段としての監査報告書の基準、およびコーポレート・ガバナンスに関する2つの基準は重要なものとして、ここにドイツ監査基準の独自性をみることができる。同時に監査基準によるコーポレート・ガバナンスを支援する機能を確認することができる。

なお、2009年5月に施行されたドイツ「貸借対照表法現代化法（Bi1MoG）」の商法典第317条第5項において、監査の実施に際しては、前述のEUの法定監査指令第26条1項にいう国際的な監査基準を適用しなければならないと定められた。ISAの使用が法律上も導入されたのである。

以上のように、IDW PSに関するこの10年間の状況をみると、ドイツの法律規定と慣行の下にISAを転換し、US GAASを考慮したIDW PSを開発することによって、ドイツ監査基準の国際化が図られてきた。一方で、ISAが法定監査指令およびBi1MoGを通じた国内法化によって、EUへの現実的な対応がなされているのである。

⁽⁴⁷⁾ Ebd., S.123.

⁽⁴⁸⁾ Auswirkungen des Deutschen Corporate Governance Kodex auf die Abschlussprüfung (Stand: 09. 09. 2010)

⁽⁴⁹⁾ Köhler et al. (2008) , S.1 23.

<資料> IDW 監査基準 (PS) の一覧表

| 基準のグループ | | 個別の基準 | | |
|-----------|-------------|-----------|---|-------------|
| IDW PS 番号 | グループ名 | IDW PS 番号 | 基準名 | 発行日 |
| 120-199 | 品質保証 | PS 140 | 経済監査実務における品質管理の実施 | 2008年2月22日 |
| 200-249 | 監査対象および監査任務 | PS 200 | 決算監査の実施における目標と一般原則 | 2000年6月28日 |
| | | PS 201 | 決算監査に関する会計報告および監査の諸原則 | 2009年9月9日 |
| | | PS 202 | 企業により年度決算書と共に公表された追加情報に関する判断 | 2010年9月9日 |
| | | PS 203 | 決算日後の事象 | 2006年8月3日 |
| | | PS 203 新版 | 決算日後の事象 | 2010年9月9日 |
| | | PS 205 | 初度監査の枠組における開始貸借対照表価額の監査 | 2010年9月9日 |
| | | PS 208 | 協同監査 (Joint Audit) の実施 | 2010年11月24日 |
| | | PS 210 | 決算監査の枠組における不正の摘発 | 2010年9月9日 |
| | | PS 220 | 決算監査人の委任 | 2009年9月9日 |
| | | PS 230 | 決算監査における被監査企業の業務活動ならびに経済的および法的環境についての知識 | 2005年12月8日 |
| | | PS 240 | 決算監査の計画に関する諸原則 | 2010年9月9日 |
| 250-299 | 監査アプローチ | PS 250 | 決算監査における重要性 | 2010年9月9日 |
| | | PS 255 | 監査における利害関係者との関係 | 2010年11月24日 |
| | | PS 261 | 誤表示リスクの確定および評価ならびに評価された誤表示リスクに対する決算監査人の反応 | 2009年9月9日 |
| | | PS 270 | 決算監査における企業活動の継続の判断 | 2010年9月9日 |
| 300-399 | 監査実施 | PS 300 | 決算監査における監査証拠 | 2006年9月6日 |
| | | PS 301 | 棚卸資産の監査 | 2010年11月24日 |
| | | PS 302 | 第三者への確認 | 2003年7月1日 |
| | | PS 303 | 法定代表者の決算監査人への説明 | 2009年9月9日 |
| | | PS 312 | 分析的監査行為 | 2001年7月2日 |
| | | PS 314 | 会計報告における見積り価値の監査 | 2001年7月2日 |
| | | PS 314 新版 | 会計報告における見積り価値の監査 | 2009年9月9日 |
| | | PS 315 | 時間価値の監査 | 2005年12月8日 |
| | | PS 318 | 前年度に関する比較形式の報告の監査 | 2010年11月24日 |
| | | PS 320 | 他の外部監査人の業務の利用 | 2009年9月9日 |
| | | PS 321 | 内部監査と決算監査 | 2010年9月9日 |
| | | PS 322 | 専門家の仕事の利用 | 2010年11月24日 |
| | | PS 330 | 情報技術の使用の下での決算監査 | 2002年9月24日 |

| | | | | |
|---------|--------------------|--------|---|-------------|
| | | PS 331 | 会計報告をサービス会社に一部アウトソーシングしている場合の決算監査 | 2010年9月9日 |
| | | PS 340 | 商法典第317条第4項に従うリスク早期認識システムの監査 | 2000年9月11日 |
| | | PS 345 | ドイツ・コーポレート・ガバナンス規準の決算監査に与える影響 | 2010年9月9日 |
| | | PS 350 | 状況報告書の監査 | 2009年9月9日 |
| 400-499 | 監査報告書, 確認の付記および証明書 | PS 400 | 決算監査における確認の付記の正規の付与の諸原則 | 2010年11月24日 |
| | | PS 450 | 決算監査における正規の報告の諸原則 | 2009年9月9日 |
| | | PS 460 | 決算監査人の監査調書 | 2000年6月28日 |
| | | PS 470 | 決算監査人の監視機関とのコミュニケーションに関する諸原則 | 2010年9月9日 |
| 500-799 | 特定業種の決算監査 | PS 520 | 金融サービス機関の決算監査の特徴と問題領域 | 2001年7月2日 |
| | | PS 521 | 証券取引法第36条第1項第1文による有価証券サービス取引の監査 | 2009年3月6日 |
| | | PS 522 | 金融機関における契約当事者の支払不能リスクと信用取引の監査 | 2002年10月1日 |
| | | PS 525 | 決算監査における金融機関のリスク・マネジメントの監査 | 2010年6月26日 |
| | | PS 560 | 損害および災害保険会社の年度決算監査における損害引当金の監査 | 2004年12月9日 |
| | | PS 610 | エネルギー供給企業の監査 | 2006年3月1日 |
| | | PS 650 | 病院法による病院の年度決算監査の拡大された範囲について | 2009年11月27日 |
| | | PS 710 | 政党の活動報告書の監査 | 2005年5月12日 |
| | | PS 720 | 連邦および州の財政法の諸原則に関する法律 (HGrG) 第53条による決算監査の拡大に関する報告 | 2010年9月9日 |
| | | PS 721 | ラジオ放送条約 (Rundfunkstaatsvertrag) 第16d条第1項第2文による決算監査の拡大に関する報告 | 2010年3月11日 |
| | | PS 740 | 財団 (Stiftungen) の監査 | 2000年2月25日 |
| | | PS 750 | 協会の監査 | 2010年9月9日 |
| 800-999 | レビューおよびその他の報告任務 | PS 800 | 企業が支払不能に至った場合または支払不能が差し迫った場合の判断 | 2009年9月6日 |
| | | PS 821 | 持続可能性の領域における報告の正規の監査またはレビュー (prüferischer Durchsicht) の諸原則 | 2006年9月6日 |
| | | PS 830 | 不動産仲介業者および建設請負業者に関する規則 (MaBV) 第16条に従う営業法 (GewO) 第34c条第1項の意味における営業者の監査 | 2011年6月10日 |
| | | PS 850 | 情報技術の導入の際のプロジェクトに伴う監査 | 2008年9月2日 |
| | | PS 880 | ソフトウェア製品の監査 | 2010年3月11日 |
| | | PS 890 | ウェブ・トラスト監査の実施 | 2001年3月8日 |
| | | PS 900 | 決算書のレビューに関する諸原則 | 2002年10月1日 |

第4章 ドイツにおける決算監査制度—監査基準にみる決算監査の目標と一般原則—

| | | | | |
|--|--|------------|--|-------------|
| | | PS 910 | コンフォートレター (Comfort Letter) の付与の諸原則 | 2004年3月4日 |
| | | PS 910-添付物 | IDW監査基準の付録：コンフォートレターの付与の諸原則 | 2004年3月4日 |
| | | PS 951 | サービス企業にアウトソーシングされた機能に関する当該サービス企業の内部統制システムの監査 | 2010年9月9日 |
| | | PS 970 | 再生可能エネルギー法 (Erneuerbare-Energien-Gesetz) による監査 | 2011年3月11日 |
| | | PS 971 | 熱電併給システム法 (Kraft-Wärme-Kopplungsgesetz) による監査 | 2010年11月24日 |

(IDWのホームページよりダウンロードした2011年4月現在の資料に基づいている。また, Marten et al. (2003), S. 89-93. を参照している。)

第II部

ドイツ監査基準にみる監視システムの展開

第5章

監視システムの経営経済的概念—Lückの所論によせて—

第3章で、法文・理由書および評価により考察したように、株式法第91条第2項はKonTraGによるきわめて重要な規制である。そのため、監視システムの展開の考察は、本規定が起点となる。本章は、ドイツ決算監査制度における「監視システム」の経営経済的概念に関するLückの所論に一考察を試みるものである。

周知のように、EC会社法指令ならびにEU市場の形成に伴い、ドイツでは会社法関連の調和化努力と、それに続く国際的調和化に向けて、国内法の改正作業が積極的に進められている⁽¹⁾。その際の基本的な視点は、資本会社における株主などの利害関係者を保護するための経営者を監督する会社機関の権限を強化するとともに、情報開示による透明性を確保することに置かれている⁽²⁾。その一環として1998年に施行されたKonTraGがある。この法律は、株式会社制度を対象として、商法典を改正するためのものであり、株式会社の機関のコントロール能力を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの視点から監査役、取締役会、株主総会、決算監査人等の役割を改善しようとするものである⁽³⁾。

これに伴い改正された株式法第91条においては、既に第1章および第3章で述べたように、取締役は会社の存立を危うくする事態の推移を早期に発見することを保証するために適切な措置、特に「監視システム (Überwachungssystem)」を整備しなければならないことが表現されているのである。すなわち、これは会社の存続を危うくする事態を早期に発見するための、監視システムの設置を義務づけたものとみることができる⁽⁴⁾。しかし、監視システムの内容については、後述のように法文上も本条文の理由書からも明らかにされていない。

ここでは、この監視システムについてLückの所論にしたがいながら、経営経済的視点に基づくその概念形態を明らかにし、つぎに彼の所論の意義付けをなすことを通じて、ドイツ決算監査制度における監視システムの機能構造とその問題点を明らかにする

第1節 問題設定—監視システムの導出

Lückは、問題設定として各監視システムを提示することから始めている。その際、彼は該当する法律の本文およびその理由書の記述を示した上で、監視システムの全体像の提示を試みているのである。本章では、監視システムがどのように導き出されるのか、Lückの問題設定にしたがいながら考察を進

(1) 加藤・遠藤 (1998), 130 頁。森川 (1998a), 1-23 頁。

(2) 加藤・遠藤 (1998), 130 頁。

(3) 加藤・遠藤 (1998), 132 頁。

(4) これに関して、加藤は「取締役会の注意義務および責任として、会社の存立を危うくする発展を早期に発見するための適切な措置として、インターナル・コントロール・システム (リスクの制御および早期発見) の整備およびこの適切な措置を遵守するために監督システム (内部監査部門) の設置が明記された (株式法第91条)」と述べている (加藤 (1998c) 12 頁)。

める。

まず、株式法第91条は、つぎのとおり改正された。表題には「組織；帳簿記帳」と明記され、これまでの本文は第1項となり、以下の第2項が付け加えられた。再度ここで提示しよう。すなわち、

「(2) 取締役 (Vorstand) は有効な措置をとらなければならない。とりわけ、監視システムを設置しなければならない。その目的は、会社の存続を危うくする事態の推移を認識するためにある。」⁽⁵⁾

また、同条第2項に関する理由書においてはつぎのように記述されている。すなわち、

「適切なリスク・マネジメント⁽⁶⁾と適切な内部監査 (Interne Revision) に配慮するという取締役の義務は、明確にされるべきである。」⁽⁷⁾さらに、

「会社の存続を危うくする事態の推移には、特につぎのものが含まれる。リスクを伴う取引、会計報告上の虚偽、会社またはコンツェルンの財政状態、財務状態および収益状態に著しく影響を及ぼす法律規定違反である。当該事態の推移が早期に、つまり会社の存続を確保する措置を講ずる余地がまだある時点で認識されるように、内部監視措置が整備されるべきである。」⁽⁸⁾

さらに、KonTraGの一般理由書はつぎのように表現している。

「ドイツの株式法には、多様な統制システムがある。監視は複数のレベルで行われる。決定的なことは、第一に、取締役が(内部監査、コントローリング (Controlling) といった) 企業の統制を整備することにある。」⁽⁹⁾

Lückはこれらを踏まえたうえでつぎのように述べている。すなわち、「株式法第91条第2項の表現およびこの規定に関する理由書、ならびにKonTraGに関する一般的な理由書から、立法者が以下に掲げる手段を要求することが明らかになる。

- (1) リスク・マネジメント・システム
- (2) 監視システム (内部監査を含む)
- (3) コントローリング
- (4) 早期警告システム (Frühwarnsystem) 」⁽¹⁰⁾と。

だが、Lückはさらにつぎのように述べる。すなわち、「必要とされる諸要素が、いかに具体的に形成されねばならないか、この点について本法の文言も本法の理由書からも、なんら説明が与えられていないのである。そのため、経営経済的観点を考慮し、リスク・マネジメント・システム、内部監視システム (internes Überwachungssystem) 、コントローリング、および早期警告システムに関する必要条件が表現されなければならないのである。」⁽¹¹⁾と。つまり、会社の存続を危うくする事態の推移に備えるために、取締役は有効な措置を講ずるよう明確な義務付けがなされたことがまずここで確認される。すなわち、取締役によるリスク・マネジメント・システムと監視システムの設置である。

⁽⁵⁾ Lück, Wolfgang., Betriebswirtschaftliche Aspekte der Einrichtung eines Überwachungssystems und eines Risikomanagementsystems, S. 141.

⁽⁶⁾ 本章での太字はLückが付したものであり、本稿もそれに従っている。

⁽⁷⁾ Lück, W., a. a. O., S. 141.

⁽⁸⁾ Ebd., S.141.

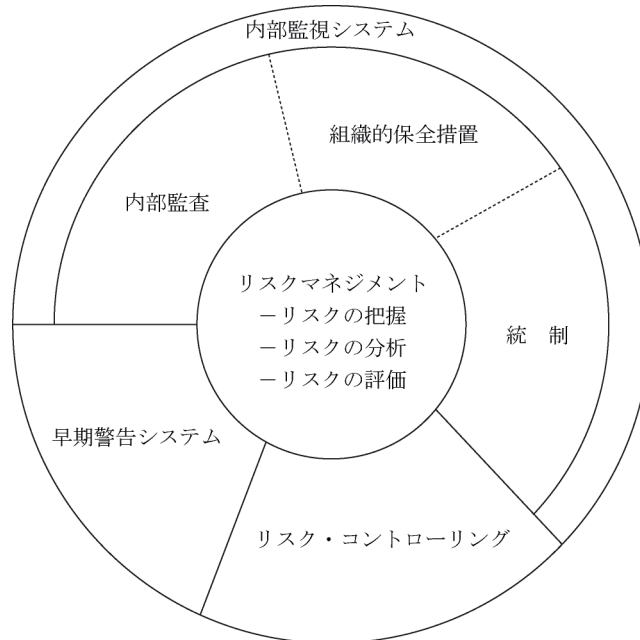
⁽⁹⁾ Ebd., S.142.

⁽¹⁰⁾ Ebd., S.141.

⁽¹¹⁾ Ebd., S.142.

これを受け、Lückは監視システムとして内部監査を含んだ内部監視システム、コントロールリングおよび早期警告システムの設置が、立法者の意図する取締役の義務の具体化であるとみるのである。Lückはリスク・マネジメント・システムと監視システムの関係をつぎの体系図で示している（図表5-1）。

図表5-1 リスク・マネジメント・システムと監視システム



出所：Lück(1999), S. 142.

以下では、このLückの体系図にしたがい各概念の検討を進めることにしよう。

第2節 リスク・マネジメント・システム設置の必要性

Lückの所説は各監視システムの整備の前に、取締役会によるリスク・マネジメント・システム設置の必要性から始められている。まず彼はつぎのように述べている。「企業経営者はリスクを常に管理可能でかつ計算可能にしておくという責任を負っているのであり、リスクは、検出され、かつ制御されなければならないのである。できるだけ広範囲なリスクの検出と制御は、効率的なリスク・マネジメント・システムを通じてこそ保証されるのである」⁽¹²⁾。ここから、企業経営者のリスクを制御する義務とリスク・マネジメント・システムの必要性が導き出されるのである。ここで企業経営者とは、株式会社においては取締役会員、有限会社においては業務執行者である。その法的根拠をLückはつぎのように述べている。

「企業経営者は、財産を保全し、かつ危険から企業を守るという義務を負っている。この義務は、取締役会員の、ないしは業務執行者の注意義務から導かれるのである。株式法第93条第1項第1文によれば、取締役会員は、業務執行にあたり規律正しく良心に従った業務管理者たる注意を払わなければ

⁽¹²⁾ Ebd., S.143.

ならない。有限会社法第43条第1項によれば、業務執行者は会社の業務にあたり、規律正しい事業家の注意を払わなければならない⁽¹³⁾と。

このように取締役はリスク・マネジメント・システムを設置し、各取締役および業務執行者はリスクを制御しなければならないことが明らかになるのである。なお、以下ではLückにしたがい取締役および業務執行者を企業経営者と呼ぶ。

本節では、最初にリスク概念を考察した上で、このリスク・マネジメント・システムによるリスク制御の諸方法をLückにしたがい検討する。

1 リスク概念の明確化

Lückによれば、リスクとは「企業者の活動の実際の結果が、期待された結果と相違する可能性」⁽¹⁴⁾である。彼によれば、このリスクの概念は、「純粋なリスク (reines Risiko)」の概念と、「投機的なリスク (spekulatives Risiko)」の概念とに分けることができる。まず、純粋なリスクとは、ある事象が生じた際の損害の危険を含むものであり、ここで、ある事象とは、たとえば火災や暴風のような企業の財産を直接減少させるものである⁽¹⁵⁾。一方、投機的なリスクとは、純粋なリスクとは対照的に、次のような不確実な事象を包含するものである。すなわち、たとえば価格または需要の変動、ならびに市況の変化といった、企業者の行動を通じて財産の減少または増加という結果が現れるものである⁽¹⁶⁾。

Lückはこの投機的なリスクに関して、財産の減少をもたらす不確実な諸事象、つまり「事態の推移が計画されたそれよりも一層悪化する結果となること」⁽¹⁷⁾を、より狭義の意味でのリスクと位置付ける。さらに、この狭義の意味でのリスク概念に、財産の増加をもたらす不確実な諸事象、つまり「事態の推移が計画されたそれよりも一層有利な結果にいたること」⁽¹⁸⁾を含めた概念を、より広義の意味でのリスクまたはチャンスとして位置付けているのである⁽¹⁹⁾。なお、Lückは投機的なリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、経営リスクおよび法律リスクに分類している⁽²⁰⁾。

⁽¹³⁾ Ebd., S.143. §43 Abs.1 S. 1 GmbHG., Ebd., S.398.

⁽¹⁴⁾ Lück, W., a. a.O., S. 144.

⁽¹⁵⁾ Ebd., S.144.

⁽¹⁶⁾ Ebd., S.144.

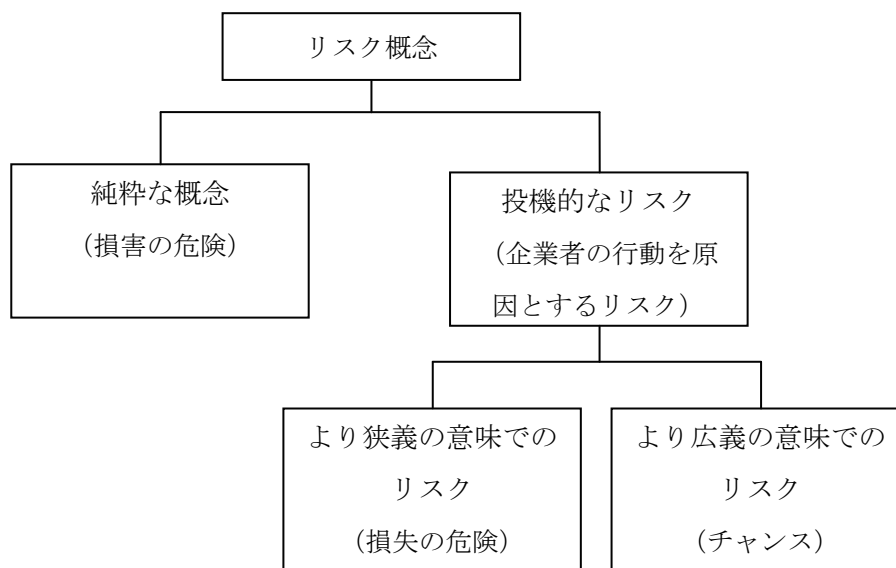
⁽¹⁷⁾ Ebd., S.144-145.

⁽¹⁸⁾ Ebd., S.144-145.

⁽¹⁹⁾ Ebd., S.144-145.

⁽²⁰⁾ Lück はこれらに対する個別のリスク・マネジメントについては示しておらず、内容の概説にとどめている (Ebd., S.145.)。

図表5-2 リスク概念の体系



出所：Lück(1999), S. 145.

2 リスク・マネジメント・システムの必要条件

次に企業経営者のリスクに対する取り組みが具体化される。前述のように企業経営者はリスクを制御しなければならないのであるが、このリスクの制御には、リスクを把握し、分析しかつ評価することが前提となる。Lückはリスク制御の前提となるリスクの把握、分析および評価を3つの段階として捉えている。この段階的措置をLückにしたがい概観する。

第1段階 リスクの把握：この措置は「企業に対する全ての危険の源泉、不利益の原因、および攪乱の要因を可能な限り完全に識別することである。」⁽²¹⁾

第2段階 リスク分析：この措置は「どれが重点的なリスクと分類できるのか、場合によってはどのリスクが無視し得るのか、これらに順序をつける手続きである。」⁽²²⁾

第3段階 リスク評価：この措置は「個々のリスクの程度を確定することである。」⁽²³⁾ Lückによればリスクの量を確定するとは、リスクを「数量の次元 (Quantitätsdimension)」と「強度の次元 (Intensitätsdimension)」とに分割することである。まず数量の次元とは「発生のおそれのある財産の損失の程度を定義するものである」⁽²⁴⁾。一方強度の次元とは「財産の損失の発生の蓋然性」⁽²⁵⁾

⁽²¹⁾ Ebd., S.146.

⁽²²⁾ Ebd., S.146-147.

⁽²³⁾ Ebd., S.148.

⁽²⁴⁾ Lückによれば、損害の程度は「人的損害、物的損害および収益の減少といった損害の種類」と、「自己の損害または他者の損害といった潜在的な被害者」に依存して決定されることになる。Lückは、損害の大きさに関するリスク尺度を次のように区分している。「人的損害は（自己の損害として）生計に必要な金額の大きさと評価される。あるいは（他者の損害として）損害賠償金および慰謝料の大きさと評価される。次に、物的損害の大きさは（自己の損害の場合には）再調達価値に従い測定し、あるいはまた（他者の損害の場合には）時価に従い測定する。また、収益に関する損害は、収益が減少する程度であり、自己の損害の場合にも、他者の損害の場合にも発生する。」と（Ebd., S.148-149.）。

⁽²⁵⁾ Ebd., S.149.

を意味する。つまり、発生の可能性のある将来の事態の推移に関して、その発生の確率が見積もらなければならないのである。したがって、リスクの評価とは損害額を予測することであり、数量の次元と強度の次元とで数量化することにより、各リスクを比較可能にするところに目的がある⁽²⁶⁾。

3 企業経営者によるリスクの制御

さて、把握、分析および評価されたリスクに企業経営者はどのように対処するのが次に問題となる。Lückは「企業経営者はリスクを回避、または少なくとも縮小しなければならない⁽²⁷⁾」と述べた上で、その制御方法を次のように示すのである。すなわち「企業経営者は、識別され、分析され、かつ評価されたリスクの制御のために、リスクの回避措置、リスク削減措置、リスク転嫁措置およびリスク補償措置を講ずることができる⁽²⁸⁾」と。ここでは、これらの措置について要約的に示すことにしたい。

まず、リスク回避措置とはリスクを伴う業務を停止することである。たとえば、高額の賠償義務を伴う製品の製造を中止することにより達成できるのである⁽²⁹⁾。

次に、リスク削減措置とは発生のおそれのあるリスクを予測しておき、予防策を講じようとするものである。そのため、企業経営者はリスクの取り扱いに関する企業に統一的な指針を設ける必要がある。Lückによれば、この指針は「どのようなリスクを受容できるのか、最大限どの程度まで受容できるのか、およびどのようにリスクは処理されるかについて整理しておく⁽³⁰⁾」ものである。

さらに、リスク転嫁措置とは、リスクを他企業に移転する措置である。Lückはこの措置の代表的な例として保険をあげている。すなわち、保険は財産の保有状況、損害発生の可能性および損害額を考慮した上で保険料を支払うことにより、リスクの制御を可能にする柔軟な措置と位置付けられるのである⁽³¹⁾。

最後に、リスク補償措置とは企業が自らリスクを引き受けることを意味している。この措置の例として、Lückはまず、既存の取引のリスクをヘッジするために新たな取引を締結することを示している⁽³²⁾。さらにLückは、「企業は新たな安全策を取ることにし、意識的にリスクを引き受けることにより、

(26) なお、Lückは「リスク・マネジメント・システムの3つの措置が文書化されなければならない」と述べていることには注目すべきである。彼は、文書化の機能として、責任報告機能、安全機能および監査可能性機能をあげている。さらに文書化の目的は、専門知識を有する第三者がリスクマネジメントシステムの効率を理解しかつ評価するためであるとしている（Ebd., S.149-150.）。

(27) Ebd., S.143.

(28) Ebd., S.150.

(29) この場合にLückは「リスク回避に際しては、よいチャンスもまた同時に排除されてしまう」のであり、さらに「リスク回避は、（たとえば、成長目標、利益目標および売上目標といった）企業の他の諸目標よりも安全目標を優先する」と述べている（Ebd., S.150-151.）。

(30) Lückは他のリスク縮小措置として、たとえば、警報装置、自動消化装置等の予防措置をあげている（Ebd., S.151.）。

(31) Ebd., S.152.

(32) この例としてLückはデリバティブを示し、次のように述べている。「デリバティブは、既存の取引を防御するものである。だが、デリバティブは、一般に契約締結時には、全く資金が必要ないか、またはわずかな保証金が必要とされるにすぎない。だが、（株式、外国為替相場、利子率、指数等の）根底にある基礎的価値の発生に依存して、一定期間経過後には、高額の、一部では無期限の支払い義務が生じる可能性があるのである。」と（Ebd., S.152.）。

自らリスクを負担する」⁽³³⁾ことも補償措置に含めている。すなわち、企業内でチャンスに転じた取引と相殺されることにより、リスクは補償されたとみるのである。

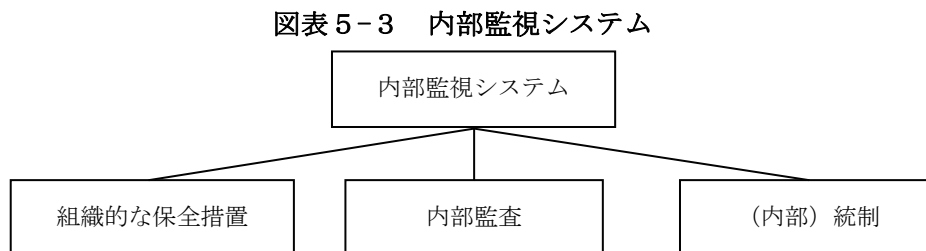
第3節 内部監視システム

さて、ここからリスク・マネジメントによるリスクの制御を現実に機能させるために設置される監視システムの各構成要素をみていくことにする。

監視システムの整備に関して、まず最初に内部監視システムがある。これは、企業内の諸過程の具体的な制御方法である。この点に関してLückは次のように述べている。内部監視システムは「状況または事象が、特定の基準に合致していたかどうか、あるいは基準どおりに実行されたかどうかを通じて検証されるプロセス」⁽³⁴⁾である。すなわち、内部監視システムには、経営上のプロセスの信頼性を保証するという任務があるのである。そこで、Lückは内部監視システムをつぎの機能から構成されているとする。

- ・組織的保全措置 (Organisatorische Sicherungsmaßnahmen)
- ・内部統制 (Interne Kontrollen)
- ・内部検査 (Interne Prüfungen) , とりわけ内部監査 (Interne Revision)

これをLückにしたがい図示すれば以下のようなになる (図表5-3)。



出所：Lück(1999), S. 153.

本章ではLückの示した内部監視システムの構成要素を、組織的な保全措置、内部統制、内部監査の順に考察する。

1 組織的保全措置による監視

Lückは、企業内の諸過程の監視が「日常的で自動的な機構により実施される⁽³⁵⁾」仕組みを「組織的な保全措置として行われる監視措置」⁽³⁶⁾と呼ぶ。この監視の目的は「誤謬を防ぎ、決められた安全を保証すること」⁽³⁷⁾にあるとする。さらに彼によれば、組織的な保全措置は企業の構成組織

⁽³³⁾ Ebd., S.152.

⁽³⁴⁾ Ebd., S.153.

⁽³⁵⁾ Ebd., S.154.

⁽³⁶⁾ Ebd., S.154.

⁽³⁷⁾ Ebd., S.154.

(Aufbauorganisation)でも、過程組織(Ablauforganisation)でも行われるのである。より具体的に彼は、職能分離の原則、情報処理による組織的保全措置、課業指導による組織的保全措置の原則および社内証憑書類制度による組織的保全措置の原則を挙げている⁽³⁸⁾。以下では、要約的ではあるが、Lückにしたがいこれらを考察する。

まず、「職能分離の原則」は、「一人の従業員が特定の取引の全段階を、他の従業員を当該取引に関与させることなく、単独で実行することを禁ずる原則である」⁽³⁹⁾。たとえば、現金の管理と現金出納帳の記入、在庫品の管理と商品有高帳の記入および仕入帳の記入と出金処理がある。これらの各領域はそれぞれ分離して担当されることにより、不正または誤謬を組織的に防止できるのである。

次に「情報処理による組織的保全措置」とは、現在、企業取引のほとんどが電子的に情報処理されることにより要請される。Lückは、取引の情報処理の際に主要な財産項目が捉えられるために、組織的保全措置の重要性を強調する。彼は、情報処理上の組織的保全措置の例として、たとえば、データベースへのアクセスの制限、情報処理に関する内部牽制の確立、システムの開発・維持に関する諸規則の整備等を示している⁽⁴⁰⁾。

「課業指導による組織的保全措置の原則」とは、従業員に対し課業との関係付けを指導し、必要であれば、課業実施のための諸規則の作成を含むものである。Lückは「課業指導は、大量に生じる企業内の諸事象が均一に処理されるのを確保する⁽⁴¹⁾」ために重要な措置であることを示している。課業指導の例として、彼は、組織内部の権限と責任の配分(組織計画)、支払いに関する規定および投資に関する規定の整備をあげている。

最後に、「社内証憑書類制度による組織的保全措置の原則」とは「同種の取引を等しく処理し、企業内の会計計算制度にデータを完全に捕捉させる」ために、証憑書類の制度を社内に整備することである。ここには、証憑書類作成のための諸規則の作成、証憑書類が流れる体制、および証憑書類の保管場所の保全が含まれる⁽⁴²⁾。

2 (内部) 統制による監視

Lückは、内部監視システムにおける「統制(Kontrollen)」を特に「内部統制(Interne Kontrollen)」と呼ぶ。ここでは、次章で考察するいわゆる内部統制と区別するため「(内部) 統制」と表記する。そこで、Lückは(内部) 統制による監視を「プロセスに組み込まれた監視(prozessabhängige Überwachung)」⁽⁴³⁾として位置付けている。「プロセスに組み込まれた」とは、企業内の各作業過程において統制のための担当者が配置されており、各担当者はプロセスの成果と監視の結果について責任を持つことを意味している。これに、従った監視措置として、勘定による照合、在庫品の計算と引渡商品の発送書類との比較、

⁽³⁸⁾ Ebd., S.154.

⁽³⁹⁾ Ebd., S.154.

⁽⁴⁰⁾ Ebd., S.154-155.

⁽⁴¹⁾ Ebd., S.155.

⁽⁴²⁾ Ebd., S.155.

⁽⁴³⁾ Ebd., S.155.

帳簿上の棚卸資産価額と実地棚卸によって把握された棚卸資産価額との調整が示されている⁽⁴⁴⁾。Lückによれば、プロセスの各統制担当者により実施された監視措置は「マニュアルに基づく規範と実際との比較 (manuelle Soll/Ist-Vergleiche)」⁽⁴⁵⁾であり、企業の諸過程に事前的にこのような統制が統合されることにより、誤謬が発生する確率を減少させることができるのである。

3 内部監査による監視

Lückによれば、内部監査は組織内部の活動を監視するものである。彼はこれを「プロセスに組み込まれない企業内部の仕組み (prozeßunabhängige Überwachung)」⁽⁴⁶⁾と位置付けている。

「プロセスに依拠しない」とは、内部監査は企業内部の担当者による内部監視措置の実施が前提であるが、前述の(内部)統制とは異なり、企業内の諸過程の成果と監視には関与しないことを意味している。企業内の各プロセスを監査対象にするが、そこからは独立した監視措置を行うのである。内部監査の任務は企業経営者に対して、信頼できる検査結果を提供することにあるのである。Lückは内部監査の適用領域として、財務および会計領域の監査(財務監査)、組織的領域の監査(業務監査)、経營業務領域の監査(経営監査)を示し、さらには改善提案による助言、専門的判断および提示(内部コンサルティング)に及ぶことを示している。内部監査担当者が各領域において企業経営者に信頼できる情報を提供しその監視任務を果たすためには、内部監視プロセスに対する客観性と独立性の保持、内部監査担当者の専門的知識、および内部監査業務の質といった高い要求事項が課されることを指摘している⁽⁴⁷⁾。

第4節 コントローリング

企業の諸過程を監視するためには、内部監視システムの他にコントローリング(Controlling)がある。Lückによれば、コントローリングとは「情報提供、計画設定、統制および制御による目標指向的な調整 (zielorientierte Koordination)」⁽⁴⁸⁾である。前述の内部監視システムは、企業経営者が監視任務を履行するのに用いる必要な手段として位置付けられるのであるが、ここでいうコントローリングとは、企業を環境変化に適合させるために、情報提供により計画設定、統制および制御を目標指向的に調整する仕組みをいうのである。すなわち、Lückはコントローリング機能もまた監視システムの一つであるとみるのであり、内部監視システムとコントローリングは監視システムではあるが、両者は区別されなければならないというのである。Lückは、情報提供、計画設定、統制および制御を

⁽⁴⁴⁾ Ebd., S.156.

⁽⁴⁵⁾ これに対して、Lückは統制が自動化されうることを次のように示している。「統制は技術的な支援により、とりわけ情報処理によって自動化される。情報処理の使用に際しての監視措置はとりわけ、ソフトウェアによるプログラム化された管理となる。ソフトウェアを組み込んだ簿記は、通常は統制手続きの順序をすでに標準的な形式で含んでいるのである。」と (Ebd., S.156.)。

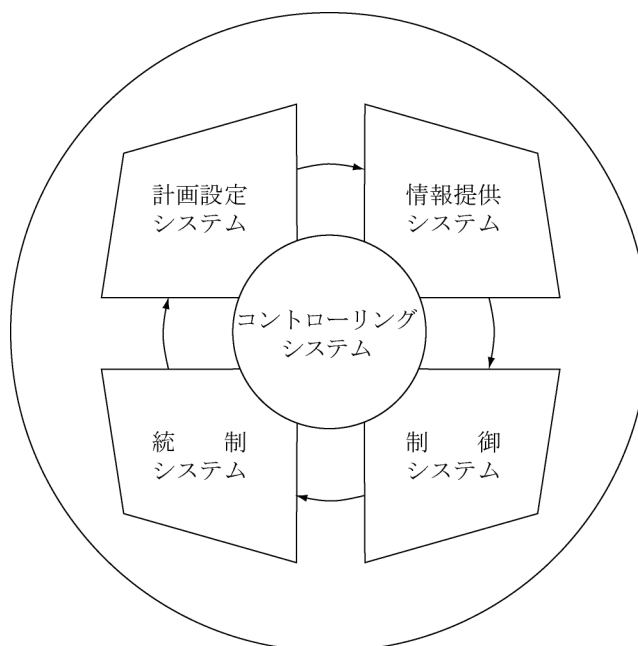
⁽⁴⁶⁾ Ebd., S.156.

⁽⁴⁷⁾ Ebd., S.157-158.

⁽⁴⁸⁾ Ebd., S.158. なお、コントローリングについては、Horváth, P (1993), S.322-327 も参照した。

含んだコントローリングを以下の図で示している（いわゆる、諸活動の四角形⁽⁴⁹⁾）（図表5-4）。

図表 5-4 コントローリングの構成要素



出所：Lück(1999), S. 159.

ここでは、Lückにしたがいコントローリングの構成要素を概観する。

1 コントローリングによる計画設定、統制、制御および情報提供

まず、計画設定とは「目標のため、諸変数の値をあらかじめ定め、活動計画の立案を行う、秩序付けられた経常的な情報処理プロセス」である。一方、統制とは「計画設定で取り扱われた目的の達成を図るための経営管理職能であって、計画値と比較値との差異を把握・分析するための、秩序づけられた、経常的な情報処理プロセス」である⁽⁵⁰⁾。さらに、制御とは「あらかじめ決定された基準（たとえば予定価額）と生起した事態（実際価額）との間の相違が認識された場合に、是正措置を提案すること」⁽⁵¹⁾である。図表5-4にみられるように、計画設定、統制および制御は相互に密接に結合されているのである。しかし、Lückは計画設定、統制および制御が環境に適合した調整機能を果たすためにはその前提として「ニーズに即し、かつ目的に従ったマネジメントによる情報提供が必要であり、必要な情報量の把握、情報の入手および経営上必要な全情報の選別と供給を行うことが可能な情報システムの構築」⁽⁵²⁾が不可欠であると述べている。すなわち、計画設定、統制および制御は情報提供によ

(49) Lück(1999), S.159.

(50) Lück は、計画設定および統制の明確な定義づけを行っていない。そこで、これらの定義は F. X. ベア, E. ディヒテル, M. シュバイツァー, 小林哲夫, 森 昭夫編著『一般経営経済学』第 2 巻「管理」(Führung) 7 頁に従った。

(51) Lück, W., a. a. O., S.161.

(52) Ebd., S.158.

り企業目標の達成への志向を強めるのである。

2 業務上のコントローリングと戦略上のコントローリング

さて、Lückはコントローリングを「業務上のコントローリング (operatives Controlling)」と「戦略上のコントローリング (strategisches Controlling)」とに分けることができると述べている⁽⁵³⁾。そこで、各コントローリングの目的と特徴をLückにしたがい検討する。ここでの目的は情報提供、計画設定、統制および制御の概念をより鮮明にすることにある。

Lückは、業務上のコントローリングを、「短期・中期的で業績指向的な企業の制御である」⁽⁵⁴⁾と位置付けている。彼によれば、業務上のコントローリングは「費用と収益ならびに原価と給付といった会計計算による数量的な大きさを機能する」⁽⁵⁵⁾ことを特徴とする。すなわち、まず給付製造プロセスに関する数量的なデータが業務情報として提供される。この業務情報は、特に原価計算、財務計算、および投資計算によって生み出されるのである。これにしたがい経営上の各構成単位に関する具体的な計画が詳細に設定される。つぎに、取引による業績(実際価額)と予め決められた業績(予定価額)との比較が行われる。したがって、ここでの統制活動は「業績指向的統制 (ergebnisorientierte Kontrollen)」⁽⁵⁶⁾となる。業績指向的統制によって、とりわけ業績が相違した理由が分析され、制御のための措置がとられなければならないのである。このように、業務上のコントローリングの目標は「企業の利益獲得能力が枯渇しないよう守ること」⁽⁵⁷⁾にある。

一方、戦略上のコントローリングは、「企業の長期的な利益獲得能力の創造と維持」⁽⁵⁸⁾を目標とする。したがって、ここで提供される情報は「チャンスとリスクならびに企業の強みと弱みを捕捉する最も重要な情報」⁽⁵⁹⁾である。ここで、Lückは戦略情報の提供は後述の早期警告システムの支援を受けて生み出されることを指摘していることは注目される。戦略情報の提供により戦略計画の設定が行われるのであるが、それは通常5年を超える長期にわたる企業の目標範囲と行動範囲を限定するものである。戦略計画設定の対象は「企業の戦略上の成功可能性の識別」⁽⁶⁰⁾となる。すなわち、Lückによれば、戦略上の計画設定は業務上の計画設定とは異なり「環境の中で発生したものを取り込む⁽⁶¹⁾」ことを特徴にするのである。さらに、戦略上のコントローリングにおける統制活動は「行動指向的統制 (verfahrenorientierte Kontrollen)」⁽⁶²⁾である。彼によれば、この行動指向的統制は、戦略上のコントローリングにおいて、計画設定にあたり企業全体の諸活動を統制し、常に企業環境に関する情報を把握し、または予測されない環境の変化に対して当初の計画とは異なる方向へ企業を導く措置を

⁽⁵³⁾ Ebd., S.162.

⁽⁵⁴⁾ Ebd., S.162.

⁽⁵⁵⁾ Ebd., S.162.

⁽⁵⁶⁾ Ebd., S.160.

⁽⁵⁷⁾ Ebd., S.162.

⁽⁵⁸⁾ Ebd., S.162.

⁽⁵⁹⁾ Ebd., S.159.

⁽⁶⁰⁾ Ebd., S.160.

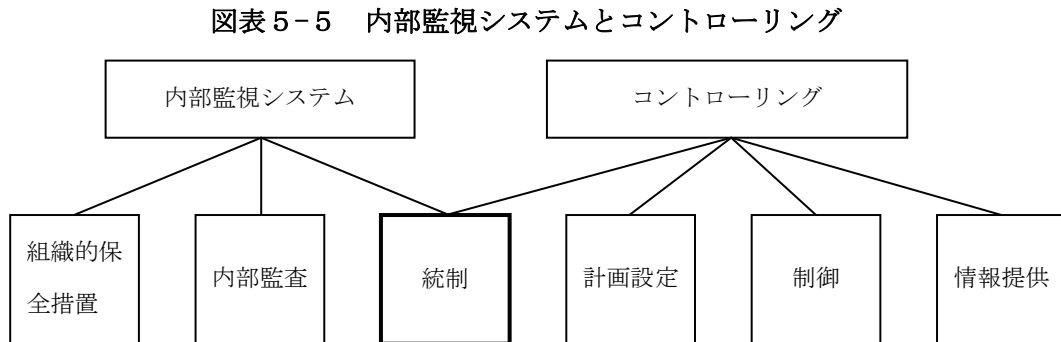
⁽⁶¹⁾ Ebd., S.162.

⁽⁶²⁾ Ebd., S.160.

含んでいる⁽⁶³⁾。以上のように企業の長期的な存続能力は戦略上のコントローリングにより達成されるのである。

3 内部監視システムとコントローリング

ここまでの考察をまとめるために、Lückが示した内部監視システムとコントローリングの関係図をみておきたい（図表5-5）。



出所：Lück (1999), S. 161.

この図にみられるように、前掲の内部監視システムの図表5-3が左に再度掲載され、かつ図表5-4におけるコントローリングとその構成要素が書き改められ上図の右のように示されていることがわかる。さらに注目すべきことは内部監視システムとコントローリングが「統制」により結合されていることである。Lückはこれに関して次のように述べている。「統制は企業のコントローリングおよび内部監視システムの確固たる一構成要素である」⁽⁶⁴⁾と。さらに続けて「コントローリングは統制と同等に扱われてはならない。この点で、コントローリングは統制をはるかに凌駕するものなのである。つまり、統制は計画設定、情報供給および制御と並んで、コントローリングシステムの一要素にすぎないのである⁽⁶⁵⁾」と。すなわちLückによれば、統制とコントローリングとを概念的に明確に区別し、それによって、統制を手掛かりにして内部監視システムとコントローリングの関係を示すことができると考えられるのである。

⁽⁶³⁾ Ebd., S.160.

⁽⁶⁴⁾ Ebd., S.161.

⁽⁶⁵⁾ Ebd., S.161.

第5節 早期警告システム

これまで、Lückにしたがい内部監視システムとコントローリングを検討してきたが、最後に早期警告システムを考察する。その導出にあたり、Lückはつぎのように述べている。すなわち、

- 「・企業を取り巻く諸状況は一層急激に変化している。したがって、企業は絶えず変化する諸状況への順応性を高めるよう強いられているのである。
- ・会計から得られるデータはもはや企業のプロセスを制御するには適していない。これらのデータは、過去に関するものであり計画策定に役立つにすぎないのである」⁽⁶⁶⁾と。

つまり、Lückは、内部監視システムとコントローリングによる企業の諸過程と環境変化に対する監視の限界をここでみているのである。

そこで、この限界を克服するために早期警告システムの設置が検討されなければならないのである。ここで、早期警告システムとは、「リスクの防御のために企業が採る対応策が、まだ実施可能であるほど早期に、企業のリスクを発見するという手段である」⁽⁶⁷⁾。Lückはこの早期警告システムにおける早期警告の概念を「潜在的な企業の危機を予告するような、かすかな信号の構想 (Das Konzept der schwachen Signale)」⁽⁶⁸⁾と呼んでいる。この「かすかな信号」とは、「企業にとって不利な情報であり、しかもその構造が不鮮明な情報」⁽⁶⁹⁾である。Lückは、これまで「企業の発展の断続は突如として生じたのではなく、むしろ当初はかすかな信号となって生じていた経緯がある」⁽⁷⁰⁾という。したがって、企業の発展の断続を招くこの「かすかな信号」を早期に発見し解釈を加え、かつ対抗措置を早期に着手可能にするためには早期警告システムの設置が不可欠なのである。

そこで、ここでは早期警告システムの構築、リスクの予防措置方法および企業に対して有する意義を考察する。

1 早期警告システムの構築

Lückによれば、早期警告システムはつぎの4つの段階から構成される⁽⁷¹⁾。

第1段階：観察領域の確定

第2段階：早期警告指標の決定

第3段階：早期警告指標に関する目標値と許容限度

第4段階：情報経路の確定

これらの関係を、Lückは早期警告システムの構成として次の図表5-6を示している。

⁽⁶⁶⁾ Ebd., S.162.

⁽⁶⁷⁾ Ebd., S.162.

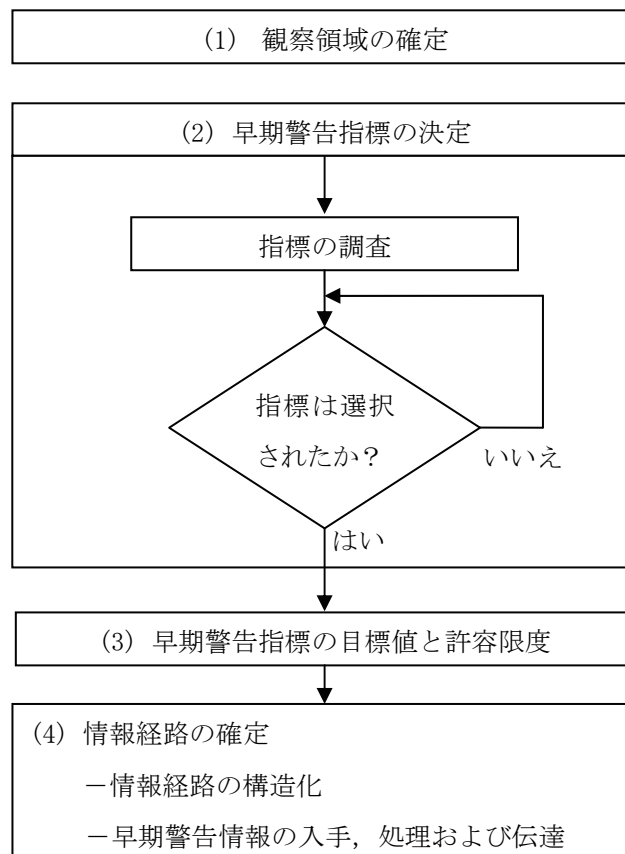
⁽⁶⁸⁾ Ebd., S.163.

⁽⁶⁹⁾ Ebd., S.163.

⁽⁷⁰⁾ Ebd., S.163.

⁽⁷¹⁾ Ebd., S.164-167.

図表 5-6 早期警告システムの構成



出所：Lück(1999), S. 164.

ここでは、各段階にしたがって早期警告システムの構築を中心にみていく。

第1段階：観察領域の確定

早期警告システム構築のための出発点は、企業にリスク（またはチャンス）をもたらす企業内部、外部の諸領域を決定することにある。これらの領域をLückは「観察領域」⁽⁷²⁾と呼ぶ。彼は企業内部の観察領域として、調達、製造、販売、物流等の領域、さらに企業外部の観察領域として、経済環境、政治的環境、社会的環境、自然環境、企業の調達市場と販売市場をあげている⁽⁷³⁾。

第2段階：早期警告指標の決定

第2段階においては、各観察領域に対応する「早期警告指標（Frühwarnindikator）」⁽⁷⁴⁾が決定されなければならない。この早期警告指標は、各領域における危険を感知させるものである。すなわち、早期警告指標は、たとえば受注状況、利子および調達価格の変動または製品の環境への調和等に関するその時々事態の推移を示すものである。

以下はLückが示した観察領域と対応する早期警告指標である（図表5-7）。

⁽⁷²⁾ Ebd., S.164.

⁽⁷³⁾ Ebd., S.164.

⁽⁷⁴⁾ Ebd., S.165.

図表 5-7 観察領域と早期警告指標

| 観察領域 | 早期警告指標 |
|---------|---|
| 経済的观察領域 | 利子，為替相場，工業純生産，標準賃金水準，外国貿易，通貨供給量，景気指数 |
| 社会的观察領域 | 人口成長率，人口構成，失業率，人的資源（教育，能力） |
| 政治的观察領域 | 法律の改正，政治システムの安定性，政党 |
| 技術的观察領域 | 革新，原材料の開発，生産および工程技術の変化 |
| 生態的观察領域 | 製品の環境調和化，投入要素の環境調和化，製造工程の環境調和化 |
| 調達領域 | 調達価格，調達条件，調達量，品質水準，供給者の引渡し期限遵守性 |
| 生産領域 | 生産要素の多様性，稼動状況，仕損品の割合，産出物の変化 |
| 販売領域 | 受注，手待ち受注，顧客の注文および購入態度，競合他社の価格および商品企画政策，返品率，自社および競合他社の商品イメージ |

出所：Lück(1999), S. 166.

第3段階：早期警告指標に関する目標値と許容限度

観察領域において，早期警告指標により重大な事態の推移を認識できるようにするためには，個々の指標に目標値と許容限度を設定しなければならない。重大な事態の推移がこの限度額を超えると，警報が作動すると考えるのである⁽⁷⁵⁾。

第4段階：情報経路の確定

早期警告システムの構築にあたり最後の段階は，情報処理の構成組織および過程組織形成の決定である。Lückによれば情報処理の構成組織の形成とは，情報処理経路を組織し，そこでの任務と責任を明確にすることをいう。早期警告システムの過程組織の形成とは，早期警告情報の入手，処理から伝達に至るまでの一連の流れを組織化することをいう⁽⁷⁶⁾。すなわち，Lückはここで，早期警告情報が迅速に企業内部の利用者に伝達される仕組みの整備を強調しているのである。

2 早期警告システムの意義

前節でみたように，早期警告情報は，企業の内部または外部の観察領域で生じた諸現象からもたらされるデータを早期警告指標を通じて把握し，隠れてはいるがすでに存在しているリスクを識別かつ分析するのである。その結果，企業の存続に関して死活にかかわる程重大であり，かつ高い発生の確率を持つリスクが識別され，情報処理経路を通じて各利用者に伝達されるのである。このことを，Lückは「早期警告システムは情報の把握，処理および伝達に関する包括的な体系である」⁽⁷⁷⁾と述べている。そこで，Lückにしたがい特にリスク・マネジメント・システムおよびコントローリングとの関連に焦点を当て，早期警告システムの有する意義を検討する。

まず，早期警告システムは企業のリスク・マネジメントの意思決定に重大な意義を有している。早期警告システムは，企業経営者に早期に潜在的なリスクを把握させ，かつ各観察領域に早期に問題認識

⁽⁷⁵⁾ Ebd., S.165-166.

⁽⁷⁶⁾ Ebd., S.166-167.

⁽⁷⁷⁾ Ebd., S.168.

を持たすことによりその活動範囲を限定する。そこにおいて企業経営者は、発生の徴候を見せる企業のリスクに積極的に作用することが可能となるのである。つまり、早期警告システムは、企業の存続を危うくする危険な領域を識別し、企業経営者の活動範囲を早期に提供するのである。Lückによれば、リスクへの積極的な作用は、リスクに適応するための既存の計画の修正、代替的計画の採用または新計画の策定を可能にする⁽⁷⁸⁾。

したがって、早期警告システムは第4節で述べたコントローリングの前提条件になる。特にLückは、コントローリングにおける戦略上の計画設定の重要性を強調している。各観察領域の早期警告指標が発する早期警告情報は、企業の構造上の変化をもたらす「かすかな信号」を感知させるからである。そこで、Lückは戦略計画の策定にあたり、「どのような危機的要因が内在するか、当該要因からどのような結果が導かれるのか、および対抗措置を講ずるとすれば企業はどれほどの時間的余裕があるのかについて調査しなければならないのであり、自社の製品戦略および市場戦略は、このかすかな信号の発信された方向へ早期に順応しなければならないのである」⁽⁷⁹⁾と述べている。すなわち、早期警告情報は、戦略上の計画設定、つまり企業の計画全体に係わる領域に関して、計画策定の基礎となる決定事項の質的改善をもたらす、新計画の早期着手および危機的状況が生じた場合の適応を可能にするのである。

なお、Lückは早期警告情報は業務上のコントローリングについてもその有用性を指摘している。たとえば図表5-5で示した経済的観察領域の早期警告指標から得られる景気変動に関する情報提供は、企業の短期的な業務上の計画設定を可能にするのである⁽⁸⁰⁾。早期警告システムは業務上のコントローリングとしてもきわめて利用可能性が高いことが確認されるのである。

3 早期警告システムの構築における問題領域

本章の最後に、早期警告システム構築にあたっての問題領域をLückにしたがい考察する。ここでの目的は早期警告システムを企業経営者がいかに現実的に整備するかにある。

早期警告システムに関する主要な問題は観察領域と早期警告指標の決定である。Lückはこれに関して「企業の存続能力に関して全ての企業領域が分析され、重要性を考慮して順位が付けられなければならない」⁽⁸¹⁾と述べている。つまり、企業領域に危険の程度にしたがい順序をつけて、観察領域を確定するのである。つぎに、各観察領域に早期警告指標を付すのであるが、Lückは、「危険であると識別された観察領域と早期警告指標との間に明確な因果関係がなければならない」⁽⁸²⁾と述べている。つまり、早期警告指標は、観察領域に危機を伴う事態の推移が存在することを確実に信号として発信する能力を備えなければならないのである。しかも、早期警告指標から発せられる情報は、かすかな信号であるがゆえに、それを企業の存続にかかわる警告情報であると感知するためには企業経営者に高

⁽⁷⁸⁾ Ebd., S.167-168.

⁽⁷⁹⁾ Ebd., S.167-168.

⁽⁸⁰⁾ Ebd., S.167-168.

⁽⁸¹⁾ Ebd., S.169.

⁽⁸²⁾ Ebd., S.169.

度の判断を要求するのである。

つぎに、環境の変化に対する対応である。Lückは次のようにいう。すなわち「ひとたび識別された（観察領域と早期警告指標の）因果関係は、時の経過に伴い、動的な環境条件と永続的に変化する企業の状態によって、その信号効果は確実に消耗するのである」⁽⁸³⁾と。そのためには、危機的であると識別された観察領域と早期警告指標との関係は、絶えず再検討されなければならないのである。

第6節 小括—監視システムと決算監査—

これまで、ドイツの監査制度にみられる監視システムについて、経営経済的視点からLückの所論を可能な限り原典に即して、考察を進めてきた。最後にこの所論の意義づけを行い、同時に決算監査人との関連を含めてむすびとしたい。

株式法第91条第2項の表現ならびにこの規定に関する理由書、ならびにKonTraGに関する一般的な理由書から監視システムとリスク・マネジメント・システムを設置するよう企業経営者は義務付けられた。Lückによって明らかにされていることは、監視システムの経営経済的観点からの位置付けである。リスク・マネジメント・システムは、企業のリスクを把握し、分析し、評価し、制御する措置を含むものである。そこで、現実にリスクが制御されているか否かを監視するために、内部監視システムが用いられるのである。Lückはこれを監視システム履行のために企業経営者が用いる手段であるとみていた。内部監視システムは、組織的な保全措置、（内部）統制および内部監査によって構成されている。内部監視システムの目的は、経営上の諸過程の信頼性の保証である。一方、企業は企業内部・外部の環境に適応して存続するものである。したがって、Lückは企業が環境に適応しているか否かを監視するためにコントローリングによる調整もまた監視システムの一構成要素と捉える。コントローリングは情報提供、計画設定、統制および制御を目標指向的に調整することである。しかし、特に企業の存続能力に危機をもたらす情報を早期に入手するためには、コントローリングの調整機能だけでは十分ではない。そこで新たに早期警告システムを設置し、企業のリスク防衛策が可能であるほど早期にリスクを識別可能にするのである。すなわち、早期警告システムは、リスクの識別化に適した措置を準備し、リスク・マネジメントとコントローリングを支援する仕組みであると位置付けることができる。だが、ここで図表5-1と図表5-5を比較されたい。図表5-1において、早期警告システムはリスクマネジメントの一要素とみることができるが、Lückは図表5-5においては早期警告システムに何ら言及していない。つまり、内部監視システムとコントローリングとの関係は示されているが、これらと早期警告システムとの関係は部分的な言及はあるにせよ⁽⁸⁴⁾、依然として明らかにされていないのである。

さらに、Lückは、「リスク・マネジメント・システムと監視システムの設置により新たに広範囲にわたる義務を取締役会（および取締役、業務管理者）、監査役会および決算監査人に課している」と

⁽⁸³⁾ Ebd., S.169.

⁽⁸⁴⁾ Ebd., S.167-168.

述べている⁽⁸⁵⁾。前述のように株式法第92条第2項により取締役は監視システムの設置を義務付けられた。さらにKonTraGにより改正された状況報告書（商法典第289条第1項）およびコンツェルン状況報告書の記載事項（商法典第315条1項）は、会社の将来の事態の推移にかかわるリスクについても記載するよう拡大された。これを受け、取締役の監視システムの設置義務が果たされているかどうかについて決算監査人の監査対象および監査範囲として取り上げられることになった（商法典第317条第4項）。同時に監査報告書において、特に状況報告書の監査に際して、将来の事態の推移に関するリスクが適切に描写されているかについての監査結果、および監視システムの監査結果が記載されなければならない（商法典第321条第1項、第4項および第5項）⁽⁸⁶⁾。だが、Lückの所論においては監査対象となる監視システム、とりわけ早期警告システムの監査における決算監査人の取り組み、特に監査範囲が明らかにされていないのである。これらの点については、次章以降で検討する。

⁽⁸⁵⁾ Ebd., S.170.

⁽⁸⁶⁾ 商法典第289条第1項、第315条第1項、第317条第4項、ならびに第321条第1項、第4項および第5項については、加藤（1998b）、8-11頁、内藤（1997）、47-61頁を参照した。

第6章

ドイツ監査基準にみる内部統制システムの概念

既に第4章で述べたように、ドイツ経済監査士協会（IDW）は、1998年に施行されたKonTraGを通じた決算監査の新しい諸規則の導入により、国際監査基準（ISA）に適合できる体制を整え、IDW監査基準（PS）をの開発を行ってきた。この一環としてIDWは、2001年7月、IDW PS 260「決算監査の枠組みにおける内部統制システム」⁽¹⁾を公表し、決算監査人が決算監査において判断を下すべき内部統制システムの概念を示したのである。第4章で述べたように米国の一般に認められた監査基準（US GAAS）を意識した基準設定が行われていたといわれる。

2002年に米国においてサーベンス・オクスリー法（The Sarbanes-Oxley Act of 2002）が制定された後、ドイツにおいても監査制度の改革が進行しているが、本章ではドイツにおける2001年段階において、IDWが確定した内部統制システムの概念を検討することを目的としている。

第1節 内部監視システムの導出

「内部統制システム」の概念を検討する前段階として、KonTraGを通じた法律の改正によって導入された「監視システム」の議論を概観する。その目的は、後述の「内部統制システム」の構成要素をより明瞭にかつ詳細に検討することにある。

1 KonTraGによる法改正

KonTraGによる商法典および株式法の改正は、企業に対してリスクを把握しかつ報告する義務を課すものである。改正された商法典289条第1項に従えば、資本会社の取締役は、状況報告書において「将来の発展のリスク（Risiken der künftigen Entwicklung）」を明確に報告しなければならない。注目すべきことは、改正された株式法91条第2項にしたがい、取締役は「監視システム」を設置し、将来の発展のリスクを突き止めるよう求められていることである。

また、年度決算監査は商法典317条によれば、会計帳簿を含む年度決算書および状況報告書をその対象とするが、同条の改正による第2項および第4項の規定から将来の発展のリスクに関する監査、さらには取締役会の設置する監視システムについてまで、監査の範囲が拡大しているのである。なお、監査範囲と報告については第4章以降で検討する。

⁽¹⁾ IDW Prüfungsstandard: Das interne Kontrollsystem im Rahmen der Abschlussprüfung (IDW PS 260) (Stand: 02. 07. 2001) . なお、本稿では混同を避けるために、Das interne Kontrollsystemを「内部統制システム」と訳し、いわゆる米国流の「内部統制」をInternal controlと表記する。

2 内部監視システムの導出

ところで、株式法第91条第2項において表現されている監視システムの内容については、法文上も本条文の理由書からも明らかにされていなかった。ドイツではその解明が試みられてきたが、第5章において1999年のLückの所説にしたがい考察した。彼は経営経済的視点に基づき監視システムの内容規定を行っていた。本章の目的であるドイツにおける内部統制の内容を導き出すために、第5章でのLückの所説を要点のみ再度示す。

・株式法第91条第2項、同条に関する理由書およびKonTraGの一般理由書から、立法者が以下に掲げる手段を要求することを明らかにしている。

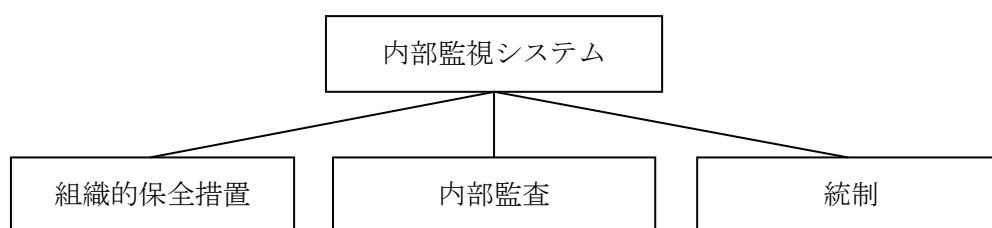
- (1) リスク・マネジメント・システム
- (2) 監視システム（内部監査を含む）
- (3) コントローリング
- (4) 早期警告システム

・Lückは、これらの関係の体系化を試みているが、ここでは後述のIDW PS 260の「内部統制システム」の検討を見据え、(2)の内部監査を含んだ監視システムに焦点をあてる。

これをLückは「内部監視システム」と呼び、経済性の原則に従って企業内の諸過程の信頼性を保障する任務を果たすものと定義している。

・かかる内部監視システムの構成が、次に明らかにされる。Lückは内部監視システムを上位概念として、「組織的保全措置」、「統制」および「内部監査」、とりわけ「内部監査」の3つの機能から形成されることを明示する。関係図を再掲示すると次のとおりである。

図表 6-1 Lück による内部監視システム



第2節 内部統制システムの内容

ここでは、前節で示した「内部監視システム」と IDW PS 260の「内部統制システム」との関係性を考察した上で、「内部統制システム」全体の概念を導くことを課題とする。

1 内部統制システムの意義と規定範囲

前述のようにIDWは、国際監査基準の国内基準化に際してIDW PS 260を開発したが、その際、ISA 400

「リスク評価と内部統制」⁽²⁾に準拠すると共に、内部統制に関する国際的な研究成果をも取り入れたと述べている⁽³⁾。最初にIDW PS 260の全体の構成を提示しよう。

図表6-2 IDW PS 260の構成図

| |
|---|
| 1. 序文 |
| 2. 内部統制システムの概念と任務 |
| 3. 企業による内部統制システムの調整 |
| 4. 内部統制システムとリスク指向決算監査(Risikoorientierte Abschlussprüfung) |
| 4.1 決算監査のリスク |
| 4.2 リスク指向監査アプローチ(Risikoorientierte Prüfungsansatz) |
| 5. 内部統制システムの知識 |
| 6. 内部統制システムの構造監査 |
| 6.1 構造監査の範囲 |
| 6.2 構造監査の実施 |
| 6.2.1 統制環境 |
| 6.2.2 リスク評価 |
| 6.2.3 統制活動 |
| 6.2.4 情報と伝達 |
| 6.2.5 内部統制システムの監視 |
| 6.3 監査行為 |
| 6.4 内部統制システムの暫定的評価 |
| 7. 内部統制システムの機能監査 |

出所：IDW(2004), S. 276.

IDW PS 260の全体をみるとリスク指向決算監査の下に、内部統制システムの構造と機能を監査し、発見リスクを決定するように構成されている。確かに、US GAASにみられる内部統制に関する規定を意識した基準の構成となっている。しかし、ここでは改めて、図表6-2の2において規定されている「内部統制システムの概念と任務」に注目し、IDW PS 260が定めた内部統制システムの概念を導出しよう。

まず、IDW PS 260は、内部統制システムを次のように規定している。

「内部統制システムは、企業の経営者によって導入された原則、手続きおよび措置（取決め）と理解さ

⁽²⁾ International Standards on Auditing 400 (ISA400), “Risk Assessments and Internal Control”.
 なお、ISA 400は下記の基準書の発効によって2004年12月で廃止された。
 ISA 315, “Understanding the Entity and Its Environment and Assessing the Risks of Material Misstatement,” ISA 330, “The Auditor’s Procedures in Response to Assessed Risks”.

⁽³⁾ IDW PS 260, Tz.3.

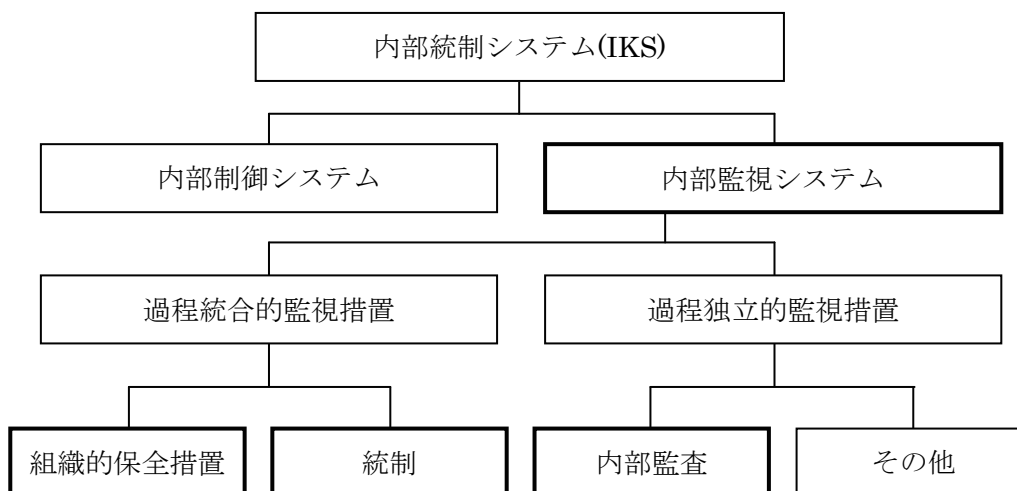
れている。これらは、経営者の以下に掲げる決定を組織的に実行することに向けられている。」⁽⁴⁾

上記の規定の中での「決定」とは次のとおりである⁽⁵⁾。

- ・ 企業活動の有効性および経済性の保障
(ここには資産から生じる損害の防止と摘発を含む資産の保全も含まれる)。
- ・ 内部および外部の会計報告の正規性と信頼性
- ・ 企業にとって重要な法規定の遵守

その上で、PS 260は内部統制システムの規定範囲⁽⁶⁾を定める。ここでもIDW PS 260が示す図を提示しよう(なお、太枠は引用者が加えたものである)。

図表 6-3 内部統制システムの規定範囲



出所：IDW PS 260, Tz. 5. (なお、太枠は引用者が加えたものである。)

これによれば、企業活動の制御 (Steuerung) に対する諸規定を「内部制御システム」 (Internes Steuerungssystem) とし、左上方に配置されている。これらの規定の遵守を監視するための規定を「内部監視システム」とし、右上方に配置されている。つまり、IDW PS 260は「内部制御システム」と「内部監視システム」を並列させている。そして、この上位概念として「内部統制システム」を設定するのである。まずこの点が注目される。

次に、図6-3にみられるように「内部監視システム」は「過程統合的監視措置」と「過程独立的監視措置」から形成される。前者は「組織的保全措置」と「統制」を含み、後者はもっぱら「内部監査」によって行われる。

注目すべきは、この図に見られる「内部監視システム」である。これまでの考察から、太枠に注目すれば、これは第2章でLückが導き出した「内部監視システム」の概念と等しいとみてよいだろう。3つの構成要素も同様に配置されている。これらについて、IDW PS 260においても、Lückの所説と同様

⁽⁴⁾ IDW PS 260, Tz.5.

⁽⁵⁾ IDW PS 260, Tz.5.

⁽⁶⁾ IDW PSはこの図を規定範囲 (Regelungsbereiche) という法的観点で、「内部統制システム」の対象とすべき範囲を示していると考えられる。

の趣旨が述べられている。以下では、IDW PS 260にしたがい補足すべき点のみを記す⁽⁷⁾。

- 組織的保全措置**：誤謬防止措置の例として職能分離，EDP領域へのアクセス制限，支払方針の取り決めが挙げられている。
- 統制**：業務経過（Arbeitsablauf）に組み込まれた措置として，例えば上記の他に，受取る情報または伝達する情報の再検査，プログラム化されたソフトウェアにおける妥当性検査が挙げられている。
- 内部監査**：Lückの所説と同様のことが要約的に述べられている。
- その他**：この過程独立的監視措置は，例えば法定代表者の特別な指図によって，または法定代表者自らによって実施する高次元のコントロール（High-level-controls）の形で確立することもできる。

さらに，注目すべきは「統制」の配置である。前述のLückの所説においてもIDW PS 260においても，「統制」は「内部監視システム」の下位概念と位置づけられている。だが，IDW PS 260において「内部監視システム」の上位概念として「内部統制システム」が位置付けられているのである。なお，PS 260には「内部制御システム」に関する詳細な記述はみられない。

2 内部統制システムの構成要素

つぎの段階として内部統制システムは，相互に関係を有する5つの構成要素である「統制環境」，「リスク評価」，「統制活動」，「情報と伝達」および「内部統制システムの監視」からなるとIDW PS 260は規定する⁽⁸⁾。その意義付けを要約的に示すと次のとおりである。

- 統制環境
 - 統制環境は原則，手続きおよび措置を導入し適用する枠組みを確立するものであり，内部統制システムに関する経営者の基本的な考え方，問題意識および態度に影響を受ける。これは，企業における誠実性と倫理的価値の重要性，企業における専門的能力の重要性，企業文化および哲学ならびに伝達された価値の従業員の理解力，経営者の経営スタイル，命令権と責任の割り当て，監査役会または社員総会の監督活動，人事政策の原則によって決定される⁽⁹⁾。
- リスク評価
 - 企業は財務，法律，効率および戦略などのリスクに直面している。リスク評価はこのようなリスクを識別し分析することをいう⁽¹⁰⁾。
- 統制活動
 - これは経営者の決定の遵守を確保するための原則および手続きである。統制活動はビジネスリスクに対処するために講じられる必要な措置を与えるものである⁽¹¹⁾。

⁽⁷⁾ IDW PS 260, Tz.6.

⁽⁸⁾ IDW PS 260, Tz.15.

⁽⁹⁾ IDW PS 260, Tz.16.

⁽¹⁰⁾ IDW PS 260, Tz.17.

⁽¹¹⁾ IDW PS 260, Tz.18.

- ・ 情報と伝達

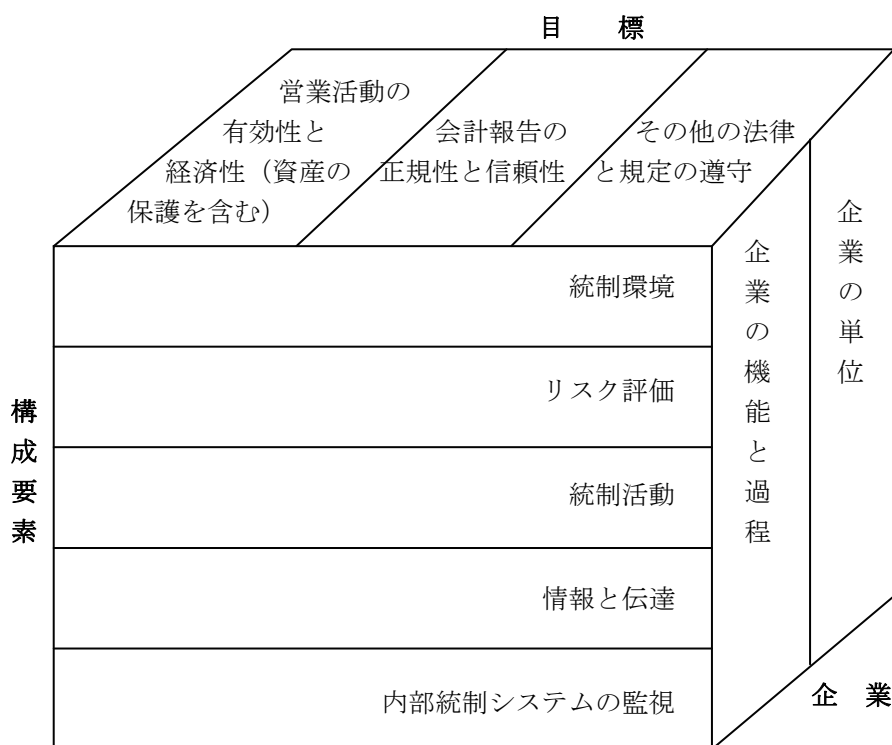
—情報と伝達は、経営者の経営上の決定に関する情報が、適切かつ時宜に適した形で取得され、処理されそして企業の責任ある場所へ送られることに役立つものである。企業の情報システムを構成するものとして会計システムがある。ここで作成される情報の質は、経営者の適切な事業遂行能力および信頼しうる決算書と状況報告書作成能力に影響を与える⁽¹²⁾。

- ・ 内部統制システムの監視

—内部統制システムの監視は、企業の従業員による内部統制システムの経済性の評価であると理解される。その際、内部統制システムが適切か、およびそれが継続的に機能しているかが評価される。監視措置は企業の過程に組み込まれるが、多くの企業では内部統制システムは過程に統合された監視措置の他に、内部監査によってもまた監視される⁽¹³⁾。

最後に、PS 260は「目標」、「構成要素」および「企業」の3次元から成る図を「内部統制の構成要素」として示す（図表6-4）。まず、「目標」の次元からをみると、ここには内部統制システムの達成すべき3つの任務が「会計報告の正規性と信頼性」を中心に配置されている。また、正面には内部統制システムの5つの構成要素が階層的に示されて、これらが前述の3つの目標に関連していることを明示している。最後に側面の「企業」の次元が加わり、これまで述べた3つの目標と5つの構成要素は、「企業の事業単位」または「企業の機能および過程」に関係することが示されている。

図表 6-4 内部統制の構成要素



出所：IDW PS 260, Tz. 20.

⁽¹²⁾ IDW PS 260, Tz.19.

⁽¹³⁾ IDW PS 260, Tz.20.

ここで、再度図表6-3と図表6-4に注目する必要がある。既に明らかなように、「内部統制システムの規定範囲」と「内部統制システムの構成要素」とがいかなる関係を有するか、IDW PS 260において明確化されていない点は確認しておかなければならない。ドイツの学説を背景として形成された「内部統制システム」の概念と、米国流のInternal controlの概念が、同じ監査基準の中に、混在しているのである。このことをさらに次節でみておこう。

第3節 小括—ドイツにおける内部統制の特質—

本章は、2001年7月に公表されたIDW PS 260に規定された内容の検討をつうじて、ドイツの監査基準における内部統制システムの概念の導出を試みた。本章を結ぶに当たり、次の点を指摘しておきたい。

図表6-4から判明するように、ここに示された関係図は米国のCOSOのトレッドウェイ委員会⁽¹⁴⁾が1992年に公表した『内部統制の統合的フレームワーク』⁽¹⁵⁾と題する報告（以下、COSO報告書と略）で示されているものに近似している⁽¹⁶⁾。周知のとおり、COSO報告書は、内部統制を「業務の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」ならびに「関連法規の遵守」という3つの範疇に分けている⁽¹⁷⁾。また、COSO報告書が提示する内部統制の構成要素は、「統制環境」、「リスクの評価」、「統制活動」、「情報と伝達」および「監視活動」の5つである⁽¹⁸⁾。この報告書が示すフレームワークは現在、米国における企業改革法404条によって、経営者が年次報告書において、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価し報告する際にその評価基準の前提と見做されている⁽¹⁹⁾。

これまでの考察から、IDW PS 260が示した「内部統制システム」は米国流のいわゆるInternal controlに極めて接近していることが判明する。だが、上記のようにその形成過程をみると、特にKonTraGを通じた法律の改正によって導入された監視システムの議論が反映されているとみることができる。それはたとえばLückの学説から明らかである。つまり、基準の設定に際しては、外形上Internal controlに接近させていることが窺えるが、実質的にはドイツの独自性が堅持されたとみることができよう。かかる独自性とは、ドイツのコーポレート・ガバナンス構造にあると思われる。すでに第4章で述べたように、IDW PSはISA、US GAASを取り入れて基準が作成されるという特徴を持ちながら、統一的概念を有する完結したシステムとしての特質が、本章で考察した内部統制に係る基準に端的にみることができるのである。同時に、国際的に認められた概念を入れつつも、ドイツのコーポレート・ガバナンスの構造を踏まえた基準となっていることは注目されるのである。

⁽¹⁴⁾ Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

⁽¹⁵⁾ Internal Control—Integrated Framework, AICPA, 1992.

⁽¹⁶⁾ COSO (1992), p.19, 鳥羽他 (1996), 27 頁。

⁽¹⁷⁾ COSO (1992), p.13, 鳥羽他 (1996), 18 頁。

⁽¹⁸⁾ COSO (1992), pp.16-18, 鳥羽他 (1996), 23-24 頁。

⁽¹⁹⁾ 蟹江 (2005), 22-23 頁, 多賀谷 (2006), 59-60 頁。

第7章

ドイツにおけるリスク・マネジメントの監査 —監査基準340号にみるリスク早期認識システムの概念—

本章は、ドイツにおけるリスク・マネジメントの概念を経済監査士の職業団体の視点から、監査人の監査対象として抽出する。次に、内部統制との関係ならびに関係する監査手続および報告について概観し、ドイツにおけるリスク・マネジメントの監査の問題点まで及ぶことを目標とする。

これまで述べてきたように、ドイツにおいては、KonTraGによる法改正により、株式会社の取締役には、適切なリスク・マネジメント、およびその適用を担保すべき内部監視システムを配慮するよう義務付けられている（株式法第91条第2項）。これに伴い、決算監査において、株式会社について決算監査人は、取締役によって設置されるべきリスク・マネジメント・システムおよび監視システムが、その任務を全うできるかについて、判断しなければならない（商法典第317条第4項）。さらに、決算監査人は、この判断の結果を監査報告書の特別な区分に記述するよう規定されている（商法典第321条第4項）。このように、商法典上の年度決算監査にあたって、法律上の重要な監査任務が、この時点において具体化されたのである。この監査任務は、職業団体である登記社団ドイツ経済監査士協会による監査基準により、相次いで発行されたIDW PS 340（1998年6月）⁽¹⁾、IDW PS 400（2002年10月）⁽²⁾、IDW PS 450（2003年9月）⁽³⁾等により、さらなる具体化が行われた。

本章は、決算監査人のリスク・マネジメントの監査任務の遂行にあたり、その範囲となる監査対象と報告義務を明瞭にすることを目的とする。その際、ドイツにおける職業身分上の法律解釈である上記のIDW PS 340の規定にしたがう。また、Link⁽⁴⁾およびBöcking/Orth⁽⁵⁾の学説も考察対象に据える。

第1節 監査対象としてのリスク・マネジメント

まず最初に、IDW PS 340が示すリスク・マネジメントの定義を示し、リスク・マネジメントの内、IDWが監査対象と規定するリスク早期認識システムを導出しよう。

(1) 「商法典第317条第4項に従うリスク早期認識システムの監査」(Die Prüfung des Risikofrüherkennungssystem nach § 317 Abs.4 HGB (IDW PS 340) (Stand: 11. 09. 2000))。

(2) 「正規の決算監査における確認の付記の付与の諸原則」(Grundsätze für die ordnungsmäßige Erteilung von Bestätigungsvermerken bei Abschlussprüfungen (IDW PS 400))。本基準については第9章で検討する。

(3) 「決算監査に関する正規の報告の諸原則」(Grundsätze ordnungsmäßiger Berichterstattung bei Abschlussprüfungen (IDW PS 450))。本基準は本研究の資料2に収録されている。

(4) Link (2005)

(5) Böcking/Orth (2000)

1 リスク・マネジメント

IDW PS 340は、リスクを「一般に不利な将来の発展動向の可能性」⁽⁶⁾と理解し、「リスクを認識し、企業家活動から生じるリスクを取扱うための全ての組織的な規則および措置の全体」をリスク・マネジメントであると定義する⁽⁷⁾。

このリスク・マネジメントを構成する規則および措置は、「リスク克服 (Risikobewältigung)」(たとえばリスク削減または除去⁽⁸⁾、あるいは保険をつうじて第三者へのリスクの移転⁽⁹⁾)、またはリスクを自ら背負い込む「リスク受容 (Risikoaakzeptanz)」⁽¹⁰⁾に方向付けられている。そのための前段階として、リスクを認識し、分析しかつ評価し、リスク情報を権限ある決定機関に送ることを保障することも含む。リスクが、下位の部署において克服できなかった場合、必要であれば、特に存続を危うくする性質をもつリスクに関する情報は取締役会まで送られなければならないのである。また、規則および措置の遵守を保障する内部監視システムもまたリスク・マネジメントの一部である⁽¹¹⁾。

⁽⁶⁾ Möglichkeit ungünstiger künftiger Entwicklungen.

⁽⁷⁾ IDW PS 340, Tz.3, 4.

⁽⁸⁾ Linkは「リスク削減または除去」の前に「リスク回避」があるととして次のように述べている。

「企業は潜在的なリスクの源泉を避けるため、存続を脅かす事業は基本的に回避する。ただし、リスク回避は、仮に他のリスクを許容できる程度まで軽減する措置が実施できたとしても、存続を危うくするリスクが生じてしまう場合にのみ有効な制御措置である。リスク回避は、チャンスに結び付けられた事業の放棄にも結びつく。そのため経営上の各リスクの完全な回避は、リスクの制御措置にはなりえないことは留意しなければならない。」(Link (2005), S.49.)

また、Linkは「リスク削減または除去」に関連して、「リスク軽減」として次のように述べている。

「リスク軽減とは、リスク発生の蓋然性を減らすことであり、またリスク発生による損害の最大値の制限をすることである。したがって、リスクの回避とは異なり、リスク軽減措置によって制御されている場合には、リスクを伴う事業の締結も可能となる。

「リスク軽減」は、とりわけ「リスク政策の原則および措置」の策定によって、それが後述の内部統制システムに組み込まれることにより可能となる。一方、リスク発生による損害の最大値の制限は、適切なリスク分散を通じて可能となる。主要な経済活動は、企業活動をできるだけ独立した部分に分割することによって、各活動あたりの損害額の最大値が軽減される。さらに、分割が適切に選択され事業が多様化された場合には、各活動から生じた不利な結果は、他の活動による有利な発展動向によって補償される可能性が高まるのである。」また、Linkは、リスク分散の概念がポートフォリオ理論に起因することを指摘している (Link (2005), S.49.)

⁽⁹⁾ Linkは「リスク移転」に関して次のように述べている。

「企業は、リスクを他の経済主体に移すよう試みる。それゆえ、現存するリスクは軽減されるのではなく、単にリスク負担者が変わるだけである。いうまでもなく、リスク転嫁の原初的な形は保険である。」

さらに、リスクは他の当事者に移し替えられることがLinkにより示されている。彼によれば、保険と異なり、「リスク移転に要するコストは保険料に表れるのではなく、交渉によって決定された当事者の購入価格または売却価格として表れるのである。」(Link (2005), S.50.)

また、その他のリスク移転として「売掛債権のファクタリング、引き渡し条件付き取引、アウトソーシングなど」が挙げられる (石川 (2006), 106頁)。

⁽¹⁰⁾ Linkは「リスク受容」に関して次のように述べている。

「リスク制御措置によって、回避、削減または転嫁できなかったリスクは、最終的には企業が負担しなければならない。すなわち、リスク転嫁のための市場が存在せず、損害額が比較的少なく、自己の損害の予測値が同種企業と比較の上で評価できる場合である。また、比較的高い自己資本の比率を前提にすれば、自己資本の範囲内で補填が可能な場合である。」また、「企業が蓄えをなしかつ、安定性を改善することによって、可能性のあるリスクの発生に関してあらかじめ備えることができるのである。」(Link (2005), S.51.)。また、石川 (2006), 106 頁を参照した。

⁽¹¹⁾ IDW PS 340, Tz.4. 以上を要約して Link は、リスク・マネジメントを・リスク識別・リスク分析・評価・リスク・コミュニケーション・リスク制御および・リスク監視から成る規則の循環としている (Link (2005), S.43.)。

2 リスク早期認識システム

だが、IDWはリスク・マネジメント全体を監査対象と捉えていない。IDW PS 340によれば、リスク・マネジメントのうち「把握され伝達されたリスクに対する取締役の反応それ自体は、株式法第91条第2項の意味における措置の対象ではない」とし、「商法典第317条第4項に基づく監査の対象でもない」⁽¹²⁾とする解釈を示す⁽¹³⁾。すなわち、リスク・マネジメント全体は、IDWの職業身分上の法律解釈によれば、商法典第317条第4項の意味における監査対象ではない。むしろ、決算監査人は、いわゆる「リスク早期認識システム」を監査しなければならないのである。

それでは、リスク早期認識システムとはなにか。IDW PS 340によれば、「存続を危うくする発展動向の早期認識に向けられた、リスク・マネジメントの重要な視点の一部」⁽¹⁴⁾と述べられている。この意義づけについて、2つの見解を示そう。

まず、Böcking/Orthはリスク・マネジメントとリスク早期認識システムの関係を示す⁽¹⁵⁾。

$$\boxed{\text{リスク早期認識システム}} = \boxed{\text{リスクマネジメント}} - \boxed{\text{リスク制御措置}}$$

この見解は、IDW PS 340の文言にしたがった解釈である。すなわち、彼らはリスク制御措置（企業経営者のリスクへの対抗策とする）以外のリスク・マネジメントをリスク早期認識システムと観察しているのである。

しかし、かかる関係式はリスク早期認識システムを明確に定義付けているわけではないのは明らかである。一方、Diderichsは後述するIDW PS 340の規定に基づきつつも、より積極的にリスク・マネジメント、リスク早期認識システムおよび内部監査システムの関係を示している。これを示したものが図表7-1である。

⁽¹²⁾ 商法典317条第4項は次のとおりである。

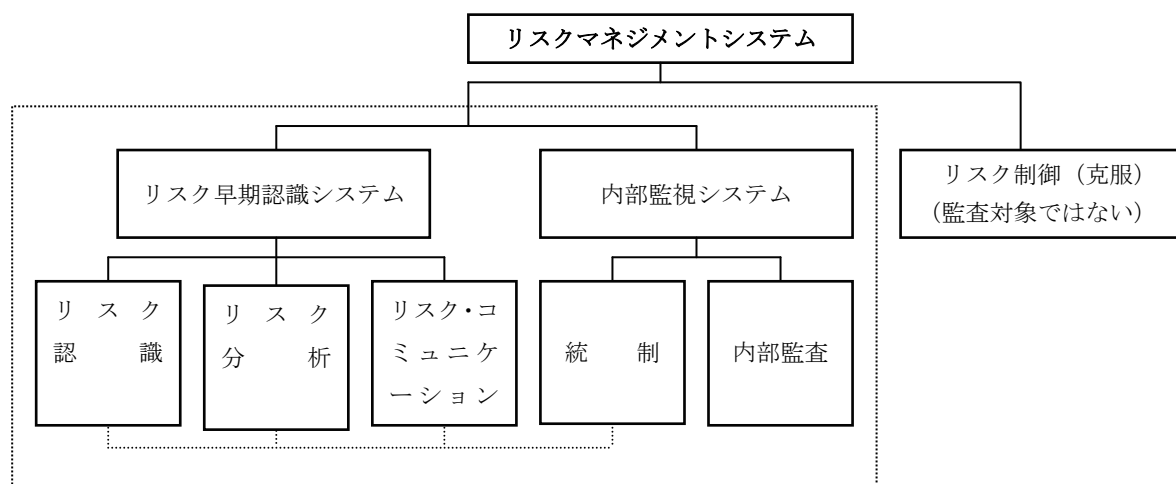
「公式の相場場で株式を発行した株式会社にあつては、さらに、取締役が株式法第91条第2項によりこの者に義務づけられている措置を適切な形で講じたかにつき、かつまた、それにより設置されるべき監視システムがその任務を果たしうるかにつき、監査の枠内において判断されなければならない。」（訳文については鈴木（2000）、140-141頁を参照した。）

⁽¹³⁾ IDW PS 340, Tz.6.

⁽¹⁴⁾ IDW PS 340, Tz.5.

⁽¹⁵⁾ Böcking/Orth (2000), S.249.

図表 7-1 商法典第 317 条にしたがったリスク・マネジメントとその監査対象



出所：Diderichs(2004), S. 43.

本図の中央の内部監視システムは、これまで検討したように、統制と内部監査から構成される。また、その左に配置されたリスク早期認識システムは、リスク制御の前段階にあたるリスク認識、リスク分析およびリスク・コミュニケーションから構成され、さらに統制にも関係していることが示されている。注目すべきは内部監視システムとリスク早期認識システムが並列に配置されていることである⁽¹⁶⁾。リスク制御（この図では特にリスク克服とされている）もリスク・マネジメントの要素であるが、監査対象ではないことが示されている。前章までの議論からすれば、この図においても内部監視システムとリスク制御に注目すれば、これらが内部統制の構成となっていることも注目される⁽¹⁷⁾。

最後に監査対象としてのリスク・マネジメントに注目しよう。株式法第91条第2項により取締役により講じられる措置で、監査対象とされるのは、図表7-1では、点線で囲まれたリスク早期認識システムと内部監視システムであることが明瞭に示されている。以上から、監査対象としてのリスク・マネジメントが職業身分上の解釈として明らかになるのである。

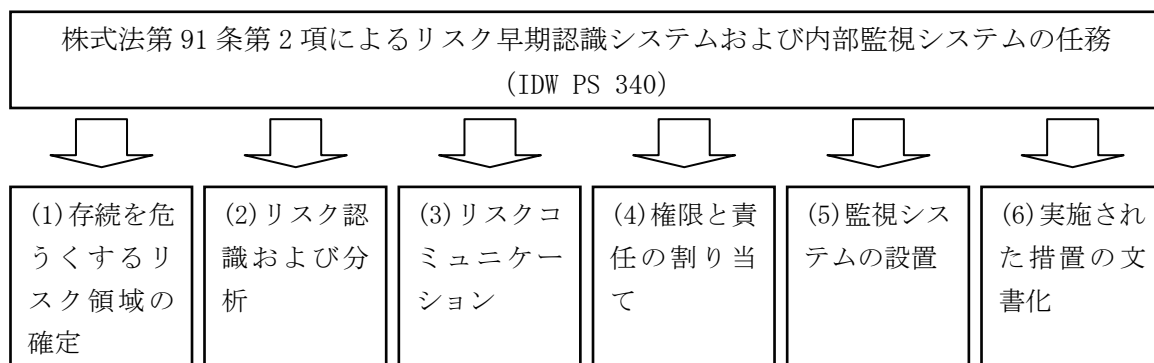
⁽¹⁶⁾ その根拠を本章第3節1において、Linkが示している。

⁽¹⁷⁾ 第6章 「図表6-3：内部統制システムの規定範囲」を参照されたい。

第2節 監査対象としてのリスク早期認識システム

前節から監査対象たるリスク・マネジメントの範囲が導出されたが、その主要な内容はIDW PS 340に詳述されている。それをもとにDiederichsは全体像を示している（図表7-2）⁽¹⁸⁾。この図は、図表7-1の点線で囲まれた部分を、IDW PS 340の規定にしたがって示したものである。

図表 7-2 IDW PS 340 によるリスク早期認識システムと内部監視システムの要素



出所：Diederichs(2004), S. 43.

以下では図表7-2の(1)から(6)までを、IDW PS 340の規定にしたがってリスク早期認識システムと内部監視システムの要求事項として示す⁽¹⁹⁾。なお、第3章のLückの学説と重複する部分については概略を示すにとどめている。

(1) 存続を危うくする発展動向を導くリスク領域の確定

リスクは基本的に全ての企業領域において現れる。それゆえ、リスクが作用する企業領域（経営上の機能または経営上のプロセスを示す）は限定されなければならない。これらの限定に関連して、個々の企業の存続を危うくするリスクまたはリスクの種類が、その時々のプロセスおよび領域に関して、定義付けられなければならない。

(2) リスク認識およびリスク分析

まず、リスク認識およびリスク分析は、あらかじめ定義されたリスクが認識されることが前提となる。可能であれば、あらかじめ定義された外観とは一致しないリスクも認識されることが必要である。この場合、全ての従業員について、リスク意識が創造され開発されていることが前提となる。たとえば、契約が重大な範囲において外国通貨で決済される場合、財務領域ならびに購買部門および販売部門の従業員のリスク意識は、通貨リスクに関して重要となる。

次に、リスク分析は、発生可能性および数量的影響について判断を行う。これには、重要性が劣ると個別に観察された個々のリスクが、相互に影響または時の経過により累積して存続を危うくするリスクに至るかについて、判断することも必要である。

⁽¹⁸⁾ Diederichs (2004)

⁽¹⁹⁾ ここでの (1) から (6) までの記述は IDW PS 340, Tz.7.から Tz.18.にしたがっている。

(3) リスク・コミュニケーション

リスク早期認識システムの機能に関して中心となる意義が、克服されていないリスクについての報告であることが留意されなければならない。その場合、リスク・コミュニケーションは、まず克服されていないリスクについて関係部署がコミュニケーションを行う準備があることを前提とする。克服されていないリスクは取締役会まで報告されることが必要不可欠である。

リスク・コミュニケーションの経路に関して、序列としては劣る特質をもつリスクが、存続の危険として累積されないことを確実にするために、各段階に、超過すると報告義務が生ずるような限界値が定義されるべきである。また、リスク・コミュニケーションには、柔軟性がとりわけ重要となる。緊急の場合には、形式的な報告組織を脱却し組織的なコミュニケーション経路ならびに報告の周期は短縮されることが確保されなければならない。

(4) 権限と責任の割り当て

各企業領域は、リスクを把握し、克服し、それが克服されていない情報である場合には、確定された報告の受け手に向けて更に伝達するという責任を負う。したがって、責任は通常階層レベルの責任範囲に応じて等級がつけられなければならない。その場合、個々のリスクの累積の可能性、リスクが相互に補強しあって存続を危うくするリスクに至る可能性、リスクの中での相殺の可能性があることを考慮して、情報交換に関する責任を、企業領域の責任者に割り当てることも必要である。たとえば、購買部門における通貨リスクは、これらのリスクが防御可能か否か、購買部門に反対の影響を及ぼすさらなる手段が財務部門において用意されているかに関して、財務部門との調整を必要とする。

このような場合、リスク克服に対するなんらの手段が与えられていなければ、上位の報告の受け手に対してさらなる報告が必要である。

(5) 監視システムの設置

リスクとその変化を把握しコミュニケーションする措置は、適切な監視システムによって確保される。これらの措置の一部には、各業務プロセスに統合された統制である。前述のように株式法第91条第2項による措置は、それだけでなく、内部監査による監査を含む。内部監査の監査対象を、IDW PS 340はとりわけ次の観点にあるとしている。

- 企業における全てのリスク領域の把握
- リスクの把握およびリスク・コミュニケーションのために設置された措置の適切性
- 措置の継続的な適用
- 組み入れられた統制の遵守

(6) 実施された措置の文書化

監視システムを含めた措置が適切に文書化されることは必要である。そのためには、リスク・ハンドブック (Risikohandbuch) の作成が考えられる。これには、システムの設置のための組織上の規則および措置が記録される。これに含まれるものとしてIDW PS 340はたとえば次の項目を示している。

- 企業に関するリスクの早期認識の重要性についての言明
- 存続を危うくする発展動向をもたらすリスク領域の定義
- リスク認識、分析およびコミュニケーションに関する諸原則、とりわけ、時の経過による変化の

確認とそれに対する反応の考慮

—リスク認識、分析およびコミュニケーションに関する責任と任務の決定

—認識されたが克服されていないリスクの責任ある部署（たとえば、次の階層レベルに向けて報告するための諸規則ならびにリスク追跡のための諸原則）

—組み入れられた重要な統制の編成および内部監査の任務

IDW PS 340によれば、リスク・ハンドブックの作成は、自動化して実施される機能の能力を確保し、かつ株式法第91条第2項による取締役の義務の履行の証拠とするためである。同時に決算監査人の証拠を形成する。したがって、誤謬がある、あるいは不完全な文書化は、自動化して実施される機能能力に関して疑念をもたらすことになる。そのため、実施される措置の継続的適用の証拠のために、リスク認識、リスク分析およびリスク・コミュニケーションに関する連続した証拠書類が、十分な期間にわたり保管場所に納められなければならないのである。

第3節 リスク早期認識システムと内部統制システム

前節まで、IDW PS 340にしたがって、監査基準が設定したリスク早期認識システムの問題を、特にリスク・マネジメントとの関係から考察してきた。

ところで、前章で考察したドイツにおける「内部統制システム」と本章で考察の対象としている「リスク早期認識システム」は、いかなる関係を有するのであろうか。両者は、IDW PSの中で概念規定されているのであり⁽²⁰⁾、その関係を再検討する必要があると思われる。そこで本節では、早期認識システムの監査手続の検討に入る前に、Linkの論理展開を追うことによってその関係をみていこう。

1 株式法第91条第2項の規定

まずLinkは「リスク早期認識システム」を次のように導出する。ここで、株式法第91条第2項の規定を再度提示しよう。

「取締役は、適切な措置を講じなければならない。とりわけ、監視システムを設置しなければならない。その目的は、会社の存続を危うくする発展を早期に認識するためにある。」（下線は引用者による。）

ここで、リスクを「不利な将来の発展の可能性」と定義すれば、上記法文中の「会社の存続を危うくする発展」はリスクと解釈できる。したがって、リスクの早期認識に関する措置を講ずる義務は、法文から導き出すことができる。それが、組織的な方法によってこそ適切かつ確実に実行できるとすれば、取締役のこの義務は「リスク早期認識システム」の設置と理解することができる⁽²¹⁾。

法文はさらに、取締役が「監視システム」を設置しなければならないことを示している。ここでは、それを特に会社内部に設置される「内部監視システム」と解釈すれば、上記「リスク早期認識システ

⁽²⁰⁾ IDW PS 340によるリスク早期認識システムの基準化は2000年9月であり、IDW PS 260による内部統制システムの基準化は2001年7月に行われている。ドイツにおいては、リスク早期認識システムが内部統制システムより早く概念規定されている点は注目される。

⁽²¹⁾ 法文の解釈はLink（2005）、S.44.に依拠している。

ム」と「内部監視システム」とがいかなる関係にあるかという問題も生じる。そこで、上記法文の「とりわけ」という表現およびこの文言の挿入の位置に着目すれば、「内部監視システム」が上位の全体システムではないことは確認できる。それゆえ、「内部監視システム」は「リスク早期認識システム」の有効性を確実なものにするための、対等なシステムあるいはその下位システムであると理解されるのである⁽²²⁾。

2 IDW PS 260による「内部統制システム」の概念

前章でみたように、IDWは、PS 260⁽²³⁾を公表し、決算監査人が決算監査において判断を下すべき内部統制システムの概念を示している。内部統制システムの監査をつうじて、決算監査人は統制リスク(Kontrollrisiko)の評価に至るのである。ここでもIDW PS 260による定義を再掲示する。

「内部統制システムは、企業において経営者により実施される原則、手続きおよび処置(規定)を含み、これらは次の領域に関する経営者の決定を組織的に実行することを確実にするものである。

- ・企業活動の有効性と経済性の保障(ここにはまた、資産の保全が含まれる)。
- ・内部および外部の会計報告の正規性と信頼性。
- ・企業にとって重要な法規定の遵守。」⁽²⁴⁾

Linkはこの定義によって、内部統制システムには、企業活動の制御に対する規定(内部制御システム)、およびこれらの規定の遵守の監視の規定(内部監視システム)が属すると観察している⁽²⁵⁾。「内部監視システム」は前述のように、経営の各過程に統合された監視措置(組織的な保全措置および統制)および各過程から独立した監視措置(とりわけ内部監査)に細分することができるとする。IDW PS 260も、「内部統制システムの規定領域」として、下記の図を明示している⁽²⁶⁾。

図表 7-3 IDW PS 260 による内部統制システムの規定領域

| | | | | |
|----------|-----------|----|-----------|-----|
| 内部統制システム | | | | |
| 内部制御システム | 内部監視システム | | | |
| | 過程統合的監視措置 | | 過程独立的監視措置 | |
| | 組織的保全措置 | 統制 | 内部監査 | その他 |

出所：IDW PS 260, Tz. 6.

⁽²²⁾ 法文の解釈は Link (2005), S.44. に依拠している。

⁽²³⁾ IDW Prüfungsstandard: Das interne Kontrollsystem im Rahmen der Abschlussprüfung (IDW PS 260) (Stand: 02. 07. 2001).

⁽²⁴⁾ IDW PS 260, Tz. 5.

⁽²⁵⁾ Link (2005), S.136-137.

⁽²⁶⁾ 図表 7-3 は第 6 章図表 6-3 (IDW PS 260, Tz.6) で示されているものであるが、後述の図表 7-4 との比較のため引用者により原図を變形している。

注目すべきは、この基準において「リスク・マネジメント・システムは内部統制システムの部分領域 (Teilbereich) である」⁽²⁷⁾と述べられていることである。ここから、内部統制システムには、取締役によるリスク早期認識システムに関する措置も含まれることが明らかになる。

3 内部統制システムとしてのリスク早期認識システム

ここで、これまで導かれた概念整理を行い、再度リスク早期認識システムの意義付けを行う。

- 「リスク早期認識システム」は株式法第91条第2項から導き出される。
- 株式法第91条第2項の取締役の設置義務としての「監視システム」、特に「内部監視システム」は「リスク早期認識システム」と対等なシステムあるいは下位システムであると解釈される。この「内部監視システム」は「内部制御システム」と共にIDW PS 260が規定する「内部統制システム」の規定領域を構成する。(図表7-3および図表7-4を参照されたい。)
- IDW PS 340は、「リスク早期認識システム」は特に企業の存続を危うくする発展動向に方向付けられた「リスク・マネジメント・システム」と規定している。
- IDW PS260によれば、「リスク・マネジメント・システム」は、「内部統制システム」の部分領域であると表明している。
- したがって、「リスク早期認識システム」は「内部統制システム」に包含されることになる。これらの概念を上記図表7-3の内部統制システムの規定領域に統合したものが下記の図表7-4である⁽²⁸⁾。

図表 7-4 リスク早期認識システムを組み込んだ内部統制システム

| 内部統制システム | | | | | |
|---|-------------|---------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 内部制御システム | | 内部監視システム | | | |
| | | 過程統合的監視措置 (統制) | | 過程独立的監視措置 (内部監査) | |
| 存続を危うくする発展動向の認識に関する措置 (株式法第91条第2項に従ったリスク早期認識システム) | その他の措置および規則 | 過程統合的監視措置 (統制) — その他の措置および規則 | (株式法第91条第2項に従う) 監視システム | | 過程独立的監視措置 (監査) — その他の措置および規則 |
| | | | リスク早期認識システムに対する過程統合的監視措置 (統制) | リスク早期認識システムに対する過程独立的監視措置 (内部監査) | |

出所：Link(2005), S. 137.

⁽²⁷⁾ IDW PS 340, Tz.10.

⁽²⁸⁾ 図表 7-4 の文字の強調は引用者が行ったものである。

すなわち、内部統制システムを全体の枠組みとして、リスク早期認識システムが2つの領域に渡っている。つまり、特に存続を危うくする発展動向に関するリスク制御措置として「内部制御システム」に、そしてそれが機能しているかを監視するものとして「内部監視システム」に組み込まれているのである。ここから、リスク早期認識システムはリスク・マネジメントの概念を媒介にして内部統制システムを形成することが改めて確認されるのである。

第4節 リスク早期認識システムの監査

決算監査人の監査の目標は、リスク早期認識システムが、存続を危うくするリスクを早期に認識するために適切であるかを明確にすることにある。その際、決算監査人の判断の中心は、作成されたシステムに関する文書が前提となる。ここでは、監査範囲、監査計画および監査実施の順に考察する。

1 監査範囲

監査の範囲として、決算監査人は次の判断にいたることが、求められている。

- 取締役は株式法第91条第2項にしたがい必要とされる措置を講じたか、
- これらの措置が目的にかなっているか、
- これらの措置が監査されるべき全体の期間の間、遵守されているか。

すなわち、リスク早期認識システムの監査は、措置の存在、その合目的性およびその継続的適用が監査されなければならないのである。リスク早期認識システムの監査は、IDW PS 340において、システム監査にかかわる問題であり、業務執行監査（Geschäftsführungsprüfung）にかかわる問題ではないことが明言されている⁽²⁹⁾。

2 監査計画

監査計画を立案する上での留意事項は次のとおりである。

商法典第317条第4項にしたがう監査の計画は、決算監査人が株式法第91条第2項にしたがい講じられた措置に関して十分な知識を獲得していることを前提とする⁽³⁰⁾。経営管理者による措置の判断に際して、決算監査人により獲得された営業活動および経済的・法的環境の知識は、極めて重要となる。決算監査人にとって、企業のリスクを包含する経済状態に関する判断を行うことが重要となるからである。

この知識には、経営管理者と従業員のリスク意識の基本的な立場に関するイメージ（Bild）が含まれる。従業員を職務に習熟させるための措置、および全ての階級レベルにおけるリスク把握とリスク・コミュニケーションの重要性を明確にするために編成された措置が評価されなければならない。

⁽²⁹⁾ IDW PS 340, Tz.19.

⁽³⁰⁾ IDW PS 340, Tz.20.

次に、決算監査人は、現存のシステムに関して十分な理解を得なければならないことである。このシステムは、会社に監査の準備があることを前提とする。前節(6)で述べたように、これは、システムに関する文書が存在することを意味する⁽³¹⁾。

3 監査実施

決算監査人は最初に、企業によって作成された文書に基づいて、株式法第91条第2項にしたがい実施された措置の存在を確認しなければならない⁽³²⁾。

次に、決算監査人は、企業経営者によって実施された措置が適切であったかを判断しなければならない⁽³³⁾。実施された措置の適正の判断は、全ての重要なリスクがリスク早期認識システムによって適切にかつ早期に把握され、評価されおよび伝達されたかについて判断される⁽³⁴⁾。この場合、企業経営者が株式法第91条第2項に従い適切な措置を講じている限り、システム監査により、試査によって、その有効性および監査されるべき事業年度にわたる継続的な適用が監査されなければならない⁽³⁵⁾。

最後に、実施された措置への遵守は、生じた関係書類の監査によって(例えば、統制手続による)ならびに質問および観察によって確認される。その際、とりわけ、次の機能監査(Funktionsprüfung)が考慮される⁽³⁶⁾。

- 責任ある立場の者が、その割当てられた任務を理解しかつ、意図されたように履行したかを判断できるように、リスク把握の資料を検査する。
- 認識されたリスクが正規に分析され、かつ情報が責任ある立場の者に、さらに伝達されているかを判断するために、異なる階級組織のレベルおよび様々な機能領域の中でのリスク・コミュニケーションに関する資料を検査する。
- 設置された統制措置(例えば、報告範囲の遵守)に関して質問および観察をする。
- 内部監査の監査プログラムおよび作業書類を検査する。

⁽³¹⁾ Böcking/Orth (2000) , S.249.

⁽³²⁾ IDW PS 340, Tz.24.

⁽³³⁾ IDW PS 340, Tz.26.

⁽³⁴⁾ IDW PS 340, Tz.27.

⁽³⁵⁾ IDW PS 340, Tz.31.

⁽³⁶⁾ IDW PS 340, Tz.31.

第5節 監査報告

ドイツでは法定の決算監査において、決算監査人により「監査報告書」（商法典第321条）および「確認の付記」（商法典第322条）の提出が義務付けられている。以下では、監査対象たるリスク早期認識システムに関する監査判断の監査報告を考察する。

1 監査報告書

リスク早期認識システムの監査に関する監査報告書における報告は、商法典第321条の法規定にしたがう。前述のように、商法典第321条第4項により指示されているリスク早期認識システムの監査に関する報告について⁽³⁷⁾、商法典第317条第4項による監査の結果は、監査報告書の特別な部分に記述されなければならない。監査報告書における報告義務のさらなる具体化は、監査基準IDW PS 340および450によって明らかにされている。

まず、決算監査人が、取締役が存続を危うくするリスクの早期認識に対する適切な措置を講じているとの最終的な判断に至ったならば、その旨が監査報告書の特別な文節において明確な表現で記述される。IDW PS 450, 第105項の文例によれば次のとおりである。

「われわれの監査は、取締役会が株式法第91条第2項により要求されている措置、とりわけ監視システムの設置が適切な方法で講じられ、また監視システムが会社の存続を危うくする発展を早期に認識することができることを明らかにした。」

次に、取締役が存続を危うくするリスクの早期認識に対する適切な措置を講じたことが確認できなかった場合には、改善が求められる領域を指摘しなければならない。だが、IDW 450によれば、決算監査人は、監査の枠組みの中で発見した早期認識システムの欠陥またはその誤りに関して、監査報告書の中で具体的にそれを挙げ、改善するための措置を指摘する義務はないとする⁽³⁸⁾。ここで、Böcking/Orthの見解を示そう。すなわち、かかる欠陥除去の措置は、企業経営者の決定を意味し、そのため取締役会の判断を必要とするので、監査人の側からは監査報告書において適切な措置を詳述する必要はないとされる。決算監査人は前もって、取締役会に具体的な修正措置を与えることはしないことが確認されなければならない⁽³⁹⁾。IDWは、特に株式法第111条に基づく取締役の決定の監視は、本来監査役会の任務であることから、決算監査人を通じて、取締役の評価を求めるべきではないことを明確にしたとしている⁽⁴⁰⁾。KonTraGによって改正された委任権限（株式法第111条第2項第3文および商法典第318条第1条）によって、直接的な監査報告書の受け手は監査役会となっている。Böcking/Orthによれば、決算監査人は監査報告書を通じて、あくまで監査役会を支援するという位置付けが確認さ

(37) 商法典第321条第4項は次のとおりである。

「監査の枠内において、第317条第4項による判断が述べられているときは、その結果が監査報告書の特別な部分において記述されなければならない。内部監視システムを改善するための措置が必要であるかにつき、立ち入らなければならない。」（訳文については鈴木（2000）、142頁を参照した。）

(38) IDW PS 450, Tz.106.

(39) Böcking/Orth（2000）、S.249.

(40) Böcking/Orth（2000）、S.249.

れるのである⁽⁴¹⁾。

2 確認の付記

確認の付記は、付与に際して決算監査人によって、商法典第322条の規則にしたがう。

さらに、確認の付記の付与に関して監査基準IDW PS 400において表現されている職業身分上の諸原則が基礎に置かれなければならない。

まず、商法典第322条第1項第3文は、決算監査人によってなんら異議が申し立てられなければ、その確認の付記において、商法典第317条にしたがって実施された監査はなんら異議に至らなかったことを説明しなければならないとしている⁽⁴²⁾。また、商法典第322条第4項第1文は、異議が申し立てられるのであれば、決算監査人は第1項第3文による彼の言明を限定するかまたは拒絶しなければならないとする⁽⁴³⁾。したがって、商法典第317条第4項により実施されたリスク早期認識システムの監査の結果は、少なくとも欠陥があれば、確認の付記に記載されるのである。

リスク早期認識システムの監査が監査証明たる確認の付記に与える影響は次の点である。

第1に、商法典第317条第4項によるリスク早期認識システムの監査は、商法典に規定された監査義務であることが確認されなければならない。Böcking/Orthによれば、この点において、たとえば経済状況の監査および業務の監査の場合のような、そのほかの監査の拡大とは異なる⁽⁴⁴⁾。

第2に、この監査は、商法典第322条により最終的な監査判断が表明されなければならない商法上の決算監査の要素であることである。確認の付記の限定または拒絶を根拠づけるリスク早期認識システムに関して確認された重要な欠陥は常に言及されることになる。これについては、IDW PS 400において具体化されている⁽⁴⁵⁾。なお、詳細は第9章で検討する。

⁽⁴¹⁾ Böcking/Orth (2000) , S.249.

⁽⁴²⁾ 鈴木 (2000) , 143 頁。

⁽⁴³⁾ 鈴木 (2000) , 143 頁。

⁽⁴⁴⁾ Böcking/Orth (2000) , S.249.

⁽⁴⁵⁾ IDW PS 400, Tz.72. なお、確認の付記の監査判断の類型は、第9章で行う。

第6節 リスク早期認識システムの問題性

最後に、再度、決算監査人の監査対象としての「リスク早期認識システム」に言及し、Böcking/Orth (2000) の見解に依拠しつつ、問題点の指摘を行いたい。

第1に、職業団体たるIDWが、リスクマネジメントのうち監査対象として概念化した「リスク早期認識システム」なる概念規定に関して注目したい。

企業目標ならびに企業戦略の決定は、企業経営者の職務であり、その決定によって企業のリスクポジションおよびリスク戦略が定まる。したがって、リスクマネジメントには企業経営を支援する一つの機能が認められる。経営者のリスクは基本的にチャンスとも向き合っているもので、将来の目標設定に関する手がかりとなる問題点は、リスクの分析から明らかになるのが通常である。したがって、Böcking/Orthによれば、IDWにより選択された概念化は誤解を引き起こすことが指摘されている。すなわち、彼らによれば「早期認識システム」の名称のもとでは、経営経済上の文献上、システムはリスクとチャンスの早期の位置測定に適すると理解されるのである。確かに、リスクの定義は広義では損害の危険およびチャンスを含むが、IDWの職業基準においては、リスクに関して、不利な将来の発展の可能性とだけ理解され、前述のように狭義のリスクの意義に焦点が合わされていることが指摘されている。これまでのIDW PS 340による理解にしたがえば、システムは単に企業の存続を危うくするリスクが早期に認識されているかを監査することにあるから、言うまでもなく、存続を保障する規模を表す重要なチャンスは注目されていない状態ある。その点では、Böcking/Orthにしたがえば、IDWによって定義されたリスク早期認識システムは、単にリスクを狭義に把握した「早期警告システム (Frühwarnsystem)」に分類されなければならない⁽⁴⁶⁾。

第2にいわゆる「期待ギャップ」の観点である。Böcking/Orthは、一般に、リスクとチャンスに関する純粋な情報だけでなく、対抗措置を可能にする「早期解決システム (Frühaufklärungssystem)」を設置する義務は、株式法第91条第2項に結びつけられていると述べている。すなわち、設置された措置が狭義のリスクを認識しかつ伝達するのに適するにすぎず、対応する対抗措置を講ずることがないとすれば、株式法第91条第2項における監視機能の具体化は空虚なものとなるとする。したがって、法規定の職業基準によるリスク早期認識システムの定義は、決算監査の範囲に関する一般の期待に対応しない可能性があることが指摘される⁽⁴⁷⁾。

期待ギャップの終結が達成されるであろうか、という疑念が依然として残るのである。

⁽⁴⁶⁾ Böcking/Orth (2000), S.249.なお、ドイツにおいて2004年に施行された貸借対照表法改革法 (BilReG) によって、「チャンス」に関する報告義務が商法典に規定された。この点に関しては、石川 (2006) で詳細な検討が行われている。

⁽⁴⁷⁾ Böcking/Orth (2000), S.249.

第7節 小括

これまで検討したように、株式法第91条第2項により取締役により講じられる措置で、職業身分上の解釈として監査対象とされるのは、リスク早期認識システムと内部監視システムである。本章はこれらと内部統制システムとの関係を踏まえて検討した。決算監査人の監査の目標は、リスク早期認識システムが、存続を危うくするリスクを早期に認識するために適切であるかを明確にすることにある。決算監査人は、営業活動および経済的・法律的环境の知識を獲得し、作成されたシステムに関する文書を前提に監査を実施し、最終的な監査判断は、「監査報告書」および「確認の付記」に記載されて伝達されることになる。1998年5月に有効になったKonTraGを契機に改正または設置されたリスクの把握、報告および監査に関する諸規定の中で、とりわけ、リスク・マネジメントの監査を含む決算監査人の任務を明確にし、その報告義務が明らかになったと考える。すなわち、決算監査人は、取締役が存続を危うくするリスクの早期認識に対する適切な措置を講じているとの判断に至ったならば、その旨が監査報告書の特別な文節において明確な表現で記述される。次に、取締役による適切な措置を確認できなかった場合には、改善すべき領域を監査報告書において指摘しなければならない。しかし、決算監査人は決算監査の枠組みの中で発見した早期認識システムの欠陥に関して、改善のための措置を指摘する義務はない。欠陥除去の措置は、取締役会の判断を必要とするため、監査人から監査報告書において適切な措置を詳述する必要はないのである。決算監査人は前もって、取締役会に具体的な修正措置を与えることはしないことが確認されなければならない。取締役の決定の監視は、本来監査役会の任務である。監査報告書の直接的な受け手は監査役会であり、決算監査人によって、取締役の評価を求めるべきではないことを明確にしたのである。

しかし、決算監査人は監査報告書をつうじて、監査役会を支援するという位置付けが、監査基準をつうじて正式に確認できるのである。いわば決算監査人の監査報告書による監査役会支援機能が、1998年のKonTraGによる商法典の改正の段階で導入され、IDW PS 360および450でいち早く具体化されたことは注目に値する。ドイツのコーポレート・ガバナンスにおける監査役会の監視機能にその基盤をみることができると思われる。

第Ⅲ部

ドイツ監査報告制度の変革

第8章

監査報告書および監査証明「確認の付記」の変革動向

第1節 問題設定

前章で述べたように、1998年5月に施行されたKonTraGをつうじた商法典および株式法の改正による諸規制は、第1に企業に対して組織的にリスクを把握しかつ報告する義務を課すものである。すなわち、改正された商法典289条第1項にしたがえば、資本会社の取締役は、状況報告書において「将来の発展のリスク (Risiken der künftigen Entwicklung)」を明確に報告しなければならないのである⁽¹⁾。

これに関連し、既に考察したように、取締役は改正された株式法91条第2項にしたがい、リスク・マネジメント・システムと監視システム、つまりリスク早期認識システムを設置し、将来の発展のリスクを突き止めるよう求められているのである⁽²⁾。

以上のような企業に求められる新たな義務に対応するため、年度決算監査における「監査の対象と範囲」(商法典第317条)、「監査報告書」(商法典第321条)および「確認の付記」(商法典第322条)の諸規制が改正されたのである。ここで、ドイツにおける年度決算書は貸借対照表、損益計算書および附属説明書であり(商法典第242条第3項および第264第1項)、年度決算監査は商法典第317条によれば、会計帳簿を含む年度決算書および状況報告書をその対象とする。しかし、今回317条は次のように改正されたのである。同条のこれに該当する規制は次のとおりである。

⁽¹⁾ 商法典第289条によれば状況報告書には次の事項が記載されなければならない。その全文は次のとおりである。

「(1) 状況報告書においては、実質的諸関係に合致する写像を伝達するために、少なくとも資本会社の営業経過および状況が記述されなければならない。その際、将来の発展のリスクにも立入らなければならない。

(2) 状況報告書は、次の事項を記載するものとする。

1. 営業年度の終了後に生じたとくに重要な事象
2. 資本会社の発展の見通し
3. 研究および開発の領域」

なお、本稿の本文および注において引用したドイツ商法典の規定に関しては、KonTraGによる改正前の規定は宮上一男、W.フレーリックス監修『現代ドイツ商法典 第2版』、改正後の規定は鈴木義夫著『ドイツ会計制度改革論』を参照した。また法文中の下線は筆者が付したものである。

ここで、Baetge/Linßenは上記改正後の商法典第289条第1項の取締役の報告を「リスク報告」(Risikobericht)と呼ぶ。Baetge (1999), S.381.

⁽²⁾ 第II部で監視システムの経営経済学的概念から、内部統制システム、そして監査対象としてのリスク・マネジメント・システムまで考察した。

「……状況報告書が全体として企業の状況についての適切な観念を伝達しているかにつき、……状況報告書は監査されなければならない。その際、将来の発展のリスクが適切に記述されているかについても、監査されなければならない。」（第317条第2項）

「公式の相場場で株式を発行した株式会社にあつては、さらに、取締役が株式法第91条第2項によりこの者に義務づけられている措置を適切な形で講じたかにつき、かつまた、それにより設置されるべき監視システムがその任務を果たしうるかにつき、監査の枠内において判断されなければならない。」（同条第4項）

すなわち、「将来の発展のリスク」に関する監査、さらには取締役の設置する「監視システム」についてまで、監査の範囲が拡大したのである⁽³⁾。以上の監査対象の拡大に伴い、後に詳述するようにKonTraGにより改正された商法典の規制にしたがい、決算監査人はその監査報告書および確認の付記において、企業の存続に関して現存するリスク（以後、「存続リスク (Fortbestandsrisiko)」⁽⁴⁾とする) または「将来の発展のリスク」を報告しなければならないのである。しかし、「存続リスク」および「将来の発展のリスク」をもたらす企業の状態の悪化がいつ生じ、決算監査人はいつからそれを報告すべきであるのか、これまでその明確な判断基準と分析手法がなかったのである。

そこで、本章は企業の「存続リスク」および「将来の発展のリスク」について、決算監査人はいかなる方法を用いてこれらのリスクを客観的に把握し、かつこれらを監査報告書および確認の付記においていかに記述すべきであるかを明らかにするものである。この問題を解明する意味から、直接の考察対象としてBaetge/Linßenの論考「決算監査人による経済状態の判断と、監査報告書および確認の付記における意見の記述」（1999年）⁽⁵⁾を取り上げる。すなわち、そこに展開されている年度決算書分析の新たな手法を考察し、このことを通じて、決算監査人による客観的な経済状態の判断の論理を吟味することが本章の意図するところである。まず第2節において、KonTraGによる決算監査人の監査任務を概説した上で、「存続リスク」および「将来の発展のリスク」発見の必要性を導出する。次に第3節においては、これらのリスクを客観的に把握する方法として、Baetge/Linßenの提唱する年度決算書分析を取り上げ分析する。そこでの分析結果を前提に第4節では、監査報告書および確認の付記におけるリスクの記述方法とその意義を考察する。

(3) 鈴木 前掲書 141 頁。

(4) Baetge/Linßen, a. a. O., S.371.

(5) Baetge, Jörg/Linßen, Thomas, Beurteilung der wirtschaftlichen Lage durch den Abschlussprüfer und Darstellung des Urteils im Prüfungsbericht und Bestätigungsvermerk, in: Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis (BFuP) , Heft 4/99, Jg., 1999, S.369-389.

第2節 決算監査人による「存続リスク」と「将来の発展のリスク」 発見の必要性

1 監査報告書に記載される「存続リスク」と「将来の発展のリスク」

ここでは、特に決算監査人の「存続リスク」と「将来の発展のリスク」に関する報告義務を明確にするために、関連する規定について、旧商法典（1986年1月より実施）と改正された商法典の比較を行いつつ、これらのリスク発見の必要性を導出する。

まず、旧商法典第321条第2項の規定は次のようであった。

「決算監査人が、その職務を遂行するに際し、被監査企業の存続を危うくする事実、または、その発展を著しく阻害し得る事実、もしくは法律、会社契約または定款に対する法定代表者の重大な違反を認知せしめる事実を確認した時は、決算監査人は、この事実についても報告しなければならない。」

この旧商法典の規定から、これまで決算監査人には既に「企業の存続を危うくする事実」、または「その発展を著しく阻害し得る事実」を報告すべき義務が課されていたことが注目される。決算監査人のこの報告義務をBaetge/Linßenは、「説明報告義務 (Redepflicht)」と呼ぶ⁽⁶⁾。だが、「説明報告義務」について、これまでその限界が指摘されてきたのである。例えばGieseは次のような見解を表明している。すなわち、「旧商法典第321条第2項に従った説明報告義務は、リスクが監査実施の際に確認された場合に存在するにすぎなかったのである。」⁽⁷⁾と。つまり、彼によれば、旧商法典にしたがう限り、特に「存続を危うくする事実」および「企業の発展を著しく阻害し得る事実」を突き止めることは、必ずしも体系的に必要とされなかったのである⁽⁸⁾。Baetge/Linßenも本来、「監査報告書には、監査役会の義務である企業の監視を行う際に、監査の確認および結果の文書化を通じて、監査役会を支援する任務がある」と述べている。つまり、監査報告書による監査役会を支援する機能である。しかし、これまで決算監査人のこの任務が十分に機能しなかったことを指摘しているのである⁽⁹⁾。

⁽⁶⁾ Baetge/Linßenはこの説明報告義務について、次のように述べている。「立法理由書によれば、この規定は、旧商法典第321条第2項の規定と同等に扱わなければならない。すなわち、いわゆる決算監査人の説明報告義務が新しい法規則の中で、実質的に規定されたのである。」と (Ebd., S.372.)。

⁽⁷⁾ Giese, Rolf, Die Prüfung des Risikomanagementsystems einer Unternehmung durch den Abschlußprüfer gemäß KonTraG, S.458.

⁽⁸⁾ Ebd., S.458

⁽⁹⁾ Baetge/Linßen, a. a. O., S.371.

そこで、KonTraGにより商法典第321条は、次のように改正されたのである。

「この報告書において、法定代表者による企業またはコンツェルンの状況判断に先だつて、意見の表明がなされなければならない、その際とくに、状況報告書を考慮した上で、また、コンツェルンの親企業のコンツェルン決算書の監査に際しては、コンツェルン状況報告書を考慮したうえで、企業の存続と将来の発展にまで立ち入らなければならない。」（商法典第321条第1項第2文）

「さらに、監査の実施に際して虚偽または法律規定にたいする違反、ならびに、監査される企業またはコンツェルンの存在を危うくするかもしくはその発展を著しく阻害しうるか、あるいは、法定代表者または被用者による法律、会社約款または定款にたいする重大な違反となる事実が確認されたかにつき、記述されなければならない。」（同条第1項第3文）

まずここで、商法典第321条第1項第2文により決算監査人は、企業の経済状態に関する取締役の判断を監査しなければならないことが確認される。その際、特に注目されるのは企業の「存続リスク」と「将来の発展のリスク」にまで及ぶことが明確化されたことである。Baetge/Linßenは、この新規制に関し次のような見解を示している。すなわち「決算監査人が極めて重要な位置を占める場所で、つまり監査報告書のすぐ冒頭の部分で、取締役による企業の状態の判断に対して意見を表明しなければならないことを意味するのである。」⁽¹⁰⁾と。その目的は彼らによれば、監査意見の表明に際して、企業の経済状態に対する決算監査人による説明を与えることで、監査報告書の受け手が、企業の状態を自主的に評価できるようにすることにある⁽¹¹⁾。

次に、商法典第321条第1項第3文によれば、決算監査人は監査に際して監査される会社の存続を危うくし、または当該会社の発展を著しく妨げうる事実を突き止め場合には、これを報告しなければならないのである。つまり、この報告は、状況報告書における取締役のリスク報告には不足しており、かつ重大な「存続リスク」と「将来の発展のリスク」を決算監査人が自ら判断し報告するよう明記しているのである⁽¹²⁾。

ここにおいて、決算監査人が以上のような義務を果たすためには、企業に対し包括的かつそれを詳述できる写像をもつことが求められるのである。

2 確認の付記に記載される「存続リスク」と「将来の発展のリスク」

旧商法典第322条によれば、無限定の確認の付記は広範囲にわたる企業外部の受け手に対し、企業

⁽¹⁰⁾ 商法典第321条第1項第2文の意義付けについては、次の文献も参照した。

Kassel, Ludwig, Gedanken zur Berichterstattung des Abschlußprüfers nach der Neufassung des §321 HGB, in: Die Wirtschaftsprüfung (WPg), 51. Jg., 1998.

⁽¹¹⁾ Baetge/Linßen, a. a. O., S.372.

⁽¹²⁾ Baetge/Linßenによれば、ある特定の事実が、将来企業の発展を阻害し、その上、将来企業にとって存続を危険にさらすような結果となり得る場合であれば、決算監査人に報告義務が課されるのである。この報告義務は、当該事実が既に状況報告書によって報告されているか、または決算監査人により確認の付記が限定されている場合であっても同様に課されるのである（Ebd., S.372. §321 Abs.1 S.3 HGB.）。

の年度決算書が監査され、かつ決算監査人によってなんら異議が申し立てられていないことを知らしめるものであった。これまで、「定型文言証明書 (Formeltestat)」⁽¹³⁾によって決算監査人は、年度決算書が法律の諸規則を遵守し、かつ正規の簿記の諸原則にしたがい、企業の実質的諸関係に合致した財産状態、財務状態および収益状態の写像を伝達していることを確認してきたのである。

しかし、Baetge/Linßenによれば、確認の付記は利害関係者のみならず広く一般に誤って理解されてきたことを指摘している。つまり、無限定の確認の付記が企業に対する「品質保証票 (Gütesiegel)」を示す方法として、かつ企業の存続能力を示すものとして認識されてきたからである⁽¹⁴⁾。そこで、今回KonTraGにより改正された商法典第322条第2項第2文および同条第3項により、決算監査人は被監査企業の存続を危うくするリスクを扱うよう、明確に義務付けられることとなった。該当する規定は次のとおりである。

「企業の存続を危うくするリスクについては、別個に立ち入らなければならない。」(商法典第322条第2項第2文)

「確認の付記においては、状況報告書およびコンツェルン状況報告書が全体として、決算監査人の判断によれば、企業またはコンツェルンの状況についての適切な判断を伝達しているかについても、立ち入らなければならない。その際、将来の発展のリスクが適切に記述されているかについても、立ち入らなければならない。」(同条第3項)

すなわち、決算監査人は状況報告書が、全体として会社の状況に関して適切な観念を伝達しているか、かつ取締役の状況報告書における新たなリスク報告において、リスクが適切に記述されているかを扱わなければならないこととなったのである⁽¹⁵⁾。したがって、決算監査人は今後、確認の付記において広く社会に対しても、企業の「存続リスク」および「将来の発展のリスク」を報告しなければならないのである。つまり、これまでの規制において、決算監査人は状況報告書が年度決算書と合致しているかどうかについて判断していたすぎなかったことから、新規制はこれまで以上に、より高度な法的要求を決算監査人に課すものといえるのである。したがって、決算監査人にとって、確認の付記の提出に際して、企業のリスクを包含する経済状態に関する意見をもつことが重要となるのである。

⁽¹³⁾ Ebd., S.373.

⁽¹⁴⁾ Ebd., S.373.

⁽¹⁵⁾ Ebd., S.374. §322 Abs.2 S.2 HGB.

第3節 企業の存続の安定性に関する貸借対照表信頼性格付け

前述のように、監査報告書および確認の付記に対する新規制は、決算監査人が年度決算書および状況報告書における取締役の記述を適切に判断し、かつその報告義務を果たすことができるよう、「存続リスク」および「将来の発展のリスク」を含んだ企業の経済状況に関する判断を独自にもたなければならぬことを要求するのである。すなわち、決算監査人は、企業の経済状態に関する可能な限り確実でかつ客観的な描写を義務付けられているのである。決算監査人にとって、企業の経済状態に関するその判断が信頼するに足り、かつ客観的であることは、これまで以上により一層重要となるのである⁽¹⁶⁾。前述のように、今後決算監査人は、監査報告書により監査役会への支援をより強化し、確認の付記においては、社会に対してもまた「存続リスク」および「将来の発展のリスク」を別個に扱わなければならないからである。そこで、本章ではBaetge/Linßenに従って、決算監査人はいかなる手法を用いてこれらのリスクを独自に判断するかを分析する。

1 「存続の安定性およびリスク」の判断

Baetge/Linßenは、年度決算書を用いて企業の経済状態を判断するよう提案している。つまり、後述の特定の手法を用いて、貸借対照表日現在の「存続の安定性」(Bestandsfestigkeit)を判断するのである。これは「貸借対照表信頼性格付け」(Bilanzbonitätsrating)または単にBP-14⁽¹⁷⁾と総称され、企業の経済状態を的確に判断する有力な指標であると位置付けられている。以下に示す図表8-1は、年度決算書分析の出発点となるBP-14を構成する各指数である⁽¹⁸⁾。

図表8-1に示された各指数は、年度決算書の情報領域、つまり財産状態、財務状態および収益状態を示す209の指数の中から、特に企業の信頼性に着目して選択された14の指数の解説と定義を示している。つまり、これら14の指数は全て財産状態、財務状態および収益状態の中の各情報領域に分類されているのである。したがって、各指数の数値を用いることにより、企業の特定部分の状態を詳細に判断できることになる。また、図表8-1に見られるように、算出された数値を用いて、存続が危機的な企業(I)と存続が強固な企業(S)の比較を行うことができるのである。Baetge/Linßenによれば、これらの数値を使った貸借対照表の分析の目的は、分析を行う者に企業の経済状態に関する包括的な判断を可能にすることにあり、同時に各情報領域毎に原因の分析を可能にするところにある⁽¹⁹⁾。

⁽¹⁶⁾ Ebd., S.374-375.

⁽¹⁷⁾ Baetge/Linßenによれば、ミュンスター大学(Westfälische Wilhelms-Universität Münster)の監査制度研究所(Institut für Rechnungslegung und Wirtschaftsprüfung)において、1976年以来存続の安定性に関する分析手法が開発されてきた。特に1995年に、IRWにおいて、Baetgeとそのパートナーとの共同作業により貸借対照表信頼性格付けが開発された。彼らはこれを現在は健全であるが、いずれ支払不能に陥る企業を種々に判別するための最も有力な分類指標であると位置付けている。

Baetge/Linßenによれば、貸借対照表信用格付けBP-14の場合に重要なことは、それが、ニューラル・ネットワークである点である。これは、バックプロパゲーション(Backpropagation)アルゴリズムにより調整され、その効率性は最大限に高められているとされる(Ebd., S.373.)。

⁽¹⁸⁾ Baetge/Linßenは本表を「貸借対照表信頼性格付け」BP-14と呼んでいる(Ebd., S.377.)。

⁽¹⁹⁾ Ebd., S.376. なお、Baetge/Linßenが209の指数の中からいかにして14の指数を選択したかについては、Baetge/Linßenの文献からは確認できなかった。

次に、Baetge/LinßenはBP-14による14の詳細な指数による貸借対照表の分析を+10と-10の間をとる「貸借対照表信頼性格付け」に統合する。これは企業を、特定の基準値以上の存続の安定性がある優良等級と特定の基準値以下の存続の安定性、すなわち存続の危険にさらされているリスク等級に分けるものである。これを示したものが図表8-2である。彼らは、図表8-1で示されたBP-14により判断された数値を総合的に判断し、企業を包括的に等級分けしているのである⁽²⁰⁾。なお、図表8-2の中でN-Wertとは、「存続の安定性」ないしは「存続リスク」の値を示す。たとえば、この分析によりある企業が優良等級Aに分類されたとしよう。この企業は貸借対照表日現在、その存続に関して極めて良好な安定性を有していることを示し、存続の危険にはさらされていないことを意味する。一方、ある企業がリスク等級Ⅲに分類されたとする。この企業は貸借対照表日現在、極めて高度な危険をもち、「存続リスク」にさらされていることを示すのである。

図表8-1 貸借対照表信頼性格付け BP-14

| 情報提供領域 | | 指数 | 説明 | 定義 | 仮説 I > S < |
|--------|--------|-------|---|--|------------------|
| 指 数 | 資本拘束期間 | KBD 1 | 資本拘束期間1:企業が自己の様々な債務の返済に応じるために必要とする日数 | $(引受手形 + 買掛金) \times 360 \div 全体給付$ | > |
| | | KBD 2 | 資本拘束期間2: KBD1と同様であり、ここでは、全体給付に代えて売上高が関係づけられているにすぎない。 | $(引受手形 + 買掛金) \times 360 \div 売上高$ | > |
| | 資本拘束 | KB | 資本拘束: やがて短期債務の返済に必要とされる売上高の百分比 | $(短期銀行債務 + 買掛金 + 引受手形 + その他の債務) \div 売上高$ | > |
| | 負債 | FKQ | 他人資本比率: 総資本に占める短期他人資本の割合 | 短期他人資本 ÷ 貸借対照表総額 | > |
| | | FKS | 他人資本構成: 他人資本に占める買掛金と引受手形と銀行債務の割合 | $(買掛金 + 引受手形 + 銀行債務) \div (他人資本 - 前受金)$ | > |
| | 資本構成 | EKQ 1 | 自己資本比率1: 修正後総資本に占める修正後経済的自己資本の割合 | $(経済的自己資本 - 無形財産対象物) \div (貸借対照表総額 - 無形財産対象物 - 流動資産 - 土地及び建物)$ | < |
| | | EKQ 2 | 自己資本比率 2: EKQ 1の自己資本に引当金を追加。引当金には貸借対照表政策的余地があり、また、引当金は多くの場合、より長期にわたり資金調達に役立てられるからである。 | $(経済的自己資本 + 引当金) \div (貸借対照表総額 - 流動資産 - 土地及び建物)$ | < |

⁽²⁰⁾ BP-14の各数値を統合しN-Wertとして数値化し、それに従い企業を貸借対照表信頼性格付けの各等級に分類する方法については、Baetge/Linßenの文献からは確認できなかった。

| | 情報提供領域 | 指 数 | 説 明 | 定 義 | 仮 説 I > S < | |
|--------|---------|---------|--|--|----------------------------------|---|
| 指 数 | 財 務 能 力 | FINK 1 | 財務能力1:キャッシュフローをつうじて返済可能な他人資本の部分 | 収益経済的キャッシュフロー(内部)÷(他人資本-前受金) | < | |
| | | FINK 2 | 財務能力2:キャッシュフローをつうじて返済可能な短期的および中期的な負債部分 | 収益経済的キャッシュフロー÷(短期的他人資本+中期的他人資本) | < | |
| | 補 償 構 成 | AD | 設備補償:これは経済的自己資本が、どれだけ良く長期拘束的な有形固定資産を補償しているかを示すものである。 | 経済的自己資本÷(有形固定資産-土地及び建物) | < | |
| | 収 益 状 態 | 収 益 率 | UR | 売上高経常利益率:通常経営損益として残存する売上高の割合 | 経常経営損益÷売上高 | < |
| | | CF1-ROI | CF1-ROI | キャッシュフロー 1-投下資本利益率:投下資本に対する回収額の百分比 | 収益経済的キャッシュフロー÷貸借対照表総額 | < |
| | | | CF2-ROI | キャッシュフロー 2-投下資本利益率:ここでは、年金引当金繰入額のみ、キャッシュフローが引き上げられる。 | (収益経済的キャッシュフロー+年金引当金繰入額)÷貸借対照表総額 | < |
| | | 人 員 構 成 | PAQ | 人件費率:全体給付に占める人件費の割合 | 人件費÷全体給付 | < |

出所: Baetge/LinBen(1999), S. 377.

図表 8-2 貸借対照表信頼性格付けによる優良及びリスクの分類

| | 分類 | 存続の安定性の程度 | N-Wert |
|-------|-----|------------|---------|
| 優良等級 | AA | 卓越した安定性 | 8から10 |
| | A | 極めて良好な安定性 | 6から8 |
| | BB | 良好な安定性 | 4から6 |
| | B | 満足できる安定性 | 2から4 |
| | CC | 十分な安定性 | 0から2 |
| リスク等級 | C | ほとんど安定性がない | -2から0 |
| | I | 軽度の危険 | -4から-2 |
| | II | 中程度の危険 | -6から-4 |
| | III | 高度の危険 | -8から-6 |
| | IV | より高度の危険 | -10から-8 |

出所: Baetge/LinBen(1999), S. 378.

ここで、BP-14の各指数(図表8-1)と貸借対照表格付け(図表8-2)の関係をより明瞭にするために、現実に分析された結果を示しておこう(図表8-3)。

図表8-3 1993年から1997年に至るCHEMIE株式会社のN-Wertおよび指数

| | | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 基準値 | |
|--------|----------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 指 数 | 財産 状態 | KBD1 | 47.89T | 52.16T | 60.74T | 68.91T | 69.82T | 25.00T |
| | | KBD2 | 48.13T | 53.56T | 61.78T | 68.50T | 70.78T | 25.00T |
| | | KB | 18.83% | 21.01% | 30.75% | 29.36% | 29.16% | 30.00% |
| | | FKQ | 43.70% | 42.12% | 45.11% | 44.11% | 44.76% | 65.00% |
| | | FKS | 31.83% | 34.29% | 40.54% | 39.86% | 41.94% | 55.00% |
| | | EKQ1 | 29.79% | 28.58% | 29.40% | 26.66% | 29.81% | 40.00% |
| | | EKQ2 | 81.79% | 75.35% | 68.77% | 65.93% | 69.74% | 60.00% |
| | 財務 状態 | FINK1 | 18.97% | 16.68% | 10.98% | 9.36% | 15.80% | 32.50% |
| | | FINK2 | 29.08% | 25.85% | 16.29% | 14.01% | 22.98% | 40.00% |
| | | AD | 77.60% | 92.31% | 118.84% | 104.68% | 101.37% | 160.00% |
| | 収益 状態 | UR | 5.99% | 5.60% | 2.60% | 0.65% | 5.04% | 5.00% |
| | | CF1-ROI | 14.01% | 12.13% | 7.75% | 6.82% | 11.35% | 15.00% |
| | | CF2-ROI | 15.14% | 13.22% | 8.90% | 7.41% | 11.68% | 15.00% |
| | | PAQ | 36.25% | 42.23% | 42.11% | 41.74% | 39.31% | 26.00% |
| N-Wert | | 3.73 | 2.95 | 0.80 | -0.01 | 1.33 | | |

Tは日数を示し、基準値は調査の対象となった全企業の平均値を示す。

出所：Baetge(1998), S. 620.

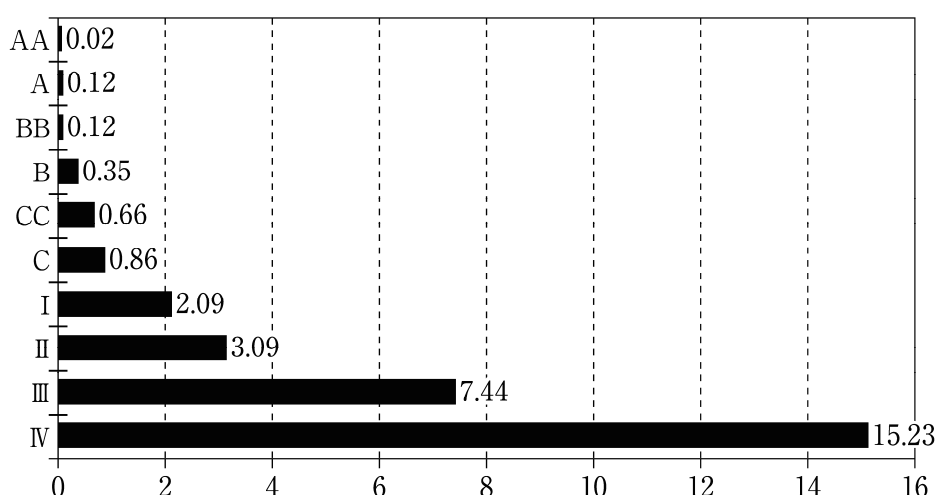
図表8-3にみられるように、分析の対照となったCHEMIE社には、たとえば1993年において3.73のN-Wertが与えられている。これは各指数の値を総合的に判断した結果、企業全体に与えられた「存続の安定性」を示す。すなわち、CHEMIE社は「存続の安定性」3.73をもつ優良等級Bに分類されるのである。一方、1996年においては、CHEMIE社のN-Wertは-0.01を示している。これはCHEMIE社が貸借対照表日現在に、ほとんど「存続の安定性」をもたない優良等級Cに落ち込んでいるとみることができる。

以上のようにBaetge/Linßenは、企業の財産状態、財務状態および収益状態に関連するBP-14の指数を「貸借対照表信頼性格付け」に統合し、企業の「存続の安定性」または「存続のリスク」を特定の企業に観察される包括的な数値として算出するのである。

さて次に、図表8-2で示された「存続の安定性」または「存続リスク」に従った企業の等級による格付けを前提とし、Baetge/Linßenは企業の「支払不能確率」(Insolvenzwahrscheinlichkeit)を算出するのである。それを示したものが図表8-4である。ここでは、ドイツにおける代表的な企業の12,000社を超える年度決算書が分析され、それに基づき支払不能に陥る確率が算出されているのである⁽²¹⁾。

⁽²¹⁾ Baetge/Linßen, a. a. O., S.377.

図表 8-4 経験的な支払不能確率(%)



存続リスクおよび経験的な支払不能の確率(%) (経験的な支払不能の確率を1%と仮定する)

出所：Baetge/Linßen(1999), S. 377.

図表8-4は、ドイツ企業が支払不能に至る確率を1%と仮定し⁽²²⁾、図表8-2に示される優良等級AAからリスク等級IVに分類された各企業の内、現実に支払不能に至った企業数を調べ確率として算出したものである。つまり、各等級の企業の中で、明確に支払不能に陥るといふ類似した特徴を伴うのはどの程度の割合であるかということである。ここで図表8-4から、支払不能の確率は優良等級からリスク等級へと移るにしたがい増加することが観察される。たとえば、支払不能確率0.12%を示すリスクBB等級に格付けされた企業は、存続に関し「良好な安定性」をもつが、そこに支払不能の確率すなわち「存続リスク」が0.12%存在するとみることができるのである。一方、リスク等級IVに分類された企業は15.23%の支払不能の確率、つまり「存続リスク」をもつことを意味し、優良等級BBに格付けされた企業に比べ、約130倍の高い「存続リスク」をもつと分析できるのである⁽²³⁾。

2 「将来の発展のリスク」の判断

これまで、Baetge/Linßenにしたがい、貸借対照表日における企業の「存続の安定性」および「存続リスク」が客観的に計測され判断されるのをみた。だが、このBP-14の指数、「貸借対照表信頼性格付け」、および「支払不能確率」(以下、これらをBP-14と略称する)では、これらを用いたこの分析により確認された結果は、さらに「企業の将来の発展のリスク」への推論となるのかという問題が残るのである。BP-14に基づき企業の「将来の発展のリスク」はいかにして突き止められるのであろうかという問題である。これに関して、Baetge/Linßenは「将来の発展のリスク」は、次の要因に影響されると指摘している⁽²⁴⁾。

⁽²²⁾ Baetge は、この1%という数値はドイツにおいて過去支払不能に陥った企業の確率に相当すると述べている。Baetge, Bilanzanalyse, IDW-Ver, Jg, 1998, S.597.

⁽²³⁾ Baetge/Linßen, a. a. O., S.378.

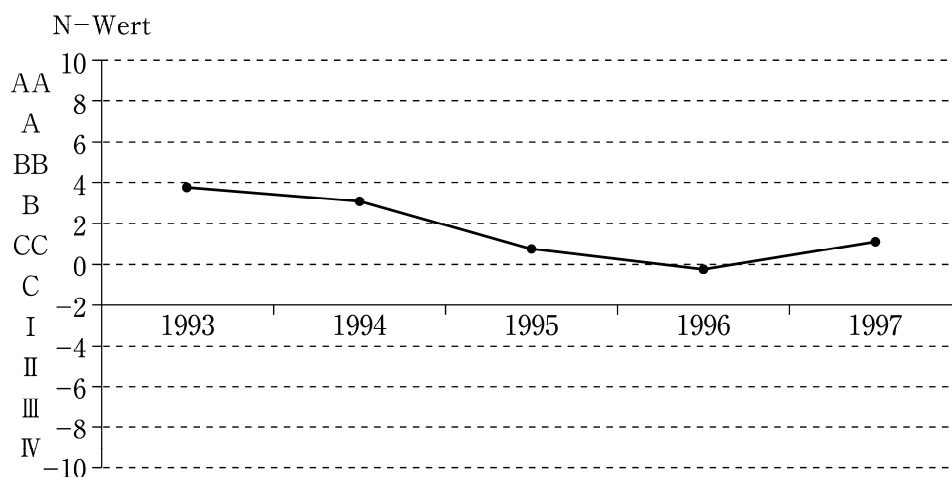
⁽²⁴⁾ Ebd., S.380.

1. 企業の存続の安定性またはリスク。これは既述のように、各年度決算書から突き止めることができる。彼らはこれを「企業の健全状態 (Gesundheitszustand der Unternehmens)」と呼ぶ。
2. 開始された経済活動からのリスク。これは、監査の対象となった決算書から突き止めることができる。つまり、前年度の「存続の安定性」に基づき、当年度開始された経済活動がこれに及ぼす影響を示すのである。彼らはこれを「企業の行状 (Lebenswandel der Unternehmens)」と呼ぶ。

そこで、Baetge/Linßenは次のように述べる。「企業は貸借対照表日に存在する「存続の安定性」に依存して、リスクを伴う経済活動を行うのであり、貸借対照表日において高い存続の安定性があれば、つまり良好な健康状態により、存続を脅かされることなく、高いリスク、すなわち危険な行状に身をさらすことができるのである。」と⁽²⁵⁾。

このことをより具体的に、前記図表8-3のCHEMIE社の実例を用いて考察する。図表8-5は図表8-3で示したCHEMIE社のN-Wertに着目し、その変化を明瞭に観察できるようグラフ化したものである。なお、ここでは1995年を当年とする。Baetge/Linßen に従えば、1994年の貸借対照日現在、2.95の「存続の安定性」をもち優良等級Bに格付けされたCHEMIE社は、1995年の経済活動の結果、図表8-5によれば当該年度の貸借対照日現在、存続の安定性が0.80に落ち込むことが判明する。つまり、前年度の財産状態、財務状態および収益状態の不利な変化、すなわち、ここに「将来の発展のリスク」の存在をみることができると考えられるのである。このことは、Baetgeによれば、良好等級に格付けされた企業においても、前年度に対する「存続の安定性」が悪化している場合には「将来の発展のリスク」が常に観察されることを意味している⁽²⁶⁾。

図表 8-5 CHEMIE 株式会社の「存続の安定性」の変化(1993年-1997年)



出所：Baetge(1998), S. 620.

⁽²⁵⁾ Ebd., S.380.

⁽²⁶⁾ Baetge a. a. O., S.618.

第4節 監査報告書および確認の付記におけるリスクの記述

前述のようにKonTraGによる改正は、リスクの早期発見とその告知を主要な目的としている。取締役のリスク報告のために、状況報告の記述が拡大されたとみることができるのである。Baetge/Linßenは、このリスク報告において取締役は「将来の発展のリスク」を挙げ、かつ可能ならば数量化しなければならないと述べている。すなわち、彼らはまず取締役がBP-14のような数量的な手法を用いてその年度決算書を分析すべきであることを提唱するのである。BP-14によって得られた統計的かつ経験的に裏付けられた支払不能の確率は、状況報告書において示されかつ解釈されるのである。その上で、決算監査人は監査によって得られた結果にしたがい、自らBP-14を作成し自己の判断を行うのである⁽²⁷⁾。

これを前提に、本章では、監査報告書および確認の付記における決算監査人の「存続リスク」および「将来の発展のリスク」の記述方法とその意義を考察する。

1 監査報告書におけるリスクの記述

既に2節でみたように、決算監査人は取締役の状況報告書におけるリスク報告を監査しなければならないのであり、その記述を監査報告書の中で、前もって判断しなければならないのである。その際、決算監査人は、特に「存続リスク」および「将来の発展のリスク」を明確に扱うことが求められていた。それでは、決算監査人はこれらのリスクをどのように把握し、監査報告書に記述するのであろうか。ここでも、Baetge/Linßenの提唱するBP-14による決算監査人の年度決算書分析を前提として検討してみよう。

BaetgeによればBP-14による年度決算書分析は、特に「存続リスク」をもつ企業の監査において、特に有用であると述べている⁽²⁸⁾。それは、Baetge/Linßenも指摘しているように、この分析手法は、企業の「存続の安定性」ないし「存続リスク」を包括的に把握できると同時に、その原因をBP-14の各指数にまで遡って原因分析が可能だからである⁽²⁹⁾。このことを先の図表8-3で示したCHEMIE社の実例を用いてより具体的に分析する。ここでも、1994年と1995年の数値の比較を行う。つまり、決算監査人は監査の結果、各BP-14の数値、監査の対象となる「存続の安定性」(図表8-3より1994年:2.95, 1995年:0.80)を自らの分析により得たと仮定しよう。これは前述のように1995年度が1994年に比べて不利な変化、すなわち「存続の安定性」につき-2.15の変化を示している。だが、この不利な変化は以下の図表8-6で示されるように、BP-14に各指数の変動に帰すことができるのである。なお、図表8-6は図表8-3と対照できるよう1997年までの変化を示している。

図表8-6において ΔN は、監査の対象となった年度の企業全体としての「存続の安定性」または「リスク」の変化と、BP-14の各指数の変化を示している。1994年-1995年を例にとれば-2.15の「存続の安定性」の変化がどのように各指数の変化に影響を受けたかを示すのである。 $\% \Delta N$ の欄は、-2.15、つまり全変動を-100%とした場合に、構成する各指数の変化がそれぞれ何%かを示す。

⁽²⁷⁾ Baetge/Linßen, a. a. O., S.381-382, 383.

⁽²⁸⁾ Baetge, a. a. O., S.614-615.

⁽²⁹⁾ Baetge/Linßen, a. a. O., S.383.

図表8-6 CHEMIE株式会社の存続の安定性に関する各指数の感応性分析

| 1993-1994 | | | | 1994-1995 | | | |
|-----------|---------|------------|--------------|-----------|---------|------------|--------------|
| | | ΔN | % ΔN | | | ΔN | % ΔN |
| 順位 | 指数 | -0.78 | -100.00% | 順位 | 指数 | -2.15 | -100.00% |
| 1 | KBD2 | -0.11 | -14.36% | 1 | KB | -0.31 | -14.29% |
| 2 | CF2-ROI | -0.11 | -14.23% | 2 | CF2-ROI | -0.28 | -13.21% |
| 3 | KBD1 | -0.11 | -13.96% | 3 | UR | -0.24 | -11.29% |
| 4 | CF1-ROI | -0.09 | -11.70% | 4 | CF1-ROI | -0.24 | -11.04% |
| 5 | EKQ2 | -0.09 | -11.70% | 5 | KBD1 | -0.23 | -10.69% |
| 6 | FINK1 | -0.07 | -8.51% | 6 | FINK1 | -0.18 | -8.43% |
| 7 | KB | -0.06 | -7.71% | 7 | KBD2 | -0.18 | -8.38% |
| 8 | FKS | -0.05 | -6.78% | 8 | FKS | -0.17 | -7.69% |
| 9 | FINK2 | -0.05 | -5.85% | 9 | FINK2 | -0.15 | -6.90% |
| 10 | PAQ | -0.04 | -5.59% | 10 | EKQ2 | -0.11 | -5.13% |
| 11 | UR | 0.03 | -3.59% | 11 | FKQ | -0.10 | -4.78% |
| 12 | EKQ1 | 0.03 | -3.46% | 12 | PAQ | 0.00 | 0.10% |
| 13 | AD | 0.01 | 1.06% | 13 | AD | 0.02 | 0.79% |
| 14 | FKQ | 0.05 | 6.38% | 14 | EKQ1 | 0.02 | 0.94% |

| 1995-1996 | | | | 1996-1997 | | | |
|-----------|---------|------------|--------------|-----------|---------|------------|--------------|
| | | ΔN | % ΔN | | | ΔN | % ΔN |
| 順位 | 指数 | -0.81 | -100.00% | 順位 | 指数 | 1.34 | -100.00% |
| 1 | KBD1 | -0.22 | -26.53% | 1 | UR | 0.38 | 28.52% |
| 2 | UR | -0.18 | -21.67% | 2 | CF2-ROI | 0.30 | 22.07% |
| 3 | KBD2 | -0.15 | -18.18% | 3 | CF1-ROI | 0.26 | 19.21% |
| 4 | CF2-ROI | -0.10 | -12.83% | 4 | FINK1 | 0.22 | 16.06% |
| 5 | EKQ1 | -0.07 | -8.84% | 5 | FINK2 | 0.15 | 11.00% |
| 6 | FINK1 | -0.05 | -6.72% | 6 | EKQ1 | 0.08 | 6.09% |
| 7 | EKQ2 | -0.05 | -6.60% | 7 | EKQ2 | 0.07 | 5.28% |
| 8 | CF1-ROI | -0.05 | -6.60% | 8 | PAQ | 0.04 | 3.01% |
| 9 | FINK2 | -0.04 | -4.61% | 9 | KB | 0.01 | 0.51% |
| 10 | AD | -0.01 | 1.12% | 10 | AD | -0.00 | -0.15% |
| 11 | PAQ | 0.01 | 0.75% | 11 | KBD1 | -0.02 | -1.61% |
| 12 | FKS | 0.02 | 2.49% | 12 | FKQ | -0.02 | -1.76% |
| 13 | FKQ | 0.04 | 4.61% | 13 | KBD2 | -0.05 | -3.52% |
| 14 | KB | 0.05 | 5.85% | 14 | FKS | -0.06 | -4.69% |

出所：Baetge(1998), S. 626-627.

さらに、その占める割合が高い順に14の指数は表示されているのである。これに従えば、-2.15の不利な変化の約50%は、KB, CF2-ROI, UR, CF1-ROIの指数の変化に起因することが判明する⁽³⁰⁾。すなわち、決算監査人は「存続の安定性」の変化を、この4つの指数を構成する分子と分母に、つまり年度決算書項目に至ることをつうじて、企業の危機的な状況および弱点を突き止めることができるのである。Baetge/Linßenは、企業の包括的な「存続の安定性」または「存続リスク」の変化から各指数の変化に至る分析を「BP-14ピラミッド」と呼び、各構成要素の変化率の分析を「感応性分析(Sensitivitätsanalyse)」と呼んでいる⁽³¹⁾。

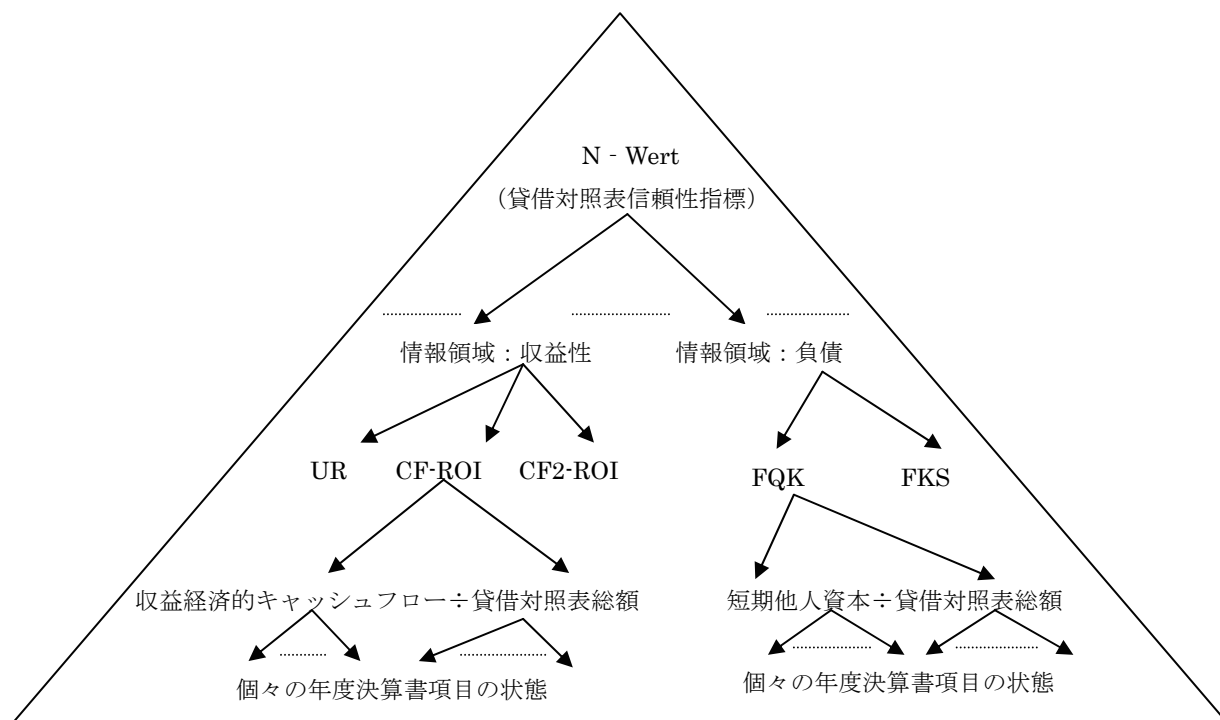
加えて、彼らは決算監査人によってその他の指数の変化も監査報告書に報告すべきであると述べている⁽³²⁾。これらは前掲図表8-6に示されたように、各指数の変化を通じて既に識別されている。彼らはこれらが報告された場合には、監査報告書の受け手に何ら刺激を与えないのは好ましくないため、監査報告書において決算監査人による解説を求めるのである⁽³³⁾。

以上述べたように、Baetge/Linßenによれば、決算監査人は監査報告において、BP-14の各指数および企業全体に関する「存続の安定性またはリスク」、「支払不能確率」、さらには「感応性分析」に従った自己の分析に至るまで記述することによって、「存続リスク」および「将来の発展のリスク」を含めた企業の経済状態を記述するのである。

(30) Ebd., S.384.

(31) Ebd., S.384. なお、「BP-14ピラミッド」に関してBaetgeは次の図を示している。本文での分析では、指数としてKB, CF2-ROI, UR, CF1-ROIが選択されているが、ここでは特にCF1-ROIおよびFKQを例として、それが選択された場合、次に指数の定義に進み、さらに各決算書項目に至ることが図示されている。

図表8-7 BP-14ピラミッド



出所：Baetge(1998), S. 614.

(32) Baetge/Linßen, a. a. O., S.384.

(33) Baetge/Linßen, a. a. O., S.384.

2 確認の付記におけるリスクの記述

第2節で述べたように、KonTraGにより改正された商法典第322条第2項第2文および同条第3項にしたがい、決算監査人は確認の付記において「存続リスク」および「将来の発展のリスク」を報告しなければならないのである。

さて、BP-14を用いた決算監査人の年度決算書分析によるこれらのリスクの把握は前述のとおりである。すなわち、「支払不能確率」を「存続の安定性またはリスク」として捉え、前年度に比較し不利な変動が観察される場合には「将来の発展のリスク」を把握するのであった。

そこで、これを決算監査人は確認の付記においていかに記述するかが問題となる。これに関して、Baetge/Linßenは次のような見解を示している。すなわち、「監査されかつBP-14により追加的に分析された企業は、ドイツ企業の1%の基準値よりも高い経験的な支払不能の確率を示している場合には、決算監査人は確認の付記において、「存続リスク」を報告しなければならない。」⁽³⁴⁾と。より具体的には、図表8-2における数値が-2より悪化するに至った場合、つまり、企業がリスク等級に格付けされた場合には、その企業には「存続の安定性」はなく、「存続リスク」にさらされているとみて、決算監査人は当該数値を確認の付記において示すべきであるとする見解を表明しているのである⁽³⁵⁾。だが、Baetge/Linßenは、その際の確認の付記の受け手の過剰反応に懸念を示すのである。企業が既に基準値以上の危険にさらされているその数値を、決算監査人が突如として確認の付記で報告することにより、受け手はその報告に対して過剰に反応し、むしろ支払不能の懸念を増幅させるだろうというのである⁽³⁶⁾。そこで彼らは、この問題を回避するためには、決算監査人が確認の付記において、その都度獲得した「存続リスク」を絶えず報告するべきだと述べている。厳密に言えば、「存続リスク」の高さに左右されずにその値を示すのが好ましいのである⁽³⁷⁾。決算監査人が継続的に適切な情報および解説措置を行えば確認の付記の受け手の過剰反応によるリスクは徐々に薄れ、基準値以上の存続のリスクを超えた場合に初めて報告される場合よりも、過剰反応リスクは一層少なくなると考えられるのである。

⁽³⁴⁾ Ebd., S.385.

⁽³⁵⁾ Ebd., S.386.

⁽³⁶⁾ Ebd., S.386.

⁽³⁷⁾ Ebd., S.386.

3 説明報告義務と年度決算書分析

以上、KonTraGにより改正された年度決算監査に関する監査報告書および確認の付記の変革を起点にしてBaetge/LinBenの所説において展開された年度決算書分析を踏まえながら、「存続リスク」および「将来の発展のリスク」の客観的な測定とその記述について論じてきた。

本章で取りあげた株式法91条、商法典289条、317条、321条および322条の改正に一貫して取り入れられているのは、「企業の存続リスク」と「将来の発展のリスク」の早期把握と報告である。取締役は企業内に監視システムを設置し、早期にリスクを発見するとともに、状況報告書においてリスク報告を行うよう義務付けられたのである。これに伴い決算監査人は、状況報告書の監査において取締役のリスク報告が監査対象となり、決算監査人は監査報告書の冒頭で取締役の企業の状態の判断に関して意見を表明しなければならないのである。

ところで、Baetge/LinBenは既述のように、決算監査人が年度決算書および状況報告書の監査過程において発見した「存続リスク」および「将来の発展のリスク」といった発見事項を、監査報告書上で報告する義務を「説明報告義務」と呼ぶ。これは、旧商法典にもみられたところである。その限界について先にGieseの見解を示したが、ここで再度Baetgeの見解を「存続リスク」および「将来の発展のリスク」に注目し、要約的ではあるがみておきたい。彼によれば、旧商法典にも存在したこの義務は、監査報告書の中でこれまで取り扱われてきたとはいえ、その機能が充分果たされてこなかったのである。これは、次のような問題があったからである。すなわち、「存続リスク」および「将来の発展のリスク」の金額が算定されたとしても、企業の状態の悪化がいつ生じ、そして決算監査人はいつからそれを報告すべきであるのか、その明確な判断基準と分析手法がなかったからである⁽³⁸⁾。加えて、この決算監査人による「説明報告義務」が広範囲にわたる影響をもたらすと予想されたからである。つまり、Baetgeによれば、監査人が企業の経済状態に関しなんら客観的かつ包括的な判断をもつことなしに「説明報告」したが故に、主力銀行、株主、債権者を動揺に至らしめ、ひいては信用不安から企業危機をもたらすのであろうと述べているのである。さらに、決算監査人自身も監査委任者との監査契約の解除という不利益を被るのである⁽³⁹⁾。だが、かかる「説明報告義務」の存在意義が否定されるわけではない。決算監査人の的確な「説明報告義務」により、時宜を得た効果的な会社再建が可能となるからである。Baetge/LinBenも指摘しているが、決算監査人のこの義務は改正された商法典第321条第1項第3文に引き継がれているとみることができる⁽⁴⁰⁾。これまでの考察から、今回の改正によりこの「説明報告義務」に課されるのは、決算監査人が取締役による企業の状態の評価を判断し、自ら「存続リスク」および「将来の発展のリスク」を識別し得ることである。すなわち、決算監査人が企業に対して包括的かつそれを詳述できる写像をもつことである。Baetge/LinBenはそのための手段としてBP-14を用いた年度決算書分析を提唱したのである。この手法は、企業の「存続リスク」を「支払不能確率」として簡潔に示すと同時に、決算監査人は貸借対照表の指数とその変動の分析か

⁽³⁸⁾ Baetge, a. a. O., S.617.

⁽³⁹⁾ Baetge, a. a. O., S.617.

⁽⁴⁰⁾ Baetge/LinBen, a. a. O., S.372.

ら企業の部分状態まで解説できるのである。これにより、企業の経済状態に対する広範囲でかつ詳細な説明が可能となるのである。

その際、Baetge/Linßenが強調するのは、「貸借対照表信頼性格付け」および「支払不能確率」は統計的な裏付けをもち、かつ経験的に導かれた客観的数値として算出されていることである。その目的は、前述のようにこれまで指摘されてきた「説明報告義務」の問題を回避することにある。彼らは、このことを次のように述べている。「支払不能の確率の報告は、なんら支払不能の予測（Insolvenzprognose）ではなく、むしろ、リスク等級に格付けされた企業の何パーセントが支払不能の状態になるかを報告するにすぎない」⁽⁴¹⁾と。

第5節 小括

前章において、決算監査人の監査報告書による監査役会支援機能を、IDW PS 360および450の基準によって確認した。本章では、かかる機能が決算監査人の説明報告義務という形でより具体的に精緻化されている状況をみた。その際の手法の1つが本章で考察の対象としたBaetge/Linßenの年度決算書分析である。ここにおいて、決算監査人の監査報告書による監査役会支援機能が具体的に明示されているとみてよいだろう。だが、説明報告義務は以前より存在していたのであり、1998年の商法典の改正を機により強化されたことは注意しなければならない。また、説明報告義務が広範囲にわたる影響をもたらすことはいうまでもない。決算監査人が企業の経済状態に客観的かつ包括的な判断をもつことなしに説明報告したがゆえに、主力銀行、株主、債権者を動揺に至らしめることになる。これらは監査役会を構成し、経営陣に影響力を有するステークホルダーの有力なグループである。信用不安から企業危機をもたらすことにもなりかねないのである。決算監査人の説明報告義務の客観的な裏付けのための1つの手段がBP-14を用いた決算監査人の年度決算書分析なのである。

注目すべきもう1つの観点は、確認の付記における決算監査人による「存続リスク」および「将来の発展のリスク」を報告である。Baetge/Linßenは「存続リスク」を報告しなければならない一定の基準値を示している。しかし、企業がかかる数値を、決算監査人が突如として確認の付記で報告することにより、受け手はその報告に対して過剰に反応し、支払不能の懸念を増幅させる懸念がある。この問題を回避するために、決算監査人が継続的に適切な情報および解説措置を行えば確認の付記の受け手の過剰反応によるリスクは徐々に薄れ、過剰反応リスクは一層少なくなると考えられるのである。

本章では、決算監査人の説明報告義務から監査役会への支援機能の現実的な対応を明らかにした。また公衆に向けて伝達される確認の付記によるリスクの報告についても言及した。そこで次章では、確認の付記に注目し、その記載内容と発展動向をみていく。

⁽⁴¹⁾ Ebd., S.383.

第9章

ドイツにおける監査証明「確認の付記」の変革

—IDW監査基準 400号を中心として—

ドイツにおいて1998年5月に施行されたKonTraGにより、監査証明たる「確認の付記」⁽¹⁾に関する商法典第322条が改正された。これに伴い、IDWは、監査基準「決算監査における確認の付記の正規の付与の諸原則」⁽²⁾（以下IDW PS 400と略称する。）を公表し、経済監査士が決算監査⁽³⁾に関して「確認の付記」を付与または拒絶する際にしたがるべき職業上の見解を表明したのである。

本章は、Lehwaldの論考「決算監査における確認の付記の付与」（2000年）⁽⁴⁾を直接の考察対象として取り上げ、そこで展開されている「確認の付記」の機能、構成要素および決算監査人の判断を検討することによって、IDW PS 400による「確認の付記」の新たな形式および内容について明らかにすることを目的としている。

なお、IDW PS 400は、IDWが基準作成のための体制を整えてすぐ公表した注目すべき監査基準の1つである⁽⁵⁾。しかし、若干の編集上の修正と改正があり、本章は、それを反映した2002年10月付けの基準（以下2002年改正基準という。）を検討の対象としている。また、2002年改正基準は、その後2004年の貸借対照表法改革法（Bi1ReG）による商法典第322条の改正により見直され、2005年10月に改正基準が公表された（以下2005年改正基準という）。さらに2010年11月に国際監査基準（ISA）による国際的な動向を反映した規定を加えた基準が公表されている（以下2010年改正基準という）。

以上のようにIDW PS 400は、商法典の改正、ISAからの影響を受けて改正を繰り返しているが、その基本は大きく変化していないと考えられる。そのため、本章は2002年改正基準を検討の対象とし、必要に応じて2005年改正基準および2010年改正基準に言及する。また、関係する商法典第322条も1998年に改正された法律規定を前提とし、必要に応じて1986年および2004年改正法について本文および注において言及する。

(1) ドイツにおいては、法定の決算監査において、監査人が付与する監査証明に対して法律上、「確認の付記」（Bestätigungsvermerk）という用語が付されている。

(2) Grundsätze für die ordnungsmäßige Erteilung von Bestätigungsvermerken bei Abschlussprüfungen.

(3) ドイツにおける年度決算書は貸借対照表、損益計算書および附属説明書であり（商法典第242条第3項および第264条第1項）、年度決算監査は商法典第317条によれば、会計帳簿を含む年度決算書および状況報告書をその対象とする。年度決算における監査の実施および当該監査の実施と結果に関する「確認の付記」の付与は、経済監査士法（WPO）にしたがい、経済監査士の職業上の任務の一つである。つまり、決算監査は、経済監査士または経済監査会社（Wirtschaftsprüfungsgesellschaft）によって行われるのが通常である（商法典319条1項）。

(4) Klaus-Jürgen Lehwald, Die Erteilung des Bestätigungsvermerks bei Abschlussprüfungen, in: DStR 2000, S.259-264.

(5) 1999年6月24日に公表されている。

第1節 確認の付記の位置付けと構成要素

1 「確認の付記」の位置づけ

ドイツでは法定の決算監査において、決算監査人により「監査報告書」（商法典第321条）および「確認の付記」（商法典第322条）の提出が義務付けられている。監査報告書は業務執行者および取締役会、社員総会ならびに監査役会に対して提出されるよう規定されている。監査報告書は、決算監査人により決算監査の詳細な結果が記述されることになるため、企業内部用の情報手段と位置づけることができる。他方、確認の付記は年度決算書と共に企業外部の不特定多数の受け手に対して公表されるように規定されているのであり、外部公表用の情報手段として監査報告書よりも簡潔な情報が伝達されることになる⁽⁶⁾。確認の付記の記載内容は以下で詳述するが、ここではLehwaldに従い、その記載内容を次のように要約的に示しておく⁽⁷⁾。

- 異議（Einwendungen）が申し立てられているか。
- 年度決算書は正規の簿記の諸原則にしたがい、財産状態、財務状態および収益状態の実質的な諸関係に合致する写像を伝達しているか。
- リスクは企業の存続を危うくするか⁽⁸⁾。
- 状況報告書は全体として、企業の状況に関する適切なイメージを伝達しているか。
- 将来の発展のリスクは適切に記述されているか⁽⁹⁾。

2 「確認の付記」の構成要素

商法典第322条第1項によれば、決算監査人は「確認の付記」において、監査の対象、種類および範囲を記述し、かつその結果を記述しなければならない。ここで注意すべきは、これまで旧法は、「確認の付記」の表現方法について、定式化された中核文言を用いた一定の形式を定めていたのであるが⁽¹⁰⁾、KonTraGによる商法典第322条の改正により、決算監査人によって、自由に表現することが可能になったことである。

しかし、むしろIDWはこれに関する職業上の見解として、IDW PS 400を公表し、決算監査人が「確認の付記」を付与または拒絶する際にしるべき基準を示したのである。それによると「確認の付記」は、次の基本要素から構成される⁽¹¹⁾。

⁽⁶⁾ Ebd., S.259.

⁽⁷⁾ Ebd., S.259.

⁽⁸⁾ 「企業の存続を危うくするリスク」と「将来の発展のリスク」は「確認の付記」に関しては商法典第322条第2項2文、同条3項にそれぞれ規定されている。これらのリスクの記述方法に関する詳細は、第5章を参照されたい。

⁽⁹⁾ 「企業の存続を危うくするリスク」と「将来の発展のリスク」は「確認の付記」に関しては商法典第322条第2項2文、同条3項にそれぞれ規定されている。これらのリスクの記述方法に関する詳細は、第5章を参照されたい。

⁽¹⁰⁾ Lehwald, a. a. O., S.259.

⁽¹¹⁾ IDW PS 400, Tz.17.

図表 9-1 確認の付記の構成要素

| |
|--|
| (1) 表題 (Überschrift) |
| (2) 導入部分 (einleitender Abschnitt) |
| (3) 記述部分 (beschreibender Abschnitt) |
| (4) 決算監査人の判断 (Urteil des Abschlussprüfers) |
| (5) 場合によっては、存続を危うくすることの指摘 (Hinweis auf Bestandsgefährdungen) |

以下では、「確認の付記」の基本要素の順に従って、その内容を検討する。

(1) 表題

IDW PS 400によれば「付記 (Vermerk)」という名称には、追加の表現が与えられなければならない。後述する決算監査人の総括判断が肯定的である場合には、「確認の付記」という名称が使われる。他方、決算監査人の総括判断が否定的である場合、「拒絶の付記 (Versagungsvermerk)」が与えられなければならない⁽¹²⁾。Lehwaldは、この表題において、独立しかつ職業上の宣誓により義務付けられた監査人の「確認の付記」であることを明示すべきであると述べている。彼によれば、「決算監査人の確認の付記」⁽¹³⁾たる文言が好ましいのであり、これによって、確認の付記と年度決算書との混同を防ぐことができるとの見解を示している⁽¹⁴⁾。

(2) 導入部分

ここでは、最初にIDW PS 400が確認の付記の導入部分⁽¹⁵⁾に関して勧告している表現を示そう。

「私/我々は、…から…に至る営業年度に係わる…会社の帳簿記帳を含む年度決算書と状況報告書を監査した。帳簿記帳とドイツ商法規定（および会社約款/定款における補完規定）に従った年度決算書および状況報告書の作成は、同社の法定代表者の責任である。私/我々の任務は、私/我々の実施した監査に基づき、帳簿記帳を含む年度決算書と状況報告書に関する判断を下すことにある。」⁽¹⁶⁾

上記の模範文言では、導入部分において最初に監査の対象の名称が挙げられている。すなわち帳簿記帳、年度決算書、状況報告書、被監査企業および監査対象営業年度である。

次に、業務執行者と決算監査人との間の責任の区分が示されている。Lehwaldも指摘しているように、これは帳簿記帳、および年度決算書と状況報告書の作成に関しては業務執行者が行い、適法性の

⁽¹²⁾ IDW PS 400, Tz.19 ff.

⁽¹³⁾ „Bestätigungsvermerk der Abschlussprüfers“ (Lehwald, a. a. O., S.259.)

⁽¹⁴⁾ Lehwaldによれば、決算監査人が、年度決算書に対する全部の責任を負うといった外観が創出される行為は禁じられるべきである。これについて、彼は次の事項を示している。すなわち、決算監査人は年度決算書に対して「確認の付記」なしに単に署名すること、または年度決算書に自己の押印を付すこと、または用紙としてレターヘッドを用いて伝えることである (Ebd., S.260.)。

⁽¹⁵⁾ 導入部分に先立ち、「確認の付記」の宛名が問題となる。前述のように法定の年度決算書監査に際して、「確認の付記」は、不特定の範囲の者に向けられているのであり、単に監査の委任者に向けられているのではない。それゆえに、Lehwaldは、「「確認の付記」に宛名を書くのは妥当ではない」と述べている。ただし、「任意の年度決算監査の場合には、導入部分において「確認の付記」は、被監査企業に向けられていることが指摘されなければならない」と述べている (Ebd., S.260.)。

⁽¹⁶⁾ IDW PS 400, Tz.27.

判断⁽¹⁷⁾は決算監査人の任務であることを意味する⁽¹⁸⁾。

(3) 記述部分

商法典322条第1項第2文に従えば、「確認の付記」には監査の種類と範囲が記載されなければならない。監査の種類の記事に関して、ここでは特に「決算監査人により年度決算監査が問題とされていることの指摘」をしなければならない。また、監査の範囲に関して、記述すべき項目をLehwaldは次のように列挙している⁽¹⁹⁾。

- 監査が実施されるにあたり依拠した諸原則の列挙（IDWにより確定された正規の決算監査の諸原則の引用）；
 - 会計報告に関係する内部統制システムの有効性に関する判断；
 - 試査（Stichprobe）による証拠書類の検証による判断であることの指摘；
 - 監査においては、適用した貸借対照表計上の諸原則の判断および重要な業務執行者の見積りに対する判断を含む旨の記載；
 - 監査が年度決算書および状況報告書の総括的な記述（Gesamtdarstellung）の分析評価を含む旨の指摘；
 - 監査の計画および実施に際して、会計報告には重大な欠陥がないかについて、十分な信頼性（hinreichende Sicherheit）をもって判断されているかの確認；
 - 監査対象の規模に基づく、もしくは業種特有の諸規定の記載または追加の委任；
 - 監査の範囲に対する補足的指摘；
 - 監査の方法と範囲が監査判断に関する十分に確実な根拠を形成したことの説明
- 以下にPS 400の監査の方法と範囲に関する模範型を示す。

「私/我々は、経済監査士協会（IDW）によって確定された正規の決算監査の諸原則を遵守し、商法典第317条に基づく私/我々の年度決算書監査を行った。同諸原則によると、監査は、正規の簿記の諸原則を遵守し年度決算書によりかつ状況報告書により伝達される財産状態、財務状態および収益状態の写像の記事に重大な影響を及ぼす虚偽および違反が十分な確実性をもって認識されるように計画されかつ実施されなければならない。本監査行為の決定に際して、事業活動に関する知識および会社の経済上および法律上の諸事情に関する知識ならびに可能性のある誤謬についての予測が考慮されている。

本監査の枠組みにおいては、会計報告に関係する内部統制システムの有効性ならびに帳簿記帳、年度決算書および状況報告書における記載事項に関する証拠書類が主として試査に基づいて判断されている。本監査は、法により適用された貸借対照表計上の諸原則および法定代表者の重要な見積りに関する判断、ならびに年度決算書および状況報告書の総括的な記述に関する分析評価を含んでいる。私/我々の見解によれば、本監査が私/我々の判断にとって十分に確実な基礎を形成している。」⁽²⁰⁾

(17) „Beurteilung der Gesetzmäßigkeit“ (Lehwald, a. a. O., S.260.)

(18) Ebd.,S.260.

(19) Ebd.,S.260, IDW PS 400, Tz.30.

(20) IDW PS 400, Tz.36.

第2節 決算監査人の判断

商法典第322条第1項第2文によれば、決算監査人は「確認の付記」において、監査の対象、種類および範囲とともに、その監査結果の判断を記述するよう規定している。これに伴い、IDW PS 400は決算監査人の監査判断（Prüfungsurteil）の内容と形式に関する定式化を行っている。本節では、「確認の付記」の基本要素のうち最後の「決算監査人の判断」を取り出し考察する。

1 監査判断の内容と形式

PS 400によれば「確認の付記」は、実施された監査の結果に関し、明瞭にかつ文書にされた総括判断⁽²¹⁾を含まなければならないとしている。その場合、状況によって、決算監査人は以下の3つの内のいずれかの監査判断を下さなければならない⁽²²⁾。さらにその監査判断にしたがい「確認の付記」は次のように分類される。

- 無限定の肯定的総括判断、この場合には「無限定の確認の付記（uneingeschränkter Bestätigungsvermerk）」となる。
- 限定付きの肯定的総括判断、この場合には「限定付の確認の付記（eingeschränkter Bestätigungsvermerk）」となる。
- 否定的総括判断、この場合には「拒絶の付記」となる。

以下では、各監査判断の記述内容と文例を無限定の確認の付記からみていく。

(1) 「無限定の確認の付記」

無限定の肯定的総括判断が下されるのは、次の場合である。すなわち、「決算監査人は、帳簿記帳、年度決算書および状況報告書に対して、何ら申し立てるべき異議がなく、かつ正規の簿記の諸原則にしたがった年度決算書が財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達し、かつ状況報告書が会社の状態に関する適切なイメージを伝達しかつ将来の発展のリスクを適切に記述している場合」⁽²³⁾である。

ここで、決算監査人の異議は、Lehwaldによれば、例えば以下のことから生じるのである⁽²⁴⁾。

- 帳簿記帳の正規性の欠陥
- 表示および評価規定に対する違反
- 利益および準備金の処分規定からの離脱
- 企業が説明または資料提出義務を十分に果たさないこと

なお、重大ではない異議は、「無限定の確認の付記」の付与を妨げるものではないことをLehwaldは指摘している⁽²⁵⁾。

(21) 本章では„Gesamtaussage“を「総括判断」としている。

(22) Lehwald, a. a. O., S.261, IDW PS 400, Tz.41.

(23) Ebd., S.261.

(24) Ebd., S.261.

(25) Lehwaldによれば「相対的な重要性の点から、虚偽（Fehler）が会社の財産状態、財務状態および収益状態ならびに会社の会計報告の不適切な判断を導くと予想される場合に「異議」は重大であるとみなされる。

無限定の肯定的総括判断を伴う監査判断に関して、IDW PS 400の表現をみておこう。

「私/我々の監査は、何ら異議をもたらさなかった。

私/我々は、年度決算書が正規の簿記の諸原則に従い、会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達していると確信する。状況報告書は全体として会社の状態に関して適切なイメージを与え、かつ将来の発展動向のリスクを適切に記述している。」⁽²⁶⁾

(2) 「限定付の確認の付記」

決算監査人が限定された肯定的総括判断を下す場合について、Lehwaldによれば、次のように示すことができる。まず、決算監査人が、業務執行機関によって作成された年度決算書または状況報告書の特定部分を限定し、異議を申し立てなければならない場合である。もう一つは、監査の制約に基づき監査対象の一部が監査できない場合である。いずれの場合にも、限定されなかった重要な部分はおおむね肯定的状態である。このように、「限定 (Einschränkung)」が付された肯定的総括判断は、「限定付の確認の付記」でなされなければならない⁽²⁷⁾。なお「確認の付記」は、誤謬が監査の終了時点においてもなお生じている場合にのみ限定されなければならない。監査の終了より前に企業により誤謬が除去されていれば、「確認の付記」の限定をする必要がない。また、前述のように、異議が重要でない限り、それが「確認の付記」の限定または拒絶を導くこともない⁽²⁸⁾。

また、Lehwaldによれば「限定」の表現方法について、「決算監査人は、限定の事実と基礎を明瞭に示されなければならない。それが可能でかつ妥当である限り、数字を列挙してその程度が明らかにされるべきである。」⁽²⁹⁾との見解を示している。

(3) 「拒絶の付記」

Lehwaldによれば、「例えば、帳簿記帳の欠陥が極めて重大であるために、会計報告の全体としての言明能力が損なわれる場合」、 「拒絶の付記」が行われる⁽³⁰⁾。つまり、会計報告の大部分に、肯定

彼によれば、決算監査人が、この相対的な重要性を評価できるようにするためには、「たとえば、年度成果、貸借対照表上の自己資本および貸借対照表総額を尺度として利用する」のであり、虚偽をこれらに対応させ、評価しなければならないのである (Ebd., S.261.)。

⁽²⁶⁾ IDW PS 400, Tz.46.

⁽²⁷⁾ Lehwald, a. a. O., S.261.

なお、PS 400は「限定付の確認の付記」の模範文例を示している。ここではその2つを示すことにする。最初は決算監査人が、帳簿記帳または評価および表示規定の違反に関する異議を申し立てたケースである。

「私/我々の監査は、次の限定を除いて、何ら異議はない。滞留している在庫品に関して、商法典第253条第3項2文に従い…ドイツマルクの、より低く測定されるべき価値まで減額記入が実施されていなかった。」(IDW PS 400, Tz.59, 60.)

次は、決算監査人が監査の制約によって明確な実態を判断できず、「確認の付記」を限定した場合である。

「私/我々の監査は、次の限定を除いて、何ら異議はない。・・・ドイツマルクと表示された棚卸資産の在 high は、十分に確認されていない。これは、私/我々が棚卸に立ち会うことができず、かつ代替的な監査の実施を通じて、棚卸資産の存在に関する十分な確証を何ら得ることができなかったからである。したがって年度決算書は、場合によっては、変更されなければならないことは妨げられない。」(IDW PS 400, Tz.61.)

⁽²⁸⁾ Ebd., S. 261.

⁽²⁹⁾ Ebd., S. 261.

⁽³⁰⁾ Ebd., S. 262.

できる結果が現れていない場合、決算監査人の下す異議は極めて重大なはずである。このことは、決算監査人はもはや肯定的な総括判断に至ることはできないことを意味し、「確認の付記」を拒絶するのである。

商法典第322条第4項第3文は、「拒絶の付記」の中で、拒絶に関する全ての重要な理由が記述され、かつ説明されるよう規定している。IDW PS 400に従えば、否定的総括判断を伴う監査判断は、次のように定式化されている。

「私/我々の監査は次の異議をもたらした。年度決算書は会社の存続を不適切に仮定して作成されたのである。すなわち、会社は流動性資源が不安定な状態にもかかわらず、存続が可能となっているのである。さらに経済状態は、状況報告書において適切に記述されていない。会社の帳簿記帳は正規なものではない。これらの異議に基づいて、会計報告に対する肯定的な総括判断はもはや不可能であるから、私/我々は確認の付記を拒絶する。」⁽³¹⁾

さらに、監査判断に続く文節において次の表現が勧告されている。

「私/我々の確信にしがえば、年度決算書は正規の簿記の諸原則に従い、会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的な諸関係に合致する写像を何ら伝達していない。状況報告書は全体として、会社の状態に関する適切なイメージを何ら与えることなく、かつ将来の発展のリスクを記述していない。」⁽³²⁾

決算監査人が、監査が妨げられたことを理由として「確認の付記」が拒絶される場合、次の定式化が考えられる。

「私/我々の監査は、次の異議をもたらした。すなわち、企業経営者により、私/我々は棚卸資産の立会ならびに売掛債権に対する残高確認の入手を禁じられた。このような制限を理由として、私/我々の監査は、棚卸資産在高および債権の実際の金額についてなんら十分な確信が得られなかった。これらは、年度決算書における貸借対照表総額のおよそ80%の金額を示している。説明された実態の重要性に鑑み、私/我々は確認の付記を拒絶する。」⁽³³⁾

⁽³¹⁾ IDW PS 400, Tz.68.

⁽³²⁾ IDW PS 400, Tz.68.

⁽³³⁾ IDW PS 400, Tz.69. なお、前述のように、商法典第322条第2項第2文は、企業の存続を危うくするリスクを別個に取り上げなければならないことを要求している。すなわち、決算監査人は、「確認の付記」の監査判断に続く独立の部分で現存するリスクの種類および状況報告書におけるその記述について指摘しなければならないのである。

IDW PS 400は、存続を危うくするリスクについての指摘について、次のように示している。

「これらの（上述の）判断を限定することなしに、私/我々は状況報告書における解説を指摘する。そこには、...部分において、次のように解説されている。すなわち、緊迫した流動性（Liquidität）により会社の存続が脅かされている、と。」（IDW PS 400, Tz.77.）

2 IDW PS 400による「確認の付記」と「拒絶の付記」の模範文言

以上の議論を踏まえた上で、一覧のためにIDW PS 400による「確認の付記」と「拒絶の付記」の模範文言を用いてLehwaldが示している「確認の付記」と「拒絶の付記」を再提示しよう。

一 法定の年度決算監査における無限定の確認の付記⁽³⁴⁾

決算監査人の確認の付記

私は、1998年1月1日から同年12月31日に至る営業年度に係わるQuickmãc Fast Food有限会社の帳簿記帳を含む年度決算書と状況報告書を監査した。帳簿記帳とドイツ商法規定に従った年度決算書および状況報告書の作成は、同社の法定代表者の責任である。私の任務は、私の実施した監査に基づき、帳簿記帳を含む年度決算書と状況報告書に関する判断を下すことにある。

私は、経済監査士協会（IDW）によって確定された正規の決算監査の諸原則を遵守し、商法典第317条に基づく私の年度決算監査を行った。同諸原則によると、監査は、正規の簿記の諸原則を遵守し年度決算書によりかつ状況報告書により伝達される財産状態、財務状態および収益状態の写像の記述に重大な影響を及ぼす虚偽および違反が十分な確実性をもって認識されるように計画されかつ実施されなければならない。本監査行為の決定に際して、事業活動に関する知識および会社の経済上・法律上の諸事情に関する知識、ならびに可能性のある誤謬についての予測が考慮されている。本監査の枠組みにおいては、会計報告に関係する内部統制システムの有効性ならびに帳簿記帳、年度決算書および状況報告書における記載事項に関する証拠書類が主として試査に基づいて判断されている。本監査は、法により適用された貸借対照表計上の諸原則および法定代表者の重要な見積に関する判断、ならびに年度決算書および状況報告書の総括的な記述に関する分析評価を含んでいる。私の見解によれば、本監査が私の判断にとって十分に確実な基礎を形成している。

私の監査は何ら異議をもたらさなかった。

私は年度決算書が正規の簿記の諸原則に従い、会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達していると確信する。状況報告書は全体として会社の状態に関して適切なイメージを与え、かつ将来の発展動向のリスクを適切に記述している。

1999年4月15日 ケルン

博士 ペーター・マイヤー
(経済監査士) 」

⁽³⁴⁾ Lehwald, a. a. O., S.263-264, IDW PS 400, Anhang 1.

一 否定的総括判断を伴う拒絶の付記⁽³⁵⁾

決算監査人の拒絶の付記

私は、1998年1月1日から同年12月31日に至る営業年度に係わるNo-Future有限会社の帳簿記帳を含む年度決算書と状況報告書を監査した。帳簿記帳とドイツ商法規定に従った年度決算書および状況報告書の作成は、同社の法定代表者の責任である。私の任務は、私の実施した監査に基づき、帳簿記帳を含む年度決算書と状況報告書に関する判断を下すことにある。

私は、経済監査士協会（IDW）によって確定された正規の決算監査の諸原則を遵守し、商法典第317条に基づく私の年度決算書監査を行った。同諸原則によると、監査は、正規の簿記の諸原則を遵守し年度決算書によりかつ状況報告書により伝達される財産状態、財務状態および収益状態の写像の記述に重大な影響を及ぼす虚偽および違反が十分な確実性をもって認識されるように計画されかつ実施されなければならない。本監査行為の決定に際して、事業活動に関する知識および会社の経済上・法律上の諸事情に関する知識、ならびに可能性のある誤謬についての予測が考慮されている。本監査の枠組みにおいては、内部統制システムの有効性ならびに帳簿記帳、年度決算書および状況報告書における記載事項に関する証拠書類が主として試査に基づいて判断されている。本監査は、法により適用された貸借対照表計上の諸原則および法定代表者の重要な見積に関する判断、ならびに年度決算書および状況報告書の総括的な記述に関する分析評価を含んでいる。私の見解によれば、本監査が私の判断にとって十分に確実な基礎を形成している。

私の監査は次の異議をもたらした。年度決算書は会社の存続を不適切に仮定して作成されたのである。すなわち、会社は流動性資源が不安定な状態にもかかわらず、存続が可能となっているのである。さらに経済状態は、状況報告書において適切に記述されていない。会社の帳簿記帳は正規なものではない。これらの異議に基づいて、会計報告に対する肯定的な総括判断はもはや不可能であるから、私は確認の付記を拒絶するのである。

私の確信に従えば、年度決算書は正規の簿記の諸原則に従い、会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的な諸関係に合致する写像を何ら伝達していない。状況報告書は全体として、会社の状態に関する適切なイメージを何ら与えることなく、かつ将来の発展動向のリスクを記述していない。

1999年4月15日 ケルン

博士 ペーター・マイヤー
(経済監査士) 」

⁽³⁵⁾ Lehwald, a. a. O., S.263-264, IDW PS 400, Anhang 1.

3 IDW PS 400による定式化の意義

ここまで、ドイツにおける監査証明「確認の付記」について、IDWの専門的見解として示されたIDW PS 400にしたがった定式化を検討してきた。Lehwaldの所説により、次の点が明らかとなった。

- 商法典第322条第2項1文によれば、「監査結果の判断」は、企業の法定代表者が会計報告に責任を負わねばならないという事実を考慮し、一般に理解しやすいように行われなければならないとしている。この「監査結果の判断」は、PS 400に従えば、決算監査人が「無限定または限定された確認の付記」、あるいは「確認の付記の拒絶」のいずれかの採用を決定するという方法でなされるのである。「無限定の確認の付記」の場合には、一般になんらこれ以上の判断は必要としない。しかし、「確認の付記」の限定または拒絶にあたり、「監査結果の判断」は、限定または拒絶の理由付けが明らかにされるのである。
- 旧商法典第322条によれば、「無限定の確認の付記」は広範囲にわたる企業外部の受け手に対し、企業の年度決算書が監査され、かつ決算監査人によってなんら異議が申し立てられていないことを知らしめるものであった。これまで、定型文言によって決算監査人は、年度決算書が法律の諸規則を遵守し、かつ正規の簿記の諸原則に従い、企業の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達していることを確認してきたのである。だが、今回のKonTragによる商法典第322条の改正により、定型文言が取り払われ、決算監査人によって自由に表現されることになったのである。つまり、商法典第322条の法改正は、「確認の付記」は自由に文書化されるのがよいのか、または標準化された証明書が利用されるのがよいのかという問題を導いたのである。この問題に関してIDWは、「確認の付記」の標準化を好ましいとし、IDW PS 400による定式化を示したのである。Lehwaldによれば、標準化された「確認の付記」には、常に等しい意義が与えられるべきだからである。つまり、個々の決算監査人に依拠した不規則な表現は、「確認の付記」を徐々に不明確な証明書へ導くと考えられるのである⁽³⁶⁾。

第3節 国際監査基準と確認の付記

前節で述べた確認の付記の定式化に際して、IDWは、国際監査基準（ISA）700号「財務諸表の監査報告書」⁽³⁷⁾を、IDW PS 400に転換し、さらに詳細に規定したのである。本節では、ドイツにおける監査証明「確認の付記」と国際監査基準700号における「財務諸表の監査報告書」（以下、ISA 700と略称する）の比較を試み、国際監査基準の国内化の状況の分析を通して、ドイツにおける監査証明書の变革を検証することを目的としている。なお、ここでは2002年改正基準のIDW PS 400と2002年現在のISA 700の比較を行っている。

⁽³⁶⁾ Lehwald, a. a. O., S.261.

⁽³⁷⁾ IFAC, Hand Book of International Auditing, Assurance, and, Ethics Pronouncements 2003 Editon, International Standards on Auditing 700 (ISA 700) , The Auditor's Report on Financial Statements, また、ISA 700 「財務諸表の監査報告書」日本公認会計士協会国際委員会訳も参照している。

1 「確認の付記」(IDW PS 400)と「監査報告書」(ISA 700)の比較分析

最初にISA700の無限定意見の監査報告書の全文を示しておこう⁽³⁸⁾。

監査報告書

(適切な宛名)

私たちは、添付のABC会社の20X1年12月31日現在の貸借対照表並びに同日をもって終了した事業年度の損益計算書及び資金収支計算書について監査を行った。これらの財務諸表は、会社の経営者がその責任を持つものである。私たちの責任は、実施した監査に基づいて、これらの財務諸表についての意見を表明することにある。

私たちは、ISA(又は関連する国内基準又は実務慣行に言及)に準拠して監査を行った。当該監査基準は、財務諸表に重大な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し、実施することを要求している。監査は、財務諸表における金額や開示を裏付ける証拠を試査により検証することを含むものである。監査は、また、財務諸表全般の表示を検討すると同時に、経営者によって適用された会計原則及び経営者が行った重要な見積りの評価を含んでいる。私たちの監査は、私たちの意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと信じている。

私たちの意見では、財務諸表は、当該会社の20x1年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローについて国際会計基準(若しくは〔作成国に言及した財務報告の枠組みの表題〕)に準拠して(及び…に従って)、真実かつ公正な概観を与えている(又は「すべての重要な点において、適正に表示している」)。

監査人署名

日付

所在地

ここで示した「監査報告書」の主要な記述内容を順に基本要素として示せば次のようになる。

図表9-2 監査報告書の構成要素

| |
|--|
| (1) 表題 (Title) |
| (2) 冒頭又は導入区分 (Opening or introductory paragraph) |
| (3) 範囲区分 (Scope paragraph) |
| (4) 意見区分 (Opinion paragraph) |

⁽³⁸⁾ IFAC (2003) ISA 700. par.28. 日本公認会計士協会国際委員会訳 8頁。

この基本要素からも、第1節の図表9-1で示したIDW PS 400の確認の付記の構成がISA 700をモデルにしていることは明らかである。

ところが、Matern *et. al* (2003) はさらに詳細に、IDW PS 400とISA 700を主として監査判断の形式や報告書の構成に着目し、27の視点から表形式にして対照させ分析しているのである。その結果、確認の付記と監査報告書の一致する視点と異なる視点が明らかにされている（なお、本分析は本章の参考資料に収録している）。それによれば、8つの視点で両者は完全に一致し、11の視点で部分的に一致し、8つの視点で不一致であるとの結果を導いた。Matern *et. al*の具体的な規定の比較から判明することを要約して記せば次のようになる。

- 「一致」「部分的に一致」とする視点に注目すれば、ISA 700ならびにIDW PS 400の構成はほぼ同じであるのは明らかである。IDW PS 400はISA700を模範としていることが再度確認される。つまり、「確認の付記」はアングロ・サクソン流の「監査報告書」に極めて接近し、以前にも増していわゆる「確認の報告書」⁽³⁹⁾を模索し始めていることが窺える。しかし、それでもなお「確認の報告書」ではなく「確認の付記」という名称が保持されている点は確認しておかなければならないだろう。
- 「部分的に一致」の不一致部分および「不一致」の視点は、「確認の付記」の作成に関するドイツの法的な要求が反映されているとみることができる。その例としては、決算監査人による企業のリスクの早期認識に関する監査判断がある。その意味においては、IDW PS 400の内容はISA 700のそれを超えていることは注目すべきである。IDW PS 400の特徴点、ひいてはドイツ監査報告制度の独自性が堅持されていると思われる
- 部分的に一致の例としては、監査判断の類型がある。それは図表9-3のように示すことができる。第4節への問題提起として資料の比較表の視点20を参考にして作成した比較表を示せば次のとおりである。

図表 9-3 「確認の付記」(IDW PS 400) と「監査報告書」(ISA 700) の比較表

| 視 点 | IDW PS 400 | ISA 700 |
|---------|---|---|
| 監査判断の形式 | —無限定の確認の付記 —限定付きの確認の付記 —拒絶の付記 | —無限定意見 (unqualified opinion) (par. 27) —限定意見 (qualified opinion) (par. 37) —不適正意見 (adverse opinion) (par. 39) —意見の拒否 (disclaimer of opinion) (pra. 38) |

⁽³⁹⁾ „Bestätigungsbericht“ (鈴木 (2000), 144 頁参照。)

第4節 法規定と監査基準の改正状況

これまで、ドイツにおける監査証明「確認の付記」と国際監査基準700号における「監査報告書」の比較を試み、国際監査基準の国内化の状況の分析を通して、ドイツにおける監査証明の変革を検証してきた。

ここで、図表9-3の視点を注目したい。IDW PS 400の第41項は監査判断の形式について、付記を次のように分けていた。

- 無限定の確認の付記
- 限定付きの確認の付記
- 拒絶の付記

これらの規定は、まず商法典第322条において、「確認の付記」に收容される監査判断とその内容（第1項）、決算監査人による異議がある場合の限定と付記の拒絶（第4項）の大枠が定められ、それにしたがって、IDW PS 400は監査判断の形式に応じて、「無限定の確認の付記」、「限定付きの確認の付記」および「拒絶の付記」という用語を用いて、付記を具体的に示したものである。

だが、2004年12月、ドイツではBilReG⁽⁴⁰⁾が施行された。それに伴い商法典第322条は改正されたのである。ここに同条に関する法律規定を提示しよう⁽⁴¹⁾。

「第322条 確認の付記

(2) 監査結果の判断は、

1. 無限定の確認の付記が付与されるか、
2. 限定された確認の付記が付与されるか、
3. 異議に基づいて確認の付記が拒絶されるか、又は
4. 決算監査人が監査判断を下しえない状態にあることを理由として確認の付記が拒絶されるかについて、疑念なく明らかにしなければならない。（以下は筆者により省略した。）

(4) 異議を申立てなければならないときは、決算監査人は、第3項第1文に従った自己の説明を限定（第2項第1文第2号）又は拒絶（第2項第1文第3号）しなければならない。拒絶は、もはや確認の付記とみなすことができない付記に收容されなければならない。限定又は拒絶は、理由付けられなければならない。限定された確認の付記は、監査された決算書が、決算監査人によって実施された、その有効範囲が識別できる限定に従って、実質的諸関係に本質上合致する、財産状態、財務状態及び収益状態の写像を伝達しているときにのみ、これを付与することができる。

⁽⁴⁰⁾ Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtsreformgesetz) von 4. 12. 2004.

この法律の他に、貸借対照表統制法 (BilKoG)、決算監査人監督法 (APAG) も成立した。この3法の共通項は、「監査制度の再構築」といわれる (千葉 (2005), 33頁)。

⁽⁴¹⁾ 新商法典第322条については千葉 (2005b) を参照した。

- (5) 確認の付記は、決算監査人が当該事態を説明する相当なる可能性すべてを利用した後に監査判断を下しえない状態にあるときもまた、拒絶されなければならない（第2項第1文第4号）。第4項第2文及び第3文が準用される。」

まず、注目すべきは、商法典第322条第2項第1文第1号から第3号までに、前述のIDW PS 400の規定が反映されていることである。すなわち、監査判断の形式は、「無限定の確認の付記」（第322条第2項第1文第1号）、「限定付きの確認の付記」（同条第2項第1文第2号）および「拒絶の付記」（同条第2項第1文第3号）であることが法文上確定されているのである。

また、第1文第4号において、「決算監査人が監査判断を下しえない状態にあることを理由として確認の付記が拒絶される」ことが明確にされ、第5項においては「決算監査人が当該事項を説明する相当なる可能性すべてを利用した後に監査判断を下しえない状態」の存在と、その場合の「確認の付記」の拒絶が新たに明示されるに至ったのである。その結果、「拒絶の付記」となる原因はこれらの点と「異議」に基づく場合の2つから構成されることが法文からも明らかにされた。

「異議」がある場合に注目してまとめると、この場合、「限定付きの確認の付記」または「拒絶の付記」の判断が行われる。「決算監査人が監査判断を下しえない状態にあることを理由とする場合」においても同様である（同条第5項、第4項第2文及び第3文）⁽⁴²⁾。

ともあれ、以上のように、既にIDW PS 400で具体化された規定は、今回新たに法律規定として収容されることとなった。これまでの考察から明らかなように、国際監査基準の影響がIDW PSをつうじてドイツの商法典の中に明確に規定されたことは注目に値する。

(42) これを受けてIDW PS 400 2005年改正基準は、監査結果の形式を商法典第322条第2項第1文に適合するよう次のように示している（Tz.41 ff.）。

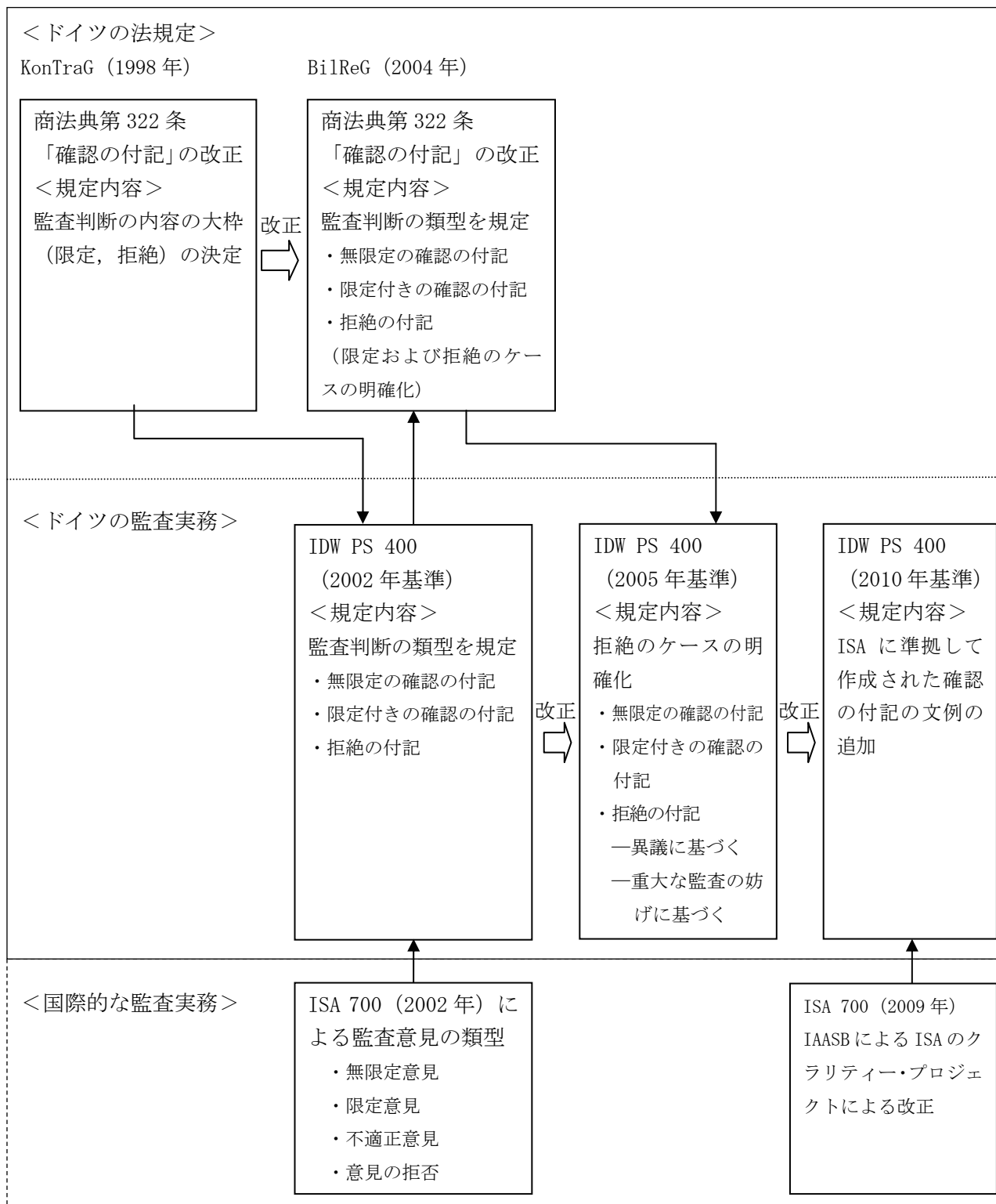
- ・無限定の確認の付記
- ・限定付きの確認の付記
- ・拒絶の付記
 - 異議に基づく
 - 重大な監査の妨げ（gravierende Prüfungen）に基づく

第5節 小括—法規定と監査実務の相互作用

1 法規定と監査実務

さて、ここまでの法律規定と監査実務との関係を図に示すと次のようになる。

図表9-4 法規定，監査実務（基準）および国際的な監査実務の相互関係



図表9-4は、ドイツにおける確認の付記に関する、法規定と監査基準の改定状況を示したものである。この表を手掛かりに、法規定と監査実務との相互作用を検討してみよう。なお、矢印は影響を与える方向を示している。

第4章で述べたように、決算監査の対象と範囲は商法典に含まれる法律条項から導出される。本章では商法典第322条である。ただし、監査に関する諸規制は原則的なアプローチを定めているが、監査の実施に関する具体的な規定を含んでいるわけではない。そのため、決算監査に従事する監査人たる決算監査人が、遵守する判断基準は職業上の見解から生じるものである（IDW PS 200号2項）。したがって、かかる見解が集約された監査基準こそ監査実務と考えることができる。すなわち、ドイツの決算監査制度に関して、商法典の法規定が第一次ルールであるとすれば、監査基準は法規定から導かれる副次的なルールであることが改めて確認される。

それでは、本章で検討の対象にしたIDW PS 400（2002年改正基準）を中心にみてみよう。この基準は、1998年のKonTraGによる商法典第322条の改正により、定型文言が取り払われ、決算監査人によって自由に表現されることに反応して、経済監査士の職業団体たるIDWが「確認の付記」の標準化が好ましいことを理由として、IDW PS 400による定式化を示したものである。「確認の付記」には、常に等しい意義が与えられるべきだからであり、個々の決算監査人に依拠した不規則な表現は、「確認の付記」を徐々に不明確な証明制度へ導くと考えられるのである。その場合、IDW PS 400は、2002年当時のISAの国内基準への転換として開発されたのである。すなわち、国際的な監査実務が背景にある。IDW PS 400の公表を契機として2004年のBilReGによる商法典は、ISAの監査報告書の類型を取り込み規定したのである。ドイツの法律条項に、IDW PSを介して、国際的な監査実務が反映されているとみることができる。1998年のKonTraGによる改正により、法律上の規則、国際監査基準の構成と項目およびドイツの慣行が有意義な方法で相互に結びついたといわれるが⁽⁴³⁾、2004年の商法典改正によってそのことを確認することができる。IDW PS 400の構成と内容は大きな変更はないが、その後も改正が繰り返されている。2005年改正基準において明示されたIFRSを適用したコンツェルンの決算書に関する確認の付記が加わった。これについては本節2で例示する。

また2010年改正基準には、IAASBのクラリティ・プロジェクトによるISAの改正を反映した文例が加わっている。これについても本節2で例示する。

ドイツでは法定の決算監査において、決算監査人により監査報告書および確認の付記の提出が義務付けられている。監査報告書は、決算監査人により決算監査の詳細な結果が記述され、企業内部用の情報手段と位置づけることができる。確認の付記は年度決算書と共に企業外部の不特定多数の受け手に対して公表されるように規定され、外部公表用の情報手段である。監査報告書よりも簡潔な情報が伝達されることになる。第8章で考察したように監査報告書は、監査役会への支援機能の手段として、コーポレート・ガバナンス構造を背景にして、その機能が強化されている。一方、外部公表用の確認の付記は、資本市場指向の企業のコンツェルン決算書の要請に応えるべくISAをいち早くIDW PSに採り入れることによって、ドイツ商法典における決算監査の国際化への対応が図られているように思われる。

⁽⁴³⁾ IDW（2004a）、Vorwort X.

2 IDW PS 400（確認の付記）の改正状況

なお、以下では、IDW PS 400の改正状況として2005年および2010年改正基準によって付加された文例を示す。

既に述べたように、ドイツにおける外部公表用の監査証明たる確認の付記は、ISAの監査報告書に関する基準改定に合わせて、IDW PS 400（確認の付記）の改正が続いている。ここでは、2005年と2010年における改正により付加された確認の付記の状況を示すものである。

まず、IDW PS 400の2005年改正基準では、「商法典第315a条により作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の法定決算監査に基づく無限定の確認の付記」が加わった。それを示すと次のとおりである。

決算監査人の確認の付記

私/我々は、…年…月…日から同年…月…日に至る営業年度に係わる…会社の一貸借対照表、損益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュフロー計算書および附属説明書から成る—コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を監査した。

EUにおいて適用されるべきIFRS、および補完的に商法典第315a条第1項により適用されるべき商法の諸規定（ならびに会社約款/定款における補完規定）に従ったコンツェルン年度決算書およびコンツェルン状況報告書の作成は、同社の法定代表者の責任である。私/我々の任務は、私/我々の実施した監査に基づき、コンツェルン年度決算書とコンツェルン状況報告書に関する判断を下すことにある。

私/我々は、経済監査士協会（IDW）によって確定された正規の決算監査の諸原則を遵守し、商法典第317条に基づく私/我々のコンツェルン決算書監査を行った。同諸原則によると、監査は、正規の簿記の諸原則を遵守しコンツェルン決算書によりかつコンツェルン状況報告書により伝達される財産状態、財務状態および収益状態の写像の記述に重大な影響を及ぼす虚偽および違反が十分な確実性をもって認識されるように計画されかつ実施されなければならない。本監査行為の決定に際して、事業活動に関する知識およびコンツェルンの経済上および法律上の諸事情に関する知識ならびに可能性のある誤謬についての予測が考慮されている。本監査の枠組みにおいては、会計報告に関係する内部統制システムの有効性ならびにコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書における記載事項に関する証拠書類が主として試査に基づいて判断されている。本監査は、コンツェルンに含まれる企業の年度決算書、連結の範囲の定義づけ、適用された貸借対照表計上および連結の諸原則および法定代表者の重要な見積に関する判断、ならびにコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の総括的な記述に関する分析評価を含んでいる。私/我々の見解によれば、本監査が私/我々の判断にとって十分に確実な基礎を形成している。

私/我々の監査は、何ら異議をもたらさなかった。

私/我々は、監査の際に獲得された知識に基づき、コンツェルン決算書がEUにおいて適用されるべきIFRS、および補完的に商法典第315a条第1項により適用されるべき商法の諸規定（ならびに会社約款/定款における補完規定）に合致し、かかる諸規定を考慮したうえで、実質的諸関係に合致したコンツェルンの財産状態、財務状

態および収益状態の写像を伝達していると判断する。コンツェルン状況報告書はコンツェルン決算書に一致し、全体としてコンツェルンの状態に関して適切な写像を与え、かつ将来の発展のチャンスとリスクを適切に記述している。

(所在地)

(日付)

(署名)

経済監査士

出所：IDW（2006a），S. 1396-1397.

また、IDW PS 400の2010年改正基準によって、「4 a. 商法典第315a条に従い作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の場合に、ISAに補足的に準拠して実施された法定の決算監査に基づく無限定の確認の付記」が加わった。内藤他（2010）において、ISAによる監査報告書（ISA 700（2009年））の標準的な文例に基づき、監査報告書の構成が示されている（内藤他（2010），445頁参照）。IDW PS 400の2010年改正基準に付加された文例をそれに倣い構成を示すと次のとおりである。

図表 9-5 IDW PS 400（2010年改正基準）に付加された確認の付記

| |
|----------------------|
| [独立決算監査人の付記] |
| […社宛] |
| コンツェルン決算書に関する付記 |
| 導入の記載区分 |
| コンツェルン決算に関する法定代表者の責任 |
| 決算監査人の責任 |
| 監査意見 |
| コンツェルン状況報告書に関する付記 |
| [監査人の署名] |
| [監査報告書の日付] |
| [監査人の所在地] |

出所：本図表は内藤他(2010)，445頁を参考にして作成した。

以下ではIDW PS 400の2010年改正基準による文例を示す。

独立決算監査人の確認の付記

…会社 宛

コンツェルン決算書に対する付記

われわれは添付されている…社およびその子企業のコンツェルン決算書—…から…までの事業年度に関するコンツェルン貸借対照表、コンツェルン全体成果計算書、コンツェルン自己資本変動計算書、コンツェルン・キャッシュフロー計算書およびコンツェルン附属説明書—を監査した。

コンツェルン決算書に関する法定代表者の責任

…社の法定代表者は当該コンツェルン決算書の作成に責任を負う。かかる責任は次のことを含んでいる。すなわち、当該コンツェルン決算書はEUにおいて適用されなければならないIFRSに合致した上で作成され、また補完的に商法典第315a条に従い適用されるべきドイツの法規定に従い作成され、さらにかかる諸規定の遵守の下にコンツェルンの財産状態、収益状態および財務状態を伝達することである。また法定代表者は一意図された、または意図されない—重大な虚偽の記述がないコンツェルン決算書の作成を可能にすると見なされる内部統制にも責任を負う。

決算監査人の責任

われわれの任務はわれわれの監査に基づき当該コンツェルン決算書に意見を表明することにある。われわれは商法典第317条に合致した上で、経済監査士協会（IDW）により確定されたドイツの正規の決算監査の諸原則および国際監査基準（ISA）を遵守し監査を実施した。それによればわれわれは職業上の義務を遵守しなければならず、コンツェルン決算書は重大な虚偽の記述がないかにつき十分な信頼性が獲得されるよう決算監査を計画し、実施しなければならない。

決算監査は、コンツェルン決算書に含まれている価値計上（Wertansätze）およびその他の言明に関する監査証拠を獲得するための監査行為の実施を含んでいる。監査行為の選択は決算監査人の義務にかなった裁量にある。ここには、コンツェルン決算書における重要な一意図したまたは意図せざる虚偽の記述のリスクの判断が含まれる。かかるリスクの判断に際して決算監査人は、実質的諸関係に合致する写像を伝達するコンツェルン決算書の作成に関係する内部統制システムを考慮に入れる。ここでの目標は、所与の状況にふさわしい監査行為を計画し、実施することにあるが、コンツェルンの内部統制システムの有効性に対する監査判断を下すことではない。決算監査は適用された会計報告方法の適切性および法定代表者により算定され見積られた会計報告における価値の判断、ならびにコンツェルン決算書の総合的表現（Gesamtdarstellung）の判断も含む。

われわれは、われわれの監査判断のための基礎として使われたために、われわれによって獲得された監査証拠は十分かつ適切であるという見解である。

監査意見 (Prüfungsurteil)

商法典第 322 条第 3 項第 1 文に従いわれわれは、われわれのコンツェルン決算書の監査が何の異議にも至らなかったことを表明する。

監査の際に獲得された認識に基づいたわれわれの判断によれば、コンツェルン決算書は全ての重要な観点において、EU において適用されるべき IFRS、および商法典第 315a 条第 1 項に従い補完的に適用されるべきドイツの法律規定に合致し、またかかる諸規定を順守した上で、コンツェルンの…時点の財産状態および財務状態ならびにかかる日付に終了する事業年度に関する収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達している。

コンツェルン状況報告書に対する付記

われわれは、添付されている…から…までの事業年度に関する…会社のコンツェルン状況報告書を監査した。…会社の法定代表者の責任は、商法典第 315a 条第 1 項に従い適用されるべきドイツの法律規定に合致したうえで、コンツェルン状況報告書を作成することである。われわれは、われわれの監査を、商法典第 317 条第 2 項に合致し、かつコンツェルン状況報告書の監査に関して経済監査士協会 (IDW) によって確定されたドイツの正規の決算監査の諸原則を遵守して実施した。それによれば、コンツェルン状況報告書の監査は、コンツェルン状況報告書がコンツェルン決算書ならびに決算監査人によって得られた知識に合致し、とりわけコンツェルンの状況の適切なイメージを伝達し、また将来の発展のチャンスとリスクを適切に記述しているかどうかについて、十分な保証が獲得されるよう計画され、実施されなければならない。

商法典第 322 条第 3 項第 1 文に従い、われわれは、われわれのコンツェルン状況報告書の監査が何ら異議をもたらさなかったことを表明する。

コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の監査の際に得られた認識に基づき、われわれの判断によれば、コンツェルン状況報告書はコンツェルン決算書に合致し、とりわけコンツェルンの状況の適切なイメージを伝達し、かつ将来の発展のチャンスとリスクを適切に記述している。

決算監査人の住所

決算監査人の確認の付記の日付

決算監査人の署名

経済監査士 氏名

<資料>「確認の付記」(IDW PS 400)と「監査報告書」(ISA 700)の比較分析表

下記の表はMatern et al. (2003), S. 415-419. で示されているものである。簡潔に示されているため、筆者(小松)が根拠となる商法典, IDW, ISAの該当する基準を示し、一部加筆している。また、ISA 700は英文であるが、あくまでドイツ語による記述にしたがっている。さらに、必要に応じてISA 700の英語による表現も参照している。なお、網かけ部分は筆者(小松)によるものであり、不一致箇所を強調して示したものである。

| | 視 点 | IDW PS 400 | ISA 700 | 一致 / 不一致 |
|---|----------|---|--|----------|
| 1 | 任務 | <p>次のように決算監査人の任務を記述する。</p> <p>—法定代表者の帳簿記帳および会計報告に関する任務に対し決算監査人の責任は区別されること。</p> <p>—監査の対象, 種類および範囲の記述。</p> <p>—監査の結果を一つの総括判断にまとめる。</p> <p>(IDW PS 400. Tz. 8. ff)</p> | この任務はISA 700には明示的に言及されていないけれども、個々の構成要素から明らかになる。 | 不一致 |
| 2 | 付与 | <p>判断に必要な監査が終了して初めて付記は付与される。</p> <p>(Tz. 14, 81)</p> | 監査の終了に次いで日付が入れられなければならない。したがって、判断に必要な監査が終了して初めて付与される。(ISA 700. par. 23) | 一致 |
| 3 | 付与に関する原則 | 確認の付記および拒絶の付記の両方に適用される。(Tz. 87) | 含まれる監査判断に関係なく、全ての監査報告書に適用される。 | 一致 |
| 4 | 日付と所在地 | 付記は所在地と日付を記載して公表されなければならない。(Tz. 81, 83) | 監査報告書において、日付と所在地が公表されなければならない。(par. 23. 25) | 一致 |
| 5 | 日付 | 監査が実質的に終了した日に日付が記入される。(Tz. 80) | 監査の終了により日付が記入される。(par. 23) | 一致 |
| 6 | 署名/押印 | 付記は自筆で署名されかつ押印されなければならない。監査会社が任命されている場合には、経済監査士であり、正式に認められた者によるのみ署名される。(Tz. 17, 84-86) | 監査報告書は監査会社の名称(通常の場合)または監査人の個人名、必要であればこの両方により署名されなければならない。(par. 26) | 不一致 |
| 7 | 設置方法 | 付記は年度決算書、必要であれば状況報告書に付け加えられるか、あるいはしっかりと添付されなければならない。(Tz. 80) | (ISA 700ではこれについて言及がない) | 部分的に一致 |
| 8 | 内容 | 付記は、会計報告に関係する決算監査人の総括判断を含む。この総括判断は帳簿記帳、年度決算書および状況報告書ならびに上場している資本会社に関してはリスクの早期識別システムが被監査会社に適用される諸規則に合致しているかに関係するものである。とりわけ経済状況ならびに将来の発展のリスクが適切に記述されているかについて、判断されなければならない。(Tz. 8) | <p>監査報告書は明白な文書により監査人の決算書に対する全体としての監査判断を含む。(par. 4)</p> <p>この監査判断は、決算書は認められた会計報告の諸概念にしたがって作成されたかという判断で終るのである。</p> | 部分的に一致 |

| | | | | |
|----|-------------|--|--|--------|
| 9 | 形式と内容の記載方法 | 総括判断が統一して理解され、異常な状況が明確にされるように形成されなければならない。(Tz. 18) | 監査報告書は、読者が容易に理解できるように、かつ異常事態が発生した時にこれを認識するために、様式と内容を統一することが望ましい。(par. 5) | 不一致 |
| 10 | 標準文言 | IDW PS 400 は標準文言を含み、その利用を勧告している。(Tz. 18) | ISA 700 は標準文言を含むが、その利用を明示的に勧告しているわけではない。(par. 5) | 部分的に一致 |
| 11 | 構成要素 | <ul style="list-style-type: none"> —表題 (言及なし) —導入文節 —説明文節 —決算監査人による判断 —必要であれば監査結果の判断に関する指摘 —必要とあれば存続の危険に関する指摘 —所在地、日付、署名、印 (Tz. 17) | <ul style="list-style-type: none"> —表題 —宛名 —導入文節 —監査範囲に関する文節 (監査の内容の記述) —判断に関する文節 (言及なし) (pars. 31, 34に継続企業の問題に関する規定がある。) —日付、所在地、署名 (par. 5) | 部分的に一致 |
| 12 | 表題 | 表題は的確でなければならない。(Tz. 19) | 適切な表題をもたなければならない。(par. 6) | 一致 |
| 13 | 表題についての提案 | 「決算監査人の確認の付記」という名称が選択されるべきである。(Tz. 20) | 「独立監査人」の表題が適切である。(par. 6) | 不一致 |
| 14 | 宛名書き | 法定の監査に際して付記に宛名を書くことは適切ではない。 | 監査報告書は宛名が書かれなければならない。(par. 7) | 不一致 |
| 15 | 導入部分を含む記載事項 | <ul style="list-style-type: none"> —監査の対象 —企業名 —監査される営業年度 —根拠となっている諸規則 —法定代表者の責任 —決算監査人の職務 (Tz. 24-27) | <ul style="list-style-type: none"> —監査の対象 —企業名 —監査される営業年度 —(根拠となっている諸規則は、監査判断に関する文節においてのみ扱われる。) —経営管理者の責任 —決算監査人の職務 (pars. 8, 9) | 部分的に一致 |
| 16 | 記述部分 | この文節は監査行為の方法と範囲を含む。(Tz. 28) | この文節は「範囲区分」(pars. 12-16)に対応する。 | 一致 |
| 17 | 監査の種類の記述 | 監査の方法の記述は、年度決算書が問題になっているという指摘に及ぶ。(Tz. 29) | (監査の種類の記述は、ISA 700. psr. 5においてのみ言及されているが、的確な表現が基準の中に含まれていない。) | 不一致 |

| | | | | |
|----|-----------------------------|--|--|--------|
| 18 | 特に必要とされる監査の範囲の記述 | <p>—監査は重要な誤謬および不正が十分確実に発見されるよう計画され実施されたという指摘。</p> <p>—監査の諸原則は IDW により確定されたとの指摘。</p> <p>(Tz. 30)</p> <p>IDW PS400.31 にはさらに取り上げるべき範囲に関する指摘がある。</p> | <p>—監査は重要な虚偽の表示が十分に確実に発見されるよう計画され実施されたという指摘。</p> <p>—使用している監査の諸原則 (ISA または国内の諸原則) の指摘。</p> <p>(pars. 12, 13)</p> <p>ISA 700.14 にはさらに取り上げるべき範囲に関する指摘がある。</p> | 部分的に一致 |
| 19 | 決算監査人による判断 | <p>確認の付記のこの文節は次の監査判断を含んでいる。すなわち、企業は年度決算書の作成に際し権威ある会計の諸基準を遵守しかつ実質的諸関係に合致した写像が伝達されたか。(Tz. 46)</p> | <p>監査報告書のこの文節は次の監査判断を含んでいる。決算書は権威ある会計の諸概念にしたがい実質的諸関係に合致した写像を伝達しているか。(par. 17)</p> | 一致 |
| 20 | 監査判断の形式 | <p>—無限定の確認の付記</p> <p>—限定付きの確認の付記</p> <p>—拒絶の付記</p> <p>(Tz. 41)</p> <p>— (監査判断の拒否 (Verweigerung) は PS 400 には定められていない)</p> | <p>—無限定の監査判断</p> <p>—限定付きの監査判断</p> <p>—否定的監査判断</p> <p>(ISA 700 の原語は adverse opinion である。(par. 39))</p> <p>—監査判断の拒否</p> <p>(ISA 700 の原語は disclaimer of opinion である。(par. 38))</p> | 部分的に一致 |
| 21 | 無限定の確認の付記 (監査報告書) の記述内容 | <p>—年度決算書は実質的諸関係に合致する企業の財産状態、財務状態および収益状態の写像を伝達している。および</p> <p>—状況報告書は企業の状態に関して適切なイメージを伝達し、将来の発展のリスクを記述している。(Tz. 46)</p> | <p>—年度決算書は実質的諸関係に合致する写像 (または全ての重要な事項の適切な記述) を伝達している。(par. 27)</p> | 部分的に一致 |
| 22 | 無限定の確認の付記 (監査報告書) が付与される場合 | <p>—帳簿記帳、年度決算書及び状況報告書ならびに必要であればリスク早期警告システムに対してなら異議が申立てられない場合。</p> <p>—監査の妨げが存在しない場合。</p> <p>(Tz. 42)</p> | <p>—年度決算書は実質的諸関係に合致する写像 (または全ての重要な事項の適切な記述) を伝達している場合。(par. 27)</p> | 不一致 |
| 23 | 限定付きの確認の付記 (監査報告書) が付与される場合 | <p>—会計報告の重要な部分は肯定的総括表明を導くが、監査の終了に際して、</p> <p>—帳簿記帳または会計報告の特定の部分に対して重要な異議がある。</p> <p>または、</p> <p>—監査の妨げに基づき、会計報告の特定の重要部分が十分な確信をもって判断されることができない。</p> <p>(Tz. 50)</p> | <p>—監査人は次の結論に至った場合である。すなわち、無限定の監査判断は付与できないけれども、</p> <p>—経営者との意見の食い違いの結果、または</p> <p>—否定的監査判断または監査判断の拒絶を必要とするほど監査範囲の制限がそれほど重要、または広範囲ではない。(par. 37)</p> | 部分的に一致 |
| 24 | 異議の基礎 | <p>—異議の基礎は監査人によりその影響範囲および相対的重要性が認識できるように明瞭に説明されなければならない。</p> <p>(Tz. 58)</p> | <p>—異議の基礎は監査人により明瞭に記述されなければならない。現実に可能なかぎり決算書への影響を金額的に示さなければならない。</p> <p>(par. 40)</p> | 部分的に一致 |

| | | | | |
|----|------------------------|--|--|--------|
| 25 | 拒絶の付記（否定的監査判断）が付与される場合 | <p>一 年度決算書の誤解されやすい記述または不十分な記述を明確にするためには、限定付きの確認の付記では不十分であり、年度決算書に対してそれ程までに重大であるかまたは多くの重要な意義が存在する場合である。</p> <p>一 監査人に（限定付の）確認の付記に至らしめることができないほど監査の妨げが著しい影響を及ぼしている場合である。（Tz. 65, 66）</p> | <p>一 年度決算書の中の誤解を招く記述または不完全な記述を明確にするために、監査判断の限定では不十分であり、決算書に関する見解の影響が重要でありかつ広範囲に渡る場合である。</p> <p>（par. 39）</p> <p>一 監査の障害は ISA 700. 38 に従い監査判断の拒否（disclaimer of opinion）を導く。</p> | 部分的に一致 |
| 26 | 拒絶の基礎 | 拒絶の基礎は監査人により記述されかつ説明されなければならない。（Tz. 67） | 拒絶の基礎は監査人により明瞭に記述されなければならない。現実に可能なかぎり決算書への影響を金額的に示さなければならない。（par. 40） | 一致 |
| 27 | 監査判断の拒否 | （IDW PS 400 では定められていない） | 決算監査人が十分でかつ適切な監査証拠を入手することが不可能であり、その結果監査判断を下す状況にないほど監査範囲の限定が重要でありかつ広範囲であれば、決算監査人は監査判断を拒否しなければならない。（par. 38） | 不一致 |

（補足事項）

- ・ 視点 21 の ISA 700 の記述に関して、同基準の第 27 節は次のとおりである。「無限定意見は、それぞれの財務報告の枠組みに準拠して財務諸表が真実かつ公正な写像を与えている（すべての重要な点において適正に表示されている）と監査人が結論づけるときに表明されなければならない。」また視点 22 も同様である。
- ・ 視点 27 はいわゆる「意見の拒否」に関する視点である。否定的総括判断と同様に、監査の妨げの影響が極めて重大であり、年度決算書に対する肯定的総括判断を伴う監査判断をなし得ない場合は、「確認の付記」は拒絶され、「拒絶の付記」が付与される。したがって、IDW PS はいわゆる「意見の拒否」を独立に規定していないと考えられる。このことは、2004 年改正商法典第 322 条第 2 項第 1 文第 4 号および第 5 項でより明確にされた。

第IV部

ドイツ決算監査制度の基盤構造

第10章

ドイツ決算監査制度研究のアプローチ —Hackethal/Schmidtの「金融システムと補完性」によせて—

本章はHackethal/Schmidtの所説を拠り所として、金融システムの本質的な特徴を解明するための方法上のアプローチを提示する。彼らの所説が提示するアプローチはひとつの学説の表明として参照されるべきものであり、絶対視される性質のものではない。しかしその構想は、ドイツの決算監査制度の特質を形成する基盤構造を解明するためのひとつの重要な手掛かりとなると考えられる。そのため、ここでは彼らの学説を忠実に跡づける方法をとる。その中心となるのは金融システムと補完性の構想である。

本章は、まず補完性と金融システムを定義付けたうえで、金融システムが企業の資金調達、コーポレート・ガバナンスおよび企業の戦略のサブシステムから構成され、3つのサブシステムは補完的な諸要素から構成され、一貫していることを示す。次にこの3つのサブシステムもまた相互に補完し合っているのであり、一貫した全体システムを形成していることを論証する。

本章の方法上のアプローチは次章以下の分析の前提となる。まず金融システムのサブシステムたる金融システム（第11章）、コーポレート・ガバナンス（第13章）について取り上げ、両者の補完的関係が考察される。次に会計制度（第12章）も金融システムのサブシステムと位置づける。会計制度は企業の資金調達、コーポレート・ガバナンスとの補完関係を有し、かかる関係から決算監査制度における決算監査人の監査報告書の重要な役割に焦点が当てられる。

すなわち、本研究は金融システムと補完性の構想を、ドイツ決算監査制度の特質を解明するための研究アプローチと位置づけるものである。

第1節 問題設定

Hackethal/Schmidtによれば、経済学の文献において、これまで「金融システム (Finanzsysteme)」は十分に扱われてきたとはいえないのであり、またその研究内容は、個々の観点および部分領域ならびに各国の金融システムを具体化してきたにすぎない⁽¹⁾。金融システムが、全体の形成物 (Gesamtgebilde) として、一般的に文献においてテーマとして扱われてこなかった理由は、金融システムは「一定不変の」制度的な状態の蓄積 (Ansammlungen) であり、金融システムは実際には重要ではないと推測されたからである⁽²⁾。

⁽¹⁾ Hackethal /Schmidt(2000), S.53-54. なお、金融システムが経済学の文献において、扱われなかった理由として、Hackethal /Schmidt によれば、次の点が挙げられている。すなわち、金融システムは定義するにはとても複雑であり、また困難であること。そのため金融システムを理論的に使いこなすのも困難であることである (Ebd.,S.53.)。

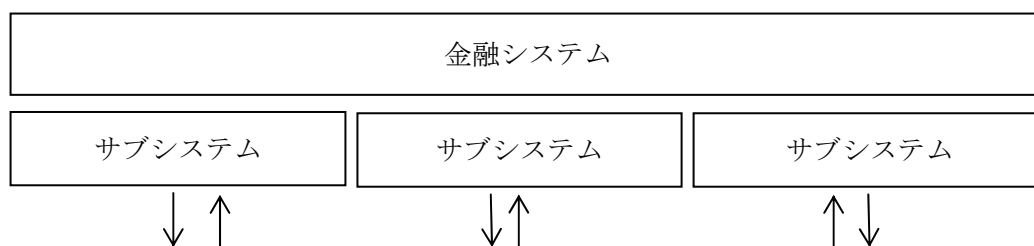
⁽²⁾ Ebd.,S.53-54. なおこの推測は、Hackethal /Schmidt によれば、一般になお支配的な新古典派経済理論により容易に提起されるという (S.53-54.)。

しかし、グローバリゼーションと欧州の統合の影響の下に、各国の金融システムは、著しい変化にさらされてきたのであり、金融システムが一定不変であると推測することはできない⁽³⁾。そのうえ、いくつかの注目すべき研究において、金融システムの具体的な体制および質は、国の経済状態および発展についての重要な決定要因であることを立証しているのである⁽⁴⁾。このことから金融システムは重要ではないという推測はもはや的確ではない。

本節はHackethal/Schmidtに従い、テーマの設定と方法上のアプローチ (methodische Ansatz) を提示する。すなわち、金融システムを一般的に、また個別の国のケースにおいて記述し、分析可能にする提案を示す⁽⁵⁾。ここで彼らが提案する方法上のアプローチの中心は、「補完性 (Komplementarität)」の構想 (Konzept) にある。この構想は、金融システムおよび他の類似した複雑なシステムの基本構造および機能原理を理解するにあたり、鍵を形成するのである⁽⁶⁾。そのため本章を次のように構成する。

まず、第2節において、金融システムをいかに理解するかについて考察する。Hackethal/Schmidtは金融システムを意識して非常に広い概念として使い、かかる概念は「金融セクター (Finanzsektor)」を包含する⁽⁷⁾。また、彼らは金融システムが「サブシステム (Teilsysteme)」から構成されるとみなす。

図表 10-1 金融システムとサブシステムとの関係



(出所) 本図表は Hackethal/Schmidt (2000) の S. 55. の記述から筆者が作成したものである。

またサブシステムのような金融システムを構成する諸要素はそれ自体が相互の (untereinander) 関係にあるとする⁽⁸⁾。上記の図表10-1において、矢印はかかる関係を示している。相互の関係につい

⁽³⁾ Ebd.,S.54.

⁽⁴⁾ R.King/R.Levine および R.La Porta らの研究が挙げられている (Ebd.,S.54.)。

⁽⁵⁾ Hackethal /Schmidt によれば、彼らの方法上のアプローチにより、次の諸問題の解決により一層近づくことができる (Ebd.,S.54.)。

- ・金融システムの重要な基本構造は何か。
- ・何が金融システムをシステムたらしめているか。
- ・何によって良い—またさしあたり曲がりなりにも—金融システムを特徴付けることができるか。
- ・基本的に何によって金融システムを識別するか。
- ・また主要な工業国の現実の金融システムは特別に解説されるべき意味でのシステムであるか。
- ・また必要であればこれらの金融システムの発展およびデザイン可能性 (Gestaltbarkeit) にとって、これらはいかなるインプリケーションを有するか。

⁽⁶⁾ Ebd.,S.54.

⁽⁷⁾ 「金融セクターは」文献上、しばしば「金融システム」と呼ばれる。また金融システムの問題は金融セクターと国民経済の現実の部門との結びつきを理解できるようにする (Ebd.,S.55.)。

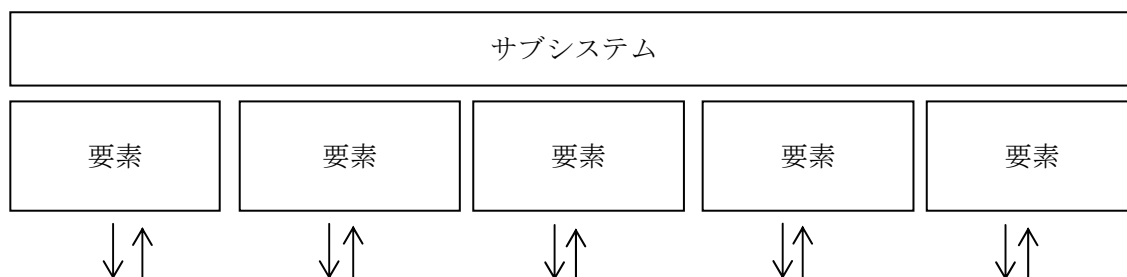
⁽⁸⁾ Ebd.,S.55.

て、Hackethal/Schmidtは、金融システムを構成する諸要素が補完性の性質を備えていると予測する。彼らはここで簡潔に表現しているが、補完性はシステムの機能方法および機能能力にとって、諸要素が互いに良く調和することであり、その状態が決定的に重要な場合に存在するのである⁽⁹⁾。

第3節において補完性の構想を適用する。その目的は金融システムを記述し、その機能方法を分析するためである。Hackethal/Schmidtは一般的な金融システムに関して、また主要な工業国の具体的な金融システムに関して、金融システムのサブシステムの中の諸要素間の補完性および3つのサブシステムそれ自体の間の補完性を証明する⁽¹⁰⁾。下記の図表10-2において、金融システムを構成する特定のサブシステムはその諸要素から構成されることを示し、矢印は当該諸要素が相互に補完性の関係を有することを示している。

Hackethal/Schmidtによれば、補完性の構想を使えば、これまでより金融システムを一層内容豊かに記述し、より深い理解に到達できることを証明できるのである⁽¹¹⁾。

図表 10-2 サブシステムと諸要素との関係



(出所) 本図表はHackethal/Schmidt (2000) のS. 55. の記述から筆者が作成したものである。

第2節 基本概念

1 金融システム

まず金融システムを定義しよう。Hackethal/Schmidtは、「金融セクター」という狭い概念と「金融システム」という広い概念を示し、そのうえで両者の区別を勧告する。金融セクターは、国民経済的な部門に基づいている。すなわち、「金融セクターは、他の部門に投資の機会および資金調達を提供し、またそれと結びついた助言機能および仲介機能を提供する」⁽¹²⁾ものである。金融セクターにはとりわけ銀行、他の金融仲介業 (Finanzintermediäre) および金融市場 (株式市場) が含まれる⁽¹³⁾。

一方、金融システムは一般に「資本の委託 (Kapitalüberlassung) および他の金融関係機能を通じ

⁽⁹⁾ Ebd.,S.55.

⁽¹⁰⁾ Ebd.,S.55.

⁽¹¹⁾ Ebd.,S.56.

⁽¹²⁾ Ebd.,S.56.

⁽¹³⁾ Ebd.,S.56.

た供給と需要の相互作用」⁽¹⁴⁾である。つまり、金融システムは供給サイドのほかに、需要サイドも含むのである。したがって、需要者として財産を作り出す家計と、投資のために資本を必要とする企業が、金融セクターに向き合うことになる。Hackethal/Schmidtによれば、このような非金融セクターは、金融セクターの機能を利用する限りは金融システムの一部なのである⁽¹⁵⁾。金融セクターという狭い概念に対して、金融システムという広い概念は、家計の財産形成の全部および企業の資金調達の全部を金融システムの一部にするのである。金融システムを特に企業の観点から観察してみると、「資金調達の源泉としての金融セクターでさえも企業の資金調達の背後に隠れ、その一部および決定要因となる」⁽¹⁶⁾のである。

ところで、Hackethal/Schmidtは、余剰主体、仲介機関および不足主体に流れ込むのは金融の流れ（Finanzströme）だけではないことを指摘する。これに並行して情報の観点（Informationsbeziehungen）および影響の観点（Einflussbeziehungen）が存在するのである。両方の観点とも互いを前提として決定される⁽¹⁷⁾。つまり、情報が伝達され、少なくとも確かな影響力を有する者だけが進んで企業に資金を供給しようとするのである。非金融企業の場合には、以上の観点はとりわけ明瞭に現われ、重要な観点であり、また容易に認識できることである。それゆえに、Hackethal/Schmidtの次の指摘は注目すべきである。すなわち、「どの利害関係者グループがどのような方法で企業の重要な決定に影響力を有するかを決定する規制およびメカニズムの総体であると理解されるコーポレート・ガバナンスまたは企業のコントロールは、金融システムの一部である」⁽¹⁸⁾。これらを組み入れることは金融システムの定義の内容をかなり拡大する。また同時に、既に言及した金融システムの範囲の問題を明確にすることでもある。Hackethal/Schmidtは、企業の戦略上の基本となる方向付けもまた金融システムの一部とみなすのである⁽¹⁹⁾。

図表10-3は、個々の企業といった観点から金融システムを表現したものである。それは3つのサブシステムを擁している。すなわち、金融セクターを含む「企業の資金調達」、「企業のコントロール」および「企業の戦略」である。図で認識できるように関連した法律および文化ならびに労働市場および製品市場を含む企業の環境（Unternehmensumfeld）もまた金融システムに属している。金融システムは複雑であり、それを明らかにする必要性から、集合体の全体に構造を与え、中心的な観点を選び出すことを可能にする手がかりを見出すことが不可欠である。かかる手がかりは、Hackethal/Schmidtの判断によれば、補完性の構想なのである⁽²⁰⁾。

⁽¹⁴⁾ Ebd.,S.56.

⁽¹⁵⁾ それだけでなく、Hackethal/Schmidtは、需要者として現れることなく、または出番がない場合においても同様に金融システムの一部であるとしていることは注目される。すなわち、企業はどの程度、投資者および資金不足主体として、直接家計およびその他の資金余剰主体から資金を調達し、あるいは広い意味で自己金融（Selbstfinanzierung）を行うか、またいかに家計は実物投資（Realinvestitionen）を通じて財産を形成し、リスクに対して身を守るかを表現することは、金融システムの特徴づけに必要なのである（Ebd.,S.56.）。

⁽¹⁶⁾ Ebd.,S.56.

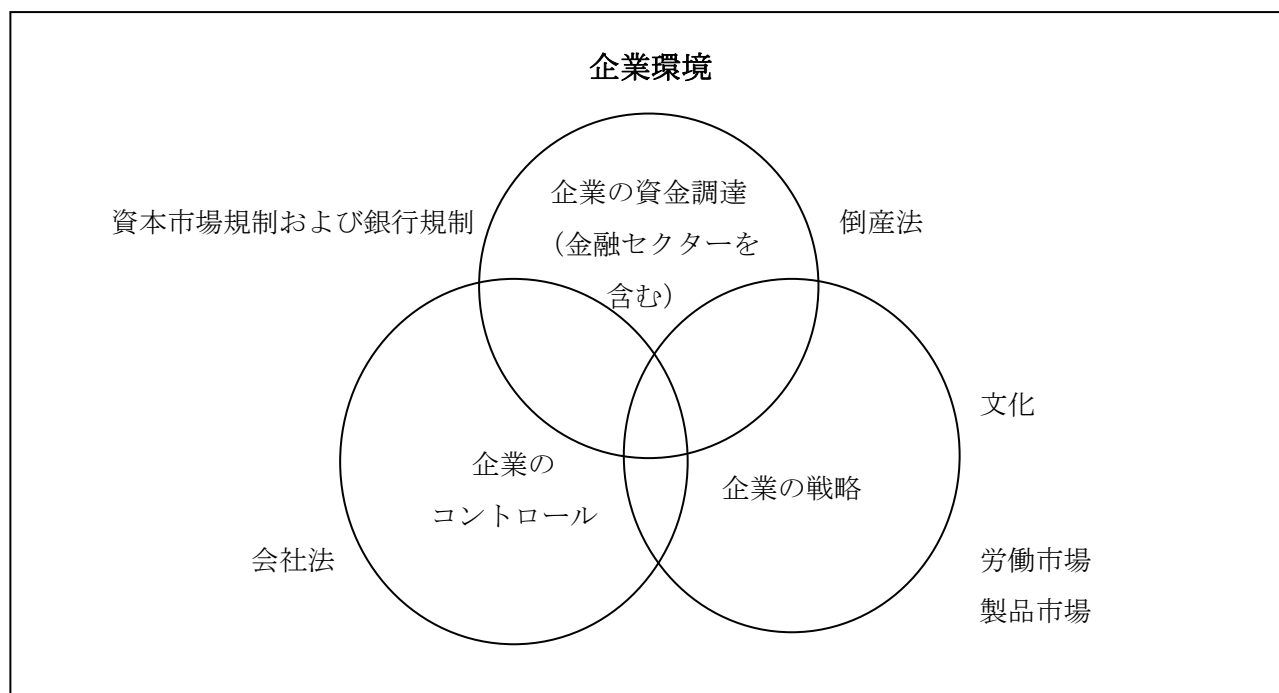
⁽¹⁷⁾ Ebd.,S.57.

⁽¹⁸⁾ Ebd.,S.57.

⁽¹⁹⁾ Ebd.,S.57.

⁽²⁰⁾ Ebd.,S.58.

図表 10-3 企業の観点からみた金融システム



(出所) Hackethal/Schmidt (2000) , S. 57.

2 補完性および一貫性

Hackethal/Schmidtは、まず補完性と一貫性というふたつの構想を示す。それによれば、補完性はシステムの諸要素間の関係性 (Eigenschaft von Beziehungen) である。一方、一貫性 (Konsistenz) はシステムの諸要素が鮮明に打ち出す方向性を表わす⁽²⁰⁾。それゆえ、システムそれ自体の性質を表わす⁽²¹⁾。

まず、補完性についてより詳しくみていこう。彼らによれば、システムのふたつ (あるいはそれ以上) の要素は次の場合にお互い同士補完的である。すなわち、

- 諸要素がはっきり現す (Elementeausprägungen) 積極的な効果は相互に強め合い、また消極的な効果は相互に弱め合う場合である。言い換えれば、
- ある要素の効果の顕在化 (Ausprägung) がより高まることは、ほかの要素の効果の顕在化の高まりから生じた効果 (Vorteil) を高める場合である。(逆もまた同様)。
- システムの「質」または機能能力 (Funktionsfähigkeit) あるいは価値にとって、(補完的な) メルクマール (Merkmale) の効果の発現がお互いに調整され、あるいは効果の発現がお互いに調和することを容易に表わすことが重要な場合である⁽²²⁾。つまり、補完性は特質がはっきり現れ、互いが

⁽²¹⁾ 補完性と一貫性の定義については、システムが経済厚生の効果 (Wohlfahrtseffekt) に関して評価されることが可能な尺度が存在していること、またたとえば特徴がより強くあるいはより弱く打ち出されたり、正反対の特徴がはっきりと識別されるように、少なくともわずかな形でも特徴がはっきりと現れることが前提になっている (Ebd.,S.58.)。

⁽²²⁾ Ebd.,S.58.

調和されることを通して、利益が獲得されることを含意している⁽²³⁾。

次に一貫性を定義する。Hackethal/Schmidtに従えば、一貫性は補完性を獲得する能力と捉えることができる。つまり、補完性の利益が役に立ち、ひとつまたはふたつのメルクマールの特性のわずかな変化があっても目標および評価という機能において何ら改善が起こらない場合にあるシステムは一貫しているという⁽²⁴⁾。

補完性と一貫性の概念は相当に納得のゆくものであろうし、またかかる概念は日常用語上なにをシステムとして理解するかについて説明するものである⁽²⁵⁾。

第3節 現実の金融システムの特徴としての補完性

1 研究アプローチ

Hackethal/Schmidtは、金融システムは一定の秩序をもった諸要素の集合であると理解できると述べている。金融システムは企業の観点から、「企業の資金調達」、「企業のコントロール」および「企業の戦略」というサブシステムから成る。図表10-3でみられるように、企業環境は、金融システムのサブシステムに関連した法律および文化ならびに労働市場および製品市場を含む環境を指す。かかる環境も金融システムに属している⁽²⁶⁾。

ここで金融システムを構成する諸要素 (Elemente) を定義しておこう。Hackethal/Schmidtはまず、企業の資金調達、コントロールおよび戦略について、企業が選択できる要素を変数 (Variable)⁽²⁷⁾ という。次に、企業を取り巻く環境の指標をメルクマール (Merkmale)⁽²⁸⁾ という。とくに企業環境に関係する企業の法的・制度的メルクマール (rechtlich-institutionellen Merkmale)⁽²⁹⁾ を提示し、ここから生じる補助的変数をパラメータ (Parameter) という。略して環境パラメータ (Umfeldparameter)⁽³⁰⁾ ともいう。これは企業が自ら選択することはできない。企業の選択は、その効果の発現の仕方に関係する。企業によって効果の発現が選択可能なものの例として資金調達モデルが挙げられている。これは変数にあたる。企業が自ら選択できない、つまり効果の発現が外生的に定

⁽²³⁾ Ebd.,S.59.

⁽²⁴⁾ Ebd.,S.59. さらに、Hackethal/Schmidtによれば、ある一貫したシステムが安定した状態にあることは、より多くの安定、言い換えれば局所最適 (lokale Optima) が存在し得ることは、システムの型の特徴であるとする。かかる型を分析すれば、補完性の概念が有益であることが判明する。その際、ある局所最適がまた大局的最適 (globale Optimum) を表すか否かは重要ではなく、また時としてシステムの中で行動するプレーヤー (Akteure) にとってもそれを判断することは不可能である (Ebd.,S.59.)。

⁽²⁵⁾ Ebd.,S.59. しかし、補完性の構想は、一般的なミクロ理論、またとりわけプロダクション理論の一部であるが、その新たな展開は本来の構想に対して著しい拡大をもたらしている。加えて、金融システムの機能能力 (Funktionsfähigkeit) に関する適切な効率性の計量単位を定義するとすれば、Hackethal/Schmidtは関数を原理的に定式化できるとする。この関数は、関数の値としての金融システムの効率性を含み、また独立変数として本稿の考察に含められる金融システムの諸要素を含む (Ebd.,S.59.)。

⁽²⁶⁾ Ebd.,S.57-58.

⁽²⁷⁾ Ebd.,S.83. 変数については明確な説明がないが、企業の資金調達の方法、企業のコントロールおよび企業の戦略に関して企業が選択した方式であると考えられる。

⁽²⁸⁾ Ebd.,S.65.

⁽²⁹⁾ Ebd.,S.68.

⁽³⁰⁾ Ebd.,S.83.

められている例として、破産法がある。これは、環境パラメータである⁽³¹⁾。サブシステムは、上記の変数と環境パラメータから成り、これらを合わせて諸要素と呼ぶ。既述のように金融システムはサブシステムから構成される。

さて、Hackethal/Schmidtは次のような目標を設定する。すなわち、金融システムについて推測される補完的関係を認識可能になるよう描くことができるかどうかを調べることである。そのために、一定の方法をもった仮説をテストする。この場合、一定の方法とは次のとおりである。すなわち、金融システムの諸要素の「ひとつの」一貫した組合せよりも多くの組み合わせが存在する。いくつかのシステムの中の「全て」または最も多くの観察された諸要素が「高い」効果を顕在化させ、一方、他のシステムの中の「同一の」諸要素が皆一緒に「低い」価値を示したのであれば、これはまさにこれらの諸要素の間に補完性に関して強い指標がある。補完性の構想によって金融システムを的確に描写することができるとするのが仮説である⁽³²⁾。

本節では、図表10-1で記述された金融システムの各サブシステムについて、変数に対して順番に経験的な証拠と様式化された事実が追加される。次にそれらの影響力作用の関係が調査され、その結果、異なる金融システムの間の特徴の顕在化が比較される。このことを通じて次のことが再検査される。すなわち、補完性のある諸要素の現実的に一貫した特徴の顕在化の構成（さらに対極の特徴の顕在化の構成）を見出すことができるかについて検討する。次節の最後の部分は、サブシステムの中で明らかにされた補完性にに基づき、金融システム全体の補完性と一貫性が研究される⁽³³⁾。

2 企業の資金調達・「資本市場指向」対「銀行指向」

企業は原理的にさまざまな資本調達手段および資金調達源泉の多くを意のままに使うことができる。資金調達の構造および資金調達モデルは、観察される企業の諸特質それ自体に依存しているのが現実的と考えられる。その諸特質とは、たとえば企業の規模、創業からの年数、収益性および有する技術であり、また企業の環境、とりわけ、金融セクターおよび法的・制度的枠組みの性質である⁽³⁴⁾。

しかし、Hackethal/Schmidtは、金融システムの諸要素間の中心的な影響力の関係を指摘するために、上記の企業に特有の決定要因をここでは度外視して、金融システムにおいて識別された上位の特質、一般的な情報分配 (Informationsverteilung) および情報処理 (Informationsverarbeitung) の方法に基づいている。この方法の二つの対極的な効果の顕在化は、企業に特有な情報の外在化 (Externalisierung) と内在化 (Internalisierung) である⁽³⁵⁾。以下、このふたつの効果の顕在化をみていこう。

まず情報の外在化とは、Hackethal/Schmidtによれば、企業に課せられた諸要求を評価するために、関心を有する公衆が関連する情報を自由に使用できる状況と理解される。この情報はとりわけ企業の

⁽³¹⁾ Ebd.,S.62.

⁽³²⁾ この仮説によれば、経済的に成果の豊かな諸国の現実の金融システムの重要な諸要素の間には補完性が存在するのである (Ebd.,S.62.)。

⁽³³⁾ Ebd.,S.63.

⁽³⁴⁾ Ebd.,S.63.

⁽³⁵⁾ Ebd.,S.63.

財産状態および収益状態ならびに重要な戦略上の決定および人的決定に関係している⁽³⁶⁾。内在化は逆の状況を描写する。すなわちこの状況は情報の範囲が限定され、また企業が自ら十分に決定することができる状況である⁽³⁷⁾。

それでは次に、情報の外在化と内在化の利点・欠点をHackethal/Schmidtによってみていこう。彼らによれば、ふたつの方法の一般的な利点と欠点は明白である。情報が広まれば広まるほど、情報の発信者と受信者から成るシステムの情報処理能力はますます大きくなる。かかるシステムは外在化の場合には、価格システムである。例えば、企業が革新的であるが、高い不確実性を伴うプロジェクトを計画したとしよう。その場合、情報の外在化はフィードバック・メカニズムを始動させる。このメカニズムによれば、経営者は、プロジェクトの利点に基づく彼等の期待を株価に現われる公衆の期待に合わせることができ、また当該プロジェクトの推進または打ち切りという反応が適切に可能となる。加えて、外在化によって達成可能な透明性は企業と投資家との間の情報の非対称性を取り除き、市場における資金調達項目の流動性が高まる。またプリンシパルとエージェント間のコンフリクトが減り、そのため資金調達を制限する傾向が低くなるのである⁽³⁸⁾。

しかし、以上述べた利点がある反面、欠点もある。つまり、競争相手が情報を入力することは、競争の利点がより早く浸食されるという結果になり、完全な外在化を不可能にする。そのうえ情報を多くの受け手に分配すること、およびその情報の処理は、企業にとって結果として高くつくのである。この情報の外在化のコストは最終的には企業によって負担されなければならない⁽³⁹⁾。

一方、内在化の利点と欠点は、Hackethal/Schmidtによれば、鏡に映った反対の状態にある。情報提供の総数を制限することによって、特定の情報の処理を専門とする受け手であれば、流入する当該種類の情報に対して適切な反応を達成でき、重大な効果をもつ情報を競争相手が使用するのを防ぐことができ、情報コストを下げるのが可能となる⁽⁴⁰⁾。しかし同時に、情報提供が向けられるべき多くの集団が、企業の全ての潜在的なプロジェクトと諸活動の成果の見込みに対してははっきりと現れる情報を自由に使うことができないため、フィードバック・メカニズムの機能能力が制限されるのである。情報の分配をわずかしかない潜在的な出資者（資金提供者）（Kapitalgeber）に制限することによって、部外者に対する情報格差が発生する。この情報格差は少なくとも中期的に企業と当該出資者とを結びつけ、また市場における関係する金融項目の流動性を減少させるのである⁽⁴¹⁾。

さらに、情報の分配のふたつの方法と金融システムの結びつきを考えてみよう。資本提供者への情報の分配のふたつの方法は、企業の環境について定められた制度的な形態を前提にしている。つまり、外在化は情報のためのメカニズムの集合を必要とする。これは市場であり、理想的には組織化された資本市場である。それとは逆に内在化は、情報を収集し、その価値を分析し、そして秘密にしておく専門家の存在を前提にしている。かかる役割に関しては、とりわけ銀行が考慮される。企業と銀行の

⁽³⁶⁾ Ebd.,S.63.

⁽³⁷⁾ Ebd.,S.64.

⁽³⁸⁾ Ebd.,S.64.

⁽³⁹⁾ Ebd.,S.64.

⁽⁴⁰⁾ Ebd.,S.S.64.

⁽⁴¹⁾ Ebd.,S.64-65.

関係が密になればなるほど、情報交換もより集中的になり、よりよく企業の現状と将来の見通しを判断できるようになる。外在化の方法は、金融セクターにおける資本市場の重大な役割および資本市場からの資金調達より強力な役割ならびに多くの投資家の参入を容易に想起させる⁽⁴²⁾。一方、内在化にとって、未発達の資本市場と銀行の支配的な役割および銀行からの資金調達のより強い顕在化は、まさに最適となる。そのため、Hackethal/Schmidtによれば、情報の外在化と内在化の区別は、資本市場が優勢な金融システムと銀行が優勢な金融システムの区別に合致するのである⁽⁴³⁾。

ところで、企業環境の法的・制度的諸要素の効果のいかなる顕在化が、情報の分配、およびそれによって想起される金融セクターの構造に関するふたつの方法と調和するか。Hackethal/Schmidtは例を示していくつかの重要な特徴（メルクマール）を取り上げている。外在化の潜在的な効率性を最大限に活用する組織化された資本市場であるためには、次の諸要素はそのつど「厳格な」あるいは「高い」効果の顕在化を示すはずである⁽⁴⁴⁾。

- ① 情報を促進する会計規定および公開規定
- ② 株式市場におけるインサイダー情報の使用の制限
- ③ 制限的な銀行規制、とりわけ他の参加者の負担において、情報のアドヴァンテージを回避するための「チャイニーズ・ウォール（chinese wall）」⁽⁴⁵⁾
- ④ 市場の流動化を維持するための持分権（Anteilsbesitz）あるいは債権（Forderungsbesitz）の拡散

このようなメルクマールが顕在化することが少ないのであれば、かかるメルクマールはそれによって外在化を困難にするだけでなく、内在化の優位性を高めるのである⁽⁴⁶⁾。Hackethal/Schmidtによれば、少なくとも、①から③の要素は、それらの効果の顕在化において、金融システムに広がる適用性を有している。それゆえ、企業の資金調達行動は、（これらの要素の）効果をはっきりと「高く」現す金融システムと、一般に「低く」しかその特徴の効果を現わさない金融システムとを識別していることが予想されるのである⁽⁴⁷⁾。

Hackethal/Schmidtによれば、企業の資金調達のモデル、金融セクターの構造および関連する法的・制度的メルクマールがお互いに調和し、または補完的に効果が顕在化するという発展的な結びつきは、実証的にも証明することができる⁽⁴⁸⁾。彼らはドイツ、日本および米国における企業の資金調達のモデルを提示することから始める（図表10-4）。

⁽⁴²⁾ Ebd.,S.65.

⁽⁴³⁾ Ebd.,S.65.

⁽⁴⁴⁾ Ebd.,S.65.

⁽⁴⁵⁾ Ebd.,S.65.

⁽⁴⁶⁾ Ebd.,S.66.

⁽⁴⁷⁾ Ebd.,S.66.

⁽⁴⁸⁾ Ebd.,S.66.

図表 10-4 ドイツ、日本および米国の資金調達パターン

| 国 | 部門 | 企業の長期外部資金調達量の割合 | | | | | |
|-----|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 1970年 -1974年 | 1975年 -1979年 | 1980年 -1984年 | 1985年 -1989年 | 1990年 -1996年 | 1970年 -1996年 |
| 米国 | 銀行 | 0.51 | 0.49 | 0.49 | 0.46 | 0.36 | 0.44 |
| | 非銀行金融機関 | 0.36 | 0.39 | 0.40 | 0.41 | 0.49 | 0.42 |
| | 家計 | 0.12 | 0.11 | 0.07 | 0.07 | 0.09 | 0.09 |
| | 外国/州 | 0.01 | 0.02 | 0.04 | 0.06 | 0.06 | 0.04 |
| | 有価証券 | 0.42 | 0.42 | 0.41 | 0.45 | 0.48 | 0.45 |
| ドイツ | 銀行 | 0.80 | 0.82 | 0.84 | 0.82 | 0.83 | 0.82 |
| | 非銀行金融機関 | 0.14 | 0.14 | 0.12 | 0.13 | 0.11 | 0.12 |
| | 家計 | 0.04 | 0.03 | 0.03 | 0.04 | 0.04 | 0.04 |
| | 外国/州 | 0.02 | 0.01 | 0.01 | 0.02 | 0.03 | 0.02 |
| | 有価証券 | 0.12 | 0.09 | 0.08 | 0.11 | 0.13 | 0.12 |
| 日本 | 銀行 | 0.95 | 0.95 | 0.95 | 0.91 | 0.92 | 0.93 |
| | 非銀行金融機関 | 0.02 | 0.02 | 0.03 | 0.06 | 0.06 | 0.05 |
| | 家計 | 0.02 | 0.02 | 0.01 | 0.02 | 0.01 | 0.02 |
| | 外国/州 | 0.01 | 0.00 | 0.01 | 0.00 | 0.01 | 0.01 |
| | 有価証券 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.15 | 0.16 | 0.13 |

(出所) Hackethal/Schmidt (2000), S.68.

1970年と1996年の間、銀行は日本においてもまたドイツにおいても、企業の資金調達の際に抜きん
でた（または安定した）役割を担っている。一方、米国の銀行は調査期間の始まりから既にわずかな
役割しか担っていない。90年代の半ばまで、銀行については、資本市場に近接して行動する保険、投
資ファンドおよび金融会社（Finance Companies）のような非金融仲介機関（簡潔にはNBFI）にその
座を譲って約3分の1になっているように、企業の資金調達の割合は低下していた。同時に、証券発行
による手段による資金調達の割合、つまりとりわけ債権と株式に関しては、かかる割合を他国と比較
するまでもなくすでに高い水準が更に続いているのが見られ、具体的には約50%である。ドイツ、ま
た日本においても、組織化された資本市場の重要性はこれまで、また現在でもきわめて低いのである。
それらは、企業の資金調達に対する貢献が期間の平均において、15%に満たないのである⁽⁴⁹⁾。

それによって、米国の金融システムは資本市場指向であり、またそこにおいては情報の外在化がな
によりも重要であることを資金調達モデルの比較は確認するのである。一方、ドイツおよび日本の銀
行優位の金融システムにおいて、情報の内在化は資金調達の諸関係の特徴付けているだろう⁽⁵⁰⁾。

図表10-5aにおいて、ドイツ、日本および米国の3つの国民経済について、現在高ベースで表現さ
れている投資の銀行仲介率（Bankenintermediationsrate）は、全ての非金融セクター（家計、国、
企業、外国）の金融債権（finanzielle Forderungen）のどれ程が、銀行への債権として、または銀
行への持分として保有されているかについて示している⁽⁵¹⁾。また、図表10-5bは、資金調達の銀行仲
介率と、それによる全非金融セクターのセクター全体にわたる債務全体に関する銀行に対するそのと
きどきの債務の割合を明らかにしている。再度、一方ではドイツと日本の金融システム、他方ではア

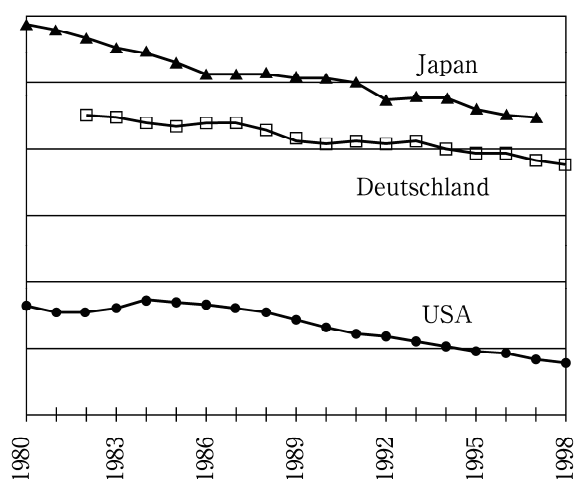
⁽⁴⁹⁾ Ebd., S.67.

⁽⁵⁰⁾ Ebd., S.67.

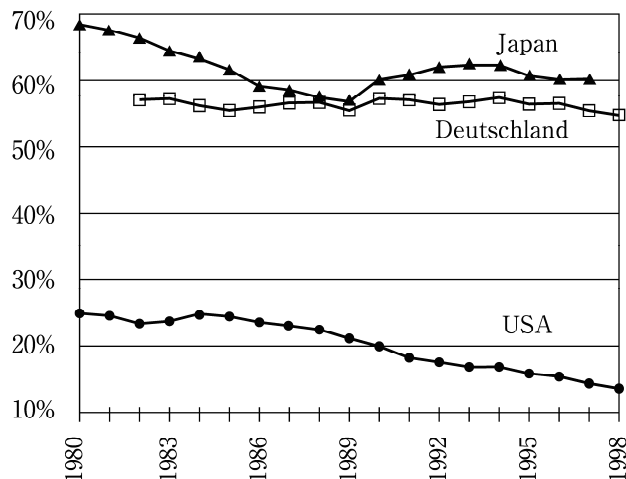
⁽⁵¹⁾ Ebd., S.68.

アメリカの金融システムとの間において、効果がありありと現われ、時を超えた驚くべき差異を認識できるのである⁽⁵²⁾。英国についても似た調査結果が存在する。つまりそこでもまた、銀行仲介率は安定的であり、米国とほぼ同じくらい低いのである⁽⁵³⁾。

図表 10-5a 銀行仲介率—債権



図表 10-5b 銀行仲介率—債務



(出所) Hackethal/Schmidt (2000), S. 68.

上記の①から④のメルクマールの制度的・法的パラメータに関して、同様に、全体的展望に合致したはっきりと現われる違いが存在する。ここでは広範囲にわたる関係を指摘するにとどめる。それによれば、金融セクターを含む企業の資金調達サブシステムは、まさに対極の効果が顕在化する諸要素の一貫した構成であることが明らかとなり、それによって、金融システムのこのサブシステムについて、補完性の推測が裏付けられるのである⁽⁵⁴⁾。

3 コーポレート・ガバナンス・「外部者コントロール」対「内部者コントロール」

Hackethal/Schmidtによれば、企業のコントロールのサブシステムまたは「コーポレート・ガバナンス」は、それを論じるにあたり、企業の資金調達サブシステムより更に複雑であるため、考察を個々の観点に限定し、一般化した単純化する必要がある。この複雑性はとりわけコーポレート・ガバナンスの定義から生じている。ここでは「コーポレート・ガバナンス・システムは、諸規制とメカニズムの全体を包括するものである」⁽⁵⁵⁾と定義する。また、この「諸規制とメカニズムの全体」とは、どのステークホルダー・グループが、とりわけ、(1) 持分所有者、(2) 債権者および(3) 企業の従業員が、いかなる方法で、企業の重要な決定に影響を及ぼし、またその際、自己の利害を貫徹できるかを決定することに関係している⁽⁵⁶⁾。

⁽⁵²⁾ Ebd., S. 68.

⁽⁵³⁾ Ebd., S. 68.

⁽⁵⁴⁾ Ebd., S. 68-69.

⁽⁵⁵⁾ Ebd., S. 69.

⁽⁵⁶⁾ Ebd., S. 69.

以下では、Hackethal/Schmidtに従って、上記の3つの利害関係グループ全てについて、ふたつの対極的な効果の顕在化を伴う影響力行使メカニズムまたは影響力行使方法を確認する。またかかる方法にとって重要である補完的諸要素の具体的な効果の顕在化を特徴づける。最後に、3つのグループの影響力行使方法が互いに調和することが考察される⁽⁵⁴⁾。

(1) 持分所有者の影響力・「流動性指向」対「コントロール指向」

Hackethal/Schmidtは、「流動性指向 (Liquidity-Orientierung)」対「コントロール指向 (Control-Orientierung)」の二分法によって、ふたつのモデルを区別する。このモデルはトレードオフを容易に想起させる。その完全な形式によれば、金融システムの諸要素において、明確に観察可能な効果の顕在性を際立たせることができる⁽⁵⁷⁾。

まず流動性指向からみていこう。彼らは、「流動性」指向という語で、次の状況を指す。すなわち、株主 (Anteilseigner) は唯一、自己の持分ポートフォリオ (Beteiligungsportefeuille) の利回りの最善の状態を手に入れるよう努めるのであり、そのため、もっぱら直接的に金融上の目標を追求するのである。流動性指向の株主は、彼等の投資対象を多様化し、即座に新たな情報に反応するため、株式を即時にかつ公正な価格で購入または売却できることに関心を持つのである。かかる状況において、株主の関心の維持に配慮する中心的なメカニズムは、企業のコントロールのための市場である。経営者の政策が企業の市場価値を最大化しないものであれば、部外者 (Außenstehende) には、多数の持分を取得し、従来の経営陣を交代させ、また、市場価値を最大化する戦略を実行に移すという刺激が原理的に存在する。こういったコントロール行為によって、積極的に介入する投資家も消極的な投資家も利益を得るのである。このような現職の管理者 (Manager) を外部から事前に規律づけする効果は、企業のコントロールのために機能する市場を出発点とするのである。つまり、自己の職場を確保するため、彼は買収 (Übernahme) をできる限り魅力的ではないようにする政策をより合理的に追求する。これは、市場価値を最大化する政策であるため、自己の利益に関心をもつ管理者は、投資家が望むことに合致するよう行動するのである⁽⁵⁸⁾。

これに対して「コントロール」の方法においては、重要な投資家は特徴的な方法で他の目標、すなわち純然たる金融上ではなく、または必ずしも直接的な金融上ではない目標を追求する。当該投資家はマネジメントと永続的に結びつく可能性を獲得しようとする。たとえば、当該投資家は長期にわたり当該企業との取引関係を保ち、それによって利益を得る。あるいは創業者一族として影響力を行使して個人的な利益を得るのである。これは、当該投資家がかなりのまとまった株式を所有している場合に容易になる⁽⁵⁹⁾。持分の集中は、所有者側では、持分の流動化を減らし、また企業のコントロールのための市場を妨げるだろう。他方では、持分の集中は、持分所有者に、広範であるが、公表には適さない情報を獲得させ、監査役会のような公式な会議または反対に非公式な経路でも影響を及ぼすことを容易にするのである。それによって当該投資家は、マネジメントを少なくとも次の程度にコントロールできるのである。すなわち、彼等の利益が考慮されているか、またどれほどよく考慮されてい

⁽⁵⁷⁾ Ebd., S. 70.

⁽⁵⁸⁾ Ebd., S. 70.

⁽⁵⁹⁾ Ebd., S. 70

るかの程度である⁽⁶⁰⁾。

以上のように「流動性」方式と「コントロール」方式には固有のトレードオフ関係があるのは明白である。Hackethal/Schmidtによれば、「流動性」方式における多様化と機会均等は、必要な際に株主価値を高めるよう介入し、また買収の脅しによってマネジメントを規律付けし、それができるといえるような買い占め人 (Aufkäufer) が必要である⁽⁶¹⁾。一方、「コントロール」方式においては、介入の可能性は与えられているが、全ての株主グループの機会均等は与えられず、また全ての株主の金融上の目標への厳格な方向付けも与えられない。それは市場の資金調達機能および情報機能を制限するのである⁽⁶²⁾。

Hackethal/Schmidtによれば、すでに述べた企業の資金調達の外在化の方法においてと同様に、「流動性」の方法においても、分散して存在する情報の効率的な処理に中心となる役割が与えられるべきである。諸要素の集合は、集合内に補完性が推測され、そのために諸要素の効果の顕在化が、全体として特定の形で存在しなければならない。その目的はシステムの機能性を保証することにある。かかる集合は、上記2で示した4つの諸要素に加えて、更に3つの要素を含む⁽⁶³⁾。

- ⑤ 買収規範 (Übernahmekodex) の厳格さ
- ⑥ 現職マネジメントが講じることができる買収防衛手段の制限
- ⑦ 管理者のための労働市場の機能能力

これによって、企業のコントロールの「流動性」方式が機能する能力があれば、かかる3つの要素 (正確には最初の4つも含めて) はその高い効果の顕在化が存在する。これに対して7つのメルクマールの効果の顕在化が低ければ、マネジメントのコントロールを行使することは、「内部の」所有者にとっては、より容易でより魅力的である。ふたつの状況は一貫しているのである⁽⁶⁴⁾。

(2) 債権者としての銀行の影響力・「独立第三者間貸付」対「関係貸付」

上記2の企業の資金調達・「資本市場指向」対「銀行指向」において、銀行の役割は企業の資金調達の際に、国によって大きく異なっていることを示した。ここでは、それに加えて、銀行借入の種類と質は異なるのであり、それはおそらく基礎を成す同じ金融システムのメルクマールに依存していることを示す⁽⁶⁵⁾。

債権者としての銀行と債務者としての企業との関係も、ひとつの分類規準によって分けることができる。この分類の規準は、銀行と企業との関係の親密さまたは緊密さにあり、「独立第三者間貸付 (arm's length lending)」 (または同じ意味の「取引上の貸付 (transactional lending)」) と「関

⁽⁶⁰⁾ Ebd.,S.71. Hackethal /Schmidt によれば、影響力のある所有者の利益は、通常は企業が安定した状態にあり、また成長していることも内容とする。

⁽⁶¹⁾ Ebd.,S.71.

⁽⁶²⁾ Ebd.,S.71.

⁽⁶³⁾ Ebd.,S.72.

⁽⁶⁴⁾ Ebd.,S.72. Hackethal /Schmidt によれば、⑤と⑥のメルクマールの実際の、各国に特有な効果の発現は検証するのは困難である。その理由は、法律の内容だけでなく、当該法律を貫徹することが決定的な意味を持つからである。彼らによれば、⑦は管理者にとっての労働市場に関して啓発的であるとしている。つまり、ドイツと日本において、特有の順序からトップの管理者を任命することに、アメリカにおいてよりもより大きい重要性が与えられるべきであるとしている。内部的な労働市場はヒエラルキー内部の昇進だけでなく、報酬の高さも、企業に所属している期間に結びつけられているのである。また、内部で採用された管理者は影響力の強い所有者の利益に合わせると考えられる (Ebd.,S.72.)。

⁽⁶⁵⁾ Ebd.,S.73.

係貸付 (relationship lending) 」に具現され、これらは正反対の効果を顕在化させる⁽⁶⁶⁾。Hackethal/Schmidtによれば、銀行と債務者たる企業との緊密な関係は、銀行が影響力を必要とし、実際には影響力を保持することになる。その結果、銀行の影響力は、銀行の債務者たる企業のガバナンス・システムの一部であることを意味する⁽⁶⁷⁾。

それではさらに「独立第三者間貸付」からみていこう。この場合には、銀行と債務者たる企業との緊密な関係とは距離を置く。言い換えれば、情報の集中はあまりなく、また少なくとも原則的には短期的な性質である。つまり、これはいわば限定的な業務領域といったものにのみ関係するのである。支払いが困難な場合、この関係における銀行は、債権者として私的に企業の再建を行うことはなく、または指示することもない。その結果、当該銀行は清算の前に債務者を守る心構えもないし、適してもいないのである。「独立第三者間貸付」は何ら影響力を必要としない。当該銀行の利益は契約および法律、そしてとりわけ当該関係を即座に終えることができるチャンスをつうじて、十分に確保されるのである⁽⁶⁸⁾。

一方、「関係貸付」は、メルクマールの正反対の効果の顕在化によって特徴づけられる。いわゆるハウスバンク (Hausbank) または「メインバンク (main bank) 」は、企業に多額の融資をし、それに加えてしばしば自ら当該企業の持分所有者であり、また、当該企業の監督機関にしばしば銀行の管理者を派遣するのである。取引のこの太いきずなは銀行に、一方では多様な評価に関係する情報への機会を開き、他方ではレントおよび準レント (Quasi-Rente) を吸い上げることを可能にするのである⁽⁶⁹⁾。またこれは、Hackethal/Schmidtによれば、危機保険および流動性保険と呼ぶことができる機能をもたらすための前提条件である⁽⁷⁰⁾。すなわち債務者が新規で、戦略上重要な投資であるが資金調達に十分でない場合、または支払不能が迫っている場合であれば、完全なケースでは当該債務者に銀行は助力をする。これは流動資産の追加融資によって行うことができ、または裁判によらない再建の際の支援によって行われる。「関係貸付」は、企業に影響力を及ぼすのである。「関係貸付」は企業の状態が良好なときだけでなく、企業が危機的状況にある場合にはなおさら必要なのである⁽⁷¹⁾。

以上、ふたつの取り決めの利点と欠点の概要を示した。すなわち、「独立第三者間取引」は資本市場における最善の資金調達を追求する際の柔軟性という利点があるが、保険のない流動性ショックというより大きいリスクに直面するという欠点がある。「関係貸付」では、この利点と欠点は逆になる⁽⁷²⁾。

ところで、債権者に関連する諸要素を典型例として列挙する際には、前述のように企業の資金調達において掲げられた4つの諸要素がある。特に第3の要素が重要である。銀行内の異なる業務領域の間

(66) Ebd.,S.73.

(67) Ebd.,S.73.

(68) Ebd.,S.73.

(69) Ebd.,S.73.

(70) Ebd.,S.74. 「危機保険」の原語は„Krisenversicherung“であり、「流動性保険」の原語は„Liquiditätsversicherung“である (Ebd.,S.74.)

(71) Ebd.,S.74.

(72) Ebd.,S.74. Hackethal/Schmidt は、ハウスバンクは、長期の関係に関する自己の利益に基づいて、一般的な傾向として、財産構成 (Eigentumsstrukturen) の安定に関心を寄せなければならないことを指摘する。これを無視すると、企業が実際に銀行との広範囲の暗黙の契約を取り消し、それによって「サンクコスト (sunk cost)」が発生するというリスクが発生するからである。

の内部的な結びつきを制限することにより「関係貸付」に対する傾向は減少するからである⁽⁷³⁾。Hackethal/Schmidtは、追加的なメルクマールとして、以下の事項を挙げている⁽⁷⁴⁾。

⑧ 適用される国の倒産法の債務者への好意度

⑨ 銀行間ならびに銀行と金融セクターの他部門との間の競争の強さ

まず債務者に好意的な倒産法は、銀行の資金供給の用意を高める。かかる用意は債務者に実際に流動性保険を提供する。次により強い競争は、企業が銀行を信頼し、銀行に結びつこうとする企業の意思と能力を低下させる。またそれによって銀行が長期の関係に投資する用意を減らすのである⁽⁷⁵⁾。上で列挙されたメルクマールの効果の顕在化が「関係貸付」に有利に働くことがなければ、「独立第三者間貸付け」はますます高まり、その効果の顕在化によって、企業のコントロールの際に銀行・債権者の役割にはプラスに働くことはない⁽⁷⁶⁾。

Hackethal/Schmidtの仮説を裏づける実証的な証拠は、影響力を把握し測定することが困難であるため、企業の資金調達のケースに比べて見出すのがより難しい。彼らによれば、確かな指摘によって知られた事実として、ドイツのユニバーサルバンク（Universalbank）と形式は異なるが類似の日本の銀行は、大規模企業にかなりの持分を保有し、多数の監査役会あるいは日本の企業集団の類似の委員会に代表として出席しているのである。しかし、これだけでは銀行の影響力を一部しか把握することができない⁽⁷⁷⁾。Hackethal/Schmidtは、銀行の影響力の大部分は非公式な関係の下で効果的になるという。この効果は、「関係貸付」あるいはハウスバンク関係の場合に、「独立第三者間貸付」の場合よりもより強くあてはまるのである⁽⁷⁸⁾。

そのため、これまですでに考察した3つの国において、実際の状態にいかなる性質を見出すことができるかをHackethal/Schmidtは調査している。それによれば、ドイツと日本における「関係貸付」は全般的に米国より普及しているのであり、またこれらの国は実際に銀行からの流動性保険から利益を得ているのである⁽⁷⁹⁾。またそれによってドイツと日本の銀行は、企業のコントロールにおいて、米国より重要な役割を有することも指し示すのである⁽⁸⁰⁾。

以上のように、銀行とその債務者との間の親密な関係あるいは隔たれた関係に合致する個々の金融システムの諸要素、とりわけここでは上で挙げた個々のメルクマールの効果の顕在化に関して、アメリカ的な金融システムとドイツおよび日本の金融システムとの間に明らかに傾向の差が存在するのである⁽⁸¹⁾。

⁽⁷³⁾ Ebd.,S.74.

⁽⁷⁴⁾ Ebd.,S.74.

⁽⁷⁵⁾ Ebd.,S.74.

⁽⁷⁶⁾ Ebd.,S.74.

⁽⁷⁷⁾ Ebd.,S.75.

⁽⁷⁸⁾ Ebd.,S.75

⁽⁷⁹⁾ Ebd.,S.75. Hackethal/SchmidtはF.Allen/D.GaleとS.Priggeの研究論文を指摘している。

また、この指摘に関連して彼らは、R.Elsas/J.P.KrahnenとD.Harhoff/T.Körtingの研究論文にある「他の事情が同じであれば、より集中的な借入れと長期の銀行関係を伴う企業は、担保要求、利子率および借入枠（credit availability）の条件においてより有利になる」という指摘を紹介している。

⁽⁸⁰⁾ Ebd.,S.75.

⁽⁸¹⁾ Ebd.,S.75.

(3) 従業員の影響力—「外部機会」対「内部影響力」

従業員が企業の決定によって損害を受けるリスクにさらされる場合、従業員は「内部影響力 (internal influence)」に関する自己の利益を主張する機会を必要とする。とりわけ、これは次のことが企業にとって重大な場合にあってはまる。すなわち、従業員は、移籍の機会または「外部機会 (outside opportunities)」を手に入れ、それを使用すると脅し、また場合によっては使うことによって、従業員は自己の利益を保持「しない」場合である⁽⁸²⁾。

まず内部影響力からみていこう。企業戦略に関する新たな文献は、長期的な競争によりもたらされる利益は、とりわけ、従業員が有する企業にとって特有な知識および特有な能力にある⁽⁸³⁾。そのため、従業員が企業に特有な人的資本を生み出すことは、マネジメントおよび所有者の利益に含まれるのである。その目的のためには、マネジメントは、たとえば給与の引き下げによって、従業員が特有の人的資本に投資することからもたらされる準レントを従業員から簡単に奪い取ることはしない⁽⁸⁴⁾。加えて、従業員またはその代表者には、企業の重大な決定に影響力を及ぼす権利を認め、自己を防衛する機会がある。これによって、この議論は企業のコントロールに結びついているのである。ドイツにおいては、当該権利は企業レベルおよび経営レベルにおける共同決定 (Mitbestimmung) によって法的に指示されている。Hackethal/Schmidtによれば、当該権利がさしあたりかなりの程度まで有意義であるとして受け入れられているのは、防衛効果および励ましの効果を持つからである⁽⁸⁵⁾。他方、認められた従業員の保護のため、強く力を尽くすための企業に関係する労働組合を容認することは、日本の大企業には特有なことである⁽⁸⁶⁾。Hackethal/Schmidtによれば、ドイツと日本のふたつのケースは、結束および励ましのメカニズム (Bindungs-und Anreizmechanism) が働いている。とりわけレピュテーションによる効果 (Reputationseffektion) に基づいている。これには、例えば終身雇用の保証、勤務年数および資格等級に従って上昇する賃金支払いの承諾、および仲間内から優先的に指導的立場の人物を新規に採用するといったことが属する⁽⁸⁷⁾。

次に外部機会をみていこう。外部へのより高い移動は、従業員をつなぎ止め、彼らに特有な投資を積極的にさせることは難しいことを示す。米国企業においてより通常である移動は、実際にドイツにおいてよりも高いことを示している。一連の実証研究は、そこから導かれる推察、すなわち、ドイツにおける企業に特有な人的資本は米国におけるそれよりも高いことを確認したのである⁽⁸⁸⁾。

(82) Ebd.,S.75.

(83) Ebd.,S.76.

(84) Ebd.,S.76.

(85) Ebd.,S.76. 「励ましの効果」の原語は„Anreizeffekt“である。

(86) Ebd.,S.77.

(87) 「結束および励ましのメカニズム」の原語は„Bindungs-und Anreizmechanism“である。

Hackethal/Schmidt は、かかるメカニズムはとりわけレピュテーションによる効果 (Reputationseffektion) に基づいているという。また、Itoh は、日本におけるこのようなメカニズムは、米国よりもはるかに普及していることを豊富な証拠によって示している。Hackethal/Schmidt は、このような約束 (Zusage) は、次の場合に一層信頼するに足るものになるという。すなわち、従業員自身の関係特有の投資の価値の維持に関心を寄せるステークホルダーにとって、約束に違反することがよりよく観察できるようになる場合であり、またこのような投資が制限されるということが、企業にとってより多くの不利益な結果をもたらす場合である (Ebd.,S.77.)。

(88) この点については、K.G.Abraham/S.N.Houseman の研究が挙げられている (Ebd.,S.77.)。

ただし、「外部機会」の方式による従業員の利益を保持することには利点がある。企業は、たとえば、解雇およびそのあとでの新たなノウハウを有する者の追加雇用によって、新技術および変化する市場の状況により柔軟に反応できる。また従業員にはより強く業績に依拠して賃金を支払うことができる。従業員は、解雇されるか、または自ら辞職した場合には、概してより早く新たな職場をみつけるのである⁽⁸⁹⁾。

Hackethal/Schmidtは、従業員の影響力に関するメルクマールとして次の7点を示している。これらのメルクマールは結びついているのである⁽⁹⁰⁾。

- ① より長い（またはより短い）雇用状況
- ② 従業員の帰属（Selbstbindung）に対する企業の機会がより大きい（またはより小さい）
- ③ 特別な人的資本を形成するためのより大きい（またはより短い）刺激がある
- ④ 特別な人的資本のより高い（またはより低い）水準
- ⑤ 労働市場がより非弾力的（またはより弾力的）
- ⑥ 企業の決定への影響力により大きい（またはより小さい）関心
- ⑦ 企業のコントロールの際に従業員の役割がより大きい（またはより小さい）

これらは、メルクマールの顕在化の一貫した組み合わせを形作る。全てのメルクマールが高い顕在化を示せば、「内部影響力」方式を促進し、低い値を示せば、「外部機会」方式に有利に働くのである⁽⁹¹⁾。

(4) 要約

Hackethal/Schmidtは、これまで企業のコントロール・システムの議論を、持分所有者、債権者および従業員の3つのステークホルダーの観点から議論した。ここでは、コーポレート・ガバナンスの上述の3つの方式を合わせた全体的観点で締めくくる。ドイツと日本において、最も多く紹介された実証的研究の結果と様式化された現実は、「コントロール」、「関係貸付け」および「内部影響力」方式がより普及していることを証明している。一方、米国のケースにおいては、「流動性」、「独立第三者間貸付け」および「外部機会」が優勢であることを指し示している⁽⁹²⁾。

それによって、集中的な持分所有者、「ハウスバンク」または「メインバンク」および協働者（Mitarbeiter）を伴うドイツおよび日本において、影響力行使の可能性のあるステークホルダーの集団は、一方で米国よりも際立っている。当該集団は、現実には企業に近い人々に限定されているからである。他方で、この集団はいくつかのステークホルダー・グループを含む点ではより広いのである。影響力行使の可能性を持つ全てのステークホルダーは、原則として良く情報提供されているのであり、また企業の存続と成長という共通の関心を持っている。しかし、それ以外の観点では彼らの利益は明らかに対立しているのである⁽⁹³⁾。

Hackethal/Schmidtによれば、この組み合わせ状況においては、ステークホルダーの影響力行使の可能性の均衡を保つことが必要とされる。どのステークホルダー・グループも一方的に不利に扱うこ

⁽⁸⁹⁾ Ebd.,S.77.

⁽⁹⁰⁾ Ebd.,S.77.

⁽⁹¹⁾ Ebd.,S.77.

⁽⁹²⁾ Ebd.,S.78.

⁽⁹³⁾ Ebd.,S.78.

とができないからである⁽⁹⁴⁾。そのためこのような組み合わせ状況には、ステークホルダー・グループの協力 (Kooperation) に関する企業の制御が必要とされるのである。Hackethal/Schmidtによれば、企業の体制 (Unternehmensverfassung) は、コンフリクトの強さ (Konfliktintensität) および暗黙の合意義務 (Einigungszwang) といったものによって特徴づけられる。それに従えば、(共同決定が行われる) 監査役会のような、いわばフォーラム (Forum) が必要となる。このフォーラムは、ステークホルダーの利益の対立の均衡を保たせることができる。つまり、コンフリクトは、取締役による業務執行の影響を直接妨害することはしないのである。この取締役の業務執行には、「株主価値」の目標だけでなく、広範に定義された「企業の利益 (Unternehmensinteresse)」の達成という目標に適切に結びつけられているのである⁽⁹⁵⁾。以上のように、Hackethal/Schmidtによって、「コントロール」、「関係貸付け」および「内部影響力」方式の結びつきから、ドイツにおける監査役会の役割が導き出されているのは注目される。

一方、米国においては、マネジメントは意思決定において、市場メカニズム、すなわち外部者により強く影響を受ける。それは、たとえば企業のコントロールのための市場、マネージャーのための労働市場、金融サービスのための市場または従業員のための市場による。効果がはっきりと現われる情報の優位性または優位な影響力の行使の可能性について、いかなるステークホルダー・グループも意のままにできるものとして持つことはない。またこれは、「離脱オプション (Exit-Option)」が市場メカニズムを通じて用意されているため、必要ないのである⁽⁹⁶⁾。Hackethal/Schmidtによれば、このような状況下では、企業経営を、所有者のために企業価値の最大化以外の他の諸目標に合わせるべき理由は何ら存在しない。またそのため、「単一ボード (Unitary board)」がかかる状況にはふさわしい。つまり、取締役と監査役会を分離する理由が何ら存在しないのである⁽⁹⁷⁾。

以上から、ドイツのコーポレート・ガバナンスは「内部者コントロール」によって特徴づけられるのであり、一方、米国のコーポレート・ガバナンスの特徴は、「外部者コントロール」によって特徴づけられるのである⁽⁹⁸⁾。

4 企業の戦略・「大きな飛躍」と「小さなあゆみ」

Hackethal/Schmidtによれば、企業の戦略は、誰が企業の決定に影響力を有するか、企業の重要な資源 (財務資本および人的資本) の調達先を決定する際に重要となるのは何か、またかかる資源を供

⁽⁹⁴⁾ Ebd.,S.78. もしあるグループが自己のために「離脱オプション (Exit-Option)」を選択したとしよう。これは全てのステークホルダーが協力するには問題があったことを示している。離脱したグループにとって協力は高くつく (teuer) からである (Ebd.,S.78.)。

⁽⁹⁵⁾ Ebd.,S.78.

⁽⁹⁶⁾ つまり、内部の関係の中でだまして得をすること (Übervorteilung) を防ぐのに有益となるのである (Ebd.,S.79.)。

⁽⁹⁷⁾ Ebd.,S.79.

⁽⁹⁸⁾ Ebd.,S.79. これまで述べたふたつのコーポレート・ガバナンス・システムの基本的な異質性を、J.Franks/C.Mayer は、「内部者システム (insider-System)」対「外部者システム (outsider-System)」による二分法の形で表現している。Hackethal/Schmidt は、ここで述べたコーポレート・ガバナンスの「外部者コントロール」と「内部者コントロール」に対応するものであると述べている (Ebd.,S.79.)。

給する者はどのようにして自己の利益を守ることができるかに影響を受けると推測される。その限りでは企業の戦略は金融システムの一部なのである。このつながりを彼らは究明する。そのために、企業の戦略に結びつけられた諸問題の幅広い多様性の中から、企業は原則としてまたは戦略的に、重大な変化の必要性に対して、どのように反応するか、または戦略の修正の選択は何に依存するかといった模範的なものを特に取り上げることになる⁽⁹⁹⁾。

Hackethal/Schmidtは、企業の「戦略上基本となる方向付け」のメルクマールとして、企業が企業環境における変化に対してどのように特有に反応するかについての方法を考察する。その場合、単純化された二分法をここでも用いる。重要な変革が達成される対極的な代替案は、「小さな歩み (small steps)」および「大きな飛躍 (big leap)」である。小さな歩みは、それが長期に連続してなされるときに大きな飛躍を打ち負かすことができる。小さな歩みは適切に目標へのねらいを正確に定めることができる場合に限られるのである。これに対して、大きな飛躍は必然的に厳密ではなく、そのためより速く変革が完了する。以上のように、戦略的な代替案は、小さいが卓越した歩みの連続と回数は少なくより容易で厳密ではない飛躍である⁽¹⁰⁰⁾。どちらの代替案が適切であるかは、問題となる企業の環境要因に依存する。当該環境要因は、Hackethal/Schmidtによれば、金融システムのメルクマールによって特徴づけられるのである。また、これまでの考察から明らかなように、企業の重要なメルクマールは、企業に対するさまざまなステークホルダーの関係、とりわけ企業の資金調達およびコーポレート・ガバナンスの方法に依存する⁽¹⁰¹⁾。Hackethal/Schmidtは、共通の環境要因は、企業の資金調達および企業のコントロールの共通のモデルをもたらすというように、ある国の企業は避けられない重要な適応に対して似た反応を示すことを推論するのである⁽¹⁰²⁾。

ところで、戦略の選択の企業内部および企業外部の決定要因はより細分化して把握することができる。上記3 (3) の「従業員の影響力」の「内部影響力」で既に述べたように、従業員が共同して決定する権利の強化と高い情報水準に伴って、高い程度の特異性 (Spezifitätsgrad) が現われるという概要が示された⁽¹⁰³⁾。Hackethal/Schmidtによれば、この考察は特有な人的資本に類推できる。また特別な機械のような物的資本または特別な部品の納入のような他の特有な資源および内部所有者 (inside owners) およびハウスバンクからの資金調達にもあてはまるのである⁽¹⁰⁴⁾。またHackethal/Schmidtによれば、企業とその特有の資源および内部資本 (inside capital) を提供する者との契約は、常に不完備であるか、少なくとも部分的には暗黙的である。暗黙の契約関係の当事者間の関係の安定性については、永続性と継続性が重要である⁽¹⁰⁵⁾。

以上のことは企業の変革のための戦略にとってなにを意味するか。ステークホルダーに距離を置き、

⁽⁹⁹⁾ Ebd.,S.80.

⁽¹⁰⁰⁾ Ebd.,S.80.

⁽¹⁰¹⁾ Ebd.,S.81.

⁽¹⁰²⁾ Ebd.,S.81.

⁽¹⁰³⁾ Ebd.,S.81. Hackethal/Schmidtによれば、より高い特異性の程度は、共同決定の権利の強化および高度な情報水準 (Informationsstand) に伴って現れる。これは、特別な資源を提供することによってリスクにさらされる情報の水準を意味している (Ebd.,S.81.)。

⁽¹⁰⁴⁾ Ebd.,S.81.

⁽¹⁰⁵⁾ Ebd.,S.81.

むしろ市場指向の関係をもち、はっきりと特徴が顕在化する特有の投資をすることなく経営を行う企業にとっては「大きな飛躍」が考慮に値する。以下、その特徴点を示そう。

大きな飛躍は、第1に、的確さに欠けるという特徴的な欠点がある。一方、ある程度有効な手が打てるケースでは、ステークホルダーは離脱することは有益ではないと即時に判断できるという利点がある⁽¹⁰⁶⁾。また大きな飛躍は即時に決着がつくのであり、「種々の」ステークホルダーに何ら忍耐を強いることはない⁽¹⁰⁷⁾。第2に、大きな飛躍は明白な状況の悪化というものと過渡的な段階における一時的な損失とを区別することができない。第3に、暗黙の契約は、市場指向の関係の場合には何ら重要な役割を担うことはないため、大きな飛躍は暗黙の契約には反するという傾向がある。第4に、大きな飛躍においては「内部影響力」は一般に重要ではないため、ステークホルダーからの異議の可能性はより少ない⁽¹⁰⁸⁾。

次に小さな歩みの特徴点を示そう。小さいが的確な歩みの長い連続の重要な利点は、最終結果がより的確であることにある。しかし、その最大の欠点は適切な程度の変革のためにはより多くの時間を必要とすることである⁽¹⁰⁹⁾。

ところで、小さな歩みの戦略において、Hackethal/Schmidtがいう変革の小道（Pfad der Veränderungen）が、結果の悪化として現われる中間段階に通じている場合を想定してみよう。その場合、ステークホルダーは企業に忠誠を尽くすことが必要となる。良く情報が与えられる者⁽¹¹⁰⁾は、収益の谷（Ertragstal）を通る道は正しい方向に向かうことを認識できるため、合理的により忍耐強くなることできる⁽¹¹¹⁾。

Hackethal/Schmidtは再び、特徴の顕在化が互いに影響し合う補完的なメルクマールの組み合わせについて提示する⁽¹¹²⁾。以下で示した諸要素が補完的であり、再びメルクマールの顕在化があり、企業の戦略という金融システムのサブシステムには、安定したふたつの一貫した組み合わせが存在するのである。個々の企業にとって（また一般化された傾向に従えばある国の企業にとって）次のどちらの変革戦略が有利であるか。

- ① ステークホルダーの特有の投資の重要性の低さ（あるいは高さ）
- ② 暗黙の契約とそれによる信頼性の低さ（あるいは高さ）
- ③ 情報水準の低さ（あるいは高さ）
- ④ ステークホルダーの形式的または現実的な協議への参加権のより弱さ（あるいはより強さ）

⁽¹⁰⁶⁾ Ebd.,S.81. また逆に彼らが離脱したとしても、彼等は容易に他で補うことができるのである（Ebd.,S.81.）。

⁽¹⁰⁷⁾ Ebd.,S.82. Hackethal/Schmidtによれば、ここでの「忍耐」とは、ステークホルダーが情報および影響力の行使なしには合理的な方法では獲得できないものである。

⁽¹⁰⁸⁾ Ebd.,S.82. かかる異議は必要とされないからである（注 107 参照）。

⁽¹⁰⁹⁾ Ebd.,S.82.

⁽¹¹⁰⁾ Ebd.,S.82. この者には情報が与えられることができるのであり、また与えられなければならない。またこの者は影響力の行使を意のままにできる者である。これは特有の投資のリスクのために必要とされる（Ebd.,S.82.）。

⁽¹¹¹⁾ Ebd.,S.82. Hackethal/Schmidtによれば、彼は個々の小さな変革がステークホルダーの経済的ポジションを悪化させる場合、場合によっては報酬を要求できるのであり、また彼等の忠誠心とさらなるプロセスに関する彼等の賛同が必要である限りは、彼等は報酬の受け取りを期待するかもしれないという（Ebd.,S.82.）。

⁽¹¹²⁾ Ebd.,S.82.

メルクマールの顕在化がより少ないのであれば唐突な変化の証明であり、より高いのであれば漸進的な変化の証明である⁽¹¹³⁾。既にこれまでの章において述べたように、ドイツと日本に挙げられたメルクマールと米国に挙げられたメルクマールでは特徴の顕在化が異なる。Hackethal/Schmidtによれば、ドイツ、日本および米国の企業における重要な変革を、上記のメルクマールで識別することは、相当に納得がいくと思われるのである⁽¹¹⁴⁾。

一貫した戦略システムに優る他のシステムは一般に存在しない。しかし、かかるシステムの利点と欠点の特徴は、企業に重大な変革を強いるような環境の変化が急速かつダイナミックである場合には、小さい的確な歩みの長期の連続はあまりにも長く続き、それによって有利にはならないかもしれないという重要な手掛りを提供する。つまり、むしろ環境のダイナミズムがより少ない場合には、小さい歩みは有利になるのである⁽¹¹⁵⁾。

第4節 補完的な要素のシステムとしての金融システム

1 金融システム全体の補完性

すでに述べたように、企業の資金調達、コントロールおよび戦略について、企業が選択できる要素を変数と呼ぶ。また、企業を取り巻く環境の指標がメルクマールであり、とくに企業環境に関する企業の法的・制度的メルクマールから生じる補助的変数を環境パラメータという。サブシステムは、上記の変数と環境パラメータから成り、これらを合わせて諸要素と呼ぶ。金融システムは諸要素から成るサブシステムから構成される。

さて、これまで「企業の資金調達」、「企業のコントロール」および「企業の戦略」というサブシステムのいずれの個別要素の間にも、補完的な関係が支配していることを浮き彫りにした。すなわち、Hackethal/Schmidtによれば、補完的な関係は次の点において識別することができる。

- ・ 企業によって選択されるさまざまな変数の間
 - ・ 企業の行動変数 (Aktionsvariable)⁽¹¹⁶⁾と対応する企業の環境⁽¹¹⁷⁾のメルクマールとの間
- しかし、次の場合にも補完性は存在するのである。
- ・ 異なるサブシステムの行動変数の間
 - ・ 異なるサブシステムの環境パラメータの間
 - ・ あるサブシステムの行動変数と他のサブシステムの環境パラメータとの間

とりわけ、最後の3つは金融システムの全体の理解のためには重要であり、本節のテーマとなる。

⁽¹¹³⁾ Ebd.,S.82-83.

⁽¹¹⁴⁾ Ebd.,S.83.

⁽¹¹⁵⁾ Ebd.,S.83.

⁽¹¹⁶⁾ Ebd.,S.83. 行動変数について Hackethal/Schmidt は明確な説明を行っていないが、企業によって選択された変数を指すと考えられる。

⁽¹¹⁷⁾ Ebd.,S.83. 図表 10-3 で示したように環境 (Umfeld) とは、とりわけ企業環境 (Unternehmensumfeld) であり、金融システムのサブシステムである「企業の資金調達」、「企業のコントロール」および「企業の戦略」に関連した法律および文化ならびに労働市場および製品市場を含む環境を指す。かかる環境も金融システムに属している。

たとえば、サブシステム「企業の資金調達」の全ての環境パラメータは、サブシステム「企業のコントロール」の機能原理にも関連性を有している。その第一の例として、環境パラメータである特定の厳格な市場規制を挙げることができる。それによれば、情報の外在化とそれに伴う市場を通じた資金調達を促すだけでなく、企業のコントロールのための市場の機能能力を高め、それに伴いステークホルダーに対して企業から距離を置いた関係を促す。また匿名の一般投資家の利益あるいは株主価値に向けられた企業経営を唯一とする方向性を促進するのである⁽¹¹⁸⁾。第二の例は法的に許される業務分野の範囲である。とりわけ銀行の業務において許容範囲が広げれば、銀行からの資金調達を促進する。またそれだけでなく、匿名の投資家の利益だけに価値を置くのではなく、ステークホルダーを重視する企業の状態を生み出す。またそれによって企業に特有な人的資本と段階的に変化する傾向に沿った戦略を促すのである⁽¹¹⁹⁾。

以上のように、いくつかのサブシステムを結びつけているのは補完性である。この補完性は全ての諸要素の全体の形状が一貫している限りは、諸要素間で互いに強められた相互作用をさらに強化し、より安定させるのである⁽¹²⁰⁾。

これまで言及した金融システムのさまざまな諸要素の特徴の顕在化は、次のことに従って大きく整理できる。諸要素の効果の顕在化は、市場に適合する構造と結びつく。この構造を前提条件として必要とし、またこの構造を強固にする。あるいは諸要素の効果の顕在化は、むしろ協力的な関係、同時にコンフリクトを背負い込む諸関係にきわめて適合するのである⁽¹²¹⁾。

Hackethal/Schmidtによれば、市場に接近した諸関係が支配的である状況は一貫性を保つことができる。また、むしろ市場から距離を置いたメルクマールの状況もまったく同じである。両方とも良く機能することができる金融システムを形成する。彼らによれば、混成物は一貫しておらず、またそのため平衡的な形成物 (statische Gebilde) としては経済的にむしろ魅力的ではない。ふたつの認識可能な一貫性のあるシステムは、諸要素の対極的な効果の顕在化によって特徴づけられる。またそのため金融システムの対極的なシステムまたは基本タイプを形成するのである⁽¹²²⁾。

図表10-6は、これまでの検討事項である企業の資金調達、企業のコントロール・システムおよび企業の戦略についてそれを構成する諸要素との関係に言及しながら、Hackethal/Schmidtにより要約されたものである。

(118) Ebd.,S.83-84.

(119) Ebd.,S.84.

(120) Ebd.,S.84.

(121) Ebd.,S.84.

(122) Ebd.,S.84.

図表 10-6 二つの典型的な金融システムにおける選択された構成要素

| 典型的な金融システム | 市場指向の金融システム | 銀行指向の金融システム |
|--------------------------|---|--|
| A) 企業の資金調達 | 情報の外在化 | 情報の内在化 |
| 規制環境の構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳格な公示規程および会計規程 ・ インサイダー行為の懲罰 ・ 少数株主の保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳格ではない公示規程および会計規程 ・ インサイダー行為に対する軽微な制裁 ・ わずかな保護メカニズム |
| 金融セクターの構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本市場の優位性 ・ 分離銀行制度 (Trennbankenn) ・ 非銀行金融仲介機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本市場はむしろ重要ではない ・ ユニバーサルバンクが普及している ・ 非銀行金融仲介機関は銀行に依存している |
| 企業の資金調達の構造とモデル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引可能な金融商品 ・ 持分所有および債権所有の拡散 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行借入れ ・ 持分所有および債権所有の集中 |
| B) 企業のコントロール・システム | 企業のコントロールのための市場 | 企業の内部メカニズム |
| 持分所有者の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投下資本の利回りに関する利益の保護 ・ 投資の分散 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係に関する利益の保護 ・ コントロールの可能性 |
| 持分所有者 機能条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 持分の集中はない ・ 1層ボードシステム ・ 厳格な資本市場規制 (例えば, 買収法規) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高い持分の集中 ・ 2層ボードシステム ・ 厳格ではない資本市場規制 |
| トレードオフ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 流動性がより高まれば, より多くのリスクの配分がなされる | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本集中がより高くなれば, より多くの情報が与えられる |
| | 独立第三者間取引 | 関係貸付 |
| 債権者の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の全ての取引からの収益の最大化 ・ 分散化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 比較的長期の関係からの収益の最大化 ・ 債務者の閉じ込め (Lock-In) |
| 債権者 機能条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 変化する信用関係 ・ 債務者指向の倒産法 ・ 介入はリスクをはらんでいる ・ リオーガニゼーションに関する理解力はわずか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 永続的な信用関係 ・ 債権者指向の倒産法 ・ 介入はチャンスを開く ・ リオーガニゼーションに関する理解力は高い |
| トレードオフ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動の自由, すなわち柔軟性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 流動性を保証する, すなわち安定性 |
| | 外部の機会 | 内部影響力 |
| 従業員の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的資本の市場価値の最大化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内部の (特有な) 人的資本の最大化 |
| 従業員 機能条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業に特有な人的資本の重要性はわずかである ・ はっきりと現れる「離脱」オプション ・ 共同決定はない ・ 生え抜きではない者によるのが普及している ・ 解雇の保護が弱い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業に特有な人的資本がより一層重要である ・ 不完全な外部労働市場 ・ 共同決定が実際に存在する ・ 内部的な昇進システム ・ 解雇からの保護が強い |
| トレードオフ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 柔軟性, すなわち内部的な競争 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 結びつきと協力 |
| | 外部者コントロール | 内部者コントロール |
| 全てのステークホルダー 機能原則 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ステークホルダー・グループは支配的な内部影響力を有さない。または情報の優位性をもっていない ・ 市場により制御される | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利害の対立を伴ういくつかのグループが影響力を有し, 良く情報提供される ・ 協力による制御がおこなわれる |
| 機能条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 持分所有者: 企業のコントロールのための市場/流動性 ・ 債権者: 独立第三者間取引 ・ 従業員: 離脱オプション | <ul style="list-style-type: none"> 持分所有者: 持分の集中/コントロール ・ 債権者: 関係貸付 ・ 従業員: 内部影響力 |
| トレードオフ | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンフリクトの場合には異議を述べるより離脱する | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンフリクトの場合には徹底的に内部で調停が行われる |

| 典型的な金融システム | 市場指向の金融システム | 銀行指向の金融システム |
|---------------|--|--|
| C) 企業の戦略のシステム | 遠くへジャンプする戦略 | 的確に歩む戦略 |
| 機能原則 | ・外部オプションの創造と維持による柔軟な構造 | ・決定に至るまで全ての関係者を含めることによる安定的な構造 |
| 機能条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・特有の投資はわずかである ・暗黙の契約はわずかである ・ステークホルダーへの情報供給はわずかである ・環境変化は頻繁に生じる | <ul style="list-style-type: none"> ・企業特有の投資には大きな重要性がある ・お互いの信頼の基礎として暗黙の契約がある ・ステークホルダーへはよく情報が供給される ・環境の安定性 |
| トレードオフ | ・より速い適応, より低い「命中精度」 | ・より時間のかかる適応, 高い「命中精度」 |

(出所) Hackethal /Schmidt (2000), S. 95-102.

2 環境の安定性の程度と金融システム

以上、述べたようにふたつの認識可能な一貫性のあるシステムは、諸要素の対極的な効果の顕在化によって特徴づけられる。図表10-7においても、かかるふたつの金融システムのタイプがサブシステムとともに表現されている。

さて、これまでのすべての考察において、Hackethal/Schmidtは、実質的に外生的な諸要素を考慮してきた。その判断は環境の安定性の程度 (Stabilitätsgrad der Umwelt) に依っている。その場合、Hackethal/Schmidtが金融システムに組み入れない事実は「環境」の変化とみなしている⁽¹²³⁾。

しかし、場合によっては、環境の安定性の程度は、外生的なパラメータとして、いかなる金融システムがいかなる環境によりよく適合するかを決定することは、仮説として、つけ加えることができる。つまり、彼らは、強く変化する環境には、市場指向の金融システムがよりよく適合し、またむしろ静的な環境には、協力的—コンフリクト発生型の金融システムがふさわしいとするのである⁽¹²⁴⁾。

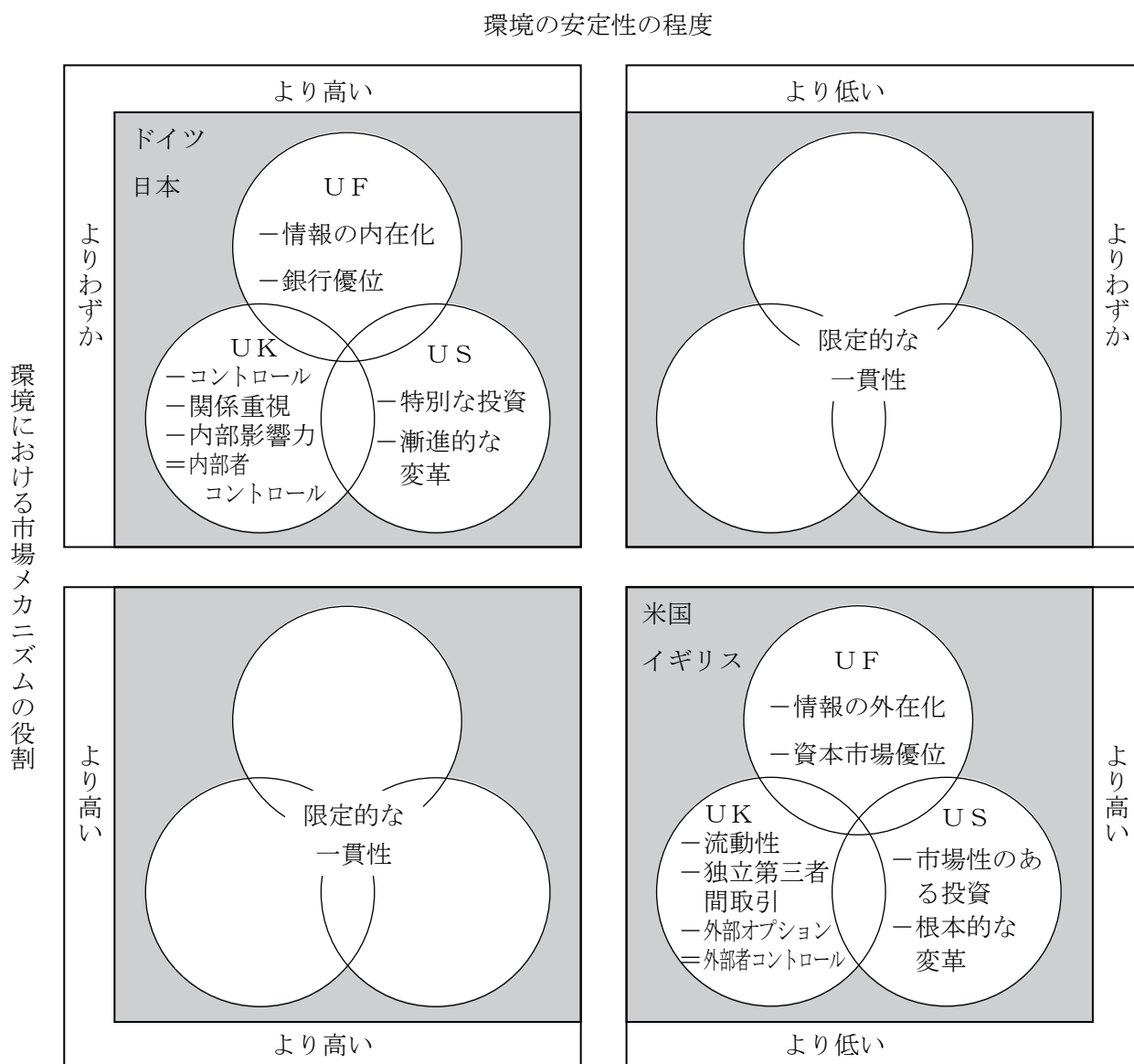
図表10-7において、第1の次元は、かかる環境の安定性の程度を示す。第2の次元は環境における市場メカニズムの役割である⁽¹²⁵⁾。それによって、金融システムのタイプと各国の配置が形成される。左上および右下のシステムのタイプのみが内部的に一貫性がある。すなわち、サブシステムの中の諸要素ならびにサブシステムそれ自体の間に補完性があり、その効果の顕在化において一貫しているのであり、企業の資金調達、コントロールおよび戦略の方式は機能するのである。またそれだけでなく、Hackethal/Schmidtは、ふたつに把握された環境のメルクマールにも適合するのである⁽¹²⁵⁾。

⁽¹²³⁾ Ebd.,S.85. 環境変化の例として、ソ連邦圏の終焉、世界的規模の民営化、技術変革およびドラスティックに変化する市場の前提が示されている (Ebd.,S.85.)。

⁽¹²⁴⁾ Ebd.,S.85. この当てはめは、あくまで仮説として提示されている。

⁽¹²⁵⁾ Ebd.,S.85. Hackethal/Schmidtによれば、金融システムの範囲内および金融システムを通じた市場メカニズムの意味に関係している限り、部分的に内生的である。また、かかる次元が例えば労働市場、およびアイデアや知識のための市場におけるような(非金融上の)環境における市場メカニズムの意味に関係している限りは、部分的に外生的である (Ebd.,S.85.)。

図表 10-7 補完性のある機能原則と一貫したシステム



(出所) Hackethal/Schmidt (2000) S. 85.

なお、本図においてUFは「企業の資金調達」、UKは「企業のコントロール」、USは「企業の戦略」の略称を表している。

第5節 小括

金融システムの本質的な特徴を特定可能にすることは、異なる国の金融システムが本当に異なっているかを正確に評価するためには重要である。これまで述べたように、そのために金融システムを全体の形成物として解明するための観点においてHackethal/Schmidtは、補完性という非常に有用な構想を見出したのである。もしある要素の価値が高まることによって、他の要素の限界価値の増加に貢献する可能性があるのであれば、所与のシステムのふたつの要素は補完的であると考えられる。この可能性が完全に引き出されるとすれば、システムは一貫しているといわれるのである。この構想は重要な含意を有している。すなわち、ひとつ以上の一貫したシステムが存在し得ることである。またひとつ以上の一貫したシステムは、補完的要素の同一のセットであるが、明らかに効果の顕在化が異なる諸要素から構成されることである⁽¹²⁶⁾。

本章では補完性および一貫性の構想を提示し、現実の金融システムを分析することによってこれらの構想を適用した。金融システムは3つのサブシステムから成るものとして構成される。それらは、第1に企業の資金調達である。ここには関連する金融セクターの観点も含まれる。第2にコーポレート・ガバナンスであり、第3に企業の戦略である。一般に3つのサブシステムのそれぞれは補完的な諸要素から構成され、またドイツ、日本および米国において当該サブシステムは概して一貫している。そしてこの3つのサブシステムもまた相互に補完し合っているのであり、問題とされた3か国のケースにおいて、それらは一貫した全体システムを形成している。金融システムの構造を形成し、向上させる取り組みに関して、補完性の概念は広範囲な含意を有するのである。また、金融システムがどのように機能するかについても、重要な含意を有するのである⁽¹²⁷⁾。

本章の方法上のアプローチを前提にして、第11章ではドイツの金融システムについて、本章では十分に取り扱えなかったドイツの企業の資金調達を中心に詳述する。第13章では、金融システムのサブシステムたるコーポレート・ガバナンスについて、ドイツの制度的な側面を中心に考察し、企業の資金調達と補完的な関係にあることを示す。次に第12章では、会計制度も金融システムのサブシステムと位置づける。それによって企業の資金調達、コーポレート・ガバナンスとの補完的關係から、決算監査制度における決算監査人の監査報告書の重要な役割を導出することができる。すなわち、本章で考察した金融システムと補完性の構想は、ドイツ決算監査制度の特質を解明するための研究アプローチと位置づけることができるのである。

⁽¹²⁶⁾ Ebd.,S.101-102.

⁽¹²⁷⁾ Ebd.,S.101-102.

第11章

ドイツにおける金融システムの特質

本章はドイツにおける決算監査制度の基盤構造を考察にするにあたり、特に金融システムに焦点を当て、その性質の解明を試みるものである。ドイツ決算監査制度における法律条項、学説および実務からなる制度状況に影響を与える経済状況の関係を析出することが主な目的である。

会計および監査制度外の状況として、経済状況を観察するために、ここでは金融システムを対象領域としている。その際、Krahnén and Schmidt (2004)⁽¹⁾に収録されている論考を研究対象として取り上げ、考察を進める。この著作は、ドイツの銀行、資本市場からコーポレート・ガバナンスおよび会計システムまで範囲として含み、金融システムを統一的かつ包括的に論じたものである。かつて、あるいは現在においても、銀行ベースの金融システムを有する国の最も顕著な例としてしばしば言及されるドイツにおいて、金融システムが及ぼす影響と会計および監査制度との関係を研究対象に据え、特定時点の一般的な理解を検証することは意義あることと思われる。

ただし、ドイツにおける金融、会計および監査制度は大きな変革期にあり、現在では特に国際的な動向を背景にして法改正が繰り返されているのは周知のとおりである。しかし、本章は上述のように、2000年初頭までの状況を対象として限定し、原則として、その後の改革の状況については対象としていない。

なお、第10章において、Hackethal/Schmidt (2000)の論考「金融システムと補完性」により、企業の観点からみた金融システムを示した。それによれば、金融システムは「企業の資金調達（ここには金融セクターが含まれる）」、「企業のコントロール（コーポレート・ガバナンス）」および「企業の戦略」の3つのサブシステムから構成されるとしている。

ところで、本章でみるように、Schmidt and Tyrell (2004)は、金融システムの基盤として企業

(1) Krahnén, Jan P./ Schmidt, Reinhard H., eds. *The German Financial System*, Oxford University Press. 執筆者はフランクフルト・ゲーテ大学 (Goethe-Universität of Frankfurt am Main) および同大学の系列の金融センター (Center for Financial Studies, CFS) に所属する経済学者のグループである。第1章において研究の意図と経緯が記されているが、その冒頭で次のように述べられている。

「学問的な文献においてもそれ以外の文献においても、ドイツは銀行ベースの金融システムを有する国の最も顕著な例としてしばしば言及される。この観点からすると、ドイツは日本と共に典型的にグループ化され、市場指向システムの中心的な例として英国と、そしてとりわけ米国と比較されるのである。同僚研究者たちとの多くの会話、交流および世界中の報道から、私達はドイツの金融システムの実態に関する知識が驚くほど少ないという結論に至った。私達はこの国の金融構造における多くのイノベーションをみてきたが、これらの展開と多大なる変化は研究者仲間の観察者達が知るところにならなかったように思われる。本書はこの状況を正すことを目的としている。本書は、金融市場、金融制度の経済学、およびドイツにおける実務のサーベイを提示するが、その際、銀行および保険、資本市場、金融波及 (monetary transmission)、金融規制、コーポレート・ガバナンスと投資家保護、ベンチャーキャピタルとM&A、競争、および会計を考察する各章から構成される。」と (Krahnén and Schmidt (2004), p.3)。すなわち、ドイツの金融システムの伝統的な構造を確認し、さらに、その変革が基本構造を大きく変えているかを検証するところに、同書の目的があるといえる。

の資金調達を中心に考察している。続いて第12章において Leuz and Wüstemann(2004)は、会計制度を金融システムのサブシステムと位置付けている。さらに、第13章では、Schmidt (2004) および Schmidt and Tyrell (2004) は、コーポレート・ガバナンスを金融システムのサブシステムと位置付け、特に企業の資金調達との補完性について論じている。

以上のように、金融システムのサブシステムについては、統一された見解が明確に示されているとは言い難い。ただし、Schmidt and Tyrell (2004), Leuz and Wüstemann(2004), Schmidt (2004) および Schmidt and Tyrell (2004) の論考は、Krahnén and Schmidt による前掲書の「ドイツにおける金融システム」という統一のテーマの下における論考である。本研究においては Krahnén and Schmidt の前掲書の構成に従って、金融システムのサブシステムを「企業の資金調達」、「会計制度」および「コーポレート・ガバナンス」として、本章以降の考察を進める。

以上のことを前提にして、第IV部の本章以降では、大きく3つの点から検討を進める。本章でドイツにおける金融システムの特徴を明らかにする。次にそこから導かれる会計制度の概要を第12章で提示する。これらを踏まえて、第13章でドイツにおけるコーポレート・ガバナンスの特徴をみていく。

第1節 ドイツの金融システム

ドイツの金融システムの考察を進めるにあたり、前掲書中のSchmidt and Tyrellの所説⁽²⁾に依拠して考察を進める。彼らは、「金融システム」という用語の意味を明確にすることから始めている。その際、「金融システム」という用語を広い意味で使う。次に「金融システム」にどのようにアプローチするかという問題に取り組んでいる。金融システムの様々な要素は互いに関係し、互いに影響し合うことを強調するアプローチの必要性が述べられる。最後にそれを踏まえて、ドイツ金融システムのこれまでの一般的な特徴を提示する。

1 「金融セクター」と「金融システム」

「金融システム」とは何か。その狭い概念は、「金融セクター」としての概念である。Schmidt and Tyrellは、金融セクターを「経済の他の部門に金融サービスを提示し、提供する経済の一部である」と定義づけている。中央銀行、その他の銀行、非銀行金融機関、組織化された金融市場および関連する規制および監督機関がそこに含まれる⁽³⁾。しかしここでは、広い概念としての「金融システム」を採用する。「金融セクター」という狭い概念からは明確に分離したうえで、「資本の準備およびその他の金融関係サービスの供給と需要の相互作用」と定義する。この定義には、供給サイド、つまり金融セクターとその活動に加えて需要サイドも含んでいる。すなわち、金融サービスを需要する経済単

⁽²⁾ Schmidt, Reinhard H. and Tyrell, Marcell (2004) : What constitutes a Financial System in General and the German Financial System in Particular?, in: *The German Financial System*, eds. Krahnén, Jan P./Schmidt, Reinhard H., Oxford: Oxford University Press, pp.19-67.

なお、Schmidt and Tyrellの所説に論究した先行研究として羽森 (2011) がある。本稿においては、ドイツの金融システムの検討に際して、Schmidt and Tyrellの所説と共に参照している。

⁽³⁾ *ibid.*, p.21.

位を含むのである。かかるサービスの需要は、多くの経済単位からもたらされるが、最も重要なのは富を蓄積し、所得を当期から次期へと繰越していく家計と、投資のための資本を必要とする企業である⁽⁴⁾。

2 金融システム分析のためのアプローチ

Schmidt and Tyrellは、金融システムにどのようにアプローチし、それを記述するかについて、必ずしも共通の視点があるわけではないと述べ、その方法として、制度的アプローチ、仲介アプローチ、機能的アプローチおよび体系的アプローチという4つの方法を示している。以下ではこれらを概説する。なお、これらのアプローチは排他的ではなく、相互に参照され、組み立てられるものである⁽⁵⁾。

● 制度的アプローチ (institutional approach)

制度的アプローチは銀行、保険会社、投資および年金ファンド、金融市場および中央銀行システムといった既存の制度という視点から金融システムという対象をみるものである。したがって、Schmidt and Tyrellによれば、このアプローチによって、国の制度の事実を知ることができる。つまり、金融システムをさらに深く掘り下げて検討するための前提条件として位置づけられるのである。ただし、このアプローチは性質上、金融システムの制度構造がいかなる理由からどのように変化し、また長期にわたりどのように発展するかについて説明することができないことが彼らにより指摘されている⁽⁶⁾。

● 仲介アプローチ (intermediation approach)

これは、金融セクターが銀行と他の金融仲介機関から構成されているという視点から金融システムにアプローチするものである。Schmidt and Tyrellによれば、仲介者は、家計に代表される貯蓄者と企業に代表される投資者との間に入り、流動性を提供し、両者の経済的ニーズのミスマッチを補うという役割を担うのである。また、資金調達を必要とする者の経済的なポテンシャルを評価することのエキスパートとして行動し、かつその監視役としての役割が期待されているのである⁽⁷⁾。また、このアプローチによって、後述の仲介率による分析が行われる。

● 機能的アプローチ (functional approach)

これはマートン (Merton, Robert C.) 等によって提唱されたアプローチであり、金融システムは以下に示す6つの機能から構成されるとする⁽⁸⁾。

- ・ 経済資源を時間、地域および産業を超えて移転する手段を提供する。金融システムの核となる機能である。
- ・ 財・サービスおよび金融商品の取引を円滑にするための決済システムを提供する
- ・ 大規模で不可分な企業の資源を蓄積し、細分化された株式のためのメカニズムを提供する。
- ・ リスクを管理する方法を提供する。

⁽⁴⁾ *ibid.*, p.21.

⁽⁵⁾ *ibid.*, pp.23-24.

⁽⁶⁾ *ibid.*, p.24.

⁽⁷⁾ *ibid.*, p.25.

⁽⁸⁾ *ibid.*, pp.26-27. ボディ/マートン (2009) , pp.34-36.

- ・分散した各経済部門が意思決定を行えるよう価格情報を提供する。
- ・情報の非対称性およびインセンティブ問題を扱う方法を提供する。

Schmidt and Tyrellによれば、このアプローチは上記の制度的アプローチと異なり、金融システムを所与のものとしてではなく、むしろ概念的な出発点として捉えようとするものである⁽⁹⁾。

● 体系的アプローチ (systemic approach)

このアプローチは、金融システムの諸要素間の相互関係に着目し、この相互関係が全体としてシステムのパフォーマンスに与える影響によって、金融システムを描写し、分析するものである。これによれば、金融システムは「補完的 (complementary)」であり「一貫した (consistent)」諸要素またはサブシステムの秩序ある一つの集合であると定義づけられる。つまり、補完性と一貫性という視点から金融システムを分析するものである⁽¹⁰⁾。

補完性は、システムの要素間の関係性といったものである。一貫性はあるシステムの諸要素をはっきりと現す性質であり、それに伴って現れる当該システムそのものの性質でもある⁽¹¹⁾。

金融システムに当てはめると、金融セクターにおける銀行の役割、会社の資金調達パターンおよび大企業のガバナンス構造といった諸要素の関係性を示すのが補完性である。金融市場の役割、年金システムの構造および関係する法律といった諸要素も同様である⁽¹²⁾。補完性はあるシステムの2つ（あるいはそれ以上）の要素が互いに補い合い、他の要素をより効果的にするものである⁽¹³⁾。しかし、Schmidt and Tyrellによれば、補完性は潜在的に存在することが意味されるにすぎないとする。彼らは、「金融システムの主要な要素が互いに適合し合う価値を獲得した場合にのみ、経済的便益は発生するのである」と述べ、一貫性の性質を表現している⁽¹⁴⁾。

ただし、上述の補完性と一貫性の定義は、システムにおいて顕在化した効果を評価できる測定の基準の存在を前提にしなければならない。測定の基準として、Schmidt and Tyrellによれば、上述の機能的アプローチによって示された金融システムが機能する範囲が想定されている⁽¹⁵⁾。

これまでみたように、4つのアプローチのうち、体系的アプローチが最も包括的であると考えられる。そこで以下では、ドイツ金融システムを主として補完性の視点から特徴づける。

⁽⁹⁾ *ibid.*, p.26.

⁽¹⁰⁾ *ibid.*, p.27.

⁽¹¹⁾ Hackethal/Schmidt (2000), S.58.

⁽¹²⁾ Schmidt and Tyrell (2004), p.28.

⁽¹³⁾ 補完性については、次のような説明がなされている。

「システムの2つ（あるいはそれ以上）の要素は、次の場合にお互いを補い合う。

- ① 諸要素によって生み出された価値の積極的効果は、相互に互いを補強し、また否定的な効果は互いを抑制する。言い換えれば、
- ② ある要素の価値がより高まると、他の要素の価値が増加することによって生み出された便益を高める。
- ③ その結果、あるシステムの「品質」、「機能する能力 (workability)」または「価値」は、システムの（補完的な）特徴によって得られる価値が相互に適合し合う範囲に依存する。簡単にいえば、価値が「共にフィットし合う」範囲に依存するのである。」

(Schmidt and Tyrell (2004), p.28. Schmidt (2004), p.389. Hackethal/Schmidt (2000), S.58.)

⁽¹⁴⁾ Schmidt and Tyrell (2004), p.28.

⁽¹⁵⁾ Schmidt and Tyrell (2004), p.29. Hackethal/Schmidt (2000), S.58.

第2節 ドイツ金融システムの特徴（1）—制度的アプローチ

さて、以上のアプローチを前提にして、ドイツ金融システムの特徴を2つの視点から段階的にみていこう。本節において、金融システムの制度的アプローチとしていくつかの異なる要素を提示し、金融システムの全体的な特徴を特定する。第3節においては、主として機能的アプローチにより、金融セクターにおける銀行の役割、家計の貯蓄行動、企業の資金調達活動およびリスク・シェアリングについて検討する。

1 銀行

まず、金融仲介機関は銀行、非銀行金融仲介機関（non-bank financial intermediaries, 以下、NBFIsと略称する。）および金融市場に細分され、およびこれらの機関が活動する規制環境もまた含まれる。

まず銀行に注目してみると、ドイツはかつて、そして現在でも最も大きく銀行に依存した経済であるといわれる⁽¹⁶⁾。圧倒的多数の銀行は、ユニバーサルバンク（Universalbank）である。これは、銀行が広範な業務に従事していることを意味し、それに加えて子会社および密接に関係をもつ保険会社を通して、投資銀行サービスおよび保険商品の提供を行っているのが一般的である。

図表11-1は1995年と2001年に関する銀行の数、総資産および支店について、主要な3つの銀行グループの比率に関する情報を示している。ユニバーサルバンクは3つのカテゴリーに分けることができる。すなわち、民間商業銀行、貯蓄銀行および協同組合銀行である。民間商業銀行はドイツの銀行の約330行程度、つまり金融機関の総数のおおよそ10%にすぎない。また所有構造および法的な位置づけから、利益の最大化を目的とする企業である⁽¹⁷⁾。

⁽¹⁶⁾ Schmidt and Tyrellによれば、1990年代の半ばにおいて、ドイツの銀行システムはいくつかの特徴を示しているが、その中でも特にその構造上の複雑性とパワーは、先進工業国における他の多くの銀行システムからは区別されるものであると述べている。銀行は、次の活動に専門的に従事する企業として、1961年銀行法第1条において定義されている。すなわち、預金の受け入れ、貸付け、手形の割引、証券仲介サービスと信託（保護預り）の提供、ファクターリング、財務保証、および資金の移動または支払い（振替）サービスであり、関係する当局が銀行サービスと定義する場合の他のサービスも含まれる。1995年においておよそ3,700の銀行が存在し、48,000を超える営業店が存在する（Schmidt and Tyrell (2004), p.31）。ドイツの金融機関の特徴に関するより詳細な説明については、羽森（2011）、35-36頁を参照されたい。

⁽¹⁷⁾ 1995年において、民間商業銀行のグループには、3つの主要な上場銀行（ドイツ銀行、ドレスナー銀行およびコメルツ銀行）、広範な支店網を有する地方商業銀行ならびに少数の民間銀行グループが含まれる（Schmidt and Tyrell (2004), p.32.）。

図表 11-1 ドイツの銀行部門の構造上の数値

| 銀行グループ | 総資産額 (単位：百万) | 総資産額の 比率 (%) | 金融機関数 | 国内支店数 |
|------------|-----------------|-----------------|-------|--------|
| 1995年 | | | | |
| ドイツマルク | | | | |
| 民間商業銀行 | 2,218,356 | 27.4 | 331 | 7,305 |
| 内 大銀行 | 978,322 | 12.1 | 3 | 3,624 |
| 貯蓄銀行グループ | 3,047,470 | 37.7 | 637 | 19,504 |
| 協同組合銀行グループ | 1,149,666 | 14.2 | 2,595 | 17,248 |
| 他の全金融機関 | 1,675,208 | 20.7 | 221 | 4,167 |
| 合計 | 8,090,700 | | 3,784 | 48,224 |
| 2001年 | | | | |
| ユーロ | | | | |
| 民間商業銀行 | 2,458,055 | 33.2 | 303 | 5,576 |
| 内 大銀行 | 1,648,863 | 22.3 | 4 | 2,369 |
| 貯蓄銀行グループ | 2,575,194 | 34.8 | 547 | 17,094 |
| 協同組合銀行グループ | 783,972 | 10.6 | 1,623 | 14,602 |
| 他の全金融機関 | 1,577,028 | 21.3 | 222 | 3,867 |
| 合計 | 7,394,249 | | 2,695 | 41,139 |

出所：Schmidt and Tyrell (2004), p. 68.

民間商業銀行は、証券取引にも優位を占め、株式新規公開において投資銀行として支配的な役割もまた担っている。加えて、特に巨大銀行は営利企業および他の特定の金融機関に対してかなりの持分を有している⁽¹⁸⁾。一方、ドイツの銀行業部門において総資産および国内支店数からみると、貯蓄銀行グループが最大規模である。なお、貯蓄銀行は公的部門によって所有されているため、厳密には利益最大化を目的とする企業ではない⁽¹⁹⁾。そして、第3の重要なグループは協同組合銀行であり、他のグループよりも機関数からみると多数である。協同組合銀行は、利益の最大化を目的とする標準的な企業ではないとされる⁽²⁰⁾。

なお、非銀行仲介機関（以下、NBFIsと略称する。）は、1990年代半ばにおいてドイツの金融セクターの比較的小さいセグメントであった。NBFIsは保険会社と投資会社の2つの主要なグループに分けられるが、保険会社が、最も大きなグループである。特に生命保険会社は、小口投資家に代わって貯蓄を運用する重要な機関投資家であるとして注目される⁽²¹⁾。

⁽¹⁸⁾ 1995年において、民間商業銀行のグループには、3つの主要な上場銀行（ドイツ銀行、ドレスナー銀行およびコメルツ銀行）、広範な支店網を有する地方商業銀行ならびに少数の民間銀行グループが含まれる（Schmidt and Tyrell (2004), p.32.）。

⁽¹⁹⁾ *ibid.*, p.33. なお、貯蓄銀行および下記注20の協同組合銀行については、羽森（2011）、37-40頁を参照されたい。

⁽²⁰⁾ 1995年を見ると、約17,000の支店をもつ約2,600の協同組合銀行によって構成されている。しかし協同組合グループ全体でもドイツの銀行の総資産の14%を占めるにすぎない。協同組合銀行の組合員の主たる機能は、組合員の事業をサポートすることである（Schmidt and Tyrell (2004), p.33.）。

⁽²¹⁾ Schmidt and Tyrellによれば、ドイツの生命保険産業のポートフォリオ構成は、資金の57%が融資および債券に投資されていたとされている。特に銀行融資、金融債および国債であり、国内株式への投資は17%にすぎず、外国資産への投資は実質的にゼロであった。また、株式の持ち合いや各社の監査役会構成員となって現れる保険と銀行業界の密接な関係の存在は重要であることが述べられている。一方、投資（ファンド）産業は1998年において、管理されている総資産額は、GDPの9%にすぎず、英国、米国およびフランスなど比較

2 金融市場

株式および債券のための組織化された市場を主に対象にすれば⁽²²⁾、時価総額という点でドイツ株式市場は、1990年代半ばにおいて米国、日本および英国に次いで第4位の大規模資本市場である。しかし、ドイツ経済の規模に比して株式市場は相対的に小規模である⁽²³⁾。なお、章末の参考資料①において、2010年末におけるヨーロッパの取引市場の概況が示されている。また、1999年から2010年までのドイツ株式市場の上場企業数と国内企業の時価総額が章末の参考資料②において、示されている。

ここでも銀行は、多くの証券取引システムを運営するドイツ証券取引株式会社 (Deutsche Börse AG) の過半数保有者として、証券取引所の全般的な展開方向と運営方針について、その決定に支配的な役割を担っている⁽²⁴⁾。

概して、大株主として裕福な一族、非金融会社、銀行および保険会社に株式保有は集中し、株式持ち合いが普及している⁽²⁵⁾。Schmidt and Tyrellによれば、1990年代初頭から半ばにおいて、株式市場に大きな関心を一般公衆は寄せていなかったようである。このことは、比較可能な諸国と比べて、株式を保有するドイツの人口の割合は少ないという事実によって立証される。ただし、ドイツの株式取引の役割およびその制度的構造を考慮すれば、1990年代半ばよりドイツの株式取引は大きく進歩していることは注目されなければならない⁽²⁶⁾。

一方、これまでドイツの債券市場は、発行済証券の金額からすれば株式市場より大きい規模を有している。Schmidt and Tyrellによれば、企業が発行する社債は、1990年代半ばにおいて国内市場には事実上存在しなかった。債券によって調達された資金のほとんどが、銀行および公共部門に流入するという特色がある。彼らによれば、大銀行によって構成され、固定的なコンソーシアム (fixed consortium) をつうじて、ドイツ政府の国債が引き受けられる事実からも、金融セクター全体を銀行が支配していることを示している⁽²⁷⁾。

可能な国の数値をはるかに下回っていたことが示されている (Schmidt and Tyrell (2004), pp.35-36. 羽森 (2011), 41-42 頁)。

⁽²²⁾ 制度的に金融市場は、証券および他の取引可能な金融商品のための発行市場と組織化された流通市場、および短期金融市場から構成される (Schmidt and Tyrell (2004), p.36)。また、ドイツ株式取引システムは 3つの市場セグメント、すなわち公式市場 (amtlicher Markt)、規制市場 (geregelter Markt) および自由市場 (Freiverkehr) から成る。

若い技術指向の株式のためのノイア・マルクト (Neuer Markt) は 1997 年にはじめて創設された。Schmidt/Tyrell によれば、ノイア・マルクトはかなりの注目を集め、一時の間卓越した人気を博したが、深刻な失敗とスキャンダルの結果、2003 年中に閉鎖された (Schmidt and Tyrell (2004), p.37)。

⁽²³⁾ Schmid and Tyrell によれば、1995 年において、ドイツ証券取引所に上場していたのは 678 社の国内企業にすぎず、新規株式公開活動 (IPO) は、実質的に存在しなかったとされる。また、投資家保護は開始されたばかりであった。インサイダー取引の法律による禁止は、ようやく 1994 年に導入され、当該制度と他の投資家保護手段が具体化されたのは、そのときがはじめてであった (Schmidt and Tyrell (2004), p.37. 羽森 (2011), 41-43 頁)。しかし、ドイツにおける過去 10 年間の展開を考慮すれば、2000 年を境にして、投資家保護に関して、もはや株式市場システムが未発達だというのは適切ではないと論じられている (Schmidt and Tyrell (2004), p.37)。

⁽²⁴⁾ *ibid.*, p.37.

⁽²⁵⁾ 1990 年代半ばにおいて、ドイツの株式取引の取引高は、国際的な基準に比べて低く、取引は少数の優良株に焦点が当てられていた (*ibid.*, p.37)。

⁽²⁶⁾ *Ebd.*, S.37.

⁽²⁷⁾ *Ebd.*, S.38. なお、債券市場に加えて重要な市場として、債務証券 (Schuldscheine) 市場がある。債務証

3 規制環境

1990年代末まで金融の規制と監督は分裂しており、銀行、保険および資本市場の領域の間で多くの差があった。銀行セクターの規制は主に、1961年のドイツ銀行法に基づいている。Schmidt and Tyrellによれば、現行制度は真のユニバーサルバンクのための基礎を提供するものである。銀行監督に関する全般的な責任は、連邦財務省の監督の下、連邦銀行監督庁が負っていた。彼らは、全体としてドイツの銀行規制および監督システムは、これまで十分に発展しかつ機能していると評価している。1974年から2001年の間に、ドイツにおいて銀行危機として分類される事件はないことが示されている⁽²⁸⁾。

銀行に比べて、保険業界はより一層厳しく規制されている。保険会社による資金の投資は、常に支払い能力と流動性を確保するために厳格に制限されている⁽²⁹⁾。

一方、資本市場においては1990年代半ばまで、透明性を高めインサイダー取引を制限する規制は事実上存在しなかった。また株価に影響を及ぼす財務情報のディスクロージャーについてもEU指令を国内法に転換を始めてようやく始まったのである。したがって、資本市場の規制は、国内の利害関係者というよりも海外の利害関係者によって開始されたといつてよいのである⁽³⁰⁾。

金融規制と監督の制度的構造は、2002年に変更された。英国の金融サービス庁 (FSA)⁽³¹⁾に続いて、ドイツ政府は新たな機関、連邦金融監督庁 (BaFin)⁽³²⁾を創設した。これは銀行、保険および証券に関する伝統的な監督機能を1つに統合するものである。

第3節 ドイツ金融システムの特徴（2）—機能的アプローチ

引き続き金融システムの特徴をみていくことにしよう。ここでは機能的な視点から、ドイツにおいて企業がどのように資金を獲得し、投資資金を調達するかに注目する。さらに、特に仲介の観点において銀行はいかなる役割を担っているかを分析する。また、リスク・シェアリング (risk-sharing) にも注目する。

1 金融セクターにおける仲介機関の役割

ドイツにおける金融セクターの構造および機能を仲介率に依拠して、数量的に特徴付ける。このタイプの比率において経済は、実物財、サービスと資金を互いに交換するセクターの集合として考えられることを基礎にしている。金融資源を必要とする取引の実行は次のことを意味している。すなわち資金は当事者の相互間に流れ、そのフローの総額は、特定のセクターによって保有されている資産

書は、債券ではなく、発行条件が可変的で期間が15年までの譲渡可能な約束手形またはローン契約書である。債務証書は私募により発行されるが、活発に店頭で売買される (Schmidt and Tyrell (2004), p.38. 羽森 (2011), 44 頁)。

(28) Schmidt and Tyrell (2004), p.38. 羽森 (2011), 44 頁。

(29) Schmidt and Tyrell (2004), p.39. 羽森 (2011), 45 頁。

(30) Schmidt and Tyrell (2004), p.39. 羽森 (2011), 45 頁。

(31) “The Financial Services Authority”の略称である。

(32) “Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht”の略称である。

(claims) 残高として現われ、これは他のセクターで生じた負債の残高に一致する⁽³³⁾。

仲介率 (IRs) は、数期間の累積された残高を基礎に定義され、計算される。この比率は、ある部門の資産 (または負債) の比率を測定する。当該比率は、金融部門全体 (具体的には銀行部門) の資産であり、他の全ての経済部門との比較の上で当該部門の資産 (または負債) の総額の比率である。仲介率は次のことを提示する。すなわち、資金が余剰単位から不足単位へ送られるという観点において、金融部門 (具体的には、銀行部門) はどれほど重要かを示すのである。時系列に従って仲介率はこの役割がいかにかに展開されるかについての指標を提供するのである⁽³⁴⁾。

図表11-2aおよび11-2bにおいて、1982年から1998年をカバーするドイツに関する仲介率がプロットされている。一般的な資産仲介率は、資産-IR (Asset-IR) と略称され、図表11-2aに示されている。資産-IRは、全金融部門に対する請求権に関して、全ての非金融部門の総金融資産のうちどれだけの割合を占めているかを示している⁽³⁵⁾。

非金融部門に関する一般IRは、3つの方法で部分比率を生み出すため、より詳細な情報を提供する。

第1に、個々の非金融部門の投資と資金調達の行動を別に考察することができる。たとえば、(図表11-2aに示されている) 家計の資産-IR (Asset-IR of Households) は、家計の総金融資産のどの比率が金融部門の請求権を構成するかを示している。これに対応して、企業の負債-IR (Liability-IR of Firms) (図表11-2aに示されている。) は、企業の部門間負債のどの比率が金融仲介業に負われているかを示している⁽³⁶⁾。

第2に、金融部門に対する請求権 (または負債) は、どのように、一方では銀行に、他方では非銀行金融仲介業に分解されるかという問題を解明することが可能である。したがって、たとえば図表11-2bに示されている銀行の資産-IR (Asset-IR with Banks) は、実物部門の総金融資産のいかなる割合が、銀行に投資されているかを示し、銀行に対する負債-IR (Liability-IR to Banks) は、銀行部門に負っている負債の比率を示している⁽³⁷⁾。

最後に、この分解への2つの型は、より詳細でもある第3の型といったものを生み出すために結びつけられる。これは図表11-2bで示されている。家計の銀行への資産-IR (Asset-IR of Household with Banks) は、家計の金融資産を集めることにおける銀行によって担われる役割を示している。類似した方法で、銀行に対する企業の負債-IR (Liability-IR of Firms to Banks) は、企業金融における銀行の役割の程度といったものを提供している⁽³⁸⁾。

総合すれば、これらの比率は、少なくとも1990年代の終わりまで、資金を家計から企業へと導く役割の点において、銀行は支配的な金融機関だったのである。民間家計は、その資金を主に銀行に投資し、その際、証券化されていない伝統的な金融資産を用いる。企業が自ら外部より資金を調達する限り、企業は銀行借入れを受けることによって、主に資金調達を行うのである。最も注目すべきことは、

⁽³³⁾ Schmidt and Tyrell (2004), p.40.

⁽³⁴⁾ 非金融部門とは、「家計、国、企業、海外」が示されている (Hackethal/Schmidt (2000), S.68.)。

⁽³⁵⁾ Schmidt and Tyrell (2004), p.42.

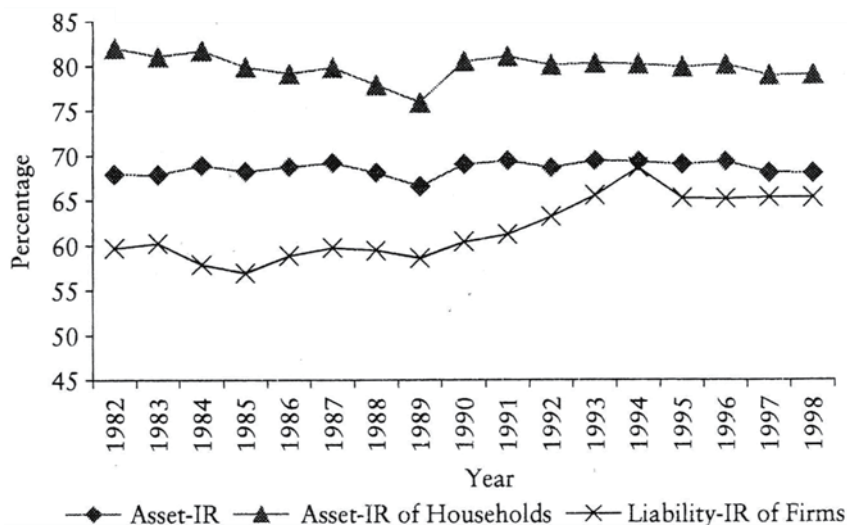
⁽³⁶⁾ Schmidt and Tyrell (2004), p.41.

⁽³⁷⁾ *ibid.*, p.41.

⁽³⁸⁾ *ibid.*, p.41.

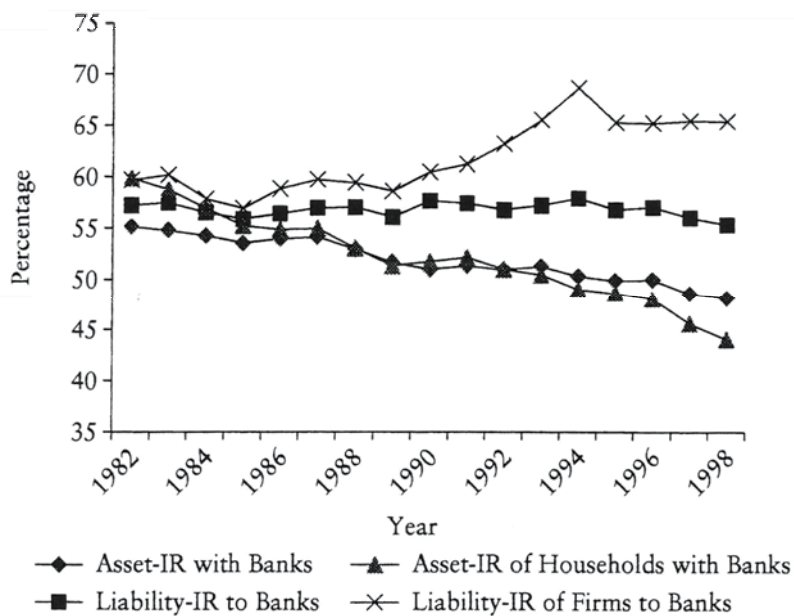
長期にわたって仲介率が安定していることである。最も重要なことは、家計の銀行への預金は除いて、一般に仲介は、特に銀行仲介はほとんど長期にわたって変化していないことである。国際的な比較において、銀行に関して、資産-IRおよび負債-IRで測定された場合、高レベルの銀行仲介は、ドイツ金融システムの特徴として際立っているのである⁽³⁹⁾。

図表 11-2 a 一般仲介率



出所：Schmidt and Tyrell (2004), p. 41.

図表 11-2 b 部分仲介率

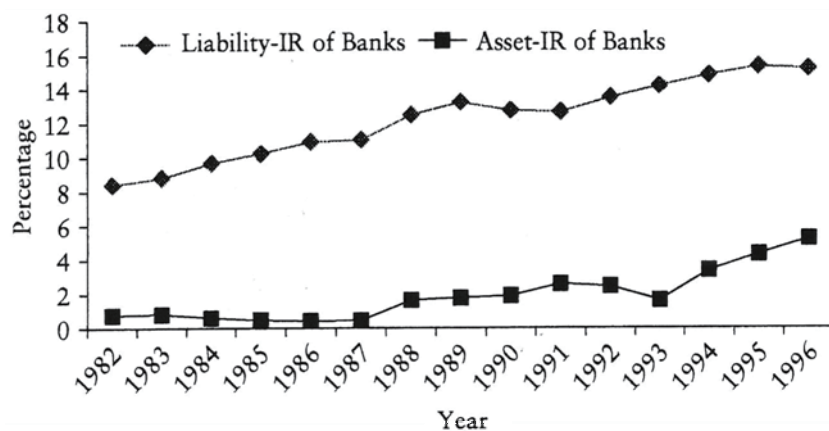


出所：Schmidt and Tyrell (2004), p. 42.

⁽³⁹⁾ *ibid.*, p.42. 羽森 (2011), 46 頁。

図表11-2cにおいて示されている銀行の資産－IR (Asset-IR of Banks) は、直接的に実物部門へ資金を供給しない範囲を示すのであり、むしろ資金を最初に他の金融仲介者に供給するのである。定義によって、それはNBFIである。図表11-2cにおける銀行の負債－IR (Liability-IR of Banks) は、銀行がNBFIより得た銀行のファンディングの比率を示している。これら2つの値が高くなるほど、仲介の鎖 (chain) が長くなる。ドイツにおいて、仲介の鎖は、1980年代および1950年代中により長くなったのである。1980年代の初頭以来、ドイツにおける銀行においては、銀行がNBFIから得る資金の割合が増加しているというはっきりした傾向がある。しかし、銀行の資産側には対応する変化はない。貸付の供給者として、銀行は基盤を失っていないように思われる⁽⁴⁰⁾。

図表 11-2c 銀行の仲介率



出所：Schmidt and Tyrell (2004), p. 43.

2 家計の貯蓄行動と非金融企業の資金調達パターン

1990年代において、家計の金融ポートフォリオは比較的安全な資産、すなわち当座預金と貯蓄性預金、政府または銀行発行の債券および主に生命保険証券である非流動的な資産によって占められている⁽⁴¹⁾。前述のように、特に銀行が家計の貯蓄を結集する中心的な役割を担うということを裏付けるものである。

かかる余剰単位としての家計は、自己の資金を主に銀行および保険会社に投資し、銀行はこの資金の大部分を企業に対する貸付に使うという事実は、企業の資金調達パターンに反映されるはずである。

そこで、第10章における図表10-4を再度注目してみよう。これはドイツ、日本および米国に関する企業の資金調達パターンの結果を示したものである。ドイツのケースを特に注目してみよう。ドイツの銀行は米国の銀行よりもはるかに大きい割合の外部企業金融を提供している。一方、これに比べる

⁽⁴⁰⁾ Schmidt and Tyrell (2004), pp.42-43.

⁽⁴¹⁾ 株式の直接的な保有は12%にすぎず、一方、そのポートフォリオにおいて家計の60%超が生命保険証券を保有し、3分の1が国内債券を保有している (Schmidt and Tyrell (2004), p.44)。

また、Schmidt and Tyrellによれば、ドイツの家計のポートフォリオ構造を米国および英国と比較すると、大きな違いが明らかになる。アングロサクソン諸国の家計は、間接または直接に高い株式保有があり、そのポートフォリオにおける高リスクの総金融資産の割合は一般に高いとされる (*ibid.*, p.44)。

と有価証券による資金調達は、ほとんど重要性がない。ドイツにおいて銀行借入は、内部金融と同様に重要な資金調達であり、本表から米国ではそのようなことはいえないのは明らかである。少なくとも1990年代中盤まで、銀行は企業金融の提供者として強力な役割を担ったことを示す本節での考察を裏づけるものである⁽⁴²⁾。なお、参考資料③において1991年から2006年までのドイツ企業の資金調達の状況が示されている。

3 リスク・シェアリング

金融システムにおいても重要な機能の1つにリスク・シェアリングがある。まず、部門間または同時点内リスク⁽⁴³⁾、すなわち、特定の時点のリスク・シェアリングに注目してみよう。金融資産に関するリスクは、家計が直面する特に重要なリスクである。しかし、上述の貯蓄行動によるポートフォリオの構造から、ドイツの家計は1990年代において、かかるリスクから保護されたと考えられる⁽⁴⁴⁾。

また、異時点間のリスク・シェアリングに注目すると、Schmidt and Tyrellによれば、ドイツに見られるような銀行ベースの金融システムにおいては、特に銀行および保険会社は好況時に資産を蓄積し、不況の時に取り崩すことをつうじて、異時点間のリスクの平準化を達成してきたとする⁽⁴⁵⁾。もっとも、それを可能にするのは、異時点間の平滑化を崩してしまうような厳しい市場間の競争がないことが前提である。金融機関と同様に個人においても、好況のときは高リターンを得るため市場に投資するからである⁽⁴⁶⁾。銀行ベースのドイツ金融システムにおいて、市場を通してのリスク・シェアリングは発達しなかったのである。

金融資産の保有に関するリスクに加えて、失業、病気、人的資本の価値の変化および退職所得の変化といった個人が直面する他のリスク状況に関しては、ドイツの社会保障システム、特にその年金システムが重要である。Schmidt and Tyrellによれば、伝統的なドイツの公的年金システムは、世代間のリスクの配分を通してリスクを吸収してきたのである⁽⁴⁷⁾。その結果として、経済における部門間・同時点内リスク・マネジメントを行う必要性和、高度に発達した株式市場を有する必要性が失われたことを指摘している⁽⁴⁸⁾。

(42) *ibid.*, p.46.

(43) cross-sectional or 'intratemporal' risk (*ibid.*, p.47), 羽森 (2011), 48 頁。

(44) Schmidt and Tyrell (2004), p.47. 羽森 (2011), 47 頁。

(45) Schmidt and Tyrell (2004), p.48. 羽森 (2011), 48-49 頁。

(46) Schmidt and Tyrell (2004), p.48. 羽森 (2011), 48-49 頁。

(47) ドイツの年金制度は、全ての被用者を対象とし、透明性のあるルールをもつ単一のシステムの中にほぼ全ての退職所得を提供している (payroll tax-based PAYG (pay as you go) system)。1993 年において、年金システムを賄う PAYG は、2 人構成の家計の総退職所得の平均 85%を支給し、公的年金スキームの 70%の代替率は比較的高かったとされる (Schmidt and Tyrell (2004), pp.48-49. 羽森 (2011), 49 頁参照)。

(48) その結果、英国や米国の年金ファンドのような機関投資家を育成する必要もなかったのである (Schmidt and Tyrell (2004), p.49. 羽森 (2011), 49 頁)。

第4節 小括—ドイツ金融システムの特徴

ドイツ金融システムの特徴を結論付けるにあたり、上述の制度的および機能的アプローチを考慮し、要点を提示しよう。1970年代および1980年代を通して、また1990年代においてもドイツ金融システムを中心となる特徴を、Schmidt and Tyrellは、次のように示している⁽⁴⁹⁾。

- ① 金融セクターにおいて銀行が支配的な役割を担っている。
- ② 資本市場は相対的に重要ではない。
- ③ 非金融企業の資金調達は、内部金融および銀行借入が顕著である。
- ④ コーポレート・ガバナンスはステークホルダー指向であり、少数株式投資家の役割は制限されている。
- ⑤ 異時点間のリスク配分およびリスク削減という意味でのリスク・マネジメントが中心であり、株式市場を経由した同時点内でのリスクの対応というリスク・マネジメントの役割は劣っている。

上記の諸要素の形態は矛盾がなく、諸要素は互いに補完し合い、全体として一貫性があれば、ドイツの金融システムは一定の強度を有することを示している。これまで述べてきたことを中心として体系的アプローチから検討してみよう。

まず銀行の金融セクターにおける支配的な役割に注目する。先述のように、多くのドイツの銀行および特に重要な銀行は真にユニバーサルバンクとして、組織され運営されてきたのである。すなわち銀行は、その顧客、特に企業に広範囲の金融サービスを提供している。ドイツにおける貯蓄率は比較的高く安定しており、銀行預金は長い間、民間の金融貯蓄の蓄積のための主要な手段であり続け、同時に銀行部門にとっては安定的で比較的安い資金の財源であった。情報の内部フローが比較的容易で十分に発達していれば、銀行は、顧客との密接な関係を維持するために必要な情報から利益を得ることができる。銀行と顧客との関係はある程度は関係に基づいた貸付・融資に適合する。銀行は顧客に対して様々な機能を果たす。そこには、投資銀行業務を含み、有力銀行は大量の株式保有による製造業、貿易業およびサービス業への資本参加を行っている。それでもなお銀行によって担われる中心的な役割は、貸手としての役割である⁽⁵⁰⁾。

資本市場に注目すれば、これまで特に株式市場を経由した資金調達は重要な役割を担ってこなかった。Schmidt and Tyrellによれば他の諸国と比較して、ドイツの株式市場は、貯蓄者としての家計にとっての投資機会として、および企業の資金の源泉としてはいまだ発達していないのである。したがって、資本市場は、預金の回収者であり、資金の提供者であり、金融仲介の中心的な役割を担う銀行に対して、重大な競争的挑戦をつきつけていないのである⁽⁵¹⁾。

高い一般仲介率と銀行仲介率によって特にドイツ金融システムは、1990年代後半まで明らかに銀行に支配されていたことを確認できる。保険会社以外の非銀行仲介業はいまだ重要性が劣る。これまで、そして現在でも、ドイツにおいて年金基金は存在しない⁽⁵²⁾。

⁽⁴⁹⁾ Schmidt and Tyrell (2004), p.53.

⁽⁵⁰⁾ *ibid.*, pp.53-54.

⁽⁵¹⁾ *ibid.*, p.54.

⁽⁵²⁾ *ibid.*, p.54.

非金融企業の顕著な資金調達パターンは、銀行の強力な役割を反映している。平均して、ドイツの企業は比較的高いレベルの内部金融と、外部からの資金調達を行う限り、著しく銀行借入に依存している。特に内部金融について興味深い要素であり、かつ金額的にもまた重要であるのは大規模企業に留保されている年金積立金である⁽⁵³⁾。債権者保護と利益の分配の制限によって強調される会計ルールは、内部金融および銀行借入による資金の調達に貢献してきたように思われる。この点については、第12章で検討する。

以上のように、少なくとも1990年代後半まで、ドイツの金融システムの諸要素は、補完的で一貫性があるように思われる。

⁽⁵³⁾ *ibid.*, p.54.

<参考資料①>

ヨーロッパの株式市場—EU 市場統一化の流れ

日本証券経済研究所（2012）は、EU 市場統一化の流れを次のように示している。

- ・「投資サービス指令（ISD）」（1993年）、「金融商品市場指令（MiFID）」（2007年）が発効
- ・2000年パリ、アムステルダム、ブリュッセルの証券取引所が統合されユーロネクストが誕生、後にリスボンが加わる。
- ・北欧の取引所グループ（ストックホルム、コペンハーゲン、ヘルシンキ）が2003年に統合してOMXを形成する。
- ・2007年4月にNYSEユーロネクストが誕生。
- ・2007年10月にイタリア証券取引所がロンドン証券取引所に買収される。
- ・2008年2月にナスダックOMXが誕生。
- ・2011年2月にNYSEユーロネクストとドイツ証券取引所が合併の合意。
- ・現在、大陸ヨーロッパには「NYSEユーロネクスト・ドイツ証券取引所連合」と「ナスダックOMX」という2大グループが形成されている。

（日本証券経済研究所（2012）、118頁。）

ヨーロッパの取引市場の概況

| | 上場企業時価総額(億ドル) | | 上場企業数 | | 株式売買高(億ドル) | |
|---------------|---------------|--------|--------|--------|------------|-------|
| | 2010年末 | 前年比 | 2010年末 | 前年比 | 2010年末 | 前年比 |
| ロンドン証取グループ | 36,131 | 4.6% | 2,966 | -4.0% | 27,495 | 7.7% |
| ユーロネクスト | 29,361 | 2.1% | 1,135 | -2.2% | 20,222 | 11.1% |
| ドイツ取引所 | 14,297 | 10.6% | 765 | -2.3% | 13,621 | 14.4% |
| SIX スイス取引所 | 12,294 | 15.5% | 296 | -12.7% | 7,902 | 11.3% |
| BME スペイン取引所 | 11,716 | -18.3% | 3345 | -3.7% | 13,608 | 15.2% |
| ナスダックOMX | 10,422 | 27.5% | 754 | -5.4% | 7,495 | 14.2% |
| MICEX (ロシア) | 9,491 | 28.9% | 245 | 4.7% | 4,076 | -6.0% |
| (以下省略) | | | | | | |
| ニューヨーク証取 (参考) | 133,941 | 13.1% | 2,238 | -3.8% | 177,956 | 1.6% |
| 東京証券取引所 (参考) | 38,288 | 15.8% | 2,293 | -1.8% | 37,927 | 2.3% |

ドイツ取引所のデータにはオープン市場（その他）は含まれない。

出所：日本証券経済研究所（2012）、119頁の図表を一部抜粋している。

<参考資料②>

ドイツの株式市場

現在のドイツ取引所の上場・公開企業は主に次の3つに区分される

- ① プライム基準 (Prime Standard)
 - ② 一般基準 (General Standard)
 - ③ エントリー市場 (Entry Standard) としての非規制市場 (オープン市場)
- } としての EU 規制市場

①は2002年以前の公定市場 (Amtlicher Markt) (大企業を対象にした一部市場), ②は規制市場 (Geregelter Markt) (中堅市場を対象にした二部市場), ③はノイアマルクトと「自由市場 (取引) (Freiverkehr)」(取引のための登録要件がより緩和された店頭市場) に対応する。ノイアマルクトは自由取引に属する特殊なセグメントであった。

(日本証券経済研究所 (2008), 128 頁。)

ドイツ株式市場の上場企業数と国内企業時価総額 (1999 年から 2008 年まで)

| 市場・企業 年 | 公式市場 (1999-2002) EU 規制 市場・PS (2003-2008) | | 規制市場 (1999-2002) EU 規制 市場・GS (2003-2008) | | ノイアマルクト (1999-2002) オープン 市場・ES (2003-2008) | | 自由市場 (1999-2002) オープン 市場・その他 (2003-2008) | | フランクフル ト 上場企業数 合計 | | ドイツ全取引所 上場企業数 合計 | | 国内上場 企業 時価総額 (値ユーロ) |
|------------|--|-----|--|-----|--|----|--|-------|----------------------------|-------|------------------------|--------|------------------------------|
| | 国内 | 海外 | 国内 | 海外 | 国内 | 海外 | 国内 | 海外 | 国内 | 海外 | 国内 | 海外 | |
| 1999 年 | 369 | 183 | 88 | 9 | 168 | 33 | 93 | 2,214 | 708 | 2,439 | 931 | 7,603 | 13,896.6 |
| 2000 年 | 365 | 177 | 95 | 10 | 283 | 56 | 160 | 4,471 | 903 | 4,714 | 1,065 | 9,812 | 13,529.4 |
| 2001 年 | 359 | 167 | 118 | 13 | 272 | 54 | 163 | 4,630 | 912 | 4,864 | 1,075 | 10,128 | 12,036.8 |
| 2002 年 | 333 | 154 | 184 | 23 | 198 | 42 | 152 | 4,682 | 867 | 4,901 | 1,011 | 9,928 | 6,585.7 |
| 2003 年 | 331 | 41 | 353 | 141 | | | 145 | 4,719 | 829 | 4,901 | 976 | 9,537 | 8,554.5 |
| 2004 年 | 310 | 40 | 350 | 119 | | | 156 | 5,234 | 816 | 5,393 | 979 | 11,525 | 8,788.1 |
| 2005 年 | 324 | 35 | 324 | 81 | 17 | 3 | 170 | 5,869 | 835 | 5,988 | 976 | 13,288 | 10,352.5 |
| 2006 年 | 343 | 42 | 313 | 62 | 70 | 6 | 252 | 6,944 | 978 | 7,054 | 1,103 | 14,316 | 12,419.6 |
| 2007 年 | 365 | 39 | 293 | 57 | 103 | 9 | 284 | 8,591 | 1,045 | 8,696 | 1,171 | 15,537 | 14,399.6 |
| 2008/3 月 | 362 | 36 | 293 | 53 | 103 | 8 | 286 | 8,844 | 1,044 | 8,944 | 1,164 | 15,581 | 12,019.7 |

出所：日本証券経済研究所 (2008), 129 頁。

(2009 年以降)

| | EU 規制市場 | | | | オープン市場 | | | | 合計 | |
|--------|---------|----|-----|----|--------|----|-----|--------|-------|--------|
| | PS | | GS | | ES | | その他 | | 国内 | 海外 |
| | 国内 | 海外 | 国内 | 海外 | 国内 | 海外 | 国内 | 海外 | | |
| 2009 年 | 327 | 32 | 278 | 38 | 103 | 13 | 317 | 9,232 | 1,025 | 9,315 |
| 2010 年 | 313 | 31 | 268 | 32 | 119 | 13 | 358 | 10,095 | 1,058 | 10,171 |

(PS は Prime Standard, GS は General Standard, ES は Entry Standard の略称である。)

出所：日本証券経済研究所 (2012), 125 頁の図表を一部抜粋している。

ドイツ株式市場のセグメント別透明性要件

| 一般基準 (General Standard) | プライム基準 (Prime Standard) | エントリー基準 (Entry Standard) |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・国際財務報告基準 (IFRS) に則った年次報告書及び半期報告書の提出 (EU 域外企業は IFRS, 米加日いずれかの GAAP による報告書) ・年 2 回の中間報告書の提出 ・報告、公表物は英語又は独語によること ・必要に応じた情報開示 (WpHG) ・幹部社員個人の証券取引状況 (独証券取引法 [WpHG] に基づく) | <ul style="list-style-type: none"> ・一般基準の要件 一般基準に加え ・英語, 独語による四半期報告書提出 (海外企業は英語の報告書のみで可) ・各種の報告書は英語によること ・ウェブ上に法人活動に係る予定表を公開すること。 ・年に最低 1 回はアナリスト向け会社説明会を行うこと | <ul style="list-style-type: none"> ・プライム, 一般基準のような要件は課されない ・ただし, ① IFRS に則った年次報告書及び経営報告書の提出 (EU 域外企業は IFRS, 米加日いずれかの GAAP による報告書), ② 企業概要, 企業活動予定, ③ 中間報告書, ④ 株価に影響する出来事などのリリースをウェブ上に掲載する |

出所：日本証券経済研究所 (2008), 129 頁。

<参考資料③>

ドイツ企業の資金調達（1991年～2006年）

- ・ドイツ企業の資金調達は、銀行中心の間接金融が長い間優位にあった。それが1990年代後半には、企業活動のグローバル化や政府の金融市場振興策と相まって直接金融へのシフトがみられた。
- ・企業の外部資金調達に占める銀行借入の割合（ネットベース）は、1990年代前半に概ね50%を超えていたが、2000年には11%までに減少、2002年から2005年まで返済が借入を上回った。
- ・株式発行は、1990年代前半に10%台だったが、1997年に21%、1999年には32%で、近年では企業の主要な資金調達手段となっている。

（ここでの記述は、日本証券経済研究所（2008）、126頁を参照した。）

ドイツ企業の資金調達状況（ネットベース）

（10億ユーロ）

| 年 | 1991 | 1993 | 1995 | 1997 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内部調達 | 132.1 | 132.1 | 168.1 | 179.0 | 154.7 | 152.5 | 186.1 | 196.3 | 190.3 | 214.9 | 218.6 | 235.7 |
| 内内部留保 | 12.5 | -7.5 | 18.8 | 17.7 | -11.0 | -20.5 | 7.4 | 13.6 | 7.3 | 30.3 | 28.6 | 46.1 |
| 内減価償却 | 119.6 | 139.6 | 149.3 | 156.3 | 165.7 | 173.1 | 178.7 | 182.7 | 183.0 | 184.7 | 190.0 | 189.5 |
| 外部調達 | 126.9 | 113.7 | 119.6 | 77.2 | 234.7 | 416.5 | 176.5 | 63.2 | 47.7 | -24.6 | 19.1 | 82.7 |
| 内銀行借入 | 90.1 | 37 | 57.9 | 44.0 | 66.5 | 46.8 | 33.6 | -22.6 | -40.9 | -31.9 | -4.2 | 15.4 |
| 短期 | 34.3 | -10.5 | 19 | 7.4 | 10.3 | 13.2 | 2.1 | -22.7 | -25.4 | -32.5 | -15.8 | -3.3 |
| (国内) | 27.7 | -7.9 | 16.5 | 4.7 | -5.3 | 19.0 | 6.7 | -24.5 | -24.8 | -27.6 | -15.1 | -11.4 |
| (海外) | 6.6 | -2.7 | 2.5 | 2.7 | 15.5 | -5.7 | -4.6 | -3.2 | -0.6 | -4.9 | -0.7 | 8.1 |
| 長期 | 55.8 | 47.5 | 38.9 | 36.6 | 56.2 | 33.6 | 31.6 | 5.2 | -15.6 | 0.5 | 11.6 | 18.7 |
| (国内) | 55.5 | 45.3 | 39.1 | 36.1 | 53.5 | 32.1 | 19.8 | 3.1 | -13.5 | -1.4 | 1.7 | 3.3 |
| (海外) | 0.3 | 2.2 | -0.2 | 0.5 | 2.7 | 1.4 | 11.8 | 2.1 | -2.0 | 1.9 | 9.9 | 15.4 |
| 内その他借入 | 9.5 | 11.3 | 41.4 | 15.9 | 84.9 | 161.0 | 60.8 | 43.5 | 19.8 | -34.0 | 10.3 | 21.0 |
| 内社債・CP | 3.7 | 46.9 | -3.3 | -3.0 | 1.3 | 9.6 | 9.8 | 6.0 | 27.0 | 2.1 | 3.1 | 17.4 |
| 内株式 | 16.5 | 14.2 | 16.5 | 16.7 | 75.8 | 190.8 | 64.1 | 27.5 | 34.0 | 32.6 | 4.4 | 23.4 |
| (国内) | 14.2 | 15.8 | 14 | 12.7 | 57.1 | 81.0 | 51.7 | 0.1 | -9.8 | -1.0 | -0.1 | 2.7 |
| (海外) | 2.3 | -1.7 | 2.5 | 4.0 | 18.6 | 109.9 | 12.4 | 27.4 | 43.8 | 33.6 | 4.5 | 20.7 |
| 内年金基金 | 7.2 | 4.2 | 7.1 | 3.6 | 6.3 | 8.2 | 8.2 | 8.7 | 7.9 | 6.6 | 5.5 | 5.5 |
| 合計 | 258.9 | 245.7 | 287.7 | 251.2 | 389.4 | 569.0 | 362.6 | 259.5 | 237.9 | 190.4 | 237.7 | 318.3 |

（注）数値はネットベース。銀行借入は「新規借入額－返済額」、株式は「新規発行額－償還額・自己株取得・自己株消却額」

出所：日本証券経済研究所（2008）、127頁。

日本証券経済研究所は、ドイツ企業の資金調達が株式にシフトした背景として、次の理由を示している。

- ① 1990年代以降一時期を除き株価水準が高かったこと
- ② 個人の株式投資促進を目的とした最低額面金額の引き下げ（第2次資本市場振興法で50マルクから5マルクへ、現在最低額面は1ユーロ）
- ③ 連邦証券監督局の設立（1995年1月）など市場インフラの整備
- ④ 通貨統合に向けたM&Aブームと多額買収資金確保の必要性
- ⑤ 新興企業向け株式市場「ノイアマルクト」の開設（1997年3月）

（日本証券経済研究所（2008）、126頁。）

第12章

金融システムにおける会計の役割

前章でみた金融システムについて、そのもう1つの機能はSchmidt and Tyrellによれば、情報の生産と伝達である。したがって、ある経済において一般的である情報の規制の形は、金融システムを特徴づける要素の1つとなる。市場をベースにした金融システムにおいては、会計およびディスクロージャー規則は、できるだけ情報を開示するように調整されているのが一般的である。逆に、資本市場への投資に関して、家計の貯蓄および企業の資金調達について限定的な重要性しかないのであれば、情報開示の要求は相対的に低くなる。本章では、情報の生産と伝達に係る会計システムと金融システムとの結びつきを検討する。ここではKrahn and Schmidt (2004) の著作中のLeuz and Wüstemann⁽¹⁾の所説を中心に考察を進める。それにしたがって本章では、「会計システム」という用語を統一して用いている。

第1節 問題設定

まず問題設定として、ドイツ財務会計の特質に関するLeuz and Wüstemannの見解⁽²⁾をみてみよう。伝統的にドイツにおける財務会計が、少なくともアングロ・アメリカ系諸国の財務会計より情報提供的ではない (uninformative) と主張されてきたことに対して、次のように述べている。

「ドイツの会計およびディスクロージャーは、一般に公的債務 (public debt) または資本市場で取引をし、公的に利用できる情報を頼りにする外部投資家の視点から評価されている。しかしドイツでは、資本市場は比較的小規模であり、会社所有は集中し、企業は銀行借入と他の形式の私的債務 (private debt) に大きく依存している。さらに上記の特徴付けは、財務諸表、つまり情報を公的に広めるシステムという狭い範囲に焦点を当てているのである。それらは、長文式のドイツの監査報告書といった私的に情報を伝達するための制度的取り決めをほとんど考慮しておらず、「情報提供的ではない」という特質は、ここには及んでいないのは確かである」⁽³⁾と。

長文による監査報告書が、ドイツにおける私的な情報手段として極めて重要な役割を担うことが指摘されているのは、注目される。それを考慮すれば、ドイツ会計およびディスクロージャーは、少なくともアングロ・アメリカ系諸国の財務会計より情報提供的ではないとする言明は誤りであることが主張されている。同時に、監査報告書の役割とコーポレート・ガバナンスの構造を確認する必要性が示唆されているように思われる。

また、会計およびディスクロージャー・システムの役割に関しても、彼らは次のように述べている。

「一国の会計およびディスクロージャー・システムは、その国の金融システムの一部であり、より

⁽¹⁾ Leuz, Christian and Wüstemann, Jens (2004) 'The Role of Accounting in the German Financial System'.

⁽²⁾ *ibid.*, p.450.

⁽³⁾ *ibid.*, p.450.

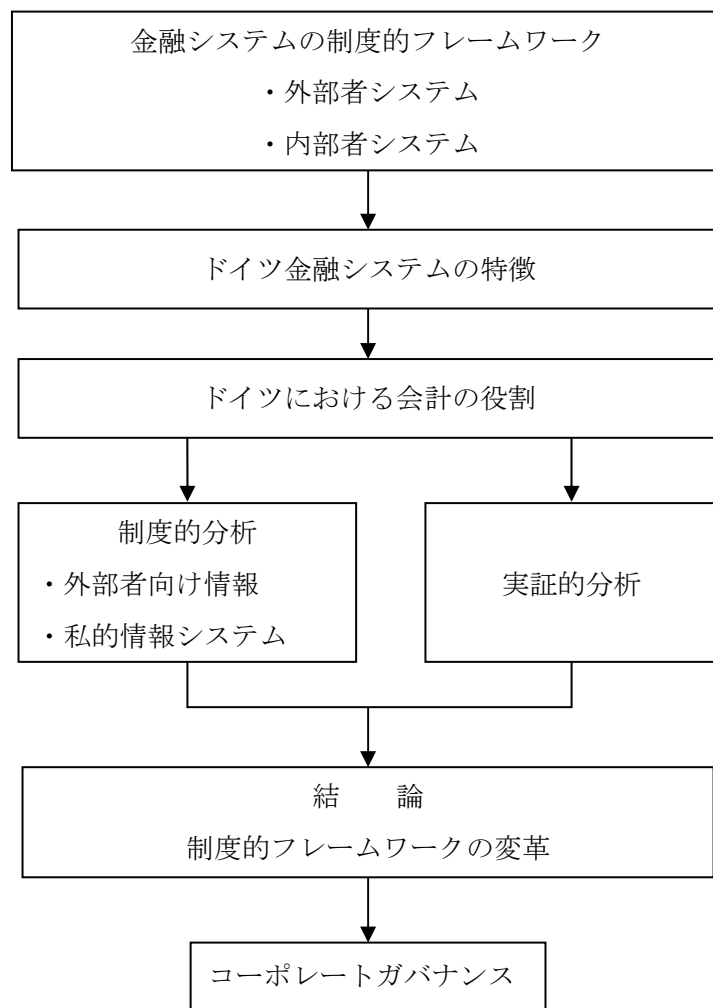
一般的にはその国の制度的基盤である。十分に機能する経済において、制度的基盤の諸要素は互いに適合し、強化し合うよう発展することを経済理論は示唆している。したがって会計システムは、経済における中心的な当事者たちの情報および契約上のニーズを対象にしているように思われる。だからこそ、財務会計の役割を一国の制度的基盤において理解することが重要であり、特にコーポレート・ガバナンスおよび資本市場におけるその役割を理解することが重要である。したがって、会計システムを評価するために重要な問題は、会計システムが経済の中心的な契約当事者のニーズを満たしているかにあり、また金融システムという状況においては、関連する資金提供者が十分に情報を得ているかにある⁽⁴⁾と。

会計システムは金融システムの一部であり、国の制度的基盤として、他の諸要素と相互に影響しあうという考え方が述べられている。Leuz and Wüstemannの金融システムにおける会計の役割に関する結論とみてよいだろう。

そこで以上のことを問題設定として、彼らが提示する金融システムにおける会計システムの役割を考察する。いわばドイツの「会計およびディスクロージャー・システム論」というべきものであるが、金融システムから導かれた1つの会計制度論を導きだすことを目的としている。そのための指針としてLeuz and Wüstemannの論理展開を図表12-1として示しておこう。彼らはまず金融システムの制度的フレームワークとして特にコーポレート・ガバナンスに関する、いわゆる「外部者システム」と「内部者システム」の概念とその特徴を提示する。次に前章でみたドイツの金融システムの特徴からドイツの会計システムが内部者システムに適合することを示す。また、内部者の情報の利用の特徴から、ドイツの会計の役割に関する仮説を導く。そのことを、外部者向け情報の整備と私的情報システムに着目した現行の会計制度の分析を行う。さらに、これまで行われた実証的分析から仮説の検証を行う。以上から、ドイツの金融システムの下での会計の役割を析出するのである。次節から、この図に示した順にみていこう。

⁽⁴⁾ *ibid.*, pp.450-451.

図表 12-1 Leuz and Wüstemann による会計システム論の展開



出所：本図表はLeuz and Wüstemann(2004)の所説に従い筆者が作成したものである。

第2節 金融システムの制度的フレームワーク

Leuz and Wüstemannによれば、会計情報は財務契約（financial contracting）において重要な役割を担う。金融債権やコントロール権（control rights）はしばしば、会計条項によって決定される。たとえば、債務契約（debt contract）は、企業の借手が債務不履行になった場合を想定するために、会計数値と財務比率を用いるのである。株主への配当金の支払いの決定において、企業は過去および現在の会計上の利益を参照するのが通常である。投資家は、公的な株式市場において投資意思決定を行い、あるいは株主総会において自己の権利を行使するために財務諸表を用いるのである⁽⁵⁾。

このことを前提にすれば、Leuz and Wüstemannによれば、会計システムは、財務取引および契約を容易にするような方法で発展すると期待するのが合理的であるとする。会計を標準化することは、規制または私的な基準設定のどちらによっても、取引コストを削減する。契約ごとに条件を設けて特定の測定ルールを決めるよりも低コストとなるからである。この結果、会計基準は経済の中心的な当事

⁽⁵⁾ *ibid.*, pp.451-452.

者の情報および契約上のニーズを対象にするようになる。会計システムは一国の所有とガバナンス構造および資金調達パターンを反映しているのである。つまり会計システムは、金融システムのいわばサブシステムといったものであり、たとえば、株式市場および信用取引市場、コーポレート・ガバナンスといった他のサブシステムとの相互作用を伴う。会計システムは、制度的フレームワークの他の諸要素を補完するのである。Leuz and Wüstemannは、会計システムと一国の制度的基盤との間のこの適合は各国で異なる会計システムと情報体制をもたらすように思われると述べている⁽⁶⁾。

こうした会計と他の制度的基盤の諸要素との間の結びつき、特に金融システムとの結びつきを例証するために、2つの定式化された金融システムが示される。先行研究⁽⁷⁾によって、「独立第三者間の (arm's length)」または「外部者 (outsider)」システム (以下、「外部者システム」とする) と、「関係を基礎にした (relationship-based)」または「内部者 (insider)」システム (以下、「内部者システム」とする) とが区別されている。これらは、資金を投資機会に向ける方法、投資家に対してリターンを保証する方法、および契約当事者と資金提供者との間の情報の非対称性を削減する方法という点で異なっている⁽⁸⁾。

以下では、金融システムの制度的フレームワークを提示するため、この2つの金融システムを定義づけ、内部者システムの下での会計の役割を導出する。

1 外部者システムと内部者システム

Leuz and Wüstemannは、外部者システムと内部者システムについて明確に記述している。ここではその特徴を、関連箇所を引用することによって示す。まず外部者システムについて、次のように述べている。

「外部者システムにおいては、企業は資金調達にあたり、公的債務または資本市場に大きく依存している。会社所有は分散しており、広範囲にわたって消費者の手中にある。彼らは直接的に公的債務または株式市場に投資するか、あるいはミューチュアルファンド (mutual funds) をつうじて間接的にそれらに投資するのである。投資家は企業から独立しており、情報に対して特権的なアクセスを有していない。投資家は、明示的な契約および広範囲な投資家権利によって保護されており、法システムによって守られる。特に資本市場は、会社のコントロールのために、管理者および企業を監視するという点で主要な役割を担う。その結果、財務ディスクロージャーは、投資家が自己の財務請求権を

⁽⁶⁾ *ibid.*, p.452.

⁽⁷⁾ Leuz and Wüstemannが先行研究として示している文献は次のとおりである (*ibid.*, p.453)。

- Franks, J., and Mayer, C. 'Corporate control: A comparison of insider and outsider systems', Working Paper. London Business School, 1994.
- Berglöf, E. 'A note on the typology of financial systems', in K. J. Hopt and E. Wymeersch (eds.), *Comparative corporate governance: Essays and materials*. Berlin et al.: Gruyter, pp.151-64, 1997.
- Schmidt, R. H., and Tyrell, M. 'Financial systems, corporate finance and corporate governance', *European Financial Management*, 3, pp.333-61, 1997.
- Rajan, R., and Zingales, L. 'Financial dependence and growth', *American Economic Review*, 88, pp.559-87, 1998.
- Allen, F., and Gale, D. *Comparing Financial Systems*. Cambridge: MIT Press, 2000.

⁽⁸⁾ Leuz and Wüstemann (2004), p.452-453.

チェックし、自己の権利を行使できるようにするために極めて重要である。ディスクロージャーは、良好に機能する買収市場にとっても重要である。したがって外部者システムにおいては、企業と投資家間の情報の非対称性は、主に公的ディスクロージャーによって解決されるのである。会計およびディスクロージャー・システムは、合理的に十分情報が与えられることが保証されているため、公的債務および資本市場に進んで投資する外部投資家に焦点を当てているのである。」⁽⁹⁾

一方、彼らは内部者システムについて、次のように述べている。

「これに対して、関係を基礎にしたシステムにおいては、企業は公的な資本市場または債券市場で資金調達をする代わりに、銀行および他の金融仲介者と緊密な関係を確立し、内部資金調達 (internal financing) に大きく依存する。一般に企業の所有は、集中しかつ実質的な株式持ち合いによって特徴付けられる。コーポレート・ガバナンスは主に (たとえば、監査役会メンバーである) 内部者の手中にあり、情報への特権的なアクセスを有する。このシステムの特質を所与とすれば、情報の非対称性は主に、公的ディスクロージャーよりむしろ、私的情報伝達経路を通して解消されるのである。したがって、中心となる契約当事者および資金提供者は、合理的に十分情報が与えられており一方、外部投資家は透明性の欠いた状況に置かれることになる。しかし、かかる不透明性は参入障壁を与え、競争の脅威から諸関係を防御するため、いわばシステムの重要な特徴である。不透明性は資金提供者に、効果的に企業に対する何らかの独占的パワーを与えるのであり、そのパワーは十分なリターンを内部者に認めることを意味し、その代わりに内部者による資金供給を企業に保証するのである。」⁽¹⁰⁾

2 内部者システムの下での会計の役割

上記の内部者システムに注目してみよう。このシステムにおいては、会計の役割は情報を公開し広めることにあるのではない。むしろ、その1つの役割は、外部株主の配当の請求を制限することによって、関係を基礎にした資金調達が容易にすることにある。すなわち、債権者を保護し、内部的資金調達を促進させるのである。内部者は関係を通して情報に対する特権的なアクセスを有することから、会計は配当の決定や制限といったいわばその他の役割を担うことになる。Leuz and Wüstemannは、会計システムをより完全に評価するためには、より広い観点を採ることが重要であると述べている。すなわち、内部者システムにおいては、会計システムの中心となる要素に私的情報伝達経路を含めるべきなのである⁽¹¹⁾。

⁽⁹⁾ *ibid.*, p.453.

⁽¹⁰⁾ *ibid.*, p.453.

⁽¹¹⁾ *ibid.*, p.454.

第3節 ドイツ会計へのインプリケーション

これまでの特徴は、2つに定式化されたものであるため、現実の金融システムは、全ての観点でこのどちらかに適合するわけではない。しかし会計制度に関して、英国または米国は外部者または独立第三者システムの好例とみなされるのが通常である。また、ドイツは一般に内部者システムの原型とみなされている⁽¹²⁾。

以下では、Leuz and Wüstemannにしたがい、金融システムの制度的フレームワークのドイツへのインプリケーションと仮説を検討する。

1 ドイツ金融システムの制度的特徴

前章で述べたことも含めて、ドイツ金融システムの制度的特徴は、次のように示すことができる。すなわち、資本市場は、米国または英国の市場と比較して小規模である。企業の主要な財源は、内部金融および銀行からの借入れによる資金調達であり⁽¹³⁾、伝統的にいわゆるハウスバンクといわれる銀行と密接な関係を有する。しかし、銀行は資金調達において主要な役割を担うだけでなく、直接的にまたは寄託議決権を通じて間接的に株式を支配しているのである。銀行代表は、コーポレート・ガバナンスの主要な機関である監査役会に構成員として出席するのが通常である。所有は集中し、多くの企業はいまだに一族の管理下にある。実質的な株式持ち合いも存在する。つまり、コーポレート・ガバナンスとそのコントロールは、主に内部者の手中にあるのである⁽¹⁴⁾。

2 会計およびディスクロージャー・システムに関する仮説

このような特徴を所与として、Leuz and Wüstemannは、会計およびディスクロージャー・システムに関する仮説を設定する。すなわち、中心となる資金提供者は公的な情報についての要求がほとんどないと予想する。そのため、コーポレート・ガバナンスの役割は、資金提供者に私的な情報への特権的なアクセスを与えることにある。現実には主要な資金提供者は、合理的に十分情報が与えられていると予想されるのである⁽¹⁵⁾。

さらに、多くの情報が私的に伝達されるため、ドイツのディスクロージャー・システムは、外部者システムに比べてその発展が劣っているとも予想される。つまり、ディスクロージャー・レベルは相対的に低くなり、報告利益は企業業績について多くの情報を提供していないと予想されるのである。その結果、主たる資金提供者に比べて、外部投資家への情報提供はより少なくなるのである⁽¹⁶⁾。

このように、伝統的に外部投資家はドイツ会計システムの中心に位置していない。むしろ、会計システムは、主要な資金提供者がコントロール権を行使して、必要な情報を私的に入手することを保証

(12) *ibid.*, p.454.

(13) ドイツの企業の主要な財源を、たとえば年金引当金、内部留保および銀行借入としている (*ibid.*, p.454.)。

(14) *ibid.*, p.454.

(15) *ibid.*, p.454.

(16) *ibid.*, p.454.

する制度的な取り決めを含んでいると考えられる。情報の公的な伝達以外の役割を想定していると予想されるのである⁽¹⁷⁾。

3 ドイツにおける最近の変化

Leuz and Wüstemannは1998年のKonTraGによる改革によって、ドイツの制度的枠組みのいくつかの要素が変化し、金融システムが外部者システムに移行しているという。しかし、制度的フレームワークの諸要素間の相互補完は、システムの他のいくつかの要素が同時に変化しなければ、改革を確固たるものにできそうにないとし、最近の改革が上記のドイツ金融システムの伝統的な特徴に基づいた予測を実質的に変更することに懐疑的であるとする⁽¹⁸⁾。

そこで以下の制度的分析において、この可能性を考慮し、現実の会計システムがいかに整備されているか確認する。また第7節では、最近の変化が、会計または金融システムの私的情報伝達経路および内部者ガバナンスへの依存を根本的に変化させたかについても分析する。

第4節 制度的分析（1）—会計規制の目的

本節において、ドイツ会計およびディスクロージャー規制の中心となる制度的特徴を記述する。また、中心的な契約当事者への私的な情報の重要な源泉を特定する。なお、それらは現在著しい変化の下にあるが、ここではLeuz and Wüstemannの論考にある記述にしたがっている⁽¹⁹⁾。

1 関連するルールと基準設定機関

ドイツの会計規制は一般に、ドイツ商法典（Handelsgesetzbuch—HGB）による成文法主義を基調としており、企業の全ての法形式に適用される。重要な会計原則は、直接商法典に成文化されており、その例として慎重性の原則、実現の原則または適時性の原則といったものがある。

ドイツの一般に認められた会計原則のシステム（「正規の簿記の諸原則」（GoB）、以下ドイツGAAPとする⁽²⁰⁾）は、広範囲にわたっており、決算書の作成において企業によって適用されるべき全ての法的ルール、原則、基準、規範を包含するものである。

⁽¹⁷⁾ *ibid.*, pp.454-455.

⁽¹⁸⁾ Leuz and Wüstemann は、ドイツの金融システムの外部者システムへの移行の理由について次のように述べている。「再統一の直後、ドイツの総資本輸入額は、総資本輸出額を超過し始めた。すなわち、ドイツは正味資本輸入国となったのである。この変化は、ドイツ経済がもはや伝統的な資金調達に頼ることができなくなったことを意味している。国際的な資本市場は、関係ベースではないため、ドイツ企業は国際ルールによって行動しなければならず、信頼できる公的な情報の要求に直面したのである。1998年資本調達容易化法は、上場しているドイツ企業が、国際的に認められた会計基準を備えることを認めるものであり、この要求を反映したものとみることができるだろう。」（*ibid.*, p.455）

⁽¹⁹⁾ 本章の法律の条文は原則として2004年に公表されたLeuz and Wüstemannの文献に示されたものにしたがっている。本稿の趣旨から、その後のHGBなどの改正を反映していない。

⁽²⁰⁾ Leuz and Wüstemannの論考は英語で記述されている。彼らは「ドイツの一般に認められた会計原則」として、まずGoBと表記した上で、以下の記述ではGerman GAAPの表記を統一して使用している。そのため、本稿もそれにしたがっている。

法的な観点からすれば、裁判所の判決において確立された会計原則および基準はドイツGAAPの一部である⁽²¹⁾。ドイツにおいては、会計原則は法律ルール (Rechtsnormen) であるとみなされ、職業基準 (Fachnormen) ではない。米国における財務会計基準審議会 (FASB) , 国際会計基準審議会 (IASB) といった民間基準設定機関の活動の結果もたらされるのではない。

成文化された会計原則は、一般的な性質であり、裁判所によってさらに進んで解釈されかつ展開される。Leuz and Wüstemannによれば、裁判所は会計問題の専門的能力に関して極めて高い水準に達しており、それは連邦裁判官による重要な雑誌論文の中に明白に示されている。彼らによれば「会計ルール (Accounting rules) を解釈するに際して、ドイツの裁判所は、まさに何千という裁判所の決定によって、適切な会計原則および資産と負債の認識および測定に関する詳細な基準のシステムを確立したのである」⁽²²⁾。このシステムは、法律リスクを最小化し、いわゆる法的安定性 (Rechtssicherheit) を創造するのである。したがって、商法典だけではドイツGAAPの初歩的なイメージしか得ることができず、会計判例法 (case law) の全体像を見失ってしまうとする。会計規制の領域における法律の優位性は、ドイツにおいて会計基準が決定される方法に関して、例えば米国における方法とは対照的なものである⁽²³⁾。

2 最近の傾向および既存の会計システムとの関係

Leuz and Wüstemannは、近年ドイツ会計制度に及ぼした影響として次の3点を示している。すなわち、1998年資本調達容易化法、欧州調和化努力およびドイツ会計基準委員会である。以下、その概略をみていこう。

(1) 1998年資本調達容易化法 (KapAEG)

ドイツの多国籍企業の状況を踏まえて、1998年におけるKapAEGは、上場会社に対して、コンツェルン決算書について、ドイツGAAPに代えて、初めて「国際的に認められた会計原則」の適用を認めたのである。立法の意図は、ドイツの多国籍企業が、グローバルな資本市場において資金調達をするための能力を高めることにあった。しかし、コンツェルン決算書のみIAS (およびかつてはUS GAAP) により作成することができることに注意しなければならない。つまり、個別決算書 (Einzelabschluss) には、配当可能利益および税務会計のための目的があり、一方、企業グループは情報目的のためにコンツェルン決算書を追加的に作成しなければならない。したがって、ドイツ企業によるIASの適用は、その税および株主への配当に関して「法的な」影響をもたらさないのである⁽²⁴⁾。

(2) 欧州調和化努力

ドイツ会計の立法は、既に欧州の調和化努力の結果であることが強調されなければならない。簡潔に示すと、EU指令 (特に第2, 第4および第7号指令) は域内の会計およびディスクロージャーを調和

⁽²¹⁾ 換言すれば、ドイツの裁判所は、GAAPを規定するのである。一方、米国の裁判所は、米国GAAPといった会計基準がその状況下で適正かどうかを決定しなければならないのである (*ibid.*, p.457)。

⁽²²⁾ *ibid.*, p.457.

⁽²³⁾ *ibid.*, p.457.

⁽²⁴⁾ *ibid.*, p.458.

化し、各国政府に各指令を国内法に転換するよう要求した。ドイツにおいて、かかる転換は、1985年貸借対照表指令法 (Bilanzrichtlinien-Gesetz) によって行われた。このような調和化努力にもかかわらず、指令は変換における加盟国の選択と多くの自由裁量を残している。その後EUは、全ての上場企業の連結財務諸表について、IASの使用を規定する指令を採択し、このルールは2005年1月1日以降に開始される会計年度から有効となっている⁽²⁵⁾。

(3) ドイツ会計基準委員会

ドイツGAAPの法的性質は、法律および司法権のみが、最終的にどの会計基準が適用されるべきかについての決定力を有することにある。しかし、1998年KonTraGにより、ドイツ会計基準委員会 (DRSC) が設立された。この民間基準設定機関には、会計の諸問題に関する事項について法務省にアドバイスをし、またIASBのような国際的な民間基準設定機関においてドイツを代表するという機能がある。DRSCはまた、コンツェルン決算書に関する会計基準を公表する⁽²⁶⁾。

3 会計規制の目的

Leuz and Wüstemannはドイツの会計規制に関する目的を株主への分配、それに関連して収益の認識、会計数値の信頼性と客観性および基準性の原則の観点から示している。ここでもその概要を示す。

(1) 株主への分配

19世紀以来これまで、会計ルールと株主への分配 (distributions) との結びつきは、ドイツの会計数値の特質に強い影響を及ぼしてきた。有限責任企業の利益が分配に利用可能であるとすれば、ドイツGAAPは正確にこの目的の観点から解釈されなければならないと主張されてきたのである (いわゆる、法律に対する目的論的解釈 (teleogische Auslegung))。かかる解釈は会計ルールが、所有者に対する配当を確保しなければならないことを意味し、同時にその支払いを制限しなければならないことも意味している。したがって、配当測定 (Ausschüttungsbemessung) はドイツ個別決算書の最も重要な目的であるとみられるのである⁽²⁷⁾。

(2) 収益の認識

株主への配当とその制限という最も重要な目的の結果として、ドイツの会計規制は厳しく収益の実現を制限している。たとえば、長期請負工事契約からの収益は、顧客の最終の検査と承認があって初めて実現するのである。換言すれば、当該取引に重大なリスクが残存していないことが確実になった場合にのみ収益は実現できるのである。また、有価証券の市場価値の変動から生じる保有利得は、認識してはならない。この利得は、当該有価証券が売却された場合にのみ損益計算書に表示されるので

⁽²⁵⁾ *ibid.*, p.458.

⁽²⁶⁾ *ibid.*, pp.458-459. なお、Benston et al.によれば、ドイツがアングロ・アメリカ諸国に倣って、1998年に民間の基準設定機関の設立を認めたことは、驚くべき方向転換であるといわれる。1990年代後半において、ドイツ政府は基本的な規則のみを規定し、具体的な明細事項はDRSCの基準であるドイツ会計基準 (DRS) に委ねるようになって、その業務は重要性を増した。このアプローチの例としては、キャッシュ・フロー計算書、セグメントとリスク報告および半期報告である。しかし、上場企業は、IFRSによる2005年時点の財務諸表を作成するよう求められたのに伴い、DRSCの役割はさらに影響力が低下しているといわれる (Benston et al. (2006), pp.113-114.および川村・石井 (2009) 168-169頁を参照)。

⁽²⁷⁾ *ibid.*, p.459.

ある。一方、損失は重要な法的原則である慎重性の結果として、発生時に認識されなければならないのである⁽²⁸⁾。

(3) 会計数値の信頼性と客観性

すでに述べたように、裁判所は会計に関する法分野を開発してきたのであり、常に会計問題を基本となる法律の仕組みの観点から解釈し、会計数値の信頼性と検証可能性を強調する。したがって、資産－負債の貸借対照表への計上に関しては極めて厳しいアプローチとなって現れる。有形財および法的権利は通常資産とみなされる。しかし、例えば企業によって自己創設された無形固定資産は認識してはならない。もしそれらが自己創設でない場合、独立した第三者との相互の契約から生じた場合に限り、認識することができる。繰延費用 (Deferred charges) は、資産として貸借対照表に含められない⁽²⁹⁾。

(4) 基準性の原則

ドイツの財務会計の中心を形成する特徴として税務目的のための会計の基準性の原則がある。連邦所得税法において規定される税務目的のための所得は、商法典を参照して決定される。ドイツGAAPは、所得税の決定も扱うのである。基準性の原則は個別決算書の報告書は、所得税を評価する基礎として役立つことを述べたものである。特別な税務会計上のルールがなければ、正規の簿記の諸原則およびその結果としての資産および負債の価値が、課税所得の測定に引き継がれるのである⁽³⁰⁾。

以上を要約し、ドイツGAAPによる資産および負債の認識と測定に注目すれば次のように特徴付けられる⁽³¹⁾。

- ・ 配当可能利益の法的概念
- ・ 慎重性の原則
- ・ 客観化 (Objektivierung) の強調
- ・ 実質優先アプローチ
- ・ 会計の体系的および原則に基づくアプローチ

⁽²⁸⁾ *ibid.*, pp.459-460.

⁽²⁹⁾ *ibid.*, p.460.

⁽³⁰⁾ *ibid.*, pp.460-461. また、Benston et al.によれば、企業は(税務上の)利益マネジメントによって、特定の課税所得の達成するために、決算書において税務目的で使用した方法と同一の方法を使用しなければならない。ドイツにおいて基準性の原則は、逆基準性の原則となっているのが現実である。この原則の意図せざるマイナス面は、「タックス・マネジメント」が今や財務諸表の作成に影響を与えてしまい、財務諸表の有用性を外部者にも内部者にも同様に失わせているのである。一方、この原則は、企業が利益を過大計上しないインセンティブを与えてもいるのである。この対照的な効果により、特にEU上場企業に関してIFRSの強制使用に伴い、基準性の原則の使用がより論争の的になっていた (Benston et al. (2006), p.115, および川村・石井 (2009) 171 頁を参照)。この点に関しては2009年に施行されたBilMoGの中心的な課題となっている。

⁽³¹⁾ *ibid.*, pp.460-461.

第5節 制度的分析（2）—外部投資家が利用可能な情報システム

本節では、特に会計およびディスクロージャーの基本規定と上場企業に関する補足的規定を示す。ただし、ここでは現実に外部投資家が利用可能な情報システムがいかに整備されているかを制度的に分析することを目的としているため、各規定の詳細な検討ではなく、その概略を示すにとどめる。

1 会計およびディスクロージャーの基本規定

(1) 一般的規定

ドイツ会計およびディスクロージャーの規定の基本は、ドイツ商法典の規制を基礎とし、全ての法形式の企業に等しく適用されることである。法律は全ての商人に帳簿を備えること（商法典第238条）、各会計年度末に財産目録を作成すること（同条240条）、および年度貸借対照表と損益計算書を作成すること（同第242条）を義務付けている。決算書の全ての要素（資産、負債、収益および費用）の認識および測定は、ドイツGAAPにしたがわなければならない（同第243条）。既述のように、認識および測定に関する法律規定は、裁判所によって作成された包括的な判例法、コメンタリーおよび学術研究者の関連する文献によって補足される⁽³²⁾。

(2) 会社に関する規定

かかる一般的規定に加えて、会社として組織されている全ての企業（資本会社）は、決算書に対する附属説明書を追加しなければならない。また、小規模会社を除いて、状況報告書を作成しなければならない。年度決算書は、貸借対照表、損益計算書および附属説明書から構成される（商法典第264条）。

年度決算書は、会社の財政状態および経営成績の真実かつ公正な写像を提供しなければならない。関係する会計およびディスクロージャーのルール適用が、真実かつ公正な写像の提供が十分でない場合には、追加の情報が提供されなければならない（同第264条）。会社については、特別な評価ルールが適用される。これは、会社以外のルールよりもより投資家指向のものである。また法的ルールは、貸借対照表および損益計算書の表示について、極めて詳細にかつ統一のある正式な規則（レイアウト）を規定している（同第266条から第275条）。

また、財務諸表に関する附属説明書の内容は、適用した会計方針、貸借対照表および損益計算書の個々の状態の詳細だけでなく特別な評価方法の詳細を含んでいる（同第284条）。

さらにディスクロージャーのルールは、決算書にはない特別な項目の情報について要求している。例えば、貸借対照表に含まれていない財務コミットメントの総額、収益の詳細な分析、従業員数および経営者の報酬の総額である（同第285条）。しかし、公益のために特定の事実を開示する必要はなく、また会社にとって不利な情報であるならば、要求されるいくつかの情報を除いてもよい（同第286条）。

⁽³²⁾ *ibid.*, p.461.

最後に状況報告書は、将来のリスクを特に強調した会社の見通しについての公正な報告、貸借対照表日後に生じた重要な事象についての記述、および会社の研究開発活動の報告を含まなければならない（同第289条）。決算書とは対照的に、状況報告書は経営者の観点からの結果および見通しを表示するのであり、年度決算書を補足するのである⁽³³⁾。

(3) コンツェルン決算書

個別決算書に関する年度決算書に加えて、子企業を管理する会社は、コンツェルン決算書を作成し、公表しなければならない（商法典第290条）。コンツェルン年度決算書は、コンツェルン貸借対照表、コンツェルン損益計算書および附属説明書から成る（同第297条）。会計およびディスクロージャー規則だけでなく、法律規定、注釈書、学術論文およびDRSは連結会計の技術を詳述している。

コンツェルン決算書は個別決算書と同様に状況報告書によって補足される（同第315条）。前述したように、コンツェルン決算書は、配当および課税所得決定の基礎ではない。それは純粋に情報目的に資するのである⁽³⁴⁾。

2 上場企業について補足的情報規定

基本的な会計およびディスクロージャー規定は、上述のように会社関連法に規定されているが、上場企業について補足的情報規定があり、それは証券関連法に規定されている⁽³⁵⁾。

① 「1998年KonTraGによるコンツェルン決算書に関する最近の改正」

上場企業は、キャッシュ・フロー計算書（DRS 2号）、セグメント報告（DRS 3号）、および持分変動計算書（DRS 7号）を作成しなければならない。これらの計算書は独立した附属説明書の一部を形成する（商法典第297条）。

② 「目論見書」

株式を発行する会社は、目論見書を登録しなければならない。この目論見書において、決算書（個別決算書およびコンツェルン決算書の両方が要求される）は、投資家が適切に発行会社の事業と見通しを評価することを可能にする情報の中心的要素の一つである（取引所法（BörsG）第36条）。

③ 「中間財務報告」

上場企業は、通常、会計年度中に中間財務諸表を公表するよう要求される。中間財務諸表は、企業の財政状態および経営成績の真実かつ公正な写像を提供する（BörsG第44b条）。

④ 「特別開示」

ドイツ証券法は、発行者に著しく株式価格に影響を及ぼす可能性のある重大な事実を開示するよう要求している（証券取引法（WpHG）第15条）。

⁽³³⁾ *ibid.*, pp.461-462.

⁽³⁴⁾ *ibid.*, p.462.

⁽³⁵⁾ *ibid.*, pp.462-463. また、ここでは日本証券経済研究所（2001）を参照している。なお、上場企業についての補足的規定に関しても2004年に公表されたLeuz and Wüstemannの文献に示されたものにしたがっている。そのため、その後の証券関連法の改正を反映していない。証券関連法の改正に関しては日本証券経済研究所（2009）を参照されたい。

⑤ 「特別な資本市場セグメントにおける開示要求」

フランクフルト証券取引所の市場セグメントであるプライム・スタンダード (prime standard) への上場は、例えば、四半期報告、国際基準の適用および英語による開示が求められる (フランクフルト証券取引所規則第62, 63, 66条)。加えて、証券取引所は、私法の下に代替的または補足のディスクロージャー規則を規定する。かつてのノイア・マルクトに上場するためには、フランクフルト証券取引所は企業に対して、US-GAAPまたはIASによる財務諸表を作成し、四半期報告書を公表するよう要求していた。なお、第11章の参考資料②において、2009年の「ドイツ株式市場のセグメント別透明性要件」が示されている。

3 外部投資家が利用可能な情報システム

以上の会計およびディスクロージャーの基本規定および上場企業について、補足的情報規定についてまとめると外部投資家に利用可能な情報システムは、2つの特徴をもっている。

第1に、会社法レベルにおいて、情報の伝達は、異なる法律タイプの経済企業に関して高度に調和され、統合されている。それによって標準化された財務情報が投資家に提供されるのである。

第2に証券規制のレベルにおいて、多様な報告規定がある。それらは重要な相互依存関係を有するが、完全に統合されているというわけではない。これは、ドイツの外部投資家が利用可能な情報システムの欠陥とみることができる⁽³⁶⁾。

第6節 制度的分析 (3) — 私的情報システム

Leuz and Wüstemannの仮説によれば、内部システムにおける中心となる資金提供者は、これまで議論されたタイプの公的情報への依存度が低い。彼等は私的な情報伝達経路へのアクセスを有しているからである。以下では、ドイツのコーポレート・ガバナンスは、情報権 (informational rights) をどのように中心となる資金提供者に割り当て、経営のコントロールを認め、それを高めているかを検討してみよう。この情報権はいくつかの私的情報システムを作り、それらは所有とコントロールとの間の情報の非対称性を削減するのである⁽³⁷⁾。

1 追加的情報権と債権者

全ての株主に固有の権利に加えて、監査役会のメンバーである株主にのみに情報権が付与されている。監査役会の構成員資格は、企業の価値関連性のあるいかなる情報に対しても広範なアクセスを与えている。法律規定は、経営者にかかる情報を提供するよう明白に義務付けている。その報告義務は、例えば、財務および投資決定、人的資源管理、会社の収益性および会社の戦略の問題に及んでいる (株式法90条)⁽³⁸⁾。もう1つの資金調達のための重要な源泉としての債権者も重要な情報権を有している。主要

⁽³⁶⁾ Leuz and Wüstemann (2004), pp.463-464.

⁽³⁷⁾ *ibid.*, p.464.

⁽³⁸⁾ *ibid.*, p.464.

な債権者は、監査役会員となるのが通常である。債権者はドイツ銀行法によって、250,000ユーロを超える債権について、企業の見通しに関する詳細な非公的情報を得るよう資格が与えられるだけでなく、要求されているのである（銀行法（Gesetz über das Kreditwesen ; KWG）：第7章第18条）⁽³⁹⁾。最後に、ドイツのメインバンク（Hausbank）・システムは、その貸付関係によって、メインバンクが扱った全ての財務取引についての詳細なキャッシュ・フロー情報を確保する。その結果、銀行に、例えば企業の支払い習性（paying habits）から倒産リスクといった歴史的な情報について広範なデータベースを与えるのである⁽⁴⁰⁾。

2 監査報告書

ドイツのコーポレート・ガバナンスにおいて、非常に重要であるがよく知られてはいない私的情報経路に監査報告書がある。既述のようにドイツ商法典における監査報告書は、確認の付記とは区別されなければならない。確認の付記においては、監査人は主として企業の会計報告がドイツGAAPに合致しているかについて、簡潔に表明される。確認の付記は年度決算書の中で公表され公的ディスクロージャー・システムの一部である。

これに対して、監査報告書は、監査役会に提出されなければならないのである。監査報告書は、一般株主には利用可能ではなく、株主総会にあってさえも利用可能ではない。このことは、ドイツのコーポレート・ガバナンスに関する興味深い特徴である。監査報告書の導入の部分において、監査人は、企業の将来の見通しおよび特に企業の存続を脅かす要因に焦点を当てなければならない。主要な記載部分において、監査人は、企業の財政状態に重大な影響を有する貸借対照表上の全ての項目を記述し、分析しなければならない。さらに、監査人は、全ての重要な会計上の選択の結果を評価しなければならない。監査人はまた、経営者の裁量の範囲における会計上の選択に判断を下さなければならない。Leuz and Wüstemannによれば、DAX 30上場企業の監査報告書は数百ページのサイズを有している。また、関連する法的ルールの分析の中で、監査報告書は、公的に利用可能な年度決算書よりも、企業の財政状態および経営成績に関する非常に広い洞察をもたらすことも示している。例えば、企業の財政状態に関して会計上の選択の結果の分析を要求することは、公的ディスクロージャー規則の範囲を超えている。公表決算書の注記（附属説明書）において、かかる分析は、たとえ外部投資家にとって正当な関心事であったとしても、一般的には要求されていない。Leuz and Wüstemannは、最近の法律は、むしろこの傾向を強化していると主張している。伝統的なドイツのコーポレート・ガバナンスにおける私的情報伝達経路の相対的に高い安定性を示し、株主間において情報の非対称性が継続していることを示唆している⁽⁴¹⁾。

⁽³⁹⁾ *ibid.*, p.464.

⁽⁴⁰⁾ *ibid.*, p.464.

⁽⁴¹⁾ *ibid.*, pp.464-465.

最後にLeuz and Wüstemannは、最高裁判所の判決を手掛かりにして、ドイツ金融システムにおける内部者に特権的な情報とコントロール権を与える伝達経路の存在を示唆している⁽⁴²⁾。

3 私的情報システム

要約すると、制度的分析は、ドイツにおいては、中心的な契約当事者が情報の公的および私的源泉の両方から合理的に十分情報提供されていることを示唆している。事実、広範囲な公的ディスクロージャー規則により、外部システムにおいて投資家として少なくとも十分に情報提供されていると思われる。多数株主、主要な債権者などの支配的な内部者および監査役の監査報告書による監査役会に対する情報提供は上述のとおりであるが、これらは非公式な性格を有するものではなく、むしろ法的ルールにしたがうことは強調されなければならない。これは、情報の流れが法的に守られた利益として、強制力のあるものであることを意味する。しかしながら、私的情報体制の存在は、外部投資家の情報上の不利もまた意味しているのである⁽⁴³⁾。

第7節 実証的分析

Leuz and Wüstemannはドイツの実証的会計文献の簡潔なサーベイを提供している。特に次の観点について実証研究をレビューしている。すなわち、(1) 決算書、(2) 資本市場に対する決算書以外の財務開示、(3) 契約およびコーポレート・ガバナンスにおける会計の役割、(4) 利益経営およびエンフォースメントである。これらに関して6つの仮説をたてレビューを行った。その仮説およびその内容を示すと次のようになる⁽⁴⁴⁾。

⁽⁴²⁾ Leuz and Wüstemannの対象にした裁判の概略を示すと次のとおりである。

問題となった裁判の原告は、経営者が株主総会において、資産の帳簿価額と公正価値との差額に関する質問に回答しない権利を与えられていることについて異議を申し立てたのである。裁判所は、情報を得る権利は重要な株主権の構成要素であると指摘している。しかし、判決によれば経営者が情報の提供を拒絶する権利(株式法第131条)は、経営者の適正な自制であるとする。秘密積立金は起こり得る支払不能のリスクに対して防御し、またそれがなければ何の防御もない一般のリスクに対して会社を守る手段である。すなわち、裁判所の見地では、秘密積立金は会社の利益のためにあるといえるのである。秘密積立金について異議を申し立てられた開示に関して、それを行えば必要な予防措置の手段を大幅に困難にする。また、裁判所は秘密積立金の存在は、支配株主のためにあるのであり、分配よりも企業家的(entrepreneurial)観点の方がより重要であると指摘している。したがって、裁判所の判決は明白に多数株主と少数株主の間には一致しない利益が存在することを認めているのである。Leuz and Wüstemannによれば、制度的な取り決めは、主要な契約当事者の利益に合致しているという彼らの中心的な仮説に一致すると述べている (*ibid.*, p.464-465. The German Supreme Court from 20 September – 1 BvR 636/95 and 1 BuR 168/93.)。

⁽⁴³⁾ Leuz and Wüstemann (2004) , p.466.

⁽⁴⁴⁾ *ibid.*, pp.468-474.

図表 12-2 Leuz and Wüstemann (2004) の実証的分析の結果

| | |
|---|----------------------|
| 仮説 1 | 株価—利益の関係 |
| <p>内部者は、私的に伝達された情報を基礎に売買できるのであれば、株価は、かかる情報が会計数値に組み込まれ公的に開示されるずっと前に、この情報を反映するはずである。したがって、インサイダー取引と連動した私的情報の伝達は、会計数値とストック・リターンの同時関係（つまり、会計数値の価値関連性）を減らし、株価が会計数値をリードする間隔を長くするのである。</p> | |
| 仮説 2 | アナウンスメント・リターン |
| <p>内部者が既に会計数値に含まれている情報を所有し、それを利用して取引しているため、公的告知に対する株式市場の反応は弱い。この論理に基づけば、財務諸表の情報内容がドイツにおいては、たとえば米国に比べて少ないと予測される。</p> | |
| 仮説 3 | 透明性 |
| <p>中心となる契約当事者は、公的情報に依存しないことを所与とすると、ドイツ企業の財務ディスクロージャーのレベルと質は、独立第三者の投資家が重要な役割を有する他の諸国と比べて低くなると予測される。</p> | |
| 仮説 4 | 自発的ディスクロージャー |
| <p>典型的なドイツ企業は、所有の集中および私的な資金調達への強度の依存によって特徴付けられるけれども、伝統的な所有構造が弱い企業も存在する。このような企業はより独立第三者の資金調達を行うため、情報を公的に伝達するより強いインセンティブを持つ</p> | |
| 仮説 5 | 配当規制 |
| <p>制度的分析は、支払の決定（例えば配当、税）におけるドイツ会計の役割の重要性を強調している。特に、会計ルールが株主への配当を規制していることに向けられていることは、ドイツの債務契約に反映されているように思われる。</p> | |
| 仮説 6 | 利益マネジメントおよびエンフォースメント |
| <p>ドイツの制度的な環境における報告利益の役割を基礎にして、利益マネジメントはアウトサイダー経済よりも、ドイツにおいてより普及していると推測される。</p> | |

出所：本図表はLeuz and Wüstemann(2004)の所説に従い筆者が作成したものである。

Leuz and Wüstemannは多くの実証研究を分析しているが⁽⁴⁵⁾、要約すると、現存している実証的な文献は、彼らの仮説を広く支持していると結論付けている。しかし、さらにディスクロージャーおよび金融システム間の関連の理解を向上させるためには、明確にこれらの仮説を扱ったドイツ（あるいは他国の）会計およびディスクロージャー・システムに関するさらなる研究が必要であると述べている⁽⁴⁶⁾。

⁽⁴⁵⁾ Leuz and Wüstemann が示す実証研究の文献は Leuz and Wüstemann (2004) を参照されたい。なお、本稿はその分析結果にしたがっている。

⁽⁴⁶⁾ Leuz and Wüstemann (2004) , p.474.

第8節 小括

本章は、Leuz and Wüstemannの所説にしたがい、ドイツ金融システムにおける財務会計の役割を分析した。まず第1節において問題意識として、どちらかというところ「情報提供的ではない」として広く知られたドイツ会計の特徴付けを示した。第2節においてはドイツの会計システムの分析における制度的フレームワークを示した。第3節において、英国および米国のようないわゆる外部者システムにおける会計およびディスクロージャー・システムとの比較に留意して分析を始め、ドイツ金融システムの特質からドイツの会計システムは、いわゆる内部者システムである仮説を示した。そのため、第4節ではドイツ会計システムの制度的分析としてまず会計規制の目的を検討した。その上で、公的ディスクロージャーと私的情報経路の両方を含めるより広い視点から、第5節では外部投資家が利用可能な情報システム、続いて第6節では私的情報システムを概観した。公的情報に主に依存している外部投資家は、ドイツのシステムにおいては、アングロ - アメリカ経済においてほど十分に情報が与えられていないようである。しかし、ドイツ会計システムは、私的に情報を内部者、とりわけ監査役会に伝達するいくつかの取り組みを示している。これらの特徴により、中心的な契約当事者は、合理的に十分な情報伝達がなされているように思われる。したがって、ドイツ会計システムの情報提供度 (informativeness) は、システムのどの要素およびどの当事者が分析に含まれるかに依存していることが導かれた。第7節の既存の実証的会計研究は、これらの議論を一般に支持している。すなわち、ドイツ会計システムは、米国や英国のように独立第三者に向けられているのではない。公的開示のレベルはドイツにおいては低く、ドイツ企業の決算書は、英国や米国のそれよりも一般に情報を提供するものではないことを示唆している。特に、株価の会計数値への反応および結びつきは、情報の相当量は私的な経路を経由して伝達されるという考えに一致していることは注目される⁽⁴⁷⁾。

最後にLeuz and Wüstemannは次のような問題提起を示している。まず、IASのアドプションといったドイツおよびEUにおける最近の制度的改革である。これらの改革は、ドイツ会計システムおよびその私的情報経路と内部者ガバナンスへの依存をいまだ根本的に変えていないことをLeuz and Wüstemannは主張する。彼らは制度的フレームワークの諸要素間の補完性は、システムのいくつかの他の要素が同時に変化しなければ、変革が確固たるものになる見込みは少ないと述べている。外部者システムへのプロセスは発動され、ドイツの制度的フレームワークのいくつかの要素は改革されてきたが、外部者システムに不可欠であるが、大部分が変わらない多くの領域がいまだにドイツには存在するとしている。その代表例としてエンフォースメントが挙げられている⁽⁴⁸⁾。

⁽⁴⁷⁾ *ibid.*, p.475.

⁽⁴⁸⁾ *ibid.*, p.475.

次に、Leuz and Wüstemannは今や閉鎖されたフランクフルトのノイア・マルクトの経験に注目し、エンフォースメントの重要性を明らかにし、また外部投資家に対する高品質な情報を確保するためには、会計基準の変更では十分とはいえそうになかったことを説明しているとする⁽⁴⁹⁾。事実、例えば、Ball and Shivakumar (2002) , Ball *et al.* (2003) , Leuz (2003b) , Leuz *et al.* (2003) などの最近の研究は、会計の質が大部分は企業の報告インセンティブによって決定され、会計基準の質それ自体ではないという証拠を提供しているという⁽⁵⁰⁾。それによれば、会計基準は必然的に自由裁量を残し、かつこの自由裁量は、支配的内部者のインセンティブに依存して使用（または悪用）されるということである。この支配的内部者のインセンティブは言い換えると、コーポレート・ガバナンスおよび制度的要因によって形成されるのである。これらの発見事項は、会計およびディスクロージャー実務が向上しなければならないとすれば、会計基準の改革にあるのではなく、制度的フレームワークの変革によって企業の報告インセンティブを高めることにあり、それは特にコーポレート・ガバナンスにあるのである⁽⁵¹⁾。そこで次章では、かかる制度的フレームワークの中核に位置するドイツのコーポレート・ガバナンスをみていこう。

(49) その例の1つとしてエンフォースメントがある。これについては既に第2章で考察したが、ここでは Benston *et al.*に従い概要を示せば次のとおりである。2004年10月、ドイツ政府は、エンフォースメントに関する新たな法律すなわち貸借対照表統制法（BilKoG）を制定した。新法は民間の財務報告調査機関の設立を認め、当該機関が法務省による承認を確実に得るためにしたがわなくてはならない構成と手続きの一般ルールを定めている。エンフォースメントは、2005年中盤から開始された。エンフォースメントの第1ステップは、かかる民間調査機関が法律違反に関して上場企業の個別およびコンツェルン決算書を調査する。会社が協力的でなく調査過程において情報を提供しない場合には、第2ステップとして、連邦金融監督庁は当該ケースを引き継ぐのである。同庁は強力な介入権を有するのであり、いかなる誤謬も正すよう要求できる。また監督庁は調査の結果を公表する。さらに、関与した者達を裁判所に起訴することができる（Benston *et al.* (2006) , pp.127-128.および川村・石井 (2009) 190-191 頁を参照）。

(50) これに関しては次の文献が示されている（Leuz and Wüstemann (2004) , pp.475-476）。なお、本稿はその分析結果にしたがっている。

- Ball, R., and Shivakumar, L. 'Earnings Quality in U.K. Private Firms', Working Paper. University of Chicago and London Business School, 2002.
- Ball, R., Robin, A., and Wu, J. 'Incentives versus Standards: Properties of Accounting Income in Four East Asian Countries, and Implications for Acceptance of IAS', *Journal of Accounting and Economics*, December 2003, pp.235-70, 2003.
- Leuz, C. 'IAS versus U.S. GAAP: Information-Asymmetry-Based Evidence from Germany's New Market', *Journal of Accounting Research*, 41, pp.445-72, 2003.
- Leuz, C., Nanda, D., and Wysocki, P. 'Earnings Management and Investor Protection: An International Comparison', *Journal of Financial Economics*, 69, pp.505-27, 2003.

(51) Leuz and Wüstemann (2004) , pp.475-476.

第13章

ドイツのコーポレート・ガバナンスの特質

金融システムの主たる機能は、貯蓄者から投資者へと資金を導くことである。ただし、かかる機能は金融システムが資金の提供者に十分な保証 (assurance) を提供する場合にのみ果たされる。それが機能すれば、資金提供者は約束された報酬を得ることができるのである。かかる保証が契約のみによって与えられるのではないとすれば、潜在的な資金提供者は経営上の決定を監視し、場合によってはそれに影響を及ぼそうとする。資金提供者は少なくとも、特定の者または何らかのメカニズムが資金提供者のために企業の活動とそのマネジメントを監視し、影響を及ぼす役割を担うよう願うはずである。以上のことは、株式による資金提供のケースについては明らかである。株主はコーポレート・ガバナンスの適切な機能に純粋に関心を寄せるのである。したがって、コーポレート・ガバナンスは、金融システムの主要な部分であると考えられる。しかし、ドイツにおいてコーポレート・ガバナンスは、投資家保護以上のことを対象にする。つまり、他のステークホルダーも考慮されるのである。

本章はドイツにおけるコーポレート・ガバナンスに関して、前掲のKrahn and Schmidt (2004) の著書中のSchmidt⁽¹⁾の所説およびSchmidt and Tyrell⁽²⁾の所説に依拠しながら、金融システムとの関係からその特質を検討する。ドイツ監査制度の基盤構造を明らかにすることを最終的な目標とする⁽³⁾。

第1節 ドイツのコーポレート・ガバナンスの特質

ステークホルダーは企業に自己の資源を投資するのであり、その投資に対し後に適切なリターンを受け取ることを期待する。しかしこの期待は、各企業の決定に依存しているのであり、Schmidtは完全な偶発的契約 (contingent contract) において、かかるリターンを予測し規定するのは非常に困難であるとする。このような状況においては、資金の貸し手、特に長期の貸し手は、コーポレート・ガバナンスにおいて特定の役割を担おうとするグループとなるはずである。また、高度な技術と企業に

⁽¹⁾ Schmidt, Reinhard H. and Tyrell, Marcell (2004) : What constitutes a Financial System in General and the German Financial System in Particular?

⁽²⁾ Schmidt, Reinhard H. (2004) : Corporate Governance in Germany: An Economic Perspective.

⁽³⁾ Schmidtは、コーポレート・ガバナンスの概念を次のように定義している。すなわち、コーポレート・ガバナンスは、(大) 企業において中心となる決定の方法を形成する機構および取り決めの全範囲を意味する。コーポレート・ガバナンスは、最高レベルの意思決定権が企業に配置される方法を考慮した法的規制および取り決めを含んでいる。コーポレート・ガバナンスはまた、会社法の他の側面、製品市場、資本および労働市場、そして最後に企業の公式な組織構造およびかかる構造と共に存在しかつ機能する非公式な組織的な取り決めの両方を対象にしている。

また、「システム」という用語については、次のように定義している。すなわち、コーポレート・ガバナンスおよび金融システムを議論する場合、「システム」という用語を限定して用いるのである。すなわち、システムとは、単に諸要素の集合とその関係というだけでなく、様々な要素間あるいは少なくとも主たる要素間に補完性があり、かつできる限り一貫性もあるものである。「補完性」は、あるシステムの要素の間の諸関係の特質を示す。一方、「一貫性」は補完的な諸要素が所与の目的または評価機能 (evaluation function) を最大化することによって特定の価値を獲得する全体のシステムの特質を示す (Schmidt (2004), pp.388-389)。

特有な知識を有する従業員ももう1つのグループと考えられる。ここで注目すべきは、ドイツのコーポレート・ガバナンスシステムが、大規模企業のガバナンスにこのような貸し手と従業員を統合することは可能であり、必要であるという考えを基礎に置いていることである。この点はアングロサクソン諸国とは異なるのであり、これまでドイツのコーポレート・ガバナンスが変則的であるように見える理由の1つであるとされてきた⁽⁴⁾。同時に、ドイツのコーポレート・ガバナンスの独自性は、これまでドイツ経済の強さの1つであると考えられたのである。だが、現在では、かかる独自性がいわばより一層の負担として理解される傾向にもある⁽⁵⁾。

ともかく、このようなドイツのコーポレート・ガバナンスは、1920年代までさかのぼる法的伝統によって形成されてきたのであり、企業は株主の利益のためだけに行動するのではなく、他の利害を有する多くの者のために役立たなければならないとみなされているのである。Schmidtによれば、この観点は今日では時代遅れのように思われるが、これまでもその痕跡を残してきているのである⁽⁶⁾。

1 体系的アプローチによるコーポレート・ガバナンスの視点

ドイツの大規模企業においてコーポレート・ガバナンスを特徴付けようとする場合、次の3つの問題に解答しなければならない⁽⁷⁾。

- ・会社の重要な決定に対して、どのステークホルダー・グループが影響を及ぼすことができるか。
- ・経営陣に影響を与えコントロールするために、ステークホルダーはいかなる「手段」をもっているか。またどのように使えば有効か。換言すれば、個々のステークホルダー・グループはどのような「メカニズム」をつうじてコーポレート・ガバナンスに関与できるのか。
- ・この2つの基礎的要素、つまり一方では役割であり、また他方ではかかる役割を果たすための一連の手段とメカニズムは、どのように、またどの程度互いに適合し合うか。それらは「補完的」でありかつ「一貫性」があるか。それらは、上記で定義した意味での現実の「システム」たるものであるか。以下では、これらの3つの視点から、ドイツのコーポレート・ガバナンスの特質をみていこう。

2 監査役会とステークホルダー・グループ

コーポレート・ガバナンスの分析の出発点は、ドイツの株式会社における法的構造、特に役割の分割 (division of roles) である。株式法は、取締役会に相当な権限を与えている。株式法第76条第1項によれば、取締役は自己の責任の下に会社を経営しなければならないことが規定されている。この

⁽⁴⁾ *ibid.*, pp.386-387.

⁽⁵⁾ *ibid.*, pp.386-387. Schmidtによれば、ドイツのコーポレート・ガバナンスの発展を促した2つの要因は、欧州統合とグローバル化である。また、金融システムについての資本市場をベースにしたアングロ・サクソンモデル、およびコーポレート・ガバナンスについての外部者コントロールモデルにできるだけ近いものが良いシステムであるとしばしば論じられている。この10数年のドイツのコーポレート・ガバナンス・システムにおける展開は、前章で述べた内部者コントロールシステムおよびステークホルダー指向システムと呼ばれるドイツの一般的構造からアングロ・サクソンモデルへとシフトしていると仮定することができるが、これは立証されるべき課題であると述べている (*ibid.*, p.387)。

⁽⁶⁾ Schmidt and Tyrell (2004), pp.50-51.

⁽⁷⁾ Schmidt (2004), p.391.

規定の解釈は、大規模企業がいかに経営されるべきかの問題であるが、Schmidtによれば多くの会社法の研究者により、株主の利益だけでなく、より広い層の利益が考慮され決定されると解釈されている。すなわち、一般に経営者は企業の利益のために行動すると表現されているのである⁽⁸⁾。

取締役会の重要な役割を補完するものとして、ドイツにおいてコーポレート・ガバナンスの権限は監査役に与えられている。監査役会は経営陣に対して特別な指示を与える正式な権限を有してはいない。しかし、経営陣は監査役に定期的に報告するよう求められ、また特定の重要な決定に関して監査役会の承認を求めなければならない。また、監査役会の主要な機能の1つは取締役の選任および解任にある。取締役の報酬の決定も主要な機能である。このことだけに注目しても、取締役会はその意思決定において監査役会およびその構成メンバーの考えを正当に考慮すると仮定することができる。したがって、監査役会の構成は極めて重要となるのは明らかである。監査役会は、それを構成するステークホルダー・グループが最高経営陣と共に（逆に釣合いおもりとなって）どの程度活発（active）に活動できるか、つまりいかなる権限を有することができるかを決定できるのである⁽⁹⁾。

この場合、Schmidtによれば3つのステークホルダー・グループが注目される。第1のグループは株主によって構成される。このグループの中では、大量保有株主とその他の株主、つまり「分散した（dispersed）」株主とに区別することが重要である。ほとんど全てのドイツ企業は単独、またはごく少数の株主に所有されている。すなわち他の企業、裕福な一族または銀行および保険会社である。これまでの株式所有の集中についての研究によれば、1990年代中盤において、ドイツにおける全上場企業の3分の2は、単独の大量株式保有者により所有されており、かかる株主は25%を超える出資をしている。25%の株式数は大量株式保有者に重要な決定を拒否する権限を付与している。これはドイツにおいて、多くの中心的な決定には会社定款の変更を要求しており、換言すれば、かかる定款変更は株主総会における投票で75%を超える同意を求めているのである⁽¹⁰⁾。大量株式保有の第2の大きなグループは、裕福な一族であり、企業の創業者であることが多い。金融機関は3番目に位置する。特に巨大商業銀行および少数の大規模保険コングロマリットは、様々な産業に属する会社へ大規模な持分参加のポートフォリオを有していた⁽¹¹⁾。

ここで、従業員が2,000人以上の資本会社を想定しよう。このような企業は、強制的に共同決定にしたがうことに留意しなければならない。このシステムによれば、監査役会は2つのほぼ力の等しいメンバーのグループによって構成されることになる。すなわち、一方で、株主総会で選出された者であり、少なくとも正式に株主を代表するとみなすことができる。他方で、従業員代表のグループである。しかし、現実はより複雑である。たとえば、多くの場合、実際の株主の代わりに寄託議決権を行使することによって、投票の大多数は銀行によって投じられているという状況がある。なお、章末の参考資料①において、1986年の資料であるが、金融機関の代理行使比率が示されている。また参考資料②によって、1992年に関する銀行の議決権のシェアが示されている。一方、労働サイドを代表する

⁽⁸⁾ *ibid.*, p.393.

⁽⁹⁾ *ibid.*, p.393.

⁽¹⁰⁾ *ibid.*, p.394.

⁽¹¹⁾ 巨大商業銀行は、ドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行、およびヒポ・フェラインス銀行が示されている。また大規模保険コングロマリットはアリアンツおよびミュンヘン再保険が示されている（*ibid.*, p.394）。

監査役会構成員のほとんどは労働組合に関係している⁽¹²⁾。

ところで、Schmidtは銀行のガバナンスの役割および影響力を行使する潜在能力に注目している。それは4つの源泉から出ている。第1は貸付けである。フローで測定すると、銀行貸付は1990年代においてドイツのビジネスに対する長期の外部資金調達の約80%を構成していた。ドイツの銀行が影響力を行使する第2の源泉は、上述のように銀行が伝統的に自己の顧客に代わって寄託議決権を行使してきたという事実がある。第3に銀行(および保険会社)は自ら関係する企業の株式を保有している。そして第4に、銀行は企業の監査役構成員となる。大銀行の寄託議決権により、また互いを相互に助けあうという銀行の伝統により、多くの監査役会構成員の地位を占め、特に銀行によって議長の地位が保持されている⁽¹³⁾。章末の参考資料③において、1986年の資料であるが、3大銀行の監査役会ポスト数と比率が示されている。

以上のように、権限があり、影響力のあるステークホルダーとして、3つのグループが存在する。すなわち、大量株式保有者、従業員や労働組合代表者、および銀行である。これらのグループは監査役会に出席し、そこで活発な役割を担うことになる。さらには、各企業の前任最高経営者は多くの監査役会構成員の席を占めている。このグループは、間接的に現在の経営陣を代表すると考えることができる。Schmidtによればこの3つから4つのグループは、大規模なドイツ企業においていわば「統治連合 (governing coalition) 」といったものを構成する⁽¹⁴⁾。かかる統治連合は、概して同じ長期目的をもっている。その目的は株主価値最大化から成るのではなく、むしろ安定成長を確保することにある。すなわち、銀行は貸付けを確実に回収するよう望む。従業員および労働組合代表は社員の雇用維持と昇進の機会といった人的資本の保証を望んでいる。大量株式保有者としての一族は、その名声と一族の関与が永続するよう望む。他企業の最高経営者はドイツ経済全体の安定した体制を望み、前任経営者は自己の後任経営者および人生の重要な部分をささげた企業を守ろうとするのである。Schmidtによれば、法律の研究者がいう「企業の利益 (interest of the enterprise) 」とは、統治連合を構成するグループの共通の利益を意味するのである⁽¹⁵⁾。

なお、前章でみたように、ステークホルダーの主たる活動的なグループは、一般投資家が常に自由に使える情報よりも詳細な情報を基に行動することができる。監査役の地位は特権的かつ価値ある情報の重要な源泉なのである。

⁽¹²⁾ *ibid.*, p.395. その結果、株主総会によって選出された監査役会の大部分は、自己の資金を投資し、株価が適正であり、配当は支払われるであろうと願うだけで当該会社とは何の関係もない個人や企業の真の代表とはいえないのである (Schmidt and Tyrell (2004) , p.51)。

⁽¹³⁾ Schmidt (2004) , p.395.

⁽¹⁴⁾ *ibid.*, pp.395-396.

⁽¹⁵⁾ *ibid.*, p.395. 監査役会の構成員は、一方で企業の最善の利益のために行動する義務を負い、他方で彼等の支援者の利益を促進するための義務を負う。つまり、二重の義務を負っている。したがって、共通の利益および相違するあるいは対立する利害の混合が業務において存在する。この状態は、監査役会がどのように取締役会に影響を及ぼし、監視するかという重要な問題を提起する。しかし、Schmidtによれば、監視とコントロールは、統治連合を形成しているグループが、一般に同じ長期目的をもっているという事実によって容易に可能であるとする。かかる目的は株主価値最大化から成るのではなく、むしろ安定性と成長、つまり安定成長を確保することにある (*ibid.*, pp.395-396)。

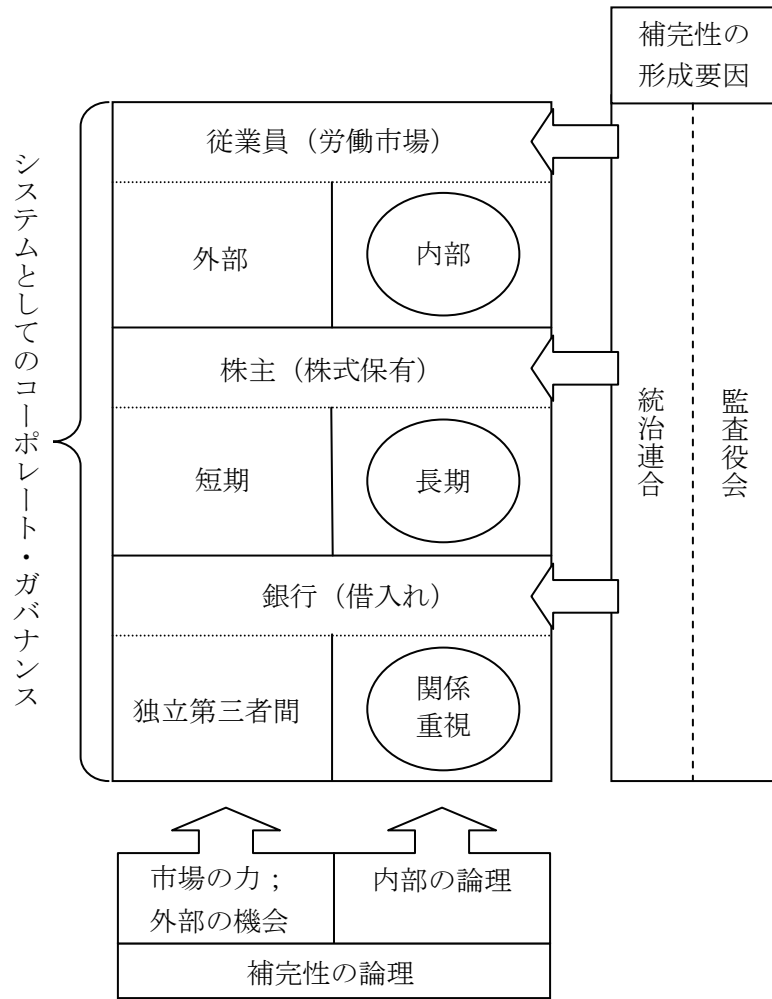
3 システムとしてのドイツコーポレート・ガバナンス

Schmidtは上述のドイツコーポレート・ガバナンスについて、1990年代の中盤から後半のものとして、またなお現在のものとして、その基本的な特質をみることができるとしている。かかる基本的な特質を、「システム」としてのドイツコーポレート・ガバナンスとして、改めて6点に要約している⁽¹⁶⁾。ここまでの議論を要約するものとして示しておこう。

- ① ドイツコーポレート・ガバナンスは一方的な株主指向とは対照的にステークホルダー指向を基礎に置いている。それは外部者コントロールシステムとは対照的な内部者コントロールシステムである。その機能は公的情報とは対照的に内部、非公的情報によって果たされる。後述のように、かかるシステムの特徴は補完的であり一貫している。
- ② ドイツの大規模公開会社のコーポレート・ガバナンスへの積極的な参加は、取締役会および監査役会の権限および影響力の配分からもたらされる。いくつかの影響力のあるグループが存在し、それらは協働のフォーラムとしての監査役会を利用する。これは原則として法的（共同決定法）に強制されるドイツの株式会社の制度的デザインといえる。
- ③ 上記の2つの特徴はこのシステムをステークホルダー指向にし、経営陣が「企業の利益」に奉仕するよう全力を傾けなければならないという法規範に対応している。
- ④ ステークホルダー・グループは監査役会をつうじて影響力を行使することができる。また彼等は一般投資家に提供するには詳細すぎる情報を基礎にこれを行うのである。
- ⑤ この一般的ルールの下では、長期の貸付けを行う銀行および従業員は「統治連合」の一部であることでは一致している。強制的な共同決定という特徴および伝統的な「銀行の権力 (power of banks)」はこのシステムの論理に矛盾しないことを示している。
- ⑥ ドイツのコーポレート・ガバナンスシステムは、ドイツ金融システムの一般的な特徴にも一致している。

⁽¹⁶⁾ *ibid.*, p.397.

図表 13-1 コーポレート・ガバナンスの補完性の論理構造



出所：本図はSchmidt (2004)の記述の内容により筆者が作成したものである。

Schmidtはこれらの基本的特徴から、ドイツのコーポレート・ガバナンスシステムの「内部の論理 (inner logic)」を垣間見ると述べている。すなわち、市場の力および外部の機会ではなくて、内部メカニズムまたは「発言(voice)」が、活発なステークホルダーの各グループを導き、守るのである。そのため、各グループは、自己の利益の実現のためにガバナンスに活動的になるのである⁽¹⁷⁾。

たとえば、株主の最も重要なグループとして大量株式保有者は、流動性よりもコントロールを愛好するように思われる。中心的な従業員および企業に特有な人的資本を有するスタッフにとっては、内部労働市場が外部労働市場よりも重要である。また敵対的關係および忠誠心が重要な役割とはならない関係よりも、協力的な労働関係および共同決定によるシステムに優位性が存在するのである⁽¹⁸⁾。

以上の関係を体系的アプローチの補完性の概念によって検討してみよう。補完性の概念は、他のグループの選択は各グループにとって最善なものであることを示唆している。たとえば、従業員についてみると、重要な株主は流動性よりもコントロールを選び、また銀行は独立第三者間貸付けよ

(17) *ibid.*, pp.397-398.

(18) *ibid.*, p.398.

りも長期貸付け関係に従事する。この事実は、従業員が内部昇進および低い財務インセンティブを信頼し、共同決定体制においてパートナーとして行動し、および企業に特有の人的資本に投資することを容易にかつ魅力的にするのである。次に株主に注目してみよう。銀行および中心となる従業員が会社との長期の関係をサポートする意欲があれば、株主が長期の観点を探って、初めから大量保有株主になろうとするインセンティブを作り出すことを容易にし、より魅力的にする。銀行の観点からは、長期の貸付けは、株主構成が安定しておりかつ従業員が忠実である状況、すなわちリスクが少ない状況が、銀行にはより魅力的なのである⁽¹⁹⁾。

これに対して、仮に多くの重要な株主が流動性を選好し、銀行は独立第三者間貸付けを選ぶとしたら、従業員にとっては、内部労働市場よりも外部労働市場を信頼し、また貸金交渉において敵対的な方法で臨みかつ共同決定体制に類似したことに関与させられる状況は避けるはずである。これは英国および米国の例が明らかに示している。従業員および株主の関与が低ければ、独立第三者により貸付けが銀行によってはより好ましいだろう。すなわち、株主構成が不安定であり、株主はより短期指向であれば、従業員と貸し手としての銀行はより関係指向ではなくなると考えられるのである⁽²⁰⁾。以上の補完性の論理構造を示したのが図表13-1である。

4 統治連合の特質

以上のように、大株主によるコントロール、銀行による関係貸付けおよび共同決定によって支えられた内部労働市場は、一貫したまとまりを形成し、特権的な情報に基づく内部的コントロールのメカニズムに対応している。コーポレート・ガバナンスの伝統的なドイツのシステムは、よくデザインされた制度的取り決め、つまり補完的要素の一貫したシステムといったものであるように思われる。この一貫性の論理を示したのが図表13-2である。

しかし、活発なステークホルダーにより構成される統治連合の中で相反する利害も存在する。特定の利益を追求し、対立の水準を最小化するため、共通の利益が優先することを保証するためにはいかなるメカニズムが設置されているか。この点についてSchmidtによりその概略を示すと次のとおりである。

- ・統治連合は一般に等しい長期的目的を有するグループによって構成されている。現在まで、配当と株価の上昇のみに関心を有する典型的な少数株主と独立機関投資家は、大企業の監査役会にどちらとも参加しておらず、参加したとしても何ら影響力を有しない⁽²¹⁾。
- ・個々のグループが自己の特定の利益を追求する場合に、他者の損失は限定的である。これに関してSchmidtは、次の事実を示している。すなわち、ドイツにおける貸金交渉は共同決定から厳格に分離されている。配当は慎重性の原則の下に、会計基準の下で決定された会計利益に制限されている。特定の大銀行は、伝統的にメインバンクである企業の財政危機の事態に支援する役割を担うと、少

⁽¹⁹⁾ *ibid.*, p.398.

⁽²⁰⁾ *ibid.*, p.398.

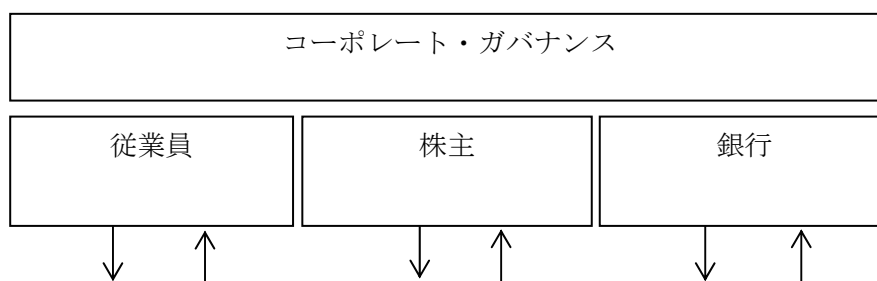
⁽²¹⁾ *ibid.*, p.399

なくとも過去において期待されたことである⁽²²⁾。

- ・グループおよび個人においてもみられるように、「統治連合」のメンバーは、1つの会社の監査役会だけでなく、他の大企業の監査役会構成員である可能性がある。かかる反復的かつ多面的なメンバーの相互作用は、経営陣を監視し、共通の任務による結束感と共同責任を生み出す。その結果、長期にわたり利益のバランスが保たれるのである⁽²³⁾。
- ・監査役会における対立の余地は存在するため、短期的には勢力の均衡は連合の中のあるグループから他のグループへシフトする場合がある。その結果、中・長期戦略に関する監査役会内の優先傾向が変化する。ドイツのシステムは、監査役会が取締役会の経営意思決定に正式に介入することを否定することによってかかる問題に注意を払っているのである⁽²⁴⁾。

図表 13-2 コーポレート・ガバナンスの一貫性の論理

一貫性＝安定成長



出所：本図は Schmidt (2004) の記述の内容により筆者が作成したものである。

⁽²²⁾ *ibid.*, p.399

⁽²³⁾ *ibid.*, p.399

⁽²⁴⁾ *ibid.*, p.400. 公的な買収市場に関して、Schmidt によれば、もしかかる市場が存在し、十分に機能するとすれば、株式公開買付けを基礎にした会社支配のための市場は、経営陣に株主価値最大化のための経営を行うよう強いプレッシャーをかける。また買収市場は、経営陣が他のステークホルダー・グループとの間で暗黙の取り決めに尊重することを防ごうとする。既にみたように、かかる取り決めはシステム全体の中心となる要素である。さらにこれは、敵対的買収が成功の後、新しい所有者によって、大部分の暗黙の契約を破棄されることにより、ステークホルダーの立場にある銀行および従業員が危険にさらされることを意味している。銀行と従業員が買収の脅威についてこのような結果になりうると予想したとすれば、自らを危険にさらすような関係になろうとはおそらくしないはずである (*ibid.*, p.400)。

第2節 ドイツ金融システムとコーポレート・ガバナンスとの関係

1 金融システムとの関係

前節で説明したように、伝統的なドイツのコーポレート・ガバナンスは「少数」株主には好ましくなく、そのため、国際的な基準によれば好ましくないように見える。この評価は、かかる株主が何らコーポレート・ガバナンスの役割を担っていないという意味においては明らかに正しいといえよう。Schmidtによれば、2000年初頭まで、ドイツにおいて投資家保護は確かに弱く、ドイツのコーポレート・ガバナンス全体の分析は、株主の利益が少なくとも支配的であることを保証するメカニズムが存在しないことを示唆している。ドイツのコーポレート・ガバナンスの特徴は内的論理、つまりステークホルダー指向および制限された利益指向というシステムにあるとすれば、株主により強力な役割を与えることとは両立しないのである。このことから一般にドイツのコーポレート・ガバナンスシステムの特徴であり弱点として理解される公的な買収市場が完備されてこなかったことは、このシステムの基本構造に一致する⁽²⁵⁾。

しかし、むしろこのシステムは、前述の金融システムの特徴と適合するという事実が最も重要である。これまでみてきたように、銀行は外部資金調達の大半を提供し、かつ多くの銀行貸付けは長期である。このタイプの金融は、銀行を相当なリスクにさらすが、コーポレート・ガバナンスシステムにおける銀行の強力な地位は、貸主としての役割において自らを極めて効果的に守るように思われる。したがって、銀行は外部金融を強化し、促進するのである。同様のことは労働者代表にもあてはまる。企業に特有の人的資本を形成し、企業に比較的高い忠誠を示す従業員の意欲は、従業員を特定の危険にさらす場合もあり、彼等の保護を必要とする。ドイツのコーポレート・ガバナンスシステムは、安定的で長期の雇用に関する労働者の利益を守り、その結果、従業員が自らを雇用者のパートナーであると考えられるようにし、行動するよう促しているのである。それは、ドイツのコーポレート・ガバナンスシステムに伴う特徴、すなわち共同決定、監査役会構成員による統治連合の構成、および単に株主の利益だけでなくより広い利益のために尽くす法的義務がある取締役会の役割によって可能となるのである⁽²⁶⁾。

以上のように、資金調達のパターンおよび人的資本の形成という観点からみると、ドイツのコーポレート・ガバナンスは金融システムと相互に補完的であることが確認できる。

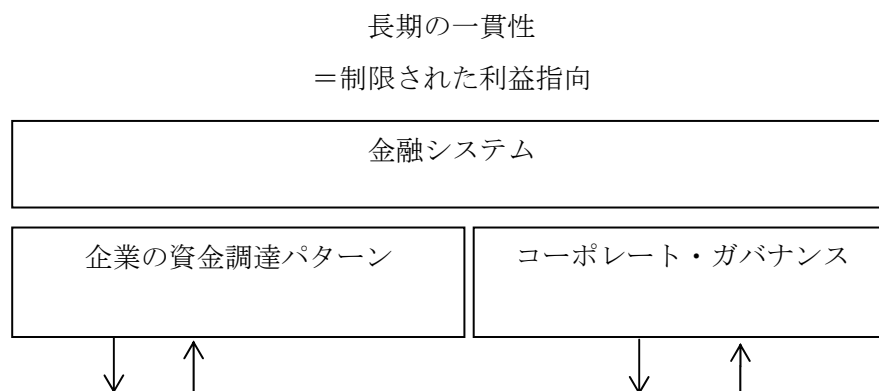
⁽²⁵⁾ *ibid.*, pp.400-401.

⁽²⁶⁾ Schmidt and Tyrell (2004), p.55.

2 金融システムにおける一貫性の一視点

それでは、体系的なアプローチから、金融システムとコーポレート・ガバナンスの一貫性はどのように捉えられるであろうか。ここで、ドイツの企業における制限された利益指向に注目しよう。これは、銀行を含むドイツ企業が利益指向ではないことを意味するのではない。しかし、Schmidtは、厳格な利益最大化はドイツにおいては支配的ではないことを容易に仮定することができるという。ドイツの巨大企業のケースにおいて、制限された利益指向は、ガバナンス構造の当然の結果であり、利益最大化よりも安定した成長の達成に主に関心のあるステークホルダー・グループの強力な役割から導き出されるのである。純粋な利益指向に対する適度な制限は、相対的に高いレベルの債務による資金調達に適合し、また一般に高度なレベルの人的資本と特に企業に特有な人的資本を要求する洗練された技術にドイツの企業はむしろ焦点を置くことにも適合している。長期の債務による資金および専門化され、それゆえに奪われ易い人的資本を得るために、かかる資源の提供者を確保する方法を必要とする。その場合、提供者の利益はある程度保護される必要がある。したがって、資金調達パターン（および人的資本資源についても）とガバナンス構造は少なくとも長期にわたって互いに十分調整されてきたのである。コーポレート・ガバナンスと金融システムの主要な要素は、相互の補完性だけでなく、長期の一貫性もあるという主張が確認されたとみてよいだろう⁽²⁷⁾。かかる一貫性の論理を示したのが図表13-3である。一貫性はガバナンス構造の観点から導出されることは注目すべきである。

図表 13-3 コーポレート・ガバナンスと金融システムの一貫性



出所：本図は Schmidt (2004) の記述の内容により筆者が作成したものである。

⁽²⁷⁾ *ibid.*, p.56.

第3節 小括

Schmidtによれば、伝統的なドイツのコーポレート・ガバナンスは、次のようなシステムの強さを全て備え、一貫した内部者コントロールシステムであるといわれてきた。すなわち、経営陣が計画および戦略において長期のパースペクティブをもつことを可能にする。また、不完備かつ暗黙的な契約（incomplete and implicit contract）に応じる必要から、システムは優れた柔軟性を発揮し、関係特有な投資を引き受けようとするより強力なインセンティブを生み出す。関係特有な投資には企業特有な人的資本投資が含まれる。以上のインセンティブは、市場ベースおよび純粋な株指向の外部者コントロールシステムよりも強力である。これまで述べてきたように、かかるシステムの中心的な存在は、監査役会である⁽²⁸⁾。まさにこの点に、ドイツにおける決算監査制度の基礎となる特質をみることができると思われる。

本章では、金融システムとの相互作用の観点から、コーポレート・ガバナンスの構造の特質を明らかにした。ドイツのコーポレート・ガバナンスは一方的な株指向とは対照的にステークホルダー指向を基礎に置く内部者コントロールシステムである。大規模公開会社では、いくつかの重要なグループが存在し、監査役会をつうじて影響力を行使するのである。またそれは、第12章で検討したように、一般投資家には提供されない極めて詳細な情報によって行われる。この点はドイツの株式会社の制度的デザインである。銀行および従業員といった主要なステークホルダーは、いわゆる「統治連合」を構成する。その背景には、ドイツ独自の共同決定および金融セクターにおける伝統的な銀行の中心的な役割がある。すなわち、ドイツのコーポレート・ガバナンスは、第11章で述べたドイツ金融システムの特質に一致しているのである。

⁽²⁸⁾ Schmidt (2004), p.401.

Schmidtは、これまで述べてきたドイツのシステムにもその弱点があることは疑う余地がないとしている。まず、このシステムの中心的存在である監査役会が本来ならば機能すべきであるように機能していないと批判されることである。この問題は、ドイツのコーポレート・ガバナンス・システムの強化のため1990年代後半における取り組みの主題となったのである。また、内部者コントロールシステムは非公式に契約することに大きく依存しているが、かかるシステムの中心となる問題点は、透明性の欠如と非競争的効果である。それは株式市場の意図的な無視を導き、権力の不正利用の機会を増す。より重要なのは、現実的にかかるシステムは、全ての改革に対立的であるという危険性が存在することである。その危険性は、システムの基本的な構造を変えることなくその機能を向上させるための改革についてもいえるのである (Schmidt (2004), pp.401-402)。

<参考資料①>

金融機関の寄託議決権

金融機関の寄託議決権代理行使比率(1986年)

日本証券経済研究所(1992)は委託議決権代理行使について、次のように説明している。

- ・株式会社第135条で「金融機関は、書面で代理権が授与されている場合に限り、自己に所属しない無記名株式のための議決権を行使し、または行使せしめることを許される」と規定されている。
- ・ドイツの多くの株式は、無記名株式を銀行を通じて売買しそれを銀行に寄託しているで、寄託株式についての議決権の代理行使を通常銀行に委任することが多いからである。
- ・株主総会の通知を受けた銀行は、無記名株を寄託している株主にその旨を通知し、同時に議決権代理行使についての承認を求める。そして、株主総会前に議事日程にある議案と銀行自身の提案を通知し指示を求める。株主が銀行に指示を与えないと、銀行は最長15カ月にわたって自己の提案に従って議決権を行使することができるのである。

(日本証券経済研究所(1992), 116頁。)

金融機関の寄託議決権代理行使比率(1986年)

| 順位 | 付加価値生産上位100社 | 株主総会 参加議決 権比率 | 寄託株式議決権行使比率 | | | | |
|----|----------------|---------------------|-------------|-------------|------------|-----------|-----------|
| | | | ドイツ 銀行 | ドレスナー 銀行 | コメルツ 銀行 | 3大銀行 計 | 全金融 機関 |
| 1 | ジーメンス | 60.64 | 17.64 | 10.74 | 4.14 | 32.52 | 79.83 |
| 2 | ダイムラー・ベンツ | 81.02 | 41.8 | 18.78 | 1.07 | 61.66 | 69.34 |
| 3 | フォルクスワーゲン | 50.13 | 2.94 | 3.70 | 1.33 | 7.98 | 19.53 |
| 5 | バイエル | 53.18 | 30.82 | 16.91 | 6.77 | 54.50 | 95.78 |
| 6 | BASF | 55.40 | 28.07 | 17.43 | 6.18 | 51.68 | 96.64 |
| 7 | ヘキスト | 57.73 | 14.97 | 16.92 | 31.6 | 63.48 | 98.34 |
| 9 | VEBA | 50.24 | 19.99 | 23.08 | 5.85 | 47.92 | 98.18 |
| 11 | ティッセン | 68.48 | 9.24 | 11.45 | 11.93 | 32.62 | 53.11 |
| 12 | ドイツ銀行 | 55.10 | 47.18 | 9.15 | 4.40 | 60.36 | 97.23 |
| 13 | マンネスマン | 50.63 | 20.49 | 20.33 | 9.71 | 50.53 | 95.40 |
| 18 | グーテンホフヌングスヒュッテ | 64.10 | 6.97 | 9.48 | 13.72 | 30.17 | 52.85 |
| 21 | ドレスナー銀行 | 56.79 | 13.39 | 47.08 | 3.57 | 64.04 | 98.16 |
| 27 | アリアンツ・ホールディング | 66.20 | 9.91 | 11.14 | 2.35 | 23.41 | 60.08 |
| 28 | カールシュタット | 77.60 | 37.03 | 8.81 | 33.02 | 78.86 | 87.27 |
| 29 | ヘッシュ | 45.39 | 15.31 | 15.63 | 16.73 | 47.67 | 92.39 |
| 34 | コメルツ銀行 | 50.50 | 16.30 | 9.92 | 34.58 | 60.81 | 96.77 |
| 35 | カウホーフ | 66.70 | 6.29 | 13.33 | 37.18 | 56.80 | 98.45 |
| 36 | クレックナー・ヴェルケ | 69.13 | 17.30 | 3.78 | 3.55 | 24.63 | 53.00 |
| 37 | KHD | 72.40 | 44.24 | 3.82 | 1.50 | 49.54 | 85.29 |
| 41 | メタルゲゼルシャフト | 90.55 | 16.24 | 48.85 | 0.35 | 65.62 | 75.95 |

順位は独占委員会の主要報告1984/1985年に掲載された付加価値生産額上位100社の順位

出所：日本証券経済研究所(1992), 117頁。

<参考資料②>

株主総会における銀行の議決権シェア（1992年）

| 会社名 | 自己保有 | 関連の投資基金 | 寄託議決権 | 計 |
|----------------------|-------|---------|-------|-------|
| 1 Siemens | | 9.87 | 85.61 | 95.48 |
| 2 Volkswagen | | 8.89 | 35.16 | 44.05 |
| 3 Hoechst | | 10.74 | 87.72 | 98.46 |
| 4 BASF | 0.09 | 13.61 | 81.01 | 94.71 |
| 5 Bayer | | 11.23 | 80.09 | 91.32 |
| 6 Thyssen | 6.77 | 3.62 | 34.98 | 45.37 |
| 7 VEBA | | 12.62 | 78.23 | 90.85 |
| 8 Mannesmann | | 7.76 | 90.35 | 98.11 |
| 9 Deutsche Bank | | 12.41 | 82.32 | 94.73 |
| 10 MAN | 8.67 | 12.69 | 26.84 | 48.20 |
| 11 Dresdner Bank | | 7.72 | 83.54 | 91.26 |
| 12 Preussag | 40.65 | 15.84 | 54.30 | 99.46 |
| 13 Commerz Bank | | 7.43 | 81.71 | 97.55 |
| 14 VIAG | 10.92 | 11.54 | 30.75 | 49.10 |
| 15 Bayr. Vereinsbank | | 8.65 | 73.15 | 84.69 |
| 16 Degussa | 13.65 | 15.80 | 38.35 | 60.05 |
| 17 AGIV | 61.19 | 10.69 | 22.10 | 99.09 |
| 18 Bayr. Hypo | 0.05 | 14.68 | 81.38 | 92.12 |
| 19 Linde | 33.29 | 11.27 | 51.10 | 99.07 |
| 20 Deutsche Babcock | 3.22 | 19.71 | 76.09 | 90.58 |
| 21 Schering | | 3.37 | 74.79 | 94.50 |
| 22 KHD | 59.56 | 4.43 | 35.03 | 97.96 |
| 23 Bremer Vulkan | | 4.62 | 57.10 | 61.53 |
| 24 Strabag | 74.45 | 3.62 | 21.21 | 99.28 |
| 平均 | 13.02 | 10.11 | 60.95 | 84.09 |

出所：海道（2005），128頁。

株主総会における銀行の議決権シェアについて海道（2005）は次のように述べている。

「銀行全体で株主総会において、どの程度議決権を占めるかについてみると（銀行の自己保有の議決権と寄託議決権の両方を含む）、24社中20社で過半数を超えており、18社におい定款の変更等重要事項の決定に必要な4分の3以上の議決権を占めている。平均すると銀行の議決権は、行使された議決権の84%を占めており、とくに90%以上が分散所有の9社（Siemens, BASF, Bayerなど）においては、銀行の議決権は平均94%を占めている。このことは、高度に分散所有の企業においては、銀行の寄託議決権の行使が大きな意義を持つことを示している。」

（海道（2005），127-128頁。）

<参考資料③>

非金融系 27 社における 3 大銀行の監査役会ポスト

| 銀行 | 監査役会メンバーの 出身母体 | | 計 | 全監査役 会ポスト に占める 割合 (%) |
|---------------|-------------------|--------------|-----|--------------------------------|
| | 取締役会 | 監査役会, 顧問団 | | |
| Deutsche Bank | 25 | 61 | 86 | 33.6 |
| Dresdner Bank | 13 | 28 | 41 | 16.0 |
| Commerzbank | 12 | 10 | 22 | 8.6 |
| 計 | 50 | 99 | 149 | 58.2 |

出所：海道（2005），127 頁。

海道（2005）は、上の図表において、銀行が非金融系の 27 社の監査役会にどの程度、役員を派遣しているかについての分析を示し、次のように述べている。

- 「・1986 年時点でこの 27 社の資本側代表監査役の数は、256 ポストである。このうち 69 ポスト (27%) は銀行の現役、あるいは元取締役によって占められており、またそのうちの約 4 分の 3 の 50 ポストは、3 大銀行の現役、あるいは元取締役によって占められている。
- ・さらに、銀行の監査役会や顧問団のメンバーが、27 社において 99 の監査役ポストを占めており、したがって 3 大銀行だけで合計 149 の監査役ポストを占めている。これは全監査役ポストの約 4 分の 3 であり、Deutsche Bank AG だけで 86 ポストと全体の 3 分の 1 を占めている。」

(海道（2005），126-127 頁。)

第V部

決算監査人の支援機能の進化—問題指向的監査報告書の展開—

第14章

2001年TransPuGによる改正商法典第321条の規定内容

本章は、2001年に改正された商法典第321条について、法律の理由書およびコメントールに基づいて、規定内容を概説するものである。その目的は、より進化した決算監査人の支援機能を明確にすることにある。

すでに述べたようにKonTraGにより監査および監査報告書に極めて高い要求が課されている。ドイツの立法者は、さらに問題指向的監査報告書を強く求めたのである。KonTraG成立後から監査は、より問題指向的に構想されなければならなかったのである。その目的は、監査役会がその監査機能およびコントロール機能を果たす際に、とりわけ決算監査人をこれまでよりはるかに多く監査役会の重要な協力者にするににあった⁽¹⁾。関連する法的規制の発効の後すでに3年が経ち、立法者は2002年透明化・開示法 (TransPuG)⁽²⁾により決算監査および監査報告書の対象と範囲に関するいくつかの諸規定に適切に焦点を合わせなければならない状況となった。立法者はその際必要に迫られて、政府委員会 (Regierungskommission) の「コーポレート・ガバナンス」の表明にも助けを求めたのである。商法典の第321条の改正された表現形式は、2001年12月31日後に始まる事業年度になって適用された。

第1節 TransPuG 理由書の各論による商法典第321条の概要

ここではTransPuG 理由書の各論「第14番 (商法典第321条) について」(以下、各論と略称する。) にしたがってみていこう。

まず各論は商法典第321条の改正によって、1998年4月27日付のKonTraGにより定められた方向性、すなわち監査結果の監査報告書におけるしかるべき記述と評価をより問題指向的に具体化するための方向はあくまでも続行されるべきであるとする⁽³⁾。しかし、政府委員会の「コーポレート・ガバナンス」において、これに対応する商法典第321条の改正は確かに議論されたが、具体的な勧告には至ることはなかった。各論は、政府委員会の見解では、とりわけ年度決算書の項目を分類し説明する決算監査人の義務は、より重要性指向に行うことができるのか、確かではなかった点を指摘する。そのためかかる関心事項について、今後はとりわけ第2項第4文の新たな定式化によって顧慮されることになったのである⁽⁴⁾。

⁽¹⁾ Gross /Möller (2004) ,S.317.

⁽²⁾ 2002年7月に発効の Transparenz-und Publi-zitätsgesetz (透明化・開示法) (正式名称, Gesetz zur weiteren Reform des Aktien-und Bilanzrechts, zu Transparenz und Publizität) の略称である。

⁽³⁾ Gesetzentwurf der Bundesregierung (2002) ,S.71.

⁽⁴⁾ Ebd.,S.71.

以下、各論に従って2001年TransPuGによる改正商法典第321条の全体的な特徴点をみていこう。まず、商法典第321条の全文を示す⁽⁵⁾。

第321条 監査報告書

(1) ¹決算監査人は、監査の方法および範囲につきならびに結果につき、書面により、かつ要求された明瞭性をもって報告しなければならない。

²この報告書において、あらかじめ法定代表者による企業またはコンツェルンの状態の判断に対して意見の表明がなされなければならない。その際とりわけ、状況報告書を考慮したうえで、また、コンツェルンの親企業のコンツェルン決算書の監査に際しては、コンツェルンの親企業のコンツェルン状況報告書を考慮したうえで、企業の存続能力および将来の発展動向の判断にまで立ち入らなければならない。ただし、監査される書類および状況報告書またはコンツェルン状況報告書が、そのような判断を可能にする場合に限る。

³さらに、決算監査人は、監査の実施の際に、確定された虚偽または法律規定への違反、ならびに監査される企業またはコンツェルンの存続を危うくするかもしくはその発展を著しく阻害し得るか、あるいは法定代表者または被用者による法律、会社約款または定款に対する重大な違反を認識せしめる諸事実を報告しなければならない。

(2) ¹監査報告書の主要部において、帳簿記帳およびその他の監査済書類、年度決算書、状況報告書、コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が、法律規定およびこれを補完する会社約款または定款の定めと合致しているかにつき、確認しなければならない。

²また、かかる枠組においてまた、確認の付記の限定または拒絶に至らなかった異議についても報告しなければならない。ただし、それが業務執行および監査される企業の監視にとって重要である場合に限る。

³さらにまた、決算書は全体として、正規の簿記の諸原則または他の重要な会計報告の諸原則を考慮して、資本金会社またはコンツェルンの財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかにつき、立ち入らなければならない。

⁴そのうえ、重要な評価基礎、ならびに貸借対照表計上方法と評価方法および判断の余地の活用ならびに事実関係形成措置を含む評価基礎の変更が全体として、財産状態、財務状態および収益状態の記述にいかなる影響をもつかについても、立ち入らなければならない。

⁵それに加えて、年度決算書およびコンツェルン決算書の項目は分類され、かつ十分に説明されなければならない。ただし、かかる記載が附属説明書において含まれていない場合に限る。

⁶法定代表者は、要求された説明および証明を提出したかにつき、記述されなければならない。

(3) ¹監査報告書の特別の段落において、監査の対象、方法および範囲が説明されなければならない。

²その際、適用された会計報告および監査の諸原則にも立ち入らなければならない。

(4) ¹監査の枠内において、商法典第317条第4項による判断が下されているときは、その結果が監査報告の特別な部分において記述されなければならない。

⁽⁵⁾ KonTraG による改正後の商法典第 321 条の規定の訳出にあたり、鈴木 (2000)、141-143 頁を参照した。なお、2004 年「貸借対照表法改革法」(BilReg) により、商法典第 321 条の後に、第 321a 条が加わった。これは「特別な場合における監査報告書の公示」に関する規定であり、本章では取り扱わなかった。第 321a 条については千葉 (2005) を参照されたい。

²内部監査システムを改善するための措置が必要であるかにつき、立ち入らなければならない。

(5) ¹決算監査人は、この報告書に署名しかつこれを法定代表者に提出しなければならない。²監査役会が委任書を交付しているのであれば、報告書はそこに提出されなければならない。取締役には報告書の送付の前に、意見を表明する機会が与えられなければならない。

各論によれば、まず第1に、第1項第3文の新表現を通して、KonTraGによって導入された「消極的説明 (Negativerklärung)」から決算監査人にとって有利な「積極的説明 (Positiverklärung)」に変わったことが注目される。各論によれば、監査人は今後もはや、監査の過程で虚偽または法律違反ないしは存続を危うくするか、または企業の発展を著しく阻害する諸事実を確認「したか否か」について報告しなくてもよい。むしろ監査人は、今後ともつぱら当該確認事項を積極的に報告しなければならないのである⁽⁶⁾。監査内容の制限といったものはこれには結びついていない。従来規制の拡大において、監査人は今後は、法定代表者または従業員の法律、会社約款または定款に対する違反を「表示する (darstellen)」諸事実について報告するのではなく、むしろ当該違反を「認識せしめる (erkennen lassen)」諸事実についてはこの段階で既に報告しなければならないのである。各論によれば、法的な包含 (Subsumtion) については今後はもはやこれまで程度には必要とされないのである⁽⁷⁾。

第2項第1文において、かつて求められた帳簿記帳およびその他の監査済書類、とりわけ年度決算書が法律規定に合致しているかについての「記述 (Darstellen)」は対応する「確認 (Feststellung)」によって代わられた。それゆえ、年度決算書の重要性が乏しく、問題のない部分の記述をなしで済ませることができる⁽⁸⁾。これに対して、第2文においては今後、結果として確認の付記の限定または拒絶に至らなかった異議に関する報告が明確に要求されることは注目される。その場合、業務執行および監査される企業の監視にとって重要である場合に限られる。それによって、より多くの問題指向的な記述のための余地が与えられなければならないのである⁽⁹⁾。

各論によれば、新たな第4文によって監査報告書の言明能力と問題指向性の著しい向上が達成されなければならない。これまで要求された年度決算書の項目の分類と説明 (Aufgliederung und Erläuterung) は代替されるのである。そして新たに、重要な評価基礎、および利用可能な計上および評価の裁量の余地の有効活用が今後は取り上げられなければならない。そのため各論は次のように述べている。すなわち、「決算監査人はとりわけ悪化した経済的発展動向の場合に実施された減額記入 (Abschreibung) または減額記入の中止について、それが重要性が乏しくない限りは、説明しなければならない」⁽¹⁰⁾と。その際、取締役により基礎付けられた収益見込みの相応性 (Angemessenheit) が考慮されなければならない。同様に各論は、上記の点につきさらに指摘する。すなわち、監査報告

⁽⁶⁾ Ebd., S. 71-72.

⁽⁷⁾ Ebd., S. 72.

⁽⁸⁾ Ebd., S. 72.

⁽⁹⁾ Ebd., S. 72.

⁽¹⁰⁾ Ebd., S. 72. なお注の 41 も参照されたい。

書において、(引当金の)利用の蓋然性の判断が変更されることによって、引当金が広い範囲で取り崩された場合には報告しなければならない。また場合によっては、セール・アンド・リースバック取引のような事実関係形成措置は、記述され説明されなければならないのである⁽¹¹⁾。そこで、以上の点を次節では、コメントールに従ってより詳しくみていこう。

第2節 Baumbach/Hoptのコメントールによる商法典第321条の概説

本節においては、上述の各論をふまえて、上記の法文の中でも特に注目すべきものを順番に抽出し、その内容を主としてBaumbach/Hoptのコメントールに示された所説に依拠しつつ検討する。またそれに続く第3節において、IDW 監査基準第450号「決算監査における正規の報告の諸原則」⁽¹²⁾に従い監査報告書の実務状況を考察する。

さてBaumbach/Hoptは、法文とその内容を示す特徴点を次のように対応させて示している。

- ・ 第1項第1文および第2文 (決算監査人の報告義務)
- ・ 第1項第3文 (説明義務および警告義務)
- ・ 第2項 (監査報告書の主要部分)
- ・ 第3項 (監査の対象、種類および範囲に関する特有な報告部分)
- ・ 第4項 (相場が付された資本会社における監視システムの監査に関する特別な報告部分)
- ・ 第5項 (署名および提出)

本章の検討においてもこれに従うが、この中でも特に「決算監査人の報告義務」、「説明義務および警告義務」、「監査報告書の主要部分」および「相場が付された資本会社に関する監視システムの監査に関する特有な報告部分」を中心に考察する。なお、以下ではまず対象となる法文を明示する。次に対応する解釈を提示する。さらに検討の対象となる文言には波線を付している。

1 決算監査人の報告義務

(1) ¹決算監査人は、監査の方法および範囲につきならびに結果につき、書面により、かつ要求された明瞭性をもって報告しなければならない。

第1項第1文は決算監査人の報告義務について規定している。まず、監査の方法および範囲ならびに結果について文書による報告、すなわち監査報告書を要求している。その場合、新条項においてとりわけ明瞭性が言及されている。Baumbach/Hoptによれば、明瞭性には専門知識を有さない監査役会のために、理解可能性 (Verständlichkeit) も意味されているという。監査報告書の理解可能性とは、他の文書なしに理解可能であり、また監査報告書の受け手の基礎的理解力のみが前提に置かれているのである⁽¹³⁾。なお、未解決の問題は決算監査人により監査役会の会計会議において明らかにされな

(11) Ebd., S. 72.

(12) 本基準の原語は次のとおりである。Grundsätze ordnungsmäßiger Berichterstattung bei Abschlussprüfungen.

(13) Baumbach/Hopt (2006), S. 1122.

ればならない⁽¹⁴⁾。また、IDW PS 450は、第8項以下において「監査報告書の作成に関する一般原則」を示し、明瞭性の他に監査報告書作成に関する真実性、理解可能性等を規定している。

²この報告書において、あらかじめ法定代表者による企業またはコンツェルンの状態の判断に対して意見の表明がなされなければならない、その際とりわけ、状況報告書を考慮したうえで、また、コンツェルンの親企業のコンツェルン決算書の監査に際しては、コンツェルンの親企業のコンツェルン状況報告書を考慮したうえで、企業の存続能力および将来の発展動向の判断にまで立ち入らなければならない。ただし、監査される書類および状況報告書またはコンツェルン状況報告書が、そのような判断を可能にする場合に限る。

第1項第2文においても決算監査人の報告義務について規定している。監査報告書は、前もって取締役の企業またはコンツェルンの状態の判断（商法典第289条第1項）に対して意見を表明しなければならないことが規定されている。これは先行報告⁽¹⁵⁾または冒頭報告⁽¹⁶⁾といわれる。その場合、監査済書類および状況報告書により可能となる限り、とりわけ企業の存続および将来の発展動向に立ち入らなければならない。決算監査人は、取締役自身の判断のみを調べ、評価し、場合によっては疑問視すべきである。ただし、決算監査人はそれに代えて予測といったものを行うのではない⁽¹⁷⁾。なお、IDW PS 450は第28項から第34項において上述の「法定代表者の状況判断」に関する決算監査人の対応を具体的に規定している。

2 決算監査人の説明義務および警告義務

³さらに、決算監査人は、監査の実施の際に、確定された虚偽または法律規定への違反、ならびに監査される企業またはコンツェルンの存続を危うくするかもしれないか、あるいはその発展を著しく阻害し得るか、あるいは法定代表者または被用者による法律、会社約款または定款に対する重大な違反を認識せしめる諸事実を報告しなければならない。

第1項第3文は、1998年のKonTraGによる規定を前提にして、2002年のTransPuG⁽¹⁸⁾による改正が行われている。Baumbach/Hoptによれば、ここには本来の監査委任契約を超える決算監査人の特別な説明義務および警告義務を含んでいる⁽¹⁹⁾。以下ではBaumbach/Hoptにしたがって次の5つの観点から、本条文を検討してみよう。

(1) 説明報告義務 (Redepflicht) および警告義務 (Warnpflicht)

第1項第3文によれば、決算監査人は監査の実施の際に確認された虚偽または法律規定に対する違反、ならびに次の諸事実を報告しなければならない。すなわち、それは監査される企業またはコンツェルンにとって存続を脅かし、またはその発展を著しく損い得る事実であり、あるいは法律、会社約款ま

⁽¹⁴⁾ 株式法第171条第1項第2文、有限会社法第42a条 (Baumbach/Hopt (2006), S. 1122.)

⁽¹⁵⁾ Vorweg-Berichterstattung (Baumbach/Hopt (2006), S. 1122.)

⁽¹⁶⁾ Vorangestellte Berichterstattung (IDW PS 450, Tz. 26.)。なお、この決算監査人の報告については、商法典289条第1項により資本会社の取締役は、状況報告書において「将来の発展のリスク」(Risiken der künftigen Entwicklung)を明確に報告しなければならないことが前提となっている。

⁽¹⁷⁾ Baumbach/Hopt (2006), S. 1122.

⁽¹⁸⁾ Ebd., S. 1122.

⁽¹⁹⁾ Ebd., S. 1122.

たは定款に対する重大な違反を認知せしめる事実である。旧法（1998年）では監査人により重大な事項が確認されたかどうかに関する報告であった。Baumbach/Hoptもこれを旧法による消極的説明（Negativerklärung）という⁽²⁰⁾。改正法（2002年）の第1項第3文によれば、監査人はかかる事実をむしろ積極的に報告しなければならないのである。また前述のようにこの報告義務は、重大な違反を実際に「表す」事実についてはじめて果たされるのではなく、かかる違反を「認識せしめる」事実に関して既に行われる報告義務である⁽²¹⁾。

以上のように1998年のKonTraGの規定よりさらに進んで2002年TransPuGによる改正された第1項第3文は、確認された事実を積極的に報告するため、この報告義務はより深化した説明報告義務といえることができる。また早期に報告する義務であることから警告義務といえることができる。Baumbach/Hoptは、第1条第3文は、法定の早期警告システムの一部であると位置づけている⁽²²⁾。

(2) 「法律規定に対する違反」

第1項第3文中における「法律規定」とは、年度決算書または状況報告書の作成に適用される第317条第1項第2文の意味での「会計報告の諸原則（Rechnungslegungsgrundsätzen）」と理解される⁽²³⁾。正規の簿記の諸原則（GoB）はここに入れられるべきである。「法律規定への違反」とは、この会計報告の諸原則に対する矛盾ならびに不正による定義および処理の矛盾をいう⁽²⁴⁾。詳細はIDW PS 450 第45項から第47項に規定されている。

(3) 「諸事実」

これは法文に従って次の3つに分けることができる。

- ①「監査される企業またはコンツェルンの存続を危うくし得る事実」であり、適切な対抗策に結びつけられていない場合である。例として切迫した支払不能がある⁽²⁵⁾。
- ②「企業またはコンツェルンの発展を著しく阻害し得る事実」である。つまり、阻害し始めた場合または具体的な危険にさらされている場合ではなく、これらの阻害および危険が重大な結果を招く可能性がある場合である。これについてBaumbach/Hoptは次のように例示している。まず重大な損失、大口顧客の喪失、銀行融資の撤退、深刻な訴訟である。さらに重要な保護権（Schutzrechte）およびライセンスの危機が迫っている場合、市場の喪失、必要な投資、研究・開発の中断が差し迫っている場合である。さらに他企業への依存が差し迫っている場合である⁽²⁶⁾。
- ③「法令、会社約款および定款に対する法定代表者または被用者による重大な違反を表わす事実」である。ここでの重大な違反とは、(2)で述べた「会計報告の諸原則」に対する違反ではなく、むしろ

⁽²⁰⁾ Ebd., S. 1122.

⁽²¹⁾ Ebd., S. 1122.

⁽²²⁾ Ebd., S. 1123. なお、彼らは説明報告および警告義務について、決算監査人は機関の立場（Organstellung）といった理由ではなく、資本会社に更に付加された防御を目的とする外部のコントロール機関（außenstehende Kontrollinstanz）としてかかる義務を負うとの見解を示している（Baumbach/Hopt (2006), S. 1122.）。

⁽²³⁾ なお、会計報告の諸原則については IDW PS 201 に詳述されている。また、小松（2012）、16頁以下を参照されたい。

⁽²⁴⁾ Baumbach/Hopt (2006), S. 1123.

⁽²⁵⁾ Ebd., S. 1123.

⁽²⁶⁾ Ebd., S. 1123.

る商法，会社法，労働法，税法，社会保険法といった他の法律規定に対する違反である。Baumbach/Hoptは次のように例示している⁽²⁷⁾。まず違法配当，インサイダー取引，賄賂の受け取り，横領である。また商法典第317条の決算監査の範囲外におけるその他の違反には例えば次のものがある。税法，不正競争防止法（UWG）⁽²⁸⁾および競争制限禁止法（GWB）⁽²⁹⁾違反，前年度の決算に関する公表義務の違反である。会社約款または定款に対する違反には，職務規定に含まれている「事前の承認の条件（Zustimmungsvorbehalten）」を無視することが含まれる⁽³⁰⁾。決算監査人は，何ら自主的な調査義務はないが違反に関する認識を隠してはならないのである⁽³¹⁾。

(4) 「監査の実施の際に」

第1項第3文は「監査の実施の際に」という言葉を用いている。ここでの監査は法律によって定められた決算監査を意味している。決算監査人はその際に得られた認識のみを活用しなければならない。説明報告義務および警告義務は，監査人の自己の監査任務の枠内であることが前提であり，特別な監査を行ってはならないことを意味している⁽³²⁾。しかし，Baumbach/Hoptによれば，監査役会への支援という監査の目的に注目すれば，監査人が自己の任務遂行の範囲外であるが，職業上の活動の際に得た認識は，説明報告義務および警告義務に分類されるとする⁽³³⁾。この点について職業団体によるIDW PS 450第38項はBaumbach/Hoptの見解とは異なる表現で次のように説明している。

「報告義務は，決算監査の正規の実施の際に，決算監査人が確認した諸事実に限定される。しかし，監査の正規の実施の際に，監査の重点および集中度を変えることができる。とりわけ憂慮すべき経済的諸関係を伴う企業の場合および内部統制システムに確認された欠陥がある場合であり，監査の深化なしには認識されなかったであろう諸事実を確認することができる。それについては，報告されなければならない。

場合によっては法律上の守秘義務の対象にならない別の方法で，決算監査人が知るところとなった諸事実は，監査報告書に含めなければならない。」

(5) 特別報告

決算監査人はすでに会社の機関が虚偽または違反ならびに諸事実を認識している場合であっても，第1項第3文による報告をしなければならない。また，特殊なケースにおいては，監査役会議長または有限会社の企業経営者に前もって特別報告（部分報告）が必要となる⁽³⁴⁾。その結果は後の監査報告書に採り入れられなければならない。この「監査報告書の一体の原則（Grundsatz der Berichtseinheit）」⁽³⁵⁾は，IDW PS 450 第41項および第17項に詳述されている。

⁽²⁷⁾ Ebd.,S.1123.

⁽²⁸⁾ Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb の略称である。

⁽²⁹⁾ Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen の略称である。

⁽³⁰⁾ Baumbach/Hopt (2006), S. 1123.

⁽³¹⁾ Ebd.,S.1123.

⁽³²⁾ Ebd.,S.1124.

⁽³³⁾ Ebd.,S.1124.

⁽³⁴⁾ Ebd.,S.1124.

⁽³⁵⁾ Ebd.,S.1124.

3 監査報告書の主要部分

第2項は「監査報告書の主要部分」に関する記述である。これは、2002年TransPuGによる新たな表現であり、第2項第3文、第4文は2004年「貸借対照表法改革法」(BilReg)による表現である⁽³⁶⁾。

(2) ¹監査報告書の主要部において、帳簿記帳およびその他の監査済書類、年度決算書、状況報告書、コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が、法律規定およびこれを補完する会社約款または定款の定め合致しているかにつき、確認しなければならない。

²また、かかる枠組においてまた、確認の付記の限定または拒絶に至らなかった異議についても報告しなければならない。ただし、それが業務執行および監査される企業の監視にとって重要である場合に限る。

監査報告書の主要部分において、監査対象が法律規定およびこれを補完する会社約款または定款の定め合致しているかを確認しなければならないことが規定されている。その場合の監査対象とは、帳簿記帳およびその他の監査済書類、年度決算書、状況報告書、コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書である。第2項第1文の枠内において、確認の付記の限定または拒絶に至らなかった異議についても、それが業務執行または監査される企業の監視にとって重要である限り、報告されなければならない⁽³⁷⁾。

³さらにまた、決算書は全体として、正規の簿記の諸原則または他の重要な会計報告の諸原則を考慮して、資本会社またはコンツェルンの財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかにつき、立ち入らなければならない。

監査報告書は、決算書が全体として正規の簿記の諸原則またはその他の重要な会計報告の諸原則⁽³⁸⁾を遵守した上で、商法典第264条第2項により要求されている資本会社またはコンツェルンの「真実かつ公正な写像」⁽³⁹⁾を伝達しているかについて取り上げなければならない。この意味で、監査報告書は問題指向的 (problemorientiert) ⁽⁴⁰⁾でなければならない。

⁴そのうえ、重要な評価基礎、ならびに貸借対照表計上方法と評価方法および判断の余地の活用ならびに事実関係形成措置を含む評価基礎の変更が全体として、財産状態、財務状態および収益状態の記述にいかなる影響をもつかについても、立ち入らなければならない。

加えて重大な「評価基礎」も取り上げなければならない。すなわち、貸借対照表上の計上選択権および評価選択権の行使ならびに判断の余地および「事実関係形成措置」の活用を含んだ「評価基礎の

⁽³⁶⁾ Ebd., S.1124.

⁽³⁷⁾ Ebd., S.1124.

⁽³⁸⁾ 「その他の重要な会計報告の諸原則」とは、国際財務報告基準 (IFRS) を指している (商法典第 315a 条から第 325 条第 2a 項)。

⁽³⁹⁾ 「真実かつ公正な写像」 (a true and fair view) は法文中では「実質的諸関係に合致する写像」と表現されている。

⁽⁴⁰⁾ この表現は「確認の付記」の規定にみられる表現である (商法典第 321 条第 2 項第 1 文)。

変更」が財産状態、財務状態および収益状態の描写にどのような影響を有するかについてである⁽⁴¹⁾。既にこれまでも（KonTraGの前の旧法（1986年）において）財産状態、財務状態および収益状態の不利な変化（商法典第264条第2項第1文）は取り上げられていたが、改正された第2項第4文はきわめて具体的であり、前進した規定となった。「評価基礎」、 「評価基礎の変更」 および「事実関係形成措置」に関しては、IDW PS 450において詳細に規定されている（第78項から第96項）。

4 取引所の相場が付された資本会社に関する監視システムの監査に関する報告部分

（4）¹監査の枠内において、商法典第317条第4項による判断が下されているときは、その結果が監査報告の特別な部分において記述されなければならない。

²内部監査システムを改善するための措置が必要であるかにつき、立ち入らなければならない。

取引所の相場が付された株式会社の場合、監査報告書は、株式会社の監視システム（株式法第91条第2項）の監査の結果に関する特別な報告部分を含まなければならない。監査報告書は、内部監視システムがその任務を果たしているかどうか、または改善されなければならないかおよびいかなる措置がそのために必要かについて意見を表明しなければならない。虚偽が生じる源泉（Fehlerquellen）およびかかるシステムの弱点を認識している場合には、決算監査人の監査役会のための中心的で重要な支援となると考えられる⁽⁴²⁾。改善が必要な場合には、弱点は指摘されなければならない。しかし、固有の具体的な改善提案は決算監査人の目的ではない。詳細はIDW PS 450第106項から第107項に規定されている。

第3節 小括

さて、以上が商法典第321条で示された監査報告書の規定とその概要である。本章は、監査役会に向けられた内部用の監査報告書を考察の対象として、商法典第321条を示し、その内容を概説した。以上の考察を監査役会への支援という観点から、中心となる用語を付し、再度要点を示すと次のとおりである。

- 理解可能性：監査報告書の理解可能性とは、他の文書なしに理解可能であり、また監査報告書の受け手、特に監査役会構成員の基礎的理解力のみが前提に置かれていることを意味している。さらに未解決の問題は決算監査人により監査役会の会計会議において明らかにされなければならない。
- 冒頭報告：決算監査人は監査報告書の冒頭で取締役の企業またはコンツェルンの状態の判断に対して意見を表明しなければならない。その場合、とりわけ企業の存続および将来の発展動向に立ち入らなければならない。
- 説明報告および警告義務：決算監査人は監査の実施の際に確認された虚偽または法律規定に対する

⁽⁴¹⁾ たとえば、決算監査人は、とりわけ経済的発展の悪化に際して行われた重大な減額（*Avschreibung*）についても詳述しなければならない。その際、取締役によって基礎に置かれた収益見込みの適切性が考慮されなければならない。また、引当金が多額に取り崩され、それが引当金の使用の見込みの判断が変更されたことに基づいている場合、決算監査人はそれを記述しなければならないのである（Baumbach/Hopt (2006), S. 1125.）。

⁽⁴²⁾ Ebd.,S.1125.

違反、ならびに監査される企業またはコンツェルンにとって存続を脅かし、またはその発展を著しく損い得る事実、あるいは法律、会社約款または定款に対する重大な違反を認知せしめる事実を確認しなければならない。注目すべきは、監査人はかかる事実を積極的に報告しなければならないことである。またこの報告義務は、重大な違反を認知せしめる事実に関して既に行われる報告義務である。

—特別報告：緊急を要する場合、あるいは特別な場合には、監査役会議長または有限会社の企業経営者に前もって特別報告（部分報告）が行われる。

—問題指向的報告：監査報告書は、問題指向的でなければならない。これは、決算書が全体として正規の簿記の諸原則またはその他の重要な会計報告の諸原則を遵守した上で、資本会社またはコンツェルンの「真実かつ公正な写像」を伝達しているかについて取り上げなければならないことを意味している。

—評価基礎の報告：取締役による重大な評価基礎およびその変更が取り上げられなければならない。とりわけ、評価基礎の変更が財産状態、財務状態および収益状態の描写にどのような影響を有するか、報告されなければならないのである。

—監視システムの監査報告：取引所の相場が付された株式会社の場合、監査報告書は、監視システムの監査の結果に関する報告がなされる。決算監査人がかかるシステムの弱点を認識している場合には、決算監査人の監査役会のための中心的で重要な支援となる。

既述のように、決算監査人の監査報告書に関する規定に対応してIDWは、IDW PS 450「決算監査における正規の報告の諸原則」を公表し、実務的な対応を図っている。すなわち、決算監査人の監査報告書への記載事項が詳細に規定されているのである。

次章では、商法典第321条を当該基準に従って、監査実務の観点から考察する。

第15章

監査基準にみる監査報告書の実務状況

—IDW PS 450による記載事項の分析—

ドイツにおける決算監査の重要な特質の一つに、決算監査人の長文式の監査報告書による監査役会への監査結果の報告がある。この報告は、第IV部における金融システムとの関係による考察によれば、ドイツの会計制度の特質として、会計システムが私的に情報を内部者、特にコーポレート・ガバナンスの中核に位置する監査役会に伝達する主要な取り組みと位置づけることができる。その目的は監査役会の取締役の監督への支援にある。本章は、かかる機能の内容を、監査基準の規定内容を分析することによって、監査実務の観点から具体的に解明することを目的とする。このような観点の中心にあるのは問題指向的監査報告である。これは監査役会員が、取締役の行った措置を自ら評価できるようにし、自己の監査活動および監督活動を方向付けるべき指摘を与えることに目的がある。決算監査人は企業の状況、不正、会計報告の正規性、年度決算書の総合的言明およびリスク早期認識システム等の観点から確認し、問題指向的に報告するのである。KonTraGを起点とする監査制度の改正により、決算監査人による監査役会支援機能の問題指向性が進化したと考えられるのである。

第1節 IDW PS 450にみる決算監査人の支援機能

IDWは監査報告書に関して強化された法的要求を「IDW監査基準：決算監査における正規の報告の諸原則（以下、IDW PS 450と略称する。）」の改正版によってこたえたのである。すでに2002年11月4日に、IDWの中央専門委員会（HFA）により、これに関する改正IDW監査基準の草案が議決された。その後、IDW PS 450はHFAにより、2003年9月29日に成立したのである。

ところで決算監査人の支援機能はIDW PS 450においてもその第1項において、序文として明記されている。すなわち、

「監査報告書において、決算監査人は、とりわけ監督に責任がある企業の機関のために、監査の対象、方法および範囲ならびに監査における発見事項および結果について要約する。その場合、監査報告書は、重要な監査上の確認事項および結果の文書化を通して、企業の監視を支援する任務がある。」

本序文において職業団体の見解として、監査報告書の目的が、決算監査人の監査役会支援機能であることが表明されていることは改めて注目される。そこで本章は、決算監査人の監査役会支援機能の内容を監査報告書の記載内容として具体化しているIDW PS 450を考察の対象に据える。本基準は、前述のように監査報告書について定めた商法典第321条の内容に従って構成されている。登記社団ドイツ経済監査士協会（IDWと略称される。）はこの監査基準において、経済監査士が決算監査人として、

自己責任の下で実施した決算監査について報告をする際に従うべき職業上の見解を詳述しているの
である。つまり、IDW PS 450は商法典第321条の監査実務指針たる性格を有しているのである。

以下では、監査報告書の作成の一般原則および記載内容を検討することによって、決算監査人の監
査役会への支援機能の具体的な内容を提示しその特質を析出する。

第2節 監査報告書の作成に関する一般原則

IDW PS 450は第8項から第18項において、監査報告書の作成に関する一般原則を示している。こ
こではそれらを5つの観点に分け、順にみていこう。なお、以下で示す文末の括弧内の番号は、原則と
してIDW PS 450の規定番号を指す。

1 監査報告の誠実性

決算監査人の誠実性は、経済監査士法第17条第1項第2文により求められる。それによれば、決算
監査人は誠実かつ公平に監査報告を行い、またそれによって監査報告の受け手に監査の方法および範
囲ならびに結果について文書により明瞭に報告しなければならない(8項)⁽¹⁾。かかる誠実性は、監査
報告が真実どおりであることを求める。すなわち、監査報告書の内容は、決算監査人の確信に基づい
て、実質的な諸関係に合致しなければならないのである(9項)。

2 監査報告の完全性と公平性

誠実な報告には監査報告が完全であることが含まれる(完全性)。重要なすべての確認事項および
事実が受け手に対して十分な情報であり、また監査結果について明瞭なイメージを伝達することを意
味する(10項)。また同時に、すべての利用可能な情報を考慮して事実関係が公正に評価され、また企
業の法定代表者の見解について、異なる見解が指摘された場合、報告は公平となる(公平性)(11項)。

3 監査報告の明瞭性および問題指向性

明瞭な報告は、わかりやすく、明白であり、かつ問題指向的な説明を含まなければならない。その
ためには、監査報告書において説明のための明瞭な区分を含まなければならない。そのため、法規定
を考慮して、監査報告書を次に挙げた節および名称に従って分類するよう勧告される(12項)。

- ・ 監査委任契約
- ・ 基本的な確認事項

(1) 明瞭性は、商法典第321条の第1項第1文から要請されるが、次のように規定されている。

「(1)¹ 決算監査人は、監査の方法および範囲につきならびに結果につき、書面により、かつ要求された明瞭性をもつて報告しなければならない。」

ここではTransPuGにより改正され、2001年12月31日後に始まる事業年度になって適用された商法典の第321条の規定を前提としている。なお、以下の注においても文頭の括弧内の数字は「項」の番号を示し、小文字の数字は「文」の番号を示す。

- ・ 監査の対象，方法および範囲
- ・ 会計報告に対する確認および解説
- ・ リスク早期認識システムに対する確認事項
- ・ 監査委任契約の拡大からの確認事項
- ・ 確認の付記

4 監査報告の重要性

上述の明瞭で問題指向的な監査報告は、重要性の観点から制約される。これは、監査報告書の受け手が企業の監視を行う際に、それを適切に支援するのに適した確認事項および事実関係を重視するという観点である（13項）⁽²⁾。重要性の観点は次の場合にもみられる。すなわち、監査報告書は、そのときどきの監査報告書の受け手によって理解されるように作成されなければならないが、とりわけ複雑な経営経済的および法的事実関係に関しては、監査役会の会計会議または一監査役会が存在しなければ一社員総会において、これらのことをより広く議論する機会が決算監査人に与えられている（15項）。

5 監査報告書の統一性と部分的報告

監査報告書は、一つの統一のとれた全体を構成するものとみなされる。そのため、部分的な報告（Teilberichte）は、時間的理由またはやむをえない理由で提出される場合には認められる（17項）。しかし、決算監査人の確認事項が企業の監視に重大な意義を有する場合、かかる事項は報告の受け手に前もって報告されるべきか、またいかなる受け手に報告すべきかについて検討しなければならない（18項）。

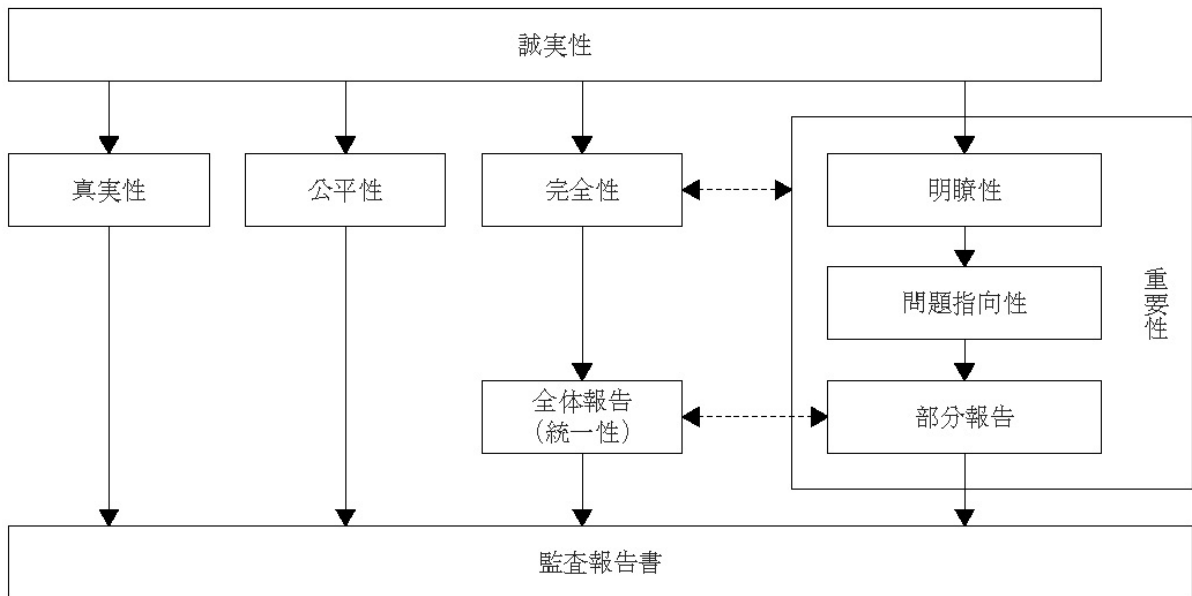
6 小 括

以上の諸原則をまとめたものが図表15-1である。決算監査人は誠実な監査報告を行わなければならないことを前提とする。その場合、監査報告は、真実で公平でなければならない。また、誠実な報告は完全で統一性のある監査報告書を求める。一方、誠実な報告は、監査報告書が明瞭であることも要請する。監査報告書の受け手の決定に役立つよう理解可能で、問題指向的に説明されなければならないのである。したがって、場合によっては全体報告の前に部分報告も必要とされる。重要性の観点から明瞭性と問題指向性は、監査役会への支援機能の強化にある。なお、問題指向性については次章の検討によって明らかにする。

以上の原則を前提として、以下で監査役会への支援機能がどのように具体化されているかを検討する。

⁽²⁾ 第13項によれば、監査報告書の一覧性および読みやすさを向上するために、法律上の義務としての監査報告書の構成要素を越える記述は、監査報告書の付録に採り入れるべきことが勧告される。

図表 15-1 監査報告書の作成に関する一般原則



出所：本図は、IDW PS の第 8 項および第 9 項に従い筆者が作成したものである。

第 3 節 監査報告書の記載事項

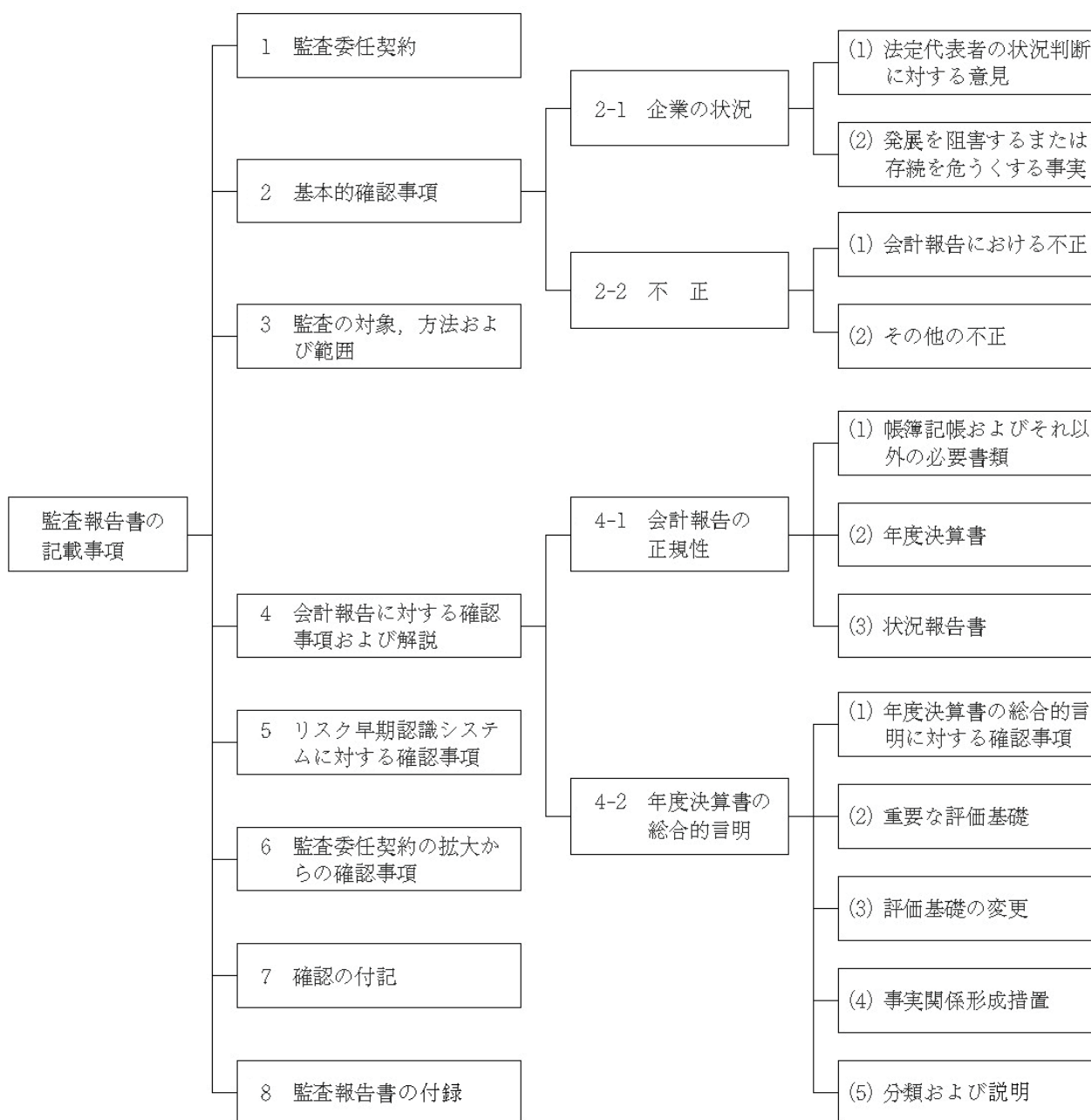
IDW PS 450は上述のように第12項において法的な観点，すなわち商法典第321条を考慮し，監査報告書を図表15-2に挙げた節および名称に従って分類するよう勧告している（12項）（なお，図表15-2の各語句に付された番号は，第15章の項の番号に対応している）。図表15-2にみられるように，監査報告書の記載は8項目ある。監査報告書の主要な記載事項を明確にするために，次のように大きく3つにわけて考えることができる。

- ・冒頭報告および監査の対象，方法および範囲（監査報告書の受け手を，重要事項に向けさせるために冒頭に置かれる監査人の意見を主たる内容とする。以下の1，2および3で考察する。）
- ・会計報告に対する確認と説明（主に会計報告の正規性と年度決算書の総合的言明の確認であり，決算監査人の問題指向的説明が要求される。以下の4で考察する。）
- ・監視システム（リスク早期認識システムに関する確認事項である。以下の5で考察する。）

なお，6，7および8はその他に分類する。

まず，冒頭報告および監査の対象，方法および範囲からみていこう。

図表15-2 IDW PS 450による監査報告書の記載事項



出所：本図は、IDW PS 450 の規定内容に従い筆者が作成したものである。

1 監査委任契約

監査報告書において、冒頭で監査契約について述べられる。それはとりわけ次の事項を含む(22項)。

すなわち、被監査企業の社名、決算日、事業年度がわずかな場合、監査される事業年度、決算監査が対象であるという指摘である。また、決算監査人の選出と委任(23項)および監査報告書は、IDW 監査基準第450号に従い作成されたことの確認(24項)も必要となる。

2 基本的確認事項

次に法律の規定に従い⁽³⁾、基本的確認事項は監査報告書の冒頭で直接、完結した記述の形で報告されなければならない。報告書の受け手の注意を重要な状況に向けさせるためである(26項)。ここで基本的確認事項は、「企業の状況」と「不正」に関する記述である。

2-1 企業の状況

企業の状況の記述は、法律の規定に従って、「法定代表者の状況判断についての意見」と「発展を損なうまたは存続を危うくする諸事実」の2つからなる。

(1) 法定代表者の状況判断に対する意見

決算監査人は冒頭で、法定代表者による年度決算書および状況報告書における企業の状況の判断について意見を表明しなければならない。重要である法定代表者による報告が決算監査人によってより分析的に記述され、強調されれば、監査報告書の受け手は経済的状态についての重要な観点を補足することができる。かかる意見は、報告書の受け手に、自己の状況判断の評価のための根拠として使えるように作成されなければならない(28項)。この点に冒頭報告の目的をみることができる。

冒頭報告の方法として、決算監査人は、企業の状況の判断に関してより掘り下げた説明および個々の発展動向についての原因の報告を行う。これらは純粹な言葉による詳述を超えて行うことができる。ここには、特定の仮定を用いた批判的な評価も含まれる(29項)⁽⁴⁾。企業の状態および後述する発展動向の表示に関する判断の基礎の例として、貸借対照表または損益計算書の構成に関する前年度の数値を示した要約的な概要を用いることが勧告される(30項)。

以上の冒頭報告についてIDW PS 450 第32項は、「監査された資料⁽⁵⁾によって決算監査人による判断が可能であれば、報告義務は存在するのである」として、報告の前提を示している。なお、法定代表者の評価は基本的に支持できるとみなされるが、判断の余地がある場合、当該評価に結びつく見積りの重大な不確実性が指摘されなければならない。また、決算監査人により支持できないと判断され

⁽³⁾ 商法典第321条第1項第2文および第3文にいう冒頭報告(vorangestellte Berichterstattung)による法的要求は、次のように規定されている。

「(1)² この報告書において、あらかじめ法定代表者による企業またはコンツェルンの状態の判断に対して意見の表明がなされなければならない。その際とりわけ、状況報告書を考慮したうえで、また、コンツェルンの親企業のコンツェルン決算書の監査に際しては、コンツェルンの親企業のコンツェルン状況報告書を考慮したうえで、企業の存続能力および将来の発展動向の判断にまで立ち入らなければならない。ただし、監査される書類および状況報告書またはコンツェルン状況報告書が、そのような判断を可能にする場合に限る。

³ さらに、決算監査人は、監査の実施の際に、確定された虚偽または法律規定への違反、ならびに監査される企業またはコンツェルンの存続を危うくするかもしれないその発展を著しく阻害し得るか、あるいは法定代表者または被用者による法律、会社約款または定款に対する重大な違反を認識せしめる諸事実を報告しなければならない」。

⁽⁴⁾ IDW PS 450 第29項によれば、これには決算監査人の予測計算(Prognoserechnungen)を含めてはならない。

⁽⁵⁾ 「監査された資料」とは、年度決算監査の直接的な対象である資料である。IDW PS 450 第32項は、帳簿記帳、年度決算書および場合によっては状況報告書、ならびに決算監査人が監査において考慮に入れたすべての資料(たとえば、製造原価の確定のための原価計算記録、予算、契約、監査役会議事録および監査委員会への報告書)を示している。

た場合には、当該事項は監査報告書において（場合によっては確認の付記においても）、説明されなければならない。なお決算監査人は企業の状況に対する自己の査定を監査報告書において行う（33項）。

(2) 発展を阻害するまたは存続を危うくする事実

決算監査人は冒頭で、決算監査の実施の際に確認した、被監査企業の発展を著しく阻害する事実、またはその存続を危うくする事実を報告する（35項）。このような事実が、深刻な結果を招き得る場合には、その事実は前もって開示されなければならない。また、かかる事実が被監査企業の発展を既に著しく阻害し、その存続を具体的に危うくしている場合には直ちに監査報告書に示されなければならない（36項）。

IDW PS 450はこの報告義務について、決算監査の正規の実施の際に、決算監査人が確認した諸事実に限定されることを強調している。ただし、第37項において、決算監査人は「監査の正規の実施の際に、監査の重点および集中度を変えることができる」のであり、それは「とりわけ憂慮すべき経済的関係を伴う企業の場合および内部統制システムに確認された欠陥がある場合であり、監査の深化なしには認識されなかったであろう諸事実を確認することができる場合には報告しなければならない」と述べられていることは注目しなければならない。すなわち、監査の重点および深化によって確認された事実は積極的に報告されなければならないのである。

ともあれ、決算監査人は決算監査の正規の実施の際に⁽⁶⁾報告義務のある諸事実を確認した場合にのみ、報告義務が課されるのであり、当該事実を確認することがなければ、対応する説明は必要とされない（39項）⁽⁷⁾。決算監査人は、報告義務のある諸事実を確認するにあたり、問題となっている事実関係を描写し、場合によってはそこから生じる重大な帰結を指摘するという方法によって、報告義務を果たすのである（40項）。既述のように、ケースによっては、対抗措置を緊急に講ずるため、前もって別個に部分報告をすることが必要となる（41項）⁽⁸⁾。

2-2 不正

商法典の規定により⁽⁹⁾、決算監査人は決算監査の実施に際し、確認された虚偽または法律規定に対する違反、もしくは法定代表者または従業員による法律、会社約款または定款に対する重大な違反を示す諸事実を報告しなければならない（42項）。IDW PS 450に従い、以下ではこれらをまとめて不正（Unregelmäßigkeiten）⁽¹⁰⁾とする。

決算監査人は、監査の実施に際し、報告義務のある虚偽または違反を何ら確認しなかったのであれば、それに対応した説明はなされない（43項）。なお、確認された報告義務のある不正は、「会計報告

⁽⁶⁾ 商法典第 321 条第 1 項第 3 文を参照されたい。

⁽⁷⁾ IDW PS 450 第 39 項において、「決算監査人は決算監査の枠組みにおいて、報告義務のある諸事実は何ら存在しないことを積極的に確認することはできない」ことが述べられている。

⁽⁸⁾ なお IDW PS 450 第 41 項は、「報告の受け手にとって、状況を判断するには、発展の阻害および存続の危機についての知識は重要であるため、部分報告は完全に監査報告書において取り上げられなければならない」と述べ、監査報告書の完全性も強調している。

⁽⁹⁾ 商法典第 321 条第 1 項第 3 文を参照されたい。

⁽¹⁰⁾ IDW PS 450 第 42 項以下による。

における不正」に関する規定によるものと「その他の不正」によるものと別々に監査報告書に記述されなければならない(44項)。まず、「会計報告における不正」からみていこう。

(1) 会計報告における不正

会計報告における諸原則は、正規の簿記の諸原則および、場合によっては、定款または会社約款の関連する規範を含む会計報告に適用されるすべての規定が属する。会計報告における不正は、業務執行および監査される企業の監視にとって重要である限り報告されなければならない(45項)。

その際、監査の過程の中で取り除かれた年度決算書および状況報告書における不正については、原則的に報告する義務はない。ただし決算監査人は、取り除かれた不正に関する情報が、監査役会の監督機能の行使にとって重要であるとの認識にいたり、とりわけ当該不正が、会計報告に関係する内部統制システムの弱点を指し示す場合には、監査報告書における報告が必要である(47項)。

(2) その他の不正

一方、法定代表者または従業員の法律、会社約款または定款に対する違反は、会計報告に直接的には関係しない法律規定への違反を含んでいる。決算監査人は最終的に法的な評価を下すよう求められてはいないが、IDW PS 450は重大な違反であることを実質的に示す事実というだけでも、報告義務は存在するとしている(48項)。

3 監査の対象、方法および範囲

決算監査の対象として、決算監査人は監査報告書において、決算監査の対象、方法および範囲を説明しなければならない。その目的は、報告書の受け手が、監査業務をより良く評価できるようにするためである(51項)。決算監査の対象として以下の項目が挙げられている(52項)。

- ・帳簿記帳
- ・年度決算書
- ・状況報告書
- ・必要とされる場合には、リスク早期認識システム(株式法第91条第2項)

なお、上記項目の内容については次の4で個別に検討する。

また、法定代表者および決算監査人の任務を記述することが勧告される。すなわち、法定代表者が会計報告および決算監査人に行った説明に責任を負う旨を指摘する。一方、決算監査人の任務は、帳簿記帳を含めた基礎資料および行われた報告を義務に従った監査の枠組みの中で、評価しなければならないことを述べる(53項)。

さらに決算監査人は、監査が実施された際に従った諸原則に言及しなければならない。まず商法典第316条以下およびIDWによって確定されたドイツ正規の決算監査の諸原則が指摘される。補足的に、国際監査基準(ISA)または決算監査人の判断によりIDWによって確定されたドイツ正規の決算監査の諸原則に一致する監査の諸原則が指摘されなければならない(55項)。

次いで決算監査人は、自己のそのときどきの監査アプローチの基本的特質を記述し、監査の範囲を

明確にする。監査範囲の記述は、とりわけ監査委員会が自己の監督任務に関して結論を導き出すことができるほど詳細でなければならない(56項)。そのため、基礎となる監査戦略は監査の内容として報告義務となる。ここには、個々に実施される監査の状況に応じた事項も含まれる。それは次の事項である(57項)。

＜基礎となる監査戦略＞

- ・決算監査のために定められた監査の重点ならびに、場合によっては、監査役会と追加的に取り決められた監査の重点
- ・会計報告に係る内部統制システムの監査およびそれが言明関係監査手続(分析的監査行為と個別項目の監査)の方法と範囲に与える影響
- ・サンプリングを基礎にした監査方法の目標設定および適用
- ・状況報告書における将来に係る開示の監査
- ・詐欺および財産の損害について、確認された手掛かりを基に必要となった追加の監査手続の記述
- ・前年度の決算書が監査の実施に与える影響
- ・第三者から確認書を入手する場合の方法および規準
- ・重要な評価に関する第三者の監査結果または調査の使用ないし活用および評価
- ・財産目録の監査の特徴
- ・会計報告に係る組織的な変更の監査
- ・拡大された監査契約の影響

4 会計報告に対する確認事項と解説

会計報告に対する確認事項と解説は、「会計報告の正規性」と「年度決算書の総合的言明」に対する確認に大別できる。

4-1 会計報告の正規性

会計報告の正規性は、「帳簿記帳およびその他の監査された資料、年度決算書ならびに状況報告書が、法律規定および会社約款または定款の補完規定に合致しているかについて、監査報告書において確認される」⁽¹¹⁾。その場合、決算監査人は、業務執行の監督に適した確認事項を限定すべきである(61項)。逆に、「確認の付記の限定または拒絶という結果には至らなかった場合であっても、業務執行および被監査企業の監督には重要であることを示す異議であれば報告されなければならない」⁽¹²⁾(62項)。これは明瞭性および問題指向性からの要請である。以下、各項目をみていこう。

(1) 帳簿記帳およびそれ以外の必要書類

帳簿記帳の正規性の確認は、会計報告に関連する資料およびITシステムの信頼性の評価を前提としている。決算監査人は、会計報告の目的のために加工された資料の信頼性が欠如していることを確認したのであれば、それを監査報告書に記述しなければならない(64項)。また、たとえば製造原価の確

(11) この規定は商法典第321条第2項第1文の規定である。

(12) この規定は商法典第321条第2項第2文の規定である。

定のための原価計算記録などの監査されたその他の記録についても、そこから取り出された情報が、帳簿記帳、年度決算書または状況報告書において正規に表現されるに至ったかについて、判断されなければならない。疑念のある場合には、判断の根拠が論究されなければならない(63項)。

これとは別に決算監査人は、年度決算書または状況報告書に関係しない内部統制システムの領域における重大な欠陥について確認された場合には、これを報告しなければならない(66項)。問題指向性からの要請であると考えられる。

(2) 年度決算書

次に年度決算書の正規性が確認される。決算監査人は、年度決算書において、正規の簿記の諸原則を含む会計報告に適用されるすべての法律規定、および規模、法形式に従うすべての規制または経済部門特有のすべての規制、ならびに定款または会社約款の規範が遵守されているかについて確認しなければならない(67項)。

とりわけ貸借対照表および損益計算書の正規性に関して、これらが帳簿記帳および他の監査済み記録から正規に導かれているか、また計上(Ansatz)、表示および評価規定を遵守しているかを確認する(68項)。附属説明書については、他の場所ではなく、当該説明書で行われた報告の正規性に関する立場が明らかにされなければならない(69項)。

(3) 状況報告書

状況報告書の正規性については、年度決算書および監査の際に獲得された決算監査人の認識と一致しているか、またこれが全体として、企業の状態に関する的確なイメージを伝達しているかについて確認される。さらに、監査は、将来の発展動向に関する重大なリスクが適切に記述されているという結果をもたらしたか、また商法典第289条第2項⁽¹³⁾ならびに、場合によっては他の法律規定(たとえば、株式法第312条第3項第3文)⁽¹⁴⁾による報告が、完全にかつ適切であるかについて確認されなければならない(71項)。

4-2 年度決算書の総合的言明⁽¹⁵⁾

(1) 年度決算書の総合的言明に対する確認事項

決算監査人は、年度決算書が全体として、正規の簿記の諸原則を遵守した上で、資本会社の財産状

(13) この規定は状況報告書の記載事項である。

(14) この規定は状況報告書の記載事項である。

(15) ここでの記述は、商法典第321条第2項第3文に対する第4文および第5文の結びつきを前提としている。そのため、該当する条文をここで提示する。

「(2)³ さらにまた、決算書は全体として、正規の簿記の諸原則または他の重要な会計報告の諸原則を考慮して、資本会社またはコンツェルンの財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかにつき、立ち入らなければならない。

⁴ そのうえ、重要な評価基礎、ならびに貸借対照表計上方法と評価方法および判断の余地の活用ならびに事実関係形成措置を含む評価基礎の変更が全体として、財産状態、財務状態および収益状態の記述にいかなる影響をもつかについても、立ち入らなければならない。

⁵ それに加えて、年度決算書およびコンツェルン決算書の項目は分類され、かつ十分に説明されなければならない。ただし、かかる記載が附属説明書において含まれていない場合に限る。」

態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかについて取り上げなければならない。この写像は、貸借対照表、損益計算書ならびに附属説明書といった個々の構成要素の総合的観点から生じる。これをIDW PS 450は年度決算書の総合的言明 (Gesamtaussage) という。決算監査人は、かかる総合的言明に焦点を合わせなくてはならないのである。さらに決算書は全体として、選択された評価の仮定および評価方法ならびに事実関係形成措置が、「資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像」の要求 (商法典第264条第2項第1文) にどの程度合致しているかについて取り上げなければならない (73項)。つまり、「正規の簿記の諸原則を遵守した」総合的言明は、法律の許容範囲の中で、評価の決定ならびに事実関係形成措置によって影響を受ける。そのためには、監査報告書にさらなる説明が必要となるのである。

以上をまとめると、まず決算監査人は、重要な評価基礎、評価基礎の変更および事実関係形成措置を取り上げなければならない。その上で、それらが全体として、年度決算書の総合的言明に与える影響も取り上げなければならない。この説明の目的は、監査報告書の受け手に、かかる措置を自ら評価できるようにし、自己の監査活動および監視活動を方向付けるべき指摘を与えることである (74項)。さらに報告書の受け手のために、評価基礎およびその変更ならびに事実関係形成措置に関して、年度決算書の諸項目はいくつかの部分に細分され、十分に説明される必要がある (75項)。

なお、重要な評価基礎、評価基礎の変更および事実関係形成措置の関係を示したものが図表15-3である (図中の番号は4-2の記述の番号を示している)。以下、この順に詳しくみていこう。

図表 15-3 年度決算書の総合的言明、重要な評価基礎、評価基礎の変更および事実関係形成措置の関係⁽¹⁶⁾

| | | | |
|-----------------|-------------|-------------------|-----------------|
| (1) 年度決算書の総合的言明 | (2) 重要な評価基礎 | 貸借対照表への計上方法と評価方法 | |
| | | 価値測定の要素 | パラメーター |
| | | | 仮定および判断の裁量余地の行使 |
| | (3) 評価基礎の変更 | 貸借対照表計上方法と評価方法の変更 | |
| | | 価値測定の要素の変更 | |
| (4) 事実関係形成措置 | | | |

(出所) 本図はIDW PS 450の規定内容に従い筆者が作成したものである。

(2) 重要な評価基礎

評価基礎とは、78項によれば、まず貸借対照表への計上 (Bilanzierung) および評価方法をいう。さらに財産対象物および負債の評価に関して重要である諸要素、すなわちパラメーター、仮定および判断の裁量余地 (Ermessensspielräume) の行使を含む。決算監査人が貸借対照表への計上および評

⁽¹⁶⁾ 本図については小松 (2012b) 67 頁も参照されたい。

価方法を説明するに当たり、とりわけその選択権の行使が重要である。法定代表者による貸借対照表への計上および評価の決定により、年度決算書の総合的言明に対する影響力の行使が可能になるからである（78項）。79項によれば貸借対照表への計上および評価の選択に関する例は、次の会計項目ないし事実関係に関連して生じる。

＜貸借対照表への計上および評価の選択に関する例＞

- ・有形固定資産または特定の棚卸資産に関する固定的評価（Festwert）
- ・グループ別評価
- ・棚卸資産に関する全部原価または部分原価
- ・のれんの計上および評価
- ・固定資産に関して許容される低価主義（gemildertes Niederstwertprinzip）
- ・税法上でのみ認められた減額記入額
- ・積極側計上の計算区分項目
- ・積極側潜在的租税
- ・準備金部分を有する特別項目
- ・費用性引当金
- ・いわゆる過去の老齢年金に関する引当金

一方、価値を定める諸要素、すなわち「価値測定の要素」は、決算日における財産対象物および負債の実際数量と結びついて、年度決算書に記載される帳簿価額を算出する。パラメーターは、市場価値または一般的に受け入れられた標準的な価値による客観的な要素である（80項）。82項によれば価値を決定するパラメーターの例は次のとおりである。

＜パラメーターの例＞

- ・為替レート
- ・株式相場
- ・税 率
- ・利子率
- ・バイオメトリックによる（biometrische）会計報告の基礎
- ・契約期間

次に、「仮定および判断の裁量余地の行使」に関して、まず「仮定」は将来の発展に関係し、価値を定める際の主観的要素である。その確認は、会計報告の諸原則を考慮することを前提にするが、法定代表者の判断の下にある。また、「判断の裁量余地の行使」は、見積額およびその基礎となった不確実な期待に基づいている。そのため多くの項目に許容し得る価値の見積りの余地が生じるのである（81項）。83項によれば法定代表者の判断の裁量余地の行使による価値決定の仮定の例は、次のとおりである。

＜判断の裁量余地による価値決定の仮定の例＞

- ・企業の将来の能力の十分な活用
- ・耐用年数
- ・残存価額および処分価額
- ・将来の受取り額または支払い額
- ・回転水準
- ・給与の上昇
- ・予想インフレ率
- ・将来の（資源の）利用の可能性

(3) 評価基礎の変更

選択された評価基礎は、基本的に維持されなければならない⁽¹⁷⁾。恣意性を排除することは、評価方法に関する選択権の行使および判断の裁量余地の活用⁽¹⁸⁾を含め、会計報告全体に適用されるのである。しかし、見積りを含む評価方法の継続的適用から逸脱した場合は監査報告書上で指摘され、その理由とその影響が説明されなければならない^{(89項)⁽¹⁹⁾}。

このような評価基礎の変更は、「貸借対照表計上方法と評価方法の変更」も、「価値測定の要素の変更」にも、とりわけ判断の裁量余地の活用の変更にも関係する。また法的に許容しうる範囲での「評価基礎の変更」は、とりわけそれが目的指向であるが、偏った目的に向けて行われる場合がある。これは企業が、特に経済成長が悪化している場合に、引当金を前年度の傾向に比べてより低く、つまり裁量余地の許容できる範囲の下限で見積るケースである。この場合、年度決算書の比較可能性と総合的言明に重大な影響を及ぼすのである^(90項)。

以上のように、評価基礎の変更は、個々に年度決算書の総合的言明に重大な影響を及ぼす場合、つまり、年度決算書によって伝達される資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の写像に重大な影響を及ぼす場合には、監査報告書において取り上げられなければならないのである。これは、上述のように、貸借対照表上の政策的措置をつうじて、企業の財産状態、財務状態および収益状態の実際の展開と傾向が隠されるかまたは誇張して示されているケース、あるいは通常観察される貸借対照表上の関係または貸借対照表分析上の数値が著しく影響を受けているケースである^(91項)。

このような評価基礎の変更を明瞭にするために、決算監査人によって数値化された記載がなされる。この記載は、評価基礎の変更の結果として生じ、年度決算書の総合的言明に影響を与える将来の反対の効果 (Umkehreffekte) を、将来の期間において結果が変化することを指摘する方法で、取り上げるものである。ただし、数値化された記載が、不確実性が存在することによって言明能力がないように思われる場合には、年度決算書が総合的言明に与える影響に関する一般的傾向に従った言明がなされる必要がある^(92項)。

なお、決算監査人は、法定代表者によってなされた許容範囲の中での貸借対照表への計上および評

⁽¹⁷⁾ 商法典第 252 条第 1 項第 6 号に規定されている。

⁽¹⁸⁾ 原語は "Ausnutzung von Ermessenspielräumen" である。

⁽¹⁹⁾ 商法典第 284 条第 2 項第 3 号に規定されている。

価上の決定に関する査定を行う必要はない⁽²⁰⁾。しかし、上述のような重大な経済状況の進展を隠ぺいする貸借対照表政策上の措置は記載する必要がある(93項)⁽²¹⁾。

(4) 事実関係形成措置

年度決算書の総合的言明の説明の枠内において、事実関係形成措置も監査報告書において取り上げなければならない。事実関係形成措置とは決算監査人の判断によれば、決算書の受け手の予想に一致する一般的な形(Gestaltung)からは逸脱し、かかる逸脱が年度決算書の総合的言明に著しく影響を及ぼす場合に、財産対象物および負債の計上や評価に影響を及ぼす措置である(94項)。個々の措置の例として、「資産担保証券(asset-backed securities)」の取引またはペンジオン取引(Pensiongeschäften)における債権の売却(Forderungsverkäufen)がある。これらについては、財産状態の記述が特に重要となる。また「セール・アンド・リースバック」取引の場合には、財務および収益状態の記述が中心となる。95項はさらに、次のような事実関係形成措置を問題としている。

<事実関係形成措置の例>

- ・研究開発の積極側計上および他の自己創設の無形財産対象物を伴う形成
- ・決算日に関係する年度決算書の総合的言明への影響(粉飾(window dressing))
- ・財産対象物の調達に関する購入からリースへの移行
- ・「特別目的事業体(special purpose entities)(たとえば、リース会社(Leasingobjektgesellschaften))」の使用
- ・交換(「バーター(barter)」取引)
- ・ストックオプション・プランの整備
- ・コンツェルン内部取引あるいはそれに関連する者との取引

(5) 分析と説明

① 商法典第321条による分析と説明

商法典第321条第2項第5文は、監査報告書の受け手の特別な情報ニーズに基づいて、年度決算書の全体的な理解の必要がある限り、決算書項目の分析(または細分)を規定している。

その場合IDW PS 97項は、とりわけ上述の評価基礎とその変更ならびに事実関係形成措置の解説が必要であることを指摘する⁽²²⁾。同項は明確に述べていないが、たとえば、営業活動の後退があり、繰り返されることはないが特別な行動(Sonderaktionen)があった場合の措置を想定する。この場合、正常な営業活動の結果からの売上総額および特別な措置の結果からもたらされる売上総額の分析が必要となる。当該分析の目的は、特別な措置が決算書に記述された収益状態に与える影響を指摘することにある(97項)。

以上のように、年度決算書の特定の項目が分析された場合、それらはまた十分に説明されなければならない。十分な説明とは、選択権の行使の変更または事実関係形成措置の実施が、個々の決算書項目の

(20) ただし、商法典第264条第2項第2文に違反する場合(実質的諸関係に合致する写像を伝達していない場合)を除く。

(21) IDW PS 450 第93項によれば、かかる記載は、商法典第264条第2項に従い監査報告書において記載され、年度決算書の正規性に関する言明の枠組みの中で判断されなければならない。

(22) 上記の商法典第321条第2項第4文にしたがって必要となる。

計上、評価または構成にいかなる影響を与えるかについて立ち入ることを必要とするのである（98項）。

② 追加の依頼による分析と説明

ここまでは、法律で要求される分析および説明である。その他さらに依頼人による追加の希望に従って、次のような分析および説明が行われる。

<追加の依頼による分析と説明の例>

- ・財産状態についての貸借対照表の構成の概要に関して、第30項の範囲（前年度の数値を示した要約）を超えたさらに詳細な記述
- ・収益状態に関する損益計算書の成果の源泉分析
- ・財務状態の記述に関する資本変動計算書（Kapitalflussrechnung）

当該分析と説明を行うことは、99項によれば、企業にはっきりした内部報告体制が存在しない場合に、重要な情報およびコントロール手段を意味する。さらに100項において、当該説明に、財産構成、業績構成および資本構成に関して指数を用いることは、監査報告書の受け手のために、決算監査をつうじた重要なサポートを意味することになると述べられている。そのためには次の形式によって経営経済上の評価を取り入れることが勧告される。

<指数を用いたサポートの例>

- ・要約された一覧表
- ・当営業年度の数値と過年度の数値との対照
- ・資本変動計算書またはキャッシュ・フロー分析

当該説明の目的は受け手に、報告年度の企業の状態と発展動向を監査報告書において明確にすることにある（100項）。

年度決算書の各項目の分析は、報告書の受け手が営業年度の企業の財務上の比率を記録するのに役立ち、また年度決算書の細目を深く理解することを促す効果も期待される。加えて、前年度との相違が明らかにされ、また他の重要な発見事項も伝達されるのである（101項）。

以上の分析と説明がなされる場合には、適切な名称によって監査報告書の明瞭性とわかりやすさを保証しなければならない。ただし、かかる分析は、法律で要求される年度決算書の総合的言明に関係しないため、監査報告書の独自の段落（たとえば総合的言明に関する報告段落の直後）に採り入れるか、または付録に採り入れられることが勧告される（102項）。

5 リスク早期認識システムに対する確認事項

株式市場で相場が付されている株式会社（株式法第3条第2項）の年度決算監査の際に、商法典第317条第4項による監査の結果が監査報告書に記述されなければならない。これは、いわゆる監視システムの監査結果である。取締役は株式法第91条第2項により課せられた措置（監視システムの設置）を講じたか、とりわけ監視システムを適切な形式で設置したか、および監視システムはその任務を果たすことができるかについて詳述されなければならない。かかる監視システムをIDWは「リスク早期

認識システム」と認識している⁽²³⁾。さらにリスク早期認識システムを改善するための措置が必要かについて、取り上げなければならない^(104項)⁽²⁴⁾。

以上の詳述は監査報告書の別個の段落、または監査報告書の一部として作成された報告書において取り入れられなければならない。決算監査人が、機能的なリスク早期認識システムが適切に設置されているという最終的な判断に至った場合、たとえば次のように監査報告書において表現されることが勧告される^(105項)。

「我々の監査は、取締役が株式法第91条第2項により要求されている措置、とりわけ監視システムの設置が適切な方法で講じられ、また監視システムが会社の存続を危うくする発展動向を早期に認識することができることを明らかにした。」

取締役によって設置されたリスク早期認識システムが企業活動を危うくする発展動向を早期に認識するのに適しておらず、その改善のための措置が必要である場合、決算監査人はこれを確認し、改善の必要がある領域を挙げなければならない。具体的な改善提案は商法典第321条第4項による報告義務の対象ではなく、そのため監査報告書に採り入れてはならない^(106項)。

6 監査委任契約の拡大からの確認事項

決算監査の契約の拡大が被監査企業の会社約款または定款によって生じた場合、あるいは、その上さらに依頼者によって取り決められ、たとえば業務執行の監査のように年度決算書または状況報告書とは関係がない場合には、かかる契約拡大の結果は、監査報告書の別個の段落において報告される^(108項)。

7 確認の付記

日付を付し、別の部分に署名された決算監査に関する付記は、場所、日付および署名した決算監査人の氏名を示して監査報告書に取り入れなければならない⁽²⁵⁾。監査報告書において再現された確認の付記は別個に署名することはできない^(109項)。

⁽²³⁾ 監視システムについては小松（2012a）を参照されたい。

⁽²⁴⁾ IDW PS 450 第104項から第107項は、商法典第321条第3項第1文および第2文による要求事項である。該当する法文は次のとおりである。

「(4)¹ 監査の枠内において、商法典第317条第4項による判断が下されているときは、その結果が監査報告の特別な部分において記述されなければならない。

² 内部監査システムを改善するための措置が必要であるかにつき、立ち入らなければならない。」

⁽²⁵⁾ 商法典第322条第5項第5文による。

8 監査報告書の付録

監査された年度決算書および状況報告書は、監査報告書に付録として収録される（110項）。その他に既述のように次の項目が付録に採用される（112項）。

<監査報告書の付録の例>

- ・ 法的状況あるいはその変化⁽²⁶⁾
- ・ 年度決算書の分析および解説の記述（99 節以下）
- ・ 監査の際に獲得された知識に基づいた決算監査人の重要な状態のより一層の分析

第4節 小括—問題指向的監査報告

既述のように決算監査人は、監査報告書をつうじて監査役会の監督機能を強化する役割がある。これを決算監査人の監査役会支援機能という。本稿は、法による規定内容から一步進んで、実務指針たるIDW PS 450の規定内容を検討しつつ、その内容を具体的に提示した。これまでの考察により、監査役会支援機能の問題に接近する際の核心は、決算監査人による問題指向的監査報告にほかならない。問題指向性とは、図表15-2にみられるように、誠実な監査報告を行うために明瞭性の原則と重要性の原則から要請されるが、ここで改めて意義付けを行っておく必要があると思われる。すなわち、問題指向的監査報告とは、監査報告書の受け手（主として監査委員会を含む監査役会の構成員）が、法定代表者（取締役）の行った措置を自ら評価できるようにし、自己の監査活動および監視活動を方向付けるべき指摘を与えることである。つまり、問題指向的監査報告こそ決算監査人の監査役会支援機能の中心と位置づけることができるのである。

以下、本章の要点を以下、7つの観点から再提示しよう。かかる観点はすべて決算監査人による問題指向的監査報告という認識の下に形成される。

（冒頭報告）

冒頭報告の目的は、監査報告書の受け手にまずは重要な事項に関心を向けさせることにある。その際、法定代表者による報告が決算監査人によってより分析的に記述され、強調されれば、監査報告書の受け手は経済的状态についての重要な観点を補足することができる。かかる決算監査人の意見は、監査役会員に、自己の状況判断の評価のための根拠として使えるように作成される。さらに決算監査人は冒頭で、決算監査の実施の際に確認した被監査企業の発展を著しく阻害する事実、またはその存続を危うくする事実を報告しなければならない。場合によっては、対抗措置を緊急に講ずるため、前もって別個に部分報告を行うことが必要となる。

（不正の報告）

不正の報告は、決算監査人により、企業の業務執行の監督にとって重要である限り報告される。すなわち、会計報告の諸規定に対する違反を意味する不正の報告は、決算監査人により問題指向的観点から行われるのである。そのためこれは、監査の過程で不正が取り除かれた場合においてもあてはま

⁽²⁶⁾ 商法典第 322 条第 5 項第 5 文による。

る。IDW PS 450は特に、会計報告に関係する内部統制システムの弱点を指し示す場合には、監査報告書における報告を必要としていることは注目される。

不正の報告に関して、決算監査人は最終的に法的な評価を下すよう求められてはいない。しかし、法定代表者または従業員の法律、会社約款または定款に対する違反は、会計報告に直接的には関係しない法律規定への違反を含んでいるのが通常である。IDW PS 450によれば、重大な違反であることを実質的に示す事実というだけでも、決算監査人に報告義務は存在するのである。

(監査対象の報告)

決算監査の対象の報告目的は、報告書の受け手が、監査業務をより良く評価できるようにするためにある。とりわけ、監査範囲の記述は、監査委員会が自己の監督任務に関して結論を導き出すことができるほど詳細でなければならない。

(会計報告の正規性の報告)

会計報告の正規性は、問題指向的観点から業務執行の監督に適した確認事項を限定する。この観点によれば、確認の付記の限定または拒絶という結果には至らなかった場合であっても、業務執行監督には重要であることを示す異議であれば報告されなければならない。以上の正規性の確認とは別に決算監査人は、年度決算書または状況報告書に関係しない内部統制システムの領域における確認された重大な欠陥についても、報告しなければならない。

(総合的言明の報告)

この報告の目的は、監査報告書の受け手が、総合的言明に影響を与える措置を自ら評価できるようにすることである。そのため決算監査人は、年度決算書が全体として、正規の簿記の諸原則を遵守した上で、資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかについて取り上げなければならない。これは貸借対照表、損益計算書ならびに附属説明書といった個々の構成要素の総合的観点から生じるため、年度決算書の総合的言明という。しかもかかる言明は、重要な評価基礎、評価基礎の変更および事実関係形成措置により大きく影響を受けるという特質がある。決算監査人は、総合的言明に影響を与えるこれらの措置も取り上げなければならないのである。そのため、年度決算書の諸項目はいくつかの部分に細分され、十分に説明される必要がある。

(分析と説明)

年度決算書の項目は、決算監査人によって分析され、さらに十分に説明されなければならない。とりわけ重要な評価基礎とその変更および事実関係形成措置の実施が、個々の決算書項目の計上、評価または構成にいかなる影響を与えるかについて立ち入ることを必要とする。

かかる分析および説明は、重要な情報およびコントロール手段を与える。法律で要求される場合だけでなく、依頼人による希望によって追加の分析および説明が行われるが、企業に明確な内部報告体制が存在しない場合に、監査報告書の受け手のために、決算監査をつうじた重要なサポートを意味する。すなわち受け手に、報告年度の企業の状態と発展動向を監査報告書において明確にし、年度決算書の細目を深く理解することを促し、重要な発見事項が伝達されるのである。

(監視システムの報告)

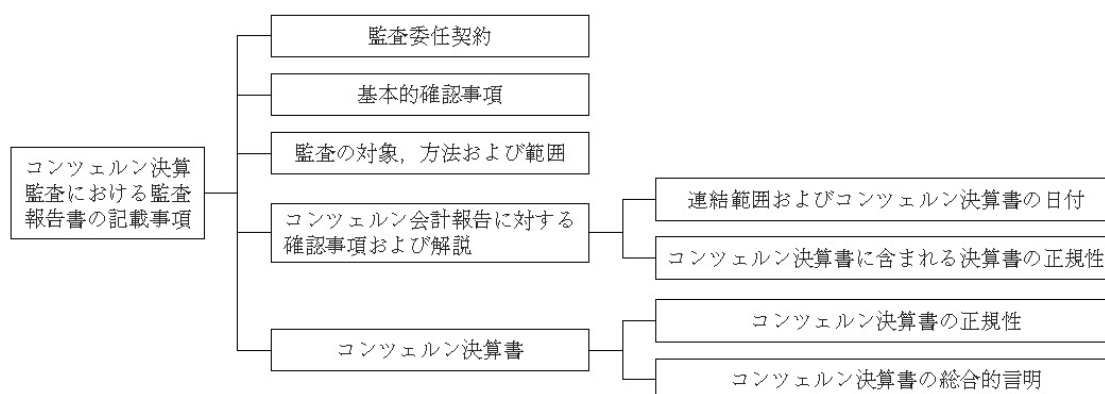
最後に、決算監査人は監視システムについて報告しなければならない。すなわち、株式市場で相場

が付されている株式会社は、年度決算監査の際に、監視システムの監査結果が報告される。取締役は監視システムを適切な形式で設置したか、監視システムはその任務を果たすことができるかについて詳述されなければならない。さらに監視システムを改善するための措置が必要かについても、取り上げられなければならない。またその改善のための措置が必要である場合、決算監査人はこれを確認し、改善の必要がある領域を挙げなければならないのである。

以上述べたように、決算監査人は監査報告書により、監査役会に問題指向的観点を付与するのであり、それにより支援機能が達成されるのである。KonTraGにより始まり、TransPuGにより受け継がれた法律改正とIDW PS 450⁽²⁷⁾により、決算監査人の監査役会支援機能の問題指向性はさらに進化したのである。

(27) IDW PS 450は、第118項から第155項において、コンツェルン決算書の監査報告書に関して規定している。本稿では扱うことはできなかったが、その記載事項を図にすると次のようである。なお、詳細は小松(2012b)を参照されたい。

図表15-4 コンツェルン決算書の監査報告書の記載事項



第16章

問題指向的監査報告書の展開 —Gross/Möllerの所説を中心として—

第14章でみたようにTransPuGの政府草案に関する理由書の中で言及された監査報告書についての諸規定の焦点は法的規制によって実現された。それによれば、企業の監督の目的には役立たない監査報告書の部分はカットされ、また決算監査人の補足された判断が定められたのである。かかる法的規制に続いて—これまでのIDW PS 450の旧版に対して新たなIDW PS 450が定められた。商法典第321条のTransPuGによる規制について、第14章において、法文を提示し、コメントールによって解釈を行った。それに関して第15章では、対応する監査基準であるIDW PS 450によって実務状況を明らかにした。それらを踏まえて本章は、Gross/Möller (2004) の所説にしたがい、本規制に係る法律、学説および実務状況の最後の位置付けとして第V部の総括を行うものである。

Gross/Möllerは問題指向的報告のために以下の観点を強調している⁽¹⁾。

- ・商法典第321条第1項第3文の説明報告義務 (Redepflicht) (IDW PS 450においては第35節以下に規定されている)。
- ・商法典第321条第2項第2文および第3文における会計報告の正規性に関する報告 (IDW PS 450においては第61節以下に規定されている)。
- ・商法典第321条第2項第3文から第5文における総合的言明 (Gesamtaussage) についての報告 (IDW PS 450においては第72節以下に規定されている)。

以下これらについて順にみていこう。

第1節 説明報告義務 (商法典第321条第1項第3文)

ここでは商法典第321条第1項第3文の改正に注目する。まず報告は、KonTraGの前に有効であった規制に再度戻されたのである。そこで、1985年改正商法典、1998年のKonTraGによる改正商法典および2001年TransPuGによる改正商法典の該当部分を比較することによって検討する。なお、文中の波線は筆者が付したものである。

⁽¹⁾ Gross /Möller(2004),S.317.

図表 16-1 説明報告義務の規定範囲

| | |
|--|---|
| <p>1985年改正商法典⁽²⁾ 第321条「監査報告書」</p> | <p>(2) 決算監査人が、その職務を遂行するに際し、監査された企業の存続を危うくする事実、またはその発展を著しく阻害し得る事実、もしくは法律、会社契約または定款にたいする法定代表者の<u>重大な違反を認知せしめる事実を確認したときは</u>、決算監査人は、この事実についても報告しなければならない。</p> |
| <p>1998年のKonTraGによる 改正商法典第321条「監査報告書」⁽³⁾</p> | <p>(1) ³さらに、<u>監査の実施に際して虚偽または法律規定にたいする違反</u>、ならびに、監査される企業またはコンツェルンの存在を危うくするかもしくはその発展を著しく阻害しうるか、あるいは、法定代表者または被用者による法律、会社約款または定款にたいする<u>重大な違反となる事実が確認されたか</u>につき、記述されなければならない。</p> |
| <p>2002年TransPuGによる 改正商法典第321条 「監査報告書」⁽⁴⁾</p> | <p>(1) ³さらに、決算監査人は、<u>監査の実施の際に</u>、確定された虚偽または法律規定への違反、ならびに監査される企業またはコンツェルンの存続を危うくするかもしくはその発展を著しく阻害し得るか、あるいは法定代表者または被用者による法律、会社約款または定款に対する<u>重大な違反を認識せしめる諸事実を報告</u>しなければならない。</p> |

出所：本図はGross/Möller (2004)の記述により筆者が作成したものである。

まず積極的確認と消極的確認についてみていこう。Gross/Möllerによれば、かかる規制は、実際に報告の必要性が存在した場合にのみ必要だったのである。KonTraGにより挿入された「消極的確認」は、再び「積極的確認」によって取って代わられたのである。消極的確認は監査人は自己の監査の際に、虚偽または法律規定への違反、または存続を危うくする事実あるいは企業の発展を著しく阻害する事実を確認されたか「どうか (ob) 」報告する。しかし、報告は元に戻って、決算監査人が監査の実施の際に実際に報告義務のある確認を行った場合にのみ必要となるのである。これを積極的確認という⁽⁵⁾。つまり1998年改正商法典第321条第1項第3文によれば、場合によっては、「何ら虚偽または法律規定に対する違反は確認されなかった」と表明されなければならなかったのである。Gross/Möllerによれば、この消極的確認の表明により、「監査の実施の際に」という限定にもかかわらず、報告書の受け手の側では、格別に客観的には根拠があるとはいえない予想が形成されたのである⁽⁶⁾。その予想とは、例えば法定代表者と従業員の法律違反を何ら提示しなかったというものである。

⁽²⁾1985年改正商法典第321条「監査報告書」については、宮上/W.フレーリックス(1993)、218-220頁を参照した。

⁽³⁾1998年のKonTraGによる改正商法典第321条「監査報告書」については、鈴木(2000)、141-142頁を参照した。

⁽⁴⁾2001年TransPuGによる改正商法典第321条「監査報告書」の訳出に当たり、鈴木(2000)、141-142頁を参照した。

⁽⁵⁾Gross/Möller(2004),S.318. IDW PS 450は第39節において「積極的確認」を次のように規定している。

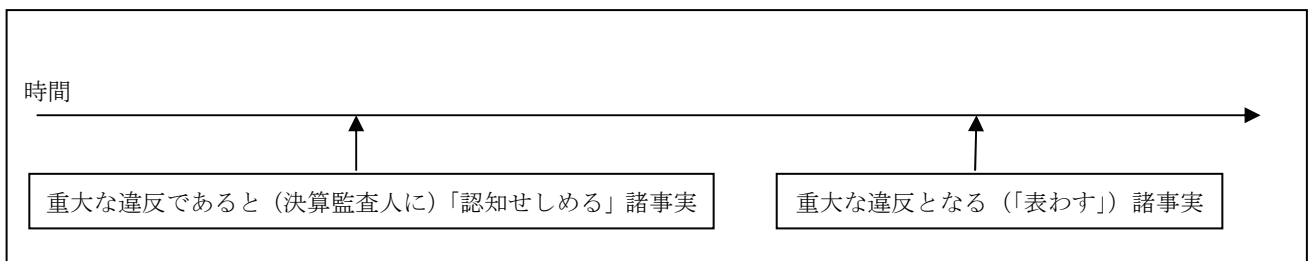
決算監査人には、商法典第321条第1項第3文による決算監査の正規の実施の際に、報告義務のある諸事実を確認した場合にのみ、報告義務が課される。決算監査人が報告義務のある諸事実を確認することがなければ、それに対応する否定的な説明は、監査報告書には必要ない。また、決算監査人は決算監査の枠組みにおいて、報告義務のある諸事実は何ら存在しないことを積極的に確認することはできない。

⁽⁶⁾Ebd.,S.318.

また公衆においてはこの何倍もの期待が存在した。すなわち決算監査人は、監査の目標設定について、上記の違反の最終的な確認に及ばなければならないというものである。その限りでは、この改正はKonTraGによりもたらされた期待ギャップの終結に寄与したのである⁽⁷⁾。

次に、決算監査人による確認事項の報告範囲と時期の問題である。商法典第321条第1項第3文に関する他の改正は、いかなる確認事項がいつ報告されなければならないかに関係している。つまり、監督機関への時宜を得た情報のためには、報告義務は再び時間的に前方に位置し、また拡大されるのである。決算監査人は、法定代表者または被用者による法律、会社約款または定款に対する重大な違反を「表わす」諸事実になって初めて報告しなければならないのではない。むしろ、当該違反であると「認知せしめる」諸事実は既に報告されていなければならないのである⁽⁸⁾。

図表 16-2 確認事項の報告時期



出所：本図はGross/Möller(2004)の記述により筆者が作成したものである。

(KonTraGより前の) 商法典旧版の第321条第2項の定式化にまでさかのぼるこの規制により、報告義務は法律違反が明白に確定した場合に初めて発生するのではなく、むしろ重大な違反であるという実質的な兆候が存在する場合に生じるのであることが明確になる。同時に決算監査人は自己の説明報告義務の遂行のため法律違反に関する疑念の要因を追求しなければならないが、その完全な解明にまで追求する必要はないことが明らかになる。つまり、会計報告の外にあるそのほかの法律規定に関しては、決算監査人の目標設定および職務に一致しないのである。法律を含めることは今後もこれまでと同程度に必要とされないのである。Gross/Möllerによれば、KonTraGによりこの問題の中に決算監査人の解明 (Aufklärung) および立証義務の強化の方向への重点移行が生じたのである。しかし、かかる移行は再度元に戻された。決算監査人には何ら立証義務がないのである。つまり、Gross/Möllerによれば、むしろ、決算監査人に知られるところとなった諸事実が重大な違反の証明になることで十分なのである。それゆえ、監査役会または有限会社の社員には、監督機関として、決算監査人の判断を基礎にして、さらなる確認と措置を講じるための職務が与えられるのである⁽⁹⁾。

⁽⁷⁾ Ebd.,S.318-319. また、Gross/Möllerによれば、「監督機関 (監査役会、社員) は、決算監査人の意見を、決算監査人が法定代表者の行為が法律および契約に合致しているかを監視する、と読み取ってきたのである。そうであれば、消極的説明の廃止に関して実務においては述べられることがある、失望感を抱かせるかもしれない」のである (Ebd.,S.319.)。

⁽⁸⁾ Ebd.,S.71-72. IDW PS 450 Tz.36,42.

⁽⁹⁾ Gross/Möller(2004),S.318-319.

第2節 会計報告の正規性に関する報告（商法典第321条第2項第1文および第2文）

(1) 重要性概念の明確化

商法典第321条第2項第1文の中でこれまで要求された、帳簿記帳およびそれ以外の監査された資料、とりわけ年度決算書および状況報告書あるいはコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が法律規定に合致しているかどうかの「記述 (Darstellung)」は対応する「確認 (Feststellung)」の義務に取り替えられた。それゆえ既に述べたように、年度決算書の重要性が乏しく、問題のない部分の記述をなしで済ませることができるのである⁽¹⁰⁾。

(2) 確認の付記との関係

これに対して、第2文の中で、確認の付記の限定または拒絶には至らなかった異議 (Beanstandungen) が報告されなければならないことが明確にされた⁽¹¹⁾。その場合、業務執行および監査される企業の監督に関して、重要である範囲に限られる。商法典第321条のこの改正から、まず第2項第2文は重要性を明確に意義付けたことが認められる。Gross/Möllerによれば、重要性は決算監査人の問題指向的な記述の観点から導かれる⁽¹²⁾。

かかる異議に関する報告義務はこれまで既にIDW PS 450の旧版においてすでに規定されていたのであるが、法定代表者はこの部分に関して本条文を職業身分的な基準たるIDW監査基準から取り出していることは注目される⁽¹³⁾。Gross/Möllerは、次のように指摘している。まず、無限定の確認の付記からは貸借対照表日までの帳簿記帳は正規なものであることを推測させる。一方で、監査報告書においては、決算監査人が報告期間の間、帳簿記帳について異議を唱えなければならず、また確認された重要な欠陥が除去された場合には、それに関する詳述が行われなければならないのである⁽¹⁴⁾。

(3) 会計システムの弱点の指摘

さらに事業年度全体にわたる帳簿記帳の期間の間、重大な誤り、とりわけ会計制度のシステムにおける組織的な弱点が報告されなければならないのである。その目的は、監査役会に取締役と業務執行の監督のための指摘を与えることにある。かかる欠陥のための確認は、前章で述べたように帳簿記帳およびその他の監査された資料のための節の中で取り上げられなければならない⁽¹⁵⁾。

第3節 総合的言明のための報告（商法典第321条第2項第3文から第5文）

1 問題設定

決算監査人による総合的言明に関する報告に関しては、商法典第321条第2項第3文から第5文に応じて、年度決算の総合的言明に対する必要な確認事項が取り上げられる。続いて重要な評価基礎および

⁽¹⁰⁾ Ebd.,S.319.

⁽¹¹⁾ Ebd.,S.319. IDW PS 450 Tz.62.

⁽¹²⁾ Gross /Möller(2004),S. 319.

⁽¹³⁾ Ebd.,S.319.

⁽¹⁴⁾ Ebd.,S.319.

⁽¹⁵⁾ Ebd.,S.319.

その変更、事実関係形成措置ならびに追加の分類および解説が取り上げられなければならない⁽¹⁶⁾。

まず、商法典第321条第2項第3文に従い決算監査人は、年度決算書が全体として、正規の簿記の諸原則を遵守した上で、資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかについて取り上げなければならない。この判断の結果について、監査報告書において別個に報告されなければならない。この報告は、何ら特徴的なことがなかった場合でも行われる⁽¹⁷⁾。

この確認に関連して、商法典第321条第2項第4文により監査報告書においてその他の説明が取り上げられなければならない。この説明は年度決算書の総合的言明の理解のために必要となる。すなわち、商法典第264条第2項が要求する「資本会社の財産状態、収益状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像」は、年度決算書において、正規の簿記の諸原則の遵守により影響を受ける。つまり、年度決算書（またはコンツェルン決算書）は、「正規の簿記の諸原則を遵守した上で」上記の写像を伝達しなければならないのである。そのため、法律による計上規定、報告規定および評価規定と、これらと結びついた貸借対照表への計上（Bilanzierung）および評価の決定ならびに事実関係形成措置が言及されなければならない。Gross/Möllerは、年度決算書より明らかにされる企業の状態の写像は、法律が許容する範囲の中で（本来の）現実の写像から多かれ少なかれある程度は逸脱するという。また、状況報告書の記述義務に関しては、何ら正規の簿記の諸原則への参照指示が存在せず、またそのため、実質的諸関係に合致するという記述の制限が何ら存在しない⁽¹⁸⁾。

以上のことから、決算監査人は、商法典第321条第2項第4文の範囲で次のことに立ち入らなければならないのである⁽¹⁹⁾。

- ・重要な評価基礎（商法典第321条第2項第4文第1の部分）ならびに
- ・評価基礎の変更および事実関係形成措置が全体として年度決算書に与える影響（商法典第321条第2項第4文第2の部分）。ここで、とりわけ計上および評価に関する選択権の行使および判断の余地の有効活用に関する変更は評価基礎の変更に属する⁽²⁰⁾。

2 商法典第321条第2項第4文による監査報告書の問題指向性の進化

Gross/Möllerによれば、商法典第321条第2項第4文の規制は、監査報告書の問題指向性に向けた努力の上での強化、それにより監査役会のための決算監査人による支援機能の一層の改善という背景からみると評価されなければならないとされる。監査報告書によって監査役会員は自ら正規性（Ordnungsmäßigkeit）の判断だけでなく、取締役によって講じられた会計および評価の決定の目的適合性（Zweckmäßigkeit）の判断およびさらに進んで事実関係形成措置による状態の記述の影響の判断が可能にならなければならない。すなわち、ここから監査役会員の監査および監視活動のための指

⁽¹⁶⁾ Ebd.,S.319. IDW PS 450 Tz.73.

⁽¹⁷⁾ Gross /Möller(2004),S. 319.

⁽¹⁸⁾ Ebd.,S.319-320.

⁽¹⁹⁾ Ebd.,S.320.

⁽²⁰⁾ Ebd.,S.320. IDW PS 450 Tz.74.

摘が生まれるのである⁽²¹⁾。その上、第4文において要求される報告は監査役会に、決算監査人はいかなる根拠 (Grundlage) に基づいて年度決算書あるいはコンツェルン決算書の総合的言明に関する意見を持つに至ったかを明確にする。その上さらに、かかる報告義務の拡大に伴って現れる監査役会の情報の基礎の改善は、年度決算書あるいはコンツェルン決算書の監査を越える監査役会の監督活動に関する積極的な衝動になるのである⁽²²⁾。

以下では、評価基礎および分類と説明の順にみていく。

3 評価基礎

Gross/Möllerによれば評価基礎は文献において、現時点では、一般的な概念はない。商法典第321条第2項第4文の最初の前半部分の意味における評価基礎は、計上選択権および評価選択権より上位の評価基礎を含んでいるが、ここでは計上方法および評価方法を取り上げる。とりわけその行使が重要である。その理由はこの決定により、法定代表者は年度決算書の総合的言明に影響を与えることができるからである。会計報告の諸規則において確定されず認められている明示的な選択権および会計報告の諸規則に関してそれが存在せず、不明確でありまたは一義的ではないことから生じる暗黙の選択権は、会計報告に裁量の余地を可能にするのである⁽²³⁾。

Gross/Möllerによれば、計上選択権は年度決算書において取引事象 (Geschäftsvorfall) が見積られるべきか否かに関係している。たとえば、商法典第274条第2項にしたがう積極側潜在的租税、または商法典第249条第2項にしたがう費用性引当金を挙げることができる。また、評価選択権は対象を積極側または消極側に計上された取引事象を、少なくとも2つの可能性のある価値に帰属させなければならないことに関係する。たとえば、商法典第253条第1項にしたがう「商人の合理的な判断」により必要な金額の算出、商法典第253条第3項にしたがう減価償却方法および使用期間の法定ならびに調停すべき金額の具体化をあげることができる。このように裁量の余地は、不確かであり将来に関係する価値の見積りの必要性から生じるのである⁽²⁴⁾。

(1) 重要な評価基礎

決算監査人により重要な評価基礎のみが説明されなければならない。これは、評価基礎が単独で、あるいは他の評価基礎と共に作用して報告書の受け手の情報のために重要である場合である。その理由は、重要な評価基礎が年度決算書の総合的言明に影響を及ぼすからである。しかも決算監査人の指摘あるいは説明は、とりわけ（たとえば、計上選択権および評価選択権または見積りのための変動幅 (Band-breiten) といった）重要な裁量余地が存在する場合である。さらに、個々の貸借対照表上の決定が確かに許容しうる変動幅の中にあるが、総合的言明にある目的に向けた、結果に偏った影響を有する決定は確認されなければならない。そのため、たとえば緊迫した企業状況の場合に、年度成果を高める目的のための措置は報告義務がある。また報告義務は、対応する事実関係が附属説明書に十

⁽²¹⁾ Gross /Möller(2004),S. 320.

⁽²²⁾ Ebd.,S.320.

⁽²³⁾ Ebd.,S.320-321.

⁽²⁴⁾ Ebd.,S. 321. IDW PS 450 Tz.78,80-83.

分に記述されている場合には附属説明書への参照指示によっても対処することができる⁽²⁵⁾。

(2) 評価基礎の変更

決算監査人は、評価基礎の変更が個々にまたは事実関係形成措置と共に全体として年度決算書の総合的言明、言い換えれば、年度決算書によって伝達される、資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の写像に重大な影響を有する場合は、監査報告書において立ち入らなければならない。評価基礎の変更は、会計政策上の措置により、企業の財産状態、財務状態および収益状態の現実の発展動向と傾向が覆い隠されるかまたは誇張して描かれることができるし、通常観察される会計上の関係または会計上の指数は著しく影響され得るのである⁽²⁶⁾。重複を避けるために、監査報告書において、附属説明書の記載事項が（商法典第284条第2項第3号にしたがい）参照指示される。

続いて、評価基礎の変更の影響を明瞭にするため、原則として数値化された記載がなされなければならない。この記述において、場合によっては、評価基礎の変更の結果として生じ、年度決算書の全体的言明に影響を与える将来の反対の効果を、将来の期間において結果が変化することを指摘する方法で、取り上げなければならない。不確実性が存在することによって、数値が言明能力がないように思われる場合、少なくとも年度決算書の総合的言明に与える影響に対する一般的傾向に従った言明がなされなければならない⁽²⁷⁾。

法定代表者により行われた許容しうる貸借対照表表示上の決定および評価上の決定の査定は、商法典第264条第2項第2文の違反を除いて必要とされない。しかし、重大な経済状況の進展を隠ぺいする会計政策上の措置は、商法典第264条第2項にしたがい記載する必要がある、また監査報告書において、年度決算書の正規性に関する言明の枠組みの中で判断されなければならない⁽²⁸⁾。

(3) 事実関係形成措置

年度決算書の全体的言明の枠内において、事実関係形成措置もまた取り上げなければならない。これは次の場合に、財産対象物および負債の計上や評価に影響を及ぼす措置である。すなわち、

- ・決算監査人の判断によれば、決算書の受け手の予想に一致する一般的な形成から逸脱している場合であり、かつ
- ・かかる一般的な形成からの逸脱が年度決算書の総合的言明に著しく影響を及ぼす場合である⁽²⁹⁾。

事実関係形成措置により、年度決算書のスナップショットは目標指向的に影響を受けるのである。その場合、年度決算書における財産状態、財務状態および収益状態の記述に重大な影響を与える事実関係形成措置について報告されなければならない。資産担保証券取引またはペンション取引における債権売却の場合には、財産状態の記述が中心を占める。一方、セール・アンド・リースバック取引の場合には、財務状態および収益状態の記述が重要である。これらは、既述のIDW PS 450による例示である。かかる報告義務の行使は、決算監査人が行われた措置に何ら異議を唱えることを意味しない⁽³⁰⁾。

⁽²⁵⁾ Gross /Möller(2004),S. 321. IDW PS 450 Tz.84 ff.

⁽²⁶⁾ Gross /Möller(2004),S. 321. IDW PS 450 Tz.91.

⁽²⁷⁾ Gross /Möller(2004),S. 321.

⁽²⁸⁾ Ebd.,S. 321.

⁽²⁹⁾ Gross /Möller(2004),S. 321. IDW PS 450 Tz.94.

⁽³⁰⁾ Gross /Möller(2004),S. 321. IDW PS 450 Tz.95.

4 分類および説明

これらが、とりわけ商法典第321条第2項第4文による評価基礎およびその変更ならびに事実関係形成措置の説明に関して、報告書の受け手による年度決算書の総合的言明の判断に不可欠である場合には、さらに年度決算書の項目を分類 (Aufgliederung) し、十分に説明 (Erläuterung) されなければならない⁽³¹⁾。ここで「分類」とは、Gross/Möllerによれば、報告書の受け手による判断に際して必要不可欠である場合に、異質なものがまとめられた項目 (Posten) の内容を挙げることを示している。理解するために不可欠であれば、数字を用いた報告が行われなければならない⁽³²⁾。また、項目の十分な「説明」は、第三者に対する正当な報告の他に、適用された貸借対照表計上方法および評価方法ならびに前年度に対する重要な変更立ち入らなければならないことを示している⁽³³⁾。

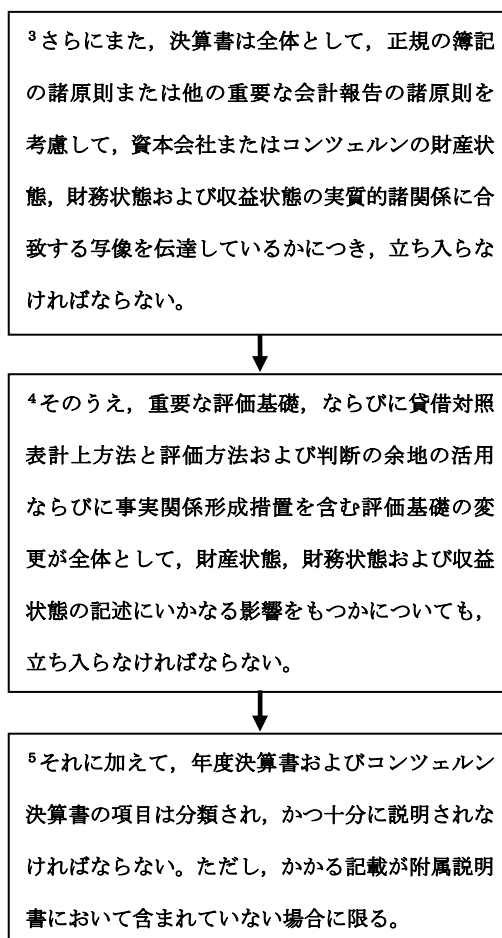
IDW PS 450は今後は、報告実務の中で一般に使われている分類と説明の3つの方法を区別するのであり、これらは報告の明確さのために相互に混同してはならないのである⁽³⁴⁾。

(1) 総合的言明の記述中の分類と説明

TransPuGは、商法典第321条第2項において、年度決算書の総合的言明に関連して、年度決算書およびコンツェルン決算書の分類と説明について決算監査人の義務を規制している。この決算書の分類と説明について規定しているのは第5文であるが、第3文および第4文の文脈の中で考慮されなければならない。図表16-3はかかる文脈を示したものである。それによれば第5文による説明は、決算書が全体として正規の簿記の諸原則を遵守して、実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかについて立ち入るためにのみなされることを意味している。つまり、分類と説明は、これによって評価基礎の洞察 (Einblick) が改善される場合にのみ、より問題指向的に行わなければならないのである。Gross/Möllerによれば、そのため、たとえば、年度剰余は事実関係形成措置がある場合とない場合が記述されることによって、当該措置がいかなる影響を与えるか、説明されるのである⁽³⁵⁾。

このように第2項第5文の説明は、総合的言明の記述の枠の中で行われなければならない。それに

図表 16-3 商法典第 321 条第 2 項の構成



(31) Gross /Möller(2004),S. 321. IDW PS 450 Tz.75,79.

(32) Gross /Möller(2004),S. 322.

(33) Ebd.,S.322.

(34) Ebd.,S.322.

(35) Ebd.,S.322.

よってこれとは別の説明部分と財産状態、財務状態および収益状態に対する報告文節との間の繰り返しが避けられ、その結果、監査報告書の理解可能性が支えられるのである。評価基礎に関係する分類と説明は年度決算書の全ての項目に関係しているのではなく、むしろその重要な項目のみに関係している。したがって、全ての分類と説明は断念せざるをえないことを意味している。Gross/Möllerによれば、言明能力のある記述という意味において、財産状態、財務状態および収益状態の記述のために、監査報告書において必ずしも必要とされない「数字の墓場 (Zahlenfriedhöfe)」は、もはや現行の法的規制により放棄されなければならないのである⁽³⁶⁾。

決算監査人が、全体として無限定の確認の付記ではなく、拒絶の付記のみ付与すると結論に至った場合には、その結果として年度決算書の総合的言明の肯定的判断が拒絶される。拒絶の理由についての説明を超えて、総合的言明の判断に対する更なる説明（商法典第321条第2項第4文および第5文）は決算監査人によりすべきではない。これに対して、限定が付された確認の付記が会計報告の重要な部分に対する肯定的判断を含む場合には、総合的言明の判断に対する説明（商法典第321条第2項第4文および第5文）は有意義であり、必要となる⁽³⁷⁾。

(2) 中小企業の場合の分類と説明

とりわけ中小規模企業の場合には、分類と説明は、補足的な意味をもつことが注目されなければならない。監査報告書は企業の監視のための問題指向的な出発点だけではない。すなわち、それだけで決算監査人により行われた事業年度の貸借対照表および損益計算書の項目に関する文書として役立つ。中小企業において、分類と説明を実施することは、重要な情報およびコントロール手段を意味するのである⁽³⁸⁾。監査役会員および有限会社の社員は、年度決算書の個々の項目の内容について十分に情報が与えられることが保証されるのである。とりわけ監査役会員および有限会社の社員は、年度決算書の確認の際ならびに利益の活用 (Gewinnverwendung) の決定の際に監査報告書の助けを借りなければならない。また積極側および消極側項目の計上の際および評価の際に、裁量の余地および選択権の行使の有効活用に関する自己の判断を形成することができるからである⁽³⁹⁾。

(3) その他の分類と説明

以上に加えて企業は、補足的な委任に基づいて、任意の説明部分の内容および範囲を決算監査人と個別に調整する。ここではこれを「その他の分類と説明」という。この拡大された報告は、依頼者の長年の経験による期待に一致している。たとえば、財産状態に関する貸借対照表一覧表の掘り下げた記述、収益状態に関する損益計算書の成果源泉分析、財産状態および収益状態に関する決算監査人の記録ならびに場合によっては財務状態の記述に関する資本変動計算書は一事情によっては業績構成、資本構成および財産構成に関する数値によって一受け手の集団のために、決算監査を通じた重要なサポートを意味するのである⁽⁴⁰⁾。

かかるその他の分類と説明が行われる限り、それは獲得された簡潔で問題指向的な報告とは矛盾す

⁽³⁶⁾ Ebd.,S.322.

⁽³⁷⁾ Ebd.,S.322.

⁽³⁸⁾ Ebd.,S.322-323. IDW PS 450 Tz.99.

⁽³⁹⁾ Gross /Möller(2004),S. 323.

⁽⁴⁰⁾ Gross /Möller(2004),S. 323. IDW PS 450 Tz.100.

る。そのため年度決算書の総合的言明に関する報告文節において取り上げてはならない。なぜならそれは商法典第321条第3文から第5文までの意味における年度決算書の総合的言明に関係していないからである。監査報告書の明瞭性および一目瞭然性 (Übersichtlichkeit) は、その他の分類と説明が、適切な文節の名称の下に、独自に上述の文節に続けて監査報告書の文節に取り入れるか、または監査報告書の添付物に取り入れるるのである⁽⁴¹⁾。

ただし、以上のことは次のようにして可能となる。監査報告書におけるかかる分類と説明により、決算監査人はそれらの正確さに責任を負うのである。そのため、監査が必要とされる。このことから、規則どおりに、決算監査の範囲で、監査行為の拡大が明らかになるのである。そのため少なくとも決算監査人は、分析的監査行為およびシステム監査行為をつうじて、自己の責任において分類および解説は引き受けることができることを確認することが必要となる⁽⁴²⁾。更なる言明関係監査行為が必要であれば、貸借対照表および損益計算書の項目の分類によって、分類と説明に関連する監査行為に関する重要性の限度を変更することに注意しなければならない⁽⁴³⁾。

(4) 貸借対照表、財務または成果構成の記述の要約

分類に対置する要約された説明の形式は、貸借対照表、財務または成果構成の記述にみられる。それはしばしば数年間にわたる比較として整理される。またかかる補足された記述は商法典第321条の枠組みを越えているのである。それにもかかわらず、かかる記述はしばしば企業の財産状態、財務状態および収益状態の理解とその変化のための基礎を提供するのである。そのためIDW PS 450の第30項は次のように定めているのである。

「法定代表者による企業の状態および発展動向の表示に関する判断の基礎として、たとえば貸借対照表または損益計算書の構成に関する前年度の数値を示した、要約された概要は適切である。」

この理由により、この記述は商法典第321条第1項第2文による冒頭報告に取り込まれる。しかもその場合、この記述は問題指向的な報告を適切に支援しなければならないのである。そのためそれは、決算監査人により、具体的に総括することによって、望ましい簡潔さで行われることが前提条件となる。このような前提がないのであれば、任意の分類および説明文節または添付物の中に取り入れなければならない⁽⁴⁴⁾。

第4節 小括

立法者は、TransPuGにより、既にKonTraGによりとられた方向性、つまり監査報告書において与えられる監査結果の記述および評価は問題指向的に形成されなければならないという方向性を首尾一貫して続けてきた。この方向性への対応が決算監査人により期待される。すなわち基本的に監査報告書はより簡潔で、明瞭であり、同時に報告書の受け手にとってより言明能力があるべきことを意味している。Gross/Möllerによれば、問題に関係しない監査報告書中の言明は再検討されなければならない

⁽⁴¹⁾ Gross /Möller(2004),S. 323. IDW PS 450 Tz.102.

⁽⁴²⁾ Gross /Möller(2004),S. 323.

⁽⁴³⁾ Ebd.,S.323.

⁽⁴⁴⁾ Ebd.,S.323. IDW PS 450 Tz.103.

いのである⁽⁴⁵⁾。

当該方向性に決算監査人の補足された確認義務および判断義務は結びつけられている。当該義務は監査報告書の中にその表現を見出すことができ、掘り下げられた監査をもたらさなければならない。KonTraGにおいて、とりわけ法定代表者による企業またはコンツェルンの状態の記述の判断ならびにリスク早期認識システムに対する確認が新たに導入された。

次にTransPuGにより新たに定められた報告義務は、法律規定の枠内で生じる計上 (Bilanzierung) および評価の変更、および、それが企業またはコンツェルンの状況に与える影響を認識可能にするのである⁽⁴⁶⁾。

Gross/Möllerによれば、監査報告書の模範報告 (Musterberichten) は、極めて相対的な重要性が認められるにすぎないという結果を生んだのである。監査報告の重点は、企業の現実の状態および計上の問題指向的な記述と評価にある。あらかじめ定められた報告の定式化は、その模範にはなり得ない。監査報告は、いずれの年においても重要な事実関係を新たに指摘し、評価するのである。かかる事実関係は、企業またはコンツェルンのそのときどきの状態において、監査すべき決算書および状況報告書との関連において、重要なのである⁽⁴⁷⁾。

このように範囲が狭められた報告に、高められた決算監査人の義務と責任は直面しているのである。決算監査人は、監査報告書によって表明される監査意見 (Prüfungsaussage) の拡大、具体化および深化をつうじてのみこれらに応じることができるのである。このことは広範囲にわたる監査を必要とする。監督機関は監査報告書とその監視任務のための基礎として有効に使うのである⁽⁴⁸⁾。

従来の報告実務の続行の中で、企業は補足的な委託により、さらに進んだ分類と説明を望む場合がある。それらは報告書のはっきりと切り離された一部分の中、または付録の中でのみ行うことが認められる。その場合、決算監査人はかかる言明に関して、IDW PS 450が指摘する補足的な監査義務を負うのである⁽⁴⁹⁾。

新たな改革は、とりわけ重要な部分の報告において、決算監査人の活動はわずかとはいえない程に変更されたのである。決算監査人はこれを、その活動の結果、すなわち監査報告書に、監督機関の問題指向的な支援により強く合わせられた機能を与えたのである⁽⁵⁰⁾。

⁽⁴⁵⁾ Gross /Möller(2004),S. 323-324.

⁽⁴⁶⁾ Ebd.,S.324.

⁽⁴⁷⁾ Ebd.,S.324. Gross /Möller によれば、模範報告と同様に先行報告 (事前報告 (Vorberichten)) もわずかな重要性が認められるにすぎないと述べている。当該報告は、その都度ごとに与えられる企業またはコンツェルンの状態に依存して現実的に必要となるため行われる。むしろ法律に従った継続的・包括的な報告に重要性が認められる (Ebd.,S.324.)。

⁽⁴⁸⁾ Ebd.,S.324.

⁽⁴⁹⁾ Ebd.,S.324.

⁽⁵⁰⁾ Ebd.,S.324.

終章

ドイツ決算監査制度の特質とその基盤構造

終章に当たり、これまでの考察結果をまとめ、本研究の結論を提示する。

まず第1節において、KonTraGによる監査制度改革において決算監査人による監査役会支援機能を示す各規定の意義と背景を明らかにする。そのうえで、第2節においてドイツの決算監査制度は、金融システムを基盤とすることを提示し、その構造を明示する。最後に、第3節として問題指向的監査報告書こそがドイツ決算監査制度の特質である決算監査人の監査役会支援機能の中心にあることを示す。

第1節 KonTraGによる決算監査制度改革

本節では、上記の認識事項を各章の内容を要約的に示すことによって明らかにしよう。

(1) KonTraGの意義付けと決算監査制度の形式構造

まず第1章では、最初にドイツにおける1998年のKonTraGの成立までにおける会計報告の国際化について概観した。同時に1990年代ドイツにおける会計不正事件によって、決算監査の改革の必要性が導かれたことを示した。最後に6つの観点からKonTraGの改正内容の全体像を提示した。すなわち、株式会社の取締役の義務の拡大、自己株式の取得とストック・オプション制度の整備、監査役会の職務の強化、株主の立場の保護、決算監査の諸規定の変更および決算の透明性の強化である。とりわけ、本研究において関係するのは、これまでとは異なる監査人の監査役会および経営機関との結びつきおよびリスク・マネジメント・システムの監査に関する諸規定である。

第2章は、KonTraGの成立後の会計報告の国際化と2005年に施行されたエンフォースメントの展開を概観した。まずドイツにおける会計報告の1998年から2004年までの第3段階は規制緩和の期間から2005年以降の、EU全域にわたるIFRSによる（連結）会計報告に関するEUの決定の第4段階、さらに会計報告の国際化における中小規模の企業の状況までを見た。次に、2000年前後に生じた多くの会計スキャンダルを契機とする監査制度改革の動向を概観した。すなわち、2005年に施行された貸借対照表統制法（BilKoG）によるエンフォースメント手続き、および2005年に施行された決算監査人監督法（APAG）による決算監査人たる経済監査士の業務の監督である。以上によって、ドイツにおける会計報告の更なる国際化と投資家保護と資本市場における信頼性が強化されたことを明らかにした。

第3章は、KonTraGの株式法および商法典の改正の中から、企業内部のガバナンスに関する重要条文を取り上げ、理由書によりその意義付けをおこなった。特に研究者、銀行実務家および経済監査士の見解から、KonTraGの評価を行い、ドイツにおける二元的コーポレート・ガバナンス・システムにおける決算監査人の重要性を導いた。すなわち、監査役会の監督は、KonTraGにおける決算監査の改革を通じてその本来の効果が推進されることになった。企業経営の監督に際して、監査役会の協力

者としての決算監査人の役割が、ドイツのコーポレート・ガバナンスにおいて明快に強調され、また拡充されたのである。KonTraGの重大な貢献は、このような決算監査人の支援機能にある。監査役会の協力者としての決算監査人は、二元的企業体制モデルが国際的な受容を得、かかるモデルが一元的システムと並んで機関システムの全世界にわたる競争の中で地歩を固めるチャンスを与えるために、重要な支えになるのである。ここにドイツの経済監査士の特別で全世界でも比類のない責任が存在すると見ることができるのである。

第4章では、ドイツの決算監査制度の形式構造を明らかにすることを目的にしている。そのため、IDWの監査基準の各規定の検討をとおして、決算監査の目標と一般原則の全体像を提示し、関連する監査基準の各規定の検討をおこなった。決算監査の目標は、年度決算書および状況報告書による情報の信頼性を確認し、とりわけその信憑性を高めることにある。監査実施に関しては、経済性の原則の遵守、批判的な基本姿勢（職業的懐疑心）および十分な保証概念が、基準上強調されていることを示した。また、ドイツにおいては、確認の付記において、年度決算書またはコンツェルン決算書が、会社またはコンツェルンの状態の真実かつ公正な写像を伝達している旨表明されるだけでなく、これ以上の監査意見の表明が商法典により定められている。すなわち、決算監査の複合的な目標設定がなされているのである。特に決算監査人の監査報告書による監査役会への支援機能が、監査基準上、決算監査の最終目標として明示されているのである。監査役会への報告を意識した基準設定にドイツの決算監査の重点をみることができる。

(2) ドイツ監査基準にみる監視システムの展開

第5章は、KonTraGに伴い改正された株式法第91条において義務づけられた監視システムをLückの学説を中心に、経営経済的観点から位置づけを行った。会社存続のためのリスクを早期に情報として捉える仕組みは、コーポレート・ガバナンスにおける監督機能から導かれる要請である。監視システムは、まず学説上は、リスク早期警告システムとして展開されたことを明らかにした。

第6章では、ドイツにおける内部統制システム概念を、米国との比較の上でその特質を明らかにした。IDWは、2001年に公表した基準において、決算監査人が決算監査において判断を下すべき内部統制システム概念を示した。US GAASを意識した基準設定が行われたといわれる。しかし、外形上は米国のinternal controlに接近させていることが窺えるが、実質的にはドイツの独自性が堅持されたとみることができる。ドイツの内部統制システム概念は、あくまで内部監視システムと内部制御システムからなる経営経済上の議論に立脚していることが確認された。

第7章では、法、学説および監査基準で展開された監視システムとそれに関する内部統制システムについて、決算監査人の監査の観点から考察した。すなわち、職業団体が定義する企業のリスク早期認識システム概念の検討とその監査手続および報告をIDW PS 340を手掛かりにし、決算監査人の監査報告書による監査役会支援機能を確定すべく検討を行った。かかる支援機能が、監査基準をつうじて正式に確認されるのであり、コーポレート・ガバナンスにおける監査役会の監督機能にその基盤をみることができる。

(3) ドイツ監査報告制度の変革

第8章では「企業の存続リスク」と「将来の発展のリスク」の早期把握と報告に焦点をあて、決算

監査人による説明報告義務について考察した。KonTraGによる商法典の改正に一貫して取り入れられているのは、「企業の存続リスク」と「将来の発展のリスク」の早期把握と報告である。また、決算監査人は監査報告書の冒頭で取締役の企業の状態の判断に関して意見を表明しなければならないのである。本章ではBaetge/LinBenの所説において展開された年度決算書分析を踏まえながら、かかるリスクの客観的な測定とその記述方法について論じた。第4章で述べた決算監査人の監査報告書による監査役会支援機能は、本章における説明報告義務として、その内容が具体的に明らかにされたのである。

第9章では、ドイツにおける監査証明たる確認の付記に関する法規定と監査基準の改定状況を示した。法規定と監査実務との相互作用を明らかにすることを目的としている。確認の付記に関するIDW PS 400の公表を契機として2004年のBi1ReGによる商法典は、ISAの監査報告書の類型を法文に取り込み規定したのである。ドイツの法律条項に、IDW PSを介して、国際的な監査実務が反映されているとみることができる。外部公表用の確認の付記は、資本市場指向企業のコンツェルン決算書の要請に応えるべくISAをいち早くIDW PSに採り入れている。ドイツ商法典における決算監査の国際化への対応が図られているのである。

第2節 ドイツ決算監査制度の基盤構造

(1) 決算監査制度の特質解明のための研究アプローチおよび金融システムとそのサブシステム

KonTraGにより始まるドイツの監査制度改革は、監視システムの概念（第5章）、内部統制システムの概念（第6章）、リスク早期認識システムの監査（第7章）、企業の存続リスクと将来の発展のリスクの報告（第8章）においても、その基礎には、内部手段たる監査報告書による決算監査人の監査役会支援機能に重点が置かれている。外部公表用の確認の付記（第9章）においても決算監査人による存続リスクと将来の発展のリスクの報告がなされる。これまで、決算監査人の監査役会支援機能について、法、学説および監査実務（基準）の関係をみてきた。それでは、かかる支援機能を必要とする基盤構造はいかなるものであり、またいかなる特質があるか。

それを解明するために、まず第10章は、Hackethal/Schmidtの「金融システムと補完性」の論考に依拠して、研究の方法上のフレームワークを提示した。まず、問題設定として「金融システム」なる概念を導出し、かかるシステムが、企業の資金調達、コーポレート・ガバナンスおよび戦略といった部分システムから成ることを示した。次に「補完性」および「一貫性」概念を定義づけ、そのうえで、これらのサブシステムの諸要素の間およびサブシステムの間にも補完性と一貫性があることを示した。かかるフレームワークはドイツの決算監査制度の特質を解明するための研究のフレームワークとして位置付けられる。

次に第11章では、ドイツにおける金融システムの特質を明らかにした。Schmidt and Tyrellの所説を検討することによって、ドイツの金融システムは、金融セクターにおいて銀行が支配的役割を担い、それを背景にした企業の資金調達パターンは、少なくとも1990年代後半まで補完的で一貫性があったと考えられることを確認した。

第12章では、金融システムにおける会計制度（システム）の役割を分析した。そのため、伝統的なドイツの会計規制の目的を検討したうえで、現行の制度から外部投資家が利用可能な情報システムおよび私的情報システムを導出した。すなわち、ドイツの会計制度は私的に情報を内部者、とりわけ監査役会に伝達するいくつかの取組みを有している。その重要な例として、決算監査人の監査報告書の存在を示した。最後に、Leuz and Wüstemannの所説から、これまでのIASのアドプションといったドイツにおける最近の制度的改革が、ドイツの会計制度の特徴である内部者システムと私的情報経路への依存を根本的には変化させていないとの指摘を示した。

第13章では、コーポレート・ガバナンスの構造の特質を明らかにした。ドイツのコーポレート・ガバナンスは一方的な株指向とは対照的にステークホルダー指向を基礎に置く内部者コントロールシステムである。大規模公開会社では、いくつかの重要なグループが存在し、監査役会をつうじて影響力を行使するのである。またそれは、第12章で検討したように、一般投資家には提供されない極めて詳細な情報によって行われる。この点はドイツの株式会社の制度的デザインである。銀行および従業員といった主要なステークホルダーは、いわゆる「統治連合」を構成する。その背景には、ドイツ独自の共同決定および金融セクターにおける伝統的な銀行の中心的な役割がある。すなわち、ドイツのコーポレート・ガバナンスは、第11章で述べたドイツ金融システムの特徴に一致しているのである。

(2) 基盤構造の全体像—金融システムと決算監査制度との関係

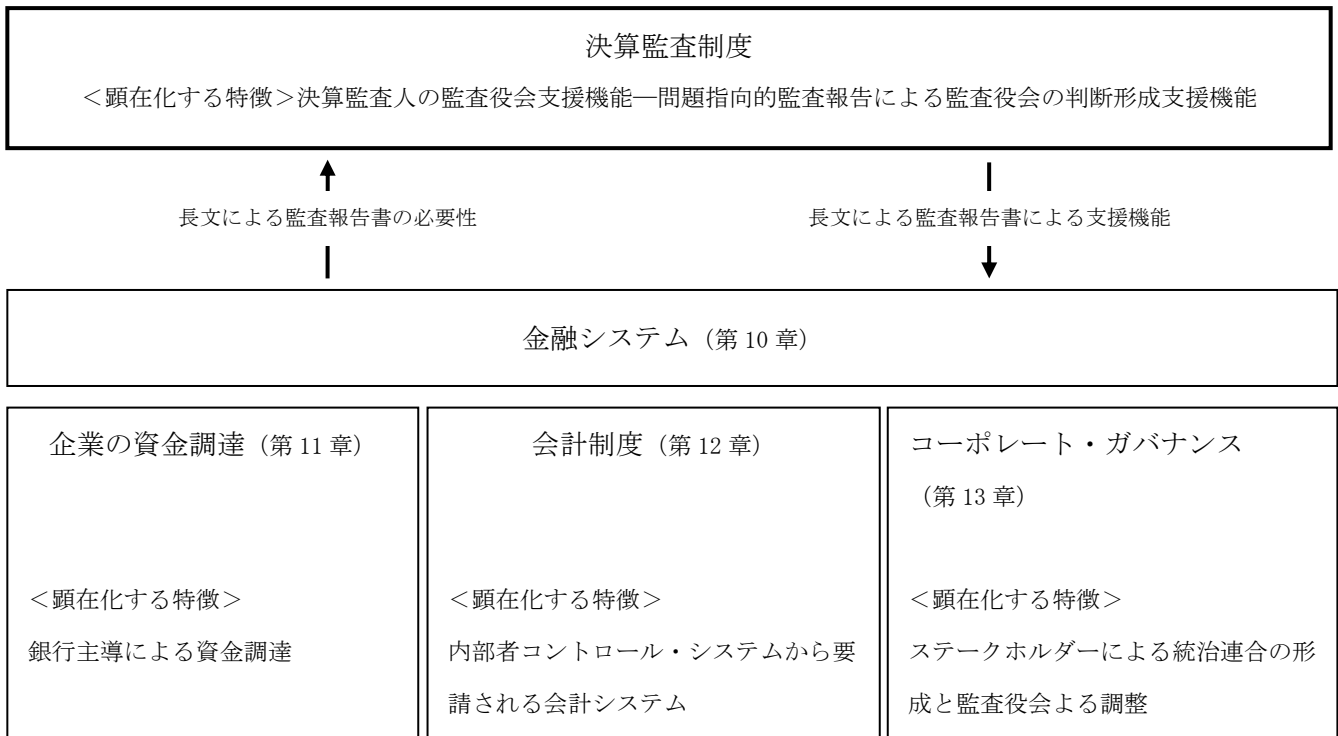
既述のように本研究の問題意識の背後には、ドイツ決算監査制度の基盤構造がある。基盤構造を解明するために本研究では「金融システム」の構想を用いた。ここでは金融システムと決算監査制度の結びつきについて若干の考察を試み、金融システムと決算監査制度との適合関係を明らかにする。

図表1は、ドイツ決算監査制度の基盤構造を金融システムとサブシステムとの関係を踏まえて図示したものである。本研究は金融システムの構想を設定し、金融システムはサブシステムから構成されるとした。サブシステムは、企業の資金調達、会計制度およびコーポレート・ガバナンスを想定した。これらのサブシステムも諸要素から構成される。第10章で検討したように、金融システムには、システムとしての補完性と一貫性の構想が適用される。サブシステムを構成する諸要素が示す効果の顕在化が、諸要素間で良好な適合関係を示した場合には諸要素間に補完性があるという。かかる適合関係がある特定の目標（または価値の獲得）に向けて継続している場合には、当該サブシステムは一貫性があるという。また上記の3つのサブシステムの間にも補完性と一貫性がある。ドイツにおける企業の資金調達、会計制度およびコーポレート・ガバナンスの間には補完性があり、一貫性があることを考察した。図表1においては、金融システムが企業の資金調達、会計制度およびコーポレート・ガバナンスから構成されると想定し、それらを並列させ、補完関係があることを示している。

ところで、第12章において会計制度の内部者コントロール・システムにより、内部者に情報を伝達する手段として長文による監査報告書の必要性を導出した。この監査報告書により決算監査人によるコーポレート・ガバナンスの中核に位置する監査役会への支援機能が果たされる。このような関係は決算監査制度、会計制度およびコーポレート・ガバナンスの結びつきを示している。かかる関係から導かれる効果が有効に機能すれば、各制度の特徴を顕在化させる。会計制度およびコーポレート・ガバナンスという金融システムのサブシステムからの要請は、決算監査制度の特徴を顕在化させる。す

なわち、決算監査人による問題指向的監査報告による監査役会の支援機能である。図表1においては、3つの補完的関係を有するサブシステムから成る金融システムから、長文による監査報告書の必要性が導き出され、支援機能が果たされることを示している。図表中にはこのような適合関係の中で、顕在化する各制度の特徴と検討を行った章を示している。

図表 終章-1 ドイツにおける決算監査制度の特質とその基盤構造



出所：本図表は本研究の記述の内容から筆者が作成したものである。

第3節 決算監査人の支援機能の進化

(1) 監査役会支援機能の進化

KonTraGによって明確にされた決算監査人の監査報告書による監査役会支援機能は2001年のTransPuGによりさらに進化した。第14章は、改正商法典第321条の規定内容を理由書の各論により明らかにした。さらに、コメンタールを用いて条文の解釈を行い、改正商法典第321条の意義付けを行った。続いて、第15章は、TransPuGによる改正商法典第321条を受けて、経済監査士の職業団体たるIDWによる監査基準によって、実務状況を観察した。そのさいIDWPS450を分析対象として、監査報告書の作成に関する一般原則および監査報告書の記載事項を検討し、監査報告書がより問題指向的に発展していることを明らかにした。その要点は、次のように分類できる。すなわち、冒頭報告、不正の報告、監査対象の報告、会計報告の正規性の報告、重要な評価基礎、評価基礎の変更および事実関係形成措置を含む総合的言明の報告、年度決算書の項目分析と説明および監視システムの報告である。監査実務上この6つの報告が、決算監査人による監査役会支援機能の基礎を形成するのである。

第16章においてはかかる問題指向的監査報告書について、法と実務状況（監査基準）を踏まえた学説によってその特質を解明する。すなわち、KonTraGから進化した決算監査人の説明報告義務、会計報告の正規性に関する報告および総合的言明のための報告に関する諸規定とTransPuGによる改正により付加された規定により監査報告書の問題指向性の進化を明らかにした。

(2) 問題指向的監査報告の意味

以上の3つの章の考察により、次の観点が導かれる。すなわち、決算監査人は、監査報告書をつうじて監査役会の監督機能を強化する役割がある。これまでの考察により、監査役会支援機能の問題に接近する際の核心は、決算監査人による問題指向的監査報告にほかならない。問題指向性とは、誠実な監査報告を行うために明瞭性の原則と重要性の原則から要請される。ここで改めて意義付けを行えば、問題指向的監査報告とは、監査報告書の受け手（主として監査委員会を含む監査役会の構成員）が、法定代表者（取締役）の行った措置を自ら評価できるようにし、自己の監査活動および監視活動を方向付けるべき指摘を与えることである。かかる指摘は、監査役会員が自ら監査を行うに際して、監査判断の支援となるのである。このような方向性の付与が問題指向性を意味する。決算監査人の監査役会支援機能は、問題指向性の付与により監査役会の判断形成支援機能に進行しているといえるのである。

KonTraGにより始まり、TransPuGにより受け継がれた法律改正とIDW PS 450により、決算監査人の監査役会支援機能はさらに進化したのである。KonTraGを起点として、ドイツ決算監査制度の質的変化をここで改めて指摘することができると思われる。

第4節 支援機能の質的変化の意義

KonTraGによる決算監査人の支援機能の質的変化を明確にするため、ここでは、すでに本研究で考察した議論を抽出し、要約的に提示する。KonTraGの成立以前にあった実務上の状況と改善のための提案を指摘し、それが実現に向けて動き出す契機となった要因を示す。その上で、本研究において、決算監査人の支援機能の質的変化を形成する要素を抽出することによって、当該機能の変化を明らかにする。

(1) 監査役会と決算監査人の協働の無機能化

監査役会と決算監査人の支援機能は、これまでもドイツにおいて確認することができる。Hommelhoff et al. (1999) は、歴史的な役割の中で、決算監査人は企業経営の監督に際して、監査役会の協力者 (Gehilfe) であると表現していた⁽¹⁾。わが国の文献においては、ドイツの決算監査人は「法律で定められた監査役会の協力のパートナー」であると言及されてきた⁽²⁾。ところが、これまでは、決算監査人側からの一方的な支援であり、正井 (1997) によれば、その結果「ドイツの監査実務では、監査役会と決算監査人の協働の法律上の可能性は、ほとんど利用されていない」状況にあっ

⁽¹⁾ Hommelhoff et al. (1999), S.442.

⁽²⁾ 正井 (1997), 45 頁。その他にも小柿 (1997), 395 頁, 田村 (2005), 257 頁などを参照。

た⁽³⁾。そのため、ドイツにおいては、以下のような改善提案がなされていた。ここでは正井（1997）に従ってみたい。

① 監査役会による決算監査人の選任と職務の委託

まず、監査役会による決算監査人の選任に関する問題点である。決算監査人は、原則として、監査役会によって提案され、株主総会によって選ばれるが、正井によれば、「実際には、監査役会は、しばしば取締役の勧告にしたがっている」。そこで、「決算監査人の独立性および監査役会の地位の強化のため、選任権限を監査役会に与えることが主張される」のである⁽⁴⁾。

次に職務の委託の問題である。決算監査人が適正な監査報告書をするためには、取締役から独立していることが必要である。しかし、正井は次のように述べる。「決算監査人になろうとする者は、監査に要する時間、報酬および監査の重点を取締役と交渉して決める。これでは、決算監査人および取締役とも、利益の衝突を避けることが困難になる。そこで、取締役ではなく、監査役会または監査役会内部の委員会（監査委員会）が職務を委託し、同時に、上述の職務内容などを交渉して決めることが提案される」のである。また、決算監査人は、「取締役ではなく監査役を支えることが決算監査人の任務であるゆえに、当然であり、これによって、取締役に対する決算監査人の独立性が促進され、かつ監査役会と決算監査人との協働が改善される」のである⁽⁵⁾。

② 決算監査人の監査役会会議への参加義務

これまで、決算監査人は、監査役が求める場合には、監査役会の会計に関する会議に参加しなければならなかった（改正前の株式法第171条第1項第2文）。しかし、正井によれば、「これまで、この規定はほとんど利用されてこなかった」のである。ドイツにおいて「監査役会の会計会議または監査役会の会計委員会への決算監査人の参加を、強制的なものとする」提案がなされていた⁽⁶⁾。

③ 監査報告書の閲覧権・入手権

まず、監査報告書の閲覧権・入手権についての指摘である。正井は、「これまでの株式法によると、取締役は、決算監査人の監査報告書の入手後、遅滞なく、それを、年度決算書および状況報告書ともに、監査役会に提出しなければならない（改正前株式法第170条第1項第2文）。その提出は、監査役会の会長になされる。各監査役員は書類を閲覧する権利を有する。その書類は、各監査役員の請求により、交付されなければならない」と述べる。しかし、実務においては「監査報告書の監査役員（とくに監査役会の労働者代表）への交付は、ほとんどなされていない」という⁽⁷⁾。これについては、Leuz/Wüstemann（2004）においても同様のことが述べられている。すなわち「過去において、一部の企業の実践は、一部の監査役会メンバー、特に労働者代表は当該報告から排除されることになっていた」と⁽⁸⁾。

次に、決算監査人による監査報告書の提出先である。決算監査人は、監査報告書を取締役に提出し

⁽³⁾ 正井（1997），41頁。

⁽⁴⁾ 正井（1997），42頁。

⁽⁵⁾ 正井（1997），42頁。

⁽⁶⁾ 正井（1997），45頁。

⁽⁷⁾ 正井（1997），47頁。

⁽⁸⁾ Leuz/Wüstemann（2004）,p.465.

なければならない（改正前商法典第321条第3項）ことを前提にすると、「監査報告書の直接の受領者は取締役である。そして、決算監査人の監査に関する報告は、実務では、それが監査役会に送付される前に、通常、監査役と協議される」。正井による次の指摘は注目すべきである。「この取締役との調整により、決算監査人が監査の受託の継続に関心があるために、強い批判・意見を緩和された形式・表現で監査役に伝えるという心配がある」。そこで、「解決策として、監査報告書を、取締役と監査役会の会長に同時に送付することが考えられる」のである⁹⁾。

以上のように、KonTraGの成立以前より、監査役会と決算監査人の協働は無機能化しており、それに対する対策が議論されていたのである。

(2) 決算監査人の支援機能の質的変化の契機

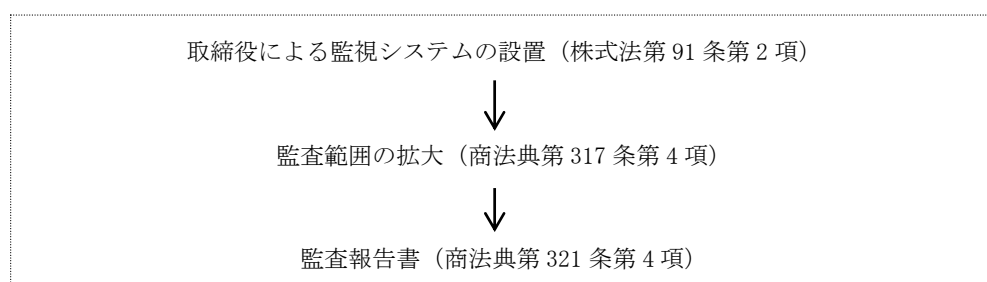
これまで述べた提案は、ある程度が1998年に施行されたKonTraGによる改革により実現された。その背景となるのが、第1章で述べたように、ドイツにおいて1993年から97年の間に相次いで生じた不正会計事件である。それらの事例につき明らかとなった特徴は、第一に、なされるべきでない行為が取締役によってなされたためコントロールが困難になっていたこと、内部コントロールと外部からの監督による複数のシステムが何度も作動しなくなり、それが長期化してしまったことである。決算監査人と取締役会が自ら距離をおいて危機の徴候を無視するようになったことである。しかも長期にわたりその兆候にたいする対処がなされなかったことが目立つのである。こうした事情を背景にして、1998年に施行されたKonTraGには、内部のコーポレート・ガバナンスの強化の観点から、株式法および商法典の改革により取締役、監査役会および決算監査に関する改革が含まれている。

(3) 決算監査人の支援機能の質的変化の要素

ここでは、すでに本研究で考察した議論を踏まえて、質的変化の要素を提示しよう。それをもたらす要因は以下の6つが考えられる。

① 取締役による監視システムの設置と監査報告書による記載

まず条文間の関係を示せば次のとおりである。これらはKonTraGによる新规定である。



まず株式法第91条第2項により、既述のように取締役の監視システムの設置の法的な明確化がなされた。商法典第317条第4項は、決算監査人は上場している株式会社の監査に際して、株式法第91条第2項に基づいて、適切なリスク・マネジメントおよび適切な内部監査に配慮する義務を負う法定代表者が、当該義務を履行したかについて判断しなければならないことを求めている。株式法第91条第2項および商法典第317条第4項の規制は、可能な限り早期にリスクおよび誤った発展動向を認識するの

⁹⁾ Leuz/Wüstemann (2004) ,p.465.

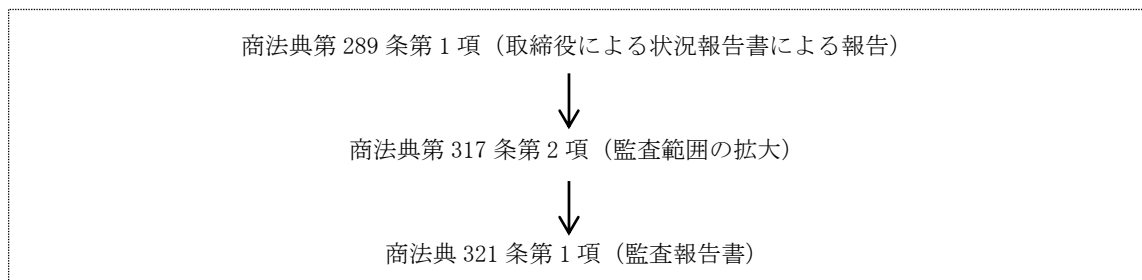
に使われ、その目的は企業の存立の危機を回避することにある。

また株式法第91条第2項の措置を評価するという決算監査人の義務により、監査役会への情報伝達が改善されることが明らかになる。すなわち、取締役が適切なリスク・マネジメントと適切な内部監査を設置したかについて、決算監査人により第317条第4項に従い監査された場合、商法典第321条第4項により監査報告書の特別な部分において判断の結果が記述されなければならない。

その場合、決算監査人は、設置された監視システムがその任務を果たしているかについても意見を表明しなければならない。必要であれば欠陥を指摘し、内部監視システムの改善が可能となる措置を挙げなければならない。その結果、監査役会は、企業組織における虚偽の源泉または弱点について全体として重要な情報と知識が与えられるのである。

Hommelhoff et al. (1999)によれば、株式法第91条第2項は、リスク・マネジメント・システムと内部統制システムの設置に関する取締役の法的義務である。この義務は、KonTraGにより努力の上獲得されたのであり、過去におけるいくつかの企業危機の観点から明確に定められたのである。また、多くの改革の事項の中でも、決算監査人の監査および報告義務（商法典第317条第4項、第321条第4項）は抜きん出た重要性をもつ。かかる義務は、間接的にも監査役会の監督活動（株式法第111条第1項）に影響を与えるからである。当該規制は企業におけるマイナスの発展動向を早期に認識し、それに対処することができる良いチャンスを作り出すのである。

② 取締役による状況報告書による報告と決算監査人による監査報告書の冒頭での意見



商法典第289条第1項により、いかなるリスクが将来の発展動向を損なうかについての言明が状況報告書に含められたことは重要であり、不可欠な事項であるとみなされる。このような方法でこそ従来の第1文に対応する資本会社の状況の記述が可能となるのである。かかる記述により実際に実質的諸関係に合致する写像も伝達することになる。

状況報告書の内容の拡大は、第317条第2項で定められている決算監査人の義務に対応している。決算監査人の義務はこれらのリスクが的確に記述されているかを監査するものである。第317条第2項において状況報告書あるいはコンツェルン状況報告書の監査は、より強く公衆の期待に適合するよう求められている。つまり、決算監査人は、状況報告書またはコンツェルンの状況に関する適切な観念を伝達しているかについて、これまで以上に進んで監査するように求められているのである。この規定は、既述のように第289条第1項の改正により、法定代表者が企業の将来の発展動向とそれに結びついているリスクに関して状況報告書において取り上げる義務を負うことが前提となっている。そのため、第289条第1項および第317条第2項の規制は、監査役会に企業の状況と起こり得る危機の状況についてより包括的に知らせるために使われる。その際、とりわけ将来の発展動向ならびにかかる発展動向の

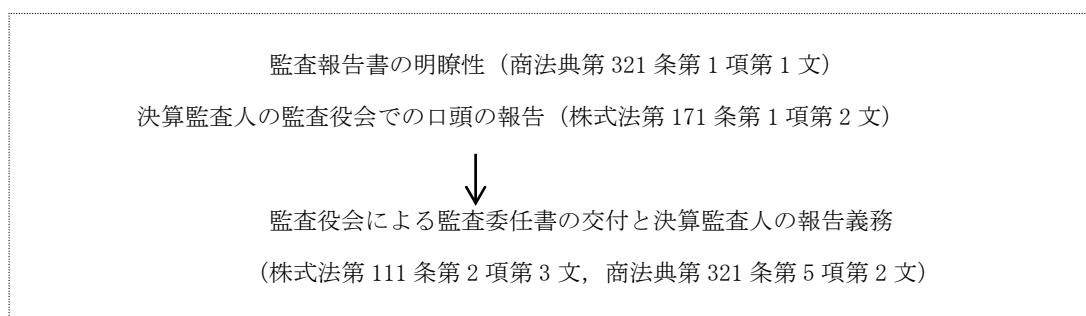
リスクの記述は将来の経過を見通した判断が問題となる。業務執行者は、義務による判断に従い行われなければならない。決算監査人は、基本的な仮定が現実的であり、それ自体が矛盾がなく、自由に使うことができる全ての情報が利用され、予測方法が適切に処理されたことについて十分な確信を得ればよいのである。

商法典321条第1項第1文により、監査報告書は専門知識を持たない監査役会構成員により理解されるよう表現上作成されることが明確にされた。第2文により監査報告書の問題指向的な視点が規準として定められた。まず企業の存続および将来の発展動向の評価を取り上げるのである。これは、第一に取締役の問題である。ただし、監査役会が監督機能を広範囲に利用するのであれば、監査役会にとって、決算監査人による自立した判断はとりわけ重要となる。以上から、監査人は監査報告書の冒頭部分で、状況報告書あるいはコンツェルンの状況の判断、とりわけそれらの存続と将来の発展動向について意見を表明しなければならないのである。

Hommelhoff et al. (1999)によれば、決算監査人が新たな法律に従い、監督活動の支援に高められた質的貢献をするとすれば、それはとりわけ、監査役会の特別な情報のニーズに合致する改正された監査および報告義務にあるとする。とりわけ会計上のリスク (Bilanzrisiken) のみならず全ての種類のリスクもまた組織的に追求することが説明義務となる。その結果、これらのリスクは監査役会への監査報告書の義務的な対象となるのである。決算監査人は業務リスク (Geschäftsrisiken) の組織的な監査 (商法典第317条第2項から第4項) に従い、商法典第321条第4項による監視システムの監査結果の報告および同条第1項第2文によって行われる取締役の状況報告書における報告に対して行われる報告、とりわけ将来の発展のリスクに関する記述を綿密に言葉で表す。それによりこれまでの支援概念は従来の会計報告の領域を超えて、取締役の企業経営への水準 (Ebene der Unternehmensleitung) へと拡大されたのである。

③ 決算監査人の監査役会への出席と口頭報告

①および②で述べたように、質的に強化された決算監査人と監査役会との協力関係をさらなる諸規定が補助し支援する。ここでもその議論を明確にするために、まず条文間の関係を示しておこう。これらもKonTraGによる新规定である。



上記の諸規定は、まず決算監査人が監査役会の会計会議に出席し、口頭で報告する新たな義務である。また監査結果について必要な明瞭さをもって文書によって報告するものである。この観点から、株式法第111条第2項第3文および商法典第321条第5項第2文による監査役会による監査委任書の交付と決算監査人の報告義務は、的確に決算監査人を監査役会に合わせるができる。つまり決算監査

人が取締役から合理的に距離を置くことを企図しているのである。質的に変化した支援概念を十分な効果で満たすために必要な規定である。

④ 説明報告義務および警告義務の深化

TransPuGによる改革による事項もKonTraGに加えて、指摘することができる。2002年のTransPuGにより改正された商法典第321条第1項第3文によれば、決算監査人は監査の実施の際に確認された虚偽または法律規定に対する違反、ならびに次の諸事実を報告しなければならない。すなわち、それは監査される企業またはコンツェルンにとって存続を脅かし、またはその発展を著しく損い得る事実であり、あるいは法律、会社約款または定款に対する重大な違反を認知せしめる事実である。旧法（1998年）では監査人により重大な事項が確認されたかどうかに関する報告であった。これを旧法による消極的説明という。改正法の第1項第3文によれば、監査人はかかる事実をむしろ積極的に報告しなければならないのである。この報告義務は、重大な違反を実際に「表す」事実についてはじめて果たされるのではなく、かかる違反を「認識せしめる」事実に関して既に行われる報告義務である。

以上のように1998年のKonTraGの規定よりさらに進んでTransPuGによる改正された第1項第3文は、確認された事実を積極的に報告するため、この報告義務はよりさらに進んだ説明報告義務ということができる。また早期に報告する義務であることから警告義務ということができる。

⑤ 総合的言明の報告

TransPuGによる改革により付加されたものは、総合的言明の報告の改善である。すなわち、決算監査人は、年度決算書が全体として、正規の簿記の諸原則を遵守した上で、資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかについて取り上げなければならない。かかる写像は貸借対照表、損益計算書ならびに附属説明書といった個々の構成要素の総合的観点から生じるため、年度決算書の総合的言明という。しかもかかる言明は、重要な評価基礎、評価基礎の変更および事実関係形成措置により大きく影響を受けるという特質がある。決算監査人は、総合的言明に影響を与えるこれらの措置も取り上げなければならない。この報告により、監査報告書の受け手が、総合的言明に影響を与える措置を自ら評価できるようにし、自己の監査活動および監督活動を方向付けるべき指摘が与えられなければならないのである。そのため、年度決算書の諸項目はいくつかの部分に細分され、十分に説明される必要がある。

⑥ 分類および解説

⑤に関係して、年度決算書の項目は、決算監査人によって分類（あるいは細分）され、さらに十分に解説されなければならない。とりわけ重要な評価基礎とその変更および事実関係形成措置の実施が、個々の決算書項目の計上、評価または構成にいかなる影響を与えるかについて立ち入ることを必要とする。

報告年度の企業の状態と発展動向を監査報告書において明確にし、年度決算書の細目を深く理解することを促し、重要な発見事項が伝達されるのである。

(4) KonTraGによる決算監査人の支援機能の質的変化の意義

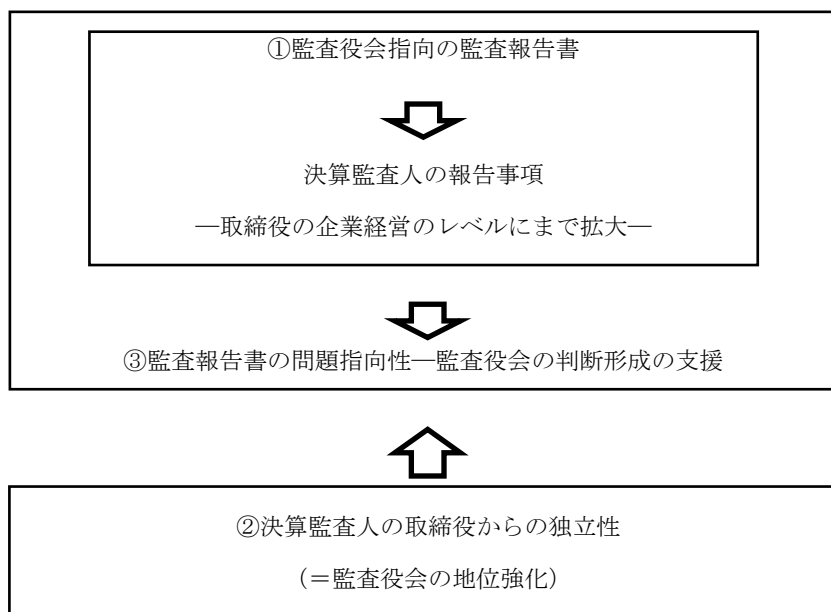
既述のように、KonTraGによる株式法および商法典の改正により、決算監査人の支援機能の概念は、従来の会計報告の領域を超えて取締役の企業経営のレベルにまで拡大した。また、KonTraGの方向性を受け継いだTransPuGの改革によって、支援機能により問題指向性が付加された。実務上は、IDW PS 450が法律規定を考慮して、監査報告書の記載内容をきわめて具体的に規定している。その規定内容の分析から、決算監査人による監査役会への問題指向性の付与とは、監査役会員の監査に際しての判断形成の支援としての意味を持つ。とりわけTransPuGの改革により決算監査人の支援機能は、監査役会の判断形成支援機能たる性格を有することになったのである。既述のように最後にこれらを支えるのが決算監査人の取締役からの独立性の確保である。

これまでの考察をまとめると、KonTraGとTransPuGの改革による支援機能の質的変化は大きく分けると3つから構成される。

- ① 監査役会指向の監査報告書—決算監査人の報告事項が取締役の企業経営のレベルにまで拡大した。
- ② 監査役会の地位強化—これは同時に決算監査人の取締役からの独立性の確保を意味する。
- ③ 監査報告書の問題指向性—監査役会員の判断形成の支援

図表 終章-2は、その関係を明示したものである。

図表 終章-2 KonTraGを起点とする支援機能の質的変化



第3章で述べたように、監査役会による監督は、KonTraGによる決算監査の改革を通じてその本来の効果が推進された。企業経営の監督に際して、監査役会の協力者としての決算監査人の歴史的な役割が改めて着目されたのである。立法者はドイツのコーポレート・ガバナンスにおける決算監査人の役割を見直し、かかる役割を強調し、拡充した。その目的は、上記の不祥事を背景にして、監査役会の監督任務とその効果的な遂行を徹底的に改善することにある。それを強化するものとして、決算監査人の支援機能が注目されたのである。株式会社の経営システムの安定化と強化のために、監査役会の協力者としての決算監査人は重要な支えになる。決算監査の改革による決算監査人の監査役会支援機能の質的变化は、当該機能の実質化を意味するといえよう。かかる効果は、ドイツの二元的企業体制モデルが国際的な受容を得て、一元的システムと並んで機関システムの全世界にわたる競争の中で地歩を固めるチャンスを与えるのである。ここにドイツの経済監査士の比類のない特別な役割がある。

以上から、決算監査人はもはや監査役会のための単なる協力者またはパートナーを超えて、監査役会の監査および監督との強い連携を行う立場へと前進したと考えられる。支援機能は連携の重要な要素として置き換えられたのである。監査役会と決算監査人の連携強化の観点から、ドイツにおける企業経営の効率的なコントロールを行うための監査役会との目的共同体（Zweckgemeinschaft）への展開といえよう⁽¹⁰⁾。

これまで述べたように、ドイツにおける決算監査制度の基盤には金融システムの構造があり、かかる構造から決算監査制度の特質も規定される。とりわけ、コーポレート・ガバナンス構造の強化の動きは、両者の良好な適合関係により顕在化する決算監査人の監査役会への支援機能の進化、すなわち実質化となって現れているのである。

⁽¹⁰⁾ Hommelhoff et al. (1999), S.390.

資料 1

IDW監査基準： 商法典第317条第4項に従ったリスク早期認識システムの監査

(IDW PS 340)
(2000年11月9日現在)

目 次

1. 序文
2. 株式法第 91 条第 2 項に従った措置の定義
3. 監査対象としての株式法第 91 条第 2 項に従った措置
 3. 1. 存続を危うくする発展動向を導くリスク領域の決定
 3. 2. リスク認識およびリスク分析
 3. 3. リスクコミュニケーション
 3. 4. 責任および任務の割り当て
 3. 5. 監視システムの設置
 3. 6. 実施された措置の文書化
4. 株式法第 91 条第 2 項に従った措置の監査
 4. 1. 監査範囲
 4. 2. 監査計画
 4. 3. 監査実施
 4. 3. 1. 実施された措置の確認
 4. 3. 2. 実施された措置の適正の判断
 4. 3. 3. 考慮された措置の遵守の監査
 4. 4. 報告
5. コンツェルンの場合の株式法第 91 条第 2 項に従った措置の特質

1. 序文

- (1) 株式法第91条第2項に従い取締役は適切なリスクマネジメントシステムと適切な内部監査に配慮するという取締役の義務が明確にされたのである。
- (2) 決算監査人は、商法典第317条に従い、株式市場で相場が付されている株式会社(株式法第3条2項)の場合には、取締役が株式法第91条第2項に従い、適切な形で必要な措置を講じたか、かつそれに続いて設置すべき監視システムがその任務をはたしているかについて、決算監査の枠組みの中で判断しなければならない。商法典321条は、監査報告書の中で商法典317条第4項に従った監査の結果に関する報告を規制している。その際、決算監査人は、措置が内部監視システムを改善するために必要であるかについてまでも立ち入らなければならない。商法典317条第4項が適用されない会社の場合には、リスク早期認識システムの監査は、監査契約の契約上の拡張の対象となり得る。

2. リスクマネジメントシステム全体からの株式法第91条第2項に従った措置の限定

- (3) 各企業の活動は、将来の発展動向の不確実性に基ついて、チャンスとリスクに結び付けられている。リスクは、一般に不利な将来の発展動向の可能性と理解される。
- (4) リスクを認識し、企業家活動から生じるリスクを取扱うための全ての組織的な規則および措置の全体をリスクマネジメントと呼ぶ。これらの規則および措置は、リスクの克服(例えばリスクの削減または除去または例えば保険を通じての第三者へのリスク移転)またはリスクの受容(リスクを背負い込む)を目指している。企業のリスクマネジメントはまた、存在するリスクを認識し、分析しかつ評価し、さらにリスクに関係する情報を組織に秩序正しく権限ある決定機関に送ることを保障しなければならない。リスクマネジメントプロセスの枠内で、下位の部署において克服できなかった場合、存続を危うくする性質をもつリスクに関する情報は取締役会まで送られなければならない。講じた措置の遵守を保障する内部監視システムもまたリスクマネジメントの一部である。リスクマネジメントは、組織的な規則の他に、リスク早期認識システムによって認識され、分析されかつ伝達されたリスクに対する取締役会の反応も含む。
- (5) 株式法第91条第2項の意味におけるリスク早期認識システムは、存続を危うくする発展動向の早期認識に向けられており、その結果リスクマネジメントの重要な視点の一部として方向付けられている。その時々企業の状況の中で、その存続を危うくするリスクとその変動を把握することを保障しなければならない。このようなリスクは早期に認識されなければならないので、リスク早期認識システムは、リスクを把握し、それに関する情報を、権限を有する決定機関に伝達するに適したものでなければならない。その場合、権限を有する決定機関が適切な方法で反応することができ、さらに取締役会がリスクに関して、それが単独でまたは他のリスクと一緒に存続を危うくすることが伝達されるよう時機を失してはならない。
- (6) 把握され伝達されたリスクに対する取締役会の反応それ自体は、商法典第91条第2項の意味における措置の対象ではない。それ故、商法典第317条第4項に基づく監査の対象でもない。まったく同様に、下位の決定機関によって設置され、または実施されたリスク回避策またはその放棄が適切でありかつ経済的に意味あるものであったかの判断は、リスク早期認識システムの監査に含まれない。

3. 監査対象としての株式法第91条第2項に従う措置

3. 1. 存続を危うくする発展動向を導くリスク領域の確定

- (7) リスクは基本的に全ての企業領域において現れる。それゆえ、株式法第91条第2項に従った措置が企業の全体に及ぶことは適切であり、また種類および範囲によって一場合によっては他にリスクと一緒に作用して一企業の存続を危うくするリスクから生じたかについて、全ての階級組織の階層およびスタッフ機能を含む企業の

全プロセスおよび機能領域を検査することも適切である。そのため、リスクが高いレベルに達し、企業環境から生じるこれらのリスクが作用する企業領域（経営上の機能または経営上のプロセス）は限定されなければならない。

- (8) これらの限定に関連して、個々の企業の存続を危うくするリスクまたはリスクの種類が、その時々のプロセスおよび領域に関して、定義付けられなければならない。各企業は、どのリスク領域が個々にまたは累積して、あるいは他のものと相互に作用して存続を危うくする可能性があるかについて、個別に決定しかつその後継続的に検査しなければならない。

3. 2. リスク認識およびリスク分析

- (9) 有効なリスクの把握、すなわちリスク認識およびリスク分析は、前もって定義されたリスクと同様に、可能であれば、変則性またはあらかじめ定義された外観とは一致しないリスクが認識されることを必要とする。これらは、全ての従業員の適切なリスク意識を創造し開発することを前提にし、これらは一各企業の状況に応じてとりわけリスクに侵されやすいとみなされる領域において特に重要である。たとえば、供給者契約または購買者契約が重大な範囲において外国通貨で決済される場合、財務領域ならびに購買部門および販売部門の従業員の高められたリスク意識は、通貨リスクに関するこのような取引に関して、重要である。
- (10) リスク分析は、発生可能性および数量的影響に関して認識された有効範囲についての判断を含んでいる。これには、重要性が劣ると個別に観察された個々のリスクが、相互に影響しまたは時の経過により累積して存続を危うくするリスクに至るかについて、判断することも必要である。そのうえ、認識したリスクがすでに反応している限りは、更なる措置またはコミュニケーションが必要か、見守らなければならない。

3. 3. リスクコミュニケーション

- (11) リスク早期認識システムの機能に関して中心となる意義は、克服されていないリスクについての報告である。これは、例えば、適切な教育措置を通じて促進された関係部署がコミュニケーションを行う準備があることを前提にする。それゆえ、克服されていないリスクは一必要であれば要約された形で一取締役会まで報告されることが根本的に必要不可欠である。序列としては劣る特質をもつリスクが一他のリスクと相互に影響し合ってもまた一存続の危険として累積されないことを確実にするために、リスクコミュニケーションの各段階に、それを超過すると報告義務が生ずるように、限界値が定義されるべきである。限界値が算出できない限りは、他の規準が探求されなければならない。
- (12) リスクコミュニケーションの柔軟性は、とりわけ重要である。各リスクがどれほどの時間的間隔で報告され、かつ受取人は誰か、これらはリスクの種類および企業にとってのリスクの重要性に依存している。けれども、緊急の場合には、形式的な報告組織を脱却し組織的なコミュニケーション経路ならびに報告の周期性は短縮されることが確保されなければならない。

3. 4. 責任の範囲と任務の割当て

- (13) そのときどきの企業領域は、次の責任を負わなければならないのである。すなわち、そこに現れているリスクを把握し、克服し、それが克服されていない情報である場合には、確定された報告の受け手に向けて更に先へ回されるのである。したがって、責任は一通常階層レベルにしたがって一等級がつけられなければならない。個々のリスクの累積の可能性、リスクが相互に補強しあつて存続を危うくするリスクに至る可能性、リスクの中での相殺の可能性を顧慮するために、報告されたリスクに関する企業領域間の情報交換が行われることを確実にしなければならない。
- (14) 時宜を得たリスクの把握を確実にするためには、情報交換に関する責任を、そのつど企業領域に責任を有する情報の受け手に割り当てることは、通常目的にかなっているだろう。たとえば、購買部門における広範囲にわたる通貨リスクは、これらのリスクが防御可能か否か、購買部門に反対の影響を及ぼすさらなる制限が、

財務部門において存在するかに関して財務部門との調整を必要とする。このような場合、リスク克服に対するなんらの手段が与えられていなければ、上位の報告の受け手に対してさらなる報告が必要である。

3. 5. 監視システムの設置

(15) 株式法第91条第2項によって設置された措置、すなわち存続を危うくするリスクとその変化を把握しコミュニケーションする措置は、適切な監視システムによって確保される。これらの措置の一部分には、諸経過にしっかりと取り付けられた統制(Kontrollen)である。例えば、それには報告範囲(Meldegrenzen)の遵守、電子データ処理による期限の遵守の監視、リスク報告の承認と統制および内部データと外部源泉(Quellen)との比較である。

(16) 株式法第91条第2項による措置は、それだけでなく、内部監査による監査対象である。内部監査の監査対象は、とりわけ次の観点である。

- ・企業の全てのリスク領域の把握。
- ・リスクの把握およびリスクコミュニケーションのために設置された措置の適切性。
- ・措置の継続的な適用。
- ・組み入れられた統制の遵守。

3. 6. 実施された措置の文書化

(17) 監視システムを含めた措置が適切に文書化されることは次の場合に必要である。すなわち、永続的に、人から独立して実施される機能の能力を確保し、かつ株式法第91条第2項による取締役(Vorstand)の義務の履行の証拠とするためである。そのためには、リスクハンドブック(Risikohandbuch)の作成が考えられる。これには、システムの設置のための組織上の規則および措置が記録される。たとえば：

- ・企業に関するリスクの早期認識の重要性についての言明
- ・存続を危うくする発展動向をもたらすリスク領域の定義
- ・リスク認識とリスク分析、ならびにリスクコミュニケーションに関する諸原則、とりわけ、時の経過による変化の確認と反応を考慮する。
- ・リスク認識、リスク分析およびリスクコミュニケーションに関する責任と任務の決定
- ・認識されたが克服されていないリスクを責任ある部署（たとえば、次の階層レベル (nächsthöhere Hierarchiestufe)）に向けて報告するための諸規則ならびにリスク追跡のための諸原則
- ・組み入れられた重要な統制の編成および内部監査の任務

文書化の方法は企業の規模および複雑性に依存する。

(18) 誤りのある、あるいは不完全な文書化は、実施される措置の永続的な機能能力に関して疑念をもたらす。実施される措置の継続的適用の証拠のために、リスク認識、リスク分析およびリスクコミュニケーションに関する連続した証拠書類が一他の保管義務に関係なく一十分な期間にわたり保管場所に納められなければならない。

4. 株式法第91条第2項にしたがった措置の監査

4. 1. 監査範囲

(19) 商法典317条第4項にしたがい、株式市場で相場が付されている株式会社の決算監査人は、次の判断に至らなければならない。すなわち、取締役は株式法第91条第2項にしたがい必要とされる措置を講じたか、これらの措置が目的にかなっているか、およびこれらの措置が監査されるべき全体の期間の間、遵守されているかについてである。つまり、システム監査(Systemprüfung)にかかわる問題であり、業務執行監査(Geschäftsführungsprüfung)にかかわる問題ではない。

4. 2. 監査計画

- (20) 株式法第91条第2項にしたがい経営管理者によって講じられた措置の判断に際して、決算監査人による監査計画の枠組みの中で獲得された営業活動および経済的・法律的环境の知識は、極めて重要である。内部統制システムの監査の枠組みにおいて、決算監査人は企業の固有リスクを分析しなければならない。かつ、目的にかなった組織的な措置（内部統制）が設置されているかについて査定(feststellen)しなければならない。内部統制は固有リスクを制限するのに役立つものである。（統制リスクの評価）。監査計画の諸原則に関しては、IDW監査基準「年度決算監査における計画の諸原則」（IDW PS 240）を参照せよ。
- (21) 株式法第91条第2項の組織的な措置は、これまでの年度決算監査の際に調査した(untersuchen)内部統制システムを超える領域を含むので、株式法第91条第2項にしたがう措置の監査は、必然的に年度決算監査の枠組みにおける内部統制システムの監査よりも包括的である。
- (22) 商法典第317条第4項にしたがう監査の計画は、決算監査人が株式法第91条第2項にしたがい講じられ措置に関して十分な知識を獲得していることを前提とする。これには、経営管理者のリスク制御および企業の経営管理者と従業員のリスク意識の基本的な立場に関するイメージ(Bild)を含める。そのため、とりわけ、従業員がその職務に習熟するために、および全ての階級レベルにおけるリスク把握とリスクコミュニケーションの重要性を明確にするために編成された企業経営者の措置が正当に評価されなければならない。リスク意識の判断の際には、決算監査人はまた、内部統制システムの監査の際に得られた企業の統制意識(Kontrollbewußstein)に関する知識を考えに入れることができる。
- (23) 決算監査人は、企業の監査の準備に際してまた、株式法第91条第2項にしたがう措置の文書が提出されているか、それらが監査の目的に適っているか考慮しなければならないだろう。文書がまったく提出されていない、または十分な文書が提出されていない場合には、決算監査人は、企業に監査行為(Prüfungshandlungen)の開始において、文書を作成すべき機会を与えるべきだろう。

4. 3. 監査実施

4. 3. 1. 実施された措置の確認

- (24) 決算監査人は、監査実施の枠組みにおいて最初に、株式法第91条第2項にしたがい実施された措置を確認しなければならない。その際、決算監査人は、明らかに誤りが無い限り、企業によって作成された措置の文書に基くべきである（17項以下を参照せよ）。
- (25) 監査行為の始めに、なんら十分な資料が提出されない場合、決算監査人は、実施された措置を記録しなければならない。そのような記録の作成は、決算日後にはもはや何度も実施することはできず、適切に時間を早めるべきである。

4. 3. 2. 実施された措置の適正の判断

- (26) 決算監査人は、法的任務を果たすために株式法第91条第2項に従い企業経営者によって実施された措置が適切であったか判断しなければならない。さらに、措置を通じて全ての潜在的な存続を危うくするリスクは、企業経営者が適切な方法で反応できるよう適宜把握されかつ伝達されているか、確認されなければならない。また、設置された監視システムは、実施された措置の遵守を確実にするのに適しているかが問題となる。取締役およびそれより下位の決定者の把握されたリスクへの反応は、監査の対象ではない（6項を参照せよ）。
- (27) 実施された措置の適正の判断は、全ての重要なリスクまたはリスクの種類がシステムによって適切にかつ早期に把握され、評価されおよび伝達されたかについての監査を必要とする。決算監査人は、企業の文書に基づいて、企業にとって存続の危険を表す全ての識別されたリスクおよびリスクの種類と評価が、責任ある立場によって、制御されているかについて監査しなければならない。加えて、決算監査人は、自己の決算監査の過程で得た企業のリスク状況に関する知識に基づいて、全ての重要なリスク領域は、識別されたリスクま

たはリスクの種類によって、カバーされているかについて監査しなければならない。

- (28) 株式会社法第91条第2項に従い実施された措置の文書に基づいて決算監査人はさらに、企業の従業員にリスク把握およびリスクコミュニケーションに関する彼らの責任を明示する組織的な措置が、任務の重要性に関する従業員の意識を鋭敏にするために、十分であるか、また、これらの措置が行為の指示(Handlungsanweisungen)として理解可能でありかつ実行可能なほど明確であるかについて判断しなければならない。リスク把握およびリスクコミュニケーションの中で認識された欠点に関して、責任ある立場が確認し、かつ修正措置が施されるためには、責任の割当は明確でなければならない。
- (29) 株式会社法第91条第2項に従った措置の適正の判断はまた、システムの機能能力を保証するため、設置された監視システム、つまり統合された統制措置(Kontrollmaßnahmen)および定められた内部統制の監査活動が十分であるかに関する監査を前提とする(第15節を参照せよ)。
- (30) 株式会社法第91条第2項に従い、決定された企業領域において実施された措置が適切であるかは、しばしば、他の専門家の判断を考慮することによってはじめて確認することができる。環境リスクの領域は、例として、挙げられる。その領域は、場合によっては、環境の専門家の有効な方法による結果が重要となり得るからである。IDW監査基準「他の外部監査人の仕事の活用」(IDW 320)およびIDW監査基準「専門家の仕事の活用」(IDW 322)、これらの原則は、専門家の鑑定および第三者の監査結果の活用に応用される。

4. 3. 3. 予定された措置の適正の監査

- (31) 企業経営者が、株式会社法第91条第2項に従い適切な措置を講じている限り、これらは一般的なシステム監査(Systemprüfung)の諸原則に従い、試査によって、その有効性および監査されるべき事業年度に亘る継続的な適用が監査されなければならない。決算監査人はまた、実施された措置の知識を得る際に、またその適正を監査する時点で決算監査人が獲得した監査結果を利用する。実施された措置への遵守は、生じた関係書類の監査によって(例えば、統制手続(Kontrollvorgängen))ならびに質問および観察によって確認される。とりわけ、次の機能監査(Funktionsprüfung)が、個々に考慮される。
- ・責任ある立場の者が、その割当てられた任務を理解し、かつ、意図されたように履行したかを判断できるように、リスク把握の資料を検査する。
 - ・認識されたリスクが正規に分析され、かつ情報が責任ある立場の者に、さらに回されているかを判断するために、異なる階級組織のレベル上の、および様々な機能領域の中でのリスクコミュニケーションに関する資料を検査する。
 - ・設置された統制措置(例えば、報告範囲の遵守)に関する質問および観察。
 - ・内部監査の監査プログラムおよび作業書類を検査する。

4. 4. 報告

- (32) 商法典第321条第4項に従い商法典第317条第4項による監査の結果は、監査報告書の特別の部分に記述されなければならない。

株式会社法第91条第2項に従い取締役によって実施された措置のもとの欠陥は、それ自体は確認の付記にはなんら影響を与えない。企業経営者が、株式会社法第91条第2項の意味での措置の設置義務を果たさなかった場合には、そのことは監査報告書で指摘されなければならない。これはまた、リスク早期認識システムの文書が欠けるとみなされる。

- (33) これは、その他の点では、IDW監査基準「決算監査に関する正規の報告の諸原則」(IDW 450)の第104節以下およびIDW監査基準「決算監査に関する確認の付記の正規の付与の諸原則」(IDW 400)の第72節で指摘されている。

5. コンツェルンにおける株式法第91条第2項に従う措置の特質

- (34) 子企業によって、親企業の存続を危うく発展動向が発せられている限りは、立法理由書により、商法典第290条の意味での親企業に関して、監視義務および組織化義務が、現存の会社の法律の可能性の枠組みで、コンツェルン規模で(konzerunwide)理解されなければならない。
- (35) 親企業によって、リスク認識、リスク分析、およびリスクコミュニケーションがコンツェルン内で確実にされる措置が講じられなければならない(第7節以下を参照せよ)。
- 必要な範囲で情報を獲得し、子企業のもとで株式法第91条第2項に従い必要とされる措置が設置されるよう確保するために、親企業は(社員の立場、機関構成員資格、その他の法律といった)全ての情報権および形成権(Informations-und Gestaltungsrechte)を活用し尽さなければならない。コンツェルンにおいて、そのような措置の統一性および同質的適用は、コンツェルンを統一する方針によって強化される。例えば、それ自体、株式法第91条第2項の適用範囲に該当するような、子企業の業務管理の組織化義務、および各機関構成員の監視義務は影響を受けないままである。
- (36) リスク把握およびリスクコミュニケーションは、全ての連結投資(Beteiligung)および非連結投資による有効な投資によるコントローリング(Beteiligungscontrolling)を通じて、支援される。子企業の存続の危険の他に、さらにまた、親企業に影響を及ぼす可能性がある、会社の法的な義務および会社の契約上の義務(例えば損失の補填義務(Verlustausgleichsverpflichtung))から生じるリスクも考慮されるべきである。個々のケースにおいて、親企業に与える影響について、コンツェルンの部分領域(Teilkonzern)のリスク状況を判断することが必要である。
- (37) 決算監査人は、親企業の存続を危うくするリスクのコンツェルンにわたる把握とコミュニケーションに関する取締役によって実施された措置を、商法典第317条第4項に従った自己の監査において、考慮しなければならない。十分な専門的能力と子企業の監査人の職業上の適格性があれば、彼らの結論(Feststellung)は、商法典第317条第4項に従った監査任務の拡張または契約上の拡張に基づいて実施されたリスク早期認識システムの監査に利用可能である。コンツェルン決算書に含まれる企業の決算監査人との調整によって、当該企業のリスク把握に関する情報もまた受け入れなければならない。しかし、特別なコンツェルンの見地(Konzerunsicht)は、更なる監査行為を必要とする。

資料 2

IDW監査基準450号「決算監査における正規の報告の諸原則」 (2003年版) ⁽¹⁾

IDW 監査基準
決算監査における正規の報告の諸原則
(IDW PS 450)
(2003年9月29日現在)

目 次

1. 序 文
2. 監査報告書の作成における一般原則
3. 年度決算監査における監査報告書
 3. 1. 監査委任契約 (Prüfungsauftrag)
 3. 2. 基本的確認事項 (Grundsatzliche Feststellungen)
 3. 2. 1. 企業の状況
 3. 2. 1. 1. 法定代表者の状況判断に対する意見
 3. 2. 1. 2. 発展を阻害するまたは存続を危うくする事実
 3. 2. 2. 不正 (Unregelmäßigkeiten)
 3. 2. 2. 1. 会計報告における不正
 3. 2. 2. 2. その他の不正
 3. 3. 監査の対象, 方法および範囲
 3. 4. 会計報告に対する確認事項および解説
 3. 4. 1. 会計報告の正規性
 3. 4. 1. 1. 帳簿記帳およびその他の監査された記録
 3. 4. 1. 2. 年度決算書
 3. 4. 1. 3. 状況報告書
 3. 4. 2. 年度決算書の総合的言明 (Gesamtaussage)
 3. 4. 2. 1. 年度決算書の総合的言明に対する確認事項
 3. 4. 2. 2. 重要な評価基礎
 3. 4. 2. 3. 評価基礎の変更
 3. 4. 2. 4. 事実関係形成措置 (Sachverhaltsgestaltende Maßnahmen)
 3. 4. 2. 5. 分類および解説
 3. 5. リスク早期認識システムに対する確認事項
 3. 6. 監査委任契約の拡大による確認事項
 3. 7. 確認の付記
 3. 8. 監査報告書への添付
4. 監査報告書の署名と提出

⁽¹⁾ IDW PS 450は、次の2005年版においてBilRegによる商法典の改正に対応した改正が第138項から第143項に行われている。また、商法典第321a条に対応して、本基準においても第152a項から第152i項までが加わっているが、本稿ではこれらの改正は反映されていない。

5. コンツェルン決算監査における監査報告書
 5. 1. 監査委任契約
 5. 2. 基本的確認事項
 5. 3. 監査の対象, 方法および対象
 5. 4. コンツェルン会計報告に対する確認事項および解説
 5. 4. 1. 連結範囲およびコンツェルン決算書の日付
 5. 4. 2. コンツェルン決算書に含まれる決算書の正規性
 5. 4. 3. コンツェルン決算書
 5. 4. 3. 1. コンツェルン決算書の正規性
 5. 4. 3. 2. コンツェルン決算書の総合的言明
 5. 5. 商法典第298条に従う統合された監査報告書
 5. 6. 国際的に認められた会計報告の諸原則により作成されたコンツェルン決算書の監査に関する報告の特徴
6. 決算監査における報告の特殊なケース
 6. 1. 追加的監査
 6. 2. 監査委任契約の解約告知における報告
7. ISAとの一致

1. 序文

- (1) 監査報告書において、決算監査人は、監査の対象、方法および範囲ならびに監査における発見事項および結果について、とりわけ監査に責任がある企業の機関のために、要約する。その場合、監査報告書は、重要な監査上の確認事項および結果の文書化を通して、企業の監視を支援する任務がある。
- (2) 登記社団ドイツ経済監査士協会 (IDW) はこのIDW監査基準において、経済監査士が決算監査人として、自己責任の下で、実施した決算監査について報告をする際に従うべき職業上の見解を詳述する。このIDW監査基準は、監査報告書の形式および内容について遵守すべき諸原則を含み、かつ公衆およびとりわけ監査報告書の受け手に対して、この報告書の内容に関する要求事項を明らかにする。
- (3) 本IDW監査基準は、決算監査、つまりIDW監査基準「決算監査の実施に関する目標および一般原則 (IDW200)」、第5項の意味における年度、コンツェルンおよび中間決算の監査に適用される。
- (4) 経済部門に特有な問題（たとえば、金融機関、保険会社の監査）およびその他の特徴は、個々のケースにおいて追加的に考慮されるべきであるが、本IDW監査基準においては考慮外のままとなっている。
- (5) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・規準の結果について、監査報告書上の報告はIDW監査基準「ドイツ・コーポレート・ガバナンスが決算監査に与える影響 (IDW PS 345)」を参照するよう指示される。
- (6) このIDW監査基準は、IDW監査基準「決算監査人の監査役会への口頭の報告に関する諸原則 (IDW PS 470)」と共に、国際監査基準 (ISA) 260「ガバナンスに責任を負う者とのコミュニケーション」に一致する。ただし、それは国内の法的独自性が、第7項で記述する逸脱を要求しない範囲に限られる。
- (7) このIDW監査基準は、IDW監査基準「決算監査における正規の報告の諸原則 (IDW 450)」、2000年11月17日版を置き換える。

2. 監査報告書の作成における一般原則

- (8) 決算監査人は、誠実に (gewissenhaft) かつ公平に (unparteiisch) 監査報告を行い (経済監査士法第17条第1項第2文)、またそれによって、監査報告の受け手に監査の方法および範囲ならびに結果について文書により透明性をもって報告しなければならない (商法典第321条第1項第1文)。
- (9) 誠実な監査報告は、真実どおり (wahrheitsgetreu) でなければならない。監査報告書の内容は、決算監査人の確信に基づいて、実質的な諸関係 (Gegebenheiten) に合致しなければならない。
- (10) 誠実な報告には、監査報告が完全であることが含まれる。それによれば、要求される確認事項は、そのときどきの全ての法律規定または契約上の取り決めを的確にとらえなければならない。またそれに関して、監査はどのような重要な確認事項または結果をもたらしたかについて、報告されなければならない。監査報告書においては、重要な全ての確認事項および事実を取り上げなければならないが、それらは受け手に対して十分な情報であること、また監査結果について明瞭なイメージを伝達することが重要である。
- (11) 報告は次の場合に公平となる。すなわち、全ての利用可能な情報を考慮して事実関係が公正に評価され、また企業の法定代表者の見解について他とは異なる見解が指摘された場合である。
- (12) 明瞭な報告は、報告する義務のある状況についてわかりやすく、明白で問題指向的な説明、および監査報告書についての明瞭な区分を含まなければならない。そのため、法的な基準を考慮すれば、監査報告書を次に挙げた項および名称に従って分類するよう勧告される。

- ・ 監査委任契約
- ・ 基本的確認事項
- ・ 監査の対象、方法および範囲
- ・ 会計報告に対する確認事項および解説
- ・ リスク早期認識システムに対する確認事項
- ・ 監査委任契約の拡大による確認事項

・確認の付記

監査委任契約の項は、対応する記載が監査報告書のタイトルページ上になされている場合には、考慮しないことができる（第25項を参照）。リスク早期認識システムに対する確認事項および監査委任契約の拡大からの確認事項に関する項は、商法典第317条第4項が適用に至らなかった場合、あるいは委任者と監査委任契約の拡大が取り決められなかった場合には考慮の対象外となる。

- (13) 明瞭で問題指向的な監査報告は、重要性の観点から報告の制限を求める。かかる重要性の観点とは、企業の監視を行う際に監査報告書の受け手を適切に支援するのに適した確認事項および事実関係という観点である。このことから、監査報告書の一覧性 (Übersichtlichkeit) および読みやすさ (Lesbarkeit) を向上するために、法律上の義務としての監査報告書の構成要素を越える記述は、監査報告書の付録に採り入れるべきことが勧告される（第110項を参照せよ）。それにもかかわらず、かかる記述が監査報告書の中に取り入れられているならば、それは法律で要求されている重要な確認事項および事実関係と重なり合ってはならない。
- (14) 客観的な根拠があり逸脱を必要とする場合でなければ、監査報告書とその付録による報告の構成および形式は、常に保持されなければならない。重大な逸脱は、前年度に係る箇所を指示することによって、識別しやすくされなければならない。
- (15) 監査報告書は、そのときどきの監査報告書の受け手によって理解されるように作成されなければならない。その場合、企業の経済的実状ならびに会計報告の基礎に関する基本的理解を根底におくことができる。とりわけ複雑な経営経済的および法的事実関係に関しては、監査役会の会計会議 (Bilanzsitzung) または一監査役会が存在しなければ一場合によっては社員総会において、これらのことをより広く議論する機会が存在する。
- (16) 監査報告書における詳述は、どの記載事項が監査された根拠に基づいているか、またどの記載事項が監査されていない根拠に基づいているかを明らかにしなければならない。また決算監査人の判断は、自ら実施しなかった監査行為を根拠としているか、もしそうであればその程度、またはかかる判断は専門家の所見に基づいているか、もしそうであればその程度を明らかにしなければならない。
- (17) 監査報告書は、1つの統一のとれた全体としてみなされ、かつ他の文書を援用することなしにそれ自体で読みやすくかつ理解可能でなければならない。部分的報告 (Teilberichte) は、その報告が時間的理由でまたはやむをえず提出される場合には、認められる。部分報告は、それ自体に目印を付けて、監査報告書への参照を含まなければならない。事前報告の形式による部分的報告に際しては、なお作成されるべき監査報告書を参照するための指示を含まなければならない。監査報告書においては常に、既に報告された部分的報告について、参照指示されなければならない。部分的報告の対象および重要な結果は、監査報告書において記述されなければならない（第41項を参照せよ）。マネジメント・レターは補足的な情報を含んでいる。これによって決算監査人は、監査報告書とは別に、監査を機会にして、組織的またはその他の指摘を行うのである。しかし、マネジメント・レターの内容は、監査報告書を理解するために必要な情報を含めて、監査報告書に必要な内容の代わりをすることはできない。マネジメント・レターは監査報告書の一部分ではないため、そのための参照指示義務は監査報告書においては存在しない。
- (18) 決算監査人の確認事項が企業の監視に重大な意義を有する場合、かかる事項は報告の受け手に前もって報告されるべきか、またいかなる受け手に報告すべきかについて調べなければならない。これとの関連で、IDW 監査基準「決算監査における不正の指摘 (IDW PS 210)」の第56項ならびにIDW PS 470の第10項が参照される。
- (19) また、監査報告書は、監査委任契約の拡大に基づき、かかる監査の結果について報告しなければならない。監査委任契約の拡大はあらかじめ法律で定められているか、委任者によって定められ、年度決算書または状況報告書に係るものである。決算監査の範囲が、委任者によって決算監査を越えて拡大されたとすれば（たとえば、業務執行または目的適合的な出捐に関する正規性に関する任意の監査）、決算監査の拡大についての報告は、商法典第316条以下による決算監査に関する報告と同一の報告書に統合しなければならない。これは、たとえ決算監査のかかる拡大の結果について、確認の付記において報告してはならない場合であっても該当する。監査委任契約は、年度決算監査の委任者を通じてのみ拡大することができる（商法典第318条第1項第4

文)。

決算監査人が、追加の監査を委任された場合、その監査の結果については、別に報告されなければならない。そのため、委任者との取り決めは、拡大された年度決算監査であるのか、あるいは追加の委任が存在するのかが重要となる。

- (20) 任意決算監査に関して、確認の付記が付与されている限り、監査報告書もIDW監査基準によって確認された諸原則によって作成されなければならない。このケースにおいて、委任者とより狭い範囲の報告を取り決めてはならない。

3. 年度決算監査における監査報告書

3. 1. 監査委任契約

- (21) 法定の年度決算監査の場合には、監査報告書の受け手は法律上の規制により決定される。それゆえ、監査報告書に宛名を書くことは適切ではない。任意の年度決算監査の場合、監査報告書には被監査企業に向けて宛名が書かれることが、冒頭において明確にされるべきである。
- (22) 監査報告書において、冒頭で監査契約について述べなければならない。それはとりわけ次の事項を含む。
- ・被監査企業の社名
 - ・決算日
 - ・事業年度が残りわずかの場合、監査される事業年度
 - ・決算監査が対象であるという指摘
- (23) 加えて、決算監査人の選出および委任について述べられなければならない。
- (24) 監査報告書は、本「IDW監査基準」に従い作成されたことが確認されなければならない。決算監査に関する契約確認書 (Auftragsbestätigung) において基礎を成す契約条件を参照するよう指示すること、それらを付録として監査報告書に添付すること、契約条件の有効性は第三者との関係についてもまた合意されることをはっきりと示すことが勧告される。
- (25) 第22項による報告は、代替的に監査報告書の冒頭のタイトルページにおいて取り上げることができる。このケースでは、第23項および第24項において要求される報告は、監査の対象、方法および範囲の段落で取り上げなければならない。

3. 2. 基本的確認事項

- (26) 報告書の受け手の注意を重要な状況に向けさせるために、基本的確認事項は、商法典第321条第1項第2文および第3文の意味における冒頭報告 (vorangestellte Berichterstattung) による法的要求に従い、監査報告書の始めに直接、完結した記述の形で報告されなければならない。また、監査報告書に必要な明瞭性のために、商法典第321条第1項第2文および第3文は、この段落の中で採り上げられるべき確認事項および諸事実に関する限定を記述している。
- (27) 監査報告書が監査契約についての詳述で開始される場合には、冒頭報告はかかる詳述のすぐ後に続いて行われなければならない。

3. 2. 1. 企業の状況

3. 2. 1. 1. 法定代表者の状況判断に対する意見

- (28) 決算監査人は、商法典第321条第1項第2文に従う冒頭の報告において、法定代表人による年度決算書および状況報告書における企業の状況の判断について、立場を明らかにしなければならない。その場合、とりわけ企業活動の存続の仮定および企業の将来の発展動向の判断について、それらが年度決算書および状況報告書において表現されたように、採り上げなければならない。

- (29) 監査報告書において、企業の状況の判断について、監査報告書の受け手にとって重要な法定代表者による年度決算書に関する報告、場合によっては状況報告書に関する報告は、強調されなければならない。これらが、分析的に記述されることによって、強調されれば、経済的状态について重要な観点を補足することができる。決算監査人は、法定代表者の状況判断に対して、意見を表明しなければならない。つまり、法定代表者の状況判断を評価しなければならないのである。かかる意見は、年度決算書および状況報告書の監査において獲得された、企業の経済的状态についての自己の判断に基づいて表明されなければならない。かかる意見は、それが報告書の受け手に、自己の状況判断の評価のための根拠として使えるように作成されなければならない。これに関して、掘り下げた説明および個々の発展動向についての原因の報告を行うことができる。これらは、純粋な言葉による詳述を超えて行うことができる。またここには、特定の仮定を用いた批判的な評価も含まれる。しかし、決算監査人の予測計算（Prognoserechnungen）は含まれない。
- (30) 法定代表者による企業の状態および発展動向の表示に関する判断の基礎として、たとえば貸借対照表または損益計算書の構成に関する前年度の数値を示した、要約された概要は適切である。
- (31) 法定代表者の重要な開示は、かかる開示が企業に関して有利または不利な発展動向であるかについては関係なく、強調されなければならない。
- (32) 監査された資料によって決算監査人による判断が可能になるのであれば、報告義務は存在することになる。商法典第321条第1項第2文の意味における監査された資料は、年度決算監査の直接的な対象である資料を含んでいる。すなわち、帳簿記帳、年度決算書および場合によっては状況報告書、ならびに決算監査人が監査において考慮に入れた全ての資料である（たとえば、製造原価の確定のための原価計算記録、予算、契約、監査役会議事録および監査委員会への報告書）。
- (33) 法定代表者の評価は基本的に支持できるとみなされるが、判断の余地がある場合には、個々のケースの状況に応じて、かかる評価に結びつく見積りの重大な不確実性は、指摘されなければならない。法定代表者による状況判断が、決算監査人により支持できないと判断された場合、当該事項は監査報告書において、場合によっては確認の付記において、説明されなければならない。この場合、決算監査人は企業の状況に対する自己の査定を監査報告書において行うことができる。けれども、法定代表者の代わりに、個々のケースで必要とされる企業の状況に対する報告を行うことは決算監査人の任務ではない。
- (34) 状況報告書を作成しないことが認められている場合において、仮に作成していれば状況報告書において明らかになった法定代表者による企業の状態の判断について、商法典第321条により態度を表明することは、決算監査人の義務ではない。また、かかる報告を、法定代表者の代わりに代用として監査報告書において行うことは、決算監査人の任務ではない。
- ただし、別の観点から報告の義務が生じる。たとえば、法定代表者は、貸借対照表作成の際に、企業活動の継続を根底に置き、かつかかる仮定について、存続を危うくするリスクにより、疑義が存続する場合である。このケースにおいては、決算書作成の基礎に、受け入れうる企業活動の継続の仮定を置いたかについて、監査報告書で取り上げなければならない。存続を危うくするリスクの場合には、代替的に、発展を損なうか、または存続を危うくする事実の記述（第39項参照）を指摘することができる。年度決算書が、特別な事情のために、財産状態、財務状態および収益状態の実質的な諸関係に合致する写像を伝達していない場合（商法典第264条第2項第2文）、附属説明書において必要な記載がなされたかについて、監査報告書において取り上げなければならない。このような状況が存在する場合、その詳述は、商法典第321条第1項第2文の意味における冒頭報告に採り入れられなければならない。なぜならば、かかる詳述が一法定代表者の状況判断に対する意見と同じくらい一報告の受け手の判断形成の基礎となるからである。
- また、許容できないことであるが、状況報告書が存在しない場合にもこの原則は同様に有効である。このケースにおいては、法定代表者は、要求された状況報告書を作成せず、それゆえに、商法典第321条第1項第2文による法定代表者による状況の判断に対する意見を表明できないことが確かめられなければならない。

3. 2. 1. 2. 発展を阻害するまたは存続を危うくする事実

- (35) 商法典第321条第1項第3文により、決算監査人は決算監査の実施の際に確認した、被監査企業の発展を著しく阻害する事実、またはその存続を危うくする事実を報告しなければならない。
- (36) このような事実が、発展を阻害するか、または企業活動の継続を危うくするという深刻な結果を招き得る場合には、かかる事実は前もって開示されなければならない。また、かかる事実が監査される企業の発展を既に著しく阻害し、その存続を具体的に危うくしている場合には直ちに開示されなければならない。
- (37) 報告義務は、決算監査の正規の実施の際に、決算監査人が確認した諸事実に限定される。しかし、監査の正規の実施の際に、監査の重点および集中度を変えることができる。とりわけ憂慮すべき経済的諸関係を伴う企業の場合および内部統制システムに確認された欠陥がある場合であり、監査の深化なしには認識されなかったであろう諸事実を確認することができる。それについては、報告されなければならない。場合によっては法律上の守秘義務の対象にならない別の方法で、決算監査人が知るところとなった諸事実は、監査報告書に含めなければならない。
- (38) 報告義務は、諸事実が監査報告書の受け手の知るところとなっているか、状況報告書において指摘されていたか、または年度決算書もしくは状況報告書において適切に考慮されずあるいは表現されず、確認の付記を制限するという結果になることとは関係なくなされる。かかる報告義務は、決算日後に開始され確認された諸事実にも関係する。
- (39) 決算監査人には、商法典第321条第1項第3文による決算監査の正規の実施の際に、報告義務のある諸事実を確認した場合にのみ、報告義務が課される。決算監査人が報告義務のある諸事実を確認することがなければ、それに対応する否定的な説明は、監査報告書には必要ない。また、決算監査人は決算監査の枠組みにおいて、報告義務のある諸事実は何ら存在しないことを積極的に確認することはできない。
- (40) 決算監査人は、報告義務のある諸事実を確認する際に、問題となっている事実関係 (Sachverhalte) を描写し、場合によってはそこから生じる重大な帰結を指摘した場合には、報告義務を果たしたことになる。当該報告が将来の事実関係または発展動向を扱っている限り、必要であれば存在する判断リスク (Beurteilungsrisiken) が取り上げられなければならない。
この報告は、監査報告書の別個の小区分においてなされるべきである。また、報告義務のある事実関係を、法定代表者による状況の記述に対する意見に含めることは、目的にかなっていない。その際、商法典第321条第1項第3文による報告義務のある諸事実が取り扱われていることがはっきりと指摘されなければならない。
- (41) ケースによっては、求められる対抗措置を緊急に講ずるため、前もって別個に部分的報告をすることは必要であるといえる。報告の受け手にとって、状況を判断するには、発展の阻害および存続の危機についての知識は重要であるため、部分的報告は一第17項に反して一完全に監査報告書において取り上げられなければならない。

3. 2. 2. 不正

- (42) 決算監査人は、商法典第321条第1項第3文により、決算監査の実施に際し、確認された虚偽または法律規定に対する違反、もしくは法定代表者または従業員による法律、会社約款または定款に対する重大な違反を示す諸事実を報告しなければならない。
- (43) 決算監査人は、商法典第321条第1項第3文による決算監査の正規の実施に際し、報告義務のある不正を確認した場合にのみ報告義務が課される (第37項を参照せよ)。決算監査人は、監査の実施に際し、商法典第321条第1項第3文にいう報告義務のある虚偽または違反を何ら確認しなかったのであれば、それに対応した消極的な説明はなされない。
- (44) 確認された報告義務のある虚偽および違反は、会計報告に関する規定によるものとそれ以外の規定によるものと別々に監査報告書に記述されなければならない。場合によっては、確認の付記にもたらされた結論が説明されなければならない。

3. 2. 2. 1. 会計報告における不正

- (45) 商法典第321条第1項第3文という法律規定は、年度決算書または状況報告書の作成に適用され、商法典第317条第1項第2文という会計報告の諸原則と理解されなければならない。正規の簿記の諸原則および、場合によっては、定款または会社約款の関連する規範を含む、会計報告に適用される全ての規定は、会計報告の諸原則に属する。
- (46) 違反は、法律規定または会計報告諸原則に対して意図的に従わないことに基づく、年度決算書および状況報告書における虚偽の言明である。一方、虚偽は、年度決算書および状況報告書における意図せざる虚偽の言明である。
- (47) 会計報告における不正は、業務執行および監査される企業の監視にとって重要である限り報告されなければならない。

監査の過程の中で取り除かれた年度決算書および状況報告書における違反および虚偽については、原則的に報告する義務はない。決算監査人は、取り除かれた虚偽および違反に関する情報が監査委員会(Aufsichtsgremien)の監視機能の行使にとって重要であるとの認識にいたり、とりわけかかる不正が、会計報告に係る内部統制システムの弱点を指し示す場合には、監査報告書における報告が必要である。

3. 2. 2. 2. その他の不正

- (48) 法定代表者または従業員の法律、会社約款または定款に対する違反は、会計報告に直接的には関係しない法律規定への違反を含んでいる。報告義務について、決算監査人は最終的に法的な評価を下すよう求められてはいないが、重大な違反であることを実質的に指摘するような事実というだけでも、報告義務は存在するのである。
- (49) 重大な違反についての基準は、とりわけ、会社に結び付けられているリスク、違反された法律規範の重要性ならびに、背信の程度である。かかる程度についての知識は、法定代表者または従業員の適格性を根拠付けることができる。
- (50) また、コンツェルン決算書または前年度の決算書との関連で、作成および公表義務の重大な違反は、法定代表者の違反に分類される。通常、かかる違反が決算監査人の知るところとなった場合には、それについて商法典第321条第1項第3文により、報告されなければならない。

3. 3. 監査の対象、方法および範囲

- (51) 商法典第321条第3項にしたがい、決算監査人は監査報告書において、決算監査の対象、方法および範囲を説明しなければならない。その目的は、報告書の受け手が、監査業務をより良く評価できるようにするためにある。これは、実施した監査手続を証明するものではない。かかる証明は、一般に調書(Arbeitspapiere)によってもたらされる。
- (52) 決算監査の対象として、帳簿記帳、年度決算書、状況報告書ならびに必要とされるケースにおいては、株式法第91条第2項により設置されるべきリスク早期認識システムが挙げられなければならない。その際、年度決算書はいかなる会計報告規定により作成されたかについても、示されなければならない。
- (53) 法定代表者は、会計報告および決算監査人に行った説明に責任を負う旨を指摘することが勧告される。決算監査人の任務は、帳簿記帳を含めた基礎資料および行われた報告を、義務に従った監査の枠組みの中で、評価しなければならないことである。
- (54) 監査の対象が、規模、法律形式または経済部門に特有な法律規制に基づき監査対象が拡大された場合、もしくは商法典第317条を超える契約により監査対象が拡大された場合には、そのことに立ち入らなければならない。このことは、確認の付記において、拡大された監査対象について報告がなされるかとは関係なく適用される。またかかる報告は、企業が規模によるHGB適用の軽減を利用した場合にも考慮される。
- (55) 決算監査人は、監査の方法および範囲について説明するために、監査が実施された際に従った諸原則に言

及しなければならない。これに関して、商法典第316条以下およびIDWによって確定されたドイツ正規の決算監査の諸原則が指摘されなければならない。補足的に、国際監査基準 (ISA) または決算監査人の判断により、IDWによって確定されたドイツ正規の決算監査の諸原則に一致する監査の諸原則が指摘されなければならない。決算監査人は、客観的に根拠付けられた個々のケースにおいて、IDWによって確定されたドイツ正規の決算監査の諸原則から逸脱した場合には、適切な理由が監査報告書に挙げられなければならない。

(56) 監査範囲の記述は、監査委員会が自己の監視任務に関して結論を導き出すことができるほど詳細でなければならない。そのため、決算監査人は、自己のそのときどきの監査アプローチの基本的特質を記述しなければならない。

(57) 基礎となる監査戦略は監査の内容として報告義務となる。また、たとえば、個々に実施される監査の状況に応じた事項も報告義務のある監査の内容に入る。それは次の事項である。

- ・決算監査のために定められた監査の重点ならびに、場合によっては、監査役会と追加的に取り決められた監査の重点、
- ・会計報告に係る内部統制システムの監査およびそれが言明に適用される監査手続の方法と範囲に与える影響（たとえば、決算監査人が、詳細テスト (Einzelfallprüfungen) を強化することだけで十分に信頼できる監査意見を保証できる場合には、ここで記述されなければならない）、
- ・サンプリングを基礎にした監査方法の目標設定および適用（ここでは、使用された方法（意図的な選択方法または数学的・統計的方法）ならびにサンプリング要素の選択に関する報告も考慮される）、
- ・状況報告書における将来に係る開示の監査、
- ・詐欺および財産の損害について、確認された手掛かりを基に必要となった追加の監査手続の記述、
- ・前年度の決算書が監査の実施に与える影響；たとえば、前年度の決算書が監査されていないまたは確認されていない場合、ないしは前年度の決算書に対する確認の付記が拒絶されている場合、
- ・第三者から確認書を入手する場合の方法および規準、
- ・重要な評価に関する（たとえば、他の外部監査人、内部監査または専門家による）第三者の監査結果または調査の使用ないし活用および評価、
- ・財産目録の監査の特徴、
- ・会計報告に係る組織的な変更の監査、
- ・拡大された監査契約の影響、個々の監査方法の理由づけは、必要とされない。

(58) 決算監査人が、特別の事情によって、計画された監査手続が実施できず、かつ代替的な監査手続によって、意見に関して必要となる保証水準に達するための証拠を入手しなかった場合、実施した監査の記述に、場合によっては補足的な報告が必要となる。

重要な状況の判断が、（場合によっては、代替的な監査手続を実施したにもかかわらず）不可能である、あるいは十分な保証水準の達成が不可能である場合、そのことは監査報告で説明されなければならない。

(59) 決算監査人が監査の正規の実施において、自己の義務による判断を行うにあたり必要とするため、法定代表者は要求された説明を行い、証拠を提供したか（商法典第320条）に関する商法典第321条第2項第6文による報告は、監査実施の記述に含められるべきである。

法定代表者が、かかる義務を果たしたならば、求められた全ての説明および証拠が提供されたという確認が満たされる。完全な説明に関する確認書 (Vollständigkeitserklärung) の入手が、指摘されるべきである。情報が、全く与えられていない場合、十分に与えられていない場合、または時宜を得て与えられていない場合、あるいは資料が存在しない場合、かかる不履行または遅延は、それが監査結果に与える影響とともに記述されなければならない。説明および証拠の正確性について、決算監査人が疑念を抱いたままになっているのであれば、それもまた指摘されなければならない。

(60) 報告書の受け手が、指定された全ての情報を確実に認識するように、決算監査人は監査報告書の本段落において、実施した全ての部分的報告とその対象について、まとめられた一覧を提示しなければならない (第17

項を参照せよ)。

3. 4. 会計報告に対する確認事項および解説

3. 4. 1. 会計報告の正規性

- (61) 帳簿記帳およびその他の監査された資料、年度決算書ならびに状況報告書が、法律規定および会社約款または定款の補足的規定に合致しているかについて、監査報告書において確認されなければならない(商法典第321条第2項第1文)。その場合、決算監査人は、業務執行の監視に適した確認事項を限定すべきである。
- (62) また、この枠組みにおいて、確認の付記の限定または拒絶という結果には至らなかったのは確かであるが、業務執行および被監査企業の監視には重要であるという異議(Beanstandungen)が報告されなければならない(商法典第321条第2項第2文)。

3. 4. 1. 1. 帳簿記帳およびその他の監査された記録

- (63) 帳簿記帳の正規性の確認のほか、その他の監査された記録(第32項参照)は、監査報告書において、そこから取り出された情報が、帳簿記帳、年度決算書または状況報告書において正規に表現されるに至ったかについて、判断されなければならない。疑念のある場合には、判断の根拠が論究されなければならない。
- (64) 帳簿記帳の正規性の確認は、会計報告に関連する資料およびITシステムの信頼性の評価も前提としている。決算監査人は、会計報告の目的のために加工された資料の信頼性が欠如していることを確認したのであれば、それを監査報告書に記述しなければならない。
- (65) 帳簿記帳およびその他の監査された記録に存在する欠陥、およびそれが会計報告に及ぼす影響、ならびにそれが監査結果に及ぼす影響が指摘されなければならない(第61項以下を参照)。
監査報告書において、商法典第321条第2項第1文により、帳簿記帳の法律への合致の確認は、事業年度全体の帳簿記帳の正規性に対する意見も含んでいる。それゆえに、仮に監査の時点までなお存在している帳簿記帳の欠陥だけが、確認の付記の限定または拒絶の対象であったとしても、その間に取り除かれた重大な帳簿記帳の欠陥も監査報告書においては取り上げられなければならない。
- (66) 決算監査人は、これとは別に、商法典第321条第1項第3文により、年度決算書または状況報告書に関係しない内部統制システムの領域における確認された重大な欠陥についても、報告しなければならない。このケースにおいては、次のことを指摘するよう勧告される。すなわち、かかる弱点は、確かに監査手続の結果として確認された。内部統制システムは、年度決算書および状況報告書の評価に関して必要であるが、監査契約の拡張とはかかわりなく、さらに進んで内部統制システムを評価することに調整されているのではない。

3. 4. 1. 2. 年度決算書

- (67) 年度決算書の正規性に関する報告の枠組みの中で、決算監査人は、年度決算書において、正規の簿記の諸原則を含む会計報告に適用される全ての法律規定、および規模、法形式にしたがう全ての規制または経済部門特有の全ての規制、ならびに定款または会社約款の規範が遵守されているかについて確認しなければならない。法律規定または追加の委任に基づき、年度決算に関係する決算監査が拡大された場合には、決算監査人は、かかる監査の結果についても報告しなければならない。
- (68) 貸借対照表および損益計算書の正規性に関する監査報告書上の詳述は、とりわけ、これらが、帳簿記帳および他の監査済み記録から正規に導かれているか、また計上、表示および評価規定を遵守しているかを確認することを含む。
- (69) 附属説明書において行われ、他の場所で報告されたのではない報告の正規性に対する立場が明らかにされるべきである。法定代表者が、商法典第286条または株式法第160条第2項に関連して、附属説明書における報告を制限した場合、かかる保護条項(Schutzklausel)の行使が正当に行われたかについて、報告されなければならない。

(70) 商法典第264a条が適用されない非資本会社 (Nichtkapitalgesellschaften) の場合には、当該企業は、一自主的なまたは会社約款上の基準値に基づいて、原則として、比較可能な規模の資本会社に対応する年度決算書に関する要求 (商法典第267条) をどの程度満たしているかを取り上げなければならない。そのため、正規の簿記の原則を遵守した上で、財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関に合致する写像を伝達するのに必要な報告を、附属説明書において行っているかについても取り上げなければならない。

3. 4. 1. 3. 状況報告書

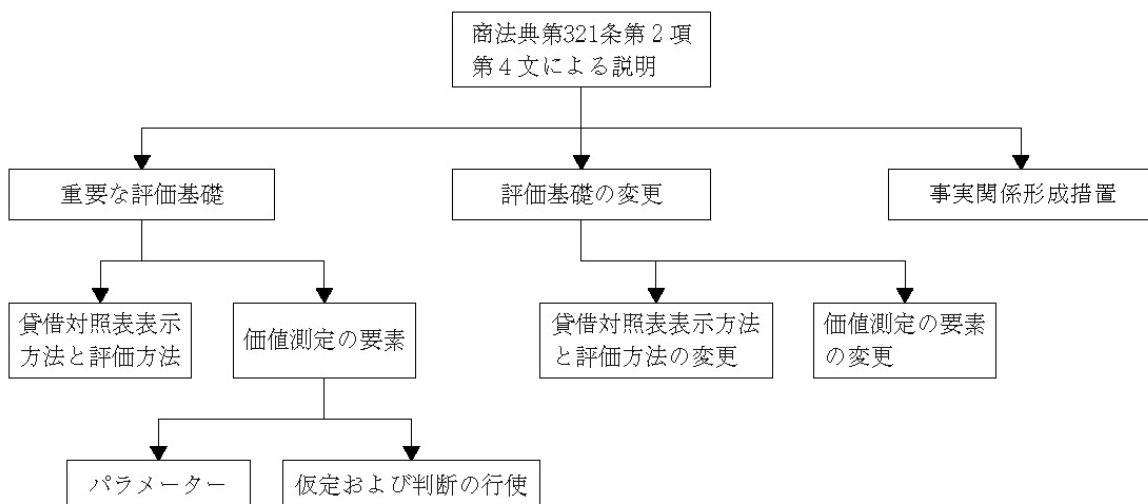
(71) 状況報告書の正規性の報告において、状況報告書は、年度決算書および監査の際に獲得された決算監査人の認識と一致しているか、またこれが全体として、企業の状態に関する的確なイメージを伝達しているか (商法典第317条第2項第1文) について確認されなければならない。さらに、商法典第317条第2項第2文による監査は、将来の発展動向に関する重大なリスクが適切に記述されているという結果をもたらしたか、また商法典第289条第2項ならびに、場合によっては他の法律規定 (たとえば、株式法第312条第3項第3文) による報告が、完全にかつ適切であるかについて確認されなければならない。

3. 4. 2. 年度決算書の総合的言明

3. 4. 2. 1. 年度決算書の総合的言明に対する確認事項

(72) 商法典第321条第2項第3文により、決算監査人は、年度決算書が全体として、正規の簿記の諸原則を遵守した上で、資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかについて取り上げなければならない (商法典第264条第2項第2文を参照せよ)。その場合、かかる写像は、それが (貸借対照表、損益計算書ならびに附属説明書といった) 個々の構成要素の総合的観点から生じることによって焦点を合わせなくてはならない (年度決算書の総合的言明)。

商法典第321条第2項の第3文に対する第4文と第5文との結びつきを伴う本規定の構造から、監査報告書の段落において、決算書は全体として、選択された評価の仮定および評価方法ならびに事実関係形成措置が、商法典第264条第2項第1文の基準にどの程度合致しているかについて取り上げなければならない。企業の財産状態、財務状態および収益状態に関する記述は、「年度決算書の総合的言明」に関して要求された確認事項の対象ではない。



状況報告書は、会計報告の諸原則によって決定された経済的状态の記述の総合的観点に含めるべきではない。そのため、この諸原則から独立した状況報告書の記述は、年度決算書において要求される言明と取り替えることはできない。状況報告書の監査に関する確認は、別に行われなければならない (第71項を参照せよ)。

- (73) 年度決算書によって伝達される総合的言明が、商法典第264条第2項第1文の要求にどの程度合致しているかについての評価の結果に関して、監査報告書において別個に報告されなければならない。これは、何ら特微的なことがなかった場合においても行われる。この場合には、年度決算書は全体として、正規の簿記の諸原則を遵守した上で、企業の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達していることを確認すれば十分である。
- (74) 年度決算書の総合的言明の正規性を確認することに関連して、年度決算書の総合的言明を理解するために必要となるさらなる説明を、監査報告書に取り入れなければならない。かかる説明は、「正規の簿記の諸原則を遵守した」総合的言明が、法律の許容範囲の中で、会計上および評価上の決定ならびに事実関係形成によって影響を受けるため、必要となるのである。監査報告書の受け手に、かかる措置を自ら評価できるようにし、また場合によっては、報告書の受け手が自己の監査活動および監視活動を方向付けるべき指摘が与えられなければならない。この枠組みの中で、決算監査人は、次のことを取り上げなければならない。
- ・重要な評価基礎（商法典第321条第2項第4文の第1の前半）ならびに、
 - ・評価基礎および事実関係を形成する措置の変更が、全体として、年度決算書の総合的言明に与える影響（商法典第321条第2項第4文第2の前半）；とりわけ、会計および評価に関する選択権の行使および判断の余地（Ermessensspielraum）の行使に関する変更は、評価基礎の変更に属する。
- (75) 報告書の受け手によって一とりわけ評価基礎およびその変更ならびに事実関係形成措置に関して一年度決算書の全体的言明の評価が必要である場合、年度決算書の諸項目をいくつかの部分に分け、かつ十分に説明されなければならない。ただし、かかる報告が附属説明書に含まれていない場合に限られる（商法典第321条第2項第5文）。
- (76) 監査すべき企業が、附属説明書を作成する必要がない場合（たとえば、開示法（PublG）第5条第1項による）、または商法典第264条第2項の一般的規範が課されていない場合、それが年度決算書の評価のために必要である限り、決算監査人は監査報告書において、評価基礎、その変更および事実関係形成措置を記述しなければならない。それによって一商法典第321条第2項の目的に続いて一利害関係者および、場合によっては、任意に設立された監査機関が必要な基礎的な決定を行い、またはその準備をできるようにしなければならない。
- (77) 決算監査人は、確認の付記を付与できず、むしろ拒絶の付記が付与されるべきだという結論に至った場合、それによって年度決算書の総合的言明の肯定的な判断を拒否する。拒絶の根拠の詳述を超越した、総合的言明の判断に関する更なる説明（商法典第321条第2項第4および第5文）は、決算監査人によってなされるべきではない。これに対して、限定された確認の付記は、会計報告の重要な部分に対して肯定的判断を含むため、このケースにおいては、総合的言明の判断に対する説明（商法典第321条第2項第4および第5文）は有意義であり、かつ必要である。

3. 4. 2. 2. 重要な評価基礎

- (78) 商法典第321条第2項第4文第1文の意味における評価基礎は、計上および評価方法ならびに財産対象物および負債の評価に関して重要である諸要素（パラメータ、仮定および判断の行使）を含んでいる。計上および評価方法の説明においては、とりわけ計上および評価の選択権の行使が重要である。その理由は、法定代表者の決定により、年度決算書の総合的言明に対する影響力の行使が可能になるからである。
- (79) 計上および評価の選択に関する例は、次の会計項目ないし事実関係に関連して生じる。
- ・有形固定資産または特定の棚卸資産に関する固定的評価（Festwert）
 - ・グループ別評価
 - ・棚卸資産に関する全部原価または部分原価
 - ・のれんの計上および評価
 - ・固定資産に関する緩やかな低価主義（gemildertes Niederstwertprinzip）
 - ・税法上でのみ認められた減額記入額

- ・積極側計上の計算区分項目
 - ・積極側潜在的租税
 - ・準備金部分を有する特別項目
 - ・費用性引当金
 - ・いわゆる過去の老齢年金に関する引当金
- (80) 価値を定める諸要素は、決算日における財産対象物および負債の実際数量と結びついて、年度決算書に記載される帳簿価額を算出する。パラメーターは、市場価額または一般的に受け入れられた標準的な価値による客観的な要素である。一方、将来の発展に関する仮定は、価値決定の主観的要素であり、その確認は、会計報告の諸原則の考慮したうえで、法定代表者の判断の下にある。
- (81) 判断の余地は、見積額およびその基礎となった仮定を決定する際の不確実な期待に基づいている。そのことから、多くの項目に許容し得る価値の見積りの余地が生じるのである。
- (82) 価値を決定するパラメーターの例は次のとおりである。
- ・為替レート
 - ・株式相場
 - ・税率
 - ・利子率
 - ・バイオメトリックによる (biometrische) 会計報告の基礎
 - ・契約期間
- (83) 法定代表者の判断の余地による価値決定の仮定の例は、次のとおりである。
- ・企業の将来の能力の十分な活用
 - ・耐用年数
 - ・残存価額および処分価額
 - ・将来の受け取り額または支払い額
 - ・回転水準
 - ・給与の上昇
 - ・予想インフレ率
 - ・将来の (資源の) 利用の可能性
- (84) 重要な評価基礎のみが説明される必要がある。重要な評価基礎は、単独でまたは他の評価基礎と共に作用して、報告書の受け手に重要となる。その理由は、それらが年度決算書からの総合的言明に著しく影響を及ぼすことにある。
- (85) 指摘あるいは解説は、とりわけ、重要な判断の余地 (たとえば、計上選択権および評価選択権または見積りに関する変動幅) がある場合に必要となる。また、各会計上の決定は、許容し得る変動幅の中にあるが、かかる決定が (たとえば、いずれも結果に偏った影響を与えるタイプのような) 総合的言明にある目的に向けた偏った影響を与える場合である。このような決定が下されたことを確認するためにも、指摘あるいは解説は必要である。そのため、たとえば年度の業績を高めることに狙いを定めた措置は、企業状況が緊迫している場合には、報告されなければならない。
- (86) 決算監査人は監査報告書において、その記載が単なる繰り返しになるかもしれない場合には、重要な評価基礎の記述に対して、附属説明書の対応する記載事項への注意を喚起することができる。またこの場合には、重要な評価基礎が総合的言明に与える影響について、監査報告書で記述されなければならない。その場合、必要な情報が自由に利用可能であり、報告書の受け手による年度決算書の総合的言明の判断に関する数量的な説明が必要である限り、かかる数量的説明も行われるべきである。ただし、附属説明書においては、判断の余地の活用が年度決算書の総合的言明に与える影響の記載を含まないのが通常である。そのため、監査報告書において、かかる事実関係の説明をなしで済ませることはできない。

- (87) 附属説明書への参照指示は、その方法または範囲において、商法典第321条第1項第1文により必要な報告の明瞭性と矛盾しない。附属説明書が、商法典第321条第2項第3文から第5文による報告義務のある記載事項を含む場合には、監査報告書においてこれらの記載事項を反復しまたは要約することが適切であるかを、個々のケースにおいて決定しなければならない。
- (88) 法定代表者による、計上および評価に関する決定の経済的目的適合性 (Zweckmasigkeit) の評価は、決算監査人の職務ではない。それらは事業上の政策決定として、監査報告書の受け手によって評価されなければならない。

3. 4. 2. 3. 評価基礎の変更

- (89) 商法典第252条第1項第6号により選択された評価基礎は、基本的に維持されなければならない。恣意性の排除は、評価方法の選択権 (Ansatzwahlrechte) の行使および裁量余地の活用を含め、会計報告全体に適用される。商法典第284条第2項第3号により、見積りおよび評価方法の継続的適用から逸脱した場合は開示され、その理由が述べられなければならない。またその影響が説明されなければならない。附属説明書がこのような記載事項を含む場合、附属説明書記載事項の参照指示に際して、第87項が考慮されなければならない。
- (90) 評価基礎の変更は、会計上の計上および評価方法の変更も、価値決定の要因の変更にも、とりわけ裁量余地の活用の変更にも関係する。また法的に許容しうる枠組の中で、評価基礎の行われた変更は、とりわけそれが目的指向でかつ偏って行われた場合、年度決算書の比較可能性と総合的言明に与える重大な影響を及ぼす。これは次のケースである。すなわち企業が、とりわけ経済成長が悪化している場合に、引当金を前年度の傾向に比べてより低く、つまり判断の余地の許容できる範囲の下限で見積るのである。
- (91) 評価基礎の変更は、個々にまたは事実関係形成措置と共に全体として、年度決算書の総合的言明に重大な影響を及ぼす場合、つまり、年度決算書によって伝達される資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の写像に重大な影響を及ぼす場合には、監査報告書において取り上げられなければならない。これは、たとえば、会計の政策的措置をつうじて、企業の財産状態、財務状態および収益状態の実際の展開と傾向が隠されるかまたは誇張して示されているケース、あるいは通常観察される会計上の関係または会計分析上の数値が著しく影響を受けているケースである。
- (92) 評価基礎の重要な変更は、個々に示されなければならない。その場合、繰り返しを避けるために、附属説明書の記載事項への参照が指示されなければならない (第87項を参照せよ)。評価基礎の変更を明瞭にするために、原則として数値化された記載がなされなければならない。この記述において、場合によっては、評価基礎の変更の結果として生じ、年度決算書の全体的言明に影響を与える将来の反対の効果を、将来の期間において結果が変化することを指摘する方法で、取り上げなければならない。
- 数値化された記載が、たとえば不確実性が存在することによって、言明能力がないように思われる場合、少なくとも年度決算書が全体的言明に与える影響に関する一般的傾向に従った言明がなされなければならない。
- (93) 法定代表者によってなされた許容しうる会計上および評価上の決定に関する査定は、商法典第264条第2項第2文の違反の場合を除いて必要とされない。しかし、重大な経済状況の進展を隠ぺいする会計政策上の措置は、商法典第264条第2項にしたがい記載する必要がある。また監査報告書において、年度決算書の正規性に関する言明の枠組みの中で判断されなければならない。

3. 4. 2. 4. 事実関係形成措置

- (94) 年度決算書の全体的言明の説明の枠内において、事実関係形成措置もまた取り上げなければならない。これは、次の場合に、財産対象物および負債の計上や評価に影響を及ぼす措置である。すなわち、
- ・ 決算監査人の判断によれば、決算書の受け手の予想に一致する一般的な形成 (Gestaltung) から逸脱している場合であり、かつ
 - ・ かかる一般的な形成からの逸脱が年度決算書の全体的言明に著しく影響を及ぼす場合である。

(95) この場合、年度決算書における財産状態、財務状態および収益状態の記述に重大な影響を与えるかもしれない事実関係形成に関して報告されなければならない。「資産担保証券 (asset-backed securities)」の取引またはペンジオン取引 (Pensiongeshafte) における債権の売却 (Forderungsverkaufe) のような個々の措置に際しては、財産状態の記述がなによりも重要である。「セール・アンド・リースバック」取引のような場合には、財務および収益状態の記述が中心を占める。更なる例として、次のような事実関係形成措置が問題となる。すなわち、

- ・ 研究開発の積極側計上および他の自己創設の無形財産対象物を伴う形成
- ・ 決算日に関係する年度決算書の総合的言明への影響 (粉飾 (window dressing))
- ・ 財産対象物の調達に関する購入からリースへの移行
- ・ 「特別目的事業体 (special purpose entities) (たとえば、リース会社 (Leasingobjektgesellschaften))」の使用
- ・ 交換 (「バーター (barter)」取引)
- ・ スtockオプション・プランの整備
- ・ コンツェルン内部取引あるいはそれに関連する者との取引

(96) 監査報告書の種類と範囲は、第90項から第92項までが対応するものとして適用される。

3. 4. 2. 5. 分類および解説

(97) 商法典第321条第2項第5文は、監査報告書の受け手の特別な情報ニーズに基づき、年度決算書の全体的な理解の必要がある限り、決算書項目の分析を規定している。その場合、とりわけ評価基礎とその変更ならびに事実関係形成措置の解説が商法典第321条第2項第4文にしたがって必要となり、また附属説明書にはない開示が含まれる。たとえば、正常な営業活動の結果からの売上総額および特別な措置の結果からもたらされる売上総額の分析が必要となる。かかる特別な措置は、営業活動の後退があり、繰り返されることはない特別な行動 (Sonderaktionen) がある場合である。かかる分析の目的は、特別な措置が、決算書に記述された収益状態に与える影響を指摘することにある。

(98) 年度決算書の特定の項目が分析された場合、それらはまた十分に説明されなければならない。これは、一般に、たとえば選択権の行使の変更または事実関係形成措置の実施が、個々の決算書項目の計上、評価または構成にいかなる影響を与えるかについて立ち入ることを必要とする。また、このような分析において、年度決算書に既に含まれている記載を、異なる記述で (abweichende Darstellung) 監査報告書に含めることができる。

(99) 上述の法律で要求される分析および説明の他に、追加の依頼または依頼人の希望にしたがって、さらに他の分析と解説を行うことができる。これを実行することは、企業にほとんどはつきりした内部報告体制が存在しない場合に、重要な情報およびコントロール手段を意味する。

(100) 財産状態についての貸借対照表の構成の概要に関して、第30項の範囲を超えたさらに詳細な記述、または収益状態に関する損益計算書の成果の源泉分析、または財産状態および収益状態に関する決算監査人の記録、ならびに場合によっては財務状態の記述に関する資本変動計算書は、一場合によっては業績構成、資本構成および財産構成についての指数によって一受け手の集団のために、決算監査をつうじた重要なサポートを意味する。

それゆえ、たとえば要約された一覧表、貸借対照表の構成、要約された経営経済上の言明能力のある当営業年度の数値と過年度の数値との対照、資本変動計算書またはキャッシュ・フロー分析といった形で、経営経済上の評価を取り入れることができる。その目的は受け手に、報告年度の企業の状態と発展動向を監査報告書において明確にすることにある。

(101) その他の分析と解説は、年度決算書の各項目の分析も含み、それによって営業年度の企業の財務上の比率を記録するのに役立つ、また報告書の受け手が年度決算書の細目を深く理解することを促す。加えて、前年

度との相違も明らかにされ、また他の重要な発見事項が伝達される。

- (102) 第99項から第101項の意味におけるその他の分析と解説がなされる限り、これらは、適切な名称によって監査報告書の明瞭性とわかりやすさを保証しなければならない。監査報告書の独自の段落（たとえば年度決算書の総合的言明に関する報告段落の直後）に採り入れるか、または監査報告書の付録（Anlage）に採り入れられなければならない。かかる分析は、商法典第321条第2項第3文から第5文の意味における年度決算書の総合的言明に関係しないため、年度決算書の総合的言明についての報告段落において採り上げてはならない。その他の分析と解説と、商法典第321条第2項第5文による分析と解説とを混同すると、報告書の読者は法的に要求された分析と解説を認識するのが困難になる。
- (103) 監査報告書上にまたはその付録として採り上げられた年度決算書の分析と解説は、一般的な諸原則にしたがい監査が課され、その結果企業の計画によりこれが未監査となつてはならない。このことから、決算監査の枠組における監査手続の拡大が規則的に生じる。

3. 5. リスク早期認識システムに対する確認事項

- (104) 商法典第321条第4項第1文にしたがい、株式市場で相場が付されている株式会社（株式法第3条第2項）の年度決算監査の際に、商法典第317条第4項による監査の結果が監査報告書に記述されなければならない。取締役は株式法第91条第2項により課せられた措置を講じたが、とりわけ監視システムを適切な形式で設置したか、および監視システムはその任務を果たすことができるかについて詳述されなければならない。さらに商法典第321条第4項第2項により、リスク早期認識システムを改善するための措置が必要かについても、取り上げなければならない。

かかる詳述は監査報告書の別個の段落、または監査報告書に対してその一部分として作成された報告書において取り入れられなければならない。監査報告書における報告は、組織に関する詳細な所見たる性質を有するものではない。

- (105) 決算監査人が、機能的なリスク早期認識システムが適切に設置されているという最終的な判断に至った場合、それはたとえば次の表現によって監査報告書において説明されなければならない。

「我々の監査は、取締役が株式法第91条第2項により要求されている措置、とりわけ監視システムの設置が適切な方法で講じられ、また監視システムが会社の存続を危うくする発展動向を早期に認識することができることを明らかにした。」

- (106) 取締役会によって設置されたリスク早期認識システムが企業活動を危うくする発展動向を早期に認識するのに適しておらず、その改善のための措置が必要である場合、決算監査人はこれを確認し、改善の必要がある領域を挙げなければならない。具体的な改善提案は商法典第321条第4項による報告義務の対象ではなく、そのため監査報告書に採り入れてはならない。取締役会が何らリスク早期システムを設置していなかった場合、そのことは指摘されなければならない。その上さらに、株式法第91条第2項に対する重大な違反について適切な指摘が、商法典第321条第2項第3文による報告に採り入れられなければならない。

- (107) 株式市場で相場が付されていない株式会社、すなわち商法典第317条第4項から第321条第4項までの適用がない株式会社の場合、決算監査の実施をつうじて確認され、株式法第91条第2文に対する法定代表者の違反を示す重大な事実は、商法典第321条第1項第3文により報告されなければならない。

株式法の規制が、他の法形式における会社の経営者の義務の範囲に及ぼす影響により、かかる会社の場合にも、商法典第321条第1項第3文の枠内で、その他の不正（第48項を参照せよ）に関する適切な報告が考慮されるべきである。

3. 6. 監査委任契約の拡大による確認事項

- (108) 決算監査の契約の拡大が被監査企業の会社約款または定款によって生じた場合、あるいは、その上さらに依頼者によって取り決められ、年度決算書または状況報告書とは関係がない場合（たとえば業務執行の監査

の場合)、かかる契約拡大の結果は、監査報告書の別個の段落において報告されなければならない。

3. 7. 確認の付記

(109) 商法典第322条第5項第5文により日付を付し、別の部分に署名された決算監査に関する付記はまた、場所、日付および署名した決算人の氏名を示して監査報告書に採り入れなければならない。監査報告書において再現された確認の付記は別個に署名することはできない。

3. 8. 監査報告書への添付

(110) 監査された年度決算書および状況報告書は、監査報告書に付録として添付される。このことは、決算監査に関する契約書 (Auftragsbestätigung) において基礎をなす委任条件 (Auftragsbedingungen) についても勧告される。

(111) 決算監査人と適切に補完的な契約を結ぶことによって、あるいは従来の実務にしたがって更なる付録を監査報告に含めることができる。

(112) たとえば、法的環境あるいはその変化、第99項以下にしたがった年度決算書の分析および解説の記述、または監査の際に獲得された知識に基づいた決算監査人の重要な状態のより一層の分析は、明瞭性の原則 (第13項以下を参照せよ) にしたがいかかる記述が既に監査報告書に含まれていない限り考慮に値する。

(113) 一般に企業の機関構成の変更、重要な定款変更ならびにその他の極めて重大な法的事態 (たとえば、長期契約の終了、既存の信託関係、未解決の訴訟および既存の老齢年金) は、法的状況の記述に含まれる。これは、税務上の基盤 (たとえば、既存の機関関係 (Organschaft)、税務上の外部監査 (Aussenprüfungen) に関する説明も適切である。

法的状況の変化が年度決算書および状況報告書に影響を及ぼすのであれば、かかる事項は追加的に、事実上即して監査報告書の関係する段落において記述されなければならない。

4. 監査報告書の署名と提出

(114) 監査報告書は委任された経済監査士により自筆で署名され (商法典第321条) かつ封印されなければならない (経済監査士法第48条第1項第1文)。その際、経済監査士は、他の職業上の名称を付け加えることなしに、“Wirtschaftsprüfer/Wirtschaftsprüferin” という職業上の名称を使用しなければならない (経済監査士法第18条)。経済監査会社が委任されている場合、法律による年度決算監査のケースでは、代表する資格のある者によってのみ署名が行われる。この者は同時に経済監査士であるか—有限会社の監査の場合および商法典第264a条の意味における株式会社と同等の企業の場合には—宣誓帳簿監査士である (経済監査士法第32条)。任意の決算監査の場合でも、経済監査士会議所 (WPK) の職業規約第18条にしたがい職業上の印章が用いられる。

(115) 通常の場合、監査報告書は確認の付記に署名した者によって署名されなければならない。少なくとも交付された監査報告書の1部は手書きで署名されなければならない。

(116) 監査報告書の署名は、—商法典第322条第5項第1文による確認の付記の署名と同様に—一場所および日付が指示されなければならない。その場合、かかる指示は基本的に確認の付記のものと一致しなければならない。このことは、この日付と監査報告書の発行との間に相当な時間がある場合にも適用される。

(117) 署名された監査報告書は、法定代表者に提出される (商法典第321条第5項第1文)。

監査役会が監査契約を締結している場合 (株式法第2項第3文)、商法典第321条第5項第2文により監査報告書は監査役会に提出されなければならない。ただし、その前に取締役会にあらかじめ意見を表明する機会が与えられている。決算監査人は、監査役会議長に監査報告書を引き渡すことによって提出義務を果たす。かかる監査報告書はさらに他の監査役会構成員に渡される。監査役会議長との調整のうえで、監査報告書の

昀終的なものが取締役会に渡されることが勧告される。

5. コンツェルン決算監査における監査報告書

(118) コンツェルン決算監査は、基本的に親企業の年度決算書の監査に関する報告から独立して報告されなければならない。その場合、一般的な報告の諸原則が適用される。以下で述べるコンツェルン特有の詳説と矛盾しない限り、第2項から第4項は意味に即して適用される。

5. 1. 監査委任契約

(119) 選任および委任についての詳述は（第23項を参照せよ）—コンツェルン決算監査人が選任されていないのであれば—商法典第318条第2項による任命の擬制（Fiktion）についての指示も含まなければならない。

5. 2. 基本的確認事項

(120) 商法典第321条第1項第2文にいう監査済み書類は、コンツェルン決算監査の場合において、商法典第317条第3項により監査されるべきであり、コンツェルン決算書に統合されている年度決算書も含まれる。

(121) 商法典第321条第1項第3文は、コンツェルン決算に際して、親企業およびそれに含まれる子企業が確認されるという事実に適用される。親企業の個別決算に対する報告義務が既に満たされたとの指摘を含んだ報告をせずに済ますことは、コンツェルン監査報告書においてのみ認められる。その場合、コンツェルン決算監査人は同時に親企業の決算監査人である。

5. 3. 監査の対象、方法および対象

(122) コンツェルン決算監査の対象について、監査されるべきコンツェルン会計報告がいかなる会計報告の諸原則に基づいて行われたかについて言及されなければならない。

(123) コンツェルン決算監査は、連結の範囲の監査、コンツェルン決算において関係する年度決算の正規性ならびに実施された連結手続に及ぶことが述べられなければならない。さらに、法律規定およびそれを補完する親企業の会社約款または定款の規定の遵守が取り上げられなければならない（商法典第317条第1項第2文と関連して第3項第1文）。その場合、コンツェルン決算書において統合された年度決算書がその時点において未監査であった場合である。同様のことは連結のための調整事項（Konsolidierungsbedingten Anpassungen）にも適用される。決算監査人は一たとえば商法典第264条第3文、第264b条の場合における—コンツェルン決算書に適用される規定（いわゆるHB II, 商法典第300条第2項, 第308条）に関する年度決算書の移行（Uerleitung）についても監査したことが記述されなければならない。

(124) 要求された説明および証憑資料がもたらされたかについての確認は、商法典第320条第3項で規定されている、親企業および子企業の法定代表者ならびにこれらの企業の決算監査人の提示（Vorlage）、許容（Duldung）および情報（Auskunft）義務に関連づけられなければならない。

5. 4. コンツェルン会計報告に対する確認事項および解説

5. 4. 1. 連結範囲およびコンツェルン決算書の日付

(125) コンツェルン決算書に含まれる企業の範囲（商法典第294条から第296条）は原則としてコンツェルン附属説明書（商法典第313条第2項による開示または商法典第313条第4項による所有する持分（Anteilsbesitze）の明細）により明白である。したがって、監査報告書は、かかる開示が的確であるという確認を限定することができる。監査されるべき証拠書類が十分にかつ完全に含まれていない場合には、一監査意見として可能な結論とは関係なく—監査報告書において異議を唱え、説明しなければならぬ。

(126) 加えて、非組入（Nichteinbeziehung）（商法典第295, 第296条）、比例連結（Quotenkonsolidierung）

(商法典第310条) および持分法 (Equity-Bilanzierung) (商法典第311条, 第312条) に関する諸規定が遵守されたかについて確認されなければならない。

(127) 組み入れられる子企業の年度決算書の決算日がコンツェルン決算書の決算日と異なり (商法典第299条第3項), コンツェルン決算書に組み入れられるべき, 商法典第299条第2項第2文に従った中間決算書が作成されていない場合, そのための前提 (Voraussetzungen) が提出されたか, またこれらの日付の間の子企業の財産状態, 財務状態および収益状態に関するとりわけ重大な事象が取り上げられたかについて確認されなければならない。そのほかに, 中間決算書を作成しないことによってどの程度の不確実性がもたらされるかについても確認されなければならない。

5. 4. 2. コンツェルン決算書に含まれる決算書の正規性

(128) コンツェルン監査報告書において, 商法典第317条第3項により監査の結果が取り上げられなければならない。また, コンツェルン決算書に含まれる年度決算書が正規なものであるかについて確認しなければならない。指令84/253/EWG (欧州第8指令) の要求に従い監査されなかった年度決算書は, 商法典第317条第3項第3文により, 当該年度決算書は金額上正確であるか, また連結の基礎として適切であるかについて確認しなければならない。当該年度決算書の正規性からの重大な逸脱は, コンツェルン監査報告書において取り上げられなければならない。

(129) 商法典第316条以下により, あるいは, 欧州第8指令の要求により, 組み入れられる年度決算書が監査されている限り, 商法典第317条第3項第1文 (商法典第317条第3項第2文および第3文) による年度決算書の監査についての法的義務は免れる。ただし, コンツェルン決算監査人は, 子企業の決算監査人の監査結果をその後の程度まで受け入れることができるかを吟味し, また少なくとも各決算監査人により作成された監査報告書を批判的に検討しなければならない。これらの年度決算書に無限定の確認の付記が与えられているのであれば, 各監査報告書のレビュー (Durchsicht) および場合によっては行われた確認についての参照指示があれば, コンツェルン監査報告書における適切な参照指示として十分である。組み入れられる年度決算書に限定付きの確認の付記または拒絶の付記が与えられている場合には, コンツェルン決算監査人によって下された判断を監査報告書において説明しなければならない。この判断は, 連結に基づけば取るに足らないものになるかに関して下され, 一そうでない場合には一コンツェルン決算書の言明に関する年度決算書の異議の重要性を評価することになる。

(130) 加えて, 組み入れられるべき企業の年度決算書について, コンツェルン決算書におけるコンツェルンの統一的な貸借対照表計上および評価への調整 (HB II, 商法典第300条第2項から第308条) が正規に実施されたかについて述べなければならない。

(131) 外国企業の決算書をコンツェルン決算書に組み入れるケースにおいては, 組み入れられる決算書およびその監査の正規性の判断の際に生じる特殊性ならびにコンツェルンの統一的な貸借対照表計上および評価への調整について報告しなければならない。

5. 4. 3. コンツェルン決算書

5. 4. 3. 1. コンツェルン決算書の正規性

(132) コンツェルン決算監査人はコンツェルン監査報告書において, コンツェルン決算書が法律規定および親企業の会社約款または定款の補完規定を遵守しているかについて確認しなければならない (商法典第321条第2項第1文)。

(133) とりわけ次のことが確認されなければならない。すなわち, コンツェルン決算書は組み入れられる決算書から導き出されたか, 言い換えれば, 適用されたコンツェルンの方法は法律規定に合致しており, その結果その正規性が付与されているかについてである。ここにはまた, 連結の記帳 (Konsolidierungsbuchungen) が適切に継続して行われているかについての確認を含む。

(134) コンツェルン決算書において、法務省によって公表されたドイツ会計基準委員会（DRSC）の勧告から逸脱してコンツェルン会計報告の諸原則の適用という法的選択権を行使した場合、かかる適用はコンツェルン会計報告の正規性に対するコンツェルン決算監査人の異議を根拠づけることにならない。しかし、コンツェルン決算監査人は監査報告書においてかかる逸脱を指摘しなければならない。

(135) コンツェルン附属説明書については、法律で要求された記載事項は完全であり、また適切であるかについて確認されなければならない。コンツェルン決算書がより広い範囲の諸要素（たとえば資本変動計算書（Kapitalflussrechnung）、セグメント報告書、ならびに商法典第297条第1項第2文に従った株式市場で相場が付された親企業の際には）、自己資本一覧表（Eigenkapitalspiegel）を含んでいる場合には、当該諸要素の正規性について確認されなければならない。

5. 4. 3. 2. コンツェルン決算書の総合的言明

(136) コンツェルン決算監査人は確認の付記において行った以下の表明を取り上げなければならない。すなわち、コンツェルン決算書がコンツェルン決算監査人の判断にしたがって、正規の簿記の諸原則を遵守した上で、コンツェルンの財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかについてである。その場合、商法典第321条第2項第3文に従って、コンツェルン貸借対照表、コンツェルン損益計算書およびコンツェルン附属説明書（場合によってはこれらは資本変動計算書、セグメント報告書および自己資本一覧表によって補完される）と一緒に作用することによって生じるコンツェルン決算書の総合的言明に焦点が合わせられなければならない（第72項以下を参照せよ）。

(137) 総合的言明の判断の際に、第72項以下に従った適用に関する報告に加えて、次のことも取り上げなければならない。すなわち、連結の枠内で、行使された選択権、活用された裁量余地ならびに事実関係形成措置が、コンツェルンの財産状態、財務状態および収益状態にどのように作用するかについてである。そのための例を掲げると次のとおりである。

- ・連結範囲の定義付け
- ・内部成果の消却（関連企業の場合も含む）および債権債務連結による差額の処理
- ・資本連結：－商法典第309条第1項による営業権または暖簾の処理：積極側計上および減額記入または準備金と明示的に相殺－商法典第301条第1項による連結方法（簿価法（Buchwert methode）または新評価方法（Neubewertungs methode））：コンツェルン自己資本に占める他社の様々な割合
- ・通貨換算の方法
- ・HB IIにおける積極側計上された潜在的租税の処理：積極側計上または積極側計上の上の中止の影響

5. 5. 商法典第298条に従う統合された監査報告書

(138) 商法典第298条第3項および第315条第3項により、コンツェルン附属説明書およびコンツェルン状況報告書は、特定の前提の下に、親企業の附属説明書および状況報告書に統合してもよい。かかる選択権の行使に際して、監査報告書も統合されることができる。その場合、統合された監査報告書は、個別の報告に適用される全ての要求事項を満たさなければならない。これはとりわけ、たとえば商法典第321条第1項第2文および第3文、同条第2項による確認は、親企業の年度決算書についても、コンツェルン決算書についても行われなければならないことを意味している。

5. 6. 国際的に認められた会計報告の諸原則により作成されたコンツェルン決算書の監査に関する報告の特徴

(139) 監査されるべき企業が、商法典第292a条の免除規定を要求し、そのため当該企業がコンツェルン決算書を商法上の諸原則ではなく、国際的に認められた諸原則により作成した場合には、監査報告書は商法典第321条に従い作成されなければならない。その場合、前述の諸原則から離れて、あるいはそれに加えて次の観点か

遵守されなければならない。

- (140) 監査の対象として、それぞれの国際的に認められた会計報告の諸原則により要求される証拠資料を開示しなければならない。かかる証拠資料は対応する諸原則の遵守について監査されなければならない。
- 国際的に認識された会計報告の諸原則により、指令83/349/EWG（第7EU指令）の第36条あるいは商法典第315条と異なり、（コンツェルン）状況報告書に関する作成義務は要求されない。しかし、商法典第292a条の第1項および第2項第3号において、コンツェルン状況報告書の作成が要求されており、またかかる必要条件是商法典第292a条第2項第2号記号bによる免除に関して、EU第7号指令との不可欠な調和から生じるため、次のことが指摘されなければならない。すなわち、EU第7号指令の第36条により要求される、コンツェルン状況報告書の代わりとなる記述であり、国際的な諸原則により要求される諸原則による資料に含まれていないものは、監査される資料に含まれる。
- (141) 親企業の法定代表者によるコンツェルンの状況の記述の判断に対するコンツェルン決算監査人の意見表明についての義務は、一般に商法典第321条第1項第2文に依存するが、原則として次の範囲にのみ限定される。すなわち、監査される証拠資料が決算監査によるかかる判断を可能にする場合である。商法典第321条第1項第2文の意味における監査される証拠資料は、商法典第292a条に従い国際的な会計報告の諸原則により作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の場合においては、そのときどきの諸原則により要求される証拠資料ならびにEU第7号指令第36条によりコンツェルン状況報告書に追加して要求される開示を含む。
- (142) 商法典第321条第2項第1文によるコンツェルン決算の正規性に対する確認は、監査される証拠資料がそのときどきの会計報告の諸原則を遵守しているかに関する確認の他に、商法典第292a条の免除規定の利用についての前提が存在するかについての詳説を含まなければならない。ここにはとりわけ、コンツェルン会計報告がEU第7号指令および場合によっては保険会社の貸借対照表および銀行の貸借対照表指令と一致しているか、またその言明能力（Aussagekraft）は、商法上の諸原則により作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の言明能力と同等であるかが含まれる。
- (143) 商法典第321条第2項第3文による報告は、国際的な会計報告の諸原則により作成されたコンツェルン決算書が商法上の正規の簿記の諸原則に結びつけられていないことに合わせられなければならない。それゆえにもっぱらコンツェルン決算書がそのときどきの会計報告の諸原則を遵守した上で、財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達しているかについてだけ取り上げなければならない。

6. 決算監査における報告の特殊なケース

6. 1. 追加的監査

- (144) 監査報告書の提出後に年度決算書またはコンツェルン決算書、状況報告書が変更されたときは、決算監査人は、この変更が必要である場合に限り、これらの証拠資料を改めて監査しなければならない（商法典第316条第3項第1文）。かかる追加的監査の結果は、商法典第316条第3項第2文に従い報告されなければならない。
- (145) 商法典第321条第1項第1文に従い、報告は書面により行われなければならない。これにより基本的には自主的な追加的監査報告書の形となる。追加的監査報告書は、当初発行された監査報告書および追加的監査報告書だけが共通に使われて良い旨の指摘を必ず含まなければならない。追加的監査報告書はもっぱら行われた変更に関係している。その結果、一般的な分類規定は原則として適用されない。
- 報告が例外的に当初の監査報告書に補足することにより生じる限り、決算監査人に当初発行された監査報告書の全ての部数が返還されることが保障されなければならない。
- (146) 追加的監査報告書において、第21項以下により年度決算書またはコンツェルン決算書、状況報告書またはコンツェルン状況報告書の変更の監査については、決算監査人の委任に関する冒頭で報告されなければならない。

ない。その場合、追加的監査は決算監査人により実施されなければならないため、追加の監査人の選任に関する指摘は考慮の対象ではない（商法典第316条第3項）。当初公表された監査報告書が補足されている場合には、委任に関する報告のみが必要となる。

(147) 行われた変更は、説明されなければならない。また追加的監査の種類および範囲が説明されなければならない。その際、法定代表者が変更に関する責任を負うのであり、かかる変更について、義務に従った監査の枠組において判断を下すことが決算監査人の任務であることを指摘することが勧告される。

(148) 追加的監査報告書または当初公表された監査報告書の補足において、行われた変更が法律規定または会社約款または定款の補完規定に従っているか、および変更を加えた後の決算書が全体として、正規の簿記の諸原則を遵守した上で、財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しているかについて確認しなければならない（商法典第321条第2項第3文）。変更が状況報告書またはコンツェルン決算書に関係している場合には、第28項以下ならびに第71項が適用される。

(149) 補足あるいは変更された確認の付記の文言は、追加の監査に関する報告書において再現されなければならない。変更された年度決算書あるいはコンツェルン決算書および状況報告書あるいはコンツェルン状況報告書は、当該報告書に付録として添付されなければならない。

6. 2. 監査委任契約の解約告知における報告

(150) 決算監査人が重大な理由から監査委任契約の解約を告知した場合（商法典第318条第6項および第7項）、商法典第318条第6項第4文に従いこれまでの監査の結果に関して報告しなければならない。かかる報告のためには本「IDW監査基準」が適切に適用されなければならない。

この報告義務は商法典第318条第6項および第7項による解約告知にのみ適用するのである。けれども、裁判所による交替による商法典第318条第1項第5項の場合、または無効な監査人の選任および監査人の履行不能による特別なケースにおいて、監査すべき会社による解約告知には適用されない。

(151) 監査委任契約に関する開示（第21項以下を参照せよ）は、監査委任契約の解約告知に際しての監査報告書であることが明瞭に示されなければならない。そのために、商法典第318条第6項第3文による監査委任契約の解約告知の理由が、監査報告書の当該文節で取り上げられることが勧告される。

(152) 報告義務は、それが監査委任契約の解約告知までに実施された監査行為後に決算監査人に生じる可能性がある限り、本「IDW監査基準」により構成される報告義務まで拡大される。決算監査人が要求された確認をどの程度おこなうことができるかは、各ケースの諸関係によって決定されなければならない。とりわけ、商法典第321条第1項第3文および第2項による報告は、解約告知が監査の終了時に初めて生じた場合には、例外的ケースとしてのみおこなうことができる。

決算監査人は、特定の事象が監査行為の終了までになお完了しないと判断することができる場合には、これが決算監査人の判断により会計報告の正規性に影響を及ぼし得ることを指摘しなければならない。

7. ISAとの一致

(153) 本IDW監査基準およびIDW PS 470は国際監査基準（ISA）第260号「ガバナンスに責任を負う者との監査の諸問題のコミュニケーション」を考慮している。

(154) 決算監査および職業実務に関するドイツの法律規定を考慮すれば、次の諸規定がISAから逸脱する。

- 全体の監督役員会（Board）または監査委員会に向けられているISA 260号第7項における決算監査人の選択とドイツの法律における株式法第107条第3項に係る株式法第171条—監査役に留保された職務としての会計報告の監査—は矛盾する。
- 監査される企業の経営管理者による監査役会への報告を決算監査人が引き受けることを可能にさせるISA 260号第17項による選択可能性は、法律により確定された監査報告書の受け手に基づくドイツの法律におい

ては与えられていない。

(155) ISA 260号に対して本「IDW監査基準」は監査報告書の形式および内容に関して補完する諸規制を含んでいる。ISA 260号第15項が書面と口頭による報告の選択を認めているのに対し、国内法は—ISA 260号第21項を参照—監査役会の会計会議における口頭の報告として、ならびに義務づけられた報告手段として監査報告書を規定しているのである。

資料 3

日本におけるドイツ監査研究文献（論文）

本資料は、1953年から2012年の約60年にわたるわが国のドイツ決算監査制度に関する文献の一覧である。本研究を構成する各章を作成するために、引用または参照したものは参考文献に掲げている。本資料に掲げたものはその対象ではないが、本研究を進めるにあたり間接的に参照したものである。また当該領域のすべての研究を網羅しているわけではなく、また論文に限定して記載している。ただし、わが国におけるドイツ決算監査制度に関する貴重な文献資料としてここに収録するものである。ドイツの決算監査制度を中心にして、各年代の研究の特徴と本研究の目的により、コーポレート・ガバナンスの領域に分類される文献も多く含まれている。

| 氏名 | 雑誌名 | 発行元 | 巻号 | 年月日 | ページ数 |
|--------|--|------------------|-------------|-----------|-----------|
| 山下勝治 | 「西独の「監査会社」を訪ねて」 | (中央経済社) | 第5巻第2号 | 1953年2月 | 191頁。 |
| 山下勝治 | 「西独の経営監査士制度」 | (産業経理協会) | 第13巻第2号 | 1953年2月 | 14-19頁。 |
| 木村重義 | 「ドイツ株式法上の監査」 | (東京大学経済学会) | 第24巻第2号 | 1956年3月 | 107-124頁。 |
| 山下勝治 | 「ドイツ監査制度」 | (産業経理協会) | 第16巻第9号 | 1956年9月9日 | 54-59頁。 |
| 高柳龍芳 | 「ドイツ監査概要書の作成原則—カー・フルツアの所説を中心として—」 | (神戸大学大学院研究学会) | 第5巻第4号 | 1958年12月 | 115-127頁。 |
| 高柳龍芳 | 「ドイツ監査報告書の形態—2—」 | (神戸大学大学院研究学会) | 第6巻第3号 | 1959年10月 | 25-35頁。 |
| 久保田音二郎 | 「ドイツの監査理論—監査制度に関する問題-2-—」 | (産業経理協会) | 第19巻第10号 | 1959年10月 | 96-103頁。 |
| 高柳龍芳 | 「ドイツ監査報告書の形態」 | (神戸大学大学院研究学会) | 第6巻第4号 | 1959年12月 | 27-38頁。 |
| 久保田音二郎 | 「ドイツの監査理論—監査計画、監査実施と監査報告に関する問題-3-—」 | (産業経理協会) | 第19巻第12号 | 1959年12月 | 88-93頁。 |
| 久保田音二郎 | 「ドイツ内部監査総説—1—」 | (産業経理協会) | 第19巻第2号 | 1959年2月 | 76-82頁。 |
| 久保田音二郎 | 「ドイツ内部監査総説—2—」 | (産業経理協会) | 第19巻第4号 | 1959年4月 | 92-97頁。 |
| 高田正淳 | 「ドイツの監査種類—法規に基く監査制度—」 | (神戸大学経済経営学会) | 第99巻第5号 | 1959年5月 | 70-75頁。 |
| 久保田音二郎 | 「ドイツ内部監査総説—3—」 | (産業経理協会) | 第19巻第5号 | 1959年5月 | 70-79頁。 |
| 久保田音二郎 | 「ドイツ内部監査総説—4—」 | (産業経理協会) | 第19巻第6号 | 1959年6月 | 87-94頁。 |
| 高柳龍芳 | 「ドイツ監査報告書の形態—1—」 | (神戸大学大学院研究学会) | 第6巻第2号 | 1959年7月 | 64-74頁。 |
| 久保田音二郎 | 「ドイツ内部監査総説—完—」 | (産業経理協会) | 第19巻第7号 | 1959年7月 | 70-75頁。 |
| 久保田音二郎 | 「ドイツの監査理論—監査の諸概念の構成-1-—」 | (産業経理協会) | 第19巻第9号 | 1959年9月 | 60-66頁。 |
| 久保田音二郎 | 「西独の外部監査と内部監査」 | (森山書店) | 第80巻第4号 | 1961年10月 | 569-581頁。 |
| 久保田音二郎 | 「西独の會計事情」 | (中央経済社) | 第13巻第3号 | 1961年3月 | 361-366頁。 |
| 久保田音二郎 | 「西独内部監査協会とその年次総会」 | (産業経理協会) | 第21巻第3号 | 1961年3月 | 39-44頁。 |
| 久保田音二郎 | 「西独の監査事情」 | (関西経済連合会) | No.104 | 1961年4月 | 55-58頁。 |
| 藻利重隆 | 「監査役会および取締役会と被用者代表制度—西ドイツの私企業について—」 | (森山書店) | 第81巻第1号 | 1962年1月 | 93-106頁。 |
| 山村忠平 | 「西独株式法改正と監査制度」 | (産業経理協会) | 第22巻第1号 | 1962年1月 | 57-62頁。 |
| 高田正淳 | 「西独の監査事情」 | (関西経済連合会) | 第16巻第1号 | 1962年1月 | 73-77頁。 |
| 高柳龍芳 | 「ドイツ法定監査の二元的性格について」 | (森山書店) | 第84巻第1号 | 1963年7月 | 125-135頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西独に於ける協同監査の形態」 | (名古屋学院大学) | 第3号 | 1965年8月 | 119-143頁。 |
| 高柳龍芳 | 「公認会計士の権限に関する—考察—ドイツ監査制度を基線として—」 | (関西大学商学会) | 第10巻第3-4-5号 | 1965年11月 | 279-299頁。 |
| 加藤恭彦 | 「監査意見形成の基本形態に関する素描」—E.チムマーマンの所説を中心として—」 | (名古屋学院大学産業科学研究所) | 通号6 | 1966年6月 | 1-31頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツにおける正視の監査原則について—株式法に基づく決算監査の範囲を中心として—」 | (名古屋学院大学産業科学研究所) | 通号8 | 1966年10月 | 196-218頁。 |
| 高柳龍芳 | 「西ドイツにおける監査規定の改正について」 | (関西大学商学会) | 第11巻第4号 | 1966年11月 | 349-364頁。 |
| 高田正淳 | 「西独監査報告書の実態と新法」 | (中央経済社) | 第18巻第11号 | 1966年11月 | 36-44頁。 |

| | | | | | | |
|-----------|--|-------------|------------------|----------|----------|-----------|
| 倉田三郎 | 「E.チムマーマン著久保田音二郎監訳「会計監査基礎理論-ドイツにおける監査思考-」」 | 『松山商大論集』 | (松山商科大学商経研究会) | 第18巻第2号 | 1967年6月 | 103-125頁。 |
| 高田正淳 | 「ドイツ監査士に関する一考察」 | 『国民経済雑誌』 | (神戸大学経済経営学会) | 第115巻第6号 | 1967年6月 | 16-28頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西独新株式法にみる監査証明書の限定・拒絶の問題」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第27巻第11号 | 1967年11月 | 61-67頁。 |
| 菅原菊志 | 「西独株式法における監査役制度-1-」 | 『民商法雑誌』 | (末川博) | 第57巻第2号 | 1967年11月 | 21-40頁。 |
| 菅原菊志 | 「西独株式法における監査役制度-2-」 | 『民商法雑誌』 | (末川博) | 第57巻第5号 | 1968年2月 | 3-23頁。 |
| 高田正淳 | 「新進監査研究の動向(高柳龍芳著「監査報告書論」森実著「近代監査の理論と制度」河合秀敏「監査理論の...」) | 『国民経済雑誌』 | (神戸大学経済経営学会) | 第117巻第2号 | 1968年2月 | 96-106頁。 |
| 高柳龍芳 | 「新株式法に基づく監査報告書の解説」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第28巻第3号 | 1968年3月 | 30-35頁。 |
| 高柳龍芳 | 「ドイツ株式法における監査制度について-1-」 | 『関西大学商学論集』 | (関西大学商学会) | 第13巻第1号 | 1968年4月 | 52-70頁。 |
| 高田正淳 | 「ドイツ監査制度の実情」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第28巻第4号 | 1968年4月 | 85-88頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツ監査制度における監査基準の制定-とくに専門意見書「監査実施基準」を中心として(海外会計論調)-」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第20巻第4号 | 1968年4月 | 30-38頁。 |
| 高田正淳 | 「ドイツにおける関係会社監査」 | 『国民経済雑誌』 | (神戸大学経済経営学会) | 第117巻第5号 | 1968年5月 | 67-80頁。 |
| 高柳龍芳 | 「総合意見と個別意見についての一見解<西独における監査意見を手がかりとして>」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第20巻第7号 | 1968年7月 | 80-87頁。 |
| 河本一郎, 岩崎稜 | 「西独の経済監査会社の実態」 | 『旬刊商事法務研究』 | (商事法務研究会) | 第454号 | 1968年7月 | 2-6頁。 |
| 久保田音二郎 | 「高柳龍芳著「監査報告書論-ドイツ法定監査を主題として-」」 | 『関西大学商学論集』 | (関西大学商学会) | 第13巻第3号 | 1968年8月 | 86-93頁。 |
| 高田正淳 | 「ドイツにおける監査役監査と会計士監査の関係」 | 『會計』 | (森山書店) | 第94巻第3号 | 1968年9月 | 13-29頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西独監査理論の新動向-監査基準の整備によせて-」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第28巻第11号 | 1968年11月 | 31-36頁。 |
| 菅原菊志 | 「西独株式法における監査役制度-3-」 | 『民商法雑誌』 | (末川博) | 第59巻第4号 | 1969年1月 | 3-14頁。 |
| 日下部与市 | 「各国会計士制度および監査制度の特徴」 | 『早稲田商学』 | (早稲田商學同政會) | 第206号 | 1969年1月 | 41-63頁。 |
| 白鳥庄之助 | 「西独コンツェルン決算監査報告書の記載事項に関する論争について」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第29巻第7号 | 1969年7月 | 19-24頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツ監査理論の一系譜」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第29巻第10号 | 1969年10月 | 64-69頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツの監査の実情-経済監査人・監査会社の業務と実態-」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第29巻第11号 | 1969年11月 | 130-135頁。 |
| 津田秀雄 | 「内部監査の任務について-西独における一つの見解を中心として-」 | 『経済人』 | (関西経済連合会) | 第24巻第3号 | 1970年3月 | 39-43頁。 |
| 津田秀雄 | 「西独における内部監査の任務について-W.バルマンの所説の検討(2・上)-」 | 『名古屋学院大学論集』 | (名古屋学院大学産業科学研究所) | 第7巻第1号 | 1970年3月 | 175-194頁。 |
| 高柳龍芳 | 「西独の監査報告書における説明事項について-限定と補足について-」 | 『會計』 | (森山書店) | 第97巻第6号 | 1970年6月 | 43-56頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツにおける監査思考の基礎(海外会計論調)」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第22巻第7号 | 1970年7月 | 24-30頁。 |
| 津田秀雄 | 「西独における内部監査と外部監査の協調とその限界について」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第23巻第10号 | 1971年9月 | 97-104頁。 |

- 高柳龍芳 「ドイツ監査基準の構造について—人的基準を中心として—」 『産業経理』 第31巻第10号 1971年10月 18-22頁。
 (産業経理協会)
- 高柳龍芳 「ドイツ監査制度に関する共同著作集について」 『産業経理』 第31巻第11号 1971年11月 109-115頁。
 (産業経理協会)
- 海外会計研究会 「西独監査基準試案」 『産業経理』 第31巻第11号 1971年11月 102-103頁。
 (産業経理協会)
- 加藤恭彦 「西ドイツ監査制度の研究—「開示法」を中心として—」 『産業経理』 第31巻第1号 1971年1月 137-142頁。
 (産業経理協会)
- 加藤恭彦 「ドイツ監査基準の研究—監査報告書を中心として—」 『企業会計』 第23巻第5号 1971年5月 28-34頁。
 (中央経済社)
- 海外会計研究会 「西ドイツ監査研究の二つの方向」 『産業経理』 第31巻第6号 1971年6月 134-136頁。
 (産業経理協会)
- 高柳龍芳 「ドイツにおける監査理論の一譜系」 『企業会計』 第23巻第6号 1971年6月 82-86頁。
 (中央経済社)
- 加藤恭彦 「ドイツにおける監査概念の純粋化—エグナーの所説を中心として—」 『甲南経営研究』 第12巻第2号 1971年9月 105-124頁。
 (甲南大学経営学会)
- 加藤恭彦 「西独監査基準の研究-2-人的基準を中心として」 『甲南経営研究』 第13巻第3号 1972年11月 71-86頁。
 (甲南大学経営学会)
- 加藤恭彦 「ドイツ監査基準の体系」 『産業経理』 第32巻第2号 1972年2月 124-127頁。
 (産業経理協会)
- 津田秀雄 「西独における内部監査と経済監査士の監査との協同監査について」 『企業会計』 第24巻第3号 1972年3月 27-32頁。
 (中央経済社)
- 加藤恭彦 「西独監査基準の研究-1 監査基準の基本構造-」 『甲南経営研究』 第12巻第4号 1972年3月 83-99頁。
 (甲南大学経営学会)
- 中西旭 「財務諸表監査報告の標準型-日・米・英および西独の短文式報告書の比較-」 『経理研究』 第12巻第4号 No.16 1972年4月 56-70頁。
 (中央経済社)
- 加藤恭彦 「西独経済監査士の責任問題」 『企業会計』 第24巻第7号 1972年7月 153-159頁。
 (中央経済社)
- 津田秀雄 「西独内部監査理論研究の一斑」 『企業会計』 第24巻第10号 1972年10月 139-144頁。
 (中央経済社)
- 海外会計研究会 「西独における協同監査」 『産業経理』 第33巻第2号 1973年2月 26-27頁。
 (産業経理協会)
- 加藤恭彦 「西独監査基準の研究-3-実施、報告基準」 『甲南経営研究』 第13巻第4号 1973年3月 127-146頁。
 (甲南大学経営学会)
- 加藤恭彦 「西ドイツ開示法監査制度の一考察(海外会計論調)」 『企業会計』 第25巻第4号 1973年4月 159-165頁。
 (中央経済社)
- 加藤恭彦 「外部監査の基本的機能—西独監査制度を中心として—」 『企業会計』 第25巻第8号 1973年8月 25-29頁。
 (中央経済社)
- 加藤恭彦 「西独における監査役監査制度の一考察」 『産業経理』 第33巻第11号 1973年11月 40-42頁。
 (産業経理協会)
- 津田秀雄 「西独決算監査人の独立性問題について」 『企業会計』 第25巻第12号 1973年12月 124-129頁。
 (中央経済社)
- 加藤恭彦 「西独監査基準の研究-4-試案と監督制度」 『甲南経営研究』 第15巻第4号 1975年3月 39-54頁。
 (甲南大学経営学会)
- 高柳龍芳 「ドイツにおける会計監査人の独立性の基盤」 『企業会計』 第27巻第7号 1975年6月 917-922頁。
 (中央経済社)
- 津田秀雄 「西独内部監査機関の人的組織構造」 『企業会計』 第27巻第13号 1975年11月 115-123頁。
 (中央経済社)
- 加藤恭彦 「西独監査制度の実態分析」 『甲南経営研究』 第16巻第4号 1976年3月 49-83頁。
 (甲南大学経営学会)
- 大石勝也 「西独における利用者再認識の監査論」 『企業会計』 第28巻第4号 1976年4月 74-80頁。
 (中央経済社)
- 同盟 「西独に新しい共同決定法-私企業に労使同数の監査役」 『同盟』 昭和51年5月号 68-69頁。
 (全日本労働総同盟)
- 加藤恭彦 「西独監査基準批判—F.グインケルマンの所説を中心として—」 『企業会計』 第28巻第5号 1976年5月 620-626頁。
 (中央経済社)
- 高田正淳 「西独における連結財務諸表監査」 『企業会計』 第28巻第8号 1976年7月 10-16頁。
 (中央経済社)

| | | | | | | |
|--------------|---|-------------|------------------|------------------|----------|-------------|
| 津田秀雄 | 「西独内部監査の実情」 | 『名古屋学院大学論集』 | (名古屋学院大学産業科学研究所) | 第13巻2・3・4号 併号 | 1977年8月 | 47-111頁。 |
| 大石勝也 | 「西独の決算監査人の独立性」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第29巻第9号 | 1977年9月 | 79-85頁。 |
| 高柳龍芳 | 「ドイツ監査制度における監査基準の改正」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第29巻第11号 | 1977年11月 | 1819-1824頁。 |
| 加藤恭彦 | 「コントロールシステムと監査制度-2-」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第18巻第2号 | 1977年11月 | 77-93頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西独監査基準の再編成」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第18巻第3号 | 1977年12月 | 89-114頁。 |
| 加藤恭彦 | 「コントロールシステムと監査制度-1-」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第17巻第4号 | 1977年3月 | 113-132頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西独監査制度の基本モデル」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第29巻第8号 | 1977年8月 | 1260-1268頁。 |
| 会田義雄 | 「ドイツの企業会計と監査の最近の動向」 | 『會計』 | (森山書店) | 第114巻第4号 | 1978年10月 | 508-523頁。 |
| 高柳龍芳 | 「西独における監査原則(資料)」 | 『関西大学商学論集』 | (関西大学商学会) | 第23巻第3・4号 | 1978年10月 | 304-333頁。 |
| 高柳龍芳 | 「西ドイツ改正監査基準における「正規の監査証明授与の原則」について」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第30巻第10号 | 1978年9月 | 1503-1508頁。 |
| 津田秀雄 | 「西独における業務監査概念の展開」 | 『名古屋学院大学論集』 | (名古屋学院大学産業科学研究所) | 第15巻第2・3号 併号 | 1978年12月 | 127-148頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西独株式法における投資家保護思考について」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第31巻第1号 | 1979年1月 | 36-42頁。 |
| 高柳龍芳 | 「各国における監査報告書の歴史とその意義-上-」 | 『関西大学商学論集』 | (関西大学商学会) | 第23巻第6号 | 1979年2月 | 535-556頁。 |
| 高柳龍芳 | 「各国における監査報告書の歴史とその意義-下-」 | 『関西大学商学論集』 | (関西大学商学会) | 第24巻第1号 | 1979年4月 | 57-78頁。 |
| 宗村秀夫 | 「西ドイツの公認会計士制度—制度の概要と現状—」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第39巻第7号 | 1979年7月 | 22-29頁。 |
| 余語豊 | 「西ドイツの監査制度」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第39巻第7号 | 1979年7月 | 30-37頁。 |
| 後藤紀一 | 「銀行倒産と行政庁・監査役の責任[上]-西独ヘルシュタット銀行倒産事件をめぐって-」 | 『旬刊商事法務』 | (社団法人 商事法務研究会) | 第876号 | 1980年7月 | 17-22頁。 |
| 後藤紀一 | 「銀行倒産と行政庁・監査役の責任[下]-西独ヘルシュタット銀行倒産事件をめぐって-」 | 『旬刊商事法務』 | (社団法人 商事法務研究会) | 第877号 | 1980年7月 | 32-36頁。 |
| 高柳龍芳 | 「ドイツの株式会社社の監督制度について」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第32巻第11号 | 1980年11月 | 1776-1781頁。 |
| 高柳龍芳 | 「ドイツの監査役監査と決算監査士監査の関係」 | 『関西大学商学論集』 | (関西大学商学会) | 第25巻第5号 | 1980年12月 | 427-449頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西独における監査役職能について-実態分析を中心として-」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第22巻第2号 | 1981年8月 | 39-78頁。 |
| 可見島俊雄 福應健 | 「書評-高柳龍芳著-「ドイツ監査制度論」」 | 『會計』 | (森山書店) | 第121巻第6号 | 1982年6月 | 951-956頁。 |
| | 「世紀交替期ドイツの株式会社「監査役 Aufsichtsrat-大企業における企業者組織をめぐる一考察-」 | 『経営史学』 | (経営史学会) | 第17巻第3号 | 1982年10月 | 53-77頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西ドイツにおける商法改正と監査制度について」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第42巻第6号 | 1982年10月 | 48-62頁。 |
| 加藤恭彦 | 「監査判断基準と監査意見の本質-西ドイツ会計諸法の改正に学ぶ-」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第23巻第2号 | 1983年1月 | 59-84頁。 |
| 森本滋 | 「西ドイツ有界会社の計算書類の監査・公開制度-1982年政府草案の紹介-」 | 『ジュリスト』 | (有斐閣) | 第783号 | 1983年2月 | 108-114頁。 |
| 森本滋 | 「西ドイツ会計監査人制度の改正-公認会計士と税理士の職域調整の観点より-」 | 『旬刊商事法務』 | (商事法務研究会) | 第965号 | 1983年2月 | 236-242頁。 |
| 可見島俊雄 | 「ドイツ監査論研究と監査制度-現代ドイツ監査論の特質を中心に-」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第43巻第1号 | 1983年4月 | 61-69頁。 |

| | | | | | | |
|-------|--|------------|-------------|----------|----------|-------------|
| 大石勝也 | 「企業の継続性の監査に関する一動向<続>-ドイツにおける動向について-」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第35巻第11号 | 1983年11月 | 1637-1645頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西ドイツにおける法定監査の拡大と監査人の選任問題」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第24巻第4号 | 1984年3月 | 43-60頁。 |
| 吉田修巳 | 「西独における経済監査士の業務と試験制度」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第36巻第3号 | 1984年3月 | 444-448頁。 |
| 津田秀雄 | 「西独内部監査機関の組織と人的構成の実態」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第36巻第9号 | 1984年9月 | 1245-1251頁。 |
| 高柳龍芳 | 「ドイツ監査の課題とその展開」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第37巻第2号 | 1985年2月 | 280-285頁。 |
| 高柳龍芳 | 「監査証明書の歴史」 | 『関西大学商学論集』 | (関西大学商学会) | 第29巻第6号 | 1985年2月 | 585-600頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西独監査報告書の最新動向-監査証明書の情報提供機能の拡大-」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第25巻第4号 | 1985年3月 | 35-52頁。 |
| 内藤文雄 | 「後発事象をめぐる西ドイツの現状-会計および監査上の取扱いと事例検討-」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第37巻第4号 | 1985年4月 | 530-539頁。 |
| 藤野信雄 | 「西独における税理士・税理代理士の決算報告書及び検査報告書作成基準の概要」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第37巻第6号 | 1985年6月 | 815-822頁。 |
| 高田正淳 | 「西ドイツ税理士の保証業務と監査」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第37巻第9号 | 1985年9月 | 1267-1275頁。 |
| 本多潤一 | 「西ドイツの監査とその周辺-1-法定監査に関する基本的事項」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第37巻第11号 | 1985年11月 | 1581-1585頁。 |
| 本多潤一 | 「西ドイツの監査とその周辺-2-資本的会社の階層区分」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第37巻第12号 | 1985年12月 | 1708-1715頁。 |
| 本多潤一 | 「西ドイツの監査とその周辺-3-新規法定監査の会社数」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第38巻第2号 | 1986年2月 | 264-272頁。 |
| 高田正淳 | 「西独における監査制度の改正」 | 『旬刊商事法務』 | (商事法務研究会) | 1066号 | 1986年2月 | 166-173頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西ドイツにおける監査報告書の実態-公認会計士自治会の調査を中心として-」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第26巻第4号 | 1986年3月 | 41-65頁。 |
| 中川美佐子 | 「西ドイツにおける経済監査士法改正と弁護士」 | 『国際商事法務』 | (国際商事法研究所) | 第14巻第3号 | 1986年3月 | 197-200頁。 |
| 尾西正美 | 「西ドイツ大企業の被用者代表監査役について」 | 『社会科学論集』 | (埼玉大学経済研究室) | 第58号 | 1986年3月 | 103-134頁。 |
| 本多潤一 | 「西ドイツの監査とその周辺-4-監査風土：法定監査と任意監査」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第38巻第3号 | 1986年3月 | 426-431頁。 |
| 加藤恭彦 | 「西ドイツ新商法と監査制度の改正」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第46巻第1号 | 1986年4月 | 66-79頁。 |
| 本多潤一 | 「西ドイツの監査とその周辺-5-監査風土：法定監査と任意監査」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第38巻第5号 | 1986年5月 | 721-725頁。 |
| 本多潤一 | 「西ドイツの監査とその周辺-6-監査風土：法定監査と任意監査」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第38巻第6号 | 1986年6月 | 874-878頁。 |
| 本多潤一 | 「西ドイツの監査とその周辺-7-完-完全性声明書・損害賠償事例」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第38巻第7号 | 1986年7月 | 1017-1022頁。 |
| 内藤文雄 | 「監査人による監査人の監査-ピア・レビュー-に対する西ドイツ経営監査士の反応-」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第46巻第2号 | 1986年7月 | 79-85頁。 |
| 加藤恭彦 | 「商法監査研究序説-西独財務諸表指令法を中心として-」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第27巻第2号 | 1986年11月 | 35-84頁。 |
| 加藤恭彦 | 「商法監査研究序説(続)-西独財務諸表指令法を中心として-」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第27巻第4号 | 1987年3月 | 69-104頁。 |
| 高柳龍芳 | 「債権者保護と監査目的」 | 『會計』 | (森山書店) | 第131巻第6号 | 1987年6月 | 729-744頁。 |

| | | | | | | |
|-------------|--|--------------------|---------------|------------------|----------|-------------|
| 川端保至 | 「19世紀ドイツにおける株式会社の会計監査-プロイセンの株式会社定款規定の研究-」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第47巻第4号 | 1988年1月 | 93-103頁。 |
| 菅原菊志 | 「株式会社取締役・監査役論序説-ドイツの監査役とアメリカの取締役会との比較-」 | 『法学』 | (第一法規) | 第52巻第1号 | 1988年4月 | 1-31頁。 |
| 加藤恭彦, 帯谷 泰輔 | 「EC会社法指令の制定と加盟国会計・監査制度の改正-EC会社法指令の国内化と加盟国における会計・監査制度の改正-ドイツにおける会計・監査制度の改正」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第40巻第7号 | 1988年7月 | 1018-1027頁。 |
| 高田正淳 | 「ドイツ会計・監査制度の基盤」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第40巻第9号 | 1988年9月 | 1281-1283頁。 |
| 黒田全紀 | 「ドイツ新会計法の問題点」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第40巻第9号 | 1988年9月 | 1284-1289頁。 |
| 高田正淳 | 「ドイツ監査制度と決算監査人監査」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第40巻第10号 | 1988年10月 | 1443-1452頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツ商法監査と監査基準」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第40巻第10号 | 1988年10月 | 1453-1458頁。 |
| 戸田秀雄 | 「ドイツにおける新法下の監査上の諸問題-決算書の監査義務について-」 | 『愛知学院大学経営研究 研究所所報』 | (愛知学院大学経営研究所) | 第27巻第1号 | 1988年11月 | 16-19頁。 |
| 川口八洲雄 | 「ドイツ新商法における監査規定-1-」 | 『大阪産業大学論集』 | (大阪産業大学学会) | 第74号 | 1989年3月 | 79-95頁。 |
| 津田秀雄 | 「ドイツ内部監査制度の生成と展開」 | 『経済理論』 | (和歌山大学経済学会) | 第229号 | 1989年5月 | 70-89頁。 |
| 津田秀雄 | 「ドイツ近代内部監査機関の形成」 | 『経済理論』 | (和歌山大学経済学会) | 第230号 | 1989年7月 | 93-120頁。 |
| 川口八洲雄 | 「ドイツ新商法における監査規定-2-」 | 『大阪産業大学論集』 | (大阪産業大学学会) | 第75号 | 1989年7月 | 1-15頁。 |
| 川口八洲雄 | 「ドイツ新商法における監査規定-3-」 | 『大阪産業大学論集』 | (大阪産業大学学会) | 第76号 | 1989年9月 | 23-33頁。 |
| 内藤文雄 | 「監査報告書の証明伝達機能-ドイツ改正商法による制度をめぐって-」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第49巻第3号 | 1989年10月 | 89-100頁。 |
| 津田秀雄 | 「ドイツ監査役監査制度の系譜」 | 『経済理論』 | (和歌山大学経済学会) | 第233号 | 1990年1月 | 21-39頁。 |
| 川口八洲雄 | 「ドイツ商法典による年度決算書に関する監査規定」 | 『大阪産業大学論集』 | (大阪産業大学学会) | 第77号 | 1990年2月 | 47-68頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツにおける監査基準の改正問題」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第42巻第2号 | 1990年2月 | 296-303頁。 |
| 加藤恭彦 | 「商法監査制度と監査基準の改定-ドイツを中心として-」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第30巻第1・2号 合併号 | 1990年2月 | 117-136頁。 |
| 内藤文雄 | 「会計監査におけるサンプリング・テストの意味-西ドイツ監査基準上での取扱いをめぐって-」 | 『研究年報・経営学・会計学・商学』 | (神戸大学経営学部) | 36 | 1990年3月 | 147-164頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツ監査制度発達史」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第31巻第2号 | 1990年9月 | 1-18頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツにおける監査理論研究の諸系譜」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第31巻第3号 | 1990年12月 | 27-45頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツにおける監査基準の生成と発展」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第31巻第4号 | 1991年3月 | 1-48頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツ商法監査制度とディスクロージャーの実態」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第32巻第1号 | 1991年6月 | 29-63頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツにおける監査理論の研究系譜」 | 『産業経理』 | (産業経理協会) | 第51巻第2号 | 1991年7月 | 33-44頁。 |
| 高柳龍芳 | 「監査意見の二重構造に関する分析的検討」 | 『関西大学商学論集』 | (関西大学商学會) | 第36巻第3号 | 1991年8月 | 217-235頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ECにおける監査人資格の調和化に関する研究-ドイツ監査制度を中心として-」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第32巻第2号 | 1991年9月 | 1-16頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツにおける監査基準の特質-監査基準の生成と発展を中心として-」 | 『會計』 | (森山書店) | 第140巻第4号 | 1991年10月 | 523-540頁。 |
| 内藤文雄 | 「決算書監査人の警告機能について」 | 『国民経済雑誌』 | (神戸大学経済経営学会) | 第165巻第3号 | 1992年3月 | 77-100頁。 |
| 高柳龍芳 | 「規範準拠性と適正表示をめぐって」 | 『會計』 | (森山書店) | 第141巻第3号 | 1992年3月 | 378-393頁。 |

| | | | | | | |
|-----------------------|---|---|---|--------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 千葉修身 | 「ドイツ」正規の決算監査の諸原則」の基本構造(2) -IdW・専門意見書 1/1988.2/1988.3/1988- | 『新潟大学経済論集』 | (新潟大学経済学会) | 第52号 | 1992年3月 | 93-112頁。 |
| 千葉修身 | 「ドイツ」正規の決算監査の諸原則」の基本構造(3) -IdW・専門意見書 1/1988.2/1988.3/1988- | 『新潟大学経済論集』 | (新潟大学経済学会) | 第53号 | 1992年8月 | 93-112頁。 |
| 正井章祐 | 「ドイツ法における監査役会と決算監査人との関係」 | 『公開会社と閉鎖会社 の法理』 『會計』 | (商事法務研究会) (森山書店) | 第一刷 第142巻第3号 | 1992年9月 1992年9月 | 605-630頁。 360-371頁。 |
| 内藤文雄 | 「企業の不確実性に対する監査判断の形成(1)-ドイツに おける確認の付記での取扱いの判断基準とその事例分 析-」 | 『會計』 | (森山書店) | 第142巻第4号 | 1992年10月 | 563-575頁。 |
| 千葉修身 加藤恭彦 | 「現代ドイツの「状況報告書」制度の論理」 「ドイツ監査基準の研究」 | 『産業経理』 『甲南経営研究』 | (産業経理協会) (甲南大学経営学会) | 第52巻第4号 第33巻第3・4号 併号 | 1993年1月 1993年3月 | 111-120頁。 21-89頁。 |
| 千葉修身 | 「現代ドイツ監査証明「確認の付記」の射程-エアレにみる 法律上の情報管轄権システムの論理-」 | 『會計』 | (森山書店) | 第143巻第5号 | 1993年5月 | 686-699頁。 |
| 可児島俊雄 加藤恭彦 戸田秀雄 | 「書評-加藤恭彦著-「現代ドイツ監査制度論」」 「ドイツにおける監査意見の実態」 「EC法下のドイツにおける監査上の諸問題-年度決算書 の監査義務と当該監査の対象と範囲-」 | 『甲南経営研究』 『地域分析(愛知学院 大学経営研究所所 報)』 | (森山書店) (甲南大学経営学会) (愛知学院大学経営研究 所) | 第144巻第5号 第34巻第3号 第32巻第2号 | 1993年11月 1993年12月 1994年3月 | 739-744頁。 1-27頁。 119-144頁。 |
| 小林量 | 「ドイツ・フランスにおける監査制度」 | 『企業監査とリスク管 理の法構造 連井良 憲先生・今井宏先生 古稀記念』 | (法律文化社) | | 1994年9月 | 323-344頁。 |
| 正井章祐 | 「EC会社法における監査制度」 | 『企業監査とリスク管 理の法構造 連井良 憲先生・今井宏先生 古稀記念』 | (法律文化社) | | 1994年9月 | 345-369頁。 |
| 畠田公明 | 「アメリカの監査制度」 | 『企業監査とリスク管 理の法構造 連井良 憲先生・今井宏先生 古稀記念』 | (法律文化社) | | 1994年9月 | 311-322頁。 |
| 福應健 加藤恭彦 | 「ドイツにおける「経営者資本主義」と「監査役 Aufsichtsrat」制度 1884~1930」 「ドイツ監査制度の実態」 | 『一橋論叢』 『甲南経営研究』 | (一橋大学一橋学会) (甲南大学経営学会) | 第112巻第5号 第35巻第3・4号 併号 | 1994年11月 1995年3月 | 103-119頁。 51-73頁。 |

| | | | | | | |
|-----------------|--|-------------------------|---------------------|------------|----------|-------------|
| 新山雄三 | 「二つの監査役会(Aufsichtsrat)像-ドイツ監査役会制度史における理念型(監査機関)と現実型(監査機関)-」 | 『企業と法 下』 | (有斐閣) | 第一刷 | 1995年12月 | 219-240頁。 |
| 渡辺朗 | 「ドイツ資本会社における協同決定の効果-モンタン共同決定法適用株式会社監査役会における意思形成および意思決定に対する従業員の寄与を中心として-」 | 『経済理論』 | (和歌山大学経済学会) | 第271号 | 1996年5月 | 18-37頁。 |
| 高島浩 | 「改革を迫られるドイツ監査役制度」 | 『月刊監査役』 | (日本監査役協会) | 第370号 | 1996年9月 | 17-31頁。 |
| 斎藤正 | 「ドイツの監査制度について」 | 『生活協同組合研究』 | (財)生活協同組合研究所) | 11月号 | 1996年11月 | 36-44頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツにおける監査市場の実態分析」 | 『JICPA ジャーナル』 | (日本公認会計士協会) | 第9巻第1号 | 1997年1月 | 45-53頁。 |
| 海外情報 | 「ドイツの監査役会と会計監査人の権限強化-会社法改正草案のポイント-」 | 『旬刊商事法務』 | (商事法務研究会) | 1447号 | 1997年2月 | 38-39頁。 |
| 正井草苳 | 「ドイツの監査役会制度の改革について-最近の動向-」 | 『姫路法学』 | (姫路獨協大学法学部) | 第22号 | 1997年3月 | 1-71頁。 |
| 加藤恭彦 | 「監査役監査制度の問題点-無機能化と活性化をめぐる」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第37巻第3・4号 | 1997年3月 | 1-27頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツ監査制度の変革動向」 | 『企業会計』 | (中央経済社) | 第49巻第10号 | 1997年10月 | 1332-1337頁。 |
| 小柿徳武 | 「会計監査人の情報提供機能とコーポレート・ガバナンス(1)」 | 『民商法雑誌』 | | 第117巻第2号 | 1997年11月 | 254-276頁。 |
| 小柿徳武 | 「会計監査人の情報提供機能とコーポレート・ガバナンス(2・完)」 | 『民商法雑誌』 | | 第117巻第3号 | 1997年12月 | 388-413頁。 |
| 内藤文雄 | 「企業のリスク管理システムおよびリスク情報に対する監査機能の拡張」 | 『国民経済雑誌』 | (神戸大学経済経営学会) | 第176巻第6号 | 1997年12月 | 47-61頁。 |
| 万仲脩一 | 「ドイツの共同決定監査役会と労働者の利益-ゲルム/シュタインマン/フェースの経験的研究を中心として-」 | 『商大論集』 | (神戸商科大学経済研究所・学術研究会) | 第49巻第4号 | 1997年12月 | 497-548頁。 |
| 永井和之 | 「コーポレート・ガバナンスと立法過程」 | 『民商法雑誌』 | | 第117巻第4・5号 | 1998年2月 | 513-527頁。 |
| 市川兼三 | 「コーポレート・ガバナンス-企業活動にとって株主とは何なのか-」 | 『民商法雑誌』 | | 第117巻第4・5号 | 1998年2月 | 528-545頁。 |
| 前田重行 | 「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスの問題」 | 『民商法雑誌』 | | 第117巻第4・5号 | 1998年2月 | 546-568頁。 |
| 宍戸善一 | 「日米比較コーポレート・ガバナンスと商法改正論議への示唆」 | 『民商法雑誌』 | | 第117巻第4・5号 | 1998年2月 | 599-621頁。 |
| 前田重行 | 「ドイツ株式会社における経営監査制度の改革」 | 『現代企業法の理論-菅原菊志先生古稀記念論集』 | (信山社出版) | 第一刷 | 1998年3月 | 592-630頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツ商法の改正と内部監査の法制化」 | 『月刊監査研究』 | (日本内部監査協会) | 第279号 | 1998年4月 | 7-13頁。 |
| 加藤恭彦, 遠藤久史 | 「ドイツにおける企業領域におけるコントロールと透明性に関する法律」の概説(1)」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第39巻第1号 | 1998年6月 | 129-141頁。 |
| ビューデンベンダー, 河本一郎 | 「ドイツにおける監査役会による取締役のコントロールの実態」 | 『月刊監査役』 | (日本監査役協会) | 第402号 | 1998年8月 | 10-14頁。 |

| | | | | | | |
|------------|---|-------------------------|-------------------|-------------|----------|-------------|
| 加藤恭彦 | 「ドイツ商法の改正と監査報告書制度-KonTraG(1998)を中心として-」 | 『関西大学商学論集』 | (関西大学商學會) | 第43巻第4号 | 1998年10月 | 1-19頁。 |
| 豊島勉 | 「ドイツにおけるコーポレートガバナンス-企業支配構造と経営者支配の問題を中心に-」 | 『修道商学』 | (広島修道大学商経学会) | 第39巻第2号 | 1999年3月 | 91-129頁。 |
| 加藤恭彦, 遠藤久史 | 「ドイツにおける「企業領域におけるコントロールと透明性に関する法律」の概説(2)」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第39巻第3・4号 | 1999年3月 | 87-114頁。 |
| 荒木和夫 | 「ドイツの監査制度とコーポレート・ガバナンス」 | 『月刊監査役』 | (日本監査役協会) | 第417号 | 1999年7月 | 43-51頁。 |
| 加藤恭彦, 遠藤久史 | 「ドイツにおける「企業領域におけるコントロールと透明性に関する法律」の概説(3・完)」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第40巻第2号 | 1999年9月 | 155-170頁。 |
| 万仲脩一 | 「ドイツの監査役会の類型とその選択および変化-ゲルムの所論を中心として-」 | 『大阪産業大学経営論集』 | (大阪産業大学学会) | 第1巻第1号 | 1999年10月 | 51-79頁。 |
| 吉田夏彦 | 「ドイツ監査役員の法的地位-Peter O.Mülbertの見解を中心として-」 | 『柏樹論叢』 | (日本文化大学) | 第2号 | 1999年11月 | 31-63頁。 |
| 早川勝 | 「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスの改正-1998年コントラック法における監査役監査と会計監査人監査制度の改正を中心として-」 | 『比較会社法研究 奥島孝康教授還暦記念第一巻』 | 奥島孝康教授還暦記念 第1巻 | | 1999年12月 | 317-342頁。 |
| 正井草作 | 「監査役会による企業のコントロール・ドイツの法規制-」 | 『比較会社法研究 奥島孝康教授還暦記念第一巻』 | 奥島孝康教授還暦記念 第1巻 | | 1999年12月 | 397-416頁。 |
| 三原園子 | 「ドイツの株式会社における監査役会の実務」 | 『比較会社法研究 奥島孝康教授還暦記念第一巻』 | 奥島孝康教授還暦記念 第1巻 | | 1999年12月 | 417-431頁。 |
| 早川勝 | 「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスの改正と保険相互会社」 | 『季刊 ビジネス・インサイト』 | (現代経営学研究会) | | 1999年 | |
| 加藤恭彦 | 「ドイツにおける監査報告制度と実態」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第40巻第3・4号 | 2000年3月 | 57-82頁。 |
| 塩原一郎, 井上普就 | 「日本とドイツの外部監査-1930年体制論の枠組からの考察-」 | 『會計』 | (森山書店) | 第159巻第5号 | 2001年5月 | 668-679頁。 |
| 池田良一 | 「ドイツにおける監査役会制度の現状と問題点」 | 『月刊監査役』 | (日本監査役協会) | 第444号 | 2001年5月 | 20-26頁。 |
| 三上磨知 | 「共同決定の正当性と統制にまつわる問題」 | 『大阪学院大学 流通・経営科学論集』 | (大阪学院大学流通・経営科学学会) | 第27巻第4号 | 2002年3月 | 3067-3094頁。 |
| 高橋紀夫 | 「ドイツおよびヨーロッパ連合における企業統治に関する試みについて」 | 『法学新報』 | (中央大学法学会) | 第108巻第9・10号 | 2002年3月 | 299-322頁。 |
| 藤嶋肇 | 「ドイツにおけるコーポレートガバナンスの展開-コーポレートガバナンス指針(Kodex)および TransPuGによる監督機能の強化-」 | 『法学新報』 | (中央大学法学会) | 第109巻第3号 | 2002年4月 | 133-154頁。 |
| 岐山幸繁 | 「ドイツ企業のリスク早期認識システムとその監査」 | 『広島県立大学論集』 | (広島県立大学) | 第6巻第1号 | 2002年8月 | 11-20頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツ財務諸表監査制度とコーポレート・ガバナンス規制」 | 『甲南経営研究』 | (甲南大学経営学会) | 第43巻第2号 | 2002年9月 | 1-28頁。 |

| | | | | | | |
|----------------------------|---|-------------------|-------------------|---------|----------|-------------|
| 三上磨知 | 「ドイツのコーポレート・ガバナンス-制度的側面を中心に」 | 『大阪学院大学流通・経営科学論集』 | (大阪学院大学流通・経営科学学会) | 第28巻第3号 | 2002年12月 | 3324-3339頁。 |
| 関孝哉 | 「ドイツのコーポレート・ガバナンス改革とその背景-テオドール・バウムス教授に聞く-」 | 『旬刊商事法務』 | (商事法務研究会) | 第1675号 | 2003年10月 | 90-100頁。 |
| 加藤恭彦 | 「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス法制と監査制度の改革」 | 『月刊 監査研究』 | (日本内部監査協会) | 3月号 | 2004年3月 | 1-8頁。 |
| 異島須賀子 | 「コーポレート・ガバナンスにおける監査-独米日の比較-」 | 『九州情報大学研究論集』 | (九州情報大学) | 第6巻第1号 | 2004年3月 | 43-58頁。 |
| 福應健 | 「書評-新山雄三著-「ドイツ監査役会制度の生成と意義-ドイツ近代株式会社法の構造と機能-」」 | 『経営史学』 | (経営史学会) | 第38巻第4号 | 2004年3月 | 104-107頁。 |
| 関孝哉 | 「ドイツのコーポレート・ガバナンス改革と企業の対応-ゲアハルト・クロンメ氏に聞く-」 | 『旬刊商事法務』 | (商事法務研究会) | 第1697号 | 2004年5月 | 113-118頁。 |
| 座談会 | 「国際監査基準の一連の改訂と日本の対応-スタートした“EU2005年”が監査に及ぼすインパクト-」 | 『JICPA ジャーナル』 | (日本公認会計士協会) | 第17巻第2号 | 2005年2月 | 11-25頁。 |
| 田村詩子 | 「企業における不正会計と企業統治-ドイツにおける会計監査システム改革-」 | 『龍谷法学』 | (龍谷大学法学会) | 第37巻第4号 | 2005年3月 | 1157-1238頁。 |
| 田淵進,Ralf BEBENROTH 野上千穂 | 「ドイツのコーポレート・ガバナンス・コードとその準拠表の明」 | 『大阪経大論集』 | (大阪経大学会) | 第56巻第5号 | 2006年1月 | 5-17頁。 |
| 池田良一 | 「ドイツ監査制度の動向に関する一考察-Marten/Köhlerの所説によせて-」 | 『経済情報学論集』 | (姫路獨協大学経済情報学会) | 第22号 | 2006年3月 | 55-71頁。 |
| 田中圭 | 「ドイツコーポレートガバナンス改革」における会社法の継続的改正-2005/06年におけるドイツ商法・株式法の改正・施行を中心に-」 | 『月刊監査役』 | (日本監査役協会) | 第512号 | 2006年4月 | 54-62頁。 |
| 白石涉 | 「現代ドイツ監査制度研究の焦点-K.Ruhnkeの所説によせて-」 | 『商学研究論集』 | (明治大学大学院) | 第28号 | 2008年2月 | 249-266頁。 |
| 岡田陽介 | 「コーポレートガバナンス・モデルの進化-ドイツのコーポレートガバナンス・モデルは米国モデルへ収斂するか-」 | 『国際学研究』 | (明治学院大学) | 第33号 | 2008年3月 | 1-60頁。 |
| 田中圭 | 「業務執行機関による監督・監査情報報告の意義と機能」 | 『法学研究論集』 | (明治大学大学院) | 第29号 | 2008年9月 | 203-225頁。 |
| 岡田陽介 | 「ドイツにおける「付すべき時価」の監査-公正価値監査研究に向けての一考察-」 | 『商学研究論集』 | (明治大学大学院) | 第30号 | 2009年2月 | 143-154頁。 |
| 池田良一 | 「ドイツ株式法における取締役の監査役会への報告制度の沿革(1)-1861年ADHGBから1937年株式法まで-」 | 『法学研究論集』 | (明治大学大学院) | 第30号 | 2009年2月 | 179-196頁。 |
| 岡田陽介 | 「ドイツにおける会計基準の改革とコーポレート・ガバナンスの強化-「金融危機」・「世界同時不況」の中での改革の苦渋」 | 『月刊監査役』 | (日本監査役協会) | 第558号 | 2009年7月 | 70-82頁。 |
| 岡田陽介 | 「ドイツ株式法における取締役の監査役会への報告制度の沿革(2・完)-1965年株式法以後の展開-」 | 『法学研究論集』 | (明治大学大学院) | 第31号 | 2009年9月 | 187-209頁。 |
| 岡田陽介 | 「ドイツにおける会社法と資本市場法による監査役会構成員の秘密保護の交錯」 | 『法学研究論集』 | (明治大学大学院) | 第32号 | 2010年2月 | 265-285頁。 |

| | | | | | | |
|--------------------------------------|---|--------------------------------|---------------------|----------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 二神恭一 | 「その後のドイツ共同決定-ドイツのコーポレート・ガバナンス-」 | 『神戸学院大学経営学論集』 | (神戸学院大学) | 第6巻第2号 | 2010年3月 | 11-34頁。 |
| ステファン R. ゲーテル(監訳) 大西千尋(訳) 大村剛大 | 「ドイツの株式会社の企業統治-基本原理と最近の展開-」 | 『国際商事法務』 | (国際商事法研究所) | 第38巻第4号 | 2010年4月 | 443-450頁。 |
| 本田良巳 山崎敏夫 | 「監査役会の役割-クローチエの所説を中心にして-」 「1990年代以降の「アメリカ化」の再来とドイツの企業経営 (I)-株主主権的経営, コーポレート・ガバナンスとそのドイツ的展開-」 | 『大阪経大論集』 『立命館経営学』 | (大阪経大) | 第61巻第3号 第49巻第5号 | 2010年9月 2011年1月 | 29-41頁。 141-168頁。 |
| 山崎敏夫 | 「1990年代以降の「アメリカ化」の再来とドイツの企業経営 (II)-株主主権的経営, コーポレート・ガバナンスとそのドイツ的展開-」 | 『立命館経営学』 | | 第50巻第1号 | 2011年5月 | 17-45頁。 |
| クリストフ・H・サイプト(訳) 齊藤真紀 松井秀征 | 「ドイツのコーポレート・ガバナンスおよび共同決定-弁護士, 監査役員, 研究者としての視点から-」 | 『旬刊商事法務』 | (商事法務研究会) | 第1936号 | 2011年7月 | 34-46頁。 |
| 松井秀征 | 「ドイツにおける株式会社法制度の運用実態とわが国への示唆(上)」 | 『旬刊商事法務』 | (商事法務研究会) | 第1941号 | 2011年9月 | 25-34頁。 |
| 陳浩 | 「ドイツにおける株式会社法制度の運用実態とわが国への示唆(下)」 | 『旬刊商事法務』 | (商事法務研究会) | 第1942号 | 2011年9月 | 28-34頁。 |
| 宮島英昭 海道ノブチカ | 「ドイツのコーポレート・ガバナンスの変容と監査役会改革の課題」 「日本の企業統治の改革:3つの焦点」 「ドイツのコーポレート・ガバナンス・システムの特徴:ゲルムの実証分析の基礎」 | 『立命館国際研究』 『月刊監査役』 『商学論究』 | (日本監査役協会) 関西学院大学 | 第24巻第2号 第597号 第59巻3号 | 2011年10月 2012年3月 2012年3月 | 547-574頁。 11-23頁。 15-34頁。 |
| 山崎敏夫 | 「ドイツにおける企業集中の展開, 独占形成と企業経営の問題-アメリカおよび1920年代との比較視点からの考察-」 | 『立命館経営学』 | | 第51巻第1号 | 2012年5月 | 1-19頁。 |
| 高橋英治 | 「ドイツの企業統治体制」 | 『月刊監査役』 | (日本監査役協会) | 第603号 | 2012年9月 | 14-22頁。 |

引用・参考文献一覧

【ドイツ語文献】

- Baetge, Jörg/LinBen, Thomas (1999): Beurteilung der wirtschaftlichen Lage durch den Abschlußprüfer und Darstellung des Urteils im Prüfungsbericht und Bestätigungsvermerk, in: Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis (BFuP), 51, Jg. (1999), S. 369-389.
- Baetge, Jörg (1998): Bilanzanalyse, Düsseldorf 1998.
- Baumbach, Adolf/Hopt, Klaus J (2006): Handelsgesetzbuch mit GmbH & Co., Handelsklauseln, Bank- und Börsenrecht, Transportrecht (ohne Seerecht), 32. Auflage, München.
- Böcking, Hans-Joachim/Orth, Christian (2000): Risikomanagement und das Testat des Abschlußprüfers, in: BFuP, 52. Jg. (2000), S. 242-260.
- Förschle, Gerhart (2001): Wirtschaftsprüfung in globalen Märkten, in: Die deutsche Rechnungslegung und Wirtschaftsprüfung im Umbruch, : Festschrift für Wilhelm Theodor Strobel zum 70. Geburtstag, hrsg. v. Freidank, Carl-Christian, München 2001, S. 269-302.
- Giese, Rolf (1998): Die Prüfung des Risikomanagementsystems einer Unternehmung durch den Abschlußprüfer gemäß KonTraG, in: Die Wirtschaftsprüfung (WPg), 51. Jg. (1998), S. 451-458.
- Graumann, Mathias (2009): Wirtschaftliches Prüfungswesen, Herne 2009.
- Gross, Gerhard/Möller, Manuela: Auf dem Weg zu einem problemorientierten Prüfungsbericht, in: Die Wirtschaftsprüfung (WPg), 57. Jg., 2004.
- Hackethal, Andreas/Schmidt, Reinhard H. (2000): Finanzsystem und Komplementarität, in: Kredit und Kapital, 15, Jg. (2000), S. 53-102.
- Hommelhoff, Peter/Mattheus, Daniela/Krumnow, Jürgen/Lenz, Hansrudi/Schruff, Wienand (1999): KonTraG – Mehr Kontrolle und Transparenz?, in: Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis (BFuP), 51, Jg. (1999), S. 437-453.
- Hommelhoff, Peter/Mattheus, Daniela (2003): Die Rolle des Abschlussprüfers bei der Corporate Governance, in: Handbuch Corporate Governance: Leitung und Überwachung börsennotierter Unternehmen in der Rechts- und Wirtschafts-praxis, hrsg. v. Hommelhoff, Peter/Hopt, Klaus J./von Werder, Axel. Stuttgart 2003, S. 639-671.
- Horváth, Péter (1993): Controlling, in: Handwörterbuch des Rechnungswesens, hrsg. v. Klaus Chmielewicz, und Marchcell Schweizer, Stuttgart 1993.
- Hunecke, Jörg (1998): Warnfunktion des Abschlußprüfers, in: Betriebswirtschaftslehre und Wirtschaftsprüfung, Nationale und Internationale Entwicklungstendenzen: Wolfgang Lück Zum 60. Geburtstag, hrsg. v. Schönbrunn, Norbert/Schulte, Axel/Siebert, Hilmar H. 1998. S. 265-280.
- IDW (2004a): IDW Prüfungsstandard: Ziele und allgemeine Grundsätze der Durchführung von Abschlussprüfungen (IDW PS 200), Stand: 28. 06. 2000, in: German Auditing Standards, Düsseldorf 2004, S. 1-21.
- IDW (2004b) IDW Prüfungsstandard: Die Prüfung des Risikofrüherkennungssystem nach § 317 Abs. 4 HGB (IDW PS 340), Stand: 11. 09. 2000, in: German Auditing Standards, Düsseldorf 2004, S. 1113-1139.
- IDW (2004c): IDW Prüfungsstandard: Rechnungslegungs- und Prüfungsgrundsätze für die Abschlussprüfung (IDW PS 201), Stand: 17. 11. 2000, in: German Auditing Standards, Düsseldorf 2004, S. 23-45.
- IDW (2004d): IDW Prüfungsstandard: Das interne Kontrollsystem im Rahmen der Abschlussprüfung (IDW PS 260) (Stand: 02. 07. 2001), in: German Auditing Standards, Düsseldorf 2004, S. 275-332.
- IDW Prüfungsstandard (2004e): Grundsätze für die ordnungsmäßige Erteilung von Bestätigungsvermerken bei

- Abschlussprüfungen (IDW PS 400), Stand: 01. 10. 2000, in: German Auditing Standards, Düsseldorf 2004, S. 757 –865.
- IDW Prüfungsstandard (2004f): Grundsätze ordnungsmäßiger Berichterstattung bei Abschlussprüfungen (IDW PS 450), Stand: 29. 09. 2003, in: German Auditing Standards, Düsseldorf 2004, S. 867 –953.
- IDW Prüfungsstandard (2005): Grundsätze für die ordnungsmäßige Erteilung von Bestätigungsvermerken bei Abschlussprüfungen (IDW PS 400), Stand: 28. 10. 2005, in: WPg, 58. Jg. (2005), S. 1382–1402.
- IDW (2006a): IDW Prüfungsstandard: Rechnungslegungs- und Prüfungsgrundsätze für die Abschlussprüfung (IDW PS 201), Stand: 18. 05. 2006, in: WPg, 59. Jg. (2006), S. 850–854.
- IDW Prüfungsstandard (2006b): Grundsätze ordnungsmäßiger Berichterstattung bei Abschlussprüfungen (IDW PS 450), Stand: 08. 12. 2005, in: WPg, 59. Jg. (2006), S. 113 –129.
- IDW (2008): IDW Prüfungsstandard: Rechnungslegungs- und Prüfungsgrundsätze für die Abschlussprüfung (IDW PS 201), Stand: 22. 08. 2008, in: IDW Fachnachrichten Nr. 4 (2008), S. 172–177.
- IDW (2009): Zusammenfassende Darstellung der Änderungen von IDW Prüfungsstandards aufgrund des Bilanzrechtsmodernisierungsgesetzes (BilMoG) in: IDW Fachnachrichten, Nr. 11 (2009), S. 533–545.
- IDW Prüfungsstandard (2010): Grundsätze für die ordnungsmäßige Erteilung von Bestätigungsvermerken bei Abschlussprüfungen (IDW PS 400), Stand: 24. 11. 2010, in: IDW Fachnachrichten Nr. 12 (2010), S. 538–565.
- Jacob, Hans-Joachim (2001): Die Transformation der International Standards on Auditing in deutsche Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung, in WPg, 54. Jg. (2001), S. 237–244.
- KonTraG (1998): Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG) (vom 28.01.1998), Deutscher Bundestag, Drucksache 13/9712.
- Lehwald, Klaus-Jürgen (2000): Die Erteilung des Bestätigungsvermerks bei Abschlussprüfungen, in: DStR (2000), S. 259–264.
- Link, Robert (2005): Abschlussprüfung und Geschäftsrisiko, Frankfurt 2005.
- Lück, Wolfgang (1999): Betriebswirtschaftliche Aspekte der Einrichtung eines Überwachungssystems und eines Risikomanagementsystems, in: Reform des Aktienrechts, der Rechnungslegung und Prüfung: KonTraG–KapAEG–EuroEG–StückAG, hrsg. v. Dörner, Dietrich/Menold, Dieter/Pfitzer, Norbert/Oser, Peter, Stuttgart 1999, S. 139 –176.
- Lück, Wolfgang (2000): Die Zukunft der Internen Revision: Entwicklungstendenzen der unternehmensinternen Überwachung, Berlin 2000.
- Lück, Wolfgang (2003): Betriebswirtschaftliche Aspekte der Einrichtung eines Überwachungssystems und eines Risikomanagementsystems, in: Reform des Aktienrechts, der Rechnungslegung und Prüfung: KonTraG–Corporate Governance–TransPuG, hrsg. v. Dörner, Dietrich/Menold, Dieter/Pfitzer, Norbert/Oser, Peter, Stuttgart 2003, S. 329 –375.
- Marten, Kai-Uwe/Quick, Reiner/ Ruhnke, Klaus (2006): Lexikon der Wirtschaftsprüfung–Nach nationalen und internationalen Normen, Stuttgart 2006.
- Marten, Kai-Uwe/Quick, Reiner/ Ruhnke, Klaus (2003): Wirtschaftsprüfung–Grundlagen des betriebswirtschaftlichen Prüfungswesens nach nationalen und internationalen Normen, Stuttgart 2003.
- Neubeck, Guido (2003), Prüfung von Risikomanagementsystem, Düsseldorf 2003.
- Pellens, Bernhard/Fülber, Rolf Uwe/Gassen, Joachim/Sellhorn, Thorsten (2011): Kapital 2 Internationalisierung der deutschen Rechnungslegung, in Internationale Rechnungslegung, 8. Auflage, Stuttgart 2011, S. 35–58.
- Shäfer, Joachim (2001): Das Überwachungssystem nach § 91 Abs. 2 AktG unter Berücksichtigung der besonderen Pflichten des Vorstands, Lohmar 2001.
- Zülch, Henning/Beyhs, Oliver/Hoffmann, Sebastian/Patrick, Krauß (2012): Enforcement–Guide Wegweiser für das

DPR-Verfahren, Berlin 2012.

Schruff, Wienand (2010): Weiterentwicklung der IDW Prüfungsstandards, in WPg, 63. Jg. (2010), S. 1.

TransPuG (2002): Entwurf eines Gesetzes zur weiteren Reform des Aktien- und Bilanzrechts, zu Transparenz und Publizität (Transparenz- und Publizitätsgesetz) (vom 11.04.2002), Deutscher Bundestag, Drucksache 14/8769.

【英語文献】

Benston, Georg J., Bromwich, Michael, Litan, Robert E., and Wagenhofer, Alfred (2006): “Corporate Financial Reporting and Regulation in Germany.” In *WORLDWIDE FINANCIAL REPORTING: The Development and Future of Accounting Standards*, Oxford 2006: 106-133 (川村義則・石井 明監訳『グローバル財務報告 その真実と未来への警鐘』, 中央経済社 2008年 157-198頁).

Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission [COSO] (1992): Internal Control—Integrated Framework, Jersey City 1992 (鳥羽至英, 八田進二, 高田敏文共訳『内部統制の統合的枠組み (理論編)』白桃書房 1996年).

IFAC (2003a): International Standards on Auditing 400 (ISA 400): Risk Assessments and Internal Control, in: Hand Book of International Auditing, Assurance, and Ethics Pronouncements, New York 2003.

IFAC (2003b): International Standards on Auditing 700 (ISA 700) : The Auditor’s Report on Financial Statements, in: Hand Book of International Auditing, Assurance, and, Ethics Pronouncements, New York, 2003 (日本公認会計士協会国際委員会訳 2001年6月公表 ISA 700「財務諸表の監査報告書」).

IFAC (2004): International Standards on Auditing 700 (ISA 700 Revised): The Independent Auditor’s Report on a Complete Set of General Purpose Financial Statements, : Hnandbook of International Auditing, Assurance, and Ethics Pronouncements, New York 2004.

IFAC (2008): International Standards on Auditing 200 (ISA 200): Objective and General Principles Governing an Auditing of Financial Statements, in: Hnandbook of International Auditing, Assurance, and Ethics Pronouncements, New York.

IFAC (2009): International Standards on Auditing 200 (ISA 200): Overall Objectives of the Independent Auditor and the Concept of an Audit in Accordance with International Standards on Auditing, in: Hnandbook of International Standards on Auditing and Quality Control, New York 2009.

Köhler, Annette G, Marten, Kai-Uwe, Reiner, Quick, and Ruhnke, Klaus (2008). “Audit regulation in Germany: improvements driven by internationalization.” In Quick, Reiner, Turley, Stuart, and Willkens, Marleen, eds. *Auditing, Trust and Governance: Developing regulation in Europe*, New York 2008: 111-143.

Krahn, Jan Pieter, and Schmidt, Reinhard H. (2004). “The Purpose and Structure of the Book.” In Krahn, Jan P. and Schmidt, Reinhard H., eds. *The German Financial System*. Oxford 2004: 3-18.

Leuz, Christian, and Wüstemann, Jens (2004). “The Role of Accounting in the German Financial System.” In Krahn, Jan P. and Schmidt, Reinhard H., eds. *The German Financial System*. Oxford 2004: 450 -515.

Schmidt, Reinhard H., and Tyrell, Marcell (2004). “What constitutes a Financial System in General and the German Financial System in Particular?” In Krahn, Jan P. and Schmidt, Reinhard H., eds. *The German Financial System*. Oxford 2004: 19-67.

Schmidt, Reinhard H. (2004). “Corporate Governance in Germany: An Economic Perspective.” In Krahn, Jan P. and Schmidt, Reinhard H., eds. *The German Financial System*. Oxford 2004: 387-424.

Suzuki, Yoshio (2007), “On the Nature of Contemporary Accounting and Its Research Methodology: from Picture Theory to Symbol Functioning Theory,” *Meidai Shogaku Ronso*, Vol.89 No.2 (2007), pp.143-149.

【日本語文献】

- 青木昌彦 (2008) 『比較制度分析序説—経済システムの進化と多元性』講談社。
- 五十嵐邦正 (2009) 「ドイツ会計制度とコーポレート・ガバナンス」『会計学研究』(日本大学商学部会計学研究所) 第23号 1-33頁。
- 石川祐二 (2002) 「「ドイツ会計基準第五号リスク報告」の意義—ドイツ会計制度の様相—」『會計』第162巻 第2号 225-237頁。
- 石川祐二 (2004) 「状況報告書とリスク・マネジメント—ドイツ会計制度におけるリスク報告の意味—」『會計』第166巻 第6号 846-858頁。
- 石川祐二 (2006) 『現代ドイツ管理会計制度論』森山書店。
- 稲見 亨 (2004) 『ドイツ会計国際化論』森山書店。
- 伊豫田隆俊 (2003) 『制度としての監査システム—監査の経済的機能と役割—』同文館出版。
- 遠藤久史 (1998) 「ドイツ株式会社・商法等の改正とコーポレート・ガバナンスへの対応 (一)」『會計』第154巻 第6号 949-958頁。
- 遠藤久史 (1999) 「ドイツ株式会社・商法等の改正とコーポレート・ガバナンスへの対応 (二)」『會計』第155巻 第1号 133-142頁。
- 小柿徳武 (1997) 「会計監査人の情報提供機能とコーポレート・ガバナンス (二)」『民商法雑誌』第117巻 第3号 388-413頁。
- 海外情報 (1997) 「ドイツの監査役会と会計監査人の権限強化—会社法改正草案のポイント—」『商事法務』第1447号 38-39頁。
- 海道ノブチカ (2005) 『ドイツの企業体制—ドイツのコーポレート・ガバナンス—』森山書店。
- 海道ノブチカ (2013) 『ドイツのコーポレート・ガバナンス』中央経済社
- 加藤恭彦 (1993) 『現代ドイツ監査制度論』千倉書房。
- 加藤恭彦 (1997) 「ドイツ監査制度の変革動向」『企業会計』Vol. 49 No. 10 中央経済社 1332-1337頁。
- 加藤恭彦 (1998a) 「ドイツ監査制度の新動向とコーポレートガバナンスの視点」(加藤恭彦編著『EUにおける会計・監査制度の調和化』中央経済社 所収) 47-68頁。
- 加藤恭彦 (1998b) 「ドイツ商法の改正と監査報告書制度—KonTraG (1998) を中心として—」『商学論集』(関西大学商学会) 第43巻 第4号 571-589頁。
- 加藤恭彦 (1998c) 「ドイツ商法の改正と内部監査の法制化」『月間監査研究』No. 279 7-13頁。
- 加藤恭彦 (1999) 「ドイツにおける内部監査制度とコーポレート・ガバナンス」(津田秀雄編著『コーポレートガバナンスと内部監査機能—内部監査の国際比較—』中央経済社 所収) 37-45頁。
- 加藤恭彦 (2000) 「ドイツにおける監査報告制度と実態」『甲南経営研究』第40巻 第3・4号 57-82頁。
- 加藤恭彦 (2002) 「ドイツ財務諸表監査制度とコーポレート・ガバナンス規制」『甲南経営研究』第43巻 第2号 1-28頁。
- 加藤恭彦・遠藤久史 (1998) 「ドイツにおける「企業領域におけるコントロールと透明性に関する法律」の概説 (1)」『甲南経営研究』第39巻 第1号 129-141頁。
- 蟹江 章 (2005) 「内部統制の議論の変遷と課題」『企業会計』Vol. 57. No. 3 338-345頁。
- 倉田幸路 (2003) 「ドイツ企業のIASへの対応」(佐藤信彦編著『国際会計基準制度化論』白桃書房 所収) 200-215頁。
- 鈴木義夫 (2000) 『ドイツ会計制度改革論』森山書店。
- 高柳龍芳 (1981) 『ドイツ監査制度論』関西大学出版部。
- 高柳龍芳 (1988) 『決算監査士制度』千倉書房。
- 多賀谷 充 (2006) 「内部統制をめぐる今後の展望」『企業会計』Vol. 58. No. 1 59-67頁。

- 田中 圭(2010)「ドイツ監査基準についての一考察—ドイツ経済監査士協会監査基準第314号改訂版を例に一」『商学研究論集』(明治大学大学院商学研究科)第33号 21-37頁。
- 田村詩子(2005)「企業における不正会計と企業統治—ドイツにおける会計監査システム改革—」『龍谷法学』第37巻 第4号 253-334頁。
- 千葉修身(1988)「リュック経営経済的監査論(1)—西ドイツ監査制度への予備的考察」『学葉(金沢学院短期大学紀要)』第29集 74-89頁。
- 千葉修身(1988)「リュック経営経済的監査論(2・完)—西ドイツ監査制度への予備的考察」『学葉(金沢学院短期大学紀要)』第30集 77-92頁。
- 千葉修身(2005a)「現代ドイツ会計制度研究の視座—「会計ガバナンス」の指定」『會計』第168巻 第3号 33-48頁。
- 千葉修身(2005b)「ドイツ「貸借対照表法改革法」に関する基礎研究」『明大商学論叢』第88巻 第1号 1-31頁。
- 千葉修身(2006a)「ドイツ「貸借対照表統制法」に関する基礎研究」『明大商学論叢』第88巻 第2号 1-19頁。
- 千葉修身(2006b)「ドイツ「決算監査人監督法」に関する基礎研究」『明大商学論叢』第88巻 第3号 1-13頁。
- 千葉修身(2010)「Bi1MoGとその草案の比較表—「ドイツ貸借対照表法現代化法」にみる現代会計の性質—」『明大商学論叢』第92巻 第1号 47-183頁。
- 津田秀雄(2002)『改訂ドイツ内部監査論』千倉書房。
- 内藤文雄(1992)「決算監査人の警告機能について」『国民経済雑誌』第165巻 第3号 77-100頁。
- 内藤文雄(1995)『監査判断形成論』中央経済社。
- 内藤文雄(1997)「企業のリスク管理システムおよびリスク情報に対する監査機能の拡張」『国民経済雑誌』第176巻 第6号 47-61頁。
- 内藤文雄(2008)「内部統制報告制度のもとでの監査の特徴と新たな展開方向」『會計』第173巻 第5号 687-706頁。
- 内藤文雄, 松本祥尚, 林隆敏編著(2010)『国際監査基準の完全解説: ISA ISRE ISAE ISRS IFAE ISQC』中央経済社。
- 中村真幸・石黒真吾編著(2010)『比較制度分析・入門』有斐閣。
- 日本公認会計士協会(2003)日本公認会計士協会国際委員会訳: 国際監査基準 200, 「財務諸表監査の目的及び一般原則」日本公認会計士協会。
- 日本証券経済研究所(1992)『図説 ヨーロッパの証券市場 1992年版』財団法人 日本証券経済研究所。
- 日本証券経済研究所(1997)『図説 ヨーロッパの証券市場 1997年版』財団法人 日本証券経済研究所。
- 日本証券経済研究所(2000)『図説 ヨーロッパの証券市場2000年版』財団法人 日本証券経済研究所。
- 日本証券経済研究所(2001)『外国証券関係法令集 ドイツ 証券取引法・取引所法・投資会社法他』日本証券経済研究所。
- 日本証券経済研究所(2004)『図説 ヨーロッパの証券市場2004年版』財団法人 日本証券経済研究所。
- 日本証券経済研究所(2008)『図説 ヨーロッパの証券市場2009年版』財団法人 日本証券経済研究所。
- 日本証券経済研究所(2009)『新外国証券関係法令集 ドイツ 有価証券取引法 取引所法 投資法他』日本証券経済研究所。
- 日本証券経済研究所(2012)『図説 ヨーロッパの証券市場2012年版』財団法人 日本証券経済研究所。
- 野上千穂(2006)「ドイツ監査制度の動向に関する一考察—Marten/Köhlerの所説によせて—」『経済情報学論集』(姫路獨協大学)第22号 55-71頁。
- 羽森直子(2011)「ドイツの金融システムを構成しているものは何か?」『流通科学大学論集—経済・経営情報編』第19巻 第2号 35-55頁。
- ボディ, ツヴィノ/マートン, ロバート・C. (大前恵一郎訳) (2009)『現代ファイナンス理論(改訂版)—意思決定のための理論と実践』ピアソン・エデュケーション。

- 正井章箒 (1997) 「ドイツの監査役会制度の改革について—最近の動向—」 『姫路法学』 第22号 1-71頁。
- 正井章箒 (2003) 『ドイツのコーポレート・ガバナンス』 成文堂。
- 町田祥弘 (2004) 『会計プロフェッションと内部統制』 税務経理協会。
- 松田 健 (2006) 「ドイツの資本構造の変化」 (高橋俊夫編著『コーポレート・ガバナンスの国際比較—米, 英, 独, 仏, 日の企業と経営』 中央経済社 所収) 87-115頁。
- 宮上一男, W. フレーリックス監修 (1993) 『現代ドイツ商法典 第2版』 森山書店。
- 森川八洲男 (1997) 「6章 企業会計」 (高橋俊夫, 大西健夫編著『ドイツの企業』 早稲田大学出版部 所収) 113-135頁。
- 森川八洲男 (1998a) 「EUにおける会計・監査の調和化の展開」 (加藤恭彦編『EUにおける会計・監査制度の調和化』 中央経済社 所収) 1-25頁。
- 森川八洲男 (1998b) 「ドイツにおけるディスクロージャー制度の動向」 『企業会計』 Vol. 50 No. 1 中央経済社 120-128頁。
- 山浦久司 (1993) 「各国の株式法制における監査機構 (監査役) の比較」 (日本監査研究学会編『監査役監査』 第一法規 所収) 37-78頁。
- 山浦久司 (2009) 『会計監査論 [第3版]』 中央経済社。
- 山本誠二 (1991) 『ドイツの金融・証券市場』 東洋経済新報社。
- 小松義明 (2000a) 「ドイツ監査制度における「監視システム」の経営経済的概念—W. Lückの所説によせて—」 『商学研究論集』 (明治大学大学院商学研究科) 第12号 121-139頁。
- 小松義明 (2000b) 「ドイツにおける監査報告書および確認の付記の変革動向—Baetge/Linßenの年度決算書分析を中心として—」 『商学研究論集』 (明治大学大学院商学研究科) 第13号 51-66頁。
- 小松義明 (2004) 「ドイツにおける監査証明「確認の付記」の変革—IDW監査基準400を中心として—」 『サービズ経営学部研究紀要』 (西武文理大学) 第4号 69-78頁。
- 小松義明 (2006a) 「ドイツにおける監査証明「確認の付記」の構造—国際監査基準 (ISA) 700との比較分析—」 『同志社商学』 第57巻6号 86-99頁。
- 小松義明 (2006b) 「ドイツ監査基準にみる内部統制システムの概念」 『産業経理』 Vol. 66 No. 1 43-50頁。
- 小松義明 (2007a) 「ドイツ監査制度におけるリスク早期認識システムの概念—内部統制システムの観点から—」 『経営行動研究年報』 第16号 105-110頁。
- 小松義明 (2007b) 「ドイツにおけるリスクマネジメントの監査—IDW監査基準340による決算監査人の任務—」 『経理知識』 第86号 56-70頁。
- 小松義明 (2011a) 「ドイツ監査基準にみる決算監査の目標と一般原則」 『経営論集』 (大東文化大学経営学会) 第21号 119-136頁。
- 小松義明 (2011b) 「ドイツ監査報告制度に関する基礎的研究 (1) —金融システムとの関係から—」 『経営論集』 (大東文化大学経営学会) 第22号 1-15頁。
- 小松義明 (2012a) 「ドイツ監査報告制度に関する基礎的研究 (2) —会計制度とコーポレート・ガバナンスの関係から—」 『経営論集』 (大東文化大学経営学会) 第23号 1-21頁。
- 小松義明 (2012b) 『ドイツ監査制度改革論—1998年KonTraGに基づく制度改革にみる現代ドイツ決算監査制度の特質とその制度基盤構造の研究—』 大東文化大学経営研究所。
- 小松義明 (2012c) 「ドイツにおける監査報告書制度の特質—商法典第321条とIDW監査基準第450号の検討—」 『経営論集』 (大東文化大学経営学会) 第24号 51-80頁。
- 小松義明 (2014) 「ドイツ監査報告制度に関する基礎的研究 (3) —長文式監査報告書の記載事項—」 『経営論集』 (大東文化大学経営学会) 第27号 19-40頁。